

第370回高知県議会（2月）定例会日程

月 日	曜 日	会 議	行 事
2月21日	水	本会議	開会 会期の決定（30日間） 議案の上程85件（予算41、条例33、その他11） 提出者の説明 濱田知事
22日	木	休 会	議案精査
23日	金	休 会	（祝日）
24日	土	休 会	
25日	日	休 会	
26日	月	休 会	議案精査
27日	火	休 会	議案精査
28日	水	休 会	議案精査
29日	木	本会議	質疑並びに一般質問 明神議員 中根議員 橋本議員
3月1日	金	本会議	質疑並びに一般質問 大石議員 西森(雅)議員 樋口議員
2日	土	休 会	
3日	日	休 会	
4日	月	休 会	議案精査
5日	火	本会議	質疑並びに一般質問 上田議員 岡本議員 田中議員
6日	水	本会議	質疑並びに一般質問 西内議員 加藤議員
7日	木	本会議	質疑並びに一般質問（一問一答） 土森議員 細木議員 坂本議員 畠中議員 寺内議員 竹内議員 塚地議員
8日	金	本会議	質疑並びに一般質問（一問一答） 岡田(竜)議員 武石議員 戸田議員 槇尾議員 下村議員 横山議員 土居議員 委員会付託
9日	土	休 会	
10日	日	休 会	
11日	月	休 会	委員会審査

12日	火	休 会	委員会審査
13日	水	休 会	委員会審査
14日	木	休 会	委員会審査
15日	金	休 会	
16日	土	休 会	
17日	日	休 会	
18日	月	休 会	委員会審査
19日	火	休 会	
20日	水	休 会	(祝日)
21日	木	本会議	委員長報告 討論 岡田(芳)議員 榎尾議員 採決 議案の追加上程 2 件 (第86号—第87号) 提出者の説明 濱田知事 採決 議案の上程 (議発第 1 号—議発第 3 号) 採決 議案の上程 (議発第 4 号—議発第 6 号) 採決 議案の上程 (議発第 7 号) 討論 はた議員 採決 常任委員の選任 議会運営委員の選任 継続審査の件 議長辞職の件 議長の選挙 副議長辞職の件 副議長の選挙 閉会

第370回高知県議会定例会会議録目次

招集告示	1
議員席次	1

第1日（2月21日）

出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	4
議事日程	4
諸般の報告	6
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
議案の上程、提出者の説明	7
濱田知事	7

第2日（2月29日）

出席議員	21
欠席議員	21
説明のため出席した者	21
事務局職員出席者	22
議事日程	22
諸般の報告	24
質疑並びに一般質問	
明神議員	25
1 政治姿勢（託された思いを込めた来年度予算案、施策体系を見直した意図、組織改編の狙いと職員への期待、人口減少克服の道筋と実現への決意、人口減少対策総合交付金で後押しする市町村の取組と仕組み、創設への思いと予算規模拡大の意図、中山間地域の住民の思いに応える取組と覚悟、広聴活動の充実）について	25
2 少子化対策（元気な未来創造戦略に掲げる目標実現への取組）について	27
3 外国人材の確保（覚書締結の狙いと今後の期待）について	28

4	エネルギー消費ゼロの住宅を目指して……………	30
5	住宅の耐震化（割増し補助制度の創設と耐震補強工事の普及）について……………	31
6	地震災害廃棄物処理の広域連携について……………	31
7	中学生の集団避難（震災発生後の学習機会確保及び市町村教育委員会との協議）について……………	32
8	四万十市新食肉センター（整備に対する支援、整備事業費の圧縮、スケジュール感）について……………	33
9	建設業の2024年問題（実施設計及び変更設計の工期の設定、4週8閉所を踏まえた発注方法）について……………	33
	濱田知事……………	34
	中村中山間振興・交通部長……………	42
	荻野土木部長……………	42
	武藤林業振興・環境部長……………	44
	長岡教育長……………	45
	杉村農業振興部長……………	45
	明神議員……………	46
	中根議員……………	47
1	政治姿勢（政治資金パーティー券の徹底調査、企業からの政治資金提供、知事の政治資金パーティー、総合企画部の設置、中山間対策が後退するイメージの再考、スポーツ行政の観光振興部移管、女性の声の受け止め、ジェンダーギャップ解消による女性人口増、管理職登用、人権・男女共同参画課の位置づけ）について……………	47
2	特定利用港湾（不安の声の受け止め、現状での指定受入れ、軍事利用化と軍民共用化の認識、災害対応に資する訓練と整備の要請、港湾管理者の権限の制限、使用差し止め、合意に関する認識、有事の米軍利用条件の認識）について……………	50
3	能登半島地震を受けた防災対策の徹底（教訓と取組、行動計画の見直し、福祉を災害救助法に位置づける法改正、被災者生活再建支援法と災害救助法による支援の拡充）について……………	51
4	産業振興と地域循環型経済（第5期産業振興計画での保健医療・福祉及び建設分野の位置づけ、訪問介護の基本報酬引下げと賃金引上げ、食品加工分野の弱さの分析と打開策、食品加工製品の消費を増やす施策展開）について……………	53
5	不登校対策（子供の声を聞くための調査、教員の精神的なゆとり、フリースクールの学費補助、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの正規配置、多様な教育機会の確保）について……………	55
	濱田知事……………	56
	中岡危機管理部長……………	63

山地子ども・福祉政策部長	64
沖本産業振興推進部長	65
長岡教育長	65
中根議員	67
濱田知事	68
長岡教育長	69
中根議員	69
橋本議員	69
1 政治姿勢（半島の道路インフラ強化整備、県西部・東部の構想路線の実現、半島振興法の延長・拡充、政治の信頼と透明性、納税者の思いの受け止めと対応、政治資金問題に関する姿勢の県民への発信）について	69
2 人口減少社会に対応するための多文化共生（グローバルな視点での処方箋、目指すべき外国人との共生社会、外国人住民を取り巻く環境、情報発信と企業への支援、外国人材に対する日本語教育、受入れが進んでいる業種、今後受入れが進む業種、日本語での生活に必要な政策、日本語教室を支える人材の育成・確保）について	72
3 一般事務職採用における国籍要件（撤廃後外国人の採用がなかった原因、公権力の行使や公の意思形成への参画に携わらない業務、人事運用と意欲への懸念、国籍条項撤廃の意義、市町村への外国人採用の呼びかけ、外国人枠の創設）について	73
4 水質環境保全のための浄化槽適正化（汚水処理人口普及率の改善、台帳システムの管理項目、台帳整備の進捗状況、改正浄化槽法への対応、合併処理浄化槽への転換）について	75
5 障害者福祉制度と介護保険制度の適用関係（障害者支援施設入所者の高齢化、制度の周知、介護保険サービス優先の制度への所見）について	76
濱田知事	78
岡村文化生活スポーツ部長	82
松岡商工労働部長	84
門田人事委員長	85
徳重総務部長	85
井上副知事	86
荻野土木部長	86
山地子ども・福祉政策部長	87
橋本議員	88
濱田知事	89
井上副知事	90
荻野土木部長	90

山地子ども・福祉政策部長	91
橋本議員	91

第3日（3月1日）

出席議員	93
欠席議員	93
説明のため出席した者	93
事務局職員出席者	94
議事日程	94
諸般の報告	96
質疑並びに一般質問	
大石議員	97
1 政治姿勢（目指すべき国の形、高知市への人口集中の要因と目指すべき県の形、地域経済循環率を高めた経済の底上げ、地域内乗数効果の可視化、こうち省エネ家電等購入応援キャンペーンでの登録店舗の要件変更と地元経済への配慮、公共施設で提供される食事の地産地消、地元農産物や水産物の販売拡大の現状と取組）について	97
2 水産政策（漁協への期待、新たな構想の検討、海業を生かした取組、支援）について	100
3 農業政策（土佐のかんきつに対する取組）について	102
4 物流問題（厳しい現状の把握と対策）について	103
5 防災対策（防災関連製品の被災地への提供手段）について	104
6 文化・教育政策（主権者教育での自由民権運動の学習と150年記念の活用、県詞の印象と活用及び周知、県史編さんの資料収集方針、文化財の災害対策、歴史資料の保存と収蔵庫の整備、旧陸軍歩兵第44連隊跡地の整備活用、スポーツを通じた青少年の国際交流と支援策、ミクロネシア連邦との連携）について	104
7 高知南高校跡地の活用（高知市との対話の進め方、総合企画部への所管替え）について	108
8 公共交通（路面電車の開業120周年記念）について	108
9 政策立案能力の向上（経験を高める場の提供、職員提案制度）について	108
濱田知事	109
沖本産業振興推進部長	116
杉村農業振興部長	117
松村水産振興部長	117

中村中山間振興・交通部長	118
松岡商工労働部長	119
長岡教育長	120
岡村文化生活スポーツ部長	121
大石議員	122
濱田知事	123
松村水産振興部長	124
大石議員	125
西森(雅)議員	125
1 政治姿勢（政治資金パーティー問題の本質と信頼を取り戻すための措置、総合計画の策定、人口減少対策へのさらなる予算計上と克服に向けた決意）について	125
2 南海トラフ地震対策（能登半島被災地派遣職員からの報告と対策に生かす決意、地盤沈降後の治水対策、水道事業統合の課題と取組、災害ボランティアセンターに関する協定の締結、災害中間支援組織の設置）について	126
3 建設業の労働力不足（建設ディレクターの積極的な導入）について	128
4 土佐くろしお鉄道（様々なデータや試算に基づいた支援策の検討）について	129
5 デジタルインフラ（データセンターの必要性和将来的な活用）について	130
6 日本一の健康長寿県構想（男性のHPVワクチン接種の有効性と助成制度創設、带状疱疹ワクチン接種の助成制度創設、県立病院における医薬品不足の実態と対応状況）について	130
7 子供・子育て施策（こども計画の策定及び子供や若者の意見反映）について	132
8 下水サーベイランス（実証事業の結果と活用、本格的な実施）について	132
9 四万十市新食肉センター（支援の決意）について	133
10 教育（高知国際中学校・高等学校の校歌への反応と感想、教員不足に対する取組、教員を目指す学生の奨学金返済支援、DXハイスクールの今後の進め方、専門高校での最新設備導入や機器更新の課題、最新設備を使いこなせる人材の確保、学びの多様化学校設置に向けた検討と展望、フリースクールの認識と助成制度）について	133
11 行政サービスのデジタル化（収入証紙の見直しと納付方法のデジタル化）について	135
12 旅費規程の見直しについて	135
濱田知事	136
荻野土木部長	140
山地子ども・福祉政策部長	141
中村中山間振興・交通部長	141
徳重総務部長	142

家保健康政策部長	143
笹岡公営企業局長	143
杉村農業振興部長	144
長岡教育長	144
池上会計管理者	148
西森(雅)議員	148
濱田知事	149
長岡教育長	149
西森(雅)議員	150
樋口議員	150
1 総合企画部の新設関連（夢を持てる具体的な政策、作文体質の改善）について	150
2 高知龍馬空港整備の大胆な発想（高知らしさが伝わる工夫）について	151
3 人口減少対策総合交付金と過疎問題（企業誘致件数や期限の設定、過疎地のトリアージ・令和の集団移転・過疎地のタックスフリーの提案、やる気ある市町村への重点支援と目標達成しない場合の交付金返還）について	152
4 高知県新エネルギービジョン（木質バイオマス利用量の全国順位と促進への取組、次期改訂版での目指す姿、エネルギー政策への意気込み、洋上風力発電への考え、メタンハイドレートの実用化に対する考え）について	154
5 県警察の発表基準（自由選挙妨害事件の公表、外国人研修生の事件の公表と治安対策）について	155
6 県東部の自動車道（目指す高知－安芸区間の開通時期、国に何年度までの完成を望むのか、芸西村村道における速度違反对策）について	157
7 芸西村ハウス地帯の冠水と渇水（対策、和食ダムの早急な完成と湛水への意気込み）について	157
8 津波避難タワーへの補助予算の復活について	158
9 農作物の適正な価格形成（デカップリング・所得補償の国への要望、県内農業協働組合の訴訟への関わり、ナスのアンチエイジング効果のPR）について	158
10 ユズ果汁の輸出拡大について	159
11 県予算への要望活動について	159
濱田知事	160
井上副知事	163
武藤林業振興・環境部長	164
高清水警察本部長	166
荻野土木部長	167
杉村農業振興部長	167

沖本産業振興推進部長	169
樋口議員	169

第4日（3月5日）

出席議員	171
欠席議員	171
説明のため出席した者	171
事務局職員出席者	172
議事日程	172
質疑並びに一般質問	
上田議員	174
1 災害関連（緊急消防援助隊の受入れ体制、輸送路の復旧、大型輸送ヘリの離着陸箇所、災害協定の一元管理とホームページへの掲載、医療コンテナの導入、財源の確保）について	175
2 人口減少問題（大学卒業後に残る留学生の数と進路、県内就職につなげる取組、中間管理住宅の移住以外の活用及び不動産業者等と協働した空き家対策、空家等管理活用支援法人の指定）について	178
3 スポーツ振興（ダンスの活用）について	181
4 関西圏アンテナショップ（名称の応募状況）について	181
5 林業の担い手不足と外国人技能者（外国人材の受入れ・育成、女性就労の後押し）について	182
6 総合評価方式の入札制度について	183
濱田知事	184
荻野土木部長	184
中岡危機管理部長	186
家保健康政策部長	186
岡村文化生活スポーツ部長	187
松岡商工労働部長	188
沖本産業振興推進部長	188
武藤林業振興・環境部長	189
上田議員	190
岡本議員	190
1 中山間地域の人口減少対策（若者が安心できる暮らしと結婚・子育てのために大切なこと、耕地面積の維持、新規就農目標、地域資源を生かした肥料の利用促進、養殖アオサノリの危機的状況、打開策、四万十川下流漁協からの	

要望に対する考え、下田地区の子供たちの要望活動、下田中学校に関する請願についての助言、婚活サポーターの活動支援、四万十市新食肉センター整備費への負担、市の意見の取り入れ) について……………	190
2 能登半島地震を受けた地震対策（四国8の字ネットワーク及び国道441号・439号の早期整備、自然災害と複合した原発事故からの避難計画と実効性、伊方原発3号機の廃炉と自然エネルギーへの転換）について……………	195
3 日の丸・君が代の強制に対する国際社会からの是正勧告（自由権規約委員会及びセアートの勧告内容、教育委員会や学校長への共有）について……………	196
濱田知事……………	197
杉村農業振興部長……………	200
松村水産振興部長……………	201
長岡教育長……………	202
山地子ども・福祉政策部長……………	202
荻野土木部長……………	203
岡本議員……………	203
長岡教育長……………	204
濱田知事……………	204
田中議員……………	205
1 人口減少への対応と対策（過去最低となった出生数の受け止め、1次産業と建設業における魅力ある仕事づくり、具体的な取組、水福連携の取組、集落活動センターの拡大、地域おこし協力隊を受け入れるための取組、移住者数目標達成に向けた強化策、空き家対策の取組状況と強化策、ヘルスケアイノベーションプロジェクト、市町村へ広げていくための取組、空港からごめん・なはり線へのアクセス強化、四国新幹線早期実現への思い、公共施設の集約化・複合化・長寿命化、指定管理施設における管理代行料積算方法の見直し、県民体育館の在り方、私立学校と県立学校の定員数協議、小中学校の学力と意欲の向上に向けた取組）について……………	205
2 南海トラフ地震対策（能登半島地震を踏まえた対応方針の見直し、水・食料備蓄の啓発強化、自衛隊や地元自治体との今後の連携、陸路の啓開、海路の啓開、空路の啓開）について……………	209
3 農業（田村利親氏の業績の調査と周知、ししまろの普及、園芸品の販売拡大）について……………	210
濱田知事……………	211
杉村農業振興部長……………	213
武藤林業振興・環境部長……………	214
松村水産振興部長……………	215
荻野土木部長……………	216

中村中山間振興・交通部長	218
沖本産業振興推進部長	220
徳重総務部長	221
岡村文化生活スポーツ部長	222
長岡教育長	223
中岡危機管理部長	224
田中議員	224
濱田知事	226
田中議員	227

第5日（3月6日）

出席議員	229
欠席議員	229
説明のため出席した者	229
事務局職員出席者	230
議事日程	230
諸般の報告	232
質疑並びに一般質問	
西内議員	233
1 人口減少対策（固定的な性別役割分担意識の解消と若年女性の定着率向上のつながり、県民への声かけ）について	233
2 デジタル化推進（県庁の行政手続のオンライン化及び人材の育成・確保、企業のデジタル人材の育成・確保、衛星通信サービスの導入、運転免許証とマイナンバーカードの一体化、免許情報の確認方法）について	235
3 南海トラフ地震対策（道路啓開計画の概要、協定の実効性を高める取組、高知市と宿毛市の長期浸水対策の見直し）について	236
4 教育（教員の意識や適性の把握、天皇への理解と敬愛の念を深める教育）について	237
5 林業振興（低密度植栽導入の背景、造林事業費補助金における林業適地以外の取扱い）について	239
6 民間活力の積極的導入（PFIの活用）について	239
濱田知事	240
徳重総務部長	242
松岡商工労働部長	243
高清水警察本部長	244

荻野土木部長	245
中岡危機管理部長	245
長岡教育長	246
武藤林業振興・環境部長	247
西内議員	248
加藤議員	249
1 政治姿勢（政策提言の手応えと成果）について	249
2 人口減少対策（若年層を含めた賃上げの実現、出会いや結婚の後押し、出生数減少の要因と少子化対策の強化）について	250
3 経済の活性化（企業誘致の成果と今後の取組、食品分野の輸出拡大、品目の開拓）について	251
4 防災・減災対策（四国8の字ネットワーク未整備区間解消への決意、県道中村宿毛線の整備状況と今後の見通し、応急給水の体制整備と上下水道施設の耐震化）について	252
5 教育（学力向上に向けた取組、地域の特性や課題への対応、家庭学習の充実、働き方改革の推進）について	253
6 中山間対策（集落活動センターの活性化、移住の強化と定住の後押し、地域で求められる医師の確保）について	254
7 特定利用港湾について	255
濱田知事	256
山地子ども・福祉政策部長	259
沖本産業振興推進部長	260
荻野土木部長	261
家保健康政策部長	261
長岡教育長	263
中村中山間振興・交通部長	264
加藤議員	265

第6日（3月7日）

出席議員	267
欠席議員	267
説明のため出席した者	267
事務局職員出席者	268
議事日程	268
諸般の報告	270

質疑並びに一般質問（一問一答）

- 土森議員一（濱田知事、荻野土木部長、武藤林業振興・環境部長、松村水産振興部長、杉村農業振興部長、山地子ども・福祉政策部長、中村中山間振興・交通部長、長岡教育長、松岡商工労働部長、岡村文化生活スポーツ部長）……………271
- 1 四万十川（知事の思い、環境改善のための岩石投入、新組織設立の状況、河床掘削、漁獲量の再生、アオサノリ・アオノリの再生、シンポジウムの開催）について……………271
 - 2 藻場の維持・拡大に向けた取組について……………274
 - 3 四万十市新食肉センターの整備（産業振興への貢献、取組）について……………275
 - 4 西部家畜保健衛生所の再編（畜産農家に対する説明、問題や支障が生じたときの対応）について……………276
 - 5 未婚化（サポートする仕組みづくり、正確な情報に触れる機会の提供、思い込みの是正、関係人口増加の取組、こうち出会いサポートセンターの特設会場の設置、婚姻増加の取組）について……………278
 - 6 教育（国旗・国歌の意義、道徳教育の推進、海外留学生目標数の達成、世界情勢を踏まえた教育の必要性、実践的なデジタル知識や技術を学ぶ場）について……………281
 - 7 外国人材（日本語能力向上の後押し、学びの場の整備）について……………284
 - 8 幡多農業高校の厩舎復旧に向けた対応について……………285
- 細木議員一（荻野土木部長、濱田知事、家保健康政策部長、山地子ども・福祉政策部長、長岡教育長、杉村農業振興部長）……………286
- 1 防災対策（段階的・非木造住宅耐震改修の全市町村での制度化、段階的改修制度補助金の引上げ、低コスト工法施工事業者の育成、課題、助成制度対象住宅の拡充、1.5次避難所の導入、難病患者等の災害時個別支援計画作成状況、配慮すべき内容の記載、学校体育館の空調設置状況、県立学校での設置計画、防災協力農地の協定・登録状況、課題、民有地の確保状況、目標達成に向けた課題、継続して居住できる仮設住宅の活用方法）について……………286
 - 2 教育行政（余剰時数の実態把握、夏休みの大幅短縮の実態把握、抜本的削減、県版学力テストの実施理由、参加しない選択の有無、中止）について……………291
- 坂本議員一（濱田知事、荻野土木部長、中岡危機管理部長、武藤林業振興・環境部長、山地子ども・福祉政策部長）……………295
- 1 能登半島地震を踏まえた南海トラフ地震対策の強化（担い手となる若い力、訪問市町村での課題の把握、長期浸水対策の再検証が遅れている要因、結果公表の目途、タナスカ地区・中の島地区の津波火災対策、長期滞在を想定した広域避難、事前交流への支援、トイレ確保と運営対策、津波避難ビルでの便袋の回収、地区別事前復興まちづくり計画具体化のための財源確保、津波避難ビルへの分散備蓄、集合住宅への公助支援、災害対応ガバナンスの在り

方、福祉避難所の開設、災害関連死の防止、最悪の事態を想定した取組への決意) について……………	295
島中議員一 (濱田知事、中岡危機管理部長、荻野土木部長、家保健康政策部長、武藤林業振興・環境部長) ……………	306
1 能登半島地震を踏まえた防災対策 (支援物資などの配付手だて、共助の育成、住宅の耐震化支援、ペットの飼育数、同行可能避難所の設置状況、所有者不在空き家の解体手順、市町村への周知、災害ケースマネジメントにおける専門家への費用、津波避難タワーの火災対策) について……………	306
寺内議員一 (荻野土木部長、濱田知事、長岡教育長) ……………	314
1 重要港湾 (須崎港港町地区の水深確保、大峰地区公共岸壁整備の進捗状況、港湾取扱貨物量ランキングでの四国内の順位、耐震強化岸壁の完成時期、高知港タナスカ地区の水深確保、高知新港コンテナバースの水深確保、今後の在り方、宿毛湾港の活用) について……………	314
2 県立盲学校・県立高知ろう学校体育館への空調整備 (検討に当たり参考にした点、供給燃料方式の決定に至った判断基準、LPガス方式の優位性、ハイブリッド方式への見解、採用しなかった理由、切替え操作の工程への見解、大規模地震時におけるLPガス事業者の復旧体制、マニュアル化による切替え作業の確実性向上、継続性の担保、トータルコストの比較、供給燃料分散化に対する見解) について……………	318
竹内議員一 (山地子ども・福祉政策部長、濱田知事、武藤林業振興・環境部長、杉村農業振興部長、松村水産振興部長) ……………	325
1 子育て支援策の自治体間格差 (現状、今後の支援の在り方、県内一律の支援制度の創設) について……………	325
2 気候変動の影響と適応 (気候変動適応センターの成果、農業への影響、水産業への影響、農業における適応策、水産業における適応策、歩むべき道を示す決意) について……………	329
塚地議員一 (長岡教育長、濱田知事、山地子ども・福祉政策部長) ……………	334
1 教育委員会のハラスメント対策 (被害者への誠実な対応、意見書への見解の公表、反省すべきこと、抜本的見直しのスケジュール、組織改革の決意) について……………	334
2 特定利用港湾 (国家安全保障戦略での記述、有事の対応も見据えたルールづくり、指定の認識、国の説明の場、協定文書の提出、案の公開、判断の時期) について……………	336
3 障害者福祉 (県独自の条例施行による具体的効果、合理的配慮の抜け道の懸念、取組を進めるための予算、移動用リフトの給付実績、自己負担額、日常生活用具への財政支援、人材育成) について……………	342

第7日（3月8日）

出席議員	347
欠席議員	347
説明のため出席した者	347
事務局職員出席者	348
議事日程	348
諸般の報告	350
質疑並びに一般質問（一問一答）	
岡田（竜）議員一（中村中山間振興・交通部長、濱田知事、山地子ども・福祉政策部長、 荻野土木部長、武藤林業振興・環境部長）	351
1 移住・定住促進（U・Iターンの明確な区別、定住に向けたサポート、ジェ ンダー意識への県民の意見）について	351
2 子供医療費助成（地域間格差の解消、未就学児医療費助成の所得制限）につ いて	353
3 治水と地震・豪雨による水害対策（河川整備の進捗状況、堤防の耐震化、ワ ンコイン浸水センサーの設置）について	355
4 国・県の森林環境税（森林経営管理法に向き合う決意、市町村への支援、す み分けの必要性）について	356
武石議員一（濱田知事、岡村文化生活スポーツ部長、山脇観光振興部長、沖本産業振 興推進部長、長岡教育長、井上副知事、武藤林業振興・環境部長）	358
1 高知桜が取り持つハワイとの交流の深化（桜を育てる皆様方へのメッセージ、 縁を深める取組、インバウンド戦略での位置づけ、地産外商戦略での位置づ け、高校生の交流の成果と課題、訪問団の結成）について	358
2 牧野植物園の機能強化（存在意義、職員へのメッセージ、次期指定管理での 処遇改善、海外での交流・研さん）について	362
戸田議員一（荻野土木部長、濱田知事、中村中山間振興・交通部長、山脇観光振興部 長、岡村文化生活スポーツ部長）	367
1 防災対策（市町村が担う道路啓開、集落と防災拠点間の通行確保、計画の チェック・見直しの指示、建設業の人材確保支援）について	367
2 野生鳥獣被害対策（市町村への支援内容、若者の狩猟免許取得者を増やす施 策、捕獲活動経費の現状、満額確保）について	369
3 観光案内板などの多言語化について	372
4 人口減少問題と中山間対策（将来人口推計の受け止め、中山間地域再興ビジョ ン策定における県民の声の調査方法、ビジョンへの反映、将来像と数値目標 達成のために県が果たす役割、市町村に期待する役割、中断・休止した国・	

県指定文化財の民俗芸能の数、保存と継承への支援) について……………	372
槇尾議員— (荻野土木部長、中岡危機管理部長、笹岡公営企業局長、山地子ども・福祉政策部長、長岡教育長、杉村農業振興部長、山脇観光振興部長) ……	377
1 県中央部の海岸における地震・津波対策 (香南工区の直轄事業化実現) について……………	377
2 消防広域化 (方向性、消防団との関係、進捗状況、今後の取組) について……………	378
3 少子化 (働き方改革に伴う県立病院の体制整備、産婦人科医・助産師の確保、バースセンター化、市町村の産後ケア事業の状況、課題解決、体制づくり) について……………	380
4 思春期の性教育 (教育現場での取組、相談窓口) について……………	384
5 山北みかんの振興 (優良農地の確保、これまでの輸出の取組、今後の取組) について……………	385
6 観光振興 (地域を拠点とする宿泊におけるソフト支援、ハード支援) について……………	387
7 北朝鮮による日本人拉致問題 (今後の取組、教育現場でのアニメめぐみも活用した人権問題としての取組) について……………	388
下村議員— (沖本産業振興推進部長、荻野土木部長、中岡危機管理部長、岡村文化生活スポーツ部長、長岡教育長) ……	389
1 食品表示アドバイス事業 (事業の見直し、製造業者への影響) について……………	389
2 総合評価方式 (対象委託業務の価格設定の狙い、制度設計、業界団体の声の反映) について……………	390
3 南海トラフ地震対策 (液状化の可能性がある地域への周知、食料の地域備蓄) について……………	392
4 多文化共生社会の実現 (不都合や不満の実態、状況、改善) について……………	393
5 教育 (探究学習の実態、トップダウンでの指導、学校運営協議会の実態、地元中学校からの進学率目標の達成、高校の地域存続、国際感覚の鋭い青少年の育成) について……………	395
横山議員— (荻野土木部長、濱田知事、家保健康政策部長、中岡危機管理部長、武藤林業振興・環境部長、岡村文化生活スポーツ部長、長岡教育長) ……	399
1 能登半島地震の教訓を踏まえた防災対策 (道路啓開計画への反映、国による積極的な道路啓開、地元建設業との連携、防災・復旧における意義、土木行政の在り方、水道の応急復旧対策等、応援職員の受入れ体制、復旧作業員の宿泊先確保、国土強靱化実施中期計画の早期策定と予算確保に関する提言、緊急輸送道路の防災上の課題、計画・調査の加速化に関する国への働きかけ) について……………	400
2 林道整備 (取組の成果、災害に強い林道の整備、着実な推進) について……………	406
3 軽音楽部活動の振興 (私立学校での活動状況、活動の意義、学校の理解とサ	

ポート体制、サポートと活性化) について……………	407
土居議員一 (濱田知事、山地子ども・福祉政策部長、沖本産業振興推進部長、家保健 康政策部長、岡村文化生活スポーツ部長、荻野土木部長) ……	410
1 少子化・人口減少対策 (県民の共感を得る必要性、不妊治療で誕生する命、 得た教訓、妊娠・出産の希望をかなえる政策、企業における支援実態、意識 調査、制度創設への支援策、条例化の検討) について……………	410
2 食品加工業継続支援事業費補助金 (市町村の対応状況、周知の対応、事業継 続の視点でのサポート) について……………	414
3 スポーツ行政 (スポーツツーリズム課新設の意義、県民体育館の再整備、春 野総合運動公園でのプロスポーツキャンプ継続) について……………	416
議案の付託……………	417

第8日 (3月21日)

出席議員……………	419
欠席議員……………	419
説明のため出席した者……………	419
事務局職員出席者……………	420
議事日程……………	420
諸般の報告……………	423
委員長報告	
金岡危機管理文化厚生委員長……………	423
下村商工農林水産委員長……………	426
上治産業振興土木委員長……………	430
明神総務委員長……………	433
討論……………	436
岡田(芳)議員……………	436
槇尾議員……………	438
採決……………	440
議案の追加上程、提出者の説明、採決 (第86号—第87号) ……	441
濱田知事……………	441
議案の上程、採決 (議発第1号—議発第3号 条例議案、規則議案) ……	442
議案の上程、採決 (議発第4号—議発第6号 意見書議案) ……	442
議案の上程、討論、採決 (議発第7号 意見書議案) ……	443
はた議員……………	443
常任委員の選任……………	445

議会運営委員の選任	445
継続審査の件	446
議長辞職の件	446
弘田議員	446
議長の選挙	447
加藤議員	448
副議長辞職の件	449
今城議員	449
副議長の選挙	450
金岡議員	450
前正副議長に対する謝辞	451
依光議員	451
閉会の挨拶	
加藤議長	452
濱田知事	452

巻末掲載文書

委員会報告書	455
意見書に関する結果について	456
議案の提出について	460
人事委員会回答書	463
監査委員回答書	464
議案付託表	465
議案の追加提出について	471
条例議案の提出について	
議発第1号 情報通信技術を活用した高知県議会の活動の推進に関する条例議案	472
規則議案の提出について	
議発第2号 高知県議会会議規則の一部を改正する規則議案	478
条例議案の提出について	
議発第3号 高知県議会委員会条例の一部を改正する条例議案	482
意見書議案の提出について	
議発第4号 若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書議案	484
議発第5号 訪問介護事業所への支援を求める意見書議案	487
議発第6号 JR四国のローカル線維持・確保を求める意見書議案	489

議発第7号 食料・農業・農村基本法の改正に当たり、国内農業の基盤強化を図るこ とを求める意見書議案	492
常任委員指名案	494
議会運営委員指名案	495
継続審査調査の申出書	496
委員会審査結果一覧表	498
議決一覧表	502

招 集 告 示

高知県告示第66号

高知県議会定例会を、令和6年2月21日に高知県議会議事堂に
招集する。

令和6年2月14日

高知県知事 濱田 省司

議 員 席 次

1番	竹内健造君	2番	戸田宗崇君
3番	上治堂司君	4番	桑鶴太朗君
5番	土森正一君	6番	槇尾絢子君
7番	久保博道君	8番	上田貢太郎君
9番	今城誠司君	10番	金岡佳時君
11番	下村勝幸君	12番	田中徹君
13番	土居央君	14番	横山文人君
15番	西内隆純君	16番	加藤漠君
17番	弘田兼一君	18番	明神健夫君
19番	三石文隆君	20番	畠中拓馬君
21番	依光美代子君	22番	大石宗君
23番	武石利彦君	24番	西森美和君
25番	寺内憲資君	26番	西森雅和君
27番	樋口秀洋君	28番	岡田竜平君
29番	田所裕介君	30番	橋本敏男君
31番	坂本茂雄君	32番	はた愛君
33番	細木良君	34番	岡田芳秀君
35番	岡本和也君	36番	中根佐知君
37番	塚地佐智君		

第370回高知県議会定例会会議録

令和6年2月21日（水曜日） 開議第1日

出席議員

1番 竹内健造君
 2番 戸田宗崇君
 3番 上治堂司君
 4番 桑鶴太朗君
 5番 土森正一君
 6番 榎尾絢子君
 7番 久保博道君
 8番 上田貢太郎君
 9番 今城誠司君
 10番 金岡佳時君
 11番 下村勝幸君
 12番 田中徹君
 13番 土居央君
 14番 横山文人君
 15番 西内隆純君
 16番 加藤漠君
 17番 弘田兼一君
 18番 明神健夫君
 19番 三石文隆君
 20番 畠中拓馬君
 21番 依光美代子君
 22番 大石宗君
 23番 武石利彦君
 24番 西森美和君
 25番 寺内憲資君
 26番 西森雅和君
 27番 樋口秀洋君
 28番 岡田竜平君
 29番 田所裕介君
 30番 橋本敏男君
 31番 坂本茂雄君
 32番 はた愛君
 33番 細木良君

34番 岡田芳秀君
 35番 岡本和也君
 36番 中根佐知君
 37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知事 濱田省司君
 副知事 井上浩之君
 総務部長 徳重覚君
 危機管理部長 中岡誠二君
 健康政策部長 家保英隆君
 子ども・福祉政策部長 山地和君
 文化・生活スポーツ部長 岡村昭一君
 産業振興推進部長 沖本健二君
 中山間振興・交通部長 中村剛君
 商工労働部長 松岡孝和君
 観光振興部長 山脇深君
 農業振興部長 杉村充孝君
 林業振興・環境部長 武藤信之君
 水産振興部長 松村晃充君
 土木部長 荻野宏之君
 公営企業局長 笹岡浩君
 教育長 長岡幹泰君
 人事委員長 門田純一君
 人事委員会会長 澤田博睦君
 公安委員長 小田切泰禎君
 警察本部長 高清水善弘君

代表監査委員 五百藏 誠 一 君
監査委員 高橋 慎 一 君
事務局局長

事務局職員出席者

事務局長 山本 和 弘 君
事務局次長 中島 勝 海 君
議事課長 吉岡 正 勝 君
政策調査課長 飯田 志 保 君
議事課長補佐 杉本 健 治 君
主 幹 大川 美 千 子 君



議 事 日 程 (第 1 号)

令和6年2月21日午前10時開議

- 第 1 号 令和6年度高知県一般会計予算
- 第 2 号 令和6年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第 3 号 令和6年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第 4 号 令和6年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第 5 号 令和6年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第 6 号 令和6年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第 7 号 令和6年度高知県県債管理特別会計予算
- 第 8 号 令和6年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第 9 号 令和6年度高知県国民健康保険事業特別会計予算

- 第 10 号 令和6年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第 11 号 令和6年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第 12 号 令和6年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 第 13 号 令和6年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
- 第 14 号 令和6年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第 15 号 令和6年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第 16 号 令和6年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 17 号 令和6年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 18 号 令和6年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第 19 号 令和6年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第 20 号 令和6年度高知県流域下水道事業会計予算
- 第 21 号 令和6年度高知県電気事業会計予算
- 第 22 号 令和6年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第 23 号 令和6年度高知県病院事業会計予算
- 第 24 号 令和5年度高知県一般会計補正予算
- 第 25 号 令和5年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第 26 号 令和5年度高知県旅費集中管理特別会計補正予算
- 第 27 号 令和5年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第 28 号 令和5年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第 29 号 令和5年度高知県県債管理特別会計補正予算

第 30 号	令和5年度高知県土地取得事業特別会計補正予算		関する条例及び高知県税条例の一部を改正する条例議案
第 31 号	令和5年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算	第 49 号	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案
第 32 号	令和5年度高知県災害救助基金特別会計補正予算	第 50 号	高知県住民基本台帳法施行条例等の一部を改正する条例議案
第 33 号	令和5年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算	第 51 号	高知県消防法関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案
第 34 号	令和5年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算	第 52 号	高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
第 35 号	令和5年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算	第 53 号	高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例議案
第 36 号	令和5年度高知県県営林事業特別会計補正予算	第 54 号	高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案
第 37 号	令和5年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算	第 55 号	高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
第 38 号	令和5年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	第 56 号	高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 39 号	令和5年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	第 57 号	高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び高知県指定居宅サービス等の事業等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
第 40 号	令和5年度高知県流域下水道事業会計補正予算	第 58 号	高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 41 号	令和5年度高知県病院事業会計補正予算	第 59 号	高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
第 42 号	障害のある人もない人も共に安心して豊かに暮らせる高知県づくり条例議案	第 60 号	高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
第 43 号	高知県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例議案	第 61 号	高知県精神科病院における任意入院
第 44 号	こうち奨学金返還支援基金条例議案		
第 45 号	高知県公立学校情報機器整備基金条例議案		
第 46 号	高知県部設置条例の一部を改正する条例議案		
第 47 号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 48 号	知事等の損害賠償責任の一部免責に		

者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例議案	する議案
第 62 号 高知県安心こども基金条例の一部を改正する条例議案	第 78 号 行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託の廃止に関する議案
第 63 号 高知県女性相談支援センター設置条例の一部を改正する条例議案	第 79 号 権利の放棄に関する議案
第 64 号 高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	第 80 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 65 号 高知県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例の一部を改正する条例議案	第 81 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 66 号 高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案	第 82 号 県が行う土木その他の建設事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 67 号 高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例議案	第 83 号 県が行う流域下水道の維持管理に要する費用に対する市の負担の変更に関する議案
第 68 号 高知県漁港管理条例及び高知県漁港区域内における行為の規制に関する条例の一部を改正する条例議案	第 84 号 包括外部監査契約の締結に関する議案
第 69 号 高知県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	第 85 号 一級河川の指定に関する議案
第 70 号 高知県建築基準法施行条例及び高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案	————— ∞∞∞ —————
第 71 号 高知県港湾施設管理条例の一部を改正する条例議案	午前10時開会 開議
第 72 号 高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案	○議長（弘田兼一君） ただいまから令和6年2月高知県議会定例会を開会いたします。
第 73 号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案	これより本日の会議を開きます。
第 74 号 高知県立高校通学支援奨学金貸与条例を廃止する条例議案	議事に先立ちまして、去る1月1日に発生した令和6年能登半島地震によって貴い命を犠牲とされました方々に対し、衷心より哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に対し、心からお見舞いを申し上げます。
第 75 号 高知県が当事者である訴えの提起に関する議案	————— ∞∞∞ —————
第 76 号 公平委員会の事務の受託の廃止に関する議案	諸般の報告
第 77 号 公平委員会の事務の受託の廃止に關	○議長（弘田兼一君） 御報告いたします。
	知事から、池上香会計管理者が病気のため本日の会議を欠席させたい旨の届出がありました。
	次に、議会運営委員長から閉会中における委

員会の審査並びに調査の経過報告があり、その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

さきに議決された意見書に関する結果につきましては、これを取りまとめ、お手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

次に、知事から地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。

〔委員会報告書、意見書に関する結果について それぞれ巻末455、456ページに掲載〕



会議録署名議員の指名

○議長（弘田兼一君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて次の3名をお願いいたします。

3番 上 治 堂 司 議員

7番 久 保 博 道 議員

20番 畠 中 拓 馬 議員



会期の決定

○議長（弘田兼一君） 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期を、本日から3月21日までの30日間といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（弘田兼一君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から3月21日までの30日間と決しました。



議案の上程、提出者の説明

○議長（弘田兼一君） 御報告いたします。

知事から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

〔提出書 巻末460ページに掲載〕

日程第3、第1号「令和6年度高知県一般会計予算」から第85号「一級河川の指定に関する議案」まで、以上85件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

濱田省司知事。

（知事濱田省司君登壇）

○知事（濱田省司君） 本日、議員各位の御出席をいただき、令和6年2月県議会定例会が開かれますことに厚く御礼申し上げます。

ただいま提案いたしました議案の説明に先立ち、当面する県政の主要な課題について御説明を申し上げ、議員各位並びに県民の皆さんの御理解と御協力をお願いしたいと考えます。

初めに、先月発生しました能登半島地震によりお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表します。また、被災された方々に対しまして心からお見舞いを申し上げます。

本県においては、地震発生直後から市町村や警察と共に、被災地における救助救出活動や保健活動に加え、避難所の運営や住宅の被害調査に必要な職員を派遣するなど積極的に人的支援を行ってきました。また、県民の皆さんから多くの義援金をいただくなど、県を挙げて被害に遭われた方々を応援しています。引き続き、全国知事会とも連携しながら、被災地の早期復興に向けてできる限りの支援を続けていきます。

一方、今回の地震は、南海トラフ地震発生の切迫度が高まる本県にとって決して人ごとでは

ない事態だと認識しています。これを教訓として一連の対策を強化し、スピード感を持って実行してまいります。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行によりコロナ禍への対応は大きな転換点を迎え、全国的に社会経済活動の正常化に向けた動きが加速しました。加えて、本県では連続テレビ小説らんまんの放送や台湾からの定期チャーター便の就航も追い風となり、県経済の本格的な回復への歩みを進めた一年であったと捉えています。

来る令和6年度は、知事としての2期目が実質的にスタートする年となります。公約に掲げた私が思い描く高知県像を実現するべく、取組のギアを上げ、ロケットスタートを切りたいと考えます。一方で、長引く物価の高騰がもたらす県民や事業者の皆さんへの影響を注視し、しっかりと対策を講じます。

そして何より、県政の最重要課題である人口減少の克服に向けて道筋をつけ、高知の未来を切り開いていく、その新しい一步を踏み出す一年にしたいと考えます。

そのためにも、引き続き共感と前進を県政運営の基本姿勢として、県民の皆さんとの対話を通じて県政に対する共感をいただく。そして、課題の解決に向けて前進し、成果を上げることで県政をより一層進化させます。

これまで「濱田が参りました」などにおいて、様々な現場の声をお聞きしてきました。来年度は、市町村をはじめ、先進的な取組を行う企業や団体を訪問するほか、若者と意見交換を行うなど、県政の重要テーマに関してお話を聞かせていただく機会を設けたいと考えます。そして、いただいた県民の皆さんの声をより一層県政に反映するよう努めます。

また、県政の進化に当たっては、新たな時代の潮流であるデジタル化、グリーン化、グロー

バル化を先取りし、産業、生活、行政の各分野にわたる施策を絶えず更新していきます。

デジタル化については、AIやIoTなどのデジタル技術が急速に発展し、かつ、こうした技術の低価格化や汎用化が進み、日常生活に着実に普及してきています。また、デジタル技術は先進国のみならず途上国にまで広がっており、地球規模で距離的な制約が取り払われつつあります。こうした動きをしっかりと捉え、大都市部からの遠隔地というハンディの克服、AIを活用した様々な課題の解決、ドローンなどの最新技術を駆使した業務の省力化や産業の高付加価値化といった観点から各分野の取組を強化します。

グリーン化については、地球温暖化の進行に歯止めがかかっておらず、洪水や干ばつ、酷暑といった異常気象が世界で頻発しており、脱炭素への対応は人類共通の課題となっています。こうした中、本県の強みである豊かな自然資源を生かした森林吸収源対策や再生可能エネルギーの利用拡大といった取組を通じてCO₂の削減と経済の活性化を一層進めます。同時に、脱炭素化に資する製品や技術の開発に挑戦し、経済と環境の好循環の創出を目指します。

グローバル化については、様々な分野での技術進歩もあり、国境を越えて経済的、社会的な結びつきがますます強まっています。加えて、コロナ禍において低迷していた世界経済は堅調に回復を続けており、東南アジアをはじめとした新興国の経済は飛躍的に成長しています。人口減少に伴う国内市場の縮小を見据え、こうした世界の動向を県経済に取り込み、県産品の輸出拡大やインバウンド観光の振興といった取組をさらに充実させ、持続的な経済成長を実現します。

このように世界的な新たな時代の潮流をつかみ取り、県政の諸課題を解決していくためには、

これまで以上に斬新で柔軟な発想に基づいた政策を立案する必要があります。加えて、人口減少問題をはじめとして、複数の分野にまたがり、全庁的な対応が必要な課題が増えており、部局横断的な取組がより一層求められています。このため、県政の司令塔として新たに総合企画部を設置し、政策立案機能と総合調整機能をさらに強化したいと考えます。

今後も私自身が先頭に立ち、県民の皆さんと心をつなげて幾多の県政課題を乗り越え、その先にある、元気で豊かな、そしてあったかい高知県を実現し、次世代に引き継いでいけるよう全力で挑戦を重ねてまいります。

県政における最重要かつ喫緊の課題は、本県の将来を左右する人口減少への対応です。

本県では、若年人口、とりわけ女性の若年人口の減少に伴って婚姻件数や出生数が減り、さらなる若年人口の減少を招くという負の連鎖が生じています。先月公表した昨年の出生数は速報値で過去最低の3,380人と、2年続けて大幅に減少しており、この状況はもはや一過性のものではなく、少子化傾向がますます加速しているという厳しい現実を突きつけられました。

こうした状況から脱却するためには、若年人口の減少を何としても食い止め、持続可能な人口構造へと転換していかなければなりません。その際には、第1に、地産外商や観光振興といった取組による、いきいきと仕事ができる高知、第2に、教育の振興や子育て支援などを通じた、いきいきと生活ができる高知、第3に、南海トラフ地震対策やインフラ整備による、安全・安心な高知、これら目指すべき3つの高知県像の実現に向けて、総合的に施策を展開することが必要です。

こうした考え方を踏まえ、現在のまち・ひと・しごと創生総合戦略を全面的に改定し、本県の人口減少対策のマスタープランとなる高知県元

気な未来創造戦略を策定することとしました。この戦略に基づき、四、五年後までに若年人口の減少傾向に歯止めをかけ、おおむね10年後には現在の水準まで回復させることを目指して不退転の決意で人口減少対策に取り組みます。具体的には、戦略に掲げた3つの柱ごとに明確な数値目標を定めて施策を展開します。

1つ目は、魅力ある仕事をつくり、若者の定着につなげる取組です。若年人口の増加に向けては、産業振興の取組を通じた若者にとって魅力ある仕事の創出と、県内就職の促進などによる若者を中心とした人材の確保が欠かせません。このため、依然として全国下位にある1人当たりの県民所得を押し上げることができるよう、デジタル化や省力化などを通じて各産業分野における生産性向上を強力に支援し、事業者の賃上げにつながる環境をつくり出します。また、これまで男性中心の職場と考えられてきた建設業や1次産業においても女性の進出が進むよう、デジタル技術の導入を促進するほか、女性が働きやすい環境の整備への支援を行います。

こうした魅力ある仕事づくりに合わせて、県内で就職した若者の奨学金返還を企業と共に支援する制度の創設などにより、若者の県内就職の促進と定着を図ります。あわせて、移住の促進や外国人材の受入れといった人材確保の取組を強化します。

2つ目は、婚姻数の増加を図るため、出会いや結婚をしっかりと後押しし、結婚の希望をかなえる取組です。具体的には、こうち出会いサポートセンターにおいて、民間の結婚相談所との連携・協力体制を新たに構築するほか、県東部と西部にサテライトを開設し、特に中山間地域において多様な交流機会を創出します。

3つ目は、出生率の向上を目指して、こどもを生子、育てたい希望をかなえる取組です。具体的には、不妊治療助成の在り方をはじめ、妊

活を社会全体で応援する施策の充実に向けた検討を進めます。加えて、出産や子育ての安心感を高めるため、産後ケア施設の受皿の拡大や、住民参加型の子育て支援策の強化を図ります。

こうした若年人口の増加、婚姻数の増加、出生率の向上の取組を総合的に進めることにより、着実に出生数の増加につなげます。

また、これらの取組がより効果を発揮し、特に若い女性に高知を選んでもらうためには、男は仕事、女は家庭といった、地域に根強く残る固定的な性別役割分担意識の解消が欠かせません。このため、男性が育児休業を取得することが当たり前という社会を高知県がいち早く実現することを目指し、私自身が先頭に立って、社会全体の意識改革を県民運動として強力に推進します。

まずは隗より始めよの考えの下、県庁が率先して男性の育児休業取得や女性管理職の登用を進めます。そして、この取組を市町村や事業者などにも広げ、共働き・共育てをオール高知で推進します。このため、事業者における男性育休取得者の代替人員確保に対する支援制度を創設するほか、従業員のワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業の認証を進め、その拡大を図ります。こうした男性の育休取得促進を中心とした取組を原動力として社会の意識改革を進めながら、県内外の若い女性の声を丁寧に聞き取り、専門家の御意見も伺った上で、高知も変わったよ、変わりつつあるよというメッセージを戦略的に発信していきます。

特に、若年人口の減少が先行して進む中山間地域においては、より重点的な取組が必要です。このため、その指針となる中山間地域再興ビジョンを年度内に策定し、目指す姿の中心に若者の人口増加を掲げ、少子化対策と一体となった新たな中山間対策を推進します。

取組に当たっては、その具体的な道筋を示す

アクションプランにおいて、若者を増やす、くらしを支える、活力を生む、しごとを生み出すの4つの柱を掲げ、関連施策を展開します。その際、施策ごとに県外からの年間移住者数を3,000人以上にする、無医地区などでのオンライン診療体制の整備率を100%にするといった4年後の数値目標を定め、PDCAサイクルを徹底します。

このアクションプランに基づき、デジタルマーケティングの活用や住まいの確保などを通じて移住、定住の促進に取り組みます。同時に、デマンド型交通の導入やオンライン診療による医療提供体制の確保といった生活環境の整備を進めます。あわせて、中山間地域の基幹産業である1次産業における新規就業の促進に加え、起業や事業承継に対する支援などの取組を通じて仕事の創出を図ります。

さらに、こうした一連の人口減少対策の実効性をより高めるためには、県と市町村が方向性を合わせ、緊密に連携していくことが何よりも重要です。このため、10億円規模の人口減少対策総合交付金を創設し、地域の実情に応じた市町村の取組を財政面から強力に支援することとしました。この交付金制度により、自由度の高い形で新たな人口減少対策に取り組んでいただくと同時に、県の施策との相乗効果が期待できる事業や市町村独自の先駆的な事業を支援していきたいと考えています。

また、全庁一丸となって人口減少対策に取り組めるよう、総合企画部に人口減少対策と中山間対策を統轄する理事職を置き、推進体制を強化します。

次に、目指すべき3つの高知県像のうち、まずいきいきと仕事ができる高知に向けた取組について御説明申し上げます。

足元の県経済は、個人消費や観光を中心にコロナ禍からの回復軌道に乗りつつあり、雇用者

所得も緩やかに増加しています。国内外の情勢に目を転じると、全世界でデジタル化やグリーン化が加速しており、その対応が急務となっています。また、人口減少に伴う国内市場の縮小に加え、長期化する物価高騰や深刻化する各産業分野の人手不足は、日本経済の成長の足かせとなりかねません。

このように県経済を取り巻く環境が大きく変化中、従来の社会や経済を前提にしたビジネスモデルでは、事業の持続的な発展は望めません。県経済が力強く成長を続けていくためには、あらゆる産業分野において構造転換を促し、未来につながる産業づくりに挑戦していくことが不可欠です。

このため、来年度からの第5期産業振興計画では、その戦略の柱として、これまでの地産外商に加え、デジタル化やグリーン化などを通じて新たな価値を生み出すためのイノベーションを据えて一連の施策を抜本強化します。さらには、県経済において大きなウエートを占める医療・福祉分野や土木分野の動向にも目配りをしながら取組を進めます。

こうした取組を通じて県経済の底上げを図り、現在全国下位にある1人当たりの県民所得をおおむね10年後までに全国中位に上昇させることを目指します。

関西圏との経済連携については、関西・高知経済連携強化戦略に基づく取組により着実に成果が現れています。外商分野では、昨年7月から先月3日まであべのハルカスに開設した期間限定店舗の来客者数が5万人を超え、売上額は当初の目標を大きく上回りました。また、観光分野では、大阪観光局と連携した誘客の効果もあり、昨年外国人延べ宿泊者数は過去最高となることが見込まれています。

こうした成果も追い風に、来年度は関西圏との経済連携のステージをもう一段引き上げ、取

組をより本格化したいと考えています。具体的には、本年7月にオープンする大阪市梅田のアンテナショップを核として、本県の食や自然などの魅力を多くの方々にダイレクトかつタイムリーに発信します。あわせて、県内事業者が外商に向けた第一歩を踏み出す機会を幅広く提供し、関西圏における販路拡大をより一層支援します。

また、大阪・関西万博では、よさこいの演舞と街路市を柱としたイベントの開催を予定しています。本県の魅力を世界へ向けて発信する絶好の機会となるよう、日本国際博覧会協会や市町村と具体的な協議を進めます。加えて、万博を契機に関西を訪れる外国人観光客を本県へ誘客するため、大阪観光局や関西エアポートと連携したプロモーションを展開するほか、高知ならではの旅行商品の造成やセールスに取り組みます。

さらに、これらの取組を成功へ導くためには、県人会や関西在住の本県ゆかりの方々の協力が不可欠だと考えます。こうした皆さんの力をお借りしながら、イベントの開催などを通じて高知ファンをさらに拡大することで、一連の施策の効果をより高めます。

今後の国内市場の縮小が見込まれる中、継続的に経済成長を成し遂げるためには、活力ある海外市場に打って出なければなりません。このため、輸出拡大に向けた取組をもう一段強化します。

食品分野では、有機ユズや養殖ブリなどを新たに戦略品目として位置づけ、生産体制の強化を図ることに加え、今後の経済成長が見込まれる東南アジアでの販売拡大や、インド、中東といった新たな市場の開拓に挑戦します。

防災関連製品をはじめとするものづくり分野では、先月インドを訪問し、南部のタミルナド州でトップセールスを行いました。同州との間

では、これまで経済交流ミッションや技能実習生の受入れを進めてきましたが、今回経済連携や人材交流に関する覚書を締結し、関係をさらに強化しました。来年度は、こうした関係を生かして販路拡大を図ることに加え、新たにインドと台湾にアドバイザーを設置するなど、現地における支援体制を一層充実させます。

観光分野では、連続テレビ小説らんまんの放送という絶好の追い風を生かして、昨年3月から観光博覧会を開催してきました。博覧会も残すところ1か月余りとなりましたが、牧野博士ゆかりの地などを中心に、現在も多くの観光客の皆さんにお越しいただいています。その結果、昨年の県外観光客入り込み数はコロナ禍前を超え、過去最高となる472万人を記録しました。

こうした勢いをさらに拡大させるため、本年4月から新たにどっぶり高知旅キャンペーンを展開します。観光客に高知ならではの魅力をじっくり、深く、たっぷりと味わっていただくことで、より長期の滞在につなげます。これにより、県内の観光消費額を一層増加させることに加え、地域の資源を最大限活用することで中山間地域の振興を図ります。具体的には、地域の暮らしや伝統文化といったその土地ならではの素材を生かした滞在型の観光商品づくりや、宿泊施設を中心に地域での長期滞在を可能とする受入れ体制づくりなどを進め、取組を強化します。

また、来年春の連続テレビ小説あんぱんの放送を観光振興につなげるため、やなせたかしさんゆかりの地が多くある物部川流域における地域博覧会の開催に向けて、今月準備組織が立ち上がりました。この機会を最大限生かして、観光客の皆さんに周辺の観光地にも広く足を運んでいただけるよう、広域観光組織や関係市町村と連携し、情報発信や受入れ環境の整備などを進めます。

また、インバウンド観光については、全国的

な訪日旅行客の回復をチャンスと捉え、関連施策を一層強化します。このうち、台湾からの定期チャーター便については、平均搭乗率が9割を超えるなど順調に推移しており、先日、本年10月末までの運航期間延長が決定しました。今後は観光面や文化面をはじめとした台湾との交流拡大を図り、次なる目標である定期便化につなげます。また、定期便化に必要な高知龍馬空港の新ターミナルビルについては、令和7年度の完成を目指して着実に整備を進め、あわせて台湾以外からのチャーター便就航に向けた誘致活動に積極的に取り組みます。

農業分野では、I o Pクラウド、S A W A C H I の利用農家数が先月末時点で1,100戸余りになるなど取組が広がりつつあります。来年度は営農指導体制を一層強化し、集積されたデータを最大限活用して農家に対するきめ細かな支援を行い、その成果をもって利用農家の拡大につなげます。加えて、これらの取組と同時に環境制御装置の導入を進めることで、さらなる生産の効率化を図ります。また、有機農業の推進に向けては、新たな栽培技術の開発や、農家の組織化を通じた販路拡大などの施策を強化し、環境負荷の軽減と付加価値の向上を目指します。こうした施策と併せて、優良農地の確保や集積を加速することで本県農業の生産性の飛躍的な向上を実現します。

林業分野では、再造林推進プランに掲げた再造林率70%という目標の達成に向け、森林クラウド、Clowoodを活用して林業適地への集中投資を進め、森林資源の再生産を促進します。加えて、I C Tや高性能林業機械の導入によるスマート林業を推進し、生産性のさらなる向上を図ります。また、環境に配慮した森林由来という、新たな価値が付加された県産材を認証する仕組みについて検討を進めます。これらの取組を通じて生産性向上と高付加価値化を図り、本県林

業の持続的発展を目指します。

こうした中、本県の豊かな森林資源をアピールする場として、令和10年度に全国植樹祭を本県で開催するよう主催団体へ申し出ることとしました。この大会を機に、県内外の多くの方々に本県の森林への理解と関わりをより一層深めていただけるよう、市町村や関係団体とも協力して取り組みます。

水産分野では、高知マリンイノベーションの取組において、情報発信システムNABRASの機能拡充による操業のさらなる効率化を図ります。加えて、経営の安定化に資する利益シミュレーションツールの普及拡大や、自動計量システムの導入をはじめとする産地市場のスマート化に取り組みます。また、養殖業において、ブリの人工種苗の普及や餌の使用量を削減する養殖技術の開発などを進め、持続可能な水産業の実現を図ります。

商工業分野については、デジタル化に取り組む事業者の量的な拡大と質的な向上を目指し、取組を一層強化します。具体的には、出張デジタル講座の開催やデジタルツール事例集の活用などを通じて、デジタル化の効果を周知・啓発する機会を拡充します。あわせて、産業振興センターの支援体制を強化し、全社的なデジタル化を目指す事業者に対して伴走支援を行うことで、新たな付加価値の創出につなげます。

これらの取組を支えるデジタル人材の育成に向けては、高知デジタルカレッジの講座を拡充し、企業の中核人材や商工団体の職員などのスキルアップを図ります。加えて、本年4月に開設される高知工科大学データ&イノベーション学群において文理統合型のカリキュラムと課題解決型学習を実践し、事業者の新たなビジネスモデルづくりに貢献できる人材の育成に取り組みます。

また、本県から独自性と付加価値の高い製品

や技術をより多く生み出せるよう、関連する補助制度を拡充し、あわせて産業振興センターを中心とした専門的な支援体制を強化します。こうした取組を通じて事業者の構造転換を強力に後押しし、稼ぐ力をより一層高めていきます。このほか、県内におけるキャッシュレス決済環境の充実を通じて地域活性化を図るため、デジタル地域通貨の普及を促進します。

産学官民の連携の下、次世代における本県の柱となり得る産業の創出にも挑戦します。具体的には、AIによる生活習慣病の予測やデジタル機器を活用した健康状態の遠隔観察といった、医療、健康に関する製品やサービスの事業化を目指すヘルスケアイノベーションプロジェクトを推進します。また、アニメーションの制作に関わる方や関連企業を本県へ呼び込み、雇用の創出や地域活性化につなげるアニメプロジェクトを展開していきます。

あわせて、こうした一連の取組を支える人材の育成と確保を一層進めることに加え、人手不足の解消に向けてU・Iターンの促進や外国人材の受入れ体制の強化を図ります。このうち、外国人材の受入れについては、インドのタミルナド州との覚書の締結のほか、先月ベトナムのラムドン省を訪問し、本県への安定的な人材の送り出しに向けて協力していくことを改めて確認しました。こうした取組を通じて送り出し国との関係を一層強化し、人材の受入れを加速することに加え、生活環境や就労環境の充実を図ることでその定着につなげます。

次に、いきいきと生活ができる高知に向けた取組について御説明申し上げます。

日本一の健康長寿県づくりについては、これまでの取組により健康寿命の延伸や在宅療養体制の充実といった面で一定の成果が現れてきました。

しかしながら、依然として中山間地域の医療・

福祉・介護サービス基盤は脆弱であり、特に担い手不足への対応が課題となっています。例えば、医師が高知市などの都市部に集中する一方、中山間地域では医師の高齢化や患者数の減少に伴い、医療機関の閉鎖や縮小が続いています。また、介護分野では、県内の有効求人倍率が2倍を超える人手不足の状態が続き、特に中山間地域ではサービスの提供が困難な状況も生じています。加えて、少子高齢化の進行に伴う地域のつながりや支え合いの力の弱まりによる社会的孤立のほか、顕在化する8050問題などの複合課題への対応も求められています。

こうした現状を踏まえ、第5期日本一の健康長寿県構想においては、特に中山間地域における取組を強化することとし、次の4つの柱を掲げ、各施策を一層深化、発展させます。

まず、1つ目の、健康寿命の延伸に向けた意識醸成と行動変容の促進では、県民の皆さんが健康で生き生きと暮らし続けられるよう、特に全国と比べて高い壮年期男性の死亡率の改善を図ります。具体的には、働き盛り世代をターゲットに、体重と血糖値に着目した取組を強化します。その際、県民全体の健康増進を図るポピュレーションアプローチについては、高知家健康パスポートアプリを活用したイベントの実施などにより、事業所が主体的に従業員の健康づくりに取り組める環境の整備を進めます。また、重症化のリスク要因を持つ人に対するハイリスクアプローチについては、糖尿病性腎症対策において、より多くの患者の方々に透析予防強化プログラムに参加していただけるよう、実施医療機関の拡大に取り組めます。

2つ目の、地域で支え合う医療・福祉・介護サービス提供体制の確立とネットワークの強化では、中山間地域を中心に、在宅での生活を希望される方へのサービスを充実し、高知版地域包括ケアシステムの深化を図ります。具体的

は、集会所やへき地診療所におけるオンライン診療体制の整備のほか、訪問看護師の確保・育成などに取り組みます。加えて、中山間地域における新たなサービスモデルとして、あつたかふれあいセンターと介護の専門職が連携し、要介護の方を受け入れる取組を推進します。

また、中山間地域における介護人材不足に対応するため、訪問介護事業所間で人材を補完し合う体制の整備を進めます。あわせて、若者にとって魅力のある職場となるよう、官民協働の協議会を立ち上げ、介護職場における生産性の向上や、人材育成に向けた研修体系の再編などに取り組めます。こうした一連の対策を進めることで、中山間地域におけるサービス提供体制の確立を図ります。

このほか、令和12年度に予定されている県内の国民健康保険料水準の統一に向けて、医療費の分析に基づいたデータヘルス計画を来月策定します。この計画に基づき、市町村と一体となって効果的、効率的な保健事業を行うことで、医療費の適正化と統一保険料の抑制を図ります。

3つ目の、こどもまんなか社会の実現では、出生数の増加を目標に掲げ、安心して妊娠・出産・子育てができる社会の実現を目指して取組を強化します。具体的には、子育て世帯向けのサービス提供や環境整備を行う事業者への支援制度を創設するほか、子育て経験者に気軽に相談できる体制の整備など住民参加型の子育て支援策を充実します。あわせて、市町村の母子保健部門と児童福祉部門を一体化することも家庭センターの設置を促進し、妊産婦や子育て世帯に対する相談支援体制の強化を図ります。このような取組を通じて、地域全体で子育てを支援する体制づくりを進めます。

4つ目の、高知型地域共生社会の推進では、行政主体のたて糸として、多機関協働型の包括的な支援体制が早期に全市町村で整備されるよ

う伴走支援を強化します。あわせて、地域主体のよこ糸として、郵便局などと連携した見守り活動や、企業と大学生との協働によるイベント開催といった取組を拡大し、人と人とのつながりの再生に向けたネットワークづくりを進めます。

また、本年4月の改正障害者差別解消法の施行に伴い、事業者による障害者への合理的配慮の提供が義務化され、障害を理由とする差別の解消に向けた取組がこれまで以上に求められます。この取組を社会全体で推進していくため、障害のある人もない人も共に安心して豊かに暮らせる高知県づくり条例議案を今議会に提出しています。

近年、複雑化、多様化する教育課題に的確に対応していくためには、ICTも活用しながら、子供たちの個々の状況に応じて、それぞれのニーズに合わせた教育を行うことが重要です。また、学力向上や不登校対策の取組をはじめとする教育施策の充実を図ることが、子育てしやすい環境をつくり、ひいては地域の若者の減少に歯止めをかけることにつながると考えます。

来年度からの第3期教育大綱の策定に向けては、こうした考えの下、これまでの取組の成果や課題の検証に加え、デジタル化、グリーン化、グローバル化の進展といった社会情勢の変化も踏まえて検討を進めてきました。また、検討の過程では、高校生や大学生のほか、若手や中堅の教職員など多くの方々から幅広く御意見を伺うことにも努めてきました。

新たな大綱の基本理念では、これまでの学ぶ意欲や心の豊かさと郷土への愛着と高い志を示す2つの人間像に加えて、昨今の社会における価値観の多様化を踏まえ、新たに多様性と包摂性という人間像を掲げました。これら3つを体現する人材の育成を目指して、様々な教育課題に正面から向き合い、その解決に向けて前進し

ます。

まず、学力の向上については、中学校をはじめとする基礎学力の定着と、個々の児童生徒に応じた指導の充実を図ります。1人1台端末の日常的な活用を一層進めることに加え、授業と家庭学習など授業外の学びを切れ目なくつなぐ取組を推進します。あわせて、デジタル技術を活用した教材や学習履歴を基に、一人一人の学力に応じた学習指導を実践します。

また、不登校については、改善の兆しが見えてきたものの、依然として不登校児童生徒数は高止まりしていることから、未然防止と早期対応の取組を一層徹底します。具体的には、専門人材による相談支援体制のさらなる充実や校内サポートルームの設置の拡大に取り組みます。あわせて、個々の児童生徒の状況に応じた教育機会の確保を図るため、ICTを活用した学習支援を進めるほか、学びの多様化学校の設置に向けた検討を深めます。

さらに、学力向上や不登校対策の取組を効果的に進めるためには、その基礎となる就学前教育の充実はもとより、保・幼・小が一体となって子供たちの成長を後押しすることが大変重要です。このため、高知市のモデル地域における小学校への円滑なつなぎに向けた取組を県内全域に展開することで、保・幼・小の連携を一層強化します。

加えて、こうした課題の解決を図るためには、担い手である教職員の確保や働き方改革への対応が欠かせません。このため、来年度の教員採用審査において年齢制限の緩和や社会人採用枠の新設などを行い、人材の確保に努めます。また、教員業務支援員の配置拡充や校務支援システムによる業務の効率化に加え、若年教員に対するサポート体制の充実を図ることで負担の軽減につなげ、教職員がこれまで以上に子供たちと向き合える環境を整えます。

このほか、若者の県内定着に向けて、小規模な高等学校における遠隔授業を拡充するなど、中山間地域においても都市部と遜色ない教育機会の提供に努めます。あわせて、地元企業と連携したキャリア教育の充実や、地域との協働による中山間地域の高等学校の魅力化に取り組みます。

文化芸術の振興については、令和8年度の国民文化祭開催に向けて官民協働の実行委員会を立ち上げ、大会の実施計画を策定します。加えて、開催に向けて市町村が行う文化芸術活動の磨き上げなどを支援し、準備を着実に進めます。また、伝統的な祭りや民俗芸能の保存団体と、大学や企業といった外部の支援者とのマッチングを後押しし、中山間地域をはじめとした地域の価値ある伝統芸能を次世代に継承するための取組を総合的に推進します。

スポーツの振興については、地域における子供や障害者のスポーツ環境づくり、アスリートや指導者の受入れに向けた県内企業とのマッチング支援、スポーツツーリズムによるインバウンド誘致などの施策を強化します。加えて、スポーツを通じた地域活性化やスポーツツーリズムの取組をさらに充実するため、スポーツ関連業務を観光振興部に移管し、部の名称を観光振興スポーツ部に変更したいと考えます。

行政分野におけるデジタル化に向けては、職員の働き方改革を目指した県庁ワークスタイル変革プロジェクトを進めています。本年度は、庁内のモデル職場においてペーパーレスでどこでも仕事ができる環境を整備し、場所や紙にとられない働き方への転換を図ってきました。この取組を通じて、コミュニケーションの活性化や意思決定の迅速化といった効果も現れています。来年度はこうした職場を拡大するほか、生成AIといった新たなツールの活用などにより、職員が能力や創造性をより発揮できる県庁

の実現に向けて環境整備をさらに進めます。

また、市町村に対しては、職員の意識改革に主眼を置いた業務改善やデジタル人材の育成を支援し、スマート自治体への転換を後押しします。

このほか、脱炭素化に向けては、道路照明のLED化や公用車の電気自動車への転換などにより、県が率先して取組を推進します。加えて、家庭におけるCO₂の削減や光熱水費の中長期的な負担軽減を図るため、太陽光発電設備の導入や省エネ性能の高い家電製品の購入に対する支援を行います。

次に、安全・安心な高知に向けた取組について御説明申し上げます。

南海トラフ地震対策については、これまで東日本大震災や熊本地震の教訓も踏まえて行動計画をバージョンアップしながら取組を進めてきました。

こうした中、今回の能登半島地震では、半島部の中山間地域や沿岸地域において多数の建物が倒壊し、また木造密集地域では大規模な火災に見舞われました。さらに、各地で道路が寸断されたことで多くの孤立地域が発生したほか、救助活動や物資輸送に大きな影響を及ぼしました。このような状況は南海トラフ地震においても確実に起こると考えるべきであり、早急な対策の強化が必要です。このため、当面は次の5つの対策について重点的に取り組むこととしました。

1つ目は、建物倒壊への対応です。住宅の耐震化については、地震対策の一丁目一番地として位置づけ、市町村と連携して補助制度の拡充や低コスト工法の普及などに取り組んできた結果、昨年度末の耐震化率は88%まで進捗しました。耐震化を一層進めるためには、住宅所有者の負担軽減を図ることに加え、高齢の方を含めて前向きに取り組んでいただくことが重要です。

このため、補助限度額の引上げを行うほか、市町村と連携した啓発を一層強化します。

2つ目は、火災への対応です。火災対策については、地震火災対策指針を策定し、出火防止のための感震ブレーカーの配布や安全な避難のための啓発活動などを進めてきました。今後は、特に木造密集地域における地震火災対策を強化するため、まずは感震ブレーカーの追加配布を行います。加えて、国や関係機関による今回の地震火災の検証結果を踏まえて対策をより強化します。

3つ目は、道路の被害と孤立地域への対応です。この点については、道路の早期啓開と安全性の向上、さらには物資の輸送と備蓄に関する対策を強化したいと考えます。

まず、道路の早期啓開については、道路啓開計画を策定し、国や市町村、建設業者と連携した訓練を実施してきました。今後は、こうした訓練を通じてより実効性を高めるほか、啓開作業を早期に行うため必要な重機の配備や燃料の確保に取り組みます。加えて、道路の安全性を高め、災害に強い道路網を構築するためには、言わば事前復興的な考え方に立って緊急輸送道路の整備や橋梁の耐震化といった防災対策を進める必要があります。このため、こうした道路網の整備を一層加速させるよう、必要な財源確保対策の強化などについて、国に対して積極的に政策提言を行います。

次に、物資の輸送については、これまで市町村の要望に応じてヘリポートの整備を支援してきた結果、既存のグラウンドなども含めて500か所以上でヘリコプターの離着陸場を確保しました。今後は、さらなる確保に向けて、市町村のニーズを把握した上で必要な支援を行います。あわせて、発災時におけるヘリコプターの運用方法について関係機関との協議を進め、物資を迅速かつ確実に届ける仕組みを構築します。加

えて、ドローンを活用した物資輸送について市町村と共に検討を進めます。

さらに、物資の備蓄については、市町村の備蓄を補完する観点から総合防災拠点や県有施設に必要な物資を備蓄していますが、道路の寸断などにより必要な支援が行き届かなくなることが懸念されます。このため、県の備蓄を市町村の備蓄施設などに分散する取組を加速することに加え、市町村においても地域の避難所や防災倉庫といった、より住民に近い場所への備蓄が進むよう支援を行います。

4つ目は、受援体制の整備です。今回の地震では、救助活動や物資供給などに関し、外部からの支援を迅速に受け入れることの重要性が改めて明らかになりました。こうした支援の受入れに必要な受援計画について、県においては応急救助や医療救護など40計画全ての策定が完了し、市町村においては物資輸送や保健衛生など14業務のうち13業務の計画が策定済みです。今後は、残る計画の早期策定に向けて市町村を支援することに加え、策定した計画について訓練などを通じて着実に検証や見直しを進め、実効性を一層高めます。

5つ目は、自助に関する啓発です。一連の行政による対策と併せて重要となるのは、県民の皆さん一人一人の備えです。中でも津波からの早期避難意識率については、行動計画の目標である100%の達成に向けて啓発を強化します。あわせて、住宅の耐震化や室内の安全対策といった命を守る対策に加え、各家庭における水や食料の備蓄が進むよう、地震への関心が高まっているこのタイミングを逃すことなく、啓発を一層徹底します。

このほかにも、例えば上水道の応急給水や水道管路の耐震化、避難所における生活環境の整備、広域避難の在り方といった点などでも対策の強化が必要です。これらの分野も含め、今回

の地震における実態を踏まえた課題や本県の取組状況について、有識者の御意見をいただきながらさらに検証を進めます。その上で、行動計画の見直しや補正予算での対応を含め、必要な対策を早急に講じます。

今回の能登半島地震では、道路の寸断や堤防の損壊といった深刻な被害が発生し、人命救助や物資輸送といった発災後の対応に多大な支障を来しました。こうした状況を目の当たりにし、県民の皆さんの命と暮らしを守るインフラの整備を加速しなければならないという思いを改めて強くしました。

中でも、四国8の字ネットワークは、南海トラフ地震などの大規模災害発生時において、円滑な救援活動や物資輸送を担う命の道としての役割を果たすことが期待されます。このため、早期整備の必要性について繰り返し国に訴えてきた結果、県内全域で着々と整備が進み、来年春頃には高知東部自動車道の高知龍馬空港一香南のいち間と、阿南安芸自動車道の北川道路の一部区間が開通する予定となっています。引き続き、残る未事業化区間である宿毛和田一宿毛新港間、奈半利一安田間の早期事業化と、事業中の区間の早期開通について関係自治体と共に国に粘り強く訴えていきます。

このほか、高知松山自動車道のいの一越知間について、昨年12月に開催された国の社会資本整備審議会の四国地方小委員会においてバイパスのルート案が了承されるなど、事業化に向けた手続きが進んでいます。今後は同区間の早期事業化が図られるよう、国への働きかけを強化します。

また、今回の地震では、特に能登半島の東部地域で津波による被害が発生しました。こうした地震による津波から県都を守る浦戸湾の三重防護事業については、津波防波堤の整備や海岸堤防の耐震化などが順調に進み、本年度末時点

の整備率は73%となる見通しです。令和13年度の完成を目指し、国や高知市とも連携して着実に整備を進めます。

こうした事業をはじめとするインフラの整備について、国の5か年加速化対策を最大限活用して一層進めることに加え、加速化対策後も必要な予算が確保されるよう、関係市町村とも連携して国に対する提言を強化します。

県内の測量事業者などにおいて、独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会から昨年9月に排除措置命令及び課徴金納付命令が発出されました。これを受け、県においては速やかに当該事業者に対する指名停止措置を行いました。加えて、今後建設業法に基づく営業停止処分を行うほか、契約に基づく賠償金及び違約金を請求するよう準備を進めています。

こうした中、今回の事態を踏まえて設置した有識者から成る検討委員会において、入札・契約制度やペナルティーの在り方などについて議論が進められ、今月報告書をいただきました。報告書には、委託業務における総合評価方式の導入や予定価格の事後公表の範囲拡大、違約金の増額といった具体的な対策案が示されています。

二度とこうした事案を起こさせないという強い決意を持って、測量事業者などにもコンプライアンス基本方針の策定を求めるといった取組を含め、この報告書も踏まえた実効性のある対策を講じます。

続きまして、今回提案いたしました議案について御説明申し上げます。

まず、予算案は、令和6年度高知県一般会計予算など41件です。

当初予算の編成に当たっては、人口減少対策を抜本強化することに加え、デジタル化、グリーン化、グローバル化の観点から施策を一層進化させるため工夫を重ねました。また、県民の皆

さんの安全・安心の確保と地域経済の活性化に向けて、防災・減災対策をはじめとするインフラ整備を着実に推進することとしました。

その結果、一般会計当初予算額は4,656億円となり、前年度比で129億円の減になるものの、新型コロナウイルス感染症対策経費の減少を除くと前年度を37億円上回る規模となっています。また、国の経済対策分を含む実質的な投資的経費は前年度とほぼ同規模となる1,191億円を確保しました。

一方で、財政運営の持続可能性を確保するため、国の有利な財源の活用や事業のスクラップ・アンド・ビルドの徹底など、歳入歳出両面で努力を重ねました。こうした取組により、令和6年度当初予算編成後の財政調整的基金は173億円を確保できる見込みです。また、臨時財政対策債を除く県債残高は令和7年度をピークに逡減する見込みであり、今後必要な投資事業を実施しても安定的に推移する見通しを立てることができています。

このように、今回の予算編成においても県勢浮揚と県財政の持続可能性の両立を図ることができたと考えています。

しかしながら、本県の財政運営は地方交付税制度など国の動向に大きく左右される構造に変わりはありません。このため、引き続き国に対して一般財源の確保について積極的に政策提言を行うことはもとより、歳入歳出両面から不断の見直しを進め、安定的な財政運営に努めます。

条例議案は、こうち奨学金返還支援基金条例議案など33件です。このうち、高知県部設置条例の一部を改正する条例議案については、先ほど申し上げた総合企画部の新設や、業務の移管に伴う観光振興スポーツ部への名称変更などを行うものです。

その他の議案は、一級河川の指定に関する議案など11件であります。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。



○議長（弘田兼一君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明22日から28日までの7日間は議案精査等のため本会議を休会し、2月29日から再開いたしたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（弘田兼一君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

2月29日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午前10時59分散会

令和6年2月29日（木曜日） 開議第2日

出席議員

- 1番 竹内健造君
- 2番 戸田宗崇君
- 3番 上治堂司君
- 4番 桑鶴太朗君
- 5番 土森正一君
- 6番 榎尾絢子君
- 7番 久保博道君
- 8番 上田貢太郎君
- 9番 今城誠司君
- 10番 金岡佳時君
- 11番 下村勝幸君
- 12番 田中徹君
- 13番 土居央君
- 14番 横山文人君
- 15番 西内隆純君
- 16番 加藤漠君
- 17番 弘田兼一君
- 18番 明神健夫君
- 19番 三石文隆君
- 20番 畠中拓馬君
- 21番 依光美代子君
- 22番 大石宗君
- 23番 武石利彦君
- 24番 西森美和君
- 25番 寺内憲資君
- 26番 西森雅和君
- 27番 樋口秀洋君
- 28番 岡田竜平君
- 29番 田所裕介君
- 30番 橋本敏男君
- 31番 坂本茂雄君
- 32番 はた愛君
- 33番 細木良君
- 34番 岡田芳秀君
- 35番 岡本和也君

36番 中根佐知君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知事 濱田省司君
- 副知事 井上浩之君
- 総務部長 徳重覚君
- 危機管理部長 中岡誠二君
- 健康政策部長 家保英隆君
- 子ども・福祉政策部長 山地和君
- 文化・生活スポーツ部長 岡村昭一君
- 産業振興推進部長 沖本健二君
- 中山間振興・交通部長 中村剛君
- 商工労働部長 松岡孝和君
- 観光振興部長 山脇深君
- 農業振興部長 杉村充孝君
- 林業振興・環境部長 武藤信之君
- 水産振興部長 松村晃充君
- 土木部長 荻野宏之君
- 会計管理者 池上香君
- 公営企業局長 笹岡浩君
- 教育長 長岡幹泰君
- 人事委員長 門田純一君
- 人事委員会会長 澤田博睦君
- 公安委員長 小田切泰禎君
- 警察本部長 高清水善弘君
- 代表監査委員 五百藏誠一君
- 監査委員局長 高橋慎一君

事務局職員出席者

事務局長 山本和弘君
事務局次長 中島勝海君
議事課長 吉岡正勝君
政策調査課長 飯田志保君
議事課長補佐 杉本健治君
主 幹 大川美千子君
主 査 宮崎由妃君



議事日程(第2号)

令和6年2月29日午前10時開議

第1

- 第1号 令和6年度高知県一般会計予算
- 第2号 令和6年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第3号 令和6年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第4号 令和6年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第5号 令和6年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第6号 令和6年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第7号 令和6年度高知県県債管理特別会計予算
- 第8号 令和6年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第9号 令和6年度高知県国民健康保険事業特別会計予算
- 第10号 令和6年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第11号 令和6年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

- 第12号 令和6年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 第13号 令和6年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
- 第14号 令和6年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第15号 令和6年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第16号 令和6年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第17号 令和6年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第18号 令和6年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第19号 令和6年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第20号 令和6年度高知県流域下水道事業会計予算
- 第21号 令和6年度高知県電気事業会計予算
- 第22号 令和6年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第23号 令和6年度高知県病院事業会計予算
- 第24号 令和5年度高知県一般会計補正予算
- 第25号 令和5年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第26号 令和5年度高知県旅費集中管理特別会計補正予算
- 第27号 令和5年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第28号 令和5年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第29号 令和5年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第30号 令和5年度高知県土地取得事業特別会計補正予算
- 第31号 令和5年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算

第 32 号	令和5年度高知県災害救助基金特別会計補正予算	第 50 号	高知県住民基本台帳法施行条例等の一部を改正する条例議案
第 33 号	令和5年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算	第 51 号	高知県消防法関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案
第 34 号	令和5年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算	第 52 号	高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
第 35 号	令和5年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算	第 53 号	高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例議案
第 36 号	令和5年度高知県県営林事業特別会計補正予算	第 54 号	高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案
第 37 号	令和5年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算	第 55 号	高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
第 38 号	令和5年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	第 56 号	高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 39 号	令和5年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	第 57 号	高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び高知県指定居宅サービス等の事業等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
第 40 号	令和5年度高知県流域下水道事業会計補正予算	第 58 号	高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 41 号	令和5年度高知県病院事業会計補正予算	第 59 号	高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
第 42 号	障害のある人もない人も共に安心して豊かに暮らせる高知県づくり条例議案	第 60 号	高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
第 43 号	高知県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例議案	第 61 号	高知県精神科病院における任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例議案
第 44 号	こうち奨学金返還支援基金条例議案	第 62 号	高知県安心こども基金条例の一部を改正する条例議案
第 45 号	高知県公立学校情報機器整備基金条例議案		
第 46 号	高知県部設置条例の一部を改正する条例議案		
第 47 号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 48 号	知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び高知県税条例の一部を改正する条例議案		
第 49 号	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案		

- 第 63 号 高知県女性相談支援センター設置条例の一部を改正する条例議案
- 第 64 号 高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 65 号 高知県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例の一部を改正する条例議案
- 第 66 号 高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 67 号 高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例議案
- 第 68 号 高知県漁港管理条例及び高知県漁港区域内における行為の規制に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 69 号 高知県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 70 号 高知県建築基準法施行条例及び高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 71 号 高知県港湾施設管理条例の一部を改正する条例議案
- 第 72 号 高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 73 号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 74 号 高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例を廃止する条例議案
- 第 75 号 高知県が当事者である訴えの提起に関する議案
- 第 76 号 公平委員会の事務の受託の廃止に関する議案
- 第 77 号 公平委員会の事務の受託の廃止に関する議案
- 第 78 号 行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託の廃止に関する議案
- 第 79 号 権利の放棄に関する議案

- 第 80 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 81 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 82 号 県が行う土木その他の建設事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 83 号 県が行う流域下水道の維持管理に要する費用に対する市の負担の変更に
関する議案
- 第 84 号 包括外部監査契約の締結に関する議案
- 第 85 号 一級河川の指定に関する議案

第2 一般質問

(3人)



午前10時開議

○議長（弘田兼一君） これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長（弘田兼一君） 御報告いたします。

第47号議案及び第49号議案については、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき人事委員会に意見を求めてありましたところ、法律の改正に伴うもの等であり、適当であると判断する旨の回答書が提出され、また第48号議案については、地方自治法第243条の2第2項の規定に基づき監査委員に意見を求めてありましたところ、異議はない旨の回答書が提出されました。その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

〔人事委員会回答書、監査委員回答書
それぞれ巻末463、464ページに掲載〕



質疑並びに一般質問

○議長（弘田兼一君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「令和6年度高知県一般会計予算」から第85号「一級河川の指定に関する議案」まで、以上85件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問を併せて行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

18番明神健夫議員。

（18番明神健夫君登壇）

○18番（明神健夫君） それでは、自由民主党を代表し、通告に従いまして一般質問を行います。

初めに、能登半島地震でお亡くなりになられた全ての方々の御冥福を心からお祈りします。また、被災され、いまだ厳しい環境に置かれている皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興を強く願っております。

まず、知事の政治姿勢についてお伺いします。

濱田知事におかれては、さきの県知事選挙で、多くの県民から改めて次の4年間についての県政運営の負託を受け、知事2期目を迎えることとなりました。1期目は、就任早々、世界中で猛威を振るい出した新型コロナウイルス感染症への対応と、社会や経済の隅々にまで及んだダメージからのリカバリーに追われ、終始思うに任せない県政運営が続いたものと認識しています。2期目は、知事の目指す理想の高知県像の実現へ向け、思う存分その手腕を発揮されることを心から期待しています。

さて、現在我が国は、本年正月早々に発生した能登半島地震からの一日も早い復興をはじめ、

長引くデフレからの完全脱却や歯止めのかからない少子化への対応など、日本の行く末に大きな影響を及ぼす課題が山積をしております。

中でも、日本経済は、賃金と物価の好循環に向け、まさに正念場を迎えています。バブル崩壊後長らく停滞していた日本経済は、当初、エネルギー価格の高騰や円安による輸入物価の上昇が中心でしたが、最近では価格転嫁や賃上げが進み、サービス価格にも上昇傾向が広がるなど、物価押し上げの構造が変わりつつあります。また、堅調な企業業績や円安傾向を背景に、株価の上昇も続いており、日経平均株価はついにバブル景気の水準を上回り、34年ぶりに最高値を記録しました。

一方、賃上げが進んできたとはいえ、物価の変動を加味した実質賃金は依然マイナス圏にあり、物価の上昇に賃金の伸びが追いつかない状況が続いています。令和6年度こそはこの状況を脱し、新たな成長型経済への移行を実現しなければなりません。

こうした中、本県における喫緊かつ最重要課題は、知事も常々申し上げているように、本県の将来を大きく左右する人口減少への対応であることは論をまたないと考えます。

本県人口は、昭和60年以降、一貫して減少を続けており、現在も人口減少の流れに歯止めがかかっていません。この流れの中で生産年齢人口も減少を続けており、平成24年から令和4年の10年間で17%も減少するなど、この状況が続けば、本県経済の発展はもとより、地域活動やインフラの維持といったことに至るまで、あらゆる分野で大きな足かせとなることが懸念されます。

さらに、昨年の本県の出生数は、都道府県で最少となった令和4年の数字をさらに下回るとされており、出生数の減少は決してコロナ禍における一過性の現象ではなく、本県の構造的な

要因に由来するものであることが示されたと捉えています。

こうした本県の厳しい現状を何としても打破し、次の世代へ元気で豊かな高知県として引き継いでいくことは、県民誰もが持っている切なる願いであり、人口減少の克服を公約に掲げて知事選に臨んだ濱田知事に対する県民の大きな期待はまさにこの点にあると考えます。

こうした厳しい現状を踏まえ、実質的に知事2期目の最初となる令和6年度当初予算の編成に当たり、昨年の知事選挙を通じて多くの県民から託された思いをどのように予算案に込めたのか、知事にお伺いをします。

また、2期目の開始に当たり、県の施策体系を、5つの基本政策と3つの横断的政策から、いきいきと仕事ができる高知、いきいきと生活ができる高知、安全・安心な高知の3本柱へと大きく見直した意図について知事にお伺いをします。

さらに、濱田知事は、県庁組織にも大きく手を入れました。新たに県政の司令塔として総合企画部を設置するほか、人口減少対策と中山間対策を一元的に統轄する理事職を置くなど、近年にない大きな組織改編となっています。また、この3月末には、役職定年に伴い多くの部局長が退任し、議場における執行部の顔ぶれも変わるものと認識しています。

については、今回の組織改編の狙いはどこにあるのか、また新しい組織とその組織を担う県庁職員にどのようなことを期待するのか、知事にお伺いをします。

先ほど述べたとおり、本県人口の将来展望は現状を踏まえると大変厳しい状況にあり、その克服となると並大抵の施策展開ではかなわないものと認識しています。

こうした中、濱田知事は、持続可能な人口構造への転換に不退転の決意で臨むとその覚悟を

示し、このたび第2期高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略の全面改定に取り組み、新たに人口減少対策のマスタープランとなる高知県元気な未来創造戦略を3月末に策定しようとしています。この戦略において、4年後の目標として、若年人口の減少数を前年比でゼロにするや、出生数を4,200人とするなど、非常に高い目標を掲げ、施策を総動員して取り組むこととしています。

については、人口減少の負の連鎖を断ち切るため、この戦略をもってどのような道筋を県民に示そうとするのか、またその目標の実現可能性をどのように考えているのか、実現に向けた決意と併せて知事にお伺いをします。

人口減少対策の効果を上げるためには、県と市町村が危機感を共有し、ベクトルを合わせ、一丸となって取り組むことが不可欠です。本県の構造的な課題には県が責任を持ってしっかり対応し、地域の実情に応じてきめ細かに施策を講じるべき課題は現場をよく知る市町村が対応することで、対策の漏れを塞ぎ、さらに相乗効果を発揮することで、十分な成果を上げることができると考えます。その際、厳しい財政事情の中でも市町村がちゅうちょなく必要な施策を展開するためには、財政面での裏づけが欠かせません。

こうした状況を踏まえ、県は新年度予算で人口減少対策総合交付金を創設し、人口減少の克服に向けた市町村の取組を強力に後押しすることとしました。市町村の取組を徹底的に応援しようとする県の姿勢とともに、10億円という、県単独の施策としては非常に思い切った予算規模を確保したことに、私自身高く評価する次第です。

については、この交付金で市町村のどのような取組をどのように徹底的に後押ししようとするのか、制度の仕組みと併せて中山間振興・交通

部長にお伺いします。

また、この交付金制度の創設に対する思いと併せて、当初8億円とも伝えられていた予算規模を10億円にまで拡大した意図について知事にお伺いをします。

このような本県の現状にあつて、中山間地域は特に厳しさを増しており、危機的状況にあると言っても決して過言ではないと感じています。中山間地域では、昭和35年以降、人口減少が続く一方で、高齢化率は県全体を上回る勢いで進んでいます。この間、県をはじめとする行政も決して手をこまねいていたわけではありませんが、厳しい現状は対策の効果を上回り、中山間地域の活力は徐々に奪われていきました。

こうした中、県は中山間地域再興ビジョンを策定し、目指す姿の中心に若者の人口増加を掲げ、10年後の目標として、中山間地域全ての市町村において若年人口と出生数を令和4年から増やすことを明示しました。非常にハードルの高い野心的な目標ではありますが、中山間地域の存続に向けて何としても達成する必要があります。地域に活力を取り戻したい、元気な地域として子や孫の代に引き継いでいきたいと願う住民は、中山間地域にまだまだ大勢います。

こうした中山間地域に暮らす住民の思いにどのように応えようとするのか、その覚悟と併せて知事にお伺いします。

県土の大部分を占める中山間地域の再興なくして、県勢浮揚はあり得ません。知事には、こうした住民の思いが消えることないよう、逆に多くの住民にこうした思いが次々に伝播するよう、目標の実現に向けて全力で取り組んでもらいたいと思います。

こうした人口減少の克服や中山間地域の再興をはじめ、その他山積する県政の諸課題の解決を図るためには、県民の思いや声、行動から必要な施策を見定め、さらにその施策をもって目

指すべき姿について県民の理解を得ることが何より重要であります。県庁の職員一人一人が常にそのような意識を持って仕事に臨む必要がありますが、やはり県政のかじ取り役として県民から直接負託を受けた知事自身による取組が欠かせず、古今東西の為政者と同様に、知事の大きな役割の一つと考えます。

この点、就任以来一貫して共感と前進を基本姿勢の中心に据え、県政を担っている知事を、非常に頼もしく感じています。この基本姿勢の下、県政をさらに発展させてもらいたいと考えます。

ついでには、知事1期目で行った県民座談会「濱田が参りました」、「再び、濱田が参りました」に続く取組を進めるに当たり、さらに充実させた広聴活動を進め、これまで以上に地域の声に耳を傾け、知事の思いや県政の方向性についてじかに語ってほしいと考えますが、知事の御所見をお伺いします。

続きまして、少子化対策についてであります。

国立社会保障・人口問題研究所が平成29年、国勢調査を基に作成した将来推計人口では、出生数が80万人を割り込むのは2030年と見込まれていました。ところが、実際には8年間も前倒しの2022年、令和4年に、出生数は77万人余りまで減少しました。

危機感を強めた岸田政権は、令和5年6月、次元の異なる少子化対策として、こども未来戦略を取りまとめました。そして、2月16日、少子化対策関連法案を閣議決定し、衆議院に提出しました。

ここで、人口動態に関する社会の諸問題が専門で、政府や自治体の人口施策のアドバイザーを歴任されています天野馨南子さんが、少子化対策について提言していることを紹介します。

令和4年の出生数は77万人と、初めて80万人を割り込みました。移民割合がとても少ない国

で、1人の女性が生涯に産む子供の数を示す合計特殊出生率が1.5を下回り続けると、人口回復は困難になります。日本は平成7年以降、1.5を下回っており、令和4年は1.26と、過去最低となりました。極端な高齢化構造で社会保障制度を転覆させないためにも、少子化対策が必要です。将来、支払う側から支払われる側となる若者にとっても他人事ではなく、自分事なのです。

少子化の最大の原因は、日本全体の問題としては婚姻の減です。若い男女が、特に女性が雇用を求めて東京に移り、地方での未婚化が進んでいます。

総務省の住民基本台帳人口移動報告を分析したところ、令和2年から令和4年までの3年間、39道府県で計32万6,165人の転出超過となり、女性は男性の1.41倍も転出超過していました。就職時期に当たる22歳と20歳が顕著で、地方で若年男女数のバランスが崩れています。地方自治体の少子化対策は、都会からの家族移住や多子世帯を増やす政策を重視していますが、女性の大規模流出に歯止めをかけるための雇用改革に本気で取り組むべきです。

政府は昨年末、児童手当の拡充などを柱とするこども未来戦略を決定しました。厚生労働省の人口動態統計によると、婚姻総数は、昭和45年の102万9,405組から、令和4年は50万4,930組に減少しました。未婚化が主因であるのに現在生まれている子供への対策を拡充しても、少子化は解決できません。子供を持つ希望がある未婚者を婚姻につなげ、一人でも多くの人が子供を持てる政策が必要です。

国立社会保障・人口問題研究所が18歳から34歳の未婚男女に結婚意思を聞いたところ、いずれ結婚するつもりとの回答は減少傾向にあるものの、令和3年も8割を超えています。結婚する意思がある若者に結婚してもらおう政策を打わずに、少子化対策と言えるでしょうか。子育て

支援さえ強化すれば結婚してもらえるのではないかというのは甘い考えです。

未婚化対策は、福利厚生強化の話ではなく、採用と人材育成変革の問題なのです。女性を雇用し、男女の賃金格差をなくさなければいけません。

税金なくして社会保障制度を持続させることはできません。人口の半分を占めている女性の生産力向上により納税力を高める諸策を早急に打つべきであり、これこそが若い世代が最も理想としている育児と仕事の両立、共働き夫婦の姿をつくるのですとっております。

国の次元の異なる少子化対策による子供、子育て世帯への支援拡充と人口減少対策を網羅する高知県元気な未来創造戦略の取組、それに紹介しました天野さんが提言している少子化対策の政策も取り入れ、戦略に掲げる目標の実現に向け全力で取り組んでもらいたいと思いますが、知事の御所見をお伺いします。

続きまして、外国人材の確保についてであります。

人口減の日本が当面直面するのは、未曾有の人手不足であります。労働力の中核を担う15歳から64歳の人口が大幅に減りますと、地域の産業や福祉の人材不足に直面するほか、自治体運営や交通・物流の維持が困難になるなど、人手不足への悲鳴は既に全国で強まり、大都市圏でも経済社会活動の制約要因になり始めました。少子高齢化が進む中で必要な社会機能を維持するため、産官学が知恵を結集しなければなりません。

帝国データバンクの調査によりますと、採用難や離職が原因で人材を確保できずに業績が悪化した人手不足倒産は、令和5年に260件発生し、比較できる平成25年以降最多となりました。業種別では、残業規制が強化される2024年問題に直面する建設や物流の廃業が目立ちました。

また、別の調査では、宿泊や情報サービスでの人手不足も顕著でありました。新宿、渋谷など都内の繁華街でも、従業員不足のため営業を短縮しますといった飲食店の貼り紙が目立つようになりました。

実は、日本の就業者数は、女性と高齢者の就業拡大を背景に、過去最多の水準にあります。にもかかわらず、足元で人手不足感が強まったのは、働き盛りの25歳から44歳の就業者が減ったのが原因であります。平成25年からの約10年間で、大阪市の人口を上回る約290万人も少なくなっています。

育児中の女性は時間に制約を抱えて働く人が多く、高齢者もフルタイム就業を避ける人が少なくありません。75歳以上に到達した団塊の世代が労働市場から退出し始め、高齢者の就業者数も頭打ち傾向にあります。若年労働力の目減りをいよいよ補い切れなくなっています。

人手不足問題が深刻なのは、今の厳しい状況がほんの入り口にすぎないということです。厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によりますと、15歳から64歳の生産年齢人口は平成7年に8,716万人のピークに達しました。その後は少子高齢化の進行に伴い減少し、2020年、令和2年に7,509万人、2040年に6,213万人、2050年には5,540万人まで減ります。

2020年、令和2年から2030年まで、当初10年間の減少ペースは年平均で約43万人ですが、2030年以降は平均で86万人と、倍速で減少していきます。これから10年もたたないうちに、毎年、政令指定都市の人口に匹敵する担い手が減少する時代に突入するということでもあります。

2月11日、人口問題研究所が公表しました地域別の推計人口によりますと、2050年時点の15歳から64歳の生産年齢人口を、2020年、令和2年と比べたところ、本県では26市町村が半数未満に減ることが分かり、各地域で働き手が激減

する厳しい将来像を突きつけました。労働力が先細りする中、地域の産業をどう維持・成長させていくのか。職場の頑張りや工夫を積み重ねることで足りない人手を補うこれまでの考え方では、この先の人材難は乗り切れません。日本全体が、人材の無駄遣いをしないという危機感を共有し、社会経済システムを再構築していく必要があります。

対策の一つの柱は、省人化の徹底であります。足りない人手をロボットやAI——人工知能で補うのではなく、テクノロジーで処理できない仕事だけを人が補う考え方に転換しなければなりません。貴重な労働力を充てるべき仕事があるのか、あらゆる組織が追求すべきです。

労働力が希少になれば賃金が上がるのが経済の自然な動きです。人材確保のための賃上げと、それについていけない企業の淘汰は、限られた人材を生産性の高い企業に最適配置していく一つのメカニズムになります。この過程で生じる失業を抑えるために、政府が職業能力の再開発、再教育や労働市場の改革で円滑な労働移動を支援することが重要になります。

もう一つの柱が、外国人労働者の受入れ拡大であります。厚生労働省によりますと、昨年10月末時点で過去最多の205万人に上り、今後さらに増加が見込まれます。日本で多くの外国人を歓迎し、労働環境や生活環境を整える必要があります。労働者として差別しないことはもちろん、教育など子育ての環境も整えて、選ばれる国にしなければなりません。

本県も人口危機に直面しており、外国人労働者は本県経済にとって欠かせない存在であります。こうした中、今年1月に、人材交流に関する覚書締結先のベトナム・ラムドン省を表敬訪問し、またインド・タミルナド州を訪問し、州の政府関係機関と、人材交流や産業連携に協力する覚書の締結を行いました。

については、両国との人材交流に関する覚書締結の狙いはどこにあるのか、また両国にどのようなことを期待するのか、知事にお伺いをします。

続きまして、エネルギー消費ゼロの住宅を目指してであります。

日本の二酸化炭素排出量に占める家庭とビルなどの業務部門の排出量は3割を超えます。この削減には、エネルギーの使い手側の努力や工夫が必要です。

家庭のエネルギー消費は7割近く、業務部門の5割以上が、冷暖房や給湯など熱の需要です。カーボンゼロの実現には、この熱を逃がさない断熱材の普及など、省エネルギー対策の強化が重要です。最終的な目標は、大幅な省エネの実現と再生可能エネルギーを組み合わせ、それぞれの家やビルの年間エネルギー消費量が差引きゼロになることです。国は、2030年までに、住宅や建造物の新築について、高水準の省エネルギー性能を確保することを目指す目標を立てています。

こうした中、カーボンゼロ施策は様々な便益があることを見ていきたいと思えます。省エネに効果がある断熱、気候変動対策を進めるための断熱は健康増進に有効なことなど、カーボンゼロ施策は様々な便益があります。住宅の窓を樹脂窓への改修や二重窓にしていない場合、窓は冬の寒いときに結露してしまいます。世界を見ますと、熱損失が高く結露してしまうアルミ窓やアルミ窓複合樹脂から、樹脂窓に移行しており、欧米各国では軒並み60%以上、韓国では規制の効果が出て80%、中国でも30%が樹脂窓になっています。

なぜ断熱性能の悪い窓がよくないのでしょうか。まずは、単純に熱損失が大きいため、部屋が暖まりにくく、同じ室温にしようとするエネルギーが余計にかかるためであります。

また、それ以上に大きな問題は、健康であります。日本では、冬に循環器系や呼吸器系で死亡される方が多くいます。これは脳梗塞や心疾患で亡くなる方が多いからであります。そして、WHOの死因統計によりますと、日本は他国に比べて75歳以上の高齢者の溺死年間死亡者数が明らかに多くなっています。日本は風呂に入っただけで体を温めるなどの文化の違いも背景にはあるでしょうが、厚生労働省研究班の調査では、病死なども含めた全国の入浴中の急死者数を年間約1万9,000人としています。これらの現象はヒートショックと言われ、暖かい部屋から温度の低い脱衣所や浴室内に入ることで血圧が上がり、その後、温かい湯に入ることで血圧が低下する、急激な血圧の変動が原因であります。

そこで、鳥取県では、お医者さんや建築関係、エネルギー・環境関係の専門家、地元の工務店、鳥取県庁の担当者らが相談を重ね、県独自に、とっとり健康省エネ住宅の断熱と気密性能基準を設けました。高断熱、高気密な家は、冬は暖かく、夏は涼しく、快適で、健康にも効果があり、しかも省エネという、メリットを挙げれば切りがない新住宅基準です。令和4年度には、新築木造戸建て住宅のうち、とっとり健康省エネ住宅が3割まで増加しています。暮らすための家の標準的な基準は着実に変化しています。

鳥取県では、令和2年に策定した県独自のとっとり健康省エネ住宅の新築基準に続いて、令和4年には改修基準を策定しています。そして、高断熱、高気密な家づくりを、新築、改修ともに推奨し、助成を行っています。

健康改善の効果としては、高断熱、高気密な家は、結露の防止によりカビやダニの発生を抑制し、アレルギーやぜんそくなどの病気の予防・改善効果があることが分かってきました。冬に暖かい居間から寒いお風呂場やトイレに移動した際の急激な温度変化によるヒートショックを

防止するほか、血圧改善の効果は医学界でも注目されています。また、暖かい家となることで家の中での運動量が増加し、子供の発達促進などにも効果があると言われてしています。とっとり健康省エネ住宅は、省エネのためでもあります。健康に、より主眼を置いています。

本県も、大幅な省エネの実現と再生可能エネルギーを組み合わせ、家の年間のエネルギー消費量を差引きゼロにするとともに、冬は暖かく、夏は涼しく、快適で健康にも効果がある、高断熱、高气密な、環境にも人にも優しい家づくりは、グリーン化の取組として重要と考えますが、土木部長の御所見をお伺いします。

続きまして、住宅の耐震化についてであります。

日本の防災を変えた平成7年の阪神大震災では、最も重要な教訓の一つが住宅の耐震化でありました。古い木造家屋が倒壊し、多数が犠牲になりました29年前の阪神大震災は、今回の能登半島地震と重なります。

能登半島のように高齢化が著しく、費用の負担感から耐震化が進まない現状は、本県も同じであります。命を守る住まいへ。重い課題が再び突きつけられました。

阪神大震災は、犠牲者6,434人の死因のうち約8割が家屋や家具の倒壊などによる圧死、窒息死でありました。耐震基準が大きく変わった昭和56年より前の古い建物が大きな被害を受けたため、それ以降、耐震改修工事に補助金が出る仕組みが整備されました。

輪島市や珠洲市を中心に調査した金沢大学の助教によりますと、旧耐震基準による建物の損壊程度は、原形をとどめない全壊が目立った一方で、昭和56年の新基準による新築や、基準がさらに強化された平成12年以降に新築した家屋は、比較的被害が少なかったと言っています。

死者が230人を超した今回の能登半島地震で

は、阪神大震災の教訓が生かせず、住宅の倒壊による圧死が多数に上ると見られています。ちなみに、輪島市の耐震化率は令和4年度で46%、珠洲市は平成30年度で51%でありました。神戸大学の名誉教授は、耐震化の現状について、全国平均87%は都市部周辺の高層マンションなどの数字が押し上げている面もあり、古くて危険な建物は全国に残っていると指摘し、阪神大震災の教訓が伝わっていない、耐震化の大切さをもっと発信しないといけないと訴えています。

住宅の耐震性は命に直結します。耐震化は地震対策の一丁目一番地であります。しかし、次の世代もいない高齢者の皆さんは、費用の負担感から耐震補強工事をせずに、旧耐震基準の住宅に住み続けています。

こうした実態を重視し、また能登半島地震を受けて、県は令和4年度の耐震補強工事費の平均額163万円を踏まえ、令和6年度に住宅の耐震補強工事の補助上限を155万3,000円から165万円に増額し、費用負担を軽減されたことを評価します。

静岡県は、高齢者の費用負担を軽くするため、木造住宅耐震補強助成事業の中で、65歳以上の高齢者のみの世帯に対して割増し補助を行っております。そして、能登半島地震を踏まえ、あと2年ほどで県内の耐震化率を95%に引き上げる目標を掲げています。

本県も、昨年度末の耐震化率88%を早期に95%に引き上げるため、75歳以上の後期高齢者のみの世帯に対して割増し補助制度の創設を検討してはどうでしょうか。そして、市町村と耐震診断士が連携して、旧耐震基準の住宅を訪問し、耐震診断と低コスト工法による耐震補強工事の普及に努めることを提案しますが、土木部長の御所見をお伺いします。

続きまして、地震災害廃棄物処理の広域連携についてであります。

能登半島地震で確認された全半壊や一部損壊の住宅は7万5,000棟を超えました。倒壊した家屋の瓦礫や使えなくなった家具や電化製品といった大量の災害廃棄物は、能登半島地震が特定非常災害となったため、災害廃棄物処理費用の97.5%を国が負担することになります。

石川県は2月6日、能登半島地震で倒壊した建物の瓦礫など県内の災害廃棄物の推計量が244万トンに上ると発表しました。県内の年間ごみ排出量の約7年分に相当します。過去の災害では、阪神大震災で約1,500万トン、東日本大震災で約3,100万トン、熊本地震で約311万トンの災害廃棄物が発生しました。

自治体別の推計量では、珠洲市が最も多い57万6,000トンで、市の年間排出量の132年分に相当します。輪島市が34万9,000トン、能登町は31万3,000トン、穴水町で27万5,000トンと、被害が大きかった半島北部、奥能登地域の2市2町が、推計量の約6割、151万3,000トンを占めました。地域の年間排出量の59年分に相当します。

廃棄物の処理は、復旧作業や被災者の生活再建に欠かせません。瓦礫やごみが住宅地や路上に放置されたままでは、工事車両などの通行の妨げになります。衛生的な環境を維持するためにも、周囲に廃棄物が放置された状態は早期に解消する必要があります。

環境省の幹部は、能登半島の場合、険しい地形で、仮置場や中間処理施設の用地が確保できないため、ほかの地域への運搬を想定しています。しかし、幹線道路が本格復旧するまで数年かかるとの見方もあり、環境、国土交通両省は連携し、被災地の港から搬出し、県外の処理施設に持ち込み、広域処理を含め約2年後の令和7年度末の処理完了を目指しています。

国の推計によりますと、首都直下地震では最大約1億トン、南海トラフ巨大地震では3億トンを超える桁外れの量の災害廃棄物が発生しま

す。環境省は、東日本大震災を受け、全国8ブロックごとの協力を進めていますが、さらに広域で処理する仕組みの検討が求められています。

については、南海トラフ巨大地震を想定し、本県では何万トンの災害廃棄物が発生すると推計していますか。また、災害廃棄物を一旦保管するために必要な1次仮置場や、中間処理施設の設置に必要な2次仮置場の用地は確保できていますか。あわせて、発生した災害廃棄物を広域で早期に処理する体制づくりの現状について林業振興・環境部長にお伺いをします。

続きまして、中学生の集団避難についてであります。

能登半島地震で甚大な被害を受けた輪島市の市立中学校3校の生徒401人のうち、保護者が同意した258人が、家族と離れて、白山市にある県立宿泊研修施設2か所に集団避難しました。集団避難は約2か月間の予定ですが、被災地の復旧が遅れた場合、延長も検討するとのことでもあります。また、珠洲市と能登町も、保護者が同意した中学生142人が保護者の元を離れ、金沢市内へ集団避難をしました。いずれの中学校も、校舎が避難所として多くの被災者を受け入れており、授業ができる状況ではないため、整った環境での学習機会の確保を目的に実施するものであります。

級友らと落ち着いて学べる環境を整えることは、被災地の実態に即した現実的な対応だと思います。一方、被災地に残る生徒たちが学習面で大きく遅れることがないように、集団での指導や個別指導の実施を行うことが重要だと思います。

輪島中学校の校長は、高校受験を前に不安を抱える子供が多い、市外の施設を利用するのが一番早い学びの保障につながると話しております。

本県も、石川県と同様の事態が発生した場合、

子供たちに学習機会の確保をどのように行っていくのか、市町村教育委員会と最悪の事態を想定し備えておくことが欠かせないと思いますが、教育長の御所見をお伺いします。

続きまして、四万十市食肉センターについてであります。

現在の四万十市営食肉センターは昭和42年に建てられており、老朽化が相当に進んでおります。そのため四万十市は、施設の建て替え整備を前提とする基本計画を平成31年3月に策定いたしました。財源として想定をしていた国の交付金の要件を満たすことが困難なことなどから、交付金の活用を断念することを決定するとともに、整備計画の再検討を余儀なくされ、令和4年4月に基本計画が修正されました。

修正後の基本計画においては、先行して整備される、牛の屠畜がメインとなる高知市の新食肉センターとの共存共栄を図るため、四万十市では豚の屠畜のみを行う施設として建て替える方針とし、概算事業費は約51億円を見込み、令和9年度の稼働を目指すとされておりました。新たな基本計画に基づき、昨年度から本年度にかけて基本設計を行った結果、昨今の資材価格の高騰の影響もあり、概算事業費は基本計画時の見込みを大きく上回る75億円となったところであります。

この結果を受け、四万十市は、事業費削減の可能性を探るため、今年の1月にかけて、建設業者に施工レベルの概算事業費を見積もってもらう、いわゆるサウンディング調査を行った上で、10億円程度の削減は可能と判断され、今月14日、四万十市長は、県や関係市町村と協議を進め、合意を得た上で整備計画を前進させ、9月議会に関連予算を計上したいとの考えを表明されております。

四万十市営食肉センターでは、年間約10万頭の豚を処理し、安全・安心な県内の豚肉が本県

の家庭や飲食店に供給されており、県の畜産振興のみならず、県民の日常生活にとって非常に重要な役割を果たしている施設であります。

ここでまず、四万十市営食肉センターの建て替え整備に対する県の費用負担も含めた支援についてどのようにお考えか、知事にお伺いをします。

施設の建て替え整備に向けては、基本設計で出された75億円という事業費から10億円程度の削減が見込まれているとはいえ、四万十市が整備費への負担を求めている幡多地域の関係市町村や県民の理解を得るためには、さらに事業費の圧縮を図る努力が必要だと考えますが、農業振興部長の御所見をお伺いします。

また、四万十市長は、昨年12月の市議会において、整備費が60億円台後半となれば施設を閉めるという最悪の選択肢もあると述べられるなど、これまでセンターの整備方針が定まらない中で、畜産農家や食肉加工事業者、また新センターの建設を望む施設で働く職員の不安もあるとお聞きしております。

さきに述べましたとおり、このたび四万十市長は、整備計画を前に進めたいとの考えを改めて示されましたが、今後、関係者への説明も含め、県としてどのようなスケジュール感を持って四万十市と共に取り組んでいかれるのか、農業振興部長にお伺いをします。

続きまして、建設業の2024年問題についてであります。

政府は、2016年、平成28年9月に働き方改革実現会議を設置し、労働規制改革に着手しました。改革の大きなテーマの一つが、長時間労働の是正でありました。会議では、10回にわたる討議を経て、建設業などでも罰則付きの時間外労働——残業規制を適用することが決まりました。

残業規制は働き方改革関連法施行後5年間の

猶予期間が設けられたため、建設業や運送業などに対する残業規制は、2024年、令和6年4月1日から適用されます。その期限を過ぎると、時間外労働の上限を超え違法な労働をさせている企業には懲役刑や罰金刑が科せられます。これが建設業の2024年問題であります。

これまでは、建設業の時間外労働については、使用者と労働者の間で、時間外労働や休日労働をすることについて、労働基準法第36条に基づく労使協定、これを三六協定といますが、これを結んでいれば、時間外労働などの上限規制はありませんでした。今回の改正によって、法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間、年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければ、これを超えることはできなくなります。

臨時的な特別の事情がある場合には、原則以上に時間外労働をさせることができます。この場合、時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月まで。労使間で三六協定が合意された場合でも時間外労働は年720時間以内。1か月だと、時間外労働と休日労働の合計が100時間未満。直近2ないし6か月の平均では時間外労働と休日労働の合計が80時間以内にするができます。ただし、災害の復旧や復興事業に従事する場合に限り、時間外労働と休日労働の合計が1か月100時間未満及び2ないし6か月の時間外労働と休日労働の平均が80時間以内とする規制は適用されません。

この時間外労働規制の導入で影響が出てくるのは、まずは工期であります。日本の建設業界は今まで、発注者などから道路、建物の設計や仕様の変更があっても工期は絶対に間に合わせようと、特に工期の終盤には突貫工事をやっても間に合わせようという意識がありました。このような習慣はもう成り立たなくなります。今後は、建設業界側から、時間外労働規制によってこの時間しか働けないから工期を延ばしてほ

しい旨の協議があれば、発注者側は、約束した期日どおりに完成させてほしいとは言えなくなります。

については、今回の時間外労働の上限規制の導入で、実施設計及び変更設計の工期の取り方はどのようになっているのか、土木部長にお伺いをします。

関連して、この規制の導入で影響が出てくるもう一つは、建築費用であります。正規の雇用であれば、就業規則で労働日数を決める必要があります。週40時間労働を超えた分は、割増し賃金を払わなければいけません。

働く時間が限定される中、割増し賃金をどうするのか。今まで1人でやっていた作業を2人でしなければいけないことも出てくるでしょう。法令を遵守すると、建設費用は上がります。

また、工事現場は今後、4週間のうち8日は現場を閉める4週8閉所が基本になるでしょう。この4週8閉所を基本として工期や費用を算定したときに、発注者側がもっと短期間の工事を要求する場合には、割増し賃金が必要となって建設費用は上がります。

については、今回の時間外労働の上限規制の導入で、4週8閉所を踏まえた発注方法をどのように考えていくのか、土木部長にお伺いいたしまして、私の1問とさせていただきます。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 明神議員の御質問にお答えをいたします。

まず、このたびの選挙を通じて託された思いをどのように来年度予算案に込めたのかとお尋ねがございました。

知事選挙を通じまして、私は県民の皆さんに対し、第1に、人口減少を克服し、元気で豊かな、そしてあったかい高知県を実現すること、第2に、共感と前進の好循環で県政の進化に挑戦をすること、第3に、次世代に向けてデジタ

ル化、グリーン化、グローバル化の潮流を先取りし、持続可能な高知とすることをお約束いたしました。

県民の皆さんからは、特に中山間地域において、地域の担い手の確保を何とかしてほしいとの切実なお声を多くお聞きいたしました。こうした思いにお応えをするために、不退転の決意で、若者人口の増加を図りまして、人口減少の克服に向けた道筋をつけなければならないとの思いをより一層強くしたところです。

そのため、予算編成に当たりましては、人口減少を克服し、元気で豊かな、そしてあったかい高知県を実現する、そして次世代に引き継いでいく、このために今何が必要かということ徹底的に追求いたしました。そして、様々な場面を捉えて、若者、特に女性を増やすための施策につきまして、各部局と繰り返し議論を重ねました。

結果といたしまして、来年度予算は、人口減少対策のマスタープランの名称にも使用いたしましたように、元気な未来創造予算とも言える積極的な予算となったと考えます。

具体的には、まず人口減少の克服に向けて、四、五年後までに若年人口の減少傾向に歯止めをかける、そしておおむね10年後には現在の水準まで回復をさせるということを目指します。そのため、高知県元気な未来創造戦略を策定し、若年人口の増加、婚姻数の増加、出生率の向上、この3つの柱ごとに明確な数値目標を定めて施策を展開いたします。あわせて、中山間地域再興ビジョンを策定し、少子化対策と一体となった新たな中山間対策を推進します。

さらに、積年の課題である人口減少の現状を打破するためには、市町村と一体となりまして、これまでにはない新たな取組に挑戦することが必要となります。そこで、市町村の創意工夫を引き出し、自由度が高く活用できます新

たな財政的支援の枠組みをぜひとも導入したいと考えました。この結果、県単独で総額10億円となる人口減少対策総合交付金を創設するということを予算に盛り込んだところでございます。

また、持続可能な高知県を実現するために、新たな時代の潮流でありますデジタル化、グリーン化、グローバル化を先取りし、産業、生活、行政の各分野にわたる施策を強化いたします。

このほか、第5期産業振興計画に基づく経済の活性化策、さらには能登半島地震を踏まえた南海トラフ地震対策など、各種施策を強化いたしました。

このように、来年度予算は、共感と前進の好循環に向けまして、人口減少の克服に取り組みますとともに、先々の県政につなぐことができる、そうした予算になったものと考えております。

次に、県の施策体系を見直した意図についてお尋ねがありました。

尾崎前県政におきましては、5つの基本政策と3つの横断的政策という体系の下、経済の活性化をはじめとして各分野で成果を上げ、県民の皆さんの期待に応えてきたものと考えます。私が知事に就任するに当たりましては、こうしたよい流れを引き継いでさらに進化をさせることが県勢浮揚に向けた最善の道だというふうに考えました。

このため、1期目の4年間につきましては、前県政の施策体系を維持した上で、それぞれの中身について、デジタル化、グリーン化、グローバル化といった新たな時代の潮流を先取りし、関連施策を進化させてまいりました。

一方で、私がかねてより、高知を元気にしたいとの思いから、いきいきと仕事ができる高知、いきいきと生活ができる高知、安全・安心な高知、この3つを目指すべき高知県像として考えてまいりました。こうした中、一昨年の出生数

が47都道府県で最少となるといった形で、若年層を中心とした人口の減少にブレーキがかからない、そうした厳しい現実が浮き彫りとなったところでもあります。

この危機的な状況から脱しまして、高知の未来を切り開いていくためには、オール高知で人口減少問題に立ち向かえますように、県の目指すべき姿、そしてその道筋を県民の皆さんと分かりやすく共有をすることがぜひとも必要だと考えました。また、県庁におきましても、職員一人一人が、自分は何のための仕事をしているのか、言い換えますと、自分の県庁におけるミッションは何なのかということのを常に考えまして、おのおのの業務の上位目標に当たるものを常に意識しながら職務に当たれるようにする、こうしたことも重要であるというふうにかねがね考えているところです。

こうした考え方に立ち、2期目が実質的にスタートをいたしますこのタイミングにおきまして、人口減少の克服を県政の最重要課題と位置づけると同時に、ただいま申し上げました3つの将来像の下で施策体系を見直しまして、県の目指す姿を、県民の皆さん、そして県の職員に、より分かりやすく提示をした上で、この課題と一緒に挑戦をする、そういった意図で見直しをしたところでございます。

来年度は、この新たな施策体系に基づきまして、人口減少の克服に向けて新しい一歩を踏み出したいと考えております。元気で豊かな、そしてあったかい高知県を次世代に引き継いでいける、そうした目標に沿って、不転退の決意で県政運営に臨んでまいります。

次に、今回提案をいたしております組織改編の目的と、新しい組織及びその組織の職員への期待はどうかというお尋ねがございました。

まず、今回、私自身が最も意を用いましたのは、県政全般にわたります政策の立案機能、そ

して総合調整機能を強化するという、さらに人口減少対策の強化ということでもあります。

近年、県政課題の複雑化、複合化が進む中で、課題の解決に向けては、これまで以上に斬新で柔軟な発想に基づく政策立案が必要となっております。また、課題が複数の分野あるいは部門にまたがり、部局横断的な対応が必要となることも増えています。このため、企画立案と調整機能をさらに強化するため、言わば県政の司令塔として、来年度新たに総合企画部を設置するというを提案させていただいております。

また、現在の県政におけます最重要かつ喫緊の課題は、人口減少への対応と考えます。全庁で一丸となって施策を実行する必要がありますので、筆頭部と位置づけました総合企画部に所管をさせることといたしております。その上で、中山間対策と少子化対策を一体的に推進し、人口減少対策を統括する部長級の理事ポストを新たに設置し、全庁的な課題への対策を強力に進めてまいります。

知事としての1期4年間を振り返りますと、県庁職員は、公平性あるいは公正性という観点から前例との整合性を図ること、そしてまた全国の状況などを踏まえて対応策を検討すること、こういった点には大変たけておりまして、この点では私自身心強く感じたことが多くございました。しかし、逆に言いますと、前例などにとられる傾向が強くなるということにより、新たな施策を提案する力が発揮できていないのではないかと、また、やや辛口の表現になりますが、ややもすれば指示待ちということになってしまう場面も少なからずあるのではないかと、そういった思いも持ったところでございます。

さらに、それぞれの部局において業務を所管する中で、人口減少をはじめとした全庁的な課題に対応するためには、部局の垣根を越えて全庁をまとめ、牽引をする、そういった部局が必

要ではないかという感も強くしております。

このため、今回創設を提案しております総合企画部には、知事の言わば知恵袋的な役割として、時代の変化に合わせて斬新で柔軟な発想に基づく新たな政策の企画立案を自らが集中的に行ってもらふこと、一方で、この総合企画部は全庁の言わば触媒役として、各部局から新たな施策が積極的に提案をされるように各部局に対して促していくこと、そういうことを期待したいと思っておりますし、さらには司令塔として、全庁的な課題解決に向けて部局横断的な総合調整を図ること、こういった点を期待するものであります。

また、個々の職員におきましては、企画立案の能力を磨いて経験を重ねていく、そしてさらに将来的には、各事業担当部局への異動によりまして県庁全体の企画力を高めていくことを期待したいと思っております。こうした人材育成の流れを定着させることが県庁の持続的な成長にもつながりますし、新たな課題に新たな対策が、言わば職員側から自律的にボトムアップで生まれてくると、そういった体制に移行していくということを期待いたしているところであります。

次に、人口減少問題の克服に向けた道筋や実現の可能性、実現に向けた決意についてのお尋ねがございました。

本県におきます人口減少の主な要因は、若年層の県外流出によるものであります。昭和50年から半世紀近くにわたり、若年人口が減り続けております。特に近年では、若年女性の県外流出が顕著となっているところであります。これは御指摘あったとおりでございます。

若年人口の減少に伴いまして、婚姻件数、出生数が大幅に減少している、このことがさらなる若年人口の減少を招くという形で、いわゆる負のスパイラル、連鎖が生じているのが現状だと考えます。この長年続きます人口減少の負の

連鎖を断ち切りまして、若年人口の増加につなげ、持続可能な人口構造に転換をしていくということが、私に課せられた大きな使命であるというふうに考えます。

このため、新たに策定をいたします高知県元気な未来創造戦略におきましては、先ほど申し上げましたとおり、若年人口の増加、婚姻数の増加、出生率の向上、この3つの観点から、それぞれ具体的な数値目標を掲げました上で、対策のギアを一段引き上げて取組を進めたいと考えます。こうした取組を強力に推進いたしますことで、人口減少の最大の要因でもあります若年人口の減少につきまして四、五年後までに歯止めをかけること、そして持続可能な人口構造へ転換するための道筋をつけていくことを使命と考えております。

次に、議員御指摘のとおり、この戦略で掲げる数値目標は極めて野心的な、言わば大変高いハードルであるというふうに認識をしております。しかしながら、人口構造を若返らせて、将来にわたって活力ある高知県を目指すためには、取組のタイミングとしてはまさしく今がラストチャンスであるというふうに覚悟をいたしております。険しくはありますが、今挑戦しなければならない目標であるというふうに考えます。

実現に向けましては、女性活躍の環境づくり、若年層の雇用の受皿となる企業誘致などによりまして、魅力のある仕事の創出につなげていく、そして県内就職や移住の促進などにより、新しい人の流れをつくっていく、これによって若年人口の増加を図ってまいります。

あわせて、出会いや結婚の後押し、安心して妊娠・出産・子育てができる体制づくり、これを進めていくことで、婚姻数の増加、出生率の向上につなげてまいります。

その上で、まず何よりもメインのターゲットとなります若者の声を幅広く聴取するというこ

と、そして関係団体、専門家などの様々な御意見をお聞きするということによりまして、より効果的かつ画期的な施策を見いだしたいとも考えております。

こうした取組を私自身が先頭に立って全庁挙げて推進をすることはもちろんのことではありますが、市町村や事業者の皆さんを含めたオール高知で推進をしていくことによって、何としても目標達成につなげたいと考えます。そして、県政の最重要課題である人口減少問題を克服いたしまして、元気で豊かな、そしてあったかい高知を次世代に引き継いでいけますように、全力で挑戦を重ねてまいる覚悟であります。

次に、人口減少対策総合交付金の制度創設に対する思いと、予算規模を10億円にした意図について、併せてお尋ねがございました。

中山間地域では、若者、女性の流出が先行して進んでおります。このため、県と市町村がベクトルを合わせて、施策レベルでも相互に連携をした人口減少対策の新たな取組を進めていくということで、より早く、より多くの成果を出す必要があると考えます。また、加速するこの大きな流れを食い止め、反転させるためには、県と市町村ともに、これまでの施策の延長線上にとどまらない新たな発想による、より強力な対策が必要だと考えます。そして一方で、中山間地域の市町村には、施策強化の必要性は認識をしながらも、財源面で制約がありまして、市町村単独では思い切った独自の対策が打ちづらいという現状もあると考えます。

こうした状況を踏まえまして、市町村が自由度の高い形で取り組む新たな人口減少対策や、県の施策との相乗効果が期待できる取組などを財政面から支援をしたい、しようと考えまして、そのための制度として人口減少対策総合交付金を創設することといたしました。この交付金を、まずは若者の減少をできるだけ早期に食い止め

るための第一歩として、効果を見極めながら、より高い成果を目指していきたいと考えています。

この交付金の創設、制度の設計に当たりましては、私自身もフレーム段階から予算規模も含めまして担当の部局と議論を重ねてまいりました。その中で、まず全市町村に配分する基本配分型は、本交付金に統合いたします既存の市町村向けの補助金決算額の約3倍という目安の中で、4億円という水準を設定します。そして、いわゆる手挙げ方式の連携加算型の部分も同規模の4億円、計8億円とすることを軸に当初検討しておりました。

しかしながら、こうした基本的なフレーム案を公表し、市町村長と意見交換、言わばキャッチボールをしている中で、この連携加算型の活用希望を大変多くいただきました。我々の当初の想定以上にこの活用希望があったということ、そしてその対象としても、ソフト事業のみならずハード事業も対象として加えるべきだという御意見、御要望もいただいたところでございます。

こうした状況を踏まえ、予算編成の最終盤におきまして、全ての市町村が連携加算型の上限額を4年間で活用した場合にも対応できる、そうした規模を改めて計算しまして、当初の想定から2億円を積み増して総額10億円とすることで予算計上し、お諮りすることといたしました。

次に、中山間地域の住民の思いにどのように応えようとするのか、その覚悟と併せてのお尋ねがございました。

私自身、県民座談会や選挙戦を通じまして、地域で暮らし続けられるかどうかといった不安のお声や、一方で、将来を見据えて地域を残していきたいと頑張られている方々の声を直接お聞きしておりました。また、今回の再興ビジョ

ンの策定に当たりまして、地域に若者が帰れるようにしてほしいといった御要望をお聞きしましたと同時に、集落活動センター、地域団体の方々からは、自らの挑戦の状況、そしてその思いについて、数多くお話をお聞かせいただいたところでございます。

そうした声や思いを受け止めて、ビジョンの将来像といたしまして、若者が増えた持続可能な人口構造の下、誰もが将来に希望を持って暮らし続けることができる中山間地域を掲げることといたしました。そして、この将来像の実現に向けまして、4つの取組の柱、若者を増やす、暮らしを支える、活力を生む、しごとを生み出す、これを掲げまして、それぞれに10年後の目標数値を設定いたしました。

あわせて、向こう4年間の具体的な道筋となります128のアクションプランを作成しまして、これらにつきましても、例えば年間移住者3,000人以上といったKPIを設定し、達成を目指すということといたしました。

このビジョンについての外部有識者からの評価でございますが、従来の中山間対策に加えて若者の増加を柱に据えたことで、地域の将来に希望が持てるものになったのではないかと高い評価もいただきました。また、具体的には、これまで推進してきた日常的な買物支援あるいは生活水の確保といった言わば守りの取組を土台として、若者を増やす攻めの取組を加味したという点が評価をされたのではないかとこのように理解をいたしております。

言うまでもなく、今現に中山間地域にお住まいの方が安心して暮らし続けられるということが、この再興ビジョンの大前提として必要であります。今後も、若者を増やす攻めの施策と併せまして、現に地域にお住まいの方々の声もしっかりお聞きをいたしまして、住民の暮らし、活力、仕事を守る、こういった施策についても着

実に取り組んでまいります。

次に、県民座談会「濱田が参りました」、「再び、濱田が参りました」に続きます広聴活動の充実についてお尋ねがございました。

2期目の4年間も、引き続き、共感と前進を県政運営の基本姿勢といたしまして、県民の皆さんの声を現場に足を運んで聞くことが重要だと考えております。そのため、来年度からは、これまでの市町村訪問に加えまして、先進的な事業あるいは県政の課題解決につながる取組を行っていただいている企業あるいは施設などへの訪問を新たに行いたいと考えております。

具体的には、例えばデジタル技術の導入で若者や女性の参入が進む建設業の現場などに伺い、先進的な取組への支援策のヒントを得る、あるいは少子化対策などにつきましても、先進的な取組をしている現場に伺って当事者からお話を伺う、そういった機会としたいというふうに考えております。

加えて、目下の最重要課題である人口減少対策に資するという観点から、私自身が若者の意見を直接聞く場、こうした場も設けたいと考えております。この中では、例えば実際にU・Iターンをした方からは県内就職を決めた主たる理由、そして子育て中の女性からは今まさに必要な支援策、御意見、御要望などをお聞きできればと思っておりますし、こうした意見交換を通じまして、若者や女性に選ばれる魅力的な仕事やライフスタイルなどに対するニーズが具体的にはどうしたものになっているのかということ把握したいと思っております。これによって、持続可能な人口構造への転換に向けた実効性の高い施策につなげたいと考えます。

現場の声を施策に反映させまして、課題やその解決に向けた私自身の思いを直接お話しすることにより、県民の皆さんの共感を得ながら、県政の前進につながる好循環を生み出し

てまいります。

次に、元気な未来創造戦略におきます特に少子化対策の取組についてお尋ねがございました。

お話がございましたとおり、国の次元の異なる少子化対策では、若い世代の所得向上など3つの基本理念が掲げられまして、こども未来戦略が昨年12月に閣議決定されました。この2月には、戦略に盛り込まれた施策を実行するための関連法案も国会に提出をされております。

県におきましても、国のこうした動きも踏まえた上で、人口減少対策のマスタープランとなります高知県元気な未来創造戦略の策定を進めているところであります。

これも御紹介が議員からございましたように、国や自治体で人口関連施策のアドバイザーを歴任されておられます天野さんからは、少子化の最大の原因は若年女性が雇用を求めて県外へ流出していることにあるという御指摘をいただいております。こうした御指摘も踏まえまして、特に若年人口の増加に最優先で取り組み、女性活躍の環境づくりの推進として、関連の施策を強化いたします。

具体的には、若者や女性から人気の高い事務系企業などの誘致をさらに進めます。また、これまで男性中心とされてきた建設業や第1次産業におきましても、デジタル技術の重点的な導入により女性進出を後押しする、さらにこのためにも、女性デジタル人材の育成の支援などを強化したいと考えます。あわせて、各産業分野の生産性向上を強力に支援いたしまして、事業者の賃上げにつながる環境づくりを進めてまいります。

加えて、高知県が若者に選ばれるためには、男性は仕事、女性は家庭といった旧来の固定的な性別役割分担意識の解消が欠かせないと考えます。このため、私自身が先頭に立って、共働き・共育てを県民運動として強力に推進し、男

性の育休取得が当たり前という社会を高知県がいち早く実現する、そうしたことを目指してまいります。

具体的には、隗より始める取組としまして、まずは県庁が率先して男性の育休取得、女性の管理職登用を進めます。さらに、企業の男性育休の代替要員確保への支援のほか、ワーク・ライフ・バランスを推進するアドバイザーなどの派遣体制を拡充しまして、働きやすい環境づくりを強力に推進いたします。

加えて、若者の声、有識者の御意見も踏まえまして、共働き・共育ての推進、さらには若い女性に高知へのUターン、Iターンを呼びかける、そうしたための戦略的なプロモーションも展開をしてみたいと考えております。

こうした男性の育休取得の推進を核とした取組を原動力といたしまして、社会全体の意識改革を進めたいと考えております。あわせて、戦略に掲げました施策を着実に実行してまいりますこと、目標の実現に向けて不退転の決意で取り組んでまいります。

次に、ベトナム・ラムドン省などとの覚書の締結の狙い、そして今後の期待についてお尋ねがございました。

お話にありましたように、人口減少、少子高齢化が進行する中で、我が国全体で人手不足、担い手の確保が課題となっておりまして、今後、事態のさらなる深刻化も懸念をされます。そのような中でも経済成長を持続的に図っていくためには、デジタル化による生産性の向上ですとか、女性や高齢者などのより一層の活躍を促していく、そのために、多様な働き方が可能となる環境も整えていく、こういったことが重要であるというのは御指摘があったとおりで思っております。

加えまして、外国人に力を発揮していただくということが、より必要になってまいると考え

ます。そのためにはまず、御指摘もありましたように、我が国が多く外国人の皆さんから選ばれる国となること、その上で、本県が日本の中で選ばれる県となっていくということが重要であります。

このため、令和2年度に高知県外国人材確保・活躍戦略を策定いたしました。この中で、海外からの優秀な人材の確保を第1の柱に位置づけて、送り出し国との信頼関係の構築などに努めてまいりました。

この間、コロナ禍という制約もありましたが、両国の在大阪総領事や現地政府との交流を続け、私自身がトップセールスも行ってまいった結果、本年度、覚書の締結に至ったものであります。

選ばれる高知県となるためには、まずは現地政府の皆さんに高知県のすばらしさを知っていただいた上で、日本での就労を望む方々に本県を勧めていただくということが有効だと考えます。こうした考えに立ちまして、今年1月に両国を訪問いたしました際には、現地政府関係者と、覚書に基づく安定的な人材の送り出し体制の構築について協議や確認を行いました。

加えまして、ベトナム・ラムドン省では、県内企業の現地法人が日本語教育センターの設立を予定しておりますことから、これに対する省政府の御協力もお願いをいたしました。この日本語教育センターでは、高知県の産業や文化などについても学んでいただく取組も進めていただくこととしておりますので、本県の認知度が高まるものというふうに期待をいたしております。

こうした取組に加えて、今後、本県への外国人材の流れをより大きく、安定したものとしていくためには、県内で暮らしやすい、そして働きやすい環境を整備していくことも重要だと考えます。このため、来年度は、例えば社宅

の整備にも活用できる融資制度、そして自動翻訳機の購入であったり分かりやすい作業マニュアルの作成などといった取組に活用ができます補助制度を新たに創設するといった形で、施策を一層強化してまいります。

こうした一連の取組によりまして、事前に高知県のことを知っていただいた上で、本県で安心して暮らし働いていただく、そうした外国人を増やしていくことを目指してまいります。そのことを、外国人材御本人の例えばSNSでありましたり現地政府の御協力によりまして広く周知をしていくことで、さらに多くの外国人の方々が高知県を目指すという好循環をつくり出していきたいと考えます。

今後も、こうした取組を他の国々や地域にも広げていくことによりまして、より多くの外国人に選ばれる高知県となりますように、引き続き私自身が先頭に立って取り組んでまいります。

最後に、四万十市営食肉センターの建て替え整備に対する県の支援についてお尋ねがございました。

四万十市のセンターは、高知市の新食肉センターが牛の屠畜施設として再整備されたことによりまして、現在、県内で唯一、豚の屠畜が行える施設となっています。また、併設する食肉事業者などを含めると約150名の方が働いておりまして、幡多地域の雇用の場として重要な役割を担う施設であるというふうに考えております。

施設の建て替えに当たりましては、多額の事業費が見込まれておりまして、四万十市は、県や幡多地域の市町村、県内最大の養豚の産地であります四万十町などに一定の費用負担を求める考えであります。県としましても、県内の畜産振興に加えて、貴重な働く場の確保といった観点から、整備費用への負担も含めまして、

できる限りの支援を行いたいというふうに考えております。

具体的な負担割合につきましては、高知市の新食肉センターの事例、あるいは他の公共施設に関する支援の事例、こうしたものを参考にいたしまして、今後、四万十市や関係市町村と協議を重ねてまいる考えであります。

また、施設整備の実現に向けましては、費用負担が求められる幡多地域などの市町村をはじめ多くの関係者から理解を得ることが不可欠であると考えています。そのためには、そもそもセンターの意義、重要性や建て替え整備の必要性に加えまして、施設規模や事業費の妥当性などについて丁寧な説明が求められるものと考えます。

県といたしましても、高知市の新食肉センターの整備プロセスを経て得られましたノウハウを活用いたしまして、早期に関係者の合意形成が図られますように、四万十市と共に取り組んでまいる考えであります。

私からは以上であります。

(中山間振興・交通部長中村剛君登壇)

○中山間振興・交通部長(中村剛君) 人口減少対策総合交付金でどのような取組をどのように後押しするのか、制度の仕組みと併せてお尋ねがございました。

この交付金では、市町村が新たに取組む若者の増加、婚姻数の増加、出生率の向上、共働き・共育での推進の4つの取組を、全ての市町村に配分する基本配分型と、手挙げ方式の連携加算型、この2つのメニューで後押ししたいと考えております。

このうち、基本配分型は、市町村の裁量で事業に充当できる、自由度の高い仕組みとしております。また、その予算規模も、既存の市町村向け補助金をこのメニューに統合した上で、その決算額の約3倍を計上いたしました。これに

より、従来の補助事業を、補助要件等に縛られない、より使い勝手のよい事業として推進しながら、結婚支援や子育て支援などの市町村独自の新たな取組に活用いただくことなどを期待しているところでございます。

さらに、この基本配分型に加え、手挙げ方式の連携加算型を設け、県が掲げる目標である若者や出生数の増加につながる取組を支援してまいります。県の施策と連動することで相乗効果が発揮できる取組や市町村の先駆的な取組をより強力に支援するとともに、他の補助事業の対象とならないハード事業もこの連携加算型で対応できるようにいたしました。加えて、他の市町村のモデルとなる取組などについては、知事特認により、交付率のかさ上げや交付上限額の加算も可能となる仕組みとしております。

しかしながら、この交付金により各市町村に成果を出していただくためには、目標達成に向けたPDCA、これをしっかり回していくことが何より重要でございます。

このため、まずプラン、すなわち計画づくりの段階から市町村と連携し、現状把握や課題分析を行うとともに、地域の成功例などを踏まえた施策をプッシュ型で提案するなど、しっかりとサポートします。また、ドゥー、チェック、アクションの各段階におきましても、市町村とともに成果や効果を確認し、2年目以降の事業計画を適時修正、強化してまいります。

しっかりとPDCAを回し、人口減少下にあっても若い担い手の減少は食い止める、そして若者が一人でも多く増えるよう取り組んでまいります。

(土木部長荻野宏之君登壇)

○土木部長(荻野宏之君) まず、グリーン化の取組としての、高断熱、高气密で環境にも人にも優しい家づくりについてお尋ねがございました。

省エネルギー化と再生可能エネルギーの導入により年間の1次エネルギー消費量の収支をゼロにするネット・ゼロ・エネルギー・ハウス、いわゆるZEH基準による住宅は、高断熱、高气密のため、夏は涼しく、冬は暖かく、健康で快適に暮らすことのできる住宅です。このような住宅を普及させることは、カーボンニュートラルの実現に向け重要であると認識しております。

国では、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、2030年度以降に新築される住宅についてZEH基準の省エネルギー性能の確保を目指すとしており、ZEHの性能を有する住宅の取得や断熱リフォームに対して補助制度や税制上の特例措置などの支援制度を設けております。

一方、県では、高知県脱炭素社会推進アクションプランにおいて、省エネ性能の高い住宅の普及促進を図ることとしております。具体的には、省エネ性能の高い住宅の有効性や支援制度について、地球温暖化対策に関するイベントなど様々な機会を通じて周知するとともに、各種リーフレットの配布やホームページへの掲載による広報啓発に取り組んでいるところです。

加えて、省エネ住宅の普及促進に取り組む建築士や工務店などの地域事業者を育成するため、ZEHの省エネ性能に関する技術講習会を開催しております。

また、再生可能エネルギーの導入促進のため、住宅用太陽光パネルの設置を行う住宅の所有者に対して市町村が補助をする場合に、その費用を支援する制度を設けております。

引き続き、グリーン化の取組として、エネルギー消費量ゼロの住宅の普及促進に取り組んでまいります。

次に、住宅耐震化に係る割増し補助制度の創設と、耐震補強工事の普及についてお尋ねがご

ざいました。

県はこれまで、住宅所有者の経済的な負担の軽減のため、耐震診断の無料化や、設計費、改修工事費への補助といった支援メニューの拡充に取り組んでまいりました。

今回の能登半島地震では、古い木造住宅の倒壊が多く見られ、住宅の耐震化の重要性を再認識したところです。このため、来年度から、物価高騰に伴う工事費の増加も踏まえ、耐震改修工事費に対する補助金の限度額を155万3,000円から165万円へと引き上げることとし、あわせて市町村が定める補助金限度額の引上げを促してまいります。

その上で、まずは限度額の引上げによる効果の検証を行うとともに、耐震化が伸び悩んでいる市町村や高齢化率の高い市町村と連携して、耐震化されていない住宅の現状や事情を調査し、原因や課題の整理を行います。その結果を踏まえ、割増し補助制度の創設を含めた県の支援メニューのさらなる拡充を検討してまいります。また、こうした支援メニューとともに、住宅の耐震化の第一歩となる耐震診断と、住宅所有者の経済的な負担の軽減につながる低コスト工法の普及は、住宅の耐震化の促進に大変重要であると考えております。

これらの取組については、県と市町村がそれぞれの役割を担って進めており、市町村は、耐震化の重要性の啓発や補助金制度の周知のため、所有者への戸別訪問を行っております。一方、県では、戸別訪問に係る費用への補助を行うとともに、耐震化に携わる事業者の育成や低コスト工法の普及を行っております。

議員からお話がありました耐震診断士と連携した戸別訪問は、既に一部の市町村で行われており、専門家から住宅所有者へ対しまして直接、耐震化の費用や住みながらの改修が可能なことなどの説明を行っております。このような取組

を、担当者研修会など様々な機会を通じて、他の市町村と共有してまいります。

引き続き、計画的な戸別訪問を通じた、耐震診断と低コスト工法による耐震補強工事の普及にしっかりと取り組み、今回の能登半島地震を教訓にして、住宅の耐震化を加速させてまいります。

次に、建設業の2024年問題に関し、時間外労働の上限規制の導入による、実施設計及び変更設計の工期の取り方についてお尋ねがございました。

公共工事における実施設計時の工期につきましては、1日当たりの労働時間を8時間として、構造物等を造るために必要となる日数に、準備、後片づけに要する日数や、休日、悪天候等により作業を行わない日数を加えて設定いたします。

令和3年7月に、準備、片づけに要する費用の実態を加味した見直しや、本年4月から適用される時間外労働規制を踏まえて、受注者が週休2日に取り組みめるような休日等の見直しが行われ、これにより、工期が約3割増加しております。

一方、変更設計時の工期の設定につきましては、実施設計時と同様に、変更内容に応じて必要な日数を算定し、適切な工期に延長しております。

このように、既に新たな時間外労働規制に対応した工期の設定を行っているところであります。

最後に、4週8閉所を踏まえた発注方法をどのように考えていくのかとお尋ねがございました。

県では、建設業において働き方改革を実現する取組を推進するため、平成29年度以降、週休2日制モデル工事による発注を順次拡大してまいりました。モデル工事の内容は、4週8閉所を達成した場合に、経費を増額補正することや、

工事成績の評価点を加点するといったインセンティブを付与するものであります。

そのような中、本年4月から建設業にも時間外労働の上限規制が適用されることから、4週8閉所のさらなる推進が求められるところであります。

こうしたことを踏まえ、県では令和3年度に、原則全ての工事を週休2日制モデル工事の対象といたしました。また、令和4年度は請負対象金額5,000万円以上を、本年度は1,000万円以上の工事を、発注段階で経費を割増しする発注者指定型として、順次取組を拡大しております。

来年度からは、原則全ての工事において発注者指定型を適用し、建設業における4週8閉所のさらなる定着に向けた発注を進めてまいります。

(林業振興・環境部長武藤信之君登壇)

○林業振興・環境部長（武藤信之君） 南海トラフ地震を想定した災害廃棄物の発生量、仮置場の確保及び広域処理体制についてのお尋ねがございました。

まず、南海トラフ地震発生時の本県における災害廃棄物の発生量についてでございます。これは、L1クラスと呼ばれる発生頻度が高い一定規模の地震の場合で662万トン、またL2クラスと呼ばれる最大規模の場合で2,201万トンと推計しております。これは県内における年間の一般廃棄物発生量と比較して、L1クラスで約26年分、L2クラスで約87年分に相当する量となります。

次に、災害廃棄物の仮置場の確保状況についてでございます。まず、災害廃棄物を一旦保管する場所となる1次仮置場については、L1クラスの場合では確保できております。一方、L2クラスの場合では、想定必要面積に対し約85%の充足率であることから、市町村と連携し、さらなる用地の掘り起こしに取り組んでいると

ころでございます。また、災害廃棄物の焼却などの中間処理施設を設置する2次仮置場については、L2クラスの場合で最大20か所が必要になると試算しております。こちらについては、令和5年度末までに港湾や公園などの公有地19か所を候補として確保できる見込みであり、令和6年度中に20か所とすべく、関係者と協議を進めております。

最後に、災害廃棄物の広域処理体制についてでございます。議員御指摘のとおり、能登半島地震では、大量の災害廃棄物を早期に処理するために、県域を越えた処理が検討されておりますが、南海トラフ地震についても広域処理の準備が必要であると考えております。これまでに、国と四国4県などで構成する四国ブロック協議会において、広域連携計画を策定し、関係機関が連携して情報伝達訓練などに取り組んでいるところです。また、広域での災害廃棄物の受入れ手順や受入れ可能量の整理など、さらに実効性を高める取組を進めているところです。

今後とも、能登半島地震における課題や対応事例も参考にしながら、災害廃棄物を広域で早期に処理する体制づくりにしっかりと取り組んでまいります。

(教育長長岡幹泰君登壇)

○教育長(長岡幹泰君) 震災発生後の学習機会確保のための支援策を市町村教育委員会と十分に協議し備えておくことの必要性についてお尋ねがございました。

地震等による甚大な被害が発生した場合におきましては、まず子供や保護者、教職員の被災状況を正確に把握するとともに、学校の被害の様子をつかむことが必要となります。その上で、議員の御指摘のとおり、被害レベルに応じて子供たちの学習機会を確保し対応していくことが重要となっております。

これまで、本県では、南海トラフ地震発生後

においても早期に子供たちの学習保障を行うため、それぞれの県立学校の学校再開計画の策定を行ってまいりました。また、市町村につきましても、この県立学校の学校再開計画を参考として、各小中学校等についての再開計画の策定を行うよう働きかけてきたところであります。

しかし、今回の能登半島地震においては、市町村を越えて広域の避難先で学習機会を確保することが必要な状況も見られております。また、先日、能登半島地震で被災した中学生の2次避難先の支援として派遣をしました県教育委員会事務局職員からは、子供たちに精神的な不安定さが見られ、教職員のストレスも大きくなっていることから、双方にメンタルケアが必要であるといった報告も受けております。

こうしたことから、現在、県教育委員会としても、石川県の対応を参考に、ICT活用の可能性も含めた学習機会の確保や、避難先、宿泊先の調整、子供たちのメンタルケアなど、あらゆる課題の洗い出しを行っているところであります。今後、課題の整理を行った上で、その対応策について、それぞれの地域の被害状況も想定しながら、市町村教育委員会と具体的な連携・支援方法を協議し、南海トラフ地震対策行動計画等の見直しにつなげてまいります。

(農業振興部長杉村充孝君登壇)

○農業振興部長(杉村充孝君) まず、四万十市の新食肉センターの整備事業費圧縮を図る努力についてお尋ねがございました。

食肉センターの建て替え整備に向け、本年度行った基本設計における概算事業費は、約75億円となっております。これは、資材価格の高騰の影響もありまして、先に整備された高知市の新食肉センターに比べ約2倍に相当するものとなっております。

資材価格の高騰以外の要因としましては、高知市は牛を、四万十市は豚を処理する施設であ

り、家畜の大きさの違いや処理頭数が大幅に多いことに伴う生産機械や汚水処理施設の規模の違いなどが考えられます。こうした違いもあり、単純に比較はできませんが、四万十市と高知市の両センターの設計を比較し、特に差が大きい部分を精査することなどによって、見直しができる余地はまだあるものと考えております。

センターの建て替えに当たって、四万十市は、県に加え、幡多地域などの関係市町村に対し、整備費に対する一定の負担を求めています。今後、多額の費用負担に対する関係市町村や県民の理解を得ていくためにも、施設や設備の規模が必要最小限のものであるか改めて確認するとともに、仕様を見直すことなどでさらに事業費が圧縮できないか検証し、負担の軽減に向けた努力を尽くす必要があると考えております。

このため、県としましても、四万十市と県による四万十市新食肉センター整備推進協議会の場などを通じまして、さらなる事業費の縮減に向けて取り組んでいきたいと考えております。

次に、県としてどのようなスケジュール感で取り組んでいくのかのお尋ねがございました。

議員のお話にありましておおり、センターの建て替えについて、四万十市長は、県や関係市町村と協議を進め、合意を得た上で、9月議会に関連予算を諮りたいとの意向を表明されておられます。

現在、食肉センターは老朽化が相当に進んでおりますため、県としましても、四万十市と歩調を合わせ、新施設の整備に向けてスピード感を持って取り組んでまいりたいと考えているところでございます。一方で、先ほど申しましたとおり、建て替え整備には多額の費用を要することから、多くの関係者の理解を得るためには、同時に慎重な対応も求められているものと考えております。

このため、四万十市が設置している既存の検

討委員会に幡多地域の関係市町村などをメンバーに加えた検討会を合意形成の場と考え、まずは第1回目の会合を新年度の早い時期に開催するよう、四万十市と協議しながら準備を進めているところであります。この検討会におきまして、食肉センターの重要性や意義を関係者間で共有の上、施設規模や事業費の妥当性などについて丁寧に説明し、また議論を尽くすことで関係者の合意形成が図られ、昨今の資材高騰下においても新たな施設の整備が円滑に進むよう、四万十市と共に取り組んでまいります。

○18番（明神健夫君） それぞれ詳細で前向きな御答弁をいただきまして、ありがとうございました。2問目の質問はありません。

人口減少に歯止めをかけることは至難の業でありますけれども、濱田知事の目指す理想の高知県像の実現に向けまして、思う存分その手腕を発揮されますことを心から期待しております。

そして、この3月末をもって退職されます職員各位におかれましては、長年にわたり県勢発展のために尽力されましたその御功績に対し深甚なる敬意を表しますとともに、ますますの御自愛の上、今後とも御活躍されますよう御祈念申し上げます。私の一切の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（弘田兼一君） 暫時休憩いたします。

午前11時39分休憩



午後1時再開

○副議長（今城誠司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

36番中根佐知議員。

（36番中根佐知君登壇）

○36番（中根佐知君） 私は日本共産党を代表して、以下質問をいたします。

まず、知事の政治姿勢について、政治資金パーティー券問題についてお伺いいたします。

日本共産党のしんぶん赤旗の報道をきっかけとして、自民党の政治資金パーティー券をめぐる裏金問題は、安倍派で6億7,500万円以上、二階派で2億6,400万円、岸田派でも3,000万円の違法収入が明らかになり、さらに事態の発覚を受けた安倍派議員らが訂正した政治資金収支報告書には、不明とする記述が相次ぐ事態となっています。しかし、裏金が何に使われたのか、また誰が裏金処理を指示したのかなど、肝腎の問題は一向に明らかになっていません。

あわせて、政党が政治家個人に支出する政策活動費にも焦点が当たっています。自民党二階幹事長時代は5年間で50億円、2022年の自民党茂木幹事長の9億7,150万円など、巨額の資金が用途不明のまま非課税扱いで使われてきました。

これらの問題は、脱税に当たるのではないかと、公正な税務行政をゆがめるものだと、強い批判が上がっています。現行法では、政党本部から政治家個人に政策活動費の名目で支給されたものは領収書不要です。二階氏に渡った50億円の政策活動費を雑所得として試算すると、課税額は35億円ともされます。自民党裏金事件の解明と、税逃れを許さない国税当局の徹底調査が不可欠です。

確定申告の時期を迎え、1円の支出に至るまで領収書をそろえ、さらにはインボイスの導入で実質的な増税を押しつけられている一方で、法律をつくる側の与党自民党議員のあまりにひどい政治資金の状況、そして問題解決への熱意のなさに、国民は怒っています。

今回の事態は、公正であるべき税務行政の信頼を損なうものであり、県民に県税納入をお願いする知事の立場としても曖昧にできない問題

だと思いますが、国税庁等に徹底調査を求める考えはないか、お聞きします。

多くの政党が、企業、団体へのパーティー券販売禁止、政策活動の使途公開などで一致しています。日本共産党は、他の野党と力を合わせ、問題を徹底解明し、国民の声が通る政治のため力を尽くす決意です。

濱田知事は、政治資金パーティーについて、引き続き開催する旨の発言をされていますが、そもそも国民が1票を投じて政治に参加する、これが議会制民主主義の大原則です。政治資金規正法は、政治資金について、民主政治の健全な発達を希求して提出される国民の浄財であるとしています。主権者である国民一人一人の自覚的な献金を政治資金としてこそ、健全な民主政治の発達がもたらされます。

企業に1票を投じる権利はありません。経済的に圧倒的な力のある企業が政治資金を提供することは、金の力で政治をゆがめ、一人一人の国民の参政権を侵害することになることは明らかですが、知事にそうした認識はありますか、お聞きいたします。

また、同法は、政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにする、そのため政治資金の流れを透明化し、民主政治の健全な発達に寄与することを目的とすると明記しています。しかし、パーティー券は、購入者の名前はパーティーごとに20万円を超す場合に限定されています。政治献金に比べても匿名性が高い資金です。

公共工事など行政の仕事を請け負っている企業、団体からのパーティー券購入はないのか、どう証明するつもりか。パーティー券の販売先は企業、団体は対象としない、個人に限ることを県民に約束すべきではないか、知事にお伺いいたします。

次に、機構改革についてお伺いします。今回、

時代の大きな変化を挙げ、これまで以上の斬新で柔軟な発想が求められるとの理由で、政策立案能力と統合調整機能を発揮するための知事直結の筆頭部局である総合企画部を創設するとの議案が提出されています。しかし、政策のコンセプトであるデジタル、グリーン、グローバルがほぼ国追随のものであることなど、これまでの濱田県政の姿勢から、高知県の実態に基づき県民の力に依拠して課題解決に取り組んできた高知県政の積極面が失われていくのではないかと強く危惧をしています。

失われた30年という言葉が象徴するように、一部の大企業、富裕層の利益を優先してきた国の失政により、残念ながら日本社会は、賃金が上がらず成長できない国、若者が希望を持たず急速な人口減が進む国へと突き進んできました。とりわけ高知県は、そうした矛盾の集中点でした。

その中で、高知県は、その打開の方向は国言いなりの施策ではなく、現場で苦闘している県民のなりわいの中から課題とともに宝とも言える取組を見つけ出し、それを県政がしっかり支えることを県政の柱としてきました。橋本県政では、県職員が県民に真っすぐに向き合う気風を確立し、地域支援企画員など、住民力を発揮する県庁づくりを進めてきました。引き継いだ尾崎県政も、地域の課題を正確に認識し、諸課題の解決と県勢の浮揚に向けて、土佐人の知恵と行動力を生かすとして、土佐まるごとビジネスアカデミー、こうちアグリスクール、林業学校や防災士の養成など、人づくりに力を入れてきました。

課題解決の最前線である現場の声を基にしたフォローアップを重視してきたことは大切な取組でした。こうしたボトムアップ型の行政運営こそ力を入れるべきだと思います。

その点で、知事が司令塔と名づけた総合企画

部は、県民の願い、実態より、知事の思いを貫徹する方向、すなわち国の方針を忠実に貫徹する方向へ、ボトムアップからトップダウンの組織へ変えられる危険が大きいと強く危惧しますが、知事の認識をお伺いいたします。

さらに、具体的に指摘すれば、前県政の下、中山間地域が消滅すれば都市部自体も存続が危ぶまれるのではないかと、高知県の強みの源泉である中山間地で若者が働け安心して住み続けられるようにしなければならないとして重視をしてきた中山間を冠した部がなくなり、その上、市街地まで被害が及んできた実態があるにもかかわらず、鳥獣対策課を室に格下げするとしています。

このことは、中山間対策が見えにくくなる、後退するという県民へのメッセージになると思いませんか。そうならないためにも、今からでも再考すべきではないかと、知事にお聞きします。

また、スポーツ振興を観光振興部に移管するとしていますが、ビジネスや観光にスポットが当てられ、県民のスポーツ権をどう保障するかという本筋から外れたものと言わざるを得ません。県民のスポーツ権が保障される県づくりが、県民の生きがいや健康増進など幸福追求権の保障とともに若者の定住、移住などにも資するという視点を欠いているのではないかと思います。

そこで、今回のスポーツ行政を観光振興部へ移すことの影響についてどう考えるのか、知事にお聞きします。

次に、ジェンダー平等、男女共同参画社会の前進について伺います。知事は、人口減少対策のマスタープランとして、高知県元気な未来創造戦略、特に若い女性にターゲットを絞りながら、若い女性の仕事づくり、若年人口の増加、婚姻の増加、出生率の向上を大きく旗を振る提案をしています。同時に、子供を産みながらしつ

かり共働き・共育てをオール高知で推進すると
しています。

しかし、当の女性たちは、都合のいいときだけ女性を持ち上げないでほしい、若い女性は高知県から外に出すなどと言わんばかりの人権無視のパワーを感じて居心地が悪いなど、様々な思いを持っています。

この違和感は何だろうか考えると、男女共同参画社会を標榜しながら、女性に対しても男性に対しても、それぞれの人生を選択する自由と権利に唐突に行政が踏み込み、出生数を増やすなら若い女性の人口を増やそうなど、場当たり的に聞こえる施策展開に共感ができないのだと思うのです。もっと根本的に、ジェンダー平等と男女共同参画社会が前進に向かっているのだという指針を示さなければ、施策への共感を広げることにはなりません。少子化だからと、若い女性は子供を産むのは当たり前だという押しつけは、時代に逆行したものです。

今57歳になった、子供を持たない選択をして生きてきた女性は、出産願望は乏しいのに産む性として社会から扱われることにずっと負い目を感じてきた、出産適齢期を過ぎてまだ産めると思わなくてもよくなってほっとしたと率直に語っています。

固定的な性別役割分担意識の解消と言いながら、このような女性は産む性であるという押しつけは固定的な性別役割そのものだ多くの女性が受け止めています、女性の声を知事はどう受け止めているのか、お伺いします。

知事は、兵庫県豊岡市の、ジェンダーギャップを取り除きながら若い女性の人口減少を食い止めてきた中貝市長の実践を御存じでしょうか。2020年2月、人口およそ8万人、城崎温泉で知られる兵庫県豊岡市の中貝宗治市長は、人口減少を食い止めるための地方創生総合戦略として、昨今はやりの女性活躍ではなく、ジェンダー

ギャップ、社会的な男女格差解消を真正面から打ち出し、全国から注目を集めました。

女性が流出してしまうのは、あまりに豊岡が男社会だったから、本当に申し訳なかった。女性の立場に立ったとき、世界は不公平な壁だらけに見えるかもしれませんが、そのことへの怒りから目をそらしてはなりませんと述べています。

そして、人口減少対策を定めた地方創生戦略の改定に合わせ、2期計画、2020年から2024年度に、ジェンダーギャップ解消を盛り込みました。例えば、賃金格差の解消のためにも、女性の正社員としての就職数目標は、2019年の393人から、2025年には5倍弱の1,900人を目標にしています。

僕たち男性は、女性にとって世界がどう見えているか、あまりに関心でした。相手の立場に立ち、壁だらけだと分かれば、そういう気持ちになるよねと、会話のキャッチボールが始まる。そういう共感力が差別を解消するスタートになると、地道に市民に訴えかけていきたいと思えますと述べています。そして、女性人口が増える土台がつくられています。

このジェンダーギャップを解消していくことによって女性人口を増やしていく視点をどう捉えるのか、知事にお聞きいたします。

高知県は、男女共同参画プランのモニタリング指標を持っています。ぐいぐいと推進することでジェンダー平等と男女共同参画の土台を押し進めることが、今だからより必要ではありませんか。

まず隗より始めよの精神で、庁議メンバーに女性が1人しかいない現状の改善に大幅に取り組むことなど、女性の参画として管理職登用を県庁内でも進め、男女共同参画の目標に沿って取組を飛躍させていくべきだと考えます。決意を知事にお聞きいたします。

県庁の機構改革が提案をされています。これだけ全庁的に取り組むべき課題を持つ人権・男女共同参画課が、今回も子ども・福祉政策部内の一つの課に組み込まれたままになっています。こうした位置づけが推進のブレーキになっていると考えますが、知事の御意見を伺います。

次に、特定利用港湾について伺います。

新港を含む高知港、須崎港、宿毛湾港の3港が候補となっている特定利用港湾は、今年度末をめどに、円滑な利用に関する枠組みで、管理者らと調整が整った施設から指定されると報道されています。この間、累次にわたり、日本共産党県議団としても、知事へ、県政の主権者である県民に向けての情報公開を徹底するよう申し入れてきました。年度末に指定が迫る中で、この間の政府による説明は、自衛隊等のような部隊、艦船が使用するのか、どのような訓練を年間何回実施するのか、その規模はどうかなどの具体的情報を欠いています。

問題点なのは、県としての情報公開の姿勢です。2月9日、日本共産党高知県議団は申入れを行い、井上副知事と懇談、2月13日に開かれる対象3市への国からのオンライン説明会の内容を広く県民に伝える要請を行いました。その中で、井上副知事は、2月13日の説明会は国主導ですから県として公開でという考えはない、国へ公開を申し入れる考えもないと発言をされました。

2月13日のオンライン説明会の存在も、宿毛市議会での答弁で明らかとなったものです。この間、一貫して、国との協議内容、プロセスが不透明であり、マスコミへの公開はもとより、県民の負託を受ける県議会議員への情報提供も十分ではありません。この協議過程の不透明さが、県民の不安・不信感につながっています。

2月16日には、宿毛市の市民有志が、特定利用港湾、特定重要拠点がある際のミサイル攻

撃を呼び込み、住民の犠牲を拡大する懸念があると、県内港湾の特定重要拠点化に反対する署名を宿毛市に提出したと報道されました。近く知事にも署名を提出するとしています。

知事はこのような住民の不安の声をどう受け止めているのか、お聞きします。

2014年の日米共同統合防災訓練で、米軍オスプレイの参加に関し、県として、高度、進入コース等に極めて厳格な運用、安全確認を求めました。こういった対応を引き継いで県民への説明責任を果たす姿勢が、今、県に求められています。現状、県の姿勢は、以前と比較しても、県民の知る権利を軽んじていると批判せざるを得ません。県の権限は、県政の主権者たる県民が負託したものであり、県民の知る権利の保障は、県が施策の是非を判断する上での大前提です。

特定利用港湾をめぐる、県民に情報提供が十分でない現状で指定を受け入れるなら、あまりに拙速であり、職権の濫用に当たると言わざるを得ませんが、知事の認識をお聞きします。

内閣官房による空港・港湾施設の整備効果及び利用のイメージで示されているおおすみ型輸送艦は、90式戦車18両、陸上自衛隊員300人などを搭載できる揚陸艦、またあたご型護衛艦はミサイル搭載型のイージス艦です。F2戦闘機は、超音速空対艦ミサイルを装備できる攻撃機、C2輸送機は現在、長射程ミサイルの搭載が計画されています。これらは明らかに戦闘を主目的とした装備です。

国家安全保障戦略上の位置づけ、また明らかとなっている船艦、航空機を見ても、特定利用空港・港湾の指定は空港・港湾の軍事利用化あるいは軍民共用化ではないか、知事としての認識をお聞きします。

特定利用港湾指定が災害時にも資するとの趣旨の説明が、この間、国からもなされ、知事も双方にメリットがあり得ると発言をしています。

しかし、災害時の対応を言うなら、災害対応に特化した訓練、港湾整備が必要です。能登半島地震の被害の長期化を見ても、災害対策を抜本強化する姿勢が、国、地方自治体に求められています。

災害対応に万全を期すために、港湾非核平和利用の県議会決議に基づき、戦闘訓練を主目的とした受入れは認めず、訓練と港湾整備は災害対応に最大限資するよう国に求めるべきではないか、知事にお聞きします。

また、指定に向けての港湾の円滑な利用に関する枠組みを設けることが必要と報道されていますが、この枠組みで何が変わるのかが重大な点です。

11月14日の外交防衛委員会において、政府参考人が、現時点では自衛隊、海上保安庁の利用についてはその都度の調整だが、今後は自衛隊、海上保安庁あるいはインフラの管理者との間におきましてあらかじめ利用調整の枠組みを設けて、より円滑に調整ができるようにしていくと答弁しています。この答弁では、自衛隊等はその都度の調整から外れ、自衛隊、海上保安庁、県の3者が利用調整の枠組みの下、同列に置かれるものとなっています。

加えて、国資料では、枠組みのイメージとして、具体的な運用については関係者間で連絡調整体制を構築し意見交換を行っていくと記述され、肝腎の具体的内容は不明のまま、自衛隊等の港湾利用に白紙委任を与えるものと言えます。

枠組みが設定されれば、自衛隊等は利用時にその都度の調整を行うことなく、港湾を円滑、つまり自由に使用できるようになり、県の港湾管理者としての権限が制限されるのではないかと、知事の認識をお聞きいたします。

訓練等の内容によって、県民の不安につながる、あるいは漁業等の利用に影響が及ぶと判断した場合、港湾管理者としての使用を差し止め

ることはできるのか、知事にお聞きします。

この枠組みは書面での合意となるのか、国側から期限が指定されているのか、また枠組みは高知県の合意なく設定できないとの認識で間違いないか、知事にお聞きいたします。

米軍の使用の可能性についても改めてお聞きします。米軍の使用について、知事は、国の国会答弁を引き、特定重要拠点としての受入れが米軍の利用につながるものとは現時点では我々としては考えておらないと答弁しました。

一方で、上川陽子外務大臣は、日米地位協定第5条に基づき、国内の空港、港湾を米軍が利用できるとして、新たに整備される空港及び港湾におきましても同様であると明確に述べています。また、1月29日に行われた日本平和委員会と政府の交渉で、政府の担当者は、米軍の使用について除外するものではないと述べたと報道されています。

実際に、今回特定利用港湾の候補となっている石垣港では、昨年沖縄県が自粛を求める中、米軍艦船が寄港。艦長は、通常訓練の一部、できるだけ多くの場所に寄港できるようにしていくと語っています。一方で、日米地位協定第5条で規定上は使用できるとしても、事前に物資の運搬、補給などのスキームが整えられていなければ、実際の港湾使用は困難です。

平時における物資輸送、部隊輸送などの訓練を受け入れることで、港湾の軍事利用のスキームが構築され、有事の際、米軍にとっても利用しやすい条件が整うと考えますが、知事の認識をお聞きいたします。

次に、能登半島地震を受けた防災対策の徹底について伺います。

250人を超える死者、安否不明者を出した能登半島地震は、発生から2か月近くなりました。石川県では、1万4,000人以上が避難所などで生活を続けており、多くの避難者は体育館などで寝

泊まりし、避難長期化で心身ともに大きな負担を強いられています。ストレスなどによる災害関連死も確認される中、被災者の命と健康を守る取組を強めなければなりません。県においても、医療チーム、保健師、行政支援、警察の応援の派遣など、尽力を尽くしている職員、関係者の皆さんに改めて敬意を表したいと思います。

今回の初期対応について、阪神・淡路大震災をはじめとして多くの自然災害に向き合い、防災対策の見直しを提唱してきた室崎益輝神戸大学名誉教授は、反省すべき点が多くあると述べています。震災の教訓を引き出すには失敗体験をしっかりと踏まえなければならない、今回の地震では助けを求めている被災者のところに救援隊がすぐ駆けつけることができなかった、これが大きな反省点だったと思いますと述べ、2つの大きな過ちがあったと指摘をしています。

1つ目の過ちは事前の被害想定甘さですと述べ、孤立集落が多数発生すると想定していたら、備蓄や衛星携帯電話の準備にしても対応が違っていたはずだと述べています。

2つ目の過ちは、地震発生直後に被災状況の把握がスムーズにできなかったことが初動対応の遅れにつながったという点を挙げ、これからは現地からの報告を待つのではなく、直後に公表される地震の大きさや形状によって初動対応のスイッチを入れるようにしなければならない。例えばマグニチュード7.6であれば道路が寸断されていることを想定して海や空からの救助にも早急に着手すべきであり、緊急消防隊の派遣のシステムのまま動いていたのでは救助活動はうまく進まない、地震発生直後の情報把握のシステム及び初動対応のシステムを抜本的に見直さなければいけないと指摘しています。

南海トラフ巨大地震に備え、想定外を想定する姿勢で取り組んできた高知県とは状況が違うとはいえ、改めて能登半島地震の現状から何を

教訓とするか、また教訓を生かすためにどう取り組むのか、危機管理部長にお聞きいたします。

南海トラフ巨大地震に備え、死者を8割減らすなどとする目標を定めた国の基本計画について、この春をめどとしていた見直しの時期を能登半島地震の影響で延期をする方針が明らかになりましたが、策定から10年がたち、過疎・高齢化が一層進行した下で、国の見直しを待つのではなく、積極的な見直し作業が必要です。

避難タワーや避難道の見直し、住宅、水道などインフラの耐震化、要配慮者の避難計画の促進、自主防災組織の取組、防災教育、ジェンダーや障害者の視点に立った避難所運営、備蓄、医療・福祉の提供体制、住宅確保などの生活・産業の再建、災害廃棄物の処理などの復興に向けた取組などなどについて、県と市町村が南海トラフ地震対策行動計画を再点検するとともに、その内容を住民が共有していくことが、県民運動として取組を進める上でとりわけ重要となっています。

南海トラフ地震対策行動計画の見直しと取組の強化を県民運動として進めるための今後の計画について危機管理部長にお伺いいたします。

阪神・淡路大震災、東日本大震災など幾多の震災現場で被災者の支援に当たってきた津久井進弁護士などが、その実体験から、一人ひとりが大事にされる災害復興法をつくる運動に取り組んでおり、具体的な提案もなされています。提案の冒頭に掲げた現状と課題の文章を紹介します。

災害は、ある地域にたまにしか来ないので、地方自治体は被災者支援に慣れようがありません。しかし、1947年に成立した災害救助法という古い法律にもとづいて、地方自治体のみが災害救助・被害者支援を実施することになっています。

また、災害救助法は古い法律で見直しもほ

とんど行われていないため、生活困窮者自立支援法、介護保険法、障害者総合支援法などの社会保障関係法制度と連携しておらず、社会福祉法人やNPOなど平時の福祉を担うプロフェSSIONALの手を借りることができませんし、流通・小売企業といった物資や物流のプロの力をうまく使えません。また、たまたま住んでいた家の被害のみを基準とした災害特有の支援基準が取られるため、支援が必要な社会的な脆弱性を抱える人に支援が届かないことも多いです。

結果として、避難所で大勢の被災者が共同生活を余儀なくされます。個々のプライバシーが守られない状況や、生活再建がうまくできない状況は戦前から現代まで大きく変化がないままです。日本の災害救助・被災者支援の現状は、世界的に見ても極めて低い水準にとどまっています。

個人の尊厳の保持を災害対策の目的にし、福祉を災害救助法に位置づけ、官民連携を基本としたスムーズな被災者支援を可能とする法改正に速やかに取り組むことを国に強く提案すべきではないか、子ども・福祉政策部長にお聞きいたします。

また、現代に即した災害救助の充実も求められています。被災者生活再建支援法の改善も課題です。

今回、6自治体については、高齢者、障害者のいる世帯には最高600万円まで支援が拡充され、半壊についても対象とされましたが、特例ではなく、また財源も国が半分しか負担しない点の改善を求められています。こうした拡充について危機管理部長に伺います。

また、実態に即した支援を可能とするためには、現物給付にこだわるのではなく、広く災害救助法第4条3項を活用し、金銭を給付することによって救助を進めることも求めています。

避難所の1日の食費が1,230円であり、コロナ禍の宿泊療養の1食1,500円に比べても極めて貧弱であり、改善の声が現地で上がっています。

被災者支援の拡充が求められると思うが、子ども・福祉政策部長にお伺いいたします。

次に、産業振興と地域循環型経済について伺います。

高知県は、地産外商を軸とした産業振興を進めています。外商に向けた地場産業の育成、製品開発の努力と成果は重要であり、今後も大いに取り組む必要があると考えます。一方で、県下全体の人口減少が進むなど厳しい状況があり、産業振興の取組の成果をいかに県全体に波及させていくのかが問われています。持続可能な高知県をつくるため、地域循環型経済の視点で産業振興自体をブラッシュアップする必要があると考えます。

第5期産業振興計画案は、これまで位置づけが弱かった保健医療・福祉と建設分野に言及し、この経済動向にも目配りをし、県内産業の活性化に向けて、よりトータルな形での取組を進めるとの文言が入ったことは、県内最大の付加価値を生産する保健医療・福祉分野を県経済の要として明確に位置づけることを県議会で一貫して求め続けてきた日本共産党として歓迎するものです。

どのような考え方で第5期計画に保健医療・福祉と建設分野を位置づけたのか、知事にお伺いいたします。

県内介護職員の平均賃金は全産業平均と約5万円の格差と、12月議会で答弁がありました。介護のみならず、保健医療・福祉分野は労働集約型産業で、人不足も深刻です。また、それなしでは社会が持続できないケアを提供しています。

この点で、訪問介護の基本報酬が、来年度身体介護30分から1時間未満は約3,960円から3,870

円へ90円の値下げなど、軒並み引き下げられようとしています。ホームヘルパーの人員不足は深刻で、求人倍率も15倍を超え、訪問介護事業所の倒産は昨年67件と過去最多になっており、中山間地を多く抱える本県にとっても死活的問題です。プラスとなっている処遇改善加算についても、高知県内は全国平均よりも低い取得率です。

持続可能な地域社会に不可欠な訪問介護を保障するため、基本報酬引下げの撤回を国に求め、直接国費による賃金引上げの仕組みを提言すべきと考えますが、知事にお聞きいたします。

また、産業振興計画において、依然として地域循環型経済の視点は弱いと考えます。政府が提供するRESASでは、地域経済循環図が提供され、地域の自立度を示すとされる地域循環率が示されていますが、高知県は地域循環率80.4%となっており、これは全国で数えてみると44位と下位です。

この地域経済循環の強化を図るためには2つの方策があります。1つは、高知県が進めてきた外商に代表される移輸出産業の強化、もう一つは、地域内で取引を活発化させる施策等で地域外への資金流出を少なくすることです。

RESASの地域経済循環図を見ると、高知県は支出の面で県外に資金が流出している額が大きいことがわかります。特に、地域内産業の移輸出入収支を反映するその他支出の計1兆194億円のうち、地域外への流出が5,908億円を占め、流出率は58%と大幅なマイナス、全国順位は43位です。この点に高知県経済の課題があるとわかります。外商により、この域外収支の赤字を縮小していくことも当然必要ですが、併せて地域内での産業の連関を強め、資金が域外に流出しない産業構造に転じる必要があります。

内訳を見ると、本来は多彩な1次産品がある高知県で連動して強みとなるべき食品加工分野

で、県際収支のマイナスが目立ちます。また、2020年6月の経済センサス産業別集計を見ると、食料品加工が33事業所減と急減しています。新型コロナの影響が直撃し、一層、食品加工分野が落ち込んだことがわかります。

第4期産業振興計画には、食品加工産業の集積に乏しく、その多くが小規模であることから、第1次産業の強みを生かした食品加工への展開、食品周辺への産業への波及が弱く、一部の加工工程を県外でせざるを得ないと記載されています。施策の展開として、輸出商品の開発等に力を入れています。海外展開にはロット数が必要とも指摘しており、小規模が多い食品加工分野の全体を視野に入れた施策とは言えません。

食品加工分野の弱さをどのように分析し、打開を図ってきたのか、産業振興推進部長にお聞きいたします。

また、小規模事業者は、地域で必要とされ、県民のニーズを満たすことで事業継承しており、地域の食文化を守る重要な役割を果たしています。小規模であっても多様な食品が生産されることは、その地域に根差した食文化をつくり、観光や外商にとっても高知ならではの魅力となります。食品製造業を、外商の視点だけではなく、地域循環型経済の視点で検証することが重要です。

地域住民の食品ニーズをつかみ、地域の1次産品を活用した食品加工製品の消費をさらに増やしていく施策展開が必要と考えますが、知事の考えをお聞きいたします。

小規模事業者の食品加工製品の地域流通を促進するため、学校給食や病院食などへの導入も含めて行政が積極的に取り組んでいくことは大切な課題だと考えます。公が責任を持って地域内での流通、消費を活性化させ、それぞれの地域ならではの味を育てていく施策の充実を求めていきたいと思っています。

最後に、不登校問題について質問します。

文部科学省は、全国の小中学校と高校、特別支援学校を対象に、不登校やいじめ、自殺などの調査を毎年行い、公表してきました。昨年10月の調査結果を見れば、小中学校を30日以上欠席した不登校の状態にある子供は約5万4,000人増、率にして22%増えて、子供の不登校は昨年度29万9,048人となりました。10年連続で過去最多です。高知県の1,000人当たりの不登校児童生徒数はマイナス0.5ポイントと、前年比で少し数は減ったものの、小学校469人、中学校994人、合計1,463人が該当しています。そのほか、いじめの認知件数は過去最多となっています。

子供たちや学校に何が起きているのか、これまで以上の調査分析が必要です。また、今後ともこれ以上の不登校などの状況を広げないためにも、実態調査を県としても丁寧に行い、子供の心の声を生かす教育につくり替える対応が必要です。

文部科学省が学校を通じて毎年実施している問題行動・不登校調査では、不登校の要因は、無気力・不安が51%、生活リズムの乱れ・遊び・非行、これが11%、友人関係の問題9%など、要因は本人にあるとする回答が際立っています。この調査は各学校で教員が回答するため、当事者や保護者の思いとずれがあるのではないかと言われてきました。

滋賀県では、滋賀県フリースクール等連絡協議会ができ、不登校の子供たちへの支援施策が進んできています。協議会では、文科省の問題行動・不登校調査は必ずしも実態を反映していないとして、県内で初めて、一昨年11月23日から昨年1月までの1か月半、不登校当事者の実態とニーズを調査するインターネットアンケートを実施しました。滋賀県内の不登校家庭351件から貴重な意見が寄せられ、アンケートの調査報告書は滋賀県フリースクール等連絡協議会が

公開をしています。

回答した小・中・高生75人のうち、不登校になった年齢は小学1から3年生が60%を占め、小学生全体で76%に達する。不登校のきっかけで最も多い要因は先生。合わない・怖い・体罰・不信感などの23人、友達、身体不調、カリキュラムが合わないなどがそれぞれ同数の20人、先生が誰かを怒るのを見るのがしんどい18人、勉強が分からない16人など、学校関係が多い。また、自由記述では、子供も保護者も周囲の偏見や無理解について悲鳴を上げている実態が明らかになっています。滋賀県フリースクール等協議会は、文部科学省と民間団体の調査の結果が大きく違う、両方の結果を踏まえて解析が必要だと指摘をしています。

調査報告書は県教育委員会にも提出をされ、11月13日に開かれた県総合教育会議で、大杉住子副知事が、不登校のきっかけは先生が多いとのアンケートを引用し、これをどう捉えるか、何か課題があったのか見ていきたいと発言。福永忠克県教育長も、11月14日の定例記者会見で、先生が不登校の児童生徒にどのように寄り添い、気持ちを理解し、対応していくか、そのための知識、理解を深めることが必要だと、アンケートへの見解を示したとされています。

実態把握をする上で、子供の声をしっかりと聞くことが出発点です。県として丁寧な調査をする考えはないか、教育長に伺います。

私たちに寄せられる様々な御相談の中にも、先生の忙しさとストレスによって子供も保護者も不安になる、先生は忙しそうで話を聞いてと言いつらい、子供集団を落ち着かせるのが大変でトイレにも行けず気づけば給食の配膳も自分の分はなかった、教育力の不足は自己責任だと寝る時間を削って頑張っているけれどいつも疲れているなどなど、大変な実態が見えてきます。

不登校の最大のきっかけ・要因に、先生の言

動との結果が出ています。先生の忙しさとストレスをいかに少なくし、精神的にもどうゆとりをつくっていくのか、大きな課題であると思いますが、具体的な対応を教育長に伺います。

また、さきに述べた滋賀県のフリースクール協議会のアンケートの中に、不登校によって保護者の働き方は変化したかの問いがあり、保護者148人のうち55%が変化したと回答、変化なしは27%でした。35%が世帯収入が減ったと回答し、食費、光熱水費、交通費、フリースクールの利用料等の費用が増えたといえます。フリースクールなどに通った場合の金銭的支援、学校の変化を求める保護者もそれぞれ約7割に上りました。

高知県でも、幾つかのフリースクールを利用している家庭があります。入会金2万円、月謝3万円から4万円、また交通費など、家計には負担が生じています。東京都などでは、フリースクールを利用する不登校の小中学生を対象に、1人当たり年間最大24万円を支給するなど、全国でも学費補助が広がっています。

フリースクールに通うための学費補助の検討が必要になっていると考えますが、いかがですか、教育長に伺います。

教えるとは希望を語ること、学ぶとは誠実を胸に刻むことという言葉は、フランスの詩人ルイ・アラゴンの言葉です。不登校は、希望、意欲を削る今の学校教育に対する子供たちの危機回避行動ではないかと思えてなりません。

専門家であるスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの正規採用での配置など、じっくりと向き合える体制をこれまで以上に早急につくるべきだと思いますが、教育長に伺います。

また、サポートルームや学びの多様化学校など、子供が安心して過ごすことができる多様な教育機会の確保のために、人の配置も含めてど

う取り組んでいくのか、教育長にお伺いいたしまして、私の第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 中根議員の御質問にお答えします。

まず、政治資金に関する税務調査についてお尋ねがございました。

政治資金は、収支を届け出て公開をするというところで非課税という恩恵を受けられる制度になっております。このため、今回報じられておりますように、収支の一部について故意に届出を行わないといった事案は全く論外な行いだというふうに考えます。もとより税制は国民の理解と信頼の上に成り立っておりまして、特に政治資金と税にまつわる問題について、国民の目も極めて厳しくなっているというふうに考えます。

こうした中で、鈴木財務大臣は先日の国会答弁の中で、課税上の問題があれば税務調査などを行い、追徴課税する必要があるれば、国会議員を特別扱いしないと、そうした考え方を示されております。したがって、私から殊さらに税務調査について国税当局などに要請をする必要はないと考えております。

いずれにいたしましても、国会における徹底した議論を通じまして効果的な再発防止策を講じて、早急に国民の政治への信頼回復を図っていただくことが不可欠だというふうに考えております。

次に、企業による政治資金の提供について考え方はどうかというお尋ねがございました。

政治資金は、政治家や政党などが政治活動を行うための資金でありまして、言わば民主主義のコストとして必要なものだというふうに考えております。また、企業や団体も現実には社会経済活動の一つの単位として機能をしておりまして、政治活動も現に行っているわけでありまして、

ので、その一環として、法令の定めに基づいて資金を提供する、そのこと自身は何ら否定されるべきではないというふうに考えます。

一方、特定の企業や団体などからの多額の資金提供によって政治あるいは行政の公平性がゆがめられるということは、政治への信頼を大きく損なうものでありまして、当然あってはならないと考えております。このことについては、政治家一人一人が肝に銘じた上で政治活動を行うべきものだというふうに考えております。

次に、私自身の政治資金パーティーに関しまして、行政の仕事を請け負っている企業、団体からのパーティー券購入はないのか、またパーティー券の販売先を個人に限るべきではないかというお考えについて意見はどうかというお尋ねがございました。

私が代表者となっております政治団体がこれまでに開催をいたしました政治資金パーティーでは、その開催に関する収支は帳簿を作成してしっかりと管理をいたしております。その中で、議員のお話にありました、行政の仕事を請け負っている企業や団体にパーティー券を購入いただいたケースもありますけれども、それによって県行政の運営がゆがめられたというようなことは一切ございません。

そもそも政治資金パーティーにつきましては、その収入は、政治資金規正法上、パーティーへの参加の対価として支払われるものでありまして、寄附とは性質が異なるというふうにされております。加えまして、現行法では、会社などの団体につきましても、パーティー券の購入は参加の対価の支払いとして認められておりますし、政治団体としては寄附ではなく事業収入として受け入れるということになると考えております。

実際に政治活動あるいは選挙運動などを行っていく上におきましては、例えば事務所に要す

る経費、人件費、印刷代などがかかってまいります。こうした必要経費を賄うためには、寄附や政治資金パーティーなどによりまして収入を確保する必要が現実にはどうしてもあるわけがございます。それを仮に個人の寄附だけに頼るというふうにいたしますと、自己資金が豊富な、例えば会社経営などを行っているような方以外はなかなか公職にチャレンジをするということができなくなるのではないかとという危惧を私としては持っております。

私が政治資金パーティーを開催いたしますのは、こうした資金を必要以上に集めるのが目的ということではありません。必要な政治活動あるいは選挙運動を賄うのに足りるような規模あるいは頻度で、政治資金の調達手段の一つとして、ルールに従って、ルールに沿って開催をしているものであります。また、政治資金パーティーの開催を通じまして多くの方々から薄く広く資金を募るという方法のほうが、特定の大口寄附者からの寄附に依存するというよりも、行政運営をゆがめる懸念を払拭するという観点で見ますと、より望ましい、そういった面もあるのではないかとこのように考えております。

今後の開催につきましても、しっかりと節度を持ちまして、透明性を保った上で、個人に限らず、会社などの団体も含めて、この趣旨に賛同いただけるの方々に対しては幅広く参加を呼びかけてまいりたいと考えております。

次に、組織改正におきます総合企画部の設置の意図についてお尋ねがございました。

私は、県政運営に当たりましては、いわゆるトップダウンとボトムアップのベストミックスを目指していくべきと考えております。具体的には、政治的な判断や大きな方針はトップダウンによって決定をする、各種事業の具体的な進め方あるいは改善方法などは職員からのボトムアップによる形が機能する、こういった形があ

るべき姿というふうに考えております。

その上で、近年、県政課題の複雑化、複合化が進む中で、課題解決に向けましては、これまで以上に斬新で柔軟な発想に基づいた政策を立案する必要性が高まっているというふうに考えます。

このため、今回の組織改編におきまして、県の政策立案機能そして総合調整機能の強化を図るために総合企画部を設置するということとし、お諮りをいたしております。また、全庁一丸となって取り組むため、県政の最重要課題であります人口減少対策はこの総合企画部に所管をさせることとしております。

今回の組織改編は、県庁組織がトップからの指示待ちということではなくて、自律的に新たな政策を生み出す、そのために職員の提案能力の強化を図りたい、そうした意図で行うものであります。その意味で、むしろ新たな政策、事務事業の創造、こういった場面におきますボトムアップをこれまで以上に促進するものというふうに考えております。

次に、中山間対策が今回の組織改編によりまして後退するというメッセージを県民に与えるのではないかというお尋ねがございました。

まず、総合企画部につきましては、ただいま申し上げましたように、政策立案機能の強化などとともに、県政の最重要課題として中山間対策を含みます人口減少対策を強力に推進する、このために新たに設置をするものであります。

総合企画部の設置に当たりまして、中山間振興・交通部を統合したことに伴い、中山間の名称は部の名前からはなくなります。しかしながら、中山間対策と少子化対策を一体的に取り組むような人口減少対策を、知事を直接支える組織であります総合企画部に所管をさせるということでありまして、これまで以上に中山間対策を県政の中心に据えて推進したいと、そ

う意図を込めたものであります。加えまして、人口減少対策と中山間対策を併せて統括する理事ポストを新たに置くということでこれを担保したいというふうに考えております。

一方で、県庁の組織体制は、これまでも簡素で効率的な組織を基本といたしまして、社会経済構造の変化、県民のニーズなどを踏まえ、スクラップ・アンド・ビルドなどにより、不断の見直しを行ってまいりました。

鳥獣対策課につきましては、中山間地域対策課の課内室ということに今回しようと考えておりますが、これは鳥獣対策業務と中山間対策の一体的な対応とともに、効率的かつ弾力的な組織運営が可能となるというメリットを重視したものであります。改正後の組織におきましても、現場で鳥獣対策業務を担う体制につきましては、出先機関あるいは市町村なども連携をして、引き続きしっかり確保してまいる考えであります。

次に、スポーツ行政を観光振興部に移管することによる影響についてお尋ねがございました。

今回のスポーツ行政と観光振興を一体化する組織改編につきましては、1つには、スポーツツーリズムの促進がさらなる観光振興に寄与していくという効果を期待しておりますが、これに加えて、スポーツツーリズムが盛り上がりま

具体的に申しますと、例えばプロチームなどのキャンプ誘致によりまして観光客の増加が見込まれます。観光振興に役立つということでございますが、同時に、県内のスポーツ競技者との交流機会が増えることなどを通じまして、スポーツ振興という面でも競技力の向上にもつな

がるということを期待いたしているところであり、さらには、スポーツ選手と地域住民との交流などによりまして地域スポーツが充実をする、これを通じて、お話がありましたように、県民の皆さんの生きがいがづくり、健康づくりにもつながっていく、こういった効果もあるということを考えております。

また、龍馬マラソンへの参加など、スポーツツーリズムの効果といたしまして、交流人口が増加をし、さらには移住者数の増加にもつながるといった効果も期待できる、この点は御指摘があったとおりで思っています。

なお、スポーツ部門は、観光振興スポーツ部に移管後、スポーツ課とスポーツツーリズム課の2課の体制としまして、おのおのの所管業務を明確にすることで、より業務推進力の向上を図ってまいります。また、地域スポーツ、競技スポーツを推進するため、引き続き教育委員会との連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、人口減少対策に関連いたしまして、自ら出産を望まない女性などの声をどう受け止めるのかといったお尋ねがございました。

人口減少対策を講じるに当たりましては、仕事や結婚、出産といった人生の選択は個人の意思が尊重されるべきであるということ、このことは大前提だと考えております。その上で、人口減少の克服に向けて道筋をつけるためには、特に転出超過が大きい若年女性に高知県を選んでもらう、そうしたための対策を重点的に強化する必要があるという考え方に立っております。

また、単に若年女性を増やすというだけではなく、誰もが夢や希望を持って生き生きと仕事や生活ができる高知県を目指して取り組む、このことが重要だと考えています。

例えばであります、全国の大学生、大学院生の6割以上が地元での就職を希望している、18歳から38歳の未婚者の8割以上が将来的に結

婚する意思があるというようなことが、意識調査の結果、明らかになっております。新たな戦略におきましては、こういった若い世代の仕事や暮らしの希望をかなえる、そういう観点からの施策を強化しようというものであります。

加えて、性別にかかわらず誰もが自分らしく仕事でも家庭でも活躍できる社会、そうした社会の実現を目指しまして、私自身が先頭に立って、固定的な性別役割分担意識の解消に強力に取り組む考えであります。

今後、県民の皆さんのお声や有識者の御意見もお聞きしながら、戦略的な情報発信の在り方の検討を深めますとともに、引き続き丁寧な説明に努めてまいります。

次に、社会的な男女格差の解消により女性人口を増やす視点についてのお尋ねがございました。

社会的な男女格差を解消し、性別にかかわらず誰もが自分らしく活躍できる社会の実現を目指す、そうしたことは、女性の人口を増やす上でも大変重要な視点というふうと考えております。

元気な未来の創造戦略におきましても、固定的な性別役割分担意識の解消を目指すこと、このことが、子育て支援の意味のみならず、若者を増やす対策としても必要だというふうと考えておりまして、特に男性の育休取得の促進を原動力として、共働き・共育での意識改革を推進することとしております。

今後は、私自身が、民間企業などで活躍する女性たちの生の声も直接お聞きいたしまして、先進事例も参考にしながら、女性の共感が得られるような効果的な施策を検討してまいります。

次に、庁議メンバーをはじめといたしました県庁における女性の管理職への登用についてお尋ねがございました。

知事部局におきます女性の管理職登用につき

ましては、令和7年度までに18%以上にするという高い目標を掲げまして積極的に取り組んでまいりました。その結果、令和5年度で17.9%に達しております、都道府県47県の中で10位という水準にあります。全国的に女性登用が進む中で、本県が少なくとも後れを取っているというふうな状況にはないと考えます。

一方、庁議メンバーに女性職員をさらに加えていくということにつきましては、県庁の組織が社会の多様性に対応し、活力を高めていく、そのためにも有意義なことだというふうに考えております。

御指摘がありましたように、庁議メンバーに現在女性が1人しかいないと、こうした現状はしっかり心に留めております。その上で、適材適所を基本としながら、隗より始めよの考え方の下、率先して女性管理職の登用を進めてまいりる考えであります。

次に、人権・男女共同参画課を子ども・福祉政策部に置くことの方針についてお尋ねがございました。

この点は、令和3年度の組織改編におきまして子ども・福祉政策部を設置するに際しまして、文化生活スポーツ部から、人権関係の業務、そして女性活躍推進関係の業務、これを移管いたしまして、新たに人権・男女共同参画課を新設したというところに立ち返るわけです。これは、地域共生社会の実現を目指していく中で、人権や女性活躍の施策が子供や女性、高齢者・障害者施策といった福祉分野との関連性が強く、一層の連携や実効性を高めようという意図で行ったものであります。

人権・男女共同参画課は、子ども・福祉政策部となりまして新たに県民運動として進めます共働き・子育ての中心的な役割を担うことを予定しております。また、今議会には、子ども・福祉政策部が所管をします、障害のある人もな

い人も共に安心して豊かに暮らせる高知県づくり条例を提案いたしております。これを踏まえまして、来年度はこの子ども・福祉政策部内におきまして障害者関連施策を強化いたしますとともに、子育て支援を推進する施策も大幅に充実を図ろうというふうに行っているところであります。

これらの障害者施策あるいは子育て支援施策は人権・男女共同参画課の業務と強く関連をいたしますことから、この各施策を展開いたします上で、同じ部内で連携を図ることが効果的であると考えているところであります。

次に、いわゆる特定利用港湾につきまして、住民の不安の声をどう受け止めているのか、また現状では県民への情報提供が十分ではないのではないかといたしてお尋ねがございました。関連をいたしますので、併せてお答えをいたします。

いわゆる特定利用港湾につきましては、自衛隊などが平時から円滑に利用できる枠組みを設けようというものであります。その指定によりまして地域の安全・安心が脅かされるのではないかといたした不安、懸念を感じておられる方がおられます。そのことは私としても理解をいたしているところでございます。

そのため、県といたしましては、これまで国に対しまして、広く情報の公開、そして港湾所在地の首長をはじめといたしました県民の皆さんに対して取組内容の説明を行っていただきたいという旨の要請を行ってまいったところであります。こうした県の要請も踏まえまして、国のほうでは2月13日に関係3市を対象とした説明会を開催され、これにより、今回の取組への理解は3市においても進んだものというふうに認識をしております。

また、これまでの国とのやり取りの中で、今後は県民の皆さんが不安に感じますような疑問

点について国の考え方を示しましたいわゆるQ & Aを作成し公表をしていただくというふうに聞いているところでございます。県といたしましては、この国のQ & Aが公表されました後、3市との意見交換会を改めて開催いたしまして、この中で県としての考え方をお伝えするとともに、3市の御意見もお伺いしたいというふうに考えております。

このようなプロセスを経まして、県民の皆さんへの情報提供もさらに行った上で、受入れの可否を適切に判断をしてまいる考えであります。

次に、特定利用港湾に関して、いわゆる軍事利用化、軍民共用化に当たるのではないかとのお尋ねがございました。

今回の枠組みにつき国のほうからは、1点目といたしまして、平時の際に港湾法などの既存の制度にのっとり、民生利用を主として、自衛隊などの円滑な利用を調整するものであり、武力攻撃事態といった有事を対象としたものではないということ、2点目といたしまして、特定利用港湾は新たに基地や駐屯地を設置するといった自衛隊の部隊の配備を目的とするものではないということ、3点目といたしまして、有事にはそのときの状況に応じて必要な港湾施設を利用することになるため、特定利用港湾の今回の位置づけと有事の際に使用されることとの間に直接的な関係はないということ、こういった説明を受けております。

こうした国の説明を踏まえますと、特定利用港湾の位置づけが行われるということが、港湾のおっしゃいましたような軍事利用化あるいは軍民共用化につながることはないというふうに認識をいたしております。

次に、訓練と港湾整備は災害対応に最大限資するように国に求めるべきではないかとお尋ねがございました。

自衛隊などが行います訓練につきましては、

艦船による部隊や物資などの輸送という内容でありまして、例えば銃を使用するといった訓練は想定されておりません。これらの訓練の内容は災害対応とも共通するものでありまして、実際、能登半島地震時の対応におきましても、自衛隊などの艦船が広く活用されているものというふうに承知しております。

平時の訓練によって自衛隊などが本県の港湾を熟知され、災害派遣を効率的に実施できるようになることは、大規模災害などへの対応におきまして非常に重要なことではないかというふうに考えます。

また、港湾整備に関しましては、港湾予算を配分する際、前提となります民間利用のニーズに、自衛隊などのニーズという政策的な要素が加味されるというふうに国のほうの考えも伺っております。これによりまして、本県が取り組みます例えば浦戸湾の三重防護事業など、災害対応のためのインフラ整備が加速化することが期待されると考えております。

こうしたことから、特定利用港湾として位置づけられることに伴います訓練あるいは港湾整備は災害対応にも十分に資するものだというふうな認識をしております。

次に、いわゆる円滑な利用に関する枠組みが設定をされれば県の港湾管理者としての権限が制限されるのではないか、あるいは港湾管理者として使用を差し止めることはできるのかとお尋ねがございました。関連いたしますので、併せてお答えをいたします。

今回の枠組みは、あくまでも既存の港湾法などに基づきまして港湾の利用調整を行う、そのためのものでありまして、自衛隊などの優先利用を前提とするものではありません。したがって、特定利用港湾に位置づけられたといたしましても、港湾管理者としての県の権限が制限をされるということはありません。自衛隊な

どが使用する際は、その都度調整を行うということになります。

また、訓練などの内容が港湾利用を著しく制限する、あるいは漁業などの利用に影響が及ぶものであると判断される場合は、県は使用を許可しないこととなるというふうに考えております。

次に、今回の枠組みの合意に関する認識についてお尋ねがございました。

国からは、本年度末の適切な時期に、国の関係省庁と県との間で確認事項を記した書面を取り交わすことを想定しているというふうに御意向を伺っております。ただ一方で、この枠組みはあくまで国と県双方の合意、確認に基づくものであるというふうに考えておまして、当然のことながら、県の了解なしに設定がされるものではないというふうに考えております。

次に、自衛隊などの訓練を受け入れますことで、有事の際、米軍の利用しやすい条件が整うのではないかとのお尋ねがございました。

米軍の航空機及び船舶は、日米地位協定に基づきまして、我が国の空港及び港湾に出入りすることは認められております。今回の枠組みは、自衛隊などのニーズを踏まえた港湾の整備や機能強化、平時からの利用に関するルールづくりというふうに説明を受けております。

一般論として申し上げますと、こういう形で港湾の整備、機能強化が図られることとなりますと、平時、有事を問わず、また米軍に限らず全ての船舶にとって、この港湾は利用しやすい環境となる、そういう効果が生じるということだと考えています。しかしながら、国からは、今回の枠組みに米軍が参加することはないと聞いておまして、米軍が訓練で利用することはないものと理解をいたしておりますし、殊さらに米軍の便宜を図るといったような趣旨では全くないというふうに考えております。

次に、第5期産業振興計画に保健医療・福祉分野及び建設分野を位置づけた考え方についてのお尋ねがございました。

保健医療・福祉分野及び建設分野は、県の経済におきまして大きなウエートを占める産業であります。これから県民所得をさらに向上させ、目指すべき高知県像を実現するためにも、大変重要な分野だという認識がございました。

今後、生産年齢人口の減少が見込まれる中で、これらの産業の成長を支え、かつ県民ニーズに伝えていくためには、デジタル化などを通じた生産性向上の取組が欠かせません。また、就業者数も多いということがございますので、これらの分野におきます人材の確保あるいは働き方改革の取組がますます重要となつてまいるところであります。

これまで、こうした分野につきましては、例えば健康長寿県構想でありますとか建設業活性化プランにおいてそれぞれに取組を進めてまいりましたけれども、県における経済政策の一体性あるいは整合性ということを確認するという観点から、今後より一層の目配りをし、施策を講じていく、そうしたことが重要ではないかという考えに至ったところでございます。このために、第5期産業振興計画では、これらの産業分野を明確に位置づけまして、よりトータルな形で取組を進めてまいる考えであります。

次に、訪問介護の基本報酬の引下げと国費による賃金の引上げについてのお尋ねがございました。

国において示されました令和6年度からの介護報酬改定におきましては、1.59%のプラス改定が示されました。このうち訪問介護サービスにつきましては、介護職員の処遇改善部分はプラスとなった一方で、経営に直接影響いたします基本報酬部分はマイナス改定というふうにされているところでございます。国は、今回の訪

間介護サービスに係る基本報酬のマイナス改定については、参考としております実態調査におきまして、他のサービスよりも良好な経営状況である、こういった実態を反映したものだというふうに説明をされております。

しかしながら、関係団体からは、この基本報酬部分の引下げは小規模事業所の実態が反映されていないのではないかという声をお聞きしております。私としましても、物価やエネルギー価格が高騰する中で、県内の訪問介護事業者にとって今回のマイナス改定は大変厳しいものと認識をしております。

このため、今後、関係者の状況を十分に把握いたしまして、今回の改定後の報酬体系の下で訪問介護事業者の円滑な事業運営に支障が生じると考える場合には、必要に応じて全国知事会と連携をしながら、国に対してしかるべき対応を行うように訴えていきたいというふうに考えております。

また、介護報酬の別枠で国費による賃金を引き上げるべしと御提案がございましたけれども、処遇改善の原資を安定的に確保する必要性を考えますと、あくまで介護保険制度の中で、介護報酬の体系の中で措置されるのが基本であるべきだというふうに考えるところであります。

最後に、地域の1次産品を活用した食品加工製品の消費を増やしていく施策展開についてお尋ねがございました。

御指摘のありました地域循環型経済とは、地域で消費するものを地域で生産するという地消地産を推進し、地域内に雇用と所得を持続的に生み出す自立的な経済構造を構築する、そういった概念でありまして、地域経済の発展を図るための一つのモデルであるというふうに考えます。

しかしながら、食品の加工分野に関して申しますと、人口が急激に減少し、地域の市場が急速に縮小しております本県におきましては、地

域住民のニーズに合った食品を生み出すだけでは事業者の経営が立ち行かなくなっているというのが実態であると考えます。このために、活力ある国内外の市場から外貨を取得することによりまして地域経済を活性化する、そうした意味を持ちます地産外商を産業振興計画の柱に据え、これまで取組を進めてまいりました。

お話のありました地域循環型経済の考え方の下で、できる限り地域で生産されたものを地域で消費する、そういった体制を目指していく、あるいは地域で消費するものは地域で生産を目指していくといった取組を行っていくということは有効な施策であるというふうに考えております。他方で、現実的な問題といたしまして、地域外、県外との経済取引が全くなくして地域が完全に自給自足できる、自立できるということはあり得ないと思っております。これは不可能ではないかと思います。

このため、この問題は二者択一ということではございませんで、地産外商は積極的に進めながら、しっかりと地産地消あるいは地消地産にも取り組んでいく、そういった言わばハイブリッド型の県経済の姿が望ましいものだというふうに考えているところでございます。

私からは以上であります。

(危機管理部長中岡誠二君登壇)

○危機管理部長(中岡誠二君) まず、能登半島地震の現状から、何を教訓とし、どう取り組むのか、また行動計画の見直しなどについてお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えをいたします。

能登半島地震では、9,000棟を超える建物が全壊したほか、約240棟の建物火災が発生しました。また、道路の寸断により、孤立地域が多数発生するとともに、情報収集や救助救出活動、支援物資の輸送、ライフラインの復旧に支障を来しました。こうした背景には、耐震化率の低さや、

大規模な木造住宅密集地が残っていたこと、また半島部で迂回路がなかったこと、さらには水や食料の備蓄が十分でなかったことなどが考えられます。

本県では、住宅の耐震化や津波対策、火災対策、孤立対策などを南海トラフ地震対策行動計画に位置づけ、P D C Aサイクルにより見直しを行いながら取組を進めてきましたが、今回の地震を踏まえ、改めて対策の見直しの必要性を感じたところです。このため、能登半島地震における課題や教訓を整理し、現在の取組の検証、評価を行った上で、対策を強化してまいります。

具体的には、被害状況などを詳細に調査するとともに、被災地へ派遣した職員へのヒアリングや学識経験者の意見も踏まえ、行動計画の見直しに着手をいたします。行動計画は、県や市町村、県民の皆さんがそれぞれ実施すべき具体的な取組をまとめたトータルプランとなっていますので、県や市町村が行う公助の強化に加えまして、自助・共助のさらなる取組が必要不可欠となります。

このため、住宅耐震化や火災対策などへの支援を充実するとともに、水や食料の備蓄なども含め自助・共助の重要性や支援制度の周知など、啓発の強化にも取り組んでまいります。

次に、被災者生活再建支援法による被災者支援の拡充についてお尋ねがございました。

被災者生活再建支援制度は、著しい被害を及ぼす一定規模以上の自然災害が発生した場合に、住宅が全壊や大規模半壊などの被害を受けた世帯に対して、被災者の生活再建を支援するため、最大300万円の支援金が支給されるものです。

国は、今回の能登半島地震において、新たな交付金制度を創設し、現行の支援金に加え、高齢者や障害者がいる世帯などに最大300万円の交付金を支給することを決定しています。この新

たな交付金の創設は、過去の災害における支援との整合性のほか、地震保険への加入や自費で耐震改修するなどの自助の取組との間に不公平感が生じるのではないかとの声もあります。

一方、被災者生活再建支援制度に基づく支援金の財源は、都道府県が拠出する基金600億円に加え、国が同額を負担することになっています。しかしながら、年々切迫度が高まっている南海トラフ地震において想定される全壊家屋は、全国で約238万棟、本県では15万3,000棟にも及びます。こうした国難レベルの大規模災害における被災者支援については、本県のみならず全国の都道府県の財政負担増に直結します。

このため、支給額の増額や適用条件の緩和、国の負担の強化など、さらなる制度の充実に加え、被災の実情に応じた適切で不公平感のない統一的かつ持続的な救済制度の検討を、全国知事会を通じて国に求めてまいります。

(子ども・福祉政策部長山地和君登壇)

○子ども・福祉政策部長(山地和君) まず、災害救助法への福祉の位置づけを国に提案することについてお尋ねがございました。

災害救助法は、災害の際に、国が地方公共団体や日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的としております。

災害救助法の対象となる救助には、災害のため医療を受けられない場合に応急的に医療を提供するための医療・助産は規定されておりますが、福祉に関する規定はなく、災害派遣福祉チーム、いわゆるD W A Tなど福祉関係者による支援は災害救助法上の位置づけが明確になっていない状況です。災害時における福祉関係者の支援は、被災者の生命や健康を守り生活を再建する上で重要な役割を担っており、災害救助法において福祉の位置づけを明確にすることは重要

な視点だと考えております。

令和4年11月に全国知事会が取りまとめた報告書では、災害救助法において災害時の福祉支援を明確化する必要があると明記されております。また、国の検討会においても、中長期的に検討を要する事項として、災害救助法における福祉の位置づけが挙げられているところです。

県としましては、国の動きを踏まえながら、必要に応じて全国知事会とも連携し、災害救助法における福祉の位置づけについて国に働きかけてまいります。

次に、災害救助法における被災者支援の拡充について、現金給付の実施や食費の改善をすべきではないかとお尋ねがございました。

現行の災害救助法では、災害により救助を必要とする被災者に対して住まいを提供し、物資や食事等が行き届くよう、現物給付によって救助を行うこととされています。一方で、災害救助法第4条第3項において、都道府県知事等が必要があると認められた場合は、現物給付ではなく現金給付により救助を行うことができるとされておりますが、国に確認したところ、この条項が適用された事例はないと聞いております。

また、食費につきましては、国において1日1人当たり1,230円以内と基準額が定められておりますが、その額では救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は内閣総理大臣に協議し、特別な基準を定めることができるとされております。例えば東日本大震災においては、避難生活の長期化を踏まえ、当時の基準額である1,010円以内から1,500円以内に改定されております。

災害救助法の適用につきましては、発災時において、被災者への支援を最優先に、災害の状況に応じた適切な判断に努めてまいります。また、災害救助法に基づく救助は法定受託事務であり、国が統一的な基準を示すべきものと考え

ておりますので、全国知事会とも連携し、引き続き国に対して基準の明確化などを働きかけてまいります。

(産業振興推進部長沖本健二君登壇)

○産業振興推進部長（沖本健二君） 食品加工分野の弱さの分析と、打開に向けたこれまでの取組についてお尋ねがございました。

本県の食品加工業は小規模零細事業者が多いことから、商品開発や営業を行うための体制が脆弱で、衛生管理や大規模発注への十分な対応ができないといった課題がございました。

そのため、まず商品開発においては、本県の強みであります1次産品を原材料として活用することを促しますとともに、専門家によるマーケットインの視点を取り入れた商品づくりを支援してまいりました。また、衛生管理や大規模発注にも対応できる商品づくりに必要となります機器の導入といった設備投資に対する支援にも積極的に取り組んでまいりました。

さらに、平成21年8月には地産外商公社を設立いたしまして、全国の小売店や飲食店への県産品の紹介やあっせんを行いますとともに、展示会への出展を通じました商談機会を数多く創出し、販路拡大につなげてまいりました。その結果、地産外商公社の活動を契機といたしました成約金額は、令和4年度には57億円まで拡大をしております。

今後も、地域に根差した魅力ある1次産品を活用しながら、消費者に選んでいただける商品づくりや事業者それぞれの状況に応じた販路開拓へのチャレンジを引き続き支援してまいります。

(教育長長岡幹泰君登壇)

○教育長（長岡幹泰君） まず、子供の声を聞くための調査の実施についてお尋ねがございました。

本県では現在、不登校児童生徒の多様な教育

機会の確保を目的とした有識者会議を開催しております。その会議においては、本県として、不登校児童生徒やその保護者の実態や支援ニーズを把握した上で施策を考えることについても協議を行ってきたところであります。

その中で、委員からは、不登校の調査に関して御意見をいただいております。具体的には、不登校児童生徒やその保護者に直接調査を行う場合には、苦しい心情や葛藤する場面に迫る場合もあり、十分な配慮がなければならない、また不登校の子供たちに多く対応しているスクールカウンセラーなど心理の専門家に話を聞くことによって、より客観的、分析的な内容も伺える場合がある、さらに多様な学びを保障するという意味では、不登校の状態の子供だけではなく、より多くの子供たちに学校や学びの在り方を聞くことも考えられるといった御意見もいただいております。

こうしたことから、私としましては、調査に当たっては、その可否も含め、調査・質問内容、対象候補、そしてフィードバックの仕方など、慎重に検討していくことが必要だと考えております。

次に、教員の精神的なゆとりをどのようにつくっていくかとお尋ねがございました。

学校生活が子供たちにとって豊かで充実したものとなるためには、子供たちの成長を支える教員のメンタルヘルスの維持は大変重要であると考えております。特に、不登校や生徒指導上の課題などへの対応については、教職員が同僚性を生かし、困ったときには気軽に相談ができ、改善策や打開策と一緒に考える場をつくる必要があります。

このため、県教育委員会では、児童生徒への支援策の検討とその進捗管理を組織的に行う場として、校内支援会を定期的実施するよう、各学校に働きかけてまいりました。また、学校

だけでは対応が厳しいケースにつきましては、医療やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーといった専門家に加え、地域の福祉部署などの関係機関と連携したチーム支援を進めております。加えまして、これまでも業務支援員等を配置し、教員の業務軽減等を図ってまいりました。

そして、次年度は県教育委員会事務局内に心理士等の専門職相談員を1名配置し、若年教員を中心に、学校への訪問、面談による相談対応を行うなど、教職員のメンタルヘルス対策を強化してまいりたいと考えております。

今後もこうした取組を継続して、各学校の組織的な生徒指導体制を構築し、教員が一人で問題を抱え込むことなく、安心して業務が行えるよう、環境を整えてまいります。

次に、フリースクールに通う学費補助についてお尋ねがございました。

不登校児童生徒の支援ニーズは多岐にわたっており、多様な学びの場の一つとしてあるフリースクールと学校が連携・協力して子供たちの成長を保障していくことは大変重要なことであると考えます。そして現在、県として開催する、多様な教育機会の確保策について検討するための有識者会議の委員に、このフリースクールの代表の方に就任していただいております。その中で、フリースクールの意義や活動内容をはじめ、子供たちを受け入れる居場所づくりの拡充の必要性など、幅広い観点から御意見をいただいております。

今後、この有識者会議の協議の内容をしっかりと踏まえながら、フリースクールとの連携・協力の在り方について検討していきたいと考えております。

次に、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの正規採用での配置についてお尋ねがございました。

不登校等の支援を進めていく上では、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーがチーム学校の一員として位置づき、教職員と共に児童生徒や保護者を支える体制を整えていくことは必要なことであると考えております。

このため、本県では、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを全公立学校に配置しており、1校当たりの配置時間は国が示すものよりも多い状況にあります。その結果、本県の不登校児童生徒のうち、専門人材や関係機関等につながり相談支援を受けている割合は、全国平均よりも高くなっております。

こうした専門家を常勤雇用することは、優秀な人材確保による教育課題の改善につながるものと考えます。このため、全国都道府県教育長協議会などとも連携して、国に対し、スクールソーシャルワーカー等の常勤雇用を可能とする制度の創設を要望しております。加えまして、本県独自にも同趣旨の政策提言を行っております。

今後もこうしたことを通じまして、スクールソーシャルワーカー等の常勤化に向け取り組んでまいります。

最後に、サポートルームなど、子供が安心して過ごすことができる多様な教育機会の確保についてお尋ねがございました。

県教育委員会では、現在、学校や教室にいろいろな不登校の兆候がある生徒への個別の学習支援や相談支援を行う校内サポートルームの在り方を研究する11の中学校に、教員をサポートルームのコーディネーターとして加配しております。

校内サポートルームでは、子供たちは、興味ある学習課題に取り組んだり、オンライン配信で所属する学級の授業を受けるなど、一人一人の状況に応じた学習を行っております。その結果、登校日数の増加や、所属の学級で授業を受

けられる子供も見られるといった効果も現れており、こうした校内サポートルームはさらに拡充していきたいと考えております。その運営に当たっては、教員だけでなく、地域の方々や退職教員の力をお借りすることを検討しているところであり、そのための必要な財政支援を行っていききたいと考えております。

また、校内サポートルームなどに通うことのできない子供に学びの保障を行っていくことも必要です。このため、学びの多様化学校の設置やフリースクールとの連携、メタバースの活用なども有識者会議の中で検討しております。こうしたことを、できることから実現していきたいと考えております。

○36番（中根佐知君） それぞれ御答弁ありがとうございました。2問を行います。

知事にもう一度お伺いしたいのですが、特定利用港湾の問題です。今、国の大軍拡の路線の中で、有事の際の対応も見据えた港湾の平素からの利用に関するルールづくり、こういう下で今回の港湾の利用に対する投げかけが行われています。私たちは、このことが——例えば先ほども述べましたけれども、いざというときになれば——いざというときというのは戦争が起こったときです。そういうふうになれば、直ちに自衛隊、またそれに関わる、それと連動して日米合同委員会を開いたら、米軍は直ちに利用することができるような仕組みがもうつくられている。そんな中で、高知県に対して3つの港を開港してくださいという投げかけがあるわけで、投げかけがあるときにはそんな中身があるんですよということを——2月13日にも各市長さんとか担当課のところに、宿毛と須崎と高知市にそれぞれお話があったということで、県民に対してちっともそれが知らされていない、そんな状況になっています。

ぜひともこうした点では、まず県民にそうし

たことを知らせていく、知らせながら、これをどう捉えるかを判断していく、こういう取組が必要になるのではないかと、そんなふうには思っていますので、そうした点では、県民に知らせるという点ではどんなふうにお考えなのか、可否の前に知らせるという点についてどう考えているのかを、知事にお聞きしたいと思います。

そして今、ジュネーブ条約などでも、戦闘行為があったときには、各港に軍事行動を起こす米軍なり自衛隊がいるということになれば、民間の人たちも巻き込んだ、民間の港であってもそこを軍事的に行動することができるという、そんなジュネーブ条約になっていまして、これなども本当に県民の命や暮らしを守ることに繋がらない、こういう投げかけが今行われているということをしっかりと見ておいていただきたいと思えます。

もう一つは、教育長に伺います。不登校の問題は、これをさらに生み出さないためのストレス解消施策をどうしても取る必要があると思えます。こうした点で、具体的施策づくりにどう取り組むのか、お伺いいたします。

○知事（濱田省司君） まず、特定利用港湾の指定に関しまして、県民の皆さんに対する情報提供が必要ではないかという点についてでございます。

私どもも、この点に関しましては、国に対しまして、県民の皆さんからいただいている不安の声も含めて投げかけをいたしまして、国としての考え方をしっかり出してもらいたいということをお願いしております。そうしたやり取りの中で、国のほうでは、ただいまも御答弁申し上げましたけれども、こうした県民の皆さんからの質問を踏まえたQ&A、国としてどう考えるかということを書きでまとめて出させていただく方向で準備をいただいているというふうには承知をしております。

その点が、私どもとしましては、可否の判断をする際に国からのQ&Aの提示、そしてそれが県民の皆さんに周知をされるということがまず必要だと思っております、その点は引き続き国との調整の中でも申し上げたいというふうには存じます。

そして、具体的に今後の段取りといたしまして、先ほど申し上げましたように、現実には3市の御意見というのでも踏まえた上で可否の判断をしなければいけないと思っておりますので、3市との間では、県として一定の考え方をまとめた上で意見交換会を開催したいと思っております。この意見交換会については、今のところ私どもの考えとしましては、いわゆる公開で行いまして、このQ&Aの内容に関しましても改めて確認をします。こうした機会を通じまして、県民の皆さんに国のほうから示された考え方を、間接的にはなりますけれどもお示しして情報提供していくというような段取りを考えているところであります。

そうした中で、ただいまジュネーブ条約のお話がございましたけれども、前提といたしまして、これまでの国とのやり取りの中で、いわゆる有事、武力攻撃が行われたような場合になりましたら、これは今回の特定利用港湾の枠組みとはまた別のフェーズになると。これに関しましては、場合によっては内閣総理大臣が指示権なども行使をして、明確に、言わば安全保障上の利用を優先させることができるという枠組みが別に法律がありますから、これは今回の特定利用港湾として指定されるか否かとは関係なく行われると。

そのときの状況で、必要であるという港湾なり空港を指定して、国のほうで、言わば国の判断で使用していくというような枠組みになってまいりますので、その意味でいいと思いますと、今回特定利用港湾として指定される、されないにか

かわらず、有事ということになれば、こうした国からの指示で、言わば防衛上の利用を優先しろと言われる可能性はあるわけでございます。逆に言うと、そのことと今回の特定利用港湾として平素の訓練利用などをしていくということとは別問題というふうに考えていくべきではないかというふうに考えております。

○教育長（長岡幹泰君） まず、やはり必要になってくるのは、教員が子供に当たる時間を確実に確保することであろうと思います。そのためには、これまでも行ってきております教員業務支援員の増員とか、そして教員加配についても、これは国のほうにさらに要望していかなければならないだろうというふうに考えております。

さらには、学校の中での授業時数の見直しとか学校行事の在り方、こういったことも見直していかないといけないというふうに考えております。この点につきましては、昨年9月の段階で各市町村の教育委員会のほうにも話をしているところでありますし、新年度に当たってもこういったことは続けていきたいと思っております。

さらには、スクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカー、そしてフリースクールなどの外部の団体、こういった方々と学校が連携をしていく、こういったことが必要なんではないかというふうに考えております。こういったことを合わせて、引き続き我々として力を入れていきたいと思っております。

○36番（中根佐知君） ありがとうございます。

時間がないので、以上で質問といたしますが、先ほど来、機構改革のことで、知事が、これまで指示待ちというふうな状況があったんじゃないかとかいろんなことを言われながら、全庁をまとめて牽引する、知事の言わば知恵袋的なトップダウンの機構をつくるんだというお話をされました。私たちは、トップダウンではなくて、

本当に地場のボトムアップをされる中身をつくりたいというふうに思いながら心配をしているところです。その危惧を申し上げて、以上終わります。（拍手）

○副議長（今城誠司君） 暫時休憩いたします。

午後2時45分休憩



午後3時10分再開

○議長（弘田兼一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

30番橋本敏男議員。

（30番橋本敏男君登壇）

○30番（橋本敏男君） 県民の会の橋本敏男でございます。会派を代表いたしまして、一般質問を行ってまいりたいと思います。関係各位の適切な答弁を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

まずは、知事の政治姿勢についてから参ります。

年明け早々、能登半島地震が発生し、強烈な揺れは津波や火災も誘発して、甚大な被害を及ぼしました。しかも、道路は各地で亀裂が入り、崩れた土砂や住宅が覆いかぶさるなどして方々で寸断され、救援に支障を来すばかりか、被害状況の把握にも手間取ったということがございます。

この地震で、水道や電気、ガスの供給も止まり、我々の生活を支えるインフラがいざとなると頼りないことを思い知らされました。特に、幹線道路の崩壊は能登半島地震の復旧・復興を妨げ、被災者の生活に大きな影響を与えています。地震によって道路が各所で寸断し、孤立する地域も相次ぎ、広範囲で長期化する様相になっ

てございます。能登半島で起こった地震の復旧支援作業をひもとけば、珠洲市や能登町といった半島の先端エリアでは道路が寸断されていて、支援が遅れていることがわかります。

半島だから仕方がないと思われるかも知りませんが、このような場所だからこそ道路インフラの強化整備が重要ではないかと思えますが、知事のまずは見解を求めておきたいと思えます。

国交省より発表している資料、新広域道路交通計画における広域道路ネットワークを見てみますと、能登半島に高規格幹線道路がほぼないのがわかります。高規格幹線道路の要件の一つとして、国土開発幹線自動車道等の重要区間における代替ルートを形成するために必要なもので、災害の発生等に対し、高速交通システムの信頼性の向上に資するものとあります。高速道路や直轄国道は、道路インフラの中でもとりわけ強靱な構造で造られた道路で、今回の能登半島地震においても通行不能となっている区間はごく一部なのに対し、県管轄の3桁の国道や県道は合わせて100区間程度で通行止めとなっています。能登半島地方でたった1本の国道249号をはじめ、道路の被害状況は、土砂崩れ、のり面崩壊、盛土崩壊、道路損壊、道路沈下などのように、道路が崩壊するケースが多発いたしました。

能登半島は高規格幹線道路が一本もなく、国道は249号ただ1本という状況です。これを高知県に当てはめてみますと、土佐清水市の国道321号や、直轄国道ではありますが室戸市の55号など、県の両先端部分がそれに当たると思えます。それらの地域は、南海トラフ地震やそれに伴う津波が発生した場合、緊急事態に対応するための緊急車両優先の道路がなく、移動に時間がかかるのも目に見えています。

今回の能登半島震災の復旧支援で見えてくる道路の崩壊による孤立避難所への対応は、明日

は我が身の高知県にとっての道路インフラ整備の参考になるし、しなければならないというふうに思います。

平常時から道路インフラを強化することが、災害時の迅速な対応を可能にするものであり、インフラに投資することで、地方への経済的なお金の循環を生む政策にもつながってきます。しかしながら、多くの自治体は、優先順位において、道路の整備効果におけるコストパフォーマンス指標である費用便益比を中心にインフラ投資を行ってきており、人口の少ない脆弱な道路ネットワークの中山間地域は取り残されてきた感は否めません。もっと言えば、ストック効果など経済優先の道路整備を先行させ、スケールメリットだけの価値観で選択してきた結果、命の道への投資を怠ってきたことで、中山間は衰退し、いざ災害復興という場面で手数が足りないという状況をつくり出したのかもしれない。

能登半島地震の教訓から学んだのは、人の命、暮らし、地域の尊さ。それを守っていくための道路インフラ強靱化は災害対策の一丁目一番地、要と言っても過言ではないと思えます。能登半島地震を目の当たりにして、多くの知事からは、道路の寸断による孤立の問題や支援の難しさが生じていて、改めて災害に強い高速道路や高規格道路などのインフラ整備の必要性を感じたと言っています。

思い起こせば、阪神大震災の直後、1995年2月の衆議院建設委員会で、本県選出の山本有二代議員が、自動車専用で災害に強い高規格の幹線道路網を見ると、半島は全部行き止まりで循環できない、そこが切れたら全部終わり、半島性を解消するには循環道路が必要と指摘。国交省は、当時進めていた約1万4,000キロの高規格道路網の完成を急ぐ考え方を示しました。その結果、本県における高規格道路の整備も進みは

しましたが、指摘した肝腎要の土佐清水市や室戸などの半島地域の高規格化は遅々として進んでいません。多くの国道などが寸断された今回の能登半島地震の教訓から、半島を持つ多くの自治体からは、防災強化に向けて道路整備を求める声が上がっています。

新広域道路交通計画においても、市レベルで四国8の字ネットワークから外れているのが室戸と土佐清水市です。そこを循環する国道55号と国道321号、それを補完する新たな構想路線として奈半利室戸道路、幡多西南地域道路が盛り込まれています。しかしながら、国の計画に反映されるかどうかは見通せておらず、実現性は不透明な状況となっていますが、南海トラフ地震を想定したとき、地域住民の命、暮らし、地域を守ってくれる命の道とも言うべき道路です。

私が以前、命の道の質問をしたときの知事の答弁は、四国8の字ネットワークに一定のめどがつけばとの答弁でした。しかしながら、それは数十年も先のことで、その間には南海トラフ地震が非常に高い確率で襲ってくることとなります。

能登半島地震の教訓から、高知県の西と東の命の道構想路線の実現に向けて動き出すべきだと思いますが、知事の所見を求めたいと思います。

さらには、住民の孤立対策の整備などを進める半島振興法は、道路のインフラ整備などを国が支援する枠組みで、国交省は、半島は地理条件が悪く社会基盤の整備が遅れている、能登半島の地震を受け高規格道路の整備のための予算拡充などを求めたいと話しています。

半島振興法は、防災対策の推進策として、国と自治体が、住民が孤立することを防止するため整備し、救助その他の保護を迅速かつ確に実施するよう定めています。まるで能登半島地震の惨事を予測していたかのような法律に言葉

を失いますが、この教訓を基に、本県を襲うであろう南海トラフ地震を予測して検証することが必要です。

その手段の一つが、10年ごとに延長する半島振興法で、来年3月末で期限切れになるのを前に、和歌山県や長崎県など22の自治体が、今夏までに延長、拡充を政府に求めていく考えだと聞いています。当然、本県にとっても一緒になって声を上げ、行動を共にし、遅れている半島振興地域における社会基盤の整備を急がなければなりません。

期限切れを間近に控える半島振興法の延長、拡充に向けた本県の取組について知事の答弁を求めたいと思います。

次に、政治と金についてであります。自民党派閥政治の裏金問題は、国民の政治に対する信頼を根本から失わせる深刻な事態を招いています。このことによる政治の信頼を取り戻すには、政治家や関係者が説明責任を果たすということは言うまでもありません。

残念ながら、自民党関係議員は国民に向き合っているとは言い難く、二転三転、紆余曲折した政治倫理審査会は、予定した日程の1日遅れで、完全公開、フルオープンでの開催が決まり、今日まさに審議の真ただ中にあります。ある意味、自民党総裁として政倫審への出席を決断した岸田総理の捨て身の戦法が功を奏したとも言えます。しかしながら、当事者でもない者が政倫審への出席は、幾ら呼び水とはいえ、場違いの感は拭えないというふうに思います。

まずは、政治の信頼と透明性について知事の所見を求めておきたいというふうに思います。

また、この問題が少なからず地方政治や行政にも影響を及ぼすことになるのではないかと思います。例えば、今からまさに納税の時期に突入し、納める県民からすれば、一円たりとも逃さず申告しなければならないという厳しい統制

下に置かれているのが現実です。それなのに、このたびの自民党派閥による裏金問題は納税者にとって決して納得のいく話ではなく、なぜ私たちだけが厳しく取り立てられなければならないのかと不平等感をあらわにする県民は当然のごとく大勢いると思います。

こうした納税者のやるせない思いをどのように受け止め、どのように対応するのか、知事の答弁を求めます。

県民にはインボイスやマイナンバーカードなど水も漏らさない仕組みを強要しながら、政策活動費と称して領収書の要らない申告なしの巨額な金が存在するのは政治資金だけと言われても仕方ありません。今こそ政治と金を断ち切って、政治の透明性を高めていくために、政治家本人の処罰強化を図り、政治資金の透明性の確保や政治資金パーティー及び企業・団体献金の禁止などの規制強化を図るべきと考えます。

この問題に関して知事の政治姿勢を県民に対して発信することについて答弁を求めます。

次に、人口減少社会に対応するための多文化共生について質問をしてみたいです。

我が国は人口減少社会に向かっており、国はもとより、全国の自治体においても、歯止めをかけるべく少子化対策に一生懸命で取り組み、様々な手を打っていますが、効果は一部にしか見えません。本県においても出生者数の減少は食い止められず、このままでは我々県民の生活も立ち行かなくなるときが遠からず来るのではと危惧されます。

濱田知事の唱えるグローバルな視点から見た人口激減社会を支えていくための処方箋について、まずは知事の答弁を求めたいと思います。

人口減少、少子高齢化に伴う労働力の不足の深刻化等を考えると、在留外国人増加のスピードはこれから勢いを増すことが予想されます。外国人との共生のための環境づくりが整わない

うちになし崩し的に実態だけが進んでしまうことは避けなければなりません。

お互いが多様性を認め合い生きていくことができる多文化共生社会の着実な構築が求められますが、高知県が目指すべき外国人との共生社会の在り方について知事の所見を求めたいと思います。

出入国管理及び難民認定法が改正をされ、特定技能制度を新たに創設し、2019年4月より専門的・技術的分野に限定せず幅広く外国人材を受け入れるようになってから、国内に在留する外国人は増加し、各地で多文化共生の施策や取組が本格化しています。在留外国人数は、コロナ禍で一時減少しましたが再び増加に転じ、2023年6月末には約322万人と過去最高を更新いたしました。

コロナ後に社会経済活動が活発化し、改めて人口減少や人材不足が深刻化する中で、本県で暮らす外国人住民を取り巻く環境がどうなっているのか、文化生活スポーツ部長の答弁を求めます。

外国人と共に生きて暮らす地域という視点に立てば、外国からの人材をもっと受け入れて、日常の生活を維持していく政策を講じることで、多文化共生のこれからをどのように描いていくべきかを考えなければならないと思います。日本のこれからの時代を助けてくれる働き盛りの労働者の方々が東南アジア諸国から日本にやってきて働くとの予想が高くなっていると発表している研究者もいます。

本県の魅力をインドや東南アジア諸国などに発信して、日本に仕事を求める人々に知ってもらい、将来の本県産業の担い手確保と捉えて、働き手を求めている企業や事業者を支援する必要があると考えますが、商工労働部長の所見を求めたいと思います。

外国人1割社会が現実的なものになろうとい

う状況の中で、いかにして外国人との共生を図っていくのか、そのことが高知県の将来を左右すると言っても過言ではないというふうに思います。

国は、国際貢献としての技能実習制度を改め、労働者の確保策として育成就労制度を創設するとして、特定技能制度の拡充をも視野に入れています。それに対応するため、日本語を教える教師の資格を国家資格として認めることを決め、今後の外国人材の育成に力を入れるところであります。

他方では、少なからず、日本語を十分に習得できないうちに高知に来て働く人がいます。その人たちに対する日本語の教育を本県ではどのように対応していくつもりか、商工労働部長の答弁を求めます。

高知県では、地域産業を支える産業人材の確保として、外国人雇用などの多様な人材の活用を挙げていますが、本県の産業全体の中でどのような業種で外国人材の受入れが進んでいるのか、商工労働部長の答弁を求めます。

また、どのような業種で外国人労働者の受入れが今後進んでいくと考えられるのか、商工労働部長の答弁を求めます。

高知で生活する外国人が安定して就労し暮らしていくためには、日本語の習得が不可欠であり、日本語教育を総合的に推進することが必要であると思います。外国人に日本語学習機会を提供し、日本語習得を促していくためには、そのための具体的な政策とその実効性が問われます。

本県では、市町村や国際交流協会が日本語教室を開催したりして大きな貢献をしておりますが、日本語で生活するために必要な政策の在り方について文化生活スポーツ部長の答弁を求めます。

日本語教室は、外国人が日本で生活できる必

要なツールであります。約50%以上が無償の地域ボランティアによって行われているのが現実です。

さらには、日本語を教える資格が国家資格となる動きもある中で、今後地域の日本語教室を支える人材の育成・確保をどのように図っていくのか、文化生活スポーツ部長の答弁を求めます。

次に、高知県一般事務職員採用における国籍要件について質問をさせていただきます。

地方公務員採用時の国籍要件を廃止する動きが、都道府県レベルでも着実な広がりを見せています。既に、職員採用試験から一般事務職の国籍要件を撤廃した都道府県は11府県に達しました。市町村を指導する立場の都道府県が一般事務職の門戸開放に動く意味は大きく、今後の広がり期待する声が強くなっています。

他方、多くの自治体一般事務職員などの受験資格には、いまだに、日本国民に限るという国籍条項が置かれているのが散見されます。しかしながら、地方公務員法には明文の根拠がなく、総務省は、1953年に内閣法制局が示した、外国人が公権力の行使、公の意思形成に参加できないことからくる当然の法理であるとの見解に従って、地方自治体を指導してきました。都道府県は、政令市と同様、国の直接指導を受ける立場だけに、当然の法理を盾に、一般事務職だけは固く門戸を閉ざしてきた歴史があります。

こうした現状に、本県の橋本大二郎元知事は、1995年に、外国人であったならば支障があっただろうという問題点が考えつかないと異を唱え、高知県は全国の都道府県に先駆けて1997年から撤廃に踏み切りました。この結果、知事部局の要とも言うべき一般事務職、一般技術職、土木や農業などをはじめとする33職種について門戸が開かれましたが、現時点で日本国籍のない県職員はゼロということでもあります。

1997年に国籍条項を撤廃して、27年もの長き時間が流れ、その間に誰一人として外国人職員採用がなされなかった、その原因について人事委員長の答弁を求めたいと思います。

また、当然の法理とされる公権力の行使や公的意思形成への参加に携わらない本県の業務とは何か、具体的に総務部長に示していただきたいと思います。

高知県に続けと、神奈川県も同年、知事部局の全職種について撤廃に踏み切り、沖縄、大阪、三重、滋賀、鳥取、大分県へと広がり、さらには愛知、岩手、奈良の3県で門戸が開放されました。このような動きにより、全国では全体の約4分の1近い府県で国籍条項の撤廃が実現したことになります。

最近では、県議会の同意こそ得られなかったものの、群馬県の山本一太知事や長野県の田中元知事が既に一般職開放への意向を表明され、県レベルでは無論のこと、市町村レベルでも開放の動きはこれからもさらに加速していくことは容易に想像できます。今や国籍条項の撤廃は全国の自治体の緊急課題であり、もはや後戻りできない大きな流れと言えます。

そのような中においても、国はいまだに、公務員に関する基本原則により、地方公務員職のうち公権力の行使または地方公共団体の意思の形成への参加に携わる職については日本の国籍を有しない者を任用することができないとの見解を示し続けています。

平成17年1月に、公権力の行使や重要政策の決定に携わる職については外国籍の方の就任は想定していないと最高裁判決が出ました。したがって、外国籍の方を職員に採用した場合、最高裁判決の制約下で異動や昇任など人事上の運用を行うことになります。

しかしながら、一般事務職は県政全般を幅広く担当するゼネラリストを採用するもので、そ

の職務には公権力の行使や重要政策の決定が数多く含まれているものだというふうに思います。また、幅広い行政課題に柔軟に対応するためには、様々な職務を経験させながら能力を養成していくことも必要です。そのためには、若手職員の段階から、本庁では政策立案、出先機関では徴税や用地買収など県民と直接関わる業務を担当させるジョブローテーションを計画的に実施していると思います。

国籍条項撤廃はしたものの、就けない職が多くあるという制約の下で、このような人事運用が可能なのか、また昇任の機会も限られている中で、職員が意欲を持って最後まで職務に精励できるのかといった点を検討する必要があるのではないかと思います。副知事の所見を求めたいと思います。

前段でも申し上げましたが、高知県は議会や人事委員会の反対に遭いながらも、外国人採用の問題を人事行政の枠内に押しとどめてはならないとして、国籍条項撤廃を成し遂げた経緯があります。しかしながら、1997年の国籍条項撤廃以来、いまだ誰一人として外国人を採用した事実はありません。

これでは、何のためにどうしたくて何を目的に国籍条項を撤廃したのか意味不明と言わざるを得ませんが、いま一度、国籍条項撤廃の意義について知事の所見を求めたいというふうに思います。

平成9年3月に、本県における国際協力の基本指針となる国際協力プラン21・高知を策定し、国籍条項の撤廃への取組や外国人県民の行政への参加機会の提供、機会均等の実現などにより、平等で開かれた地域社会づくりに取り組むとしてきました。しかしながら、国際協力プラン21・高知は道半ばで時効を迎え、その役割は終わりを告げました。

その指針のとおり、県民に外国人に対する偏

見や排外意識が存在している場合には、反動勢力と連動して逆行する動きになりかねないし、悪くすれば排外主義に発展しかねません。

濱田県政では、政策の柱にグローバルを挙げ、雇用、外商、インバウンドなど、外国人との共生を唱えています。少し乱暴にはなるかも分かりませんが、県下の市町村に対し、外国人採用を促すよう県から呼びかけてはどうかと思いますが、副知事の答弁を求めます。

市町村レベルの国籍条項撤廃は、1974年に全国で初めて尼崎市や川西市などの阪神地域の6市1町が撤廃、最近では群馬県の大泉町が2024年度から町職員の採用試験で国籍条項を撤廃し、永住権を持つ外国籍住民に門戸を開くと報道がありました。

今や国籍条項撤廃は自明の理であり、この際、県職員採用に際し外国人枠を創設してはどうかと思いますが、人事委員長の答弁を求めたいと思います。

次に、水質保全のための浄化槽適正化についてお尋ねをまいります。

昭和62年に浄化槽の日が制定され、現在では全国の汚水処理人口普及率は93%に達しましたが、いまだに台所やトイレなどの生活排水の処理を必要とされている方が880万人も残されています。

高知県では、これまで各種汚水処理事業を計画的に推進し、全県で汚水処理人口普及率は令和4年度末で77.9%まで向上しています。しかしながら、汚水処理人口普及率は向上したとはいえ全国の93%には及ばず、47都道府県中、本県はワーストスリーと、遅々として改善が進んでいない現状にあります。

このような状況をどのように認識し、どこに原因があると考えているのか、今後どうしていくつもりか、まずは知事の所見を求めておきたいというふうに思います。

言うまでもありませんが、浄化槽の適正化の一丁目一番地は、いつどこにどのような浄化槽が設置されたかを記録する浄化槽台帳の存在です。これはカルテのようなもので、この台帳がなければ浄化槽の健康状態や診断などができず、浄化槽法第11条法定検査、すなわち検診などができないこととなります。これまでは自治体が独自で作成、管理してきましたが、法律で位置づけられたにもかかわらず、いまだシステム導入していない自治体もあるなど、問題を抱えているのが現実です。

後追い質問とはなりますが、浄化槽台帳が果たす役割と整備状況、さらには期待される有用性についてお尋ねをしてみたいというふうに思います。環境省がこのほど行った調査によると、令和3年3月時点において浄化槽台帳の整備を行ったのは47都道府県中45都府県で、改正浄化槽法に基づき台帳の更新を実施しようとしているのは39道県だったことが分かりました。この中には、台帳を整備していないとした北海道を含み、34道県は令和5年度中に完了予定となっており、残り5県は未定、あるいは市町村の整備状況を踏まえて対応予定とのことでした。

浄化槽台帳システムで管理することが望ましい項目は、設置届、使用届、廃止届、各種届出に加えて、保守点検、清掃、法定検査の実施状況で、これらを網羅しているのは群馬県、東京都、神奈川県、富山県、長野県、岐阜県、大阪府、香川県、福岡県、長崎県、鹿児島県、沖縄県ですが、本県はどのようになっているのか、土木部長に答弁を求めます。

前段でもお話ししたように、浄化槽台帳は各自治体が排水処理インフラ整備のため浄化槽の設置状況をまとめた情報のことです。これまで、台帳の整備は任意とされてきましたが、令和元年の浄化槽法改正により、都道府県知事、保健所設置市または特別区の長が作成することが規

定されました。単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や、浄化槽法第11条検査受検率向上などを目的とし、浄化槽設置等の届出、法定検査結果の報告、指導監督の記録、工事や保守点検・清掃に関する情報等、様々な情報を管理するものとしています。

まだ台帳が整備されていない自治体に対しては、環境省が浄化槽台帳システムを作成し各自治体に配付する取組を行い、台帳整備を支援しています。その運用マニュアルを使い、システムのインストールから各種設定方法、ファイル作成などの解説がなされています。

言うまでもありませんが、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換は、現下の浄化槽行政における最大の課題と言っても過言ではありません。単独処理浄化槽は合併処理浄化槽と比べて約8倍の汚濁負荷があると言われており、公共用水域の汚濁の主な原因になるとともに、水路の悪臭等で周辺的生活環境にも大きな影響を与えるおそれがあります。

その一方で、住民にとって単独転換を進めるインセンティブが少なく、また転換のための費用を要することが、この問題の解決がなかなか進まない要因となっています。対象者への直接的な働きかけが効果的と考えられますが、県や市町村が保有する浄化槽台帳には、廃止届の不履行等のために不正確な情報が散見されることから、台帳による対象者の抽出は困難な状況にあります。

台帳の現状については、令和4年10月5日の私の質問に対し、台帳への登録内容は保健所に提出された設置・廃止届の情報や、定期的に更新は行っているが、無届けの浄化槽や法定検査を受検していない浄化槽については台帳整備ができない課題があるとの答弁がありました。

さらには、台帳の整備がまだまだ途上で十分把握できていないということで、今後整備を図っ

ていきたいとし、令和5年度に新しいシステムへ移行し対応するとの答弁がありましたが、本県台帳整備についての進捗状況について土木部長の答弁を求めます。

令和元年に浄化槽法の一部が改正された背景には、単独処理浄化槽は合併処理浄化槽と比べ浄化率が極端に悪いと言われており、環境負荷率は高くなります。

そのため、改正法では、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある単独浄化槽の所有者に対し、修繕や適正な保守管理を指導・助言し、従わない場合は勧告、命令するなど指導強化を図っていますが、どのように対応しているのか、土木部長に答弁を求めます。

また、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換についてどのような取組をしているのか、土木部長の答弁を求めます。

最後に、障害者福祉制度と介護保険制度の適用関係について質問をしてみたいというふうに思います。

高知県は異次元の高齢化に直面しており、障害者自身の高齢化も同時に進んでいます。県内の障害者の人口は令和4年度末時点で5万1,107人ですが、そのうち約6割の3万1,566人が65歳以上です。

その割合から見れば、高知県の障害者入所施設には1,266人が入所しておりますが、65歳以上の方も相当数いるのではないかと思います。今後、さらに入所期間の長期化に伴い、65歳以上の入所者が増加するものと見込まれています。

一般的には、65歳以上で介護を必要とし、在宅での生活が難しい方の場合は、特別養護老人ホームなどの介護保険施設に入所していただき、介護サービスを受けていただくこととなります。しかし、長年障害者施設で生活されてきた方が65歳になったときに、住み慣れた施設から特別

養護老人ホームなどに移るということは、現実的に容易ではありません。

障害者施設においても、入所者の高齢化に伴い身体機能や認知機能が低下するため、入所者一人一人の状態に応じて、食事や入浴などの介助やリハビリ、日中の活動などの支援を適切に行っていくことが必要になりますが、本県の実態について子ども・福祉政策部長に答弁を求めたいと思います。

障害者が65歳を迎えると、障害者福祉より介護保険を優先する原則によって、従来のサービスを受けられなくなります。障害のある人が日々の生活のために使っている障害福祉サービスは、生きていくための命の綱とも言うべき制度でございます。その核となる障害者総合支援法の立てつけにおいては、自己負担割合は原則1割ですが、所得の低い方は無料でサービスを受けられる仕組みとなっています。

他方、介護保険では、所得にかかわらず原則1割負担となり、受けられるサービスの内容も変わってしまうという問題もあります。例えば訪問介護の場合、サービスの内容に様々な制限があり、生活援助は厳密に時間単位で区切られ、ごみ出しの問題、障害者総合支援法にはなかった細々した制限があります。

したがって、障害者の福祉サービスを受けていた方が介護保険のサービスに移行した場合は、不便さを感じるものが少なくなく、生涯を通じて収入が少ない障害者にとってはサービスが減り、負担が増えるとすれば、死活問題であります。ただ、厚生労働省は、原則優先としつつ、一律に介護保険サービスを優先させることなく、個々の状況に応じて支給決定がなされるようお願いするという通達を市町村に出しており、運用での解決を図っていますが、自治体によっても偏りがあると聞いています。

高齢障害者の利用者負担軽減制度を利用して

償還を受けるには、事前に市町村の障害福祉担当課へ申請書を提出し、決定を受ける必要があります。

また、障害福祉サービスは税金で賄われており、国50%、県25%、市町村25%となっており、介護保険の公費負担割合は、介護保険施設などの施設費などの施設等給付費の場合、国が20%、県が17.5%、市町村12.5%で、その他の場合は国25%、県12.5%、市町村12.5%です。公費負担割合は、障害者総合支援法が介護保険に比べ直接的な自治体の負担が大きいと聞いています。

他方、介護保険は強制しないで、介護保険の申請がない限り障害者福祉サービスを継続できるといった、介護保険との併用も含め障害福祉サービスを提供している自治体は増えてはきているようですが、制度の周知など、本県の実態について子ども・福祉政策部長の答弁を求めたいと思います。

今まで障害福祉サービスを利用してきた方が、65歳という年齢に到達したというだけで、障害福祉制度と介護保険制度の利用者負担上限が異なり、新たな負担が生じるという事態を解消するため、利用者負担軽減制度を設け、高額障害福祉サービス等給付費により、相当する介護保険サービスの負担もゼロとはなっていないと思います。

しかしながら、障害者総合支援法第1条の2の基本理念、障害者及び障害児が日常生活または社会生活を営むための支援は全ての国民が障害の有無にかかわらずひとしく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念からすれば、介護保険サービス優先という制度こそ除去されるべきであると思います。知事の所見を求めて、第1回の質問といたしたいと思います。

(知事濱田省司君登壇)

○知事（濱田省司君） 橋本議員の御質問にお答えをいたします。

まず、能登半島地震を受けまして、半島の先端エリアにおける道路インフラの強化整備の重要性についてお尋ねがございました。

今回の能登半島地震では、中山間地域や沿岸部において、山肌をえぐるようにのり面が崩落するといった形で、言わば地形が変わるほどの大規模な道路被害が至るところで発生いたしました。

能登半島は縦に長く急峻な地形のため、地域内の交通は、お話もありましたように、沿岸部の国道249号に大きく依存をしている状況でありました。この国道が各地で被災をし、交通が寸断されたことが、初動時の被災状況の把握あるいは救助救出活動、物資輸送、ひいてはライフラインの復旧にも影響をもたらしたというふうに考えられます。

このように、半島地域で発生した地震の状況を見ますと、中山間地域や沿岸部を多く有する本県にとりまして決して人ごとではない、そして南海トラフ地震が発生をすれば同様に本県でも起こり得る事態だというふうに認識しております。

加えて、お話がありました幡多地域で見ますと、主要な幹線道路であります国道321号は、およそ半分が津波により浸水が想定される区域となっております。国道の寸断に備えた代替路を考慮することが重要であります。

こうしたことから、国道321号を補完する道路といたしまして、沿岸部を通らず、市町村役場と総合防災拠点であります宿毛市総合運動公園を結ぶ道路整備も進めているところでありますけれども、完成までにはまだまだ時間を要する、そうした状況であります。

南海トラフ地震に備えるためには、緊急輸送道路の整備あるいは橋梁の耐震化などによりま

す災害に強い道路網の構築を、言わば事前復興的な考え方に立ちまして一層加速させる必要があると考えます。このため、改正国土強靱化基本法に基づきます国土強靱化実施中期計画におきまして、道路整備に必要な財源を含めて必要な社会資本整備に要する財源を別枠で確保する必要があると考えます。中でも、半島内の孤立を防げるような、災害に強い道路ネットワークの整備が重点的に推進できますように、必要な財源措置の強化を国に対して提言してまいります。

次に、県西部・東部のいわゆる構想路線の実現に向けて動き出すことについてお尋ねがございました。

令和3年6月に、国によりまして四国地域新広域道路交通計画が策定をされ、構想路線として、御指摘もありましたように、幡多西南地域道路や奈半利室戸道路などが位置づけられました。

現在、国におきましては、この新広域道路交通計画を基に、新たな高規格道路ネットワークの在り方が議論をされております。この中で、構想路線につきましては、将来、検討状況に応じまして、国において高規格道路に指定をされた後に、都市計画決定などの手続を経て事業着手という段取りを取って整備をされることになるわけであります。

一方、四国8の字ネットワークや高知松山自動車道のほうは、既に高規格道路として位置づけられております。これらの道路は、大規模災害への備えを高め、地域の経済活動を支える重要な社会基盤でありますことから、県政の最重要課題の一つとして整備促進に取り組んでまいりました。

現在、本県の四国8の字ネットワークの着手率は96%に達しております。残る未事業化区間は、宿毛内海道路、これは宿毛和田から宿毛新

港の間であります。そして、奈半利安芸道路、奈半利－安田間ではありますが、この2つの区間のみとなっております。この2区間が事業化をされますと、本県の事業着手率は100%になりまして、県内におきます高規格道路の取組も新たな段階を迎えるというふうに言えると思います。

また、先月この四国8の字ネットワークの早期事業化を国に提言しました際には、今回の地震を受けて、半島地域あるいは中山間地域の道路整備についても話が及びまして、国においてもこの点には強い関心を持っているということがうかがえたところであります。

当面は四国8の字ネットワークの整備促進を最優先として力を注いでまいりますけれども、この8の字ネットワークの整備のほうに一定のめどがつかましたら、構想路線が高規格道路の指定を受けるための調査に着手をされますよう、国に働きかけてまいります。そのためにも、今回の能登半島地震を踏まえました、国におきます道路整備促進に向けた動向につきまして注意深く情報収集を重ねますとともに、構想路線あるいは半島地域を有する他県との情報交換も密にいたしまして、時期を逸することなく有効な働きかけができますように、しっかりと取り組んでまいります。

次に、半島振興法の延長、拡充に向けた本県の取組についてお尋ねがございました。

本県では、旧西土佐村と旧佐賀町を除く幡多地域が半島振興法の指定を受けております。同法に基づき講じられます財政、金融、税制など様々な側面からの支援措置は、半島地域の振興を図る上で重要だと考えます。

また、この法律は、昭和60年の制定以降、これまでに3度延長されておりますけれども、前回法期限前の平成26年には、本県は全国知事会と連携をいたしまして、その延長を国に訴えてまいりました。来年3月の法期限を迎えるに当

たりまして、昨年7月に全国知事会を通じまして、法の延長と支援措置の充実を国に対し要望いたしました。

また、22道府県で構成をいたします半島地域振興対策協議会には本県も参画しておりまして、昨年6月と10月に、法の延長に加えて、災害時の孤立化を防ぎ迅速な救援活動を可能にするための道路整備の推進などを訴えたところであります。

今回の能登半島地震を見ましても、半島地域の振興あるいは防災対策の推進を図ります上で、本法の重要性は一層増しているものというふうに考えます。引き続き、法の延長はもとよりでありますけれども、今回の地震も踏まえたさらなる支援措置の充実が図られますよう、国への働きかけを行ってまいります考えであります。

次に、政治資金の問題に関しまして、政治の信頼と透明性、納税者の思いの受け止めと対応、県民への発信についてお尋ねがございました。関連をいたしますので、併せてお答えをいたします。

今般の政治資金に関する問題につきましては、いまだ全容の解明には到底至っておりませんで、国民の皆さんの政治不信が広まってきているというふうに考えております。特に、御指摘もありましたように、現在は確定申告の時期と重なっておりますので、適正な申告と納税を求められる納税者の方々から見ますと、このたびの事態に対しまして一層厳しい目を向けておられるというような状況だと考えます。

そもそも私たち政治家は、厳しい経済環境の中でも、国民の負担を伴うような施策も提案をし、そして国民の皆さんを説得すべき立場にございます。だといたしますと、国民の皆さんとの間で日頃からしっかりと信頼関係を構築するということが重要だと考えます。

一方、政治資金は、政治家や政党などが政治

活動を行うための資金でありまして、言わば民主主義のコストとして必要なものだと考えますので、制度上も非課税という形で税制上の恩恵を受けているということでもあります。

こうしたことを踏まえますと、政治家は国民との信頼関係を保つためにも、政治資金について公私混同することなく適正に処理を行っているということを明らかにする必要があると考えます。それには、法令に基づいて収支報告を適正に行うこと、そしてそれによってその透明性を確保することが必要不可欠だと考えます。また、仮に収支報告に関して疑念を抱かれた場合には、自ら説明責任を果たしていくということが何よりも重要であると考えます。

今回の事案の最大の問題点は、私といたしましては、政治資金制度の根底にあります、収支のありのままを報告書に記載するという基本の部分が遵守をされていなかったことだというふうに考えます。再発防止に向けましては、国会におきまして、収入の公開基準の厳格化ですとか企業献金の禁止といった規制強化の議論が行われておりますけれども、どんな立派な規制や制度をつくりましても、守られなければ全く意味がないということではないでしょうか。

そうしますと、今回の事案にのっとりますと、規制内容の強化といったレベルの問題ではなく、むしろ定めたルールをいかに守らせるかということが問題の核心ではないかと私は考えております。この観点からしますと、例えば罰則の強化、連座制の導入などによりまして、法令遵守のための実効性を確保するということが第一に優先すべき課題だというふうに考えております。

いずれにいたしましても、まずは関係をする政治家自身が政治資金問題の実態を明らかにし、国民に対する説明責任をしっかりと果たしていただかねばならないと考えます。また、再発防止策などにつきまして国会で議論を尽くし

た上で、早急に政治に対する信頼を取り戻し、納税者が納得して納税できる環境を整えてもらいたいという思いであります。

また、こうした私の考え方につきましては、今後も必要に応じて県民の皆さんにしっかりとお伝えをしまいたいと考えます。

次に、グローバルな視点から見ました人口激減社会を支えていくための処方箋についてお尋ねがございました。

急速に進む人口減少は、市場規模の縮小あるいは担い手不足などによります地域経済の影響に加えまして、中山間地域の衰退といった様々な問題を引き起こしております。人口減少の主な要因は、若年人口、とりわけ女性の若年人口の減少にあります。このため、県内に魅力ある仕事を数多く創出することによりまして、県内就職の促進や移住者の呼び込みにつなげていくということが必要であります。

このうち、特にグローバル化の視点で申しますと、活力ある海外市場をターゲットとした県産品の輸出拡大、そして外国人観光客の誘致によるインバウンド観光をさらに推進する、これを魅力ある仕事の創出につなげていくことであろうと考えます。こうした取組によりまして、県内事業者の収益増加を図りますことで、若者にとって魅力ある仕事の創出につなげてまいることと併せまして、深刻化します地域産業の担い手不足に対応していくために、これまで以上に外国人材の受入れを促進してまいる考えであります。

次に、高知県が目指すべき外国人との共生社会の在り方についてお尋ねがございました。

人口減少が進みまして人手不足が深刻化をする中、県経済を持続的に発展させていくためには、これまで以上に積極的に外国人材の受入れを進めていく必要があるということについては、ただいま申し上げたとおりでございます。また、

本県在住の外国人が地域で安心して安全に暮らせる環境を整えまして、満足度を高めていくということが、本県への人材定着を図る観点からも大変重要だと考えます。

こうした観点に立ちまして、本県では令和3年3月に、外国人材確保・活躍戦略を策定いたしました。全庁を挙げて外国人材の受入れ環境の整備に取り組もうという考え方で対応してまいりました。具体的には、例えば住宅の確保、日本語教育の推進、多言語による相談窓口の設置などによりまして、外国人材を地域の一員として受け入れる体制の充実を図ってまいったところであります。

さらに、来年度からは、明神議員の御質問に対してもお答えをいたしましたけれども、例えば社宅の整備にも活用できる融資制度を創設する、また自動翻訳機の購入などにも活用できる補助制度を創設するという形で、対応を充実させてまいります。加えて、eラーニングを活用した日本語の学習機会を充実するなど、外国人の定着促進の取組を一層強化することといたしております。

本県で暮らす外国人と県民が互いの文化的背景を理解し尊重しながら、共に地域を担う一員として活躍できる社会こそが、本県が目指すべき外国人との共生社会の姿と考えます。本県が誇ります豊かな自然やおいしい食、そして世話好きで家族のように温かい人々、こうした魅力を外国人の皆さんがほかの地域にはないものと感じ、将来にわたり安心して住み続けられる、そんな元気で豊かな共生社会を県民の皆さん、そして企業の皆さんと共につくってまいりたいと考えております。

次に、職員の採用試験におきます国籍条項撤廃の意義についてお尋ねがございました。

平成7年2月議会におきます国籍条項撤廃に関する質問への答弁におきまして、当時の橋本

知事は、日本で生まれ育ち、地域社会の中で日本の社会秩序の下に生活をしている方々を排除する理由はないのではないかとのお考えを示しておられます。元知事の思いを私なりに酌み取りますと、法令に明らかに違反しない限り、国籍にとらわれずに採用の門戸を広げてはどうかとの観点での問題提起であったと考えますし、視野にありましたのは、いわゆる永住権をお持ちの外国籍の方ということであったというふうに思います。

それを踏まえますと、この国籍条項の撤廃後に一般行政職で採用された職員はおりませんけれども、この点は御指摘のとおりであります。外国籍の方も採用試験を受験できる制度となったと、門戸は開かれたということでありまして、国籍条項を撤廃した趣旨は実現をされているということではないかというふうに考えております。

なお、これまで知事部局では、いわゆる一般行政職での外国人の採用はございませんけれども、現在、国際交流員などの職におきまして、会計年度任用職員として外国籍の方6名に勤務をいただいております。例えば、本県と経済交流で結びつきの強いベトナムからも最近は来ていただくという形で、県庁職員の一員としてグローバル化の取組などに貢献をいただいているということを御紹介しておきたいというふうに存じます。

次に、汚水処理人口普及率の改善に向けまして今後どう対応するつもりかというお尋ねがございました。

下水道や浄化槽などの生活排水処理施設は、全ての県民が快適で衛生的な生活環境を享受し、あわせて公共用水域の水質を保全する、このために欠かすことのできない重要な社会資本だと考えます。

しかしながら、本県の汚水処理人口普及率は

令和4年度末で77.9%、全国平均の92.9%を大きく下回っているというような状況であります。この普及率が低い主な原因であります。1つには、地理的な要因などから、下水道の整備費が他県に比べて高額に上ること、また2つには、汚濁負荷の少ない浄化槽への転換に対します県民の皆さんの理解が進んでいないこと、こういったことなどがあるのではないかと考えております。本県の良好な水環境の保全や快適な生活環境の確保のためにも、普及率の向上に着実に取り組んでいくことが必要だと考えます。

このため、本県におきましては、本年度、生活排水処理施設の効率的な整備を目的といたしました生活排水処理構想の見直しを行いまして、令和27年度までに普及率95%の目標の達成を目指すことといたしております。今後は、構想の実現に向けて、市町村と連携をいたしまして、下水道の計画的な整備を進めるということと併せて、下水道の整備が費用対効果などから見まして効率的でない、そういった区域につきましては浄化槽区域に見直してまいるという対応を取ってまいります。

加えて、単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換する重要性につきまして、県民の皆さんのさらなる理解の向上に取り組んでまいります。

最後に、介護保険サービス優先の原則につきましてのお尋ねがございました。

障害者総合支援法では、65歳以上の障害のある方が介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を利用できる場合は介護保険サービスが優先をされるという規定となっております。この制度設計は、税を財源とする公費負担制度であります障害福祉サービスよりも、国民が互いに支え合うために保険料を支払う社会保険制度であります介護保険サービスをまずは利用する、いわゆる保険優先の考え方に基づいているということでもあります。

国の審議会などにおきましても様々な御意見があるということは私も承知しておりますが、この保険優先の考え方自身は、言わば社会保障制度におきます一般原則として合理性があるのではないかというふうに考えます。

一方で、御指摘もありましたが、一律に介護保険サービスを優先させるということになりますと、利用者の方々にとっての御不便や負担増を生じさせるというようなこともございますので、個々の状況に応じまして障害福祉サービスを利用できる措置、あるいは利用料の負担軽減措置も講じられております。

県といたしましては、こうした負担軽減措置も含めまして、制度が適切に運用されますように、引き続き市町村や事業所に周知や助言を行ってまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

(文化生活スポーツ部長岡村昭一君登壇)

○文化生活スポーツ部長（岡村昭一君） まず、本県で暮らす外国人住民を取り巻く環境についてお尋ねがございました。

本県における在住外国人の数は、令和5年6月末時点で5,663人となっており、過去5年間で約1,300人増加しております。在留資格別では、技能実習や特定技能などの就労者が全体の約半数を占めており、近年はこうした就労者の家族帯同も増える傾向にあります。

これら在住外国人の方々の中には74か国に上っており、ベトナムが1,366人で最も多く、次いで中国、フィリピン、インドネシアとなっております。また、在住市町村は県内の全ての市町村にわたっており、最も多い高知市の2,071人をはじめ、南国市、須崎市、香南市、香美市においても400人以上の外国人の方々が生きておられます。

このように、県内の多くの地域において多様な外国人の方々が生きていらっしゃる中、本

県が目指すべき外国人との共生社会の実現に向けては、外国人の方々に対する適切な情報提供をはじめ、地域との交流や日本語学習の機会の拡充など、暮らしやすい環境づくりへのさらなる対応が必要であると認識しております。

今後、在住外国人の一層の増加が見込まれる中、市町村や、就労・就学先である事業者、学校などとも連携し、こうした課題にしっかりと対応し、外国人の皆様が安心して暮らせる環境づくりをさらに進めてまいります。

次に、外国人が日本語で生活するために必要な政策の在り方についてお尋ねがございました。

外国人を地域社会の一員として受け入れ、多様な文化を尊重した活力ある共生社会を実現していくためには、外国人の方々が必要となる日常生活を円滑に送る上で必要な日本語能力を身につけられ、日本人と共に活躍できる環境を整備することが必要であると考えております。

こうした考えの下、県では令和4年3月に、日本語教育の推進に関する基本的な方針を策定し、県内の全ての外国人の方々が必要な日本語学習の機会を得られる環境づくりに向けて、教育、就労、生活など様々な場面に応じ、各所管部局において取組を進めているところであります。

例えば、地域における生活の場面におきましては、在住外国人と日本人住民が日本語の学習を通じて交流することができる地域日本語教室への支援を行っております。今後とも、この地域日本語教室につきましては、単に日本語を学ぶだけではなく、地域住民同士のつながりや交流を促進し、顔の見える関係づくりの場としても機能するよう、市町村や国際交流協会など一層の連携を図りながら、取組を拡充してまいります。

また、地域日本語教室が県内の全ての地域を

カバーできている状況ではないことや、より高度な内容の学習へのニーズも見込まれることなどから、新たに令和6年度からは時間や場所にとらわれず学ぶことができるeラーニングの活用も開始するなど、外国人の方々が必要とする生き生きと安心して暮らせる共生社会の実現に向けて、地域の実情に応じた日本語学習の機会の提供を図ってまいります。

最後に、地域の日本語教室を支える人材の育成・確保についてお尋ねがございました。

先ほども申し上げましたように、地域日本語教室は単に日本語を学習するためだけの場ではなく、地域住民とその地域に在住する外国人との交流の場でもあり、異なる文化の相互理解を促進し、外国人が生活に関する情報を得ることのできる地域の交流拠点という側面も有しております。現在、県内の多くの地域日本語教室が、資格を有さないボランティアの協力によって運営されているのは、そうした目的を持った場としてスタートしているためであると認識しております。

このため、県といたしましても、養成講座やスキルアップ研修などの開催により、ボランティア人材の養成、確保に取り組んできているところであります。

他方、こうしたボランティアだけでなく、県内にも資格を有する日本語教師が在籍する教室も一部ありますほか、県といたしましても、日本語教師として資格を持って活動されている方を地域日本語教育コーディネーターとして委嘱し、地域日本語教室の開設や運営への支援を行っております。

今後とも、地域の日本語教室を支える人材の育成・確保に向けて、こうした取組を継続していくとともに、日本語を教えるための国家資格の新設に関する動向も注視しながら、地域日本語教室からのニーズに応じて、有資格者とのマッ

チングなども検討してまいりたいと考えております。

(商工労働部長松岡孝和君登壇)

○商工労働部長(松岡孝和君) まず、外国人材に関して、情報発信や受入れを希望する企業への支援についてお尋ねがございました。

今後、人口減少が進む中、県民の暮らしや本県の産業を維持・発展させていくためには、より多くの外国人の力が必要になってまいります。そしてそのためには、本県の認知度を高めるとともに、県と市町村、事業者が協力し、外国人にとって暮らしやすい、働きやすい、学びやすい環境を整え、外国人に選ばれる高知県となっていくことが必要であると考えております。

こうしたことから、まず情報発信につきましては、本県で働く魅力を伝える動画を作成し、配信を開始したほか、コロナが落ち着きを見せ始めた令和4年度以降、ベトナムやインドなど5つの国や地域を延べ11回にわたり訪問、あるいはミッション団を派遣するなどしてきたところです。こうした結果、本年度はベトナム・ラムドン省などとの覚書の締結を行ったところであり、今後は現地政府関係者の御協力も得ながら、さらに情報発信を強化してまいります。

次に、暮らしやすい、働きやすい、学びやすい環境の整備につきましては、地域との交流への支援や、外国人雇用に関する制度を分かりやすくまとめたガイドブックを作成し、説明会を開催するほか、企業内での研修の実施への助成なども行ってきたところです。加えて、来年度からは社宅の整備などに活用できる融資制度や、自動翻訳機の購入あるいは作業マニュアルの作成に活用できる補助制度を創設するなど、施策を一層強化してまいります。

県と市町村、事業者が協力していくことで、県民も事業者も、そして高知にきた外国人も喜ぶ、多くの外国人に選ばれる高知県となります

よう取り組んでまいります。

次に、外国人材に対する日本語の教育についてお尋ねがございました。

外国人材の日本語能力を高めることは、日常生活はもちろんのこと、職場での円滑なコミュニケーションを図る上でも大変重要であると考えております。

技能実習生の場合、来日前は現地の送り出し機関で、また来日後は1か月間国内の監理団体で日本語に関する学習をした上で事業所で働くこととなりますが、個人によって日本語の習熟レベルに差があります。このため、これまでも、県内市町村や国際交流協会が実施している日本語教室や事業者が実施する学習支援などを通じて日本語を学んでいただいているところで

す。しかしながら、本年度実施した高知県外国人雇用実態調査によりますと、職場・雇用環境の課題として、外国人労働者と日本語でのコミュニケーションが取りづらいとの回答が全体の43.8%と、最も高い状況にあります。このため、来年度は、外国人材のスキルアップ助成制度の補助メニューに、業務に必要な日本語習得を追加し、また外国人がスマートフォンなどで日本語を学習できるeラーニングシステムの活用を新たに事業所に促していくなど、日本語習得のための支援を強化してまいります。

今後もこうした取組などを通じまして、事業所などとも連携しながら、外国人材の日本語能力の向上に努めてまいります。

最後に、外国人材の受入れが進んでいる業種や、今後受入れが進む業種についてお尋ねがございました。関連いたしますので、併せてお答えいたします。

県内で雇用されている外国人労働者数は、昨年10月末時点において、過去最高の4,510人となっております。受入れが進んでいる業種は、

農業が989人と最も多く、次いで製造業が863人、卸売業・小売業が796人となっています。また、医療・福祉では前年度の295人から約38%増の408人に、建設業でも前年度の296人から約33%増の394人へと大幅に増加しており、人手不足が深刻な業種を中心に受入れが進んでいるものと考えております。

今後受入れが進む業種としては、あらゆる業種で人手不足が課題となっていることから、今後追加される予定の自動車運送業など4分野も含め、制度上外国人材の雇用が認められる業種全てで受入れが進んでいくものと考えています。その上で、さらに今後人口減少が進む中、人手不足が深刻化していくこととなれば、現在認められていない業種においても受入れを望む声が高まっていくものと考えます。

こうしたことから、今後も国の動向を注視し、県内事業者などの声もお聞きしながら、業種の追加に関する国への政策提言も行っていきたいと考えております。

(人事委員長門田純一君登壇)

○人事委員長(門田純一君) まず、国籍条項撤廃後、外国人の採用がなかった原因についてお尋ねがございました。

議員のお話にありましたように、現在人事委員会で実施している採用試験においては、公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる職務を行うためには日本国籍を必要とし、それ以外の職務を行うためには日本国籍を必要としないとする基本原則にのっとりた任命が行われることを試験案内に明記した上で、平成9年度実施の採用試験から、永住者及び特別永住者の外国籍の方にも受験の門戸を開いているところでございます。

平成9年以降、これまで延べ13名の外国籍の方が受験されておりますが、競争試験の結果、最終合格をした方はおらず、結果として採用さ

れた者がいなかった状況となっております。

次に、外国人枠を創設することについてお尋ねがございました。

外国籍の方が携わる職務には一定の制限がある中においても、県職員に採用されれば、できるだけ幅広い行政事務に携わっていただくことが基本となるのではないかと考えております。したがって、採用に当たりましては、国籍の違いによらず同様の能力実証が必要であるとと考えておりますし、また任命権者のほうからも、外国籍の方の採用について特に意見をいただけないことなどから、現状においては特別枠を設けることなく、御本人の国籍にかかわらず同じ内容で競争試験を実施する現行の方法によりたいと考えております。

今後、社会情勢や雇用環境などが大きく変化する中で、複雑多様化する行政課題に対応するためには、多様で有為な人材を確保することがますます重要となってきており、採用試験につきましても、外国籍の方への対応に限らず、より受験しやすい試験となるよう検討を進めるなど、任命権者とも十分協議した上で、任命権者が求める優秀な人材の確保のため、絶えず見直しを行ってまいります。

(総務部長徳重覚君登壇)

○総務部長(徳重覚君) 職員採用試験における国籍要件に関し、公権力の行使や公の意思形成への参画に携わらない本県の業務についてお尋ねがございました。

本県で国籍要件が撤廃されました平成9年4月に、人事委員会から、公権力の行使と公の意思形成への参画のそれぞれについて基本的な考え方が示されております。

まず、公権力の行使とは、公共の福祉の維持・増進のため、県民等の活動を権力的に規制し、公の義務を課す行為などとされております。一例を具体的にお示ししますと、法令に基づく取

締り、立入検査、許認可業務や県税の徴収、滞納処分などが公権力の行使に当たる業務と考えられます。

次に、公の意思の形成への参画につきましては、県としての意思決定において何らかの職務上の権限を行使するなど、高度の影響力を持つて関与することをいうとされております。本県の場合では、決裁権者の意思決定をもって県としての意思形成がされるとの考え方が示されております。ただし、公の意思の形成への参画に携わる職員であるか否かは、具体的な職務内容に即して判断が必要と考えております。

いずれにいたしましても、実際の運用に当たりますには、社会情勢の変遷に応じて、任命の都度、その職務の実態に即して検討を行う必要があると考えております。

(副知事井上浩之君登壇)

○副知事(井上浩之君) まず、外国籍の方を採用した際の人事運用と、採用した職員の職務に対する意欲への懸念についてお尋ねがありました。

平成17年1月の最高裁の判決では、公権力の行使に当たらない業務や、重要な施策に関する決定を行いまはこれらに参画しない業務であれば、日本国籍でない方も業務に従事できるといった考えが改めて示されたところであります。

県には、総務事務や会計審査をはじめ、観光振興あるいは地域支援など様々な分野で、公権力の行使に当たらない業務があると考えております。幅広い行政経験を積むための人事運用面での工夫は可能であると考えておるところです。

また、昇任につきましても、重要な施策に関する決定を行い、またはこれに参画するポストであるか否かは、先ほど総務部長が答弁いたしましたように、具体的な職務の内容に即して検討すべきものと考えます。

意欲を持って職務に精励できますよう、適材

適所を基本に、配置や昇任につきまして、その都度対応を判断してまいりたいと考えております。

次に、県内の市町村に外国人採用を呼びかけることについてお尋ねがありました。

現在、県内では22の市町村で、国籍を要件としない職員採用試験が実施されております。そして、これまでに2団体で2名の外国籍の方が職員として採用をされております。

職員の採用につきましては、任命権者である市町村長が主体的に判断をするものであり、県から呼びかけは行いませんけれども、市町村から相談がありましたら、外国籍の職員の採用に対する県の考え方や他の自治体の状況、特に国籍条項の撤廃が広がりつつあるといった状況につきましては、県として情報提供してまいりたいと考えております。

(土木部長荻野宏之君登壇)

○土木部長(荻野宏之君) まず、浄化槽台帳システムで管理することが望ましい項目と、台帳整備の進捗状況についてお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えします。

県では、現在の浄化槽台帳システムが法改正により求められている管理項目に対応していないことから、環境省の浄化槽台帳システムの導入を進めており、本年4月から新たな管理項目に対応する台帳システムの運用を開始します。

新しい台帳で管理する主な項目は、浄化槽の設置者氏名、設置場所、建築物用途などの項目、管理者氏名、使用開始日などの項目、休止、使用再開、廃止の日付、理由などの項目、保守点検、清掃、法定検査の実施状況の項目などとなっており、法改正で求められた項目は全て網羅しております。

あわせまして、本年度から5年程度をかけて、現地調査や市町村の保有する情報を収集、突合することで、無届けの浄化槽など台帳に記載さ

れていない浄化槽を把握し、台帳の精度の向上を図る取組も行ってまいります。

今後もこのような取組を継続しながら、浄化槽台帳の精度の向上・維持に努めてまいります。

次に、浄化槽法の改正への対応についてお尋ねがございました。

し尿のみを処理する単独処理浄化槽は、設置してから40年から50年経過するものが全国的に多数存在しており、老朽化のため、浄化槽本体の破損や変形、漏水による公衆衛生への影響が懸念されているところです。

本県には、令和3年度末時点で約4万基の単独処理浄化槽が存在しておりまして、そのうち40年以上を経過しているものは約6,000基ございます。漏水などの修繕が必要な単独処理浄化槽は、保守点検や清掃、定期検査などにより把握しており、その都度、県や指定検査機関が管理者に対しまして指導・助言を行っております。

一方、県が改正法に基づいて、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上の重大な支障が生ずるおそれのある単独処理浄化槽として判定し、管理者に対して指導・助言や勧告、命令を行った事例はございません。今後、こうした対応を速やかに行えるよう、鹿児島県など先進県の事例を参考に、来年度から県としての方針を検討してまいります。

最後に、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換についてどのような取組をしているのかのお尋ねがございました。

県では、国、市町村による合併処理浄化槽の設置や宅内配管などの補助制度に併せて、市町村に対する上乘せ補助を実施しており、令和4年度は26基が合併処理浄化槽へ転換しました。

今後も、合併処理浄化槽への転換を促進するため、市町村と連携しながら、浄化槽管理者講習会や浄化槽の日の啓発イベントなどを通じまして、県民の皆様に対して本制度の周知に努め

てまいります。また、合併処理浄化槽へ転換することによりまして環境負荷の軽減に大きく貢献するといった効用につきましても、引き続き周知・啓発を行ってまいります。

(子ども・福祉政策部長山地和君登壇)

○子ども・福祉政策部長(山地和君) まず、本県の障害者支援施設における入所者の高齢化の実態についてお尋ねがございました。

県内の障害者支援施設に入所している方のうち65歳以上の割合は、令和5年7月に県内27施設を対象に県が実施した調査では24.9%となっており、令和元年と比べ1.9ポイント増加をしております。

障害者支援施設では、入所者の高齢化に伴い、高齢化に対応した介護技術・知識が十分でないことや、医療との連携による医療的ケアの提供に課題があるなど、高齢の入所者への対応に苦慮するなどの実態があります。今後も入所者の高齢化が見込まれる中、障害者支援施設における高齢化対策は重要となってまいります。

そのため、県では、入所者一人一人の状態に応じて適切な支援が行われるよう、施設職員の介護技術・知識の向上を図るための研修の実施や、夜間の見守りセンサーなどICT機器や介護ロボットの導入支援に取り組んでまいります。また、地域の医療機関との連携体制の構築や、介護保険サービス事業者も含めた支援ネットワークづくりを後押しすることで、入所者が高齢になっても障害者支援施設で安心して生活ができるよう支援してまいります。

次に、障害福祉制度と介護保険制度の適用関係に関する制度の周知などの実態についてお尋ねがございました。

65歳以上の障害のある方が介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を利用できる場合は、障害者総合支援法の規定により、介護保険サービスを優先的に利用することとなっています。

その運用につきましては、一律に適用するのではなく、個々の状況に応じて、障害福祉サービスを利用できる措置や、利用料の負担軽減措置も講じられています。

県内の市町村においては、画一的な制度運用ではなく、希望する支援の内容を聞き取り、介護保険制度で十分なサービスを提供できるかを判断しながら行っているものと承知をしております。しかしながら、全国的には、市町村によって制度の運用に違いがあること等の問題が指摘され、厚生労働省から令和5年6月30日付事務連絡で、障害福祉制度と介護保険制度との適用関係に係る留意事項及び運用の具体例が示されたところです。

県としましては、市町村説明会で事務連絡の内容を周知するとともに、市町村への事務指導の際に、制度の運用状況を確認した上で必要に応じて助言等を行ってまいります。また、障害福祉事業者及び介護保険事業者に対しましては、事業所への説明会や関係団体を通じて周知を行ってまいります。

利用料の負担軽減制度の周知につきましては、制度の対象となる方にあらかじめ必要事項を記載した申請書を市町村からお渡しするなど、利用者に寄り添った対応に努めているところです。

引き続き、障害福祉制度と介護保険制度の運用が適切に行われるよう、市町村や事業者の取組を支援してまいります。

○30番（橋本敏男君） 御答弁ありがとうございました。2回目の質問を今からしたいというふうに思います。

まずは、道路インフラ整備についてであります。知事のほうから、加速するよう頑張るといふような話はいただきました。ただ、前回の答弁と同じことで、基本的には、要は四国8の字のネットワークに一定のめどがつけばということが前提にあるんだろうなというふうには思い

ます。

ただ、私が聞きたいのは、じゃあ四国8の字のネットワークのめどっていつつくんだっていうことなんですよ。逆に言うと、南海トラフという地震は高い確率で本当に襲ってくるということが言われていますので、じゃあそれまでに間に合うのかえってというようなことが心配でたまりません。

ある一定そういうふうな想定があれば、どれぐらいにめどがつくのかなという想定がなされているのであれば、それを知事に示していただければありがたいなというふうに思います。よろしくをお願いします。

それから、人口減少社会を支えていくための処方箋ということについてなんですが、朝の明神議員の質問等でも示されたように、人口減少というのが本当に加速度的に今減っています。日本全体で人口がずっと減っているということなので、大変な状態なんですけれども、ただ経済と労働力というところから見れば、世界の労働市場から見れば、なかなか日本という国はもう太刀打ちができないような状況になっているのではないかなというふうにも判断しています。それはどういうことかという、基本的には円がどんどん安くなっている、円の値打ちがなくなっている、そして労働分配率も世界の、欧米から比べると非常に悪い。そうすると、特に収入だけを求めていく外国人労働者の皆さんというのは、基本的にはやっぱり欧米のほうに流れていくんだろうなというふうに想定ができます。

だから、そういうことも踏まえた上での対応をやっぱりしなければならないというふうに私は思っています。じゃあ外国人が流れていく理由というのはお金だけなのかなという、そうではない私は思っています。日本という国はやっぱりすばらしいところがたくさんある

んだらうというふうに思います。世界一安全な国というふうに、治安がいいというのが1つありますし、それから世界一衛生的、日本みたいに公衆便所にウォシュレットがあるところってあまりないんじゃないかなと、それから水道水に口をつけて水を飲むようなところもあまりないんじゃないかなというふうには思います。それと、四季というものがはっきりしていて、体感ができると。

だから、暮らしやすい、安全・安心に暮らしやすい、子育てもできやすい、そういうふうなことを前面に挙げて、日本に来ませんか、日本で暮らしませんか、そういう話を発信するほうに、要は視点を移していくべきなんだらうなというふうに思いますが、それに対して知事の御所見を賜りたいというふうに思います。

国籍条項についてであります。これは副知事に答弁いただきたいんですが、先ほど人事委員長のほうからも話がありましたように、任用する側と十分に話をすると、外国人枠ということですね。任用する側から、外国人を雇用することに対してどう見ているのかっていうことをちょっと、再度お話しただければありがたいというふうに思っています。よろしく願いたいと思います。

それから、浄化槽の適正化についてでありますけれども、私は部長のほうから高知市のことが出てくるのかなというふうに思いましたら、やっぱり高知市のことが出てきませんでした。何といても一番人口が密集して、ほとんど高知県の半分ぐらいの方が暮らしているところが高知市です。しかも、高知市は受検率35%なんです。とんでもない状況なんです。高知市を何とかしなければ、要は浄化率というのは上がりませんよ。

だからその辺は、確かに高知市は保健所を持っていますから、なかなか県が直接的に指導する

というのは難しいかも分かりませんが、そこはもうちょっと高知市のほうとしっかり話をして、台帳の整備、それから受検率の向上、そういうことを真っ正面から向き合うというふうなぐらいの話はしてほしいなというふうに思います。そのことに対して、土木部長、御所見をいただきたいというふうに思います。

それから、障害者福祉制度と介護保険制度の適用関係についてでありますけれども、これは公費負担の問題があるんじゃないかなというふうに思います。障害者総合支援法については、基本的には国が50%、県が25%、それから市町村が25%公費負担をしなければならないんですけども、実は介護保険になってくると、半分は保険から出て、25%が国、12.5%が県、あとの12.5%が市町村。出し分が違うんですよ。

だから、できるだけ少なく公費負担を抑えようと思えば、要は障害者総合支援法より介護保険に行ってくださいよというふうな方向になるというのは致し方がないのかなというふうに思います。そのことに対して、もう一回、子ども・福祉政策部長、答弁いただければありがたいと思います。

2問目終わります。

○知事（瀧田省司君） 橋本議員の第2問に対してお答えいたします。

まず1点目が、道路インフラの整備、特に8の字ネットワークがいつできるのかというお話でございました。

これは様々な要因が関わりますので、数字を示して何年ということをお答えすることは難しいことは御理解いただきたいと思えます。ただ、整備の優先順位といたしましたときに、やはり南海トラフ地震対策を考えますと、これは県外からのいろんな救援あるいは物資の輸送、こういったものをまず優先で考えないといけないだろうと。そういたしますと、やはり

8の字ネットワークの整備というのを優先するというのが合理的な考え方ではないかということでございます。

ただその上で、どのタイミングで、今回お話がありました構想路線の整備に向かって前進ができるかということに関して言いますと、まずこの構想路線という形でもエントリーをしているということは、次なる段階として国も認知をしたということでございますから、これは一つの大きな前進だと思います。これに加えて、今回の能登半島地震も踏まえて、私どもも特に半島地域の道路の整備について、今までよりもさらに財源措置を強化していくということをもっと具体的な提案を仕込んで国に対して提言をしたいと考えておりますから、そういった新しい要因を踏まえての加速化というところも含めて、議員からお話がありました南海トラフ地震の発生に間に合うようにという思いは全く我々も同じでございますので、最大限の努力をしたいというふうに考えているところでございます。

それから、人口減少問題に関しまして、特に日本の治安だとか生活環境、そういったものをPRして外国人の呼び込みをしていくべきではないか、考え方の転換も必要ではないかという点に関して、これは一面、議員の御指摘のとおりだと思います。

もちろん前提としまして、やはり日本が仕事をする場として高い収入が得られる魅力のある国だと、この部分でも当然いろいろな高付加価値化、産業の高度化の努力をしていくと、あるいは為替の問題も含めて、国においてそういった努力をしていただくということは、これはこれではなければいけないということだと思います。一方、私も今回ベトナムに行って意見交換をした中では、実際にベトナム人の人気の出稼ぎ先は、かつての日本から、今韓国、台湾

のほうに移っているというお話を現にお聞きしました。

そういうこともございますので、生活環境も含めて、よりトータルな魅力、特に高知県ということではいいかと、自然、食、あるいは人の温かさ、こういったものを含めて魅力をしっかりPRする、そのための仕組みを、現地での日本語教育などの機関の中にある意味組み込んでいくということも含めて工夫をしていくことが大事ではないかというふうに思っておりますし、そうした方向で対応していきたいというふうに思っております。

○副知事（井上浩之君） 外国人を任用することについてどう考えるかというふうな御質問でありました。

先ほど知事のほうから当時の橋本知事の考えを答弁させていただきましたけれども、この日本で生まれ育って、地域社会の中で日本の社会秩序の下に生活をしている方々を排除する理由はないというのはそのとおりだと思いますし、まさに多文化共生社会の考え方にもつながるものと思っております。その上で、県政運営においても、やはり外国籍の方も含めて多様な視点で施策の実行に当たっていただくということは大変有意義なことではないかというふうに思っております。

現状、採用試験の門戸は開かれているということでございますので、ぜひチャレンジをいただいて、我々も優秀かつ多様な人材を確保していきたいというふうに考えております。

○土木部長（荻野宏之君） 高知県内の汚水処理人口普及率を向上させるために、その多くの部分を占める高知市の部分をどうするかというお尋ねだと思います。

まず、浄化槽の台帳につきましては、高知市においても既に改正法に基づいたレベルの台帳システムがあるということは確認してございま

す。先ほど議員からもお話のありましたように、高知市は保健所設置市でございますので、県から指導するというお話にはならないとは思いますが、今から県が進めます台帳整備等の取組につきまして、高知市ともしっかり情報共有をして、双方、台帳をしっかりと整備して、それに基づいて浄化槽の整備が進むように、一緒に連携しながら取り組んでいきたいと考えてございます。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 障害福祉サービスと介護保険サービスで、保険方式ということで介護保険のほうを優先するという考え方でございますけれども、市町村の現場レベルでは基本的に介護保険制度を優先するというところを行いますが、障害者の方にとっては、介護保険制度だけではなく、やはり障害福祉サービスも必要となるということがありますので、どちらかを1つ選択するというよりも、両方の制度をうまく使っていくということを進めていくと、それを県としてもしっかりと応援していきたいと思っております。基本的には障害者の方にとっては、どちらかを優先するというよりも、両方の制度をうまく、その方にとってのサービスを提供するというところに努めていきたいと考えております。

○30番（橋本敏男君） 答弁それぞれありがとうございました。

特に知事のほうから、道路インフラの整備についての話です。両端の構想路線、何か一歩進んだなというふうな感はしております。

ぜひとも南海トラフ地震が来るまでに何とかやっていただけるように、最後をお願いを申し上げます。全ての質問を終わりたいと思っております。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（弘田兼一君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明3月1日の議事日程は、議案に対する質疑

並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時55分散会

令和6年3月1日（金曜日） 開議第3日

出席議員

- 1番 竹内健造君
- 2番 戸田宗崇君
- 3番 上治堂司君
- 4番 桑鶴太朗君
- 5番 土森正一君
- 6番 榎尾絢子君
- 7番 久保博道君
- 8番 上田貢太郎君
- 9番 今城誠司君
- 10番 金岡佳時君
- 11番 下村勝幸君
- 12番 田中徹君
- 13番 土居央君
- 14番 横山文人君
- 15番 西内隆純君
- 16番 加藤漢君
- 17番 弘田兼一君
- 18番 明神健夫君
- 19番 三石文隆君
- 20番 畠中拓馬君
- 21番 依光美代子君
- 22番 大石宗君
- 23番 武石利彦君
- 24番 西森美和君
- 25番 寺内憲資君
- 26番 西森雅和君
- 27番 樋口秀洋君
- 28番 岡田竜平君
- 29番 田所裕介君
- 30番 橋本敏男君
- 31番 坂本茂雄君
- 32番 はた愛君
- 33番 細木良君
- 34番 岡田芳秀君
- 35番 岡本和也君

36番 中根佐知君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知事 濱田省司君
- 副知事 井上浩之君
- 総務部長 徳重覚君
- 危機管理部長 中岡誠二君
- 健康政策部長 家保英隆君
- 子ども・福祉政策部長 山地和君
- 文化・生活スポーツ部長 岡村昭一君
- 産業振興推進部長 沖本健二君
- 中山間振興・交通部長 中村剛君
- 商工労働部長 松岡孝和君
- 観光振興部長 山脇深君
- 農業振興部長 杉村充孝君
- 林業振興・環境部長 武藤信之君
- 水産振興部長 松村晃充君
- 土木部長 荻野宏之君
- 会計管理者 池上香君
- 公営企業局長 笹岡浩君
- 教育長 長岡幹泰君
- 人事委員長者会 成瀬洋君
- 人事委員会長 澤田博睦君
- 公安委員長者 刈谷敏久君
- 警察本部長 高清水善弘君
- 代表監査委員 五百藏誠一君
- 監査委員局長 高橋慎一君

事務局職員出席者

事務局長 山本和弘君
事務局次長 中島勝海君
議事課長 吉岡正勝君
政策調査課長 飯田志保君
議事課長補佐 杉本健治君
主 幹 大川美千子君
主 査 宮崎由妃君



議事日程(第3号)

令和6年3月1日午前10時開議

第1

- 第1号 令和6年度高知県一般会計予算
- 第2号 令和6年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第3号 令和6年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第4号 令和6年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第5号 令和6年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第6号 令和6年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第7号 令和6年度高知県県債管理特別会計予算
- 第8号 令和6年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第9号 令和6年度高知県国民健康保険事業特別会計予算
- 第10号 令和6年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第11号 令和6年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

- 第12号 令和6年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 第13号 令和6年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
- 第14号 令和6年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第15号 令和6年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第16号 令和6年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第17号 令和6年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第18号 令和6年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第19号 令和6年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第20号 令和6年度高知県流域下水道事業会計予算
- 第21号 令和6年度高知県電気事業会計予算
- 第22号 令和6年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第23号 令和6年度高知県病院事業会計予算
- 第24号 令和5年度高知県一般会計補正予算
- 第25号 令和5年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第26号 令和5年度高知県旅費集中管理特別会計補正予算
- 第27号 令和5年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第28号 令和5年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第29号 令和5年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第30号 令和5年度高知県土地取得事業特別会計補正予算
- 第31号 令和5年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算

第 32 号	令和5年度高知県災害救助基金特別会計補正予算	第 50 号	高知県住民基本台帳法施行条例等の一部を改正する条例議案
第 33 号	令和5年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算	第 51 号	高知県消防法関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案
第 34 号	令和5年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算	第 52 号	高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
第 35 号	令和5年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算	第 53 号	高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例議案
第 36 号	令和5年度高知県県営林事業特別会計補正予算	第 54 号	高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案
第 37 号	令和5年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算	第 55 号	高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
第 38 号	令和5年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	第 56 号	高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 39 号	令和5年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	第 57 号	高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び高知県指定居宅サービス等の事業等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
第 40 号	令和5年度高知県流域下水道事業会計補正予算	第 58 号	高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 41 号	令和5年度高知県病院事業会計補正予算	第 59 号	高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
第 42 号	障害のある人もない人も共に安心して豊かに暮らせる高知県づくり条例議案	第 60 号	高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
第 43 号	高知県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例議案	第 61 号	高知県精神科病院における任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例議案
第 44 号	こうち奨学金返還支援基金条例議案	第 62 号	高知県安心こども基金条例の一部を改正する条例議案
第 45 号	高知県公立学校情報機器整備基金条例議案		
第 46 号	高知県部設置条例の一部を改正する条例議案		
第 47 号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 48 号	知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び高知県税条例の一部を改正する条例議案		
第 49 号	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案		

- 第 63 号 高知県女性相談支援センター設置条例の一部を改正する条例議案
- 第 64 号 高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 65 号 高知県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例の一部を改正する条例議案
- 第 66 号 高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 67 号 高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例議案
- 第 68 号 高知県漁港管理条例及び高知県漁港区域内における行為の規制に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 69 号 高知県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 70 号 高知県建築基準法施行条例及び高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 71 号 高知県港湾施設管理条例の一部を改正する条例議案
- 第 72 号 高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 73 号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 74 号 高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例を廃止する条例議案
- 第 75 号 高知県が当事者である訴えの提起に関する議案
- 第 76 号 公平委員会の事務の受託の廃止に関する議案
- 第 77 号 公平委員会の事務の受託の廃止に関する議案
- 第 78 号 行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託の廃止に関する議案
- 第 79 号 権利の放棄に関する議案

- 第 80 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 81 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 82 号 県が行う土木その他の建設事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 83 号 県が行う流域下水道の維持管理に要する費用に対する市の負担の変更に関する議案
- 第 84 号 包括外部監査契約の締結に関する議案
- 第 85 号 一級河川の指定に関する議案

第2 一般質問

(3人)



午前10時開議

○議長（弘田兼一君） これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長（弘田兼一君） 御報告いたします。

門田純一人事委員長から、所用のため本日の会議を欠席し、成瀬洋人事委員を職務代理者として出席させたい旨の届出がありました。

また、小田切泰禎公安委員長から、所用のため本日の会議を欠席し、刈谷敏久公安委員を職務代理者として出席させたい旨の届出がありました。



質疑並びに一般質問

○議長（弘田兼一君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「令和6年度高知県一般会計予算」から第85号「一級河川の指定に関する議案」まで、以上85件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問を併せて行います。

22番大石宗議員。

（22番大石宗君登壇）

○22番（大石宗君） おはようございます。一燈立志の会の大石宗でございます。議長のお許しをいただきましたので、会派を代表し、順次質問に入らせていただきます。

私は、歴史と伝統ある県議会野球部のなぜかキャプテンをさせていただいておりますけれども、上治監督に大変冷遇されておまして、ふだんは打順は下位打線でございますけれども、今日はトップバッターということで、張り切っていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、まずは知事の政治姿勢についてであります。

今定例会の提案説明で、知事は人口減少の克服こそ県政の最重要課題であるとおっしゃられました。私も同感であります。その中で、新たに策定した高知県元気な未来創造戦略を基に、移住から産業振興、少子化対策、教育や医療、防災まで多方面で県民の生活を支える政策を全庁的に進めることにより、人口減少に歯止めをかけるとの強い決意をお伺いしたところであります。

一方で、全国的にも各自治体が努力を続けながらも、人口減少が続く地方の現状を考えたとき、そもそもの国の形が今問われているのではないかと感じます。都市部集中、中央集中の社会経済構造が進む中、その流れの中での生き残りを地方が模索するのか、それとも地方分散型の社会経済構造に国の形を改めていくことを

目指すのか、まさに今大きな分岐点に私たちは立っております。

今年は、郷土の偉大な先人板垣退助や後藤象二郎ら、その後大いに日本の政治を変革することとなる自由民権運動の出発点になったと言われている民撰議院設立の建白書を政府に提出してからちょうど150年という節目の年であります。御案内のとおり、自由民権運動は、国会の開設、憲法の制定、不平等条約の改正という大きく3つの目的を基に行われた運動であります。実は加えて、地租軽減と地方自治を求めたものでもあります。

時を同じくして、板垣らは日本の歴史において初の政党である愛国公党を立ち上げますが、その最も重要な基本方針を書き込んだ綱領に「内治は中央集権に傾かず地方分権を主とすべき事」と明記し、あわせて「我国は封建時代に在て地方分権の度に過ぎ、尾大不掉の政を成せり。明治維新後は俄に中央集権に傾き地方漸く衰頹す。我党は正に地方自治の制を興し分権の度宜しきを得せしめんことを期する者なり」と述べて、中央と地方がバランスよく共存することの重要性を訴えております。

また、自由民権運動の指導者である植木枝盛は、交際の平均と題した論文の中で、「交際の平均といへることは国家において殊に肝要なることにて、この平均を得れば国すなわち興り之を失へは国随て衰ふ」と述べ、その平均とは、権柄、人士、財貨、つまり権力、人、経済であり、都市部と地方でこのバランスが崩れたときに国が崩壊するとの警鐘を鳴らしております。

また、戦後高度成長の中で日本列島改造論を著し、国土の均衡ある発展を訴え、地方に光を当てようとした田中角栄元総理が主に取り組んだのは、経済格差を縮小するための道路政策と、人を育てるための教育政策でありました。

しかし、こうした先人たちの非常な努力があつ

たにもかかわらず、地方、そして我が高知県をめぐる環境は悪化の一途をたどっていると言っても過言ではありません。大切に育てた子供たちは都会に出ていって帰ってこない。高知を支えてきた各種産業も後継者問題に悩み、何百年と続いてきた集落は消えつつあり、ついには出生数も全国最少となりました。

そんな中、私は先日、ある興味深いレポートと出会いました。2017年9月、京都大学と日立製作所が共同研究した、AIを活用した日本社会の未来シミュレーションの結果であります。これによると、人口、財政と社会保障、地域、環境と資源という4つの持続可能性に着目しつつ、150もの社会的要因についての因果関係モデルを作成、2万通りの未来シナリオをシミュレーション、分析、評価した結果、2050年に向けた未来の日本の姿は、大きく2種類に分類されたそうであります。1つは都市集中型、もう一つは地方分散型であります。

1つ目のシナリオ、都市集中型の特徴は、主に都市の企業が主導する技術革新によって、人口の都市への一極集中が進行し、地方は衰退する。そして、出生率の低下と格差の拡大がさらに進行し個人の健康寿命や幸福感は低下する一方で、政府支出の都市への集中によって政府の財政は持ち直す。続いて2つ目のシナリオ、地方分散型の特徴は、地方へ人口分散が起り、出生率が持ち直して格差が縮小し個人の健康寿命や幸福感も増大する。ただし、地方分散型シナリオは、政府の財政あるいは環境を悪化させる可能性を含むため、このシナリオを真に持続可能とするには、細心の注意が必要となるということであります。

そして、さらにこの2つのシナリオは、2025年から2027年頃までに分岐が発生し、以降は両シナリオが再び交わることはないとの報告もされたところでもあります。つまり、このシミュレ-

ーションによると、私たちはどのような国の将来を望むか、そしてそのためにどのような政策を選択するのかという問いに、早期に答える必要があるというのであります。

そのような中、私は財政リスクなど様々な障害があったとしても、個人の豊かさ、最近の言葉で言うとQOLの充実を果たし、豊かなふるさとを持続的に継続できる可能性があるという報告された第2のシナリオ、地方分散型の国の形を目指すべきだと考えます。

まずは未来の我が国日本の目指すべき国の形について知事の御所見をお伺いいたします。

また、本県の状況も日本全体の縮図であります。高知市一強、人口の約46%が集中し、最近では、ほかの市町村からの流入も顕著であります。

この要因をどう考えているのか、また今後の高知県の目指すべき県の形について知事の御所見をお伺いいたします。

次に、この地方分散型シナリオの実現に向けて必要とされる政策についてであります。この報告では、地方分散型シナリオについて、「地域内の経済循環が十分に機能しないと財政あるいは環境が極度に悪化し、やがて持続不能となる可能性がある。これらの持続不能シナリオへの分岐は、17年から20年後までに発生する。持続可能シナリオへ誘導するには、地方税収、地域内エネルギー自給率、地方雇用などについて経済循環を高める政策を継続的に実行する必要がある。」とあります。つまり、地方分散型の国の形を持続可能なものにする鍵は、地域内の経済循環を高める政策だということであります。

そこで、重要な指標が地域経済循環率と地域内乗数効果であります。地域経済循環率は、地域の所得を地域の生産が支えている割合のことで、数字が高ければ高いほど地域経済にその資金が再投資される割合が高くなり、地域経済の

活性化につながると言われております。地域内乗数効果は、地域内での一つの経済活動が地域のほかの関連産業やサービスに波及し、最終的に地域経済の拡大にどれくらい資するかを表す指標であります。

高知県の地域経済循環率は、国の地域経済分析システム、RESASで見ると、最新の2018年のデータで80.4%、全国で最も低い県の一つであります。四国の他県と比較しても、愛媛91.1%、香川94.9%、徳島96.9%と大きな開きがあります。この要因は、社会保障や交付税など外から来る公的な収入が多いことと、支出に関する移輸入の超過であります。この移輸入超過の要因を見てみると、エネルギーや飲食料品などで大きな赤字を出していることが分かります。

本県は、これまで地産外商を大きなキーワードとして外貨獲得に注力し、関係者の皆さんの努力で大きな結果も残してきたところであります。一方、外からたくさん富を稼いできて、高知県から抜け出ていく富がそれ以上にあれば、高知県が経済的に豊かになっていかないのも自明の理であります。

そういった意味では、公共部門から民間部門まで、あらゆる手法で、高知県外に漏れ出る、抜け出ているものを防いでいく政策を実行していくことが、地域経済循環率を高め、地域経済を底上げするポイントではないかと考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、地域内乗数効果の活用についてであります。先日、教育委員会の事業で、清水高校にほかの県議の皆さんと共にお邪魔をさせていただいておりました。その際、生徒さんたちと、土佐清水市が導入した地域電子通貨めじかの話になりました。その生徒さんたちは、めじかが導入された際、地元の商品のみしか使えないことに最初は違和感と不満を感じたそうでありました。なぜふだん使っているコンビニで使えない

のか、そういった声が多く上がったそうでありました。しかし、その理由、地域で経済を回していくために地元のお店を優先したという政策目的を聞いて、今は大いに納得しているとのことでありました。

この話を聞いて思ったことは、どこでお金を使うか、つまり地元の企業やお店で買物をするのか、そうではないのか、さらには何をかうか、地元産品をかうのか、そうではないのかということが、最終的に地元経済にどのような影響があるのかということを知りやすく伝える、つまり可視化することができれば、消費行動は変わってくるのではないかと考えております。同じような買物をするのであれば、ふるさと高知県に役立つものを選ぶ、そして高知県経済への貢献度の高い企業を選ぶ、そういう意識になる人は多いのではないかと感じます。

それを表す一つの指標が地域内乗数効果であります。この地域内乗数効果を計算する指標として、イギリスのNEF——ニューエコノミックファンデーションが提唱しているのが、LM3という計算方法であります。これは、地域内乗数を3巡目まで計算する方法で、企業や組織の収入のうち幾らが地域内で使われたかをはかるもので、当初の収入に対する地域経済へ生み出した価値をはかり、簡易に貢献度を可視化するものであります。

例えば、この計算方法などを活用して、企業や組織の地域内乗数効果を可視化して、住民に分かりやすく提示する、または行政の評価の基準などにすることで、高知県経済の活性化につながる取組が多く展開できるのではと期待もするところですが、産業振興推進部長のお考えをお伺いいたします。

次に、地域経済循環率や地域内乗数効果を高めるであろう具体的な取組について幾つか質問

をさせていただきます。まず、今年度の補正予算で実行中であり、当初予算案にも計上されている、こうち省エネ家電等購入応援キャンペーンについてであります。

この予算は、高騰を続ける電気代に対応し、家計の負担を低減する省エネを後押しするため、省エネ性能の高い家電製品等の購入を支援するもので、購入金額によって5,000円から3万円をキャッシュバックするものであります。今年度の見込みは、現在のところ約9,600件、金額にして2.2億円の申請があつていとお伺いをしております。

私は、この事業について補正予算の説明を受けたときから、省エネ促進には異論はないがせつかなので対象店舗を地元企業に限定してはどうかと議論させていただいておりました。県の予算を使って大きな金額が動く事業だからこそ、県内事業者の活性化にもつなげることができれば、一石二鳥ではないかと考えたからであります。ただ、その際は、政策目的が省エネ促進であるということから、消費者が多様な購入先を持つことが重要だとのことで、全ての事業者に門戸が開かれることとなりました。

来年度の予算を審議するに当たり、今回今年度の実績を確認したところ、県内事業者で購入した割合は僅か4割にとどまっております。推計ですが、キャッシュバック分が2.2億円ですから、販売金額は恐らく15億円程度はあるのではないかと思います。

それを考えたとき、そのうち9億円の売上げが、要件一つで県内事業者に落ちた可能性があるとも言えますが、新年度の予算策定に当たり、今年度の傾向も踏まえ、登録店舗の要件変更は考えなかったのか。また、こうした政策を県として実行するに当たり、地元経済への影響、そして地元事業者への支援という意味合いは勘案しないのか、知事にお伺いをいたします。

次に、公共施設の食事に関する地産地消であります。県内にも公立の医療機関や福祉施設、学校など食事を提供する施設が多く存在いたします。こうした施設での地元産品の活用率を高めるため、例えば岡山では介護老人保健施設に関する条例に、地域で生産された旬の食材の活用に努めなければならないと明記する、鳥取では給食の地産地消を進めるための支援事業を整備するなど、全国では多くの取組が始まっております。

本県の公共施設の食事に関する地産地消の考え方について産業振興推進部長にお伺いをいたします。

次に、家庭の食卓において地産地消を進めていくという観点で重要だと言われているのが、いわゆる生産者による直販所、またはスーパーマーケットなど小売店の皆様との連携による地元農産物や水産物の販売拡大であります。現在の状況と今後の取組について農業振興部長にお伺いをいたします。

次に、水産政策についてであります。

水産業につきましては、知事から今定例会の提案説明で、いわゆるマリンイノベーションや養殖における技術革新などを進め、持続可能な水産業の実現を図るとのお話がありました。大変失礼な言い方になるかもしれませんが、私は水産業をよりよいものにしていく手段としてのデジタル化には大いに賛同するものであります。足元の現場を見た場合、もっと根本的に厳しい状況に直面しているという危機感を県は持っているのか、懸念も感じるところであります。

近年、黒潮大蛇行や地球温暖化などによって、沿岸漁業を中心に不漁が続き、養殖業も資材高騰の影響を受けるなど、漁業を取り巻く環境は厳しさを増すばかりであります。その結果、1次産業の中でも所得や労働環境は厳しく、高齢

化は進み、漁業者数もついに最盛期の2割以下、3,000名を割り込むほどになってしまいました。命がけで仕事をしているのにもかかわらずであります。

漁業を支える漁協の体制を見ても、橋本県政の大看板として鳴り物入りで立ち上がった県1漁協、高知県漁協も関係者の必死の努力にもかかわらず、思うように設立当初の目標、魚価向上や人材確保なども十分役割を果たしているとは言えず、苦戦が続いております。そして、単協として残っている漁協の中にも、既に経営難に陥っている組合もあると聞くところであります。さらに、そういった状況の中で、各地の市場など漁協関連施設は劣化し、改修を必要としている上、改正食品衛生法にも対応しないといけななど、外的環境も厳しさを増すばかりであります。

一方で、東西713キロにも及ぶ海岸線を有し、広く太平洋に面した我が高知県は、紛れもなく日本有数の海洋県であり、豊かな海洋資源を生かした取組は、これからも我がふるさとの大きな背骨であります。まさに今、この厳しい状況を打破し、豊かな海洋資源を生かして、高知県の水産業が力強く未来を切り開いていくために何が必要なのか、問われているのではないかと感じます。

そこで、まず漁業にとって欠かすことのできない漁業協同組合に期待することについてのお考えを水産振興部長にお伺いいたします。

次に、高知県における漁協の在り方に大きく影響を与えてきた県1漁協構想についてであります。この構想は、平成9年に全漁連が1県1漁協構想または複数自立漁協を組織決定したことをきっかけに県下の漁協を再編し、新たな時代の漁業の振興に取り組むべく、最適な組織をつくろうと、平成9年に県漁連が8漁協構想を策定したことから始まりました。議論は進み、

平成15年には7漁協構想へ見直し、計画を進めておりましたが、僅か1年後の平成16年2月、突如当時の橋本大二郎知事が県1漁協構想を打ち出したことから、急速に一元化への動きが進み、平成20年、県内46漁協のうち25漁協が合併、高知県漁協、いわゆる県1漁協がスタートいたしました。そして、段階的にほかの漁協を吸収し、最終的に一元化しようとする長期構想としてまとめられたのが高知県1漁協構想であります。

このときに、合併の阻害要因となっていた繰越欠損金が平成28年に解消したことを契機に、さらに合併を加速化させるため、この構想をリニューアル、現在もその看板を掲げ続けております。

一方、ここ数年は2年連続の赤字決算などの環境の変化もあり、合併の動きも止まり、関連予算も消化できず、一元化は大きな壁にぶつかり、身動きができない状況となっております。その間にも、高知県の漁業をめぐる状況は大きく変化を続け、さきに述べたように漁業者の減少はとどまることを知りません。改めて、この厳しい状況をいかに乗り越えていくのか、中長期的な構想を考えなければならない時期に来ていると思います。

さきに述べたように、今後避けて通れない拠点の集約化や食品衛生法への対応、さらには地域ごとの戦略策定、後継者の確保など、これから漁協を中心として議論し、結論を出していかなければならない課題は山積しております。

そこで、20年前の橋本知事の号令から始まった県1漁協構想にとられることなく、どのような漁協の体制がこれからの高知の漁業に必要なのか、そして何より漁業者が何を求めているのか、多くの知恵を集め、声を拾って、新たな構想の検討をぜひとも始めてもらいたいと切に願うところでありますが、知事の御所見をお伺

いたします。

次に、海業の振興についてであります。昨年5月、漁港漁場整備法が改正され、漁港について漁業上の利用を前提として、海や漁村の価値や魅力を生かす海業を展開し、水産業や漁村を活性化する制度が創設されました。具体的に進めていける可能性のある事業としては、宿泊、体験、観光、釣り、マリンレジャー、飲食、販売、市場見学などがあります。これら事業を通じて漁港に誘客、楽しんでもらいつつ、地域活性化にも取り組んでいけるとして関係者も大きな期待を寄せているところであります。

本県も県下各地に地域の核となる漁港を有し、様々な可能性が見込めるところであります。この事業を推進していく上では、漁業関係者のみならず、海業を通じてビジネスに取り組む民間事業者や、地域活性化に取り組むまちづくり団体など、多様な人材が関わるが必要不可欠であると言われております。また、始まったばかりの制度であり、いまだ認知度の向上も課題であります。県外では関係機関を集めての海業推進地域協議会の立ち上げも進んでいると聞いているところであります。

本県も観光振興や地域活性化など、多くの面で市町村や漁協と連携して、海業を生かした取組を進めていくべきと考えますが、水産振興部長のお考えをお伺いいたします。

また、漁協がこの海業に取り組もうとした場合、自己資金が必要になることが苦しい台所事情の中でネックになると思われれます。漁協に対しての支援も必須と考えますが、水産振興部長のお考えをお伺いいたします。

次に、農業政策、その中でもいわゆるかんきつ農業についてであります。

先日、自由民権記念館で行われている企画展「田村利親と土佐の柑橘」を見てまいりました。田村を紹介するコピーには、「柑橘類の研究に生

涯を捧げ、膨大な記録を残し、歴史に名を残さなかった男」とありました。

らんまんの牧野富太郎博士は田村との深い友情で知られていますが、晩年牧野博士が田村に送った書も会場に掲示されておりました。実ありてしかして名あり、未だ名あらずして実あるものなり。その意味するところは、実質が出来上がって名前が立派となるもので、まだ名は上がっていないが実質は出来上がっている者もいるということであります。かんきつ研究にその人生をかけて世界中を飛び回り、貴重な研究を続け、大きな業績を残すも、世間あまり知られていなかった田村に向けて牧野富太郎が心の底からの尊敬を込めて送った賛辞であったと思います。

この田村が育ち、そして後半生に人生をかけてかんきつ農業に取り組んだのが我が高知県であります。本県は、温暖な風土、水はけのよい傾斜地を有していることから、古くからかんきつが身近に存在する地域であります。田村が幼い頃から出会い、愛した多種多様なかんきつは土佐の歴史そのもので、昔の記録によると、土佐の家々では庭に複数のかんきつを植えて、食事の内容ごとに、庭からその実をもいできて利用したとの逸話も残っているほどであります。まさにかんきつは土佐の歴史そのもの、そして何より重要な地場産品であります。

しかし、近年はユズの販売、そして輸出が好調である一方、かんきつ農業全体を見ると、後継者の問題などもあり、出荷量は少しずつ減少している状態にあります。あわせて、温州ミカンなど、かんきつ類でも大きな市場を持つ品目については、先ほど述べたような自然の条件には優れているものの、主要な産地である愛媛県や静岡県と比較しても、非常に少ない生産量にとどまっております。そのような中、未来の本県農業の可能性を考えたとき、長らく施設園芸

が不動のエースとしてその生産を支えてきましたが、栽培に適した自然環境を持ち、歴史的背景もあるかんきつ農業を施設園芸に次ぐ重要な農業として伸ばしていくことは非常に重要だと考えるところであります。

そんな中、県は令和4年3月に果樹農業振興計画書を定め、かんきつを含む果樹全体の今後の目標を設定しております。この中では、産地づくりから農地や担い手の確保、新品種の開発、流通・加工体制の整備、地産地消での消費拡大から輸出振興まで果樹農業をめぐる幅広い課題と今後の取組が示されているところであります。この計画書における令和12年に向けたかんきつ農業の栽培面積及び生産の目標については、温州ミカンにはほぼ現状維持、ブタン、ポンカン、ユズなどその他かんきつ類で平均10%の拡大を図るという内容になっております。

今後は、この計画で明らかになっている様々な課題解決を着実に進めつつ、さらなる需要の確保と生産拡大を図り、土佐のかんきつにまつわる文化の保存や観光との連携など、幅広い分野で土佐のかんきつに対する取組を深め、かんきつ王国土佐の名が全国にとどろくような取組を強力に行ってもらいたいと感じるところであります。御所見を知事にお伺いいたします。

次に、高知県の物流に関する課題についてであります。

先ほど農業の話を取り上げさせていただきましたが、農業はもちろんのこと、高知を支える各種産業に関わる大きな課題が物流問題であります。野村総合研究所の研究によると、ドライバーの高齢化と2024年問題による人員不足で、2030年時点で、このままでは高知県内の約42%の荷物が運べなくなるという課題が明らかになっております。

今日の質問冒頭で地域内経済循環について議論をさせていただきましたが、あわせて重要な

ことは、県外や海外に高知県産品を売り出す地産外商であります。しかし、このままではこの外商を支える基盤がそもそも成り立たなくなると懸念もある中で、県内の物流の現状を見たとき、そもそも存在する倉庫の事業者数、面積ともに四国の中でも圧倒的最下位であり、その多くが津波浸水区域に存在するという大変厳しい状況であります。そういった中で、今後急がれるのが業界のBCP対策や物流機能の集約化、さらには共同配送の模索など、あらゆる手段を検討して高知県の物流を守っていく体制の整備であります。

そのような中、今月に入って土佐清水市、そして須崎市に視察に行き2人の若者と出会いました。1人は土佐清水市で本業の傍ら、漁業とかんきつ栽培に取り組み、都市部の個人や飲食店を直接顧客として魚やかんきつを販売、量は少ないものの、希少性と機動性を生かした取組を進める植垣賢人さん。もう一人は、須崎市で漁業に取り組みながら、船上で血抜きをして価値を向上させた魚を、その日のうちに同じく独自の顧客ルートで関東圏の飲食店に送っている笹岡祐貴さんであります。私は、この2人の若者の挑戦と取組に大いに感銘を受けたところであります。

一方で、流通に関する課題も多くあることをお伺いいたしました。ともに発送する量が多くないこと、迅速性が重要であることから、民間の宅配事業者を使っているとのことですが、こうした小口流通はコストもかかる上、特に魚に関しては、一番の顧客開拓の柱である東京への配達昨年より翌日午後が最短となり、仕込みに間に合わないことから、多くの飲食店での契約が厳しい状況になったとのことでありました。インターネットなどの情報技術の進展により、こうした生産者が直接消費者とつながる仕組みが日々進んでいく中で、今後ますますこの2人

のような取組は広がっていくと思われませんが、現在のところこうした小口流通を支援する制度はないのが現状であります。

地産外商政策を進めていく上では、こうした数は少ないけれども、きらりと光る独自の活動を行う小規模事業者の実態を把握し、支援できる政策も検討していくべきだと考えますし、この例のみならず、生産地でありながら消費地と遠い本県は、物流に関する大小様々な問題が山積しております。

そこで、本県の物流の厳しい現状をどう把握し、対策を行おうとするのか、中山間振興・交通部長に考えをお伺いいたします。

次に、防災対策、その中でまずは災害時の高知県の防災関連製品の提供についてであります。

1月1日、能登にて大規模な地震が発生いたしました。本当に被害を受けた方、そしてお亡くなりになられた方、心よりお見舞いを申し上げますところであります。現在、そういった中で、この災害の復旧・復興に政府も石川県も、そして全国からも大きな支援の輪が広がっているわけではありますが、支援物資の提供やボランティアの申出、これも全国から今、引きも切らない状況であります。

そうした中、私たち県議会議員にも企業や個人から支援物資等の協力の申出が届いていたところでありますが、今回石川県は受付窓口を県に一元化、インターネットでの申込みという対応を取られました。全国から殺到する支援の申出をいかに効率よく整理するか、いざ災害が起きたとき、非常に難しい課題であると改めて実感したところであります。

そういった中、高知県は防災関連製品づくりにこれまでも取り組んできた経緯もあり、多くの地場企業が多様な製品を開発しております。その中にはまさに災害時に重宝される貴重な商品も多くあるわけではありますが、その商品の提

供については小規模事業者も多く、申込みの手段や対応などで苦慮したり、また被災地側の受け入れ窓口も繁忙して、なかなか連絡が取れなかったりという事例がありました。

そこで、こうした災害がまた起こった際に、防災関連製品を提供してくれる企業があった場合、高知県がその情報や数量を取りまとめ、一括して被災地に連絡するという手段を検討してはどうかと考えますが、商工労働部長に御所見をお伺いいたします。

次に、文化・教育政策についてであります。

冒頭お話しさせていただいたとおり、本年は自由民権150年という節目の年であります。自由民権運動は、日本で最初の民主主義運動としてさん然とその歴史に名を残していますが、まさにこれは現代社会の課題である政治離れ、投票率の低下などに対する対策の一つである主権者教育にとって最もよい教材ではないでしょうか。この主権者教育への自由民権運動の活用については、ちょうど2年前の本会議で私から当時の伊藤教育長に質問し、その際は副読本の活用や自由民権記念館、歴史民俗資料館など関係機関との連携を図りながら取組を進めていくとの御答弁をいただいたところであります。

その後、この取組がどう進んでいるのか、また今年の150年という記念の年をどう生かしていくのか、教育長にお伺いをいたします。

また、2年前の質問の際、伊藤教育長の答弁の中で、平成12年10月13日に県議会が「自由は土佐の山間より」との言葉を正式な県の言葉、県詞として制定したことについてお話もいただいたところでありますが、残念ながら、このことは多くの県民の認知が高まっているとは言いがたい状況であると思います。私も度々地域で県政意見交換会を行ったり、学生さんたちと勉強会を行ったりしていますが、どのような場所でも問いかけても、ほぼ知っている人は皆無という

状況であります。認知度調査などは行われていないと承知はしていますが、せっかく制定したことが、これでは有名無実になってしまいます。

まずは、この県詞に対して知事がどのような印象を持たれているのか、また関係団体では県議会が制定した日を県詞の日として毎年様々な企画を行っているように聞いておりますが、この県詞の日の活用と併せて今後どのように県民への周知を進めていくのか、知事にお伺いをいたします。

次に、県史編さんの収集方針についてであります。今回の県史編さんは、後世に歴史というたいまつをつないでいく大変重要な事業であります。その中でも重要なのが、この機会に散逸しかけている貴重な文化財や歴史資料を調査できるということでもあります。そのような中、先日の高知新聞で、前回の県史編さんの際に活用された貴重な資料の多くが、現在何と所在地不明になっているという大変ショッキングな報道がなされました。県の博物館で現物保存を行えば、こうした事態は防げたと思いますが、時代は変わり、所有者が高齢化したり、市町村の歴史保存体制が厳しくなってきたりと、環境はますます悪化の一途を遂げております。

また、前回もこうした資料はマイクロフィルムでの保存を行っていたようですが、これも劣化により活用できないとの状況も聞いております。今回の県史編さんの方針第3の5でも、資料の保存に関しては電子保存を基本とし、現物保存は関係者に働きかける、つまり県が主体的に保存するという事はしないということが明記されております。

一方、散逸リスクがますます高まっているということを考えると、今回のこの方針に少なからず懸念も覚えるところではありますが、今後もこの方針で事業を進めていくのか、文化生活スポーツ部長のお考えをお伺いいたします。

次に、文化財の災害対策についてであります。今回の能登半島地震でも、震災により貴重な文化財や歴史資料が失われてしまったとの状況も聞くところであります。

県議会でもこの問題については東日本大震災後の平成23年9月議会で私が、続いて熊本地震後の平成28年6月議会では久保博道議員が質問を行い、それぞれ当時の尾崎知事、岡崎部長から必要な対策を進めていくとの答弁があったところですが、その後の進捗について文化生活スポーツ部長にお伺いをいたします。

この項最後に、収蔵庫問題についてであります。先ほど取り上げた平成23年の議会質問で、災害対策について議論した際、当時の尾崎知事から、資料寄託の相談にも対応できるよう収蔵機能の充実を検討するとの御答弁をいただきました。この県立文化施設の収蔵問題は、以前から高知県の構造的な課題として、その後も議会質問で取り上げましたが、いまだ厳しい状況が続いております。歴史民俗資料館については、もはや収蔵能力を超え、民俗資料は大柝高校に仮置きするなどして、しのいでおりますが、限界が来ていることは明らかであります。

先日、収蔵庫を新設した栃木県の関係者を囲んだシンポジウムが高知で開かれ、多くの出席者でにぎわいました。この問題に関する県民の関心の高さを改めて痛感したところであります。その席上で、パネリストから文化財、歴史資料の保存は未来に対する責任であると言葉が出ました。私もはっとしましたが、確かに一度失われてしまった資料は二度と元に戻すことはできません。その資料が、いかに未来に大きな影響を与える重要なものであってもあります。私はその観点で考えると、本県の歴史資料は未来のみならず、それを連綿と紡いできた過去の先人に対する責任でもあると、改めて危機感を覚えたところであります。

県は、現在歴史民俗資料館の収蔵問題を考える検討会を立ち上げ、来年度中には方針を出されると聞いておりますが、これで長らく進んでこなかった収蔵庫問題が前進することを心より期待するところであります。

しかし、この収蔵庫の問題は、実は歴史民俗資料館だけの問題ではありません。県立美術館をはじめ県内の文化施設の多くが同じような問題を抱えているのです。さらには、県立の自然史博物館のない我が県では、魚や動物の剥製など自然史に関する資料の行き先がなく、県外に流出したり、散逸したりという事例も起きているというふうにお伺いしております。

歴史の保存が過去と未来に対する責任であると考えたとき、こうした資料を保存するための収蔵庫を県が整備することは非常に重要な意味を持つと考えますが、これにはトップの考え方が大きく影響いたします。

そこで、歴史資料の保存、そして収蔵庫の整備に関する知事の御所見をお伺いいたします。

次に、旧陸軍歩兵第44連隊跡地の整備活用についてであります。この土地は、本県の郷土部隊として1897年、明治30年に発足した44連隊の本拠地であり、多くの兵士が出征した場所で、遺存する弾薬庫と講堂は、全国的にもほぼ残っていない明治時代の建築物で、国登録有形文化財登録もされ、まさに物言わぬ歴史の証人として、当時の歴史を今に語り継いでおります。

平成31年に当時の尾崎知事が土地取得の意思表示をされた後、令和3年には無事に取得、4年には基本調査を終了させ、いよいよ来年度には保存活用計画の策定が開始される予定で、令和11年度には一般公開を目指し取組が進んでいるところであります。

そこで、来年度様々な側面から令和11年以降の将来の姿について議論が始まることと承知をしていますが、私はぜひともこの施設を保存す

るのみならず、活用、つまり構内に展示や収蔵の機能などを備えた新たな建物を建設し、戦争博物館として活用していただきたいと願うものであります。

高知県の戦争の記録は、県立の博物館であれば高知県立歴史民俗資料館が担当することとなりますが、通史、全ての歴史を扱う性格上、本当に少しの展示しかできない上、近現代専門の学芸員もおらず、十分な活動ができるとは言い難い状況であります。一方、ロシアのウクライナ侵攻やパレスチナ問題、世界の安全保障環境が大きく変化をする中で、この時代の歴史を風化させず記録すること、そして未来のための平和教育に力を入れていくことの重要性はますます増しております。その拠点としてこの場所が最も適地であるという考え方は、令和元年に行われた保存活用検討委員会の中でも示されたところであります。

ぜひとも活用という観点を重視し、検討を進めていただきたいと思いますが、今後の考え方について知事のお考えをお伺いいたします。

次に、青少年と海外との交流事業についてであります。コロナ禍を経て、ますます世界の国際化は進み、様々な面で海外と触れる機会の重要性が増してきたところであります。そういった中、青少年にとって海外との交流は、様々な新しい知識や経験を得ることができるとともに、視野を広げることのできる大変重要な取組であります。私はその中でもスポーツ交流には大きな可能性があると感じております。

昨年12月末、高知県剣道連盟が韓国の中高生ナショナルチームを高知に招聘し、高知をはじめ日本の高校生との試合や稽古、さらには小学生剣士たちとの剣道とダンスを通じた交流事業を行いました。参加した子供たちは、自分たちが取り組む剣の道が世界とつながっていることを実感した、すばらしい経験になったと、目を

輝かせながら喜びの声が多く上がったところがあります。

一方、今回の事業に関しては、高知県スポーツコミッションと明德義塾高校の手厚いサポートがあつて何とか成り立ちましたが、海外との青少年交流を継続的な取組にするには、財政面を含め、まだまだ課題もあると感じたところがあります。

また、卓球でも神田テーブルテニスセンターの中岡賢次郎さんが海外の青少年との交流に力を入れて、サマーキャンプを高知で開催、台湾、マレーシア、韓国、インドネシアなどから30名を超える海外からのお客様を迎えております。その他、あらゆる競技で海外とのつながりは深まっていくと思いますが、現在のところこうしたスポーツを通じた海外との青少年交流を応援する仕組みはほとんどありません。しかし、これからの高知県にとって、青少年の海外とのスポーツ交流は、教育的効果のみならず、誘客を通じた観光振興や将来の高知県ファン、交流人口増加にも資する大変重要な取組だと考えます。

今後、スポーツを通じた青少年の国際交流を重要な施策と位置づけ、さらなる支援策を考えていただきたいと思いますが、文化生活スポーツ部長の御所見をお伺いいたします。

次に、ミクロネシア連邦と高知海洋高校の交流についてであります。この1月に濱田知事を団長とする訪問団が組織され、私も今城副議長、西内隆純議員、土森正一議員と共に高知と縁があるミクロネシア連邦に行つてまいりました。御案内のとおり、ミクロネシア連邦は、明治24年に単身渡航した高知市出身の森小弁さんが地域の発展に一生を尽くし、骨を埋めた国であります。現在、この森小弁さんの子孫がモリファミリーと呼ばれ、多くの方が政財界で活躍されております。特に、2007年には小弁のひ孫であるマニー・モリ氏が大統領に選出され、これを

きっかけに高知県・ミクロネシア友好交流協会も設立され、さらなる交流の深化に努めているところであります。

一方、モリファミリーも世代が替わり、日本語を話せる方がほとんどいなくなったり、ふだんの親戚付き合いなども減ってきたりという中で、改めて次世代の交流の発展が求められております。

そのような中、今回の訪問では、同行いただいた高知ファイティングドッグスの北古味潤海外事業部長に依頼しての少年野球の指導の可能性や、ミクロネシアの重要な資源である水産業や観光、そして喫緊の課題である防災などについて今後連携することを確認いたしました。

あわせて、本県が中心となって立ち上げた太平洋島嶼国・日本自治体ネットワークもミクロネシアとの縁がきっかけであり、当初の設置目的には、農業・漁業・防災分野の交流を深めることが明記されております。また、今年度夏には、首脳同士が率直に意見交換を行う大変貴重な機会である太平洋・島サミットも東京で開かれる予定で、ますます日本とミクロネシア、そして高知の縁は深まると期待をするところであります。

また、南太平洋に浮かぶ海洋国家であるミクロネシア連邦最大の資源と言われるのが水産資源であり、マグロをはじめとする国際的な資源管理の折衝の中でも、我が国にとってミクロネシアは大変重要なパートナーでもあります。

そこで、これまでの両地域のつながりや持つる資源をつなげるという意味で、高知海洋高校とミクロネシアの高校生との交流を促進してはどうかと考えます。青少年同士がそれぞれの歴史や共通の課題について交流を深め、将来のパートナーとしての関係づくりを行うことは重要であります。しかも、高知海洋高校は毎年実習船土佐海援丸での漁業実習があり、これまではハ

ワイに寄港していましたが、ビザの関係で他地域の漁場と寄港地を探さなければならない状況下にあります。

来年度は台湾に行く予定にしているとはお伺いしていますが、ぜひとも高知と縁深く、世界有数の漁場を有する海洋国家ミクロネシア連邦と提携し、毎年の青少年交流を図ってほしいと切に願うところでありますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

次に、高知南高校跡地問題についてであります。

これまでも本会議のたびにこの問題について取り上げてきましたが、県は教育委員会を中心に、来年度現在の建物の一部を一般に貸し出せるような規定の整備を行い、秋頃には実行に移すとの計画であると伺っております。また、この措置は当面のものであり、中長期的な活用方法については、県立体育館の整備計画とも連動させて検討するとのことでもあります。

そのような中、先日は土佐経済同友会より、南高校跡地でのスポーツ活用などについての提言も提出され、この跡地活用に関する関心が高いことが改めて示されたところであります。私は、以前から訴えているとおり、この跡地は公共交通が充実していること、隣接するわんぱくこうちや、国がにぎわいの場所として設定している港湾との連携を考えると、にぎわいの場所として、そして地域づくりの拠点として、経済的価値を生むような再開発を行ってほしいと思いますが、いずれにせよ、この跡地をどう活用するかの検討を、あらゆる知恵を出して考えていかなければならないと考えます。

そこで、まずは一番の連携先である高知市との対話をどう進めていくのか、そしてこの跡地は現在教育委員会が所管していますが、私は部局横断的なプロジェクトとして進めていくなれば、来年度新設される総合企画部に所管替えも

検討してはどうかと考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、公共交通についてであります。

本県公共交通の軸の一つが路面電車であり、公共交通については、これまで議会でも厳しい経営状況をどう打破していくかという観点で質問を重ねてきましたが、今日は少しおめめたい話を取り上げたいと思います。

実はこの高知の路面電車、開業は1904年で、今年120年になります。これは、現在も走る路面電車の中で日本最古、そして25.3キロの軌道は日本最長という極めて貴重な存在であります。現在厳しい状況にある路面電車ですが、その価値は公共交通としての存在にとどまらず、観光やまちづくり、脱炭素などにも大いに寄与する重要な存在であります。

一方、路面電車維持のためには県民の支持や理解が何より重要で、これまでも県民理解を促進するための啓発予算などが活用されてきたところであります。今回、日本の誰もが到達していない120年という節目を迎えるに当たり、とさでん交通という事業者のみならず、県庁挙げてこの記念すべき年を祝うとともに、これまでの歴史を振り返り、未来につないでいくきっかけとしなければなりません。

そこで、この120年記念をどう生かしていこうとするのか、中山間振興・交通部長に御所見をお伺いいたします。

最後に、県庁の政策立案能力の向上についてであります。

知事は、今定例会の提案説明で総合企画部設置の目的に触れ、県政の諸課題を解決していくためには、これまで以上に斬新で柔軟な発想に基づいた政策を立案する必要があると述べておられます。そのためには、県庁職員の政策立案能力をいかに高めていくかということが欠かせない課題であると考えます。

そのためには、国や市町村との人事交流、自治大学校や民間企業への派遣、県庁内のみならず、多くの場所で職員の経験を高める場所を提供することがまず重要と考えますが、知事のお考えをお伺いいたします。

また、古くは橋本大二郎知事時代、職員提案事業が創設され、職員が知事に直接プレゼンテーションを行い、実際に合格した事業が実行されるという取組がその後しばらく行われておりました。これは、これまでにないアイデアが形になるといった効果から、通常の政策形成のプロセスを経ないためバイパス効果があるなど、幾つかの利点もあったようでございます。一方、最後のほうは件数が低迷するなど課題もあったようですが、年齢を問わず、県職員が誰でも実際に政策を立案し、そして何より知事と面談し、実行できる機会があるということで、政策立案能力の向上につながった一面もあるように思います。

そこで、こうした制度を今後検討するおつもりはないか、知事にお伺いをして、第1問とさせていただきます。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 大石議員の御質問にお答えをいたします。

まず、日本の目指すべき国の形についてお尋ねがございました。

日本は戦後の復興期から高度経済成長期にかけて、大都市圏を中心に社会資本、産業基盤の整備が集中的に進みました。これと併せて地方部から都市部に、若年層を中心に多くの人口が流入あるいは流出をしたということでございます。

こうした大都市圏への集中投資は、戦後の復興のスピードを速め、高度経済成長へつながるといった形で、我が国に急速な発展をもたらしました。そうした意味では、戦争により未曾有

のダメージを受けました我が国の社会、経済の回復を図っていく上で、非常に効率のいいシステムであったと、そうした面はあるというふうに認識をしております。

その後、地域間に生じた格差の是正を図ろうということで、全国総合開発計画などを通じまして、国土の均衡ある発展に向けた施策が展開されましたほか、地方分権の推進という方向で、国と地方の行政の関係が見直されたというような動きもございました。

しかしながら、これらの施策、動きは、大都市圏への人口流入に歯止めをかけるには至っておりませんで、近年では地方において若年層を中心とした人口減少が一層深刻化しております。地方の活力が奪われ続けているという状況だと考えます。こうした状況は、地方からの人材流入により発展をしてきました大都市圏の活力も、近い将来奪われることにつながると、そうした懸念を生じさせるものではないかというふうに考えます。

一方、大都市圏自体におきましても、過度な人口集中によりまして、交通渋滞、環境汚染などの問題、さらには例えば首都圏直下型地震の対応をどう考えるかといった課題も抱えております。コロナ禍では、大都市の脆弱さということも浮き彫りになったということは記憶に新しいところであります。

こうした現状、あるいは総務省の職員として私自身、国や地方の行政に身を置いた経験に基づき我が国の今後の経済の発展あるいは経済成長を考えますと、地方の持てる潜在力を可能な限り引き出す、そして元気な地方が都市の成長を支えるということで、持続可能な社会の実現につなげていくということが、今何より重要ではないかというふうに考えます。このため、都市への過度な人口集中を是正し地方に分散させる、そういった国の形を目指すべきであるとい

うふうに私としては考えるところであります。

このためには、例えば中央省庁あるいは大企業の大胆な地方移転を実現するといったかつてない手法を取り入れまして、地方分散型の国家の実現を図ることが重要だと考えます。政治や行政、民間が一丸となりまして、元気で強靱な地方をつくっていく、このことが日本全体の明るい未来につながっていくものと確信をしているところであります。

次に、県内におきまして高知市への人口集中の要因、そして目指すべき県の形についてのお尋ねがございました。

県内の市町村間の人口動態を見ますと、高知市の転入超過数、これは県内の市町村との間でということではありますが、これが平成30年から令和4年までの5年間の平均で、1年当たり約400人ということになっております。また、年齢別で見ますと、10代から20代までの若年層がその多くを占める状況であります。

高知市内には、私立の中高一貫校あるいは大学などの高等教育機関、さらには就職先となります企業が集中しております。そのため、進学や就職を契機として、生まれ育った地域から高知市に転入をするということが起こっておりまして、このことが人口集中の要因であるというふうに捉えております。

次に、今後の本県が目指すべき姿であります。県内の市町村がそれぞれの特徴を生かしてバランスの取れた発展をしていく、そして共存共栄という形で進んでいくということが望ましい姿だと考えます。そのため、高知市に期待される姿といたしましては、若者の県外流出を食い止める、そしてできるだけ多くの若者を県内にとどめるという、いわゆる人口のダム機能をしっかりと果たしていただきたいというふうに思います。その上で、いわゆる2段階移住の入り口として、大都市圏から人を呼び込む受皿として

の役割も担っていただければありがたいというふうに考えます。

一方、中山間地域におきましては、基幹産業であります1次産業の振興はもとよりではありますが、例えばIT関連企業の誘致、起業に不可欠な情報インフラの整備、こういった課題に取り組んでいただきたいというふうに考えます。加えまして、買物や移動手段の確保といった生活環境を充実させていくということによりまして、若者が住み続けられる地域をつくり上げていただく、こうしたことが重要となります。こうした取組を市町村と共にししっかりと進めることで、県全体でバランスの取れた発展につなげ、将来にわたり県民の皆さんが生き生きと暮らすことができる高知県を実現することを目指してまいります。

次に、いわゆる地域経済循環率を高め、地域経済を底上げすることに関してのお尋ねがございました。

お話のありました地域経済循環率とは、域内に分配をされた所得がどの程度域内に還流をしているかを示す指標であるというふうに考えております。

本県の循環率が低いという御指摘がございました。この要因は、大きな付加価値を生み出す大企業が県内には少ないということに加えて、原材料の調達などを県外に依存しておりますので、移輸入が移輸出を超過している、いわゆる国同士で言えば輸入超過のような赤字の状態になっているということが大きな要因として考えられます。

この移輸入に頼っている部分を県内からの調達に置き換えることができれば、この循環率を高めることができるわけではありますが、残念ながら生産面におきまして産業集積に乏しい本県におきましては、これを直ちに改善をしていくということは、目に見える形での改善を

図っていくことは、なかなか難しいのではないかとこのように考えております。

このための県の取組といたしましては、いわゆる地産外商の取組、高い付加価値のものを生産し、国の内外に販売することで多くの外貨を獲得する、先ほどの関連で言えば、いわゆる移輸出を拡大していくということを軸に産業振興計画を組み立てまして、取組を進めているところであります。

あわせて、議員からお話のありました、いずれを制す、出ていくものを流出を防いでいくという取組、これは昨日も御議論ございましたけれども、地産地消ないしは地消地産、県内で生産されたものを県内で消費する、あるいは県内で消費されるものは県内での生産を目指していくと、こういった取組をできる限り進めていきたいというふうに考えております。

そして、行政の調達を含めて、具体的に所得の県外流出を防ぐ方法に関しまして、御提案あるいは御要望がございましたけれども、これにつきましても、今後鋭意検討してまいりたいというふうに思っております。具体的に、さらにその論点を申しますと、公共調達の場面で考えましても、公共調達がされる財、サービス、非常に多様なものがございまして、今回御質問いただきました家電の購入支援などの場合も含めまして、様々な行政目的、一義的な目的は何かといった、公共調達と申しますか、公共支出の政策の目的との関係ということもございまして。

こうしたことを考えますと、公共調達全体について一律のやり方を決めるというのはなかなか難しいということだと思いますし、そもそも県産品が優先されるべきなのか、県内企業を優先すべきなのかという点、さらに言いますと、要は県内でいかに付加価値が多くつけられたものを調達するか、サービスを調達するかというのが本質的な問題だと思いますから、こうした

効果との関係でどういう方法を取るのが一番効果的なのか、こうした様々な多様な論点があるかと思っておりますので、こういった点を踏まえながら、具体的な手法については今後研究をさせていただきますというふうに思っております。

次に、こうち省エネ家電等購入応援キャンペーンにおきます対象店舗の要件変更と、地元経済への配慮などについてお尋ねがございました。

本年度取り組みました省エネ家電等購入支援事業は、物価高騰対策といたしまして家庭における光熱水費の負担を軽減するとともに、CO₂の削減を図る、このことを目的として実施したものです。この事業目的を踏まえまして、できる限り多くの県民の皆さんがこのキャンペーンを活用いただけますように、対象店舗については、地元店舗に加えて家電の量販店も含めることにいたしました。

この取組を行いました結果、当初の計画での想定には届きませんでしたけれども、9,600件を超える申請がございまして、このうち約4割が地元店舗で購入されているといったような結果になっております。このことを踏まえますと、この事業は地元店舗での購入に相当程度貢献できたのではないかとこのように考えますし、実際キャンペーンに参加いただいた地元の店舗の方からは、購入件数の増加、あるいは購入単価の上昇に効果があったとのお声もいただいたところであります。

また、地元経済への波及効果の観点からは、購入者への支援金が地域内で使われるように工夫をいたしております。まず、この最初の設計の段階で通信販売は除外するということにいたしました。また、今回の類似の省エネ家電の購入支援を行っております他の県におきましては、いわゆるキャッシュレスポイントでの支援がほとんどのところではありますが、本県は現金での支援といたしまして、キャッシュレスポイント

が使えない小規模な店舗などでも利用することができる、そして支援の果実が幅広く波及する、そのような手だてを取ったところでございます。

このように、本年度事業では地元店舗での購入に貢献をするとともに、地域の小規模な店舗への経済効果にも配慮した対応を行ってきたつもりでございます。しかしながら、支援実績全体といたしましては、当初の想定に届いていない状況でありまして、さらに多くの県民の皆さんに利用していただく努力が必要だというふうに考えます。

このため、来年度につきましては、地元で購入者の申請のサポートをしていただけた形での申請の利便性を上げていただけた店舗につきましては、キャンペーンサイトなどで、この店舗だとそういうサービスをしていただけますという周知をしてまいりたいと思っております。こうした取組にぜひ地元店舗に御参加もいただきまして、本年度以上に多くの皆さんにこの省エネ家電の購入支援を御利用いただき、地元店舗での購入の増加につなげてまいりたいというふうに考えております。

次に、いわゆる県1漁協構想についてお尋ねがございました。

お話にございました県1漁協構想は、平成16年2月議会で知事が表明をし、平成17年に高知県漁連がこの構想に取り組むことを組織決定してスタートいたしました。平成20年には県内の46漁協のうち25漁協が合併をし、高知県漁協が設立されたという経緯は御紹介あったとおりでございます。

合併後、県漁協におきましては経営努力を重ねられまして、平成28年度には、合併時に有しておられました繰越欠損金が解消されました。これを受けまして、県は平成30年度に取りまとめられました高知県1漁協の将来像に関する提

言に基づきまして、関係団体と共に漁協の合併、市場の統合に向けた取組を進めてまいったところでございます。

しかしながら、令和2年度に至りまして、合併の母体となるべき県漁協が連年の赤字決算の見込みとなりました。そうした状況になり、県漁協の経営改善のほうが一番優先課題という状況になりましたので、合併に関します取組は一旦休止をしたと、そうした経緯がございます。

現在、県漁協は令和3年度以降は黒字決算、本年度もその見込みということになっておりますけれども、各地域の市場などの施設の老朽化への対応、あるいは漁協職員の人手不足など、厳しい経営状況が続いているところであります。このため、県漁協におきましてはさらなる経営改善に向けまして、今後の施設整備、資金計画なども盛り込んだ中期経営計画の見直しを行ってまいります。あわせて、デジタル技術を活用した産地市場のスマート化による業務の効率化にも取り組まれております。

漁業者の高齢化、減少といった厳しい状況が続く中でありまして、将来にわたって漁協が存続をしていくというためには、経営基盤の強化に向けた県1漁協構想は引き続き目指すべき姿であるというふうに考えております。

来年度には、県漁協の中期経営計画が見直されるなどといったことで、経営の安定に向けた取組の進展が見込まれるところでありますので、このため来年度中には、令和2年度からは休止がされておりました高知県1漁協構想推進委員会を再開したいと思っております。その中で、改めて各漁協の合併に関する意向を確認し、今後の合併について協議をしてまいりたいというふうに考えます。

あわせて県漁協の中でも、組織が大きくなった結果、地域の細かなニーズに応える体制がやや弱くなったのではないかと御意見もある

やに聞いておりますので、そうしたことへの対応という点についても議論ができればありがたいというふうに思っておるところでございます。

次に、土佐のかんきつ類、かんきつに対する取組についてお尋ねがございました。

本県では温暖な気候と水はけのよい傾斜地を生かしまして、ユズや土佐ブンタン、小夏など多くの種類のかんきつが栽培をされてまいりました。また、栽培技術を磨きながら新たな品種も導入をいたしまして、他県に比べて出荷量は少ないながらも、年間を通して様々な味や香りを楽しむことができるかんきつの産地となっております。

これまで生産者や農業団体などの皆様と共に、県内外で需要拡大に取り組んでまいりました結果、土佐ブンタンにつきましては多くの県外ファンの獲得に結びついております。また、ユズは高知ユズとして海外への販路拡大に取り組みました結果、欧州でユズブームが起きるといった形で、本県が日本を代表するユズ産地として知られてまいりました。

このように土佐ブンタン、ユズといった個々の品目の認知度は高まってまいりましたけれども、本県が多様なかんきつ産地であるということまでは十分に認知されているとは言えない状況にあります。そのため、かんきつ産地としての本県の認知度を向上させ、個々の品目のさらなる販売拡大と生産拡大につなげていきたいと考えております。

具体的な取組といたしましては、季節ごとの旬のかんきつをまとめたカレンダーを作成いたしまして、東京、そして新たにオープンします大阪のアンテナショップで行いますイベント、あるいはECサイト上でのPR活動に活用をしております。また、今後の観光キャンペーンを行う際には、季節ごとに異なるかんきつを、高知ならではの食の素材の一つとして観光客の

皆さんに楽しんでいただきたいというふうに考えております。このように様々な分野と連携をいたしまして、産地としての認知度向上を図ってまいります。

次に、いわゆる県詞に対する印象、いわゆる県詞の日の活用と併せた県民への周知についてお尋ねがございました。

議員御指摘の「自由は土佐の山間より」という言葉は、自由民権運動発祥の地である土佐を象徴するキーワードとして、県民の皆さんに長く愛されてまいりました。これを県詞に位置づけたことは、自由民権運動を展開し、近代国家の礎を築きました本県の先人への敬意を表し、県民のアイデンティティーを受け継ぐという意味で、大変意義深いことと考えます。

しかしながら、県詞としての位置づけについて、県民の皆さんに十分に認知されているとは言えない状況だというのが、残念ながら現実だというふうに認識をしております。このため、御指摘もありましたように、自由民権運動が開始されて150年となる今年を契機に、改めて周知を図る必要があるというふうに考えております。

具体的には、県の様々な広報媒体を活用いたしまして、県詞の意義について周知・啓発に努め、認知度の向上を目指します。その際、本県の未来を担う子供たちに県詞制定の背景、意義について理解を深めてもらうことが重要と考えます。このため教育現場におきまして、県が作成をいたしました副読本「中高生が学ぶ ふるさと高知の歴史」も活用しながら、先人の思いや主権者としての責任についてしっかりと伝えていきたいと思っております。

また、自由民権運動から150年という記念すべきタイミングでもございます。県詞「自由は土佐の山間より」のゆかりの日の前後には、こうした取組を強化し、効果的に啓発を図るように

努めてまいります。

次に、歴史資料の保存や収蔵庫の整備についてお尋ねがございました。

県立文化施設において貴重な歴史資料などを保存し、次世代へ引き継ぐとともに、研究成果を広く紹介していきますことは、本県の文化振興に寄与する重要な取組であると考えております。

しかしながら、特に歴史民俗資料館におきましては、開館から30年にわたり資料を収集してまいりました結果、既に収蔵能力が限界を超えまして、新たな資料の受入れが困難な状況となっております。こうした課題の解決を図りますため、御紹介いただきましたように、今年度から県内外の有識者による検討会を立ち上げまして、歴史民俗資料館におけます資料収集方針、あるいは収蔵の在り方について議論を行っております。

この中で委員のほうからは、1つにはそもそも館に求められる役割に対しまして収蔵庫の規模が小さ過ぎるのではないかという御意見、また一方では、持続可能な運営を担保するためにはどのような資料を受け入れるのか、明確な資料収集のポリシーがまず必要ではないかといった御意見、こういった様々な御意見をいただいているところでございます。

今後、さらに有識者の検討会におきまして、館の学芸員を交えて議論をお願いいたしまして、令和6年度中をめどに適切な資料の収集保存、活用の在り方に関する報告書をおまとめいただくこととしております。この報告書に基づきまして、持続可能な資料収集と管理、活用を実現できる収蔵庫の整備について、具体的に検討をしてまいります。

次に、旧陸軍歩兵第44連隊跡地の整備活用についてお尋ねがございました。

旧陸軍歩兵第44連隊跡地は、かつてこの場所

で県内の多くの若者が訓練を受けられ、そして戦地に出征をしていったという歴史的に大変重要な場所です。この跡地を適切に保存活用いたしますことは、戦争の悲惨さと平和の尊さを後世に語り継ぐ上で大変重要な役割を果たすものであると考えます。

そのため、県におきましては、令和3年6月にこの土地及び建造物を取得いたしまして、保存活用に向けました基本調査、あるいは文化庁との協議を行ってまいりました。さらに、令和6年度から建造物の適切な保存活用を図るための文化財保存活用計画の策定に着手いたしまして、令和11年度の一般公開を目標に取組を進めることといたしております。

議員からお話がございました新たな建物の建設につきましては、将来的に県民の皆さんの機運が高まりまして、戦争の歴史を刻む施設の整備を考えます際には、この土地が最も有力な適地になるというふうに思われます。当面、まずは老朽化が進んでおり整備が急がれます登録有形文化財であります弾薬庫、そして講堂につきまして、適切な保存活用に向けた整備を行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、高知南高校の跡地の活用についてのお尋ねがございました。

南高校の跡地は高知市の中心部からも近く、路面電車などの公共交通機関も利用できます。様々な利活用が期待できる県有地であります。御紹介もありましたように、先日土佐経済同友会からは、この南高校跡地をスポーツ施設にという提言も受けておりまして、県民の皆さんの関心の高い問題だというふうに考えます。

この跡地の利活用についてでございますが、これにつきましては、これも御紹介いただきましたように、比較的近隣に今立地をしております県民体育館、これは開設以降50年を経れておりまして、再整備の時期に参っておりますので、

この再整備を中心とする県立スポーツ施設の在り方の検討と併せまして、活用の必要性などを見極めたいというふうに考えております。

なお、この県民体育館の再整備を中心としたスポーツ施設の在り方につきましては、来年度、令和6年度に有識者を交えました検討会を設置し検討する、そしてこの再整備の計画も令和6年度中に取りまとめを目指して、議論をお願いしたいというふうに考えております。

その上で、県民体育館の再整備に関しまして——県民体育館の現有地は高知市からお借りをしている高知市の市有地であります——現有地に、現行の市有地に建て替えをするということになるのか、あるいは比較的近隣しているこの南高校跡地に移転をして建て替えになるのか、こういった問題は現実の選択肢として議論になるかと思っておりますので、その間はこの南高校跡地の活用に関しましては判断を留保したいというふうに思っております。仮にこの県民体育館の再整備の用地としては、この南高校跡地の活用は考えないというような結論になりましたら、このスポーツ施設に限らず、改めてまちづくりの視点も含めました幅広い活用法の議論が必要だというふうに考えております。その際には、お話がございましたような総合企画部が取りまとめる形で、部局横断的なプロジェクトを検討し、進めてまいりたいというふうに考えております。

また、高知市におきますまちづくりの観点からも高知市との対話は重要と考えております。この問題の検討に当たりましては、先ほど申しましたように、県民体育館の現有地も高知市の土地ということですので、この県民体育館の扱い自身についても、高知市とはよく御相談をしないといけないということですので、この問題も含めて検討に当たっては高知市と密に連携を取ってまいります。

この跡地活用の方策が決まるまでの間につきましては、県有財産の有効活用の面からも、施設を現在所管しております教育委員会のほうで、まずは体育館につきまして、一般への貸出しに向けた検討を進めていただいております。また、体育館以外のほかの施設の活用につきましても引き続き検討をしております。

次に、県職員の人事交流や派遣による経験を高めるための取組につきましてお尋ねがございました。

昔から他人の飯を食うという言葉がございますように、組織を離れて様々な経験を積むことは、職員本人にとりまして成長につながりますとともに、組織にとりましてもよい刺激の機会になるというふうに考えております。

県におきましては、定めております人材育成基本方針に基づきまして、異なる組織での経験や知識を習得するために、職員の派遣を積極的に行っております。具体的には、国や他県などに加えまして、公務職場では得難い経験を積むため、民間企業への派遣も行っております。令和5年度におきましては、総務省や内閣府などの中央省庁、民間企業などへの人事交流のほか、自治大学校での研修などに合計で58人の職員を派遣しております。

派遣から復帰をした職員には、派遣先で得た知識や経験、新たな人的ネットワークを生かしまして、前例にとらわれない斬新で柔軟な発想に基づく政策立案能力の発揮を期待しております。今後とも職員の派遣を積極的に進めますとともに、時代の変化に応じた経験や知識が得られますように、新たな派遣先の検討も行ってまいります。

最後に、職員提案制度についてお尋ねがございました。

議員から御指摘がございましたように、本県では20年ほど前まで職員の意識改革、そして組

織の活性化を目的として、知事が職員から直接話を聞いて採否を決定するという職員提案事業を実施いたしておりました。この間、職員から多くの提案が出され、既存の枠組みにとらわれないアイデアが事業化されるといった一定の成果がありました。一方で、既存事業との整合性を取らないまま提案、採用されるということがありまして、実際の執行面で課題もあつたとお聞きをしておりますし、この点御指摘もあつたとおりだと思います。

近年、県政課題はより複雑化、多様化しております。その解決に向けてはこれまで以上に斬新で柔軟な発想が求められていると考えます。この点、来年度から総合企画部を設置し、言わば知事の知恵袋的な役割として新たな政策の企画立案を集中的に行わせることとしたいというふうに考えます。

その上で、職員の企画立案能力全般の向上につながるような取組を進めたいと考えています。例えば20年前の職員提案制度を復活するという形ではありませんけれども、私としてはこの話とは別に、若手の職員と率直な意見交換をする機会もまた持ちたいと思っております。その際に身近な提案も含めて、何らかの提案も準備いただいて、それを基に意見交換すると、そういった方法もあるのではないかとということで検討を指示いたしておりました。そういう取組を含めて、県庁全体の企画力を高めてまいりたいというふうに思っております。

私からは以上であります。

(産業振興推進部長沖本健二君登壇)

○産業振興推進部長(沖本健二君) まず、地域内乗数効果を可視化して、県経済の活性化につながる取組についてお尋ねがございました。

議員のお話のありました企業等におけます地域内乗数効果を可視化しますためには、個別の取引を全て洗い出し、地域内外に分けた上で集

計していく作業が必要となり、かつ年度ごとに更新をするとかという作業が必要になってきますので、事業者には一定の負担が生じるということになります。

中小零細企業が全事業者の99.9%を占める本県の実情に鑑みますと、こうした作業に予算と人役を投入するためには、これらの負担を上回るメリットが必要となるかと思えます。さらに、それを行政が評価の基準とする場合、企業自身が測定した数値ではその信頼性の担保が課題となるだろうと思えます。

したがって、地域内乗数効果を可視化して、政策に活用する取組を進めますためには、こうした課題に対して様々な検証を行う必要があるというふうに考えます。そのため、費用対効果、事業者へのインセンティブ、測定した数値の信頼性といった観点から、県内の経済団体や個別の事業者、さらには県内外の有識者の御意見をお伺いしたいというふうに考えております。さらに、他の自治体の実施状況等も調査をいたしました上で、今後の取組の方向性を見いだしていきたいというふうに思います。

次に、本県の公共施設の食事に関する地産地消の考え方につきましてお尋ねがございました。

県では、平成18年度に高知県関連施設における地域食材使用促進方針を策定いたしまして、県立の学校や病院などにおけます県産食材の活用を促してまいりました。その結果、平成30年度における県関連施設の県産食材の使用割合は、主食である米や卵、牛乳などが目標を上回り、一定の成果を上げております。

また、平成19年度には高知県食育推進計画を策定いたしまして、学校給食における地場産品を活用した食育にも取り組んでおります。この計画では、県産食材の食品ベースとなりますが、その活用率の目標を50%と設定いたしまして、計画策定時は37.3%であったものが、令和4年

度には43.6%まで引き上げられております。学校給食において、50%の目標達成に至っていない要因といたしましては、本県の食品加工事業者は小規模零細企業が多く、学校給食に求められます安定的な供給量の確保や価格面での折り合いがつかなかったことなどが考えられます。

さらに、民間も含めた社会福祉施設に関する条例の中で、県内で生産された農林水産物や加工食品の積極的な使用に努めるよう定め、県産食材の活用を促進してきたところでございます。

県内の生産者や事業者のためにも、公共施設で提供されます食事に関しましては、可能な限り県産食材を使うことが望ましいと考えております。そのため、食品加工事業者の生産体制の高度化に対する助成制度を創設いたしまして、公共施設のニーズに合った安心かつ安定的な供給体制の支援に取り組んでおります。県といたしましては、今後さらに県内の学校や社会福祉施設等に対しまして県産食材の利用を促すことで、県産食材の地産地消を進めてまいります。

(農業振興部長杉村充孝君登壇)

○**農業振興部長(杉村充孝君)** 直販所や小売店と連携した地元農産物や水産物の販売拡大における取組についてお尋ねがございました。

県では、これまで直販所や量販店、飲食店などに地産地消応援の店として登録していただき、地産地消の取組を推進してまいりました。このうち地域に密着し、地元産品の重要な販売拠点であります直販所は140店舗を超え、令和3年度の年間売上げは100億円を超えるまでに成長しております。昨年度からは、より魅力的な売場づくりを目指し、各直販所が互いに商品を補完し合うことで、消費者の多様なニーズに応えられるよう実証試験を行っているところであります。

また、県内のスーパーマーケットなどの量販店では、各店舗が独自に工夫を凝らした直販コーナーが設けられ、多くの県民の方に利用してい

ただいており、地元の農産物が家庭の日々の食卓に届けられております。

こうした中、県におきましても、来年度から県内量販店に県内の生産者が作った有機農産物の販売コーナーを設けていただくための仕組みづくりに取り組むこととしているところでございます。しかしながら、現状では季節ごとの品ぞろえに偏りがあることや、特定の店舗に商品が集中しがちな傾向にあるといった課題もございます。

このため、今後は生産者で構成する協議の場において量販店などとの意見交換を行い、互いに課題解決を図りながら消費者ニーズに合った販売につなげることで、さらなる地産地消の推進につなげてまいりたいと考えております。

(水産振興部長松村晃充君登壇)

○**水産振興部長(松村晃充君)** まず、漁協に期待することについてのお尋ねがございました。

漁協は、個々には小規模な事業者である漁業者が組合員となり、互いに協同することによって、その経営や生活を守り、社会的、経済的な地位を向上するために組織されたものです。

漁協は、各地域で組合員の生産活動に必要な燃油や氷などの物資の供給や、水揚げされた水産物の取引を行う市場の運営などを行っており、漁業者の生産や流通などに重要な役割を担っております。また、免許を受けた漁業権の管理や地域での円滑な操業に向けた漁業者間の調整など、漁場の安定的な利用に向けた取組も行っております。

一方で、組合員の高齢化や減少、海況の変化などによる漁獲高の減少などにより、漁協の経営は大変厳しい状況となっております。漁業者を支える漁協は、将来にわたり持続可能な組織であることが重要であると考えております。そのために、今後とも経営基盤の強化や漁業者へのサービスの向上などに取り組んでいただき

いと考えており、県としましては経営改善や組織運営の助言、必要な施設整備への支援など、様々な面から支援を行ってまいります。

次に、海業を生かした取組を進めることについてお尋ねがございました。

漁港漁場整備法の改正に伴い、本年4月から漁港を水産物の消費拡大や交流の促進に資する事業、いわゆる海業に活用する仕組みが導入されることとなりました。これにより、これまで限定的にしか認められていなかった民間事業者の漁港利用が広がるとともに、長期にわたって安定的に漁港を利用することができることとなります。様々なアイデアを持った民間事業者と水産関係事業者との連携により、漁港を中心とした地域のにぎわいや雇用の創出などが期待されております。

本県におきましても、漁港での釣り体験や新鮮な水産物の提供など、新たな観光メニューが造成されれば、観光客の滞在時間の延長につながることを期待され、本年4月からスタートするどっぴり高知旅キャンペーンの方向性にも合致するものと考えております。既に観光振興計画の中に漁港を活用したスポーツツーリズムの取組を盛り込んだ市町村もあるなど、県内で海業に向けた動きも出始めております。

今後は、各地域の漁協や市町村などから聞き取りを行い、県の関係部局や市町村としっかりと連携して、海業に取り組もうとする地域へのサポートを行い、海業の振興による漁村の活性化につなげてまいります。

最後に、漁協が海業に取り組む場合の県の支援についてお尋ねがございました。

国では、海業の取組を推進するための総合相談窓口、海業振興コンシェルジュを開設しております。この窓口では、事業計画づくりや施設整備などに対する国の様々な支援制度について、事業者の構想に沿って紹介をしていただけます。

こうした国の支援制度を活用して、海業に取り組む漁協の負担の軽減につなげていきたいというふうに考えております。

今後、漁協や市町村などの関係団体に対して、国の窓口や支援制度について十分周知を行うとともに、漁協が海業に取り組む際の事業計画づくりや、国の支援制度の活用などをサポートしてまいります。

(中山間振興・交通部長中村剛君登壇)

○中山間振興・交通部長(中村剛君) まず、本県物流の厳しい現状をどう把握し、対策を行おうとするのか、お尋ねがございました。

県では昨年2月、いわゆる物流の2024年問題による県内の輸送力の不足や、それによる外商への影響に対応するため、部局横断のプロジェクトチームを設置いたしました。これまで4回を開催してありまして、トラック事業者だけでなく、各産業分野の荷主側も含めた現状や課題を把握、共有するとともに、必要となる対策を実施してまいりました。

まず、昨年6月の補正予算では、2024年問題への対応に取り組むトラック事業者を支援する給付金を創設いたしました。現在、県内の9割の事業者がこの給付金を活用し、荷主との価格交渉、ドライバーの確保、物流の効率化やBCP対策などに取り組んでおります。

また、昨年末にはトラック事業者や小口流通も含めた荷主事業者に対してアンケート調査を実施いたしました。トラック事業者側への調査では、適正な運賃を受け取っていない、ドライバーの求人を出しても確保できないといった実態とともに、今後荷待ちや荷役作業の改善、不足するドライバーの確保などが必要であることが確認できました。

また、荷主事業者側への調査では回答率自体が19%と低位であり、また2024年問題について多くの事業者から個々の荷主が果たすべき役割

や、そのためにどのような取組をすべきか分からないといった回答がございました。

この2024年問題に対して国は、物流の効率化に向けた支援の強化、トラックGメンの設置、荷待ち、荷役による経費も含めた標準的な運賃の見直し、さらには荷主事業者への規制措置の法制化など、対策を順次強化しております。

県としましては、来年度は荷主事業者の行動変容を促すための啓発の強化、ドライバーの免許取得支援、県内の優良事例の横展開、BCP対策のさらなる促進など、よりきめ細やかな取組を実施することとしております。今後も、特に荷主側である各産業分野の事業者について、小規模な事業者も含めて実情や取組状況を把握し、情報提供も行いながら適宜対策を強化してまいります。

次に、路面電車の開業120周年記念についてお尋ねがございました。

本県の路面電車は明治37年5月2日に梅ノ辻一棧橋間で営業運行を開始いたしました。お話にありましたように、今年で120周年を迎え、運行している路面電車としては日本最古、そして日本最長の路面電車となっております。

120年という長い歴史の中では、昭和20年の高知市大空襲、翌21年の南海大地震、また昭和45年の10号台風といった災害等でも大きな被害を受けてまいりましたが、その都度復興を遂げ、現在に至っております。こうした歴史を鑑みますと、本県の路面電車は単なる移動手段としての価値だけではなく、本県が誇るべき文化的、歴史的な価値があるものと考えております。また、観光面においてもその価値は高く評価されるものと考えております。

運行会社であるときでん交通では、路面電車の価値を広く周知していくため、社内に路面電車120周年事業の検討会を立ち上げまして、例年5月3日に開催しているイベント、電車の日に

において大きくPRする予定とお聞きしております。県としましては、この取組に全面的に協力してまいりたいと考えておりますし、年間を通じた様々な取組ができないか、会社と協議しているところでございます。

この120周年事業については、改めて県民の皆様を高知の路面電車の歴史を振り返り、その価値を感じていただく貴重な機会と考えております。高知の路面電車を未来に引き継いでいけるよう、観光客の皆様も含めてその魅力を広く周知し、実際の利用にもつなげていきたいと考えております。

(商工労働部長松岡孝和君登壇)

○商工労働部長(松岡孝和君) 災害時に防災関連製品を提供する企業の情報などを取りまとめ、被災地に連絡することについてお尋ねがございました。

多くの防災関連製品は、能登半島地震のような有事の際にこそ、避難所生活の環境改善やインフラの復旧などで実際に活用していただくことが何より大切であると考えます。製品を開発した企業の中には、今回の地震発生後、直ちに自社の浄水装置を持って現地に駆けつけた企業や、仮設住宅をいつでも提供できるよう準備し、現地の自治体からの連絡を待っている企業もございます。

一方で、災害関連の企業全体で見ると、このような企業は少数であり、製品を提供したいとの思いはあっても、どうすればよいか分からなかったり、現地に運ぶことまでは対応できないなどの理由から、協力を控えている企業もあるのではないかと考えます。このため、御質問いただきましたように、県が事務局を務める防災関連産業交流会が主体となって、会員企業に製品提供の意思について確認し、取りまとめた情報を被災自治体に提供するなどの対応をしてまいります。

また、今後同様の災害が発生した際に、被災自治体から必要な製品の提供要請が届く仕組みづくりも必要ではないかと考えております。このため、あらかじめ自治体の危機管理部門に製品のカタログをお送りするとともに、発災時に要請があれば、防災関連産業交流会が県内企業との調整を行うことをお伝えする取組も検討していきたいと考えております。

これらの取組を行うことで、より多くの防災関連製品や技術が実際に被災地で活用され、そこでのお声を反映させることで、製品などのブラッシュアップが行われ、ひいては本県防災関連産業の振興につながっていきますように取り組んでまいります。

(教育長長岡幹泰君登壇)

○教育長(長岡幹泰君) まず、主権者教育の充実に当たって、自由民権運動の学習をどのように進めているのか、また自由民権150年を主権者教育にどのように生かしていくのかとのお尋ねがございました。

主権者教育では、子供たちが社会的課題に関心を持ち、主体的に社会に参画する意識や態度を養うことが重要であります。そのためには、民衆が幾多の困難を乗り越え、政治に参画する権利を獲得してきた歴史的な経緯を学習し、理解することが大切であり、自由民権運動はその土台をなすものとして、大変意味あるものと考えております。

高等学校では、昨年度から新設されました科目歴史総合において、自由民権運動による民衆の政治参加の拡大などを背景として、我が国の政治体制が形成されてきたことを主体的に調べ、学習を重ねている学校もあります。例えば、室戸高校では明治時代の高知で女性として参政権を要求した楠瀬喜多さんに興味を持ち、その歴史を調べ、多様性のある社会の実現のために女性が政治に参加することの重要性について探究

し、発表をした生徒たちがおります。

また、今年には本県の先人たちが牽引した自由民権運動150年の節目の年でもありますので、自由民権運動の歴史的な視点も踏まえた主権者教育の取組をさらに推進する契機にできればと考えております。そのために、現在高知市立自由民権記念館から提案いただいております、出前授業や記念館の見学などを柱とする学校との連携プログラムを、より多くの学校が活用するよう周知を図っているところであります。

さらに、次年度には県教育委員会作成の郷土史副読本「中高生が学ぶ ふるさと高知の歴史」を電子化し、県の学習支援プラットフォーム高知家まなびばこに掲載することで、各校での活用を一層進めてまいります。加えまして、地理歴史・公民科の教員を対象に自由民権運動をテーマに、政治参加、社会参画を考察、探究するといった授業づくりについての研修を実施することとしております。こうしたことを通して、主権者教育のさらなる充実に努めてまいります。

次に、ミクロネシア連邦と高知海洋高校の交流についてお尋ねがございました。

本県とミクロネシア連邦は大変深い縁で結ばれており、同国との交流を進めていくことは、グローバルな視点や国際理解の観点からも意義があるものと考えております。そして、議員のお話にございました、高知海洋高校の実習船土佐海援丸によるミクロネシアでの操業実習は、交流の具体化を図ったり、学習の広がりといった面からも有効な機会であると捉えております。

土佐海援丸の操業実習は、これまでハワイを寄港地として実施し、寄港した際には現地の方々との交流活動や語学研修を行ってきました。しかしながら、ビザ取得の関係などから、来年度以降は台湾を寄港地とするよう計画をしております。台湾につきましても、これまで本県の高校生が交流を進めてきた地域であるとともに、

最近では定期チャーター便が就航するなど、本県との関係をますます深めていくことが期待される地域であります。

県教育委員会としましても、ミクロネシア連邦、台湾ともに大切な存在であると受け止めております。このようなことから、土佐海援丸の操業実習も、その教育的意義等を考えながら、双方に寄港する形ができないか検討をしております。なお、ミクロネシア連邦につきましては、既に同国で実習を行っている他県の学校から情報を収集するほか、事務局や学校職員が直接現地視察を行うことも検討していきたいと考えております。

(文化生活スポーツ部長岡村昭一君登壇)

○文化生活スポーツ部長（岡村昭一君）

まず、県史編さん事業について、今後も現在の収集方針によって進めていくのかとのお尋ねがございました。

今回の県史編さん事業における資料の収集や保存などにつきましては、令和元年8月から令和3年10月にかけて、県内外の有識者や行政、教育などの関係者から成る委員会において議論を重ねて決定した高知県史編さん基本方針に沿って、県の内外に所在する資料を丹念に調査し、撮影した写真などのデジタルデータによる収集と保存に努めるとともに、調査の過程で散逸の可能性が高いと認識した資料については、関係機関と協力し、その保存に向けた働きかけを推進することとしております。

これにより、まず資料の収集につきましては、デジタル技術を積極的に活用することで、各時代にわたる膨大な量の資料を画像データとして蓄積し、劣化や災害による滅失などの影響を受けることなく、情報を末永く保存することが可能となること。また、資料目録についてもデジタル化することで、資料の作成時期や作成者、内容など詳しい情報も盛り込むことができ、画

像データと併せて整理することができること。さらに、将来的にはデジタル作成した資料目録や画像データをデジタルアーカイブとして公開するなど、様々な利活用が可能となることなど様々なメリットがあり、前回の県史における課題にも対応すべく取組を進めております。

次に、資料の保存につきましては、もとより各地域で引き継がれてきた歴史資料は、その地域において将来にわたり伝え残されることが最も望ましい姿であると考えております。また、今後の調査の進展に伴い、対象資料のさらなる増加が見込まれる中、これら膨大な量の資料を現物で県の博物館などにおいて保管することは、物理的にも体制的にも困難を伴うものと考えております。

このため、調査した資料につきましては、所有者や市町村などの関係者に対し、その歴史的な意義や内容を丁寧に説明するとともに、情報をまとめたデータを提供することで、資料が持つ価値を再認識していただき、散逸することなく、地域で大切に保存していただくよう促しております。

今後におきましても、このような形で前回の県史編さん事業の課題も踏まえ、地域に残された歴史資料を丹念に調査し、本県の歩みを記録として伝え残せるよう、引き続き現行の基本方針に基づいて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、文化財の災害対策の進捗についてお尋ねがございました。

県では、東日本大震災や熊本地震の教訓を踏まえ、文化財の災害対策について、大きく3つの点から取組を進めてまいりました。

1点目は、建造物などの文化財に係る耐震化など地震対策の促進であります。国や県指定の建造物や美術工芸品につきまして、耐震診断などにより危険度を把握した上で、対応が必要な

ものへの費用助成を行い、対策を進めてまいりました。東日本大震災以降、これまでに建造物では6件、美術工芸品では2件の対策を実施したところであります。

2点目は、対応方針の確立と周知であります。平成26年、県教育委員会が文化財防災マニュアルを作成し、令和3年には文化財保存活用大綱も策定して、防災・減災対策の重要性について関係者への周知を図ってきたところであります。さらに、令和5年には発災後の復興に向けた対応を南海トラフ地震復興手順書に掲載し、手順の明確化を図り、実効性を持たせてまいりました。

3点目は、災害に備える組織づくりであります。高知城歴史博物館に地域資料の保存に関する相談機能を持たせ、文化財の保存と併せて県民の皆様からの御相談に対応しております。また、現在県内の博物館などで組織する、こうちミュージアムネットワークの関係者の方々と災害対応の進め方についての協議を進めており、文化財のレスキュー活動に関するアンケートも実施するなど、課題を洗い出しているところであります。

県といたしましては、こうした取組を通じまして、来るべき南海トラフ地震に備え、引き続き文化財の保全、救援対策の充実を図ってまいります。

最後に、スポーツを通じた青少年の国際交流についてお尋ねがございました。

本県の青少年が海外とのスポーツ交流を通じて様々な知識や経験を得ることは、国際感覚の醸成はもとより、競技力の向上などにもつながる貴重な機会であると認識しております。また、本県のスポーツ全体にとりましても、海外との人的なネットワークの構築や、新たな知識の習得などによる指導者のレベルアップにつながるものであると考えております。さらには、今後

こうした交流が活発化すれば、本県の観光振興や交流人口の拡大への寄与も見込まれるところであります。

海外から本県を訪れていただく青少年や指導者の方々などにとりましても、同様に貴重な機会となるものと考えますが、他方で移動に伴う交通費や宿泊費などの経済的な御負担のほか、通訳の手配、練習場所や練習相手の確保など、御苦勞も多いものと承知しております。

これに対し県といたしましては、一定の要件に適合する場合に限定してはおりますが、高知県観光コンベンション協会を通じて、県内における宿泊やバス利用に係る経費を補助する制度を設けております。また、県が窓口となり、通訳やスポーツ施設の御紹介や、県内の教育機関や競技団体との連絡調整なども行っておりますが、こうした支援について、海外のスポーツチームの方々などに十分な周知はできていないものと受け止めております。

今後は、県内の受入れ団体などを通じまして、こうした支援についての周知を図りますとともに、既存の補助制度につきましても、より使いやすい内容に向けた見直しの検討を行うなど、青少年の海外とのスポーツ交流の推進に向けた取組を進めてまいります。

○22番（大石宗君） 様々御答弁をいただきました。

まずは、少しいいお話からでありますけれども、路面電車と海洋高校に関しましては、特に本当にすばらしい御答弁をいただいたと思います。路面電車、特に公共交通は啓発事業、大事ですけれども、なかなか予算は非常に厳しいというふうに思いますけれども、これは脱炭素という意味、それから観光という意味もありますから、環境や観光部局ともぜひ連携して、いろいろと前へ進めていただきたいというふうにお願いをしたいと思います。

海洋高校もミクロネシアの皆さんの喜ぶ顔が見えるような御答弁だったと思います。ぜひ前向きに進めていただきたいと思います。

その上です。大変申し訳ありませんけれども、幾つかちょっと気になる点がありますので、再質問をさせていただきたいと思います。

1つ目、地域経済循環のところで移輸入の部分で知事から御答弁をいただきましたけれども、直ちに産業構造を変えられないという、こういうお話がありました。製造業を念頭に置かれているというふうに思いますけれども、移輸入の中身を見ますと、エネルギーとやはり飲食物品というのが非常に大きいわけであります。

この分野のいわゆる外貨に頼っているというふうなイメージが出てくるというところが、所得にも実は比例をするという一部データもございますけれども、そういった意味ではこの2つの分野は大変大きいわけでありますけれども、これをどういうふうにお考えなのか、知事に伺いたいと思います。

それから2点目、省エネのところであります。地元事業者の皆さんは喜んでいただいているという御答弁がありました。それはそうだろうというふうに思います。少なくとも6億円ぐらいの売上げには地元でもなっているわけでありますから、喜ぶのは当然であります。しかし、私が聞きたいのは、15億円のうち9億円はそうではないわけであります。

要件一つでそれが伸びるという可能性もあるといったときに、特に地元事業者を構成する例えば商工会あるいは商工会議所、こういった皆さんの御意見を、こういった政策を立案するとききちんと聞くような仕組みができていたのかどうか、ここも知事に伺いたいと思います。

そして3点目、県1漁協であります。知事からの御答弁は、これまでどおり堅く構想を進めていくという、私の考えと真逆の御答弁でした

けれども、これはこれで県の考え方としては私は立派だというふうに思いますけれども、幾つか、これは担当部長にお伺いをしたいと思いません。

担当部長から、漁協というのはまず漁民があってこそというお話が答弁でありました。そういった意味では、まず県1漁協構想、あるいは県1漁協の今の実態について、20年前、皆漁業者は期待をしてスタートしたわけでありますけれども、現在漁業者の皆さんがどういうふうな思いをこれに抱かれているのか把握をされているのか、水産振興部長にお伺いをしたいと思いません。

そしてもう一点、来年黒字化をするということで、また合併を進めていくという御答弁もありましたけれども、20年随分やってきて、確かに欠損金もなくなりました。黒字という話もありますけれども、私はこの最大の要因は、思わぬ風が吹いた、つまりサンゴの収入であって、本質的にこの県1漁協がもともと期待された経営改善が果たせたとはいえないのではないかと、この点について水産振興部長に伺いたいと思いません。

そしてもう一点、最後でありますけれども、一元化のメリットをいろいろ言われておりましたけれども、その中でこれから大事なものは——今うまくいっている、例えばすくも湾漁協とか須崎、独自にやっております。

合併を進めていく、一元化するということが、こういったところも含めて一元化するということが当初の目的だったと思えますけれども、これが本当にこれから達成できるとお思いなのか、水産振興部長にお伺いをし、第2問とさせていただきます。

○知事（濱田省司君） 大石議員からの第2問にお答えをいたします。

1点目がいわゆる地域経済循環というお話でございまして、特にエネルギーあるいは食料品

に関しましてのいわゆる地産地消といえますか——を進めていくべきではないかというお話だというふうに理解をいたしております。

エネルギーに関しては、まずおっしゃるとおりでございます、これは県もグリーン化を進め、脱炭素化を進めていくという中で、高知県は現在比較的水力の発電などもあり、電気の自給率は高いほうだというふうに思います。さらに、高知の豊かな自然、日照量、降水量あるいは森林資源、こういったものを生かして再生可能エネルギーの導入を進めていくということによりまして、このエネルギー収支に関しましては、大きく中長期で見た場合に改善ができていく余地があると思っております。その意味で、これも直ちにここ一、二年で劇的にということにはまいらないかもしれませんが、もう少し中長期で、特に送電網の整備といった全国的な課題の解消も含めて取り組むことによつて、このエネルギー収支の改善を図ってまいりたいというふうに思っております。

あわせて、食品に関しましては、これは1次産品も含めましてでありますけれども、高知県は言わば食が大きな魅力の地域ということもございますので、食品の加工品も相当力を入れて振興をやっておるつもりですが、これもどちらかという地産外商のほうに目が向きがちという点はあるかもしれません。その意味で、これを県内での消費を拡大していくという点については、鋭意努力をしていきたいと思っております。

もう一点が、省エネ家電の事業に関しまして、この種の事業を行うときに、地元の例えば中小企業団体などの意見を聞いて進んでいるのかということについてであります。今回の取組につきましては、当然主たるプレーヤーの一つがこの地元の電器店などの方々ということになりますので、御意見を聞きながら、この事業の組立

てをしてまいったというところでございます。この事業も含めまして、例えば子育て応援パスポートのポイント制なども、国の経済対策に伴う臨時的なものということでありましたので、システムというところまで行けていないかもしれませんが、予算査定などの過程を通じまして、現実にお世話になります事業者の方々とは密に意見交換をした上で事業を設計するというという指示は絶えずいたしているところであります。

以上であります。

○水産振興部長（松村晃充君） まず、合併をしたことに対する漁業者の受け止めという御質問でございますが、やはり合併をすることで組織が大きくなるということで、それぞれこれまでの単協とは変わって、地域でのいろんな課題解決などにも迅速に対応しづらい面が出ているというような御意見は伺っております。そうしたことに對しましては、県漁協も課題認識ということで持っておられまして、それに対応する対策については現在検討されておるというふうに伺っております。

それから2点目、繰越欠損金の解消に向けての取組の御質問だと思いますが、確かにサンゴの収入があつて、欠損金の解消に貢献をしたというところもございまして、その前段といたしまして、やはり様々なコストカット、あるいは漁業者も一定水揚げ手数料の負担増なども含めて、県漁協の経営改善を進めてこられたというふうな経緯がございまして。

3点目、今、県漁協以外で存続、自立しております漁協が今後一元化に向かうのかという御質問だったと思いますが、確かにこれまで漁協合併、平成20年に県漁協が設立して以降、実際に合併が行われたのは2つの漁協だけでございます。それぞれの漁協におきまして、それぞれの事情がございまして、まだまだ経営ができて

いるのではないか、あるいは県漁協が経営が厳しいから、入ったとしても自分たちにメリットがないのではないかとといったようなことで、進んでいなかったということはございます。県漁協の経営をしっかりと改善させるとともに、やはり合併に向けた機運を醸成させていって、最終的に必要な経営基盤の強化ということでの合併に向けた取組というのを進めていきたいというふうに考えております。

○22番（大石宗君） ありがとうございます。
ちょっと水産振興部長とあまりかみ合いませんでしたけれど。

知事、省エネの話ですけれど、これは言われることもよく分かりますけれども、やはり地元の事業者というのは災害のときとかでもそうですし、本当にほかの分野で貢献してくれている皆さんも多いわけでありますから、地域内経済循環という意味も含めて、少々えこひいきしてでも地元を大事にするということは非常に大事だと思います。また検討いただけたらと思います。

水産振興部長からいろいろ答弁いただきましたが、もう既にかかなり厳しい状況になっているのは確かだというふうに思います。そういう中で、引き続きまた議論していきたいと思っておりますけれども、ぜひ漁業者の声をまた聞いていただけたらと思います。

最後になりますけれども、今定例会で、また議論できなくなる部長さんもたくさんおられます。思い返せば平成19年、最初に県議会に来たときに最初に質問取りに来てくれたのは沖本部長でございました。その次、杉村部長でありました。多くの皆さんと一緒にこの議場でいろんな議論をしまりましたけれども、本当にそういういろんな魂のようなものを私も勉強させていただきました。多くの皆さんにますますこれからまた別の形で県政に寄与していただける、

活躍をいただけることを心より祈り、そして高知県もこれから、また県議会も頑張るということも改めてお話しさせていただいて、一切の質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（弘田兼一君） 暫時休憩いたします。

午前11時59分休憩



午後1時再開

○副議長（今城誠司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

26番西森雅和議員。

（26番西森雅和君登壇）

○26番（西森雅和君） 通告に従いまして、公明党を代表して、知事はじめ執行部に質問をいたします。

初めに、知事の政治姿勢についてであります。

国民、県民の信頼なくして政治は成り立ちません。自民党派閥の政治資金パーティーをめぐる問題で、国会議員が逮捕され、派閥の会計責任者らが起訴される事態に至ったことは、全くもって遺憾と言うほかありません。そして、この問題によって政治の信頼が大きく損なわれることは、誠に残念であります。

今回の問題は、政治家が自らの手で作り上げてきた政治資金規正法がありながら、それを守らなかったこと、ここが一番の問題であると思います。

そこで、今回の政治資金パーティーをめぐる問題の本質を知事はどのように捉えているのか、そして政治の信頼を取り戻すために何が最も必要であるのか、お聞きをいたします。

本県において、県勢浮揚に向けた課題は幾つ

もありますが、中でも人口減少対策は喫緊の課題であります。人口減少の解決に向けて、県は新年度から高知県元気な未来創造戦略の下、取り組むとしています。今回の総合戦略は、まち・ひと・しごと創生総合戦略に続く総合戦略であります。

高知県は、これまで産業振興計画や日本一の健康長寿県構想、南海トラフ地震対策行動計画、高知県強靱化計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略など様々な計画を立て、県民生活の向上に取り組んできています。かつて、高知県では県の産業や福祉、県土づくりの基盤整備、教育など様々な分野の将来ビジョンを総合的、体系的にまとめた総合計画がつくられていましたが、橋本大二郎知事1期目の平成5年度以降、高知県の総合計画は立てられていません。

そこで、知事に伺いますが、高知県の様々な分野を総合的、体系的にまとめた高知県総合計画を今後も立てることはないのか、立てないとした場合、その理由と併せて御所見をお聞きいたします。

県は、新年度の予算案の中で新たな目玉として、人口減少の抜本的強化を目指した人口減少対策総合交付金を創設しました。市町村に対して、市町村が地域の実情に応じて実施する人口減少対策への10億円の交付金であり、向こう4年間で40億円の交付金を出すというものであります。1市町村当たりの限度額は、4年間で人口1万人未満は5,000万円、人口1万人以上は1億円。この施策によって、県全体として令和9年度に向けて34歳以下の若年人口の減少率をゼロにし、令和15年には令和4年の水準まで戻すとしています。大変挑戦的な計画であります。画期的な予算であると思います。

しかし一方で、今まで加速的に進んできた若年人口の減少を、年間10億円という予算で本当に歯止めをかけることができるのかと思うとこ

ろであります。目標を達成するには、県として市町村も含めた並大抵でない取組が必要になります。若年人口の減少を増加に転換する大事なとき、予算を出すべきときにしっかり出すという、もっと思い切った予算の投入が必要であると思われま

す。10億円で人口減少に歯止めをかけ、現在の水準にまで回復するには、さらなる予算が必要であると考えますが、知事の御所見を、人口減少の克服に向けた決意と併せてお伺いをいたします。

次に、南海トラフ地震対策について伺います。

元日に能登半島を襲った大地震は甚大な被害をもたらしました。改めて、お亡くなりになりました方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

正月の団らんの家庭を襲った最大震度7の強大な揺れ、その後も相次いだ震度5を超える強い余震。今回の地震は、まさに自然災害には盆も正月も関係ないことを思い知らされました。沿岸部には津波が押し寄せ、多くの家が流されました。そして、大規模な火災の発生、液状化の被害、また幾つもの地域で道路が寸断され、孤立した集落も多く発生しました。さらに、その後の降雪が追い打ちをかけました。今後、毎年、新たな年の出発となる元日に、日本中がこの能登半島地震の悲しみを振り返らなければならないと考えると、つらいことであります。

さて、東日本大震災以降、我が県においては南海トラフ地震対策を進めてきたところでありますが、明日は我が身、今回の地震を踏まえ、その対策のさらなる取組の必要性を感じます。

今回地震が発生した能登地域には、2月22日現在、県からも延べ83人の職員の皆さんが派遣され、現在も現地で支援を行っています。改めて、派遣された職員の皆様に敬意を表するもの

であります。今回派遣された職員の皆様は、被災地の支援はもとより、今後の南海トラフ地震対策において参考となる多くの教訓も持って帰ってきたことと思われまます。

そこで、知事にお伺いいたしますが、能登半島被災地へ派遣された職員からどのような報告があっているのか、またそれを今後の南海トラフ地震対策にどのように生かしていくお考えか、決意と併せてお聞きをいたします。

さて、先ほども申し上げましたように、地震はいつ起こるか分かりません。台風や線状降水帯による大雨と南海トラフ地震発生時が重なる場合があるかもしれません。南海トラフ地震の発生後、室戸岬や足摺岬は隆起し、一方高知市周辺は地盤沈下するとされています。

南海トラフ地震発生による広域地盤沈降後の高知市をはじめとする治水対策をどのように考えられ、進めていくのか、土木部長にお伺いをいたします。

能登半島地震では、生活に欠かせない上水道にも甚大な被害が出ました。輪島市や珠洲市をはじめ6市町では、ほぼ全域で水の供給が止まりました。先日、富山県の知り合いに電話しましたところ、その方いわく、石川県の親戚に水を届けたかったが、ペットボトルの飲料水は既に売り切れていた、家の水をくんで持っていくにも、水を入れるタンクも売り切れ状態だった、さらに道路も寸断され、交通規制がかかり行けなかったと言っておりました。

長期間の断水は過去の大災害でも繰り返されています。阪神・淡路大震災では約130万戸、東日本大震災では約256万戸で断水が発生し、断水期間は最長で5か月にも及んでいます。現在、県内各地域で水道施設の耐震化も進められてきていますが、令和3年度末現在、県内の基幹管路の耐震適合率は23.2%と、全国平均を下回っており、水道施設の耐震化への取組の遅れが課

題となっています。

また、基幹管路における法定耐用年数を超過した管路率は21.4%で、約5分の1の基幹管路で法定耐用年数を超過しているという実態もあります。そして、市町村で備蓄されている応急給水や応急復旧のための資機材も、その量が十分でないことが大きな課題であります。

耐震化が進まない背景には、水道事業を担う市町村の財政難と水道行政を行う職員の少なさがあります。こうした中、国は、都道府県が中心となって複数の自治体をまたぐ広域連携を後押ししています。今こそ県が旗振り役となった広域連携の必要性を感じます。

高知県では、令和2年3月に高知県水道ビジョンを策定し、水道の基盤強化に向けて安全、強靱、持続の3つの観点から水道行政の今後の方向性を示しています。しかしながら、市町村の上水道事業者における水道ビジョンの策定状況を見てみますと、令和4年度末現在で60.0%、応急給水計画の策定率は40.0%で、応急復旧計画の策定率は33.3%にとどまっています。

危機管理マニュアルについても多くの市町村で未策定となっており、水道事業継続計画、いわゆる水道BCPにつきましても県内15市町村で策定されていません。このような状況に対して、市町村の水道事業の統合、経営の一体化などを視野に入れた取組が急がれます。

そこで、知事に伺いますが、水道ビジョンに示されている市町村の水道事業の統合、経営の一体化などを県が進めていく上での課題は何か、その課題を踏まえて、今後県として水道行政をどのように進めていくお考えなのか、お聞きをいたします。

災害が発生したとき、被災地では災害ボランティアによる支援活動が大きな力を発揮します。ボランティアには、瓦礫の撤去や家財道具の運び出し、家屋の清掃や消毒、避難所での炊き出

しや被災者の話を聞く傾聴活動など、力仕事から生活の支援まで様々な活動があります。

能登半島の被災地でも震災後、各市町村の社会福祉協議会に災害ボランティアセンターが設置され、一般の災害ボランティアの方によるボランティア活動が進められています。しかしながら、今回の地震では被害があまりにも大きく、災害ボランティアセンターが設置されたものの全く機能していない地域も多くあり、その役割を石川県社会福祉協議会の災害ボランティアセンターが担っていると聞きました。

南海トラフ地震発生を考えたとき、高知県内の各市町村においても災害ボランティアセンターが設置できない地域や、設置されても機能しない地域が発生することが考えられます。こうした状況になったとき、石川県と同様に、県社協の災害ボランティアセンターの役割が重要になります。そして、そのときに大事なことは、高知県と高知県社会福祉協議会とが災害ボランティアセンターの運営などに関する協定を事前に結んでおくことであると思います。

そこで、子ども・福祉政策部長に伺いますが、南海トラフ地震対策をはじめ大規模災害を考えたとき、高知県として、高知県社会福祉協議会との間で災害ボランティアセンターの運営などに関して協定を結んでおくことが必要であると思いますが、御所見をお伺いいたします。

大規模災害が発生すると、県内に全国各地から様々なボランティア団体などが入ってきます。その場合、全国から入ってくるボランティア団体同士の連携や、社協の災害ボランティアセンターや県、市町村といった行政との調整、コーディネートを行う中間支援的な組織の必要性を感じます。こうした組織があることによって、全国のボランティア団体と日頃から顔の見える関係性を築いていくこともできると思います。こうした災害時の中間支援組織については、昨

年5月の国の中央防災会議が、災害対応の基礎となる防災基本計画を修正し、災害中間支援組織の育成強化を打ち出しています。

そこで、知事にお伺いいたしますが、高知県として全国及び県内のボランティア団体同士の連携や、社会福祉協議会の災害ボランティアセンターや行政との調整を担う災害中間支援組織の設置を進めるべきであると思いますが、御所見をお伺いいたします。

次に、建設業の労働力不足について伺います。

働き方改革関連法の適用猶予期間の5年間で切れ、この4月から時間外労働への上限規制が強化されます。その影響が様々な分野で懸念されていますが、中でも建設業の労働時間は他業種に比べて長く、その影響が心配されます。

日本建設業連合会によると、建設業は令和4年度、全産業平均に比べ1人当たりの実労働時間が年間で268時間、1か月当たりでは22時間と長く、また休日の取得状況についても国土交通省の令和4年度調査では、週休2日を確保できている建設会社は技術者、技能者ともに25%程度にとどまっています。

こうした建設業界において今注目されている職種が建設ディレクターであります。建設ディレクターは、情報技術、いわゆるITとコミュニケーションスキルで建設業の現場実務を支援する新しい職種であります。

建設事業者がこの建設ディレクターを構えることによって、大きなメリットがあります。これまで現場技術者が行ってきた現場写真の整理や書類の作成、情報化施工に関するデータの作成や処理、現場の事務作業や情報処理などの業務を建設ディレクターが行うことによって、現場技術者は現場から帰ってきた後のデスクワークから解放され、本来の品質管理や生産性の向上など業務に専念でき、残業時間も大幅に短縮されます。そして、この建設ディレクターは、

若者や女性活躍の場としても期待されています。県は新年度、この建設ディレクターになるための研修費用を助成する制度も予算計上しています。

そこで、土木部長にお伺いたします。労働力不足や、若者や女性の活躍の場としても期待される建設ディレクターを今後県としてどのように増やしていくお考えなのか、お聞きをいたします。

次に、土佐くろしお鉄道について伺います。

地域住民の生活の足として、また地域の活性化を担っている土佐くろしお鉄道の経営は厳しい状況が続いています。国土交通省によると、中小私鉄及び第三セクターを合わせた地域鉄道事業者は95社、そのうち赤字事業者の割合は令和3年度で95.8%となっており、土佐くろしお鉄道においても厳しい赤字経営となっています。その赤字分については、県と関係市町村の基金で補填しています。基金の額は、令和5年から7年までの3年間で、ごめん・なはり線で6億円。県が3億円、関係市町村が3億円。また、中村・宿毛線は3年間で8億4,000万円の基金を、県と関係市町村とで4億2,000万円ずつ出合っています。

現在、土佐くろしお鉄道の乗客数は、コロナ前と比べて、ごめん・なはり線では一定回復しているものの、中村・宿毛線にあつてはまだまだ厳しい状況にあります。今後、人口減少が進むことによって利用者が減少し、経営がさらに厳しくなることが予想されます。令和8年度以降の土佐くろしお鉄道に対する支援については、今回の基金が底をつく令和7年度までに、次の支援をどうするかといったことを、県と関係市町村などで組織する協議会で検討するということになると思われます。

私は、次の協議会の場では、高知県として、土佐くろしお鉄道の新たな交通網の整備などに

についても論議してもよいのではないかと考えています。交通網の整備の目的は人や物を安全で安心して運ぶことであり、鉄道やバスはそれを実現するための手段であります。誤解のないように言っておきますが、ここで私が言っているのは、鉄道を廃止しろということではありません。最終的には、地元の皆さんの意向が一番大事でありますし、それを尊重することが重要であります。

さて、茨城県日立市では、ひたちBRTが運行されています。BRTとは、バス・ラピッド・トランジットの略称で、バス高速輸送システムというものであります。ひたちBRTは、鉄道の廃線跡の一部をバス専用道に転用し、渋滞に左右されない高い定時性を備えた、地域に欠かせない公共交通機関として運行しています。

BRTは、路線バスと違ってバス専用道を走ります。専用道には赤信号もありませんし、渋滞に巻き込まれることもありませんので、列車と同じく目的地へ時間どおりに到着できます。そして、BRTは鉄道に匹敵する高速輸送が可能で、所要時間も短縮できます。こうしたことから、BRTは大変魅力的な乗り物と言えます。

現在、国は、デジタルライフライン全国総合整備計画の策定に向けた検討を始めています。デジタルの力で10年後の日本社会の変革を目指すというものであります。このデジタルライフラインの整備を進めることによって、人口減少が進む中でも、デジタル技術を活用することで生活必需サービスを維持し、国民生活を支えるとしています。そして、このデジタルライフライン全国総合整備計画の先行的な取組の一つが、デジタル情報を配信する道を設定し、人手不足でも人と物の移動を止めない自動運転移動サービスの社会実装ということであります。

話は土佐くろしお鉄道に戻りますが、例えば

土佐くろしお鉄道にBRTが導入され、そのBRTが自動運転ということになれば、地域にとって大きな話題にもなりますし、観光客や全国から視察に来る人もさらに増えるかもしれません。何度も言うようですが、私は鉄道の廃止を言っているわけではありません。何より地元の皆さんの思いが一番大事であります。

その上で、今後様々なデータや試算に基づいた土佐くろしお鉄道への支援策を検討することについて中山間振興・交通部長に御所見をお伺いいたします。

次に、デジタルインフラについて伺います。

総務省の試算によると、向こう10年でインターネット上のデータ量が30倍に急増する可能性があるとされています。今後、あらゆる産業や社会活動のデジタル化が進む中で、データを蓄積し、処理するデジタル社会の基盤となるデジタルインフラの役割がますます大きくなってきています。

例えば、自動運転のレベル段階が上がっていくと、衝突や渋滞回避に向けてカメラやGPSで収録したデータを処理し、運転をコントロールする必要があります。そのためには、自動車1台1日当たり映画1,000本分に相当する1,000ギガバイトの情報を収集し、そのデータ処理に数十万台のパソコンが必要になると言われています。また、医療分野では、個人の体質と密接に関係があるDNAの違いを人工知能に学習させることで、患者に合わせた医療が実現するとされています。ただ、DNAは人によって1,000万か所の違いがあり、この分析に100ギガバイト分の情報を分析する必要があるといます。こうした膨大なデータを処理するためには、現場のコンピューターだけでは対応が難しく、デジタル社会の重要なインフラとしてデータセンターの整備が急がれるわけであります。

さらに、高度な技術を運用する場合、現場の

機器とデータセンターとの距離が重要となってまいります。地方で発生したデータを東京や大阪のデータセンターで処理を行う場合、0.05秒程度の通信の遅れが発生すると言われています。そうすると、0.01秒以内のデータ処理が求められる自動運転や建設機械の遠隔制御といった産業ロボットの運用は、データセンターが少ない地域では難しくなってしまいます。本当に僅かな時間ではありますが、大きな問題であります。データ処理施設の手薄さは、地域のさらなる格差につながりますし、今後の高知県の発展にとって大きな課題になると思われまます。

現在、データセンターの6割程度が東京や埼玉県、千葉県、神奈川県、いわゆる東京圏に集中しています。災害対策の強化という面でも国内のデータセンターの分散化が求められており、国もデジタル田園都市国家構想基本方針の中で、地方におけるデータセンターの整備を進めるとしています。高知県内にも南国市の南国オフィスパークなどのデータセンターがありますが、今後デジタル化の進展を考えますと、さらなるデータセンターの必要性を感じます。

そこで、高知県内におけるデータセンターの必要性に関してどのように認識しているのか、またデータセンターの将来的な活用についての御所見を併せて総務部長にお伺いいたします。

次に、がん対策について伺います。がんは、日本人の2人に1人が罹患し、3人に1人が亡くなるとされている、まさに国民病であります。がん対策につきましては、本会議場におきまして、今まで私も何度も取り上げてきたところであります。今年度予算において、令和2年9月議会で提案したがん患者のためのウィッグなど外見ケアの費用が新年度予算として計上されましたことは大変うれしく思うところでありますし、これまでの県としてのがん対策の取組に敬意を表するところであります。

さて、県はがん対策として、新年度に様々な取組を行うとしています。とりわけ、子宮頸がんの予防に大きな役割を果たすヒトパピローマウイルス、いわゆるHPVのワクチン接種のさらなる啓発には大いに期待するところであります。

子宮頸がんは、世界的に女性が罹患するがんとして、乳がんに次いで発症率、死亡率ともに高いがんで、日本では年間約1万人を超える女性が罹患し、3,000人近くの方が亡くなっています。近年、子宮頸がんは20歳代や30歳代の若者層で増加傾向にあり、ちょうど出産時期や子育て世代の女性が多いことから、マザーキラーとも呼ばれています。我が県においても、令和3年に22人、令和4年には18人の方が子宮頸がん で亡くなっています。

この子宮頸がんの主な原因はHPVの感染であり、性交渉で感染します。子宮頸がんの予防策として効果が期待されるHPVワクチンの接種については、平成25年の定期接種後、慢性の痛みを含め多様な症状が報告されたことから、個別の接種を呼びかける積極的勧奨が差し控えられました。しかし、その後厚生労働省の審議会での安全性についての特段の懸念は認められないことが確認され、令和4年4月からHPVワクチンの女性への積極的勧奨が開始されています。

このHPVワクチンの接種は男性にとってもメリットがあります。パートナーへの感染防止につながるほか、中咽頭がんや肛門がんなどの予防が期待できます。

そこで、健康政策部長に伺いますが、がん予防対策として、男子のHPVワクチン接種の有効性についての認識と、男子が任意接種する場合の県としての助成制度創設に関する御所見をお伺いいたします。

次に、帯状疱疹について伺います。帯状疱疹

は、最初ひりひり、ちくちくといった皮膚の痛みがあり、その後水膨れを伴う赤い発疹が帯状に広がり、場合によっては眠れなくなるほどの激しい痛みを伴い、中には症状がひどくて入院をされる方もいると聞きます。

この帯状疱疹は年齢とともに発症リスクが高まる感染症とされ、国立感染症研究所によると、50歳以上から発症リスクが上昇し、70歳でピークとなり、80歳までに3人に1人が経験すると言われています。その原因は、子供の頃感染した水ぼうそうの水痘帯状疱疹ウイルスであります。水ぼうそうが治った後もウイルスが神経節に潜伏を続け、加齢や過労、ストレスなどによって免疫の低下に乗じて再び活性化することで発症するとされています。

そして、その症状が落ち着いても、帯状疱疹による神経の損傷によって、その後も後遺症として帯状疱疹後神経痛として痛みが続くこともあると伺います。このほかにも、顔面神経麻痺や、目にできれば角膜炎、耳にできれば難聴などを引き起こし、目や耳に障害が残ることもある油断できない感染症であります。

こうした帯状疱疹の予防に役立つのが帯状疱疹ワクチンであります。ただ、帯状疱疹ワクチンは全額自己負担の任意接種の位置づけとなっており、医療機関によって接種費用は異なりますが、数千円から数万円かかるため、ワクチン接種をためらう人も多くいます。高知県議会として一昨年の12月議会において、帯状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書を国に提出していますが、まだ定期接種化ということにはなっていません。

こうした中、全国では帯状疱疹ワクチンの接種費用の負担軽減のため、独自の助成制度を設ける自治体も広がってきています。高知県内では、三原村が帯状疱疹ワクチン接種の助成制度をつくっています。幾つかの市町村からは、県

に助成制度があればという声も聞きます。

そこで、高知県として带状疱疹ワクチンの接種費用の助成制度をつくってはどうかと考えますが、健康政策部長にお伺いをいたします。

次に、医薬品不足について伺います。医薬品、特に後発薬、ジェネリック医薬品の供給不足が長期化しています。医薬品不足の問題は、令和2年に後発薬メーカーの不祥事が相次いで発覚したことで出荷停止となったことが発端となっています。その後も複数のメーカーで不正が見つかり、幅広い種類の医薬品の出荷が止まりました。さらに、コロナ禍による医薬品需要の増大、ウクライナ危機に伴う原材料の提供の減少や高騰などが重なり、医薬品不足の長期化に拍車をかけています。

医薬品は、含まれる成分が同じでも、他社の薬に切り替えたことで効果が変わり、患者に深刻な影響を与えてしまう場合もあります。国も、医薬品の増産を進めるメーカーに対して、増産に必要な人件費と設備整備費を補助するといった補助制度を創設し、製造体制を強化する支援に乗り出しています。しかしながら、供給不足はまだ解消されていません。先日も県民のある方から、医師から今処方している薬が入らなくなるかもしれないと言われたとの声を聞きました。

そこで、公営企業局長に伺いますが、県立病院の医薬品不足の実態がどのようになっているのか、また県立病院として医薬品不足に今までどう対応してきたのか、今後の対応と併せてお聞きをいたします。

次に、子供・子育て施策について伺います。

子供や子育てを取り巻く状況は、貧困や虐待、いじめ、不登校など深刻化、複雑化しており、子供と家庭を社会全体で支える仕組みが求められています。こうした中、国においては昨年12月に、こども基本法に基づき、こども大綱が策

定されました。この大綱には、国を挙げて取り組む子供政策の基本理念や、今後の政策の方向性が示されています。貧困や不登校など厳しい状況にある本県にあっても、ライフステージに応じた切れ目のない支援や、若い世代の生活基盤の安定に向けた取組が重要であります。

そこで、県内の全ての子供や若者が幸福な生活を送ることができるこどもまんなか社会を実現するためにも、子供や若者のための政策を数値目標なども明確にし計画的に進めるこども計画を、本県においても策定すべきと考えますが、子ども・福祉政策部長の御所見を伺います。そして、この計画策定に当たっては、子供や若者の意見を丁寧に聴くプロセスを設け、計画に反映していくべきと考えますが、併せて子ども・福祉政策部長にお伺いをいたします。

次に、感染症などの動向調査について伺います。新型コロナウイルス感染症の全ての患者情報を集める全数把握が昨年5月でなくなりました。そこで今、公衆衛生の強化に向けた下水疫学調査、いわゆる下水サーベイランスの取組が注目されています。

下水サーベイランスとは、唾液やふん便が含まれる下水を検査して、感染者や回復した人などが排出したウイルスを分析する調査手法のことです。この調査では、下水処理場などで採水し、ウイルス量をPCR検査で調べることにより、その地域の様々な感染症の特徴や感染動向を把握できるとされています。また、この調査は、唾液などを人から直接採取する必要がないため、個人情報を得ることもなく、匿名性が担保され、医療機関や感染者に負担をかけることなく、地域の感染状況などをつかむことができるというメリットがあります。

諸外国では、下水サーベイランスを感染対策に役立てようとする取組が数多く実施されており、我が国でも令和3年に内閣官房、厚生労働

省、国土交通省の連名で下水サーベイランスに関する推進計画を公表し、一昨年、内閣官房が活用に向けた実証事業を実施しています。この実証事業に、我が高知県も高知市と共に参加しています。

そこで、土木部長にお伺いいたしますが、令和4年度に高知県と高知市で行った下水サーベイランスの実証事業においてどのような結果が得られたのか、またその結果をどのように活用していくことができるのか、併せてお聞きをいたします。

高知県と高知市では、令和4年の実証事業以降、下水サーベイランスは行っていませんが、全国を見てもみると、引き続き実施している自治体もあります。こうした自治体では、下水サーベイランスの調査結果を感染対策に役立てるために、ホームページやLINEを活用して住民に感染拡大の傾向を公開し、警戒を促しています。

この下水サーベイランスは、新型コロナウイルスだけでなく、インフルエンザやポリオ、ノロウイルスなどの病原性微生物の検知や、サル痘といった新たに発生する病原性微生物の検知にも活用できるという強みもあります。また、覚醒剤や麻薬などの化学物質の検知もできるということでもあります。

そこで、今後の地域における危機管理の強化や公衆衛生の強化を考えたとき、高知県において下水サーベイランスを本格的に実施してはどうかと考えますが、知事にお伺いをいたします。

次に、四万十市の食肉センターにつきましては、今回質問をする予定でありましたけれども、昨日の明神議員の質問と重複していましたので、具体的な質問はいたしません。県民の食の確保、また県内畜産業の振興や食肉センターにおける雇用の面からも大変重要な施設であります。

そこで、県としてもしっかりと支援をしていくという決意を農業振興部長にお伺いしたいと

思います。

次に、教育について伺います。

初めに、高知国際中・高等学校の校歌についてであります。高知国際中・高等学校の校歌がついに完成しました。先日、私も聞かせていただきましたが、世界、地球から宇宙まで飛び出した内容の歌詞、今までの校歌のイメージを一変したすばらしい校歌に感銘しました。

そこで、教育長に高知国際中・高等学校の校歌について、生徒たちの反応と、教育長の校歌の感想をお聞きしたいと思います。

次に、教員不足についてであります。教員不足は深刻であります。高知県の教員採用については、令和4年度の募集277人程度に対して採用は269人、令和5年度は募集275人程度に対して採用は245人となっており、厳しい状況であります。そして、採用してもすぐに退職をする。また、県外出身者の教員は、地元の採用試験を受けて出身地に戻るといった方もおられます。

4月の初めに定数の教員がいても、退職や出産、育児などにより欠員が生じてしまい、教頭や主幹教諭が担任を兼ねる学校もあります。また、現場の教員たちが、つてを頼って臨時の教員を探しているという状況もあります。ある校長からは、人を探すのは本来教育委員会の仕事ではないのかといった声も聞きます。こうした状況で、周りに迷惑がかかるので育児休業が取りにくいという声も出ています。

教員不足の要因として、教員の多忙感や教員に魅力を感じないといった声や、高知県の教員の給与が他県に比べて低いといった声も聞かれます。このままいくと、大げさではなく、高知県の教育現場は崩壊しかねません。

こうした状況打開に向けて、県教育委員会として今まで様々な取組をしてきたこととは思いますが、教育委員会としての教員不足に対する今までの取組を改めて教育長にお聞きいたすと

ともに、教員不足に対して今後どう取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

現場の教員が不安に感じていることは、教員不足の中で、授業の在り方や採用などに対して教育委員会のビジョンが示されていないことだと思います。

ここで、教員不足解消に向けての提案をしたいと思います。それは、教員を目指す方の奨学金返済の支援であります。商工労働部では、新年度予算として、若者の県内就職と定着を促進するため、県内で就職する大学生などの奨学金返還を支援するための基金を新たに創設しています。また、健康政策部では、以前から将来医師を目指している医学生に対して奨学金の貸与を行っており、ある一定期間、県内の指定医療機関などで医師の業務に従事することで、奨学金の返済が免除される制度もあります。看護師を目指す学生にも同様の制度があります。

教員を目指す学生に対して奨学金返済を免除するといった支援策を考えてはどうかと思いますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

次に、高等学校におけるデジタル人材の育成について伺います。今の若い世代は幼少期からインターネットに接し、情報収集力や多様性への感度が高く、多彩な力を発揮できる可能性に満ちた世代であります。こうした世代に対して、国はデジタル人材などの育成に力を入れています。約3,000億円の基金を設け、大学での理系学生を全体の5割にする目標を掲げ、理工系学部・学科を増やす再編も進めています。しかし、高校教育の文系・理系コースを見ますと、理系に在籍する生徒は少ないといった現状であります。

そこで、理系の大学などへ進学する人材の裾野を広げるために国が進めようとしている事業が、DXハイスクールであります。このDXハイスクールに、国は令和5年度の補正予算とし

て100億円を予算化しました。これは、学校における情報や数学を含む理系教育を重視するカリキュラムの実施や、デジタルを活用した文理横断型の探究学習に必要な環境整備を支援するというものであります。助成額は1校当たりで最大1,000万円、全国の高校の5分の1に当たる1,000校程度に交付を想定しているといえます。

ここで、教育長に、今後高知県としてできるだけ多くの高等学校にDXハイスクールを進めていただきたいと思います。県内の県立学校におけるDXハイスクールを今後どのように進めていくのか、お伺いをいたします。

また、工業や農業など職業教育を行う専門高校では、最新設備の導入や老朽化した機器の更新が十分にできていないという現実があります。職業教育を行う専門高校の卒業生の約4割が企業に就職し、即戦力としての期待がされています。しかし、近年デジタル化が進み、産業の現場で扱う機器が大きく変化する中で、多くの専門高校では予算の不足もあって最新の設備を導入できておらず、学校での学びが就職先で生かせないという職業教育の課題が生まれています。教育現場での機器不足は、産業界の足元が揺らぎかねない深刻な問題との指摘もあります。

そこで、工業や農業など職業教育を行う専門高校での、最新設備の導入や老朽化した機器の更新といった課題に今後どのように取り組んでいくのか、教育長にお伺いをいたします。

デジタル教育に欠かせないのが、デジタル教育にたけ、最新の設備を使いこなせる教員の確保であります。デジタル教育や理系教育を進めるに当たって、現場の教員だけでは難しい場合もあります。そのため、大学や民間企業などから外部の専門人材を講師として招くことも必要であると思われます。

最新の設備を使いこなせる人材の確保を今後どのように進めていくのか、教育長にお伺いを

いたします。

次に、不登校対策について伺います。依然として、不登校の生徒児童数は高止まり状態にあります。私は、令和4年9月議会において、不登校対策として不登校特例校の設置を提案させていただきました。知事は、今議会の提案理由の説明において、不登校対策として相談支援体制のさらなる充実や校内サポートルームの設置拡大に取り組み、不登校特例校、いわゆる学びの多様化学校の設置に向けた検討を深めるとしています。

そこで、教育長にお伺いしますが、学びの多様化学校の設置に向け、現在どのような検討がなされているのか、また今後の展望について併せて伺います。

不登校の子供にとって、場合によっては家や学校以外の居場所が必要となる子供もいます。そこで、家と学校以外の居場所として、不登校の児童生徒の受皿となっているのがフリースクールであります。フリースクールには、個別の学習指導をはじめ農業体験やスポーツ体験など様々な体験、相談カウンセラーなどを行うところもあります。

先日、高知市内のあるフリースクールを訪問しました。そこでは学校と連携し、子供たちの将来のため、子供に寄り添う取組がされていました。訪問したフリースクールの授業料は、1人当たり3時間半で2,500円ということでありました。厳しい運営状況の中、使命感を持って必死で取り組む先生の話をお聞きし、本当に頭の下がる思いがしました。

多様な学びの場としてフリースクールを選択した方の中には、授業料の支払いが厳しい状況にある方も少なくありません。実際に、在籍する学校の教育費などに加え、フリースクールの授業料は当事者の家庭にとって大きな負担となり、フリースクールの授業料の助成制度があれ

ばとの声もあります。

そこで、教育長にお伺いいたしますが、フリースクールに対する認識と併せて、公的な役割に近い取組をしているフリースクールや、フリースクールに通う家庭、保護者に対して何らかの助成制度があればと考えますが、御所見をお伺いいたします。

次に、行政サービスのデジタル化の推進について伺います。

県行政として、令和2年に高知県行政サービスデジタル化推進計画を策定し、行政サービスのデジタル化に取り組んできているところがあります。こうした中で、県に対する税金や様々な手数料の納付につきましても現在デジタル化が進み、クレジットカード決済やスマホ決済でも対応しているものもあります。

その一方で、利用者が現金の代わりに収入証紙を購入し、それを運転免許証の更新やパスポートの交付、県立学校の入学手数料などの各種行政手続の申請書類に貼って手数料などの支払いを行う収入証紙制度が現在も利用されています。

また、この制度では、収入証紙を購入できる場所や時間が、売りさばき所の所在地や営業時間に左右されるといった利用者の利便性の面などでの課題もあるとお聞きしています。近年、電子マネーやインターネットバンキングなどの普及が大きく進む中、収入証紙を申請書類に貼り付けるというアナログな事務作業が必要であることに違和感を覚えます。

行政事務のデジタル化が進む中、県民の利便性や経費の面からも、収入証紙による手数料などの支払いは見直す時期に来ているのではないかと思います。県の手数料などの納付方法に係るデジタル化の取組と併せて会計管理者の所見をお伺いいたします。

最後に、旅費規程の見直しについて伺います。現在、物価高騰が大きな勢いで進んでいます。

宿泊するホテル・宿代も例外ではありません。東京などで以前は1泊1万円程度で宿泊できていたホテルも1万5,000円を超え、時期によっては2万円を上回ることもあります。県職員が出張する際、旅費規程で定められた宿泊費を超える場合もあると聞きます。

そこで、総務部長にお伺いいたしますが、物価高騰が続く中で、県職員の出張時の宿泊費をはじめ旅費規程を見直す時期に来ていると思いますが、御所見をお伺いいたしまして、第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 西森雅和議員の御質問にお答えをいたします。

まず、今般の政治資金パーティーをめぐる問題の本質と、政治の信頼を取り戻すために必要な措置についてお尋ねがございました。

政治資金は政治家や政党などが政治活動を行うための資金であり、言わば民主主義のコストとして必要なものであります。そのため、非課税という形で税制上の恩恵を受けるわけですが、そうである以上、国民との信頼関係を保つためにも、公私混同がなく適正に処理が行われているということを明らかにする必要があります。

したがって、政治資金については、法令に基づいて収支報告を適正に行い、国民の皆さんに資金の集め方、使い方をつまびらかに公開していく、このことが求められているというふうに考えます。今般の政治資金に関する問題は、ありのままの収支を記載して公開をするという、制度の根底にある基本の部分が遵守されなかったこと、これがその本質だというふうに私としては感じております。

今回の事案の再発防止に向けましては、今国会におきまして収入の公開基準の厳格化、あるいは企業献金の禁止といった規制強化の議論が

行われております。こうした議論はもちろん必要だと思いますが、規制の内容を幾ら強化いたしましても、それが現実に守られなければ意味がないと言えると考えます。

そうした意味で、規制が確実に守られるように、規定の実効性を上げる、そのために手段としてどういう仕組みが必要かということが、この再発防止策の核心であると考えます。そのため、例えば罰則の強化、あるいは連座制の導入などを行うことによりまして、ルール違反をした場合には、割に合わない、大きなペナルティーがあるというふうに当事者が感じる制度設計を行うほうが、再発防止策として最も有効なものになるというふうに考えます。

いずれにいたしましても、まずは関係する政治家自身が政治資金の問題の実態を明らかにいたしまして、国民に対する説明責任をしっかりと果たさなければならない、このことは言うまでもありません。あわせて、有効な再発防止策などについても、早急に国会で議論を尽くした上で、国民が納得できる対策を講じていただきたいというふうに思います。その際には、いわゆる裏金の問題につきましても、問題が発生した原因、そしてその用途などを徹底的に解明した上で、こうした問題が二度と繰り返されることがないように、必要な関連する制度改正についてしっかりと議論をして、成案を得るべきだというふうに考えます。

次に、県の総合計画の策定についてお尋ねがございました。

議員から御指摘がございましたとおり、橋本県政下におきましては、平成5年度に総合計画は策定をされましたけれども、それ以降は財政の先行きの見通しが不透明だといった理由で策定をされておりました。

また、尾崎県政におきましては、基本政策ごとに策定する計画が結果的に総合計画と同じで

あるという考えに基づきまして、各計画のPDCAサイクルを徹底することで様々な成果を出してきたというふうに考えております。

私は、1期目の4年間、こうした尾崎県政の流れを受け継ぐ形で、産業振興計画をはじめとした各計画を改定し、計画間の整合性も図りながら、県政を着実に進めてまいりました。このような状況におきまして、別途総合計画をもって県政の方向性を定めるということは、既存計画に言わば屋上屋を架すようなものであると言えると考えまして、策定の必要性は低いというふうに考えております。このため、私も以前のような総花的な総合計画を策定する考えはございません。

一方、現在人口減少への対応は県政の最重要課題となっております、どのように立ち向かっていくのか、多くの県民の皆さんが高い関心を寄せられております。また、この人口減少問題への対応は県政全般にわたる問題でもありまして、こうしたことを考えますと、挑戦すべき課題に関連する各分野の主要な施策を束ねる形で、施策の全体像を示すという必要性は高いのではないかと考えます。こうしたものとして、このたび元気な未来創造戦略を新たに策定することといたしましたところであります。

この戦略は、そうした意味で、いわゆる総合計画が一般的に持つと期待されているような役割を果たすのに十分なものとなっているのではないかと、総合計画に代わるような役割を果たし得るものではないかというふうに考えております。この戦略の下で、県民の皆さんと一丸となって県政を前へ進めてまいります。

次に、新設を予定しております人口減少対策総合交付金のさらなる予算計上についての所見、人口減少の克服に向けた決意について、併せてお尋ねがございました。

この交付金は、市町村が自由度の高い形で取

り組む新たな人口減少対策でありますとか、県の施策との相乗効果が期待をできる取組などを支援する制度として創設をしようと考えております。来年度は一般財源で10億円の予算を提案させていただいております。このうち全市町村に配分をする基本配分型は4億円、若者や出生数の増加という高い目標に挑戦する具体的な取組を支援する、いわゆる手挙げ方式の連携加算型は6億円を計上いたしました。

この連携加算型の上限額は4年間通算で、市町村の人口規模に応じて5,000万円または1億円と設定をしております。一方、ハード事業も含めまして、ほかのモデルとなる効果の高い取組に対しては上限額の加算ができると、そうした仕組みとしております。今後、市町村から詳細な事業計画をお聞きする中で、こうした事業が数多く提案をされ、予算の不足が見込まれるということになりましたら、補正によります前倒しといった対応も含めまして、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

また、来年度はこの交付金のほか、人口減少対策関連施策を大幅に強化、拡充いたしました。若者の県内就職を促進するための奨学金の返還支援制度、1次産業や建設業への就業支援、若者や女性をターゲットとした移住促進など、この人口減少に関連する予算は総額として573億円を提案してございまして、総合交付金10億円のみならず、この全体の、573億円規模の関連予算を投じて、人口減少対策に対応してまいりたいと考えております。交付金に加えまして、これらの施策を総動員するということにより、若者の減少を何としても食い止めまして、地域に若者が増えた持続可能な人口構造となりますように、県庁一丸となって取り組んでまいります。

次に、能登半島地震の支援のために派遣した職員からの報告内容と、それをどのように生かしていくのか、またその決意についてお尋ねが

ございました。

本県からは、住家の被害認定調査や、いわゆる1.5次避難所、これは今回石川県が全国で初めて取り組んだものでありまして、旅館やホテルへ避難するまでの一時的な受入先、つまり旅館やホテルが2次避難といたしますと、そこに行く途中の暫定的な1.5次の避難所ということでございますが、こういった避難所の運営、さらには保健活動などに従事をする職員を被災地に派遣いたしております。

第1に、住家の被害認定調査に従事した職員からは、古い建物の全壊や瓦屋根の損壊、家具の転倒など、様々な住家被害が確認をされたといった報告がありました。このため、住宅の耐震化などに関しましては、市町村が実施をする補助の限度額の引上げに向けまして、市町村と協議を進めてまいります。また、室内の安全対策と併せまして、県民の皆さんへの啓発を強化してまいります。

第2に、いわゆる1.5次避難所の運営に関しましては、要配慮者に対応するための保健師や看護師が不足している、あるいはプライバシーを確保するためのテントなどの資機材が不足している、あるいは避難所を運営するためのマニュアルが作成されていないといった課題があるといった報告を職員から受けております。

本県では、県といたしましてこの1.5次避難所を想定した準備はまだできておりませんでした。今回石川県が初めて取り組んだということでございます。このため、この1.5次避難所に向けた準備の必要性も含めて検討を行いまして、必要だという判断をした場合には、人材や資機材、マニュアルの整備、こういったものを進めてまいります。

さらには、道路の寸断によるライフラインや物資輸送への影響、孤立対策などについても検証が必要だと考えております。このため、今回

の地震による被害状況を詳細に調査いたしました上で、本県の取組の検証、評価を行いますとともに、学識経験者などからも意見をお聞きし、対策のさらなる強化を図ります。

今回の能登半島地震の教訓を踏まえまして、南海トラフ地震対策行動計画のさらなるバージョンアップを図り、南海トラフ地震による死者数を限りなくゼロに近づけていく、そのために全力で取り組んでまいります。

次に、水道事業などの統合を進めていく上での課題と、県としての水道行政をどのように進めていくか、お尋ねがございました。

全国的に水道事業の統合などが検討される背景には、今後ますます厳しくなると見込まれる経営環境があります。要因といたしましては、将来の給水人口の減少によります収益の減少見込み、こうしたほか、御指摘ありましたような管路の老朽化、災害への備えのための支出増加、こういった点が挙げられます。

水道事業におきましては、市町村の区域を越えて、例えば浄水場などの施設の統合や管理の共同化を行うことで、より効率的に経営をしていく、そうした形が全国的に見た大きな方向性となっております。

しかしながら、本県の場合は、面積が非常に広い中で人口密度はあまり高くない、そうした地形上の特色、課題がございます。このため、大都市部などでは散見されます隣接する施設同士の統合といったハード面で効率化を図るような統廃合の手法は、本県ではあまり現実的な選択肢とはなり得ないというふうに考えます。むしろ、各水道事業体が個別に行っている業務を一本化するという取組を通じましてスケールメリットを出していく、このことが本県におきましてコスト削減の取組として効果的になるというふうに考えております。

こうした考え方に沿いまして、昨年度末に高

知県水道広域化推進プランを策定いたしました。このプランに基づきまして、まず当面は事業者ごとに構築されています水道業務システムの共同化に向けた取組を進める、そして水道工事の発注や施工管理の業務を支援する組織づくりなどを進めております。このうち支援組織については、次年度から公益社団法人高知県建設技術公社が各市町村の業務を受託する予定としております。

県内の多くの水道事業者におきましては、事業規模が小さいということがありまして、技術職員がいない、もしくは人数が少ないという実態があります。このため、水道事業者が本来直接行う必要があります工事費の積算といった業務を支援組織に集約して、この支援組織が一括して担うということによりまして、技術力の確保と業務の効率化につながるというふうに考えております。

こうした業務の共同実施に向けた取組を着実に進めまして水道事業者の経営基盤の強化を図る、このことによりまして、将来にわたり持続可能な水道行政となるよう、県としてもしっかりと支援をしてまいります。

次に、災害ボランティアセンターや行政との調整を担う災害中間支援組織の設置についてのお尋ねがございました。

議員から御指摘がありましたとおり、昨年5月に国において防災基本計画が改定をされました。都道府県に求められる役割として、災害中間支援組織の育成強化が位置づけられております。この災害中間支援組織は、発災時に活動する医療や土木といった専門的な技能、資機材を持つ専門ボランティア団体などを支援、調整する組織であり、その役割は大変重要だと考えます。

本県におきましては、高知県社会福祉協議会を中心にネットワーク会議を設置し、一般ボラ

ンティアを受け入れるために市町村に設置をされます災害ボランティアセンターを支援しております。しかし、このネットワーク会議は災害中間支援組織としての機能は有しておらないところであります。このため、来年度は、国が実施するモデル事業の活用などにより、本県の実情に即した体制を検討いたしまして、この専門ボランティアのための組織でございます災害中間支援組織の設置に向けて取り組んでまいりる考えであります。

最後に、本県におきまして下水サーベイランスを本格的に実施してはどうかというお尋ねがございました。

県におきましては、令和4年度に高知市や高知大学などと下水サーベイランスの実証事業を実施いたしました。この事業では、市内3か所の処理場の下水に含まれます新型コロナウイルス濃度と、県内10万人当たりの新規感染者との相関性を調査いたしました。その結果、1週間単位のウイルス濃度と感染者数の平均値は、半年以上の長いスパンで見ますと相関性が高く、一定の精度で感染状況を把握できるということが確認をされたところであります。

一方で、1週間程度の短期のデータに着目をいたしますと、関係性が見られない場合もございまして、注意喚起に活用するデータといたしましては信頼性が低いという判断となったところでございます。加えて、調査には相当程度のコストがかかりますが、現在医療機関の定点観測によりまして、低いコストで有効なデータが得られているということもございまして。このため、現時点ではこの下水サーベイランスの本格実施は考えておらない状況でございます。

しかし、今後感染状況の早期予測や変異株の把握ができるようになりまして、この下水サーベイランスも県民への注意喚起、あるいは医療機関や行政での体制整備に有用な情報を提供で

きるということが期待できると考えますので、さらなる研究を進めることが期待をされております。引き続き、国の動向や他の自治体の取組状況を注視いたしますとともに、高知大学とも連携をいたしまして、下水サーベイランスの知見を深めてまいりたいと考えます。

私からは以上であります。

(土木部長荻野宏之君登壇)

○土木部長(荻野宏之君) まず、南海トラフ地震による地盤沈降後の治水対策についてお尋ねがございました。

地震に伴う地殻変動により、県内の多くの地域で広域地盤沈降の発生が想定されております。特に、高知市では最大で約1.7メートル沈降すると想定されております。地盤沈降が発生しますと、潮位の影響を受ける河川下流部におきましては河川水位と堤防高の差が小さくなり、地震前と比べて洪水に対する安全度が低下いたします。

このため、まずは大型土のう等による応急的な復旧工事を実施してまいります。その後、早期に抜本的な復旧工事を実施し、洪水に対する安全度の回復を図ってまいります。また、抜本的な復旧工事には一定の期間を要しますので、工事が完成するまでの間、住民の避難判断の基準となる水位を暫定的に引き下げることにより、住民の安全を確保してまいります。

次に、建設業の労働力不足への対応として、建設ディレクターを今後どのように増やしていくのかのお尋ねがございました。

建設業においては、就業者の高齢化が進行する一方、次世代を担う若者の入職者が少なく、また女性就業者も依然として少ない状況が続いております。

こうした中、現場技術者に代わってデータ整理や提出書類の作成等を担う建設ディレクターを広めていくことは、建設業に新たな職種を増

やすことになり、これまで入職を検討していなかった若者や女性に対し、大いにアピールできるものと考えております。また、建設業に入職した方が、建設ディレクターをきっかけとして他の業務にも興味を持つことになり、例えば人材が不足している技術職への転換といった相乗効果も期待されるところであります。

このため、来年度から建設ディレクターを育成するための研修費用の一部を補助することとし、年間20人分の予算を確保し、4年間継続していく予定としております。加えて、来年度は女性活躍に関する経営者向けセミナーを開催し、その中で建設ディレクターの魅力を伝え、事業者の積極的な導入を促していきたいと考えております。

今後もこうした建設ディレクターの育成を通じて、若者や女性が活躍できる場を拡大し、建設業を魅力ある産業としていくことで就業者を増やし、労働力不足の解消につなげてまいります。

最後に、令和4年度に行った下水サーベイランスの実証事業の結果と、その活用についてお尋ねがございました。

県、高知市、高知大学では、令和4年1月に下水疫学に関する下水道シンポジウムを全国に向けて開催するなど、下水道の新たな活用分野として、下水サーベイランスへの関心を高めてまいりました。

このような中、令和4年度に内閣官房より下水サーベイランスの活用に関する実証事業の募集がありましたので、県、高知市、高知大学等で構成する共同事業体で応募し、採択されました。実証事業では、令和4年7月から令和5年1月までの間、高知市内の3処理場の下水を週に二、三回採取し、下水中の新型コロナウイルスの濃度と、本県の10万人当たりの新規感染者数との相関関係を調査いたしました。

その結果は、先ほどの知事答弁のとおりであります。現時点での活用策としては、長いスパンで見た感染動向の把握や、5類への移行後、定点医療機関からの感染者報告数を裏づけるデータとして用いることが可能であると考えております。

(子ども・福祉政策部長山地和君登壇)

○子ども・福祉政策部長(山地和君) まず、県と高知県社会福祉協議会との災害ボランティアセンターに関する協定の締結についてお尋ねがございました。

風水害や地震、津波などの災害が発生した場合、被災地では復旧・復興に向けてボランティアによる支援活動が大きな役割を果たしています。災害ボランティアセンターは、災害発生時にボランティアの募集や被災地の支援ニーズとのマッチングを行うため、被災地の市町村社会福祉協議会が設置するものです。また、各市町村の災害ボランティアセンターを支援するため、高知県社会福祉協議会では平時からネットワーク会議を設置しており、発災時には災害ボランティアセンター活動支援本部を立ち上げることであります。

県と高知県社会福祉協議会は、災害ボランティア活動に関し、これまでも連携してきたところですが、南海トラフ地震など大規模災害を想定した場合、行政と社会福祉協議会との間で、事前に発災時の役割を明確にするための協定を締結することは重要と考えております。そのため、災害ボランティアセンター活動支援本部で行う業務の範囲や、県が実施する資機材や活動場所の確保などを盛り込んだ協定の締結に向けて協議を進めているところです。

県としましては、高知県社会福祉協議会と協定を締結し連携を強化することで、発災時において大きな役割を担う災害ボランティアの活動を後押ししてまいります。

次に、こども計画の策定と、子供や若者の意見の反映についてお尋ねがございました。

都道府県が策定するこども計画は、こども基本法に基づき、全ての子供や若者が将来にわたって幸せな生活を送ることができる、こどもまんなか社会の実現に向けて、子供施策を推進するための基本的な方針や重要な事項を定めた計画です。

本県では、少子化対策を抜本強化し、子供施策を総合的に展開するため、既存の少子化対策総合プラン、子どもの貧困対策推進計画、ひとり親家庭等自立促進計画などを統合し、数値目標を明確にした上で、令和7年度からの施行に向けて、こども計画の策定作業を進めているところです。

計画の策定に当たりましては、お話にありましたように、子供や若者、子育て当事者の皆様からの意見を丁寧にお聴きし、計画に反映させるプロセスが大切です。このため、今年度は若者や子育て当事者などを対象とした少子化に関する県民意識調査を行うとともに、若者世代との座談会の開催や、子どもの環境づくり推進委員会の子ども委員との意見交換を行うなど、子供や若者の意見をお伺いしたところです。

来年度は、学校などを通じたアンケートの実施や、SNSを活用した意見募集などにより、幅広く意見を伺ってまいります。また、ヤングケアラーや児童養護施設で暮らす子供たちなど、声を届けにくい子供たちの意見は、職員が直接出向いてお話をお伺いし、計画に反映してまいります。

(中山間振興・交通部長中村剛君登壇)

○中山間振興・交通部長(中村剛君) 土佐くろしお鉄道に対する様々なデータや試算に基づいた支援策の検討についてお尋ねがございました。

土佐くろしお鉄道は、通勤、通学などの地域住民の移動手段として、また交流人口の拡大や

観光振興など地域活性化の基盤として重要な役割を果たしております。ただ、同社の経営は、沿線地域の人口減少に加え、コロナ禍によるビジネス需要の減少や、近年の原油・資材価格の高騰などの影響もあり、大変厳しい状況にあります。

こうした中、関係自治体と県は協議会を構成し、毎年度の収支不足を補填する経営安定基金を造成し経営を支えるとともに、新駅の整備など利用者増に向けた取組への支援も行っていました。一方、運行会社である土佐くろしお鉄道でも、足元の旅客輸送実績や将来的な需要予測に基づく収支計画を策定し、不足する収入増加に向けて、新たな企画切符の販売や域外からの誘客、情報発信の強化に取り組んでおります。

現在、関係自治体と県で構成する協議会において、新たな公共交通網の整備についての検討はなされておきませんが、県としては先行自治体による導入事例については、その都度情報収集を行ってまいりました。議員からお話のありましたBRTは、日立市や名古屋市でも導入事例があり、両市とも沿線地域の後背人口や利用者数、収支見込みなどの将来見通しについて調査し、導入に係る課題や配慮すべき点を整理したと承知しております。

土佐くろしお鉄道の路線の在り方は、何よりも沿線市町村や地域住民の皆様の思いが大切と考えておりますが、こうした新たな公共交通網整備の検討が求められた際に的確な試算や分析ができるよう、引き続き事例やデータ収集に努めていきたいと考えております。

(総務部長徳重覚君登壇)

○総務部長(徳重覚君) まず、県内におけるデータセンターの必要性及び将来的な活用についてお尋ねがございました。

社会や産業のデジタル化の進展により、あら

ゆる分野でデータが活用されるようになり、データの蓄積や処理を行うデータセンターの役割は今後ますます高まると考えております。一般的にデータセンターは、自然災害などのリスクが低く、安定的に電力が確保できる地域に立地されます。県内事業者や県民の皆さんにとって、データのバックアップの観点からは遠隔地にあることがメリットとなります。

一方、議員御指摘の0.01秒以内のデータ処理と言われるような低遅延が求められる分野におきましては、データの発地点の近くにデータセンターがあることが有利となります。本県におきましても、あらゆる分野でデジタル技術を活用し、暮らしや働き方が一変する社会の実現を目指す中で、今後分散型のデータセンターが必要となる場面が出てくると考えております。

次に、データセンターの将来的な活用に当たっては、遠隔医療や自動運転など低遅延を求める高度なデジタルサービスの実装と一体的に考えていく必要がございます。高度なデジタルサービスが実装の段階になった際に、県民の皆さんがその恩恵を受けられるよう、県内事業者が遅れることなくデータセンターを活用できる環境の整備が重要でございます。

そのためには、例えば県内事業者が一体となって高度なデジタルサービスの実装に取り組む機運を醸成し、データ処理に関するニーズを明確化していくことも必要と考えております。このため、関係者の皆さんとの対話を重ねながら、将来に備えてしっかりと検討をしてまいります。

次に、昨今の物価高騰を踏まえた旅費規程の見直しについてお尋ねがございました。

職員が宿泊を伴う出張を行う場合、原則として県の旅費事務センターが旅費の上限額内で、航空機などの移動に係るチケットと併せて、ホテルなどの宿泊先を手配することとしております。このため、職員に自己負担が生じることは、

基本的にはないものと認識をしております。

一方で、議員お話しのとおり、ホテルなどの宿泊料金の上昇や予約状況などによりまして、目的地から一定離れた場所に宿泊をするケースも生じてきていると聞いております。

現在、国におきましては、宿泊料金の変動などを含む経済社会情勢の変化を踏まえ、国家公務員に係る旅費法を改正する法案が今国会に提出されているところでございます。本県の旅費制度は、国の制度を参考としていることから、国の改正内容が確認でき次第、本県職員の出張の実態なども踏まえながら、速やかに制度改正の検討を進めたいと考えております。

(健康政策部長家保英隆君登壇)

○健康政策部長(家保英隆君) まず、男性のHPVワクチン接種の有効性についての認識と、男性が任意接種する場合の県としての助成制度の創設についてお尋ねがございました。

2020年、国は、HPVワクチンの効能、効果として男女の肛門がんと男性の尖圭コンジローマの予防を追加し、女性に限定されていたHPVワクチンの適応を男性にまで拡大いたしました。こうしたことから、男性個人へのHPVワクチン接種の有効性は一定確認されたものと承知しております。

一方で、女性については国が既にHPVワクチンを公費接種となる予防接種法上の定期接種に位置づけておりますが、男性については国の審議会において検討するとされております。そのため、現在国立感染症研究所におきまして、男性を含めた関連がんの予防に関する最新のエビデンスの整理を中心に、ワクチンの有効性の程度、それから安全性、費用対効果についての知見の収集を進めており、その後国の審議会でも議論されると考えております。

県の助成制度などについては、今後進められる議論を基に検討したいと考えており、当面の

間は女性に対するHPVワクチンの接種の促進に引き続き注力してまいります。特に、来年度についてはキャッチアップ接種の最終年度となりますことから、接種に向けた啓発を強化してまいります。

次に、带状疱疹ワクチン接種費用の助成制度の創設についてお尋ねがございました。

厚生労働省の研究班の報告によりますと、本県の2016年11月から2017年10月までの1年間の带状疱疹の初診患者数は、人口10万人当たり1,222人と、全国平均1,207人とほぼ同数であり、実数ベースで見ますと年間約8,000人以上の方が罹患しているものと考えております。

带状疱疹のワクチンについては、現在公費負担の対象となる予防接種法上の定期接種に位置づけるかどうかについて、国の審議会、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会等で、現在科学的知見などの収集と評価が行われております。昨年11月の審議会におきまして、带状疱疹は発症者が多く、個人の発症予防や带状疱疹後神経痛の予防について期待できる一方、定期接種に向けては有効性の持続期間や安全性、費用対効果などに関してさらなる評価が必要とされており、引き続き議論を行うとされました。

今後、こうした科学的知見に基づく評価により、接種を推奨する年齢層や接種間隔などが明らかになってくると考えますので、県としましては、国における今後の議論を注視しながら対応を検討してまいります。

(公営企業局長笹岡浩君登壇)

○公営企業局長(笹岡浩君) 県立病院における医薬品不足の実態と対応状況についてお尋ねがございました。

ジェネリック医薬品などの供給不足により、県立病院におきましても、せき止めや喉の炎症を抑える薬、解熱剤といった内科や小児科で使用する薬を中心に納入数が制限されています。

このため、これらの医療を適切に提供していくために必要な医薬品の安定的な確保がしにくい状況にあると言えます。

県立病院におけるこれまでの対応としましては、お話のありました、同じ効能を持つ他の医薬品への変更のほか、災害用に備蓄している医薬品の一時的な使用、症状に応じた処方の見直しなどによりまして、患者さんの治療に影響を及ぼさないようにしているところです。

今後の対応につきましては、4月から厚生労働省が随時公表する予定の医薬品の供給停止や出荷制限の情報はじめ、医薬品の供給に関する情報の収集に引き続き努めます。加えて、先ほど申し上げました医薬品の選定や使用における柔軟な対応をしていきます。こうした取組によりまして、医薬品の供給不足が解消するめどが立っていない中でも、県立病院において必要な医療の提供に支障を来すことのないよう努めてまいります。

(農業振興部長杉村充孝君登壇)

○**農業振興部長(杉村充孝君)** 四万十市の食肉センターの整備に関する県の支援の決意についてお尋ねがございました。

四万十市の食肉センターの老朽化に伴う建て替えに関しましては、これまで県は、県内の畜産振興の観点から、平成30年度に設置された整備検討委員会に設立当初から参画し、高知市の食肉センターの整備と並行する形で、基本計画の策定段階から深く関わってまいりました。

これまでの検討過程を振り返りますと、市が国の交付金の活用を断念したことで基本計画の見直しが余儀なくされたこと、また基本設計の段階では、資材価格高騰の影響もあり事業費削減に向けた検討に時間を要したことなどから、着工時期は当初の想定から大きく遅れている状況にあります。

このため、センターで働く職員からは、新セ

ンターの建て替えの見通しが見えない、職を失うのではないかとといった不安の声が上がっているとお聞きしております。一方で、県内の若手を中心とする養豚農家や食品事業者からは、新センターの早期整備に期待する声も寄せられているところであります。

こうした中、先月、四万十市長は新年度の9月議会に新センター建設に関する予算を計上したいとの意向を示されました。県といたしましても、関係者の方々の多くの声にお応えできるよう、市の設置する検討会の場などを通じまして、関係者間の早期の合意形成を目指し、四万十市と歩調を合わせてしっかりと取り組んでまいります。

(教育長長岡幹泰君登壇)

○**教育長(長岡幹泰君)** まず、高知国際中学校・高等学校の校歌について、生徒たちの反応と校歌の感想についてお尋ねがございました。

高知国際中学校・高等学校の校歌につきましては、昨年6月に新しいものとする決定した後、生徒からの意見を踏まえ、専門家に作詞作曲を依頼し、制作を進めてまいりました。昨年12月末に完成し、本年2月16日に生徒や保護者、校友会等の方々にお披露目を行ったところであります。

歌詞は、ユーラシアやアフリカなどの世界を臨み、アンドロメダや銀河を越えていくスケールの大きさと、生まれた町の偉人や歴史に対する敬愛を表し、さらに母校や自己の可能性をたたえる構成となっております。

生徒からは、これまでの校歌にはない曲調であり、歌っていて楽しいと思う校歌である、また歌詞の世界観が高知国際中学校・高等学校に合っており、深く印象に残る曲であるといった感想があり、また楽しげに校歌を口ずさみながら下校する姿が見られるなど、大変好評であるとの報告を受けております。

私も聞かせていただきましたが、大陸や銀河の名前などを含み、壮大な内容の歌詞であり、舞台は地球、シンクグローバリー、アクトローカリーを掲げる高知国際中学校・高等学校にふさわしい校歌であると感じております。この校歌が今後高知国際中学校・高等学校の生徒や関係の皆さんに親しまれ、歌い継がれていくことを期待しております。

次に、教員不足に対する今までの取組と今後の取組についてお尋ねがございました。

本県では、これまで教員採用審査の見直しや教員の負担軽減などの働き方改革の推進、教員の魅力発信などを行い、人材確保に取り組んでまいりました。

具体的には、採用審査におきましては、審査日程の早期化や関西会場での実施などのほか、昨年12月には文部科学省の事業を活用し、小学校教諭を対象とした特別選考を実施するなど、新たな取組も行ってまいりました。また、働き方改革では、統合型校務支援システムなどのICTを活用した業務の効率化や、教員業務支援員の配置の拡充など、教員の負担軽減に取り組んでまいりました。あわせて、教育への情熱にあふれる本県の若手教員の声を募集案内やYouTubeのときまなチャンネルで紹介するなど、教員の魅力発信にも取り組んでおります。こうした取組の結果、令和5年度実施の採用選考審査では、おおむね採用予定人数を確保できる見込みとなっております。

来年度につきましては、さらに採用審査を見直し、年齢制限の緩和や大学推薦枠を拡大するとともに、新たに合格後に免許取得猶予期間を設ける社会人採用枠を設定することとしております。また、教員業務支援員の配置を一層拡充するなど、これまでの取組をさらに強化してまいります。

加えまして、特に若手教員の負担軽減を図る

観点から、新たに心理職の相談員や小学校でのサポート教員の配置を行うなど、支援体制を強化してまいります。こうした取組を通じまして、教員の人材確保をしっかりと図ってまいりたいと考えております。

次に、教員を目指す学生に対する奨学金返済の支援についてお尋ねがございました。

教員を目指す学生を増やす手だてとして、奨学金の返済を支援することは一定の効果が見込まれるものと考えます。他方、かつて旧日本育英会の奨学金について、教育職に対する返還免除制度がありましたが、教員を優遇することに対する公平性の問題や、教員採用倍率が高くなってきたことなどから、平成10年度をもって廃止された経緯がございます。そうした中、現在志望者が減少する教員の確保に向けた対応策の一つとして、国において奨学金の返済支援策の検討が行われていると承知しております。

教員不足は、今や全国的な課題であることから、この解決は我が国の教育水準の維持・向上に不可欠であると捉えており、奨学金の返済支援も含め、国において適切に対応していただくことが必要だと考えます。このため本県としましては、まず国の動きをしっかりと注視するとともに、国に対してもこういったことを提言、要望していきたいと考えております。その上で、先ほど答弁いたしましたように、採用審査制度の見直しや働き方改革など、教員の人材確保に向けて、本県としてできる取組を着実に推進していきたいと考えております。

次に、DXハイスクールの今後の進め方についてお尋ねがございました。

議員の御指摘のように、DXハイスクールはデジタル等の成長分野を支える人材育成を目的に、全国の高校1,000校程度を対象として、高度なデジタル機器を活用した学習活動の実施を支援する国の事業であります。DXハイスクール

に指定された学校では、例えば情報や数学などを重視したカリキュラムを実施し、データサイエンスやAIなどの先端技術に触れさせ、科学的思考力や創造性等を身につける取組を行うこととなります。

本県の県立高校では、全体の約3分の1に当たる10校の指定を申請しており、本年4月に選考結果が示される予定となっております。申請した学校には、ハイスペックパソコンを活用して高度な画像処理やデータ処理について探究的に学習を行う計画を持つものや、ドローンを使った空間測量の技能習得を目指すところなどがあります。各校においては、それぞれの特色を生かしながら、デジタル分野や理数系分野で活躍できる生徒の育成に取り組む計画を作成しているところでもあります。

令和6年度には、こうした各学校のいわゆるデジタル教育の取組を推進するために、高等学校課に学校支援・教育DX推進室を新設することとしております。その上で、推進室の指導主事等が指定校を計画的に訪問し、指導・助言を行うことにより、デジタル人材の育成に向けた各校の取組を支援してまいります。

次に、専門高校での最新設備の導入や老朽化した機器の更新などの課題への対応についてお尋ねがございました。

専門高校においては、時代の変化に応じた実践的な教育活動を通して、地域や社会の持続的な発展を担う職業人を育成することを目的としております。そうした実践的な教育を行うに当たっては、時代の潮流に合った先端の設備や機器を整備することが不可欠であります。

現在、県教育委員会では、各校からの要望を基に設備や機器に関する整備計画を作成し、毎年約2,000万円程度の予算を計上し、老朽化した機器の更新等に対応しているところでもあります。

また、国におきましてもDX等に対応した地

域の産業界を牽引する職業人材の育成を目的として、デジタル社会に対応した、いわゆるスマート専門高校の実現のための環境整備事業を実施しております。そして、本県におきましてもこの事業を活用して、例えばデジタル制御や高精度の加工技術を学ぶために、高知東工業高校にレーザー加工機等を導入するなど、9校の専門高校等に総額約6億円の機器を整備しております。

議員御指摘のように、デジタル化の進展によって産業界の現場で使われる機器も日々進化する中、限られた予算で最新の機器を整備していくことには困難もございます。そのため、各産業界においてどのような機器が今後必要となるのか、県内外の各産業機関の状況を調査するとともに、学校間連携による設備、施設の共同利用の可能性なども探り、整備計画の見直しを行ってまいります。あわせて、次年度から実施される国のDXハイスクール事業等も最大限に活用し、各校の教育環境の整備に努めてまいります。

次に、最新の設備を使いこなせる人材の確保を今後どのように進めていくのかのお尋ねがございました。

県立高校におきましては、いわゆるデジタル教育の中核となります教科、情報を担当する教員や、高機能ICT機器を活用した高度なデジタル技術の指導ができる人材の確保等が課題となっております。

このため、令和4年度には高知工科大学と協定を締結し、高知追手前高校を中心に、情報教育プログラムの構築とその普及に取り組んでおります。また、農業高校におきましては、先端農業に触れるために高知大学IOP共創センターと連携しており、このように大学の専門機関との連携は進んできております。また、高機能ICT機器等を十分に使いこなす専門的な知

識、技能を持った教職員の育成のための研修も実施しているところであります。がしかし、まだ十分な状況には至っておりません。

こうした中で、本年度開催しました大学や民間企業の方々を委員とする県立高等学校情報教育推進協議会におきましては、県立高校の情報教育を進めていくに当たり、ICTの専門的な知識、技能を持つ人材は県内外の企業にもたくさんおり、そうした外部人材をもっと積極的に活用することが必要といった御意見もいただいております。

今後は、こうした御意見も踏まえ、新たにICT関連の企業等にも御協力をいただき、専門的な知識のある方に高校の授業に参加していただく機会も増やしていきたいと考えております。あわせて、企業や大学等に一定期間研修留学させることなどにより、高機能ICT機器等を活用できる人材の育成にも努めてまいります。

次に、学びの多様化学校の設置に向けた検討状況と今後の展望についてお尋ねがございました。

県教育委員会では、現在不登校児童生徒の多様な教育機会の確保のために、外部の有識者で構成される協議会を立ち上げ、その中で本県の学びの多様化学校の在り方についても検討しているところであります。

具体的には、まず令和4年度から5年度にかけて事務局の職員が県外の複数の学びの多様化学校等の視察を行い、有識者会議においてそれぞれの施設の様子や教育課程などについて報告し、協議をいただいております。その中で委員からは、社会的自立を目指した柔軟な教育課程の編成が必要、あるいは高知の自然環境も活用した体験活動を多く取り入れるべきであるとか、また一人一人の心理的・発達の状況に応じた幅広いアプローチによる個別支援の実施など学びの多様化学校の特色の明確化が必要、そして学

びの多様化学校の多様な学びや個別支援のノウハウを他の教育機関にフィードバックする仕組みをつくることも重要といった御意見をいただいております。

今後も委員による現地視察などを重ね、協議を深め、来年度には本県の学びの多様化学校の在り方について一定の方向性を取りまとめることとしております。その上で、市町村教育委員会とも情報共有や協議を行い、本県の実態に合った学びの多様化学校の設置に向け具体的な検討を行ってまいります。

最後に、フリースクールに対する認識と、フリースクールに係る助成制度についてお尋ねがございました。

フリースクールは、不登校の状況にあっても、子供たちが学びたいと思ったときに学ぶことができる場所の一つであり、社会的自立のための支援の場として、年々その重要性が高まっていると認識しております。

現在、本県におきましては、多様な教育機会の確保等について検討するための有識者会議を設置しており、同会議の委員としてフリースクールの代表の方にも参画いただいております。その中で委員からは、フリースクールの学習内容や活動形態、また通所する子供たちの活動の様子、その効果について具体的にお話をいただいております。

例えば、フリースクールに通う子供たちが、季節に合わせた行事を自分たちで企画したり、興味、関心があることを友達と一緒に追求したりすることで、徐々に主体性、社会性が身につけていった事例などについて報告もいただきました。あわせて、フリースクールは民間の方々の自立性の下で設置、運営されるため、授業料や通所費用など経済的負担がかかることや、通所しやすくなるための子供や保護者への支援の必要性についても御意見をいただいております。

他県では、フリースクールに通う子供たちや保護者への助成を行っている自治体もあると承知しておりますので、まずは他県の事例などについても情報収集を行ってまいります。その上で、その内容も含めて有識者会議の中で御意見をいただきながら、フリースクールとの連携・協力の在り方を研究していきたいと考えております。

(会計管理者池上香君登壇)

○会計管理者(池上香君) 収入証紙の見直しと手数料等の納付方法のデジタル化についてお尋ねがございました。

収入証紙につきましては、職員が現金を取り扱うことなく、申請時に手数料等の収納が完了する安全で確実な方法として、現在収入証紙条例等に基づき、800を超える手続で手数料等の収納に活用しています。一方で、議員からお話がありましたとおり、利用する県民の方から見ると、収入証紙を購入できる場所や時間が限られるなど、利便性の面で課題があるほか、高騰する印刷経費や事務処理の負担など、行政コストの面でも課題を抱えています。

こうした中、行政サービスのデジタル化の取組として、令和4年1月から電子申請システムを活用し、手数料等のクレジットカード決済ができる電子収納の仕組みを導入しています。さらに、今年度からは、会計事務のデジタル化を推進するため、基幹システムである財務会計システムの再構築に向けて基本設計業務に着手するとともに、電子収納のさらなる拡充や収入証紙の在り方についての検討を進めてきました。

このうち、収入証紙の在り方については、利用者へのアンケートと、収入証紙を販売していただいている売りさばき人に対する聞き取り調査等を実施し、御意見をお伺いしました。利用者アンケートでは、収入証紙による納付は不便・どちらかといえば不便が80.9%、収入証紙の廃

止に賛成・どちらかといえば賛成が78.0%との回答を得ました。また、売りさばき人への調査では、廃止に賛成・どちらかといえば賛成が45.9%で、反対・どちらかといえば反対の18.9%を上回る結果となった一方で、販売に係る手数料収入の減少を懸念する声もいただいています。

今後は、こうした調査結果を基に、引き続き売りさばき人などから御意見をお聞きするとともに、先行する他県の状況も参考にしながら、収入証紙による手数料等の納付については、廃止を含め、見直しを行っていきたくと考えています。あわせて、令和9年度の運用開始を目指している新たな財務会計システムにおいて、電子マネー決済やQRコードつき納入通知書などを導入することにより、手数料の納付方法のデジタル化を進め、県民サービスの向上と行政事務の効率化を図ってまいります。

○26番(西森雅和君) それぞれ御答弁をいただきましてありがとうございます。

2問目を行いたいと思いますけれども、まず不登校対策について、学びの多様化学校のいろんな今の検討状況もお伺いをいたしましたわけでありすけれども、取組が、はっきり言って遅過ぎるというふうに思います。スケジュール感は今日示されなかったわけでありすけれども、事前に担当に聞きましたところ、令和9年の開校を目指していきたいみたいなことを言っておったわけですけれども、あまりにも遅過ぎる。不登校特例校について、国が各県1校設置する方針を打ち出したのが令和4年のことであります。私もその年に質問をいたしました。令和9年ということになると、あと3年から4年もかかるということになります。子供の1年は大人の1年とは違います。3年過ぎると、もう中学生は卒業するということになるわけでありす。

あそこに視察に行った、こっちに視察に行った。各地に視察に行くのはいいけれども、進ま

なければ意味がありません。不登校対策は待ったなしであります。切実な家庭は、一刻も早い救いを求めています。学びの多様化学校の設置に向けて、1問目でも申し上げましたけれども、知事は検討を深めるといふふうに言っておりました。教育委員会の取組があまりにも遅過ぎます。不登校の問題は、私学でもあり得る問題であります。

そこで、知事に、不登校特例校、学びの多様化学校をもう教育委員会に任せるのではなしに、知事部局で設置してはどうかと伺いますけれども、お聞きをいたします。

フリースクールの支援などについても、有識者会議での検討とかと言っておりますけれども、これに関してもこのままだといつになるか分からない。いつまでに結論を出すのか、教育長にお聞きしたいと思います。

そして、このフリースクールの支援についても知事部局で進めてはどうかというふうに思いますが、知事にお伺いをいたしまして、第2問といたします。

○知事（濱田省司君） 西森雅和議員の第2問にお答えをいたします。

まず、不登校のいわゆる特例校の設置に関してでございます。

この不登校の特例校の問題に関しましては、具体的なターゲットは、私の理解といたしましては、まずは中学校ということになるのだというふうに思います。そうした場合に、この特例校の設置の主体を整理しないといけないであろうということだと思います。

私といたしましては、教育委員会からの検討の進捗状況もお聞きしておりますけれども、高知市とよくお話しをした上で、中学校ということになりますから、高知市において設置をしていただく。そして、県としてそれをどう支援していくか、あるいは役割分担をしていくか。

高知市地域以外の地域の県内の中学生の対応もございますので、そういった形の方向性が妥当ではないかという印象を持っているところでございますが、この点は何しろ、高知市との協議も必要な部分でございます。

この点、教育委員会のほうで今まで市の教育委員会と協議検討してまいっていたというふうに承知しておりますので、引き続きその流れの中で教育委員会のほうで検討を深め、検討を加速いただいて、できるだけ速やかに設置へ向かって進めていただきたいというふうに思っているところでございます。

また、フリースクールに関してでございますけれども、これも学校教育との整合性ということが最も必要な部分ということだと思いますので、引き続き教育委員会のほうで検討組織の皆様との議論を深めていただくということが適当と考えておりますけれども、この助成制度の在り方に関して言いますと、このフリースクールの意義が社会的にも向上しているということを考えますと、また家庭の経済状況の問題もあるといった状況も、ただいま御指摘ございましたので、この教育委員会で設置されております有識者会議におきまして、フリースクールとの連携・協力の在り方について検討されていく、その中で費用負担の問題も俎上にのせて議論をしていただくということが適切ではないかというふうに考えておるところであります。

○教育長（長岡幹泰君） すみません。不登校のことにつきましては、県教育委員会としても、やはり特に高知県においてはこの発生も非常に多いわけですので、喫緊の課題として捉えております。

多様化学校にしてもフリースクールへの支援にしても、実際これ現在の有識者会議の中で話しております。その中で、令和6年度には一定の方向を示していきたい。それと併せて、高

知市を含め、市町村教育委員会とも話をしていきたい。その上で、特に多様化学校につきましては文科省の承認もいただかないといけないところですので、文科省との関係性もある、そういったことを順次我々としても急いで進めていきたいと思っております。

議員に9年度というお話が行っているかも分かりませんが、9年度に限ることではなく、できるだけ教育委員会として早くこういったことは進めていきたいと考えておりますので、また教育委員会として、そこは、全力でやっていきたいと思っております。

○26番（西森雅和君） しっかりとスピード感をやっぱり持って取組をしていかなければいけないと思っておりますよ、教育長。令和6年度を終えて市町村へのまた話もしていくということですが、しっかりとスピード感を持って取組をしていただきたいと思います。

知事には、やっぱりこれはもうちょっと遅いから、高知県と高知市長のトップ会談でこれも話もぜひしていただきたいということを要請いたしまして、一切の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（今城誠司君） 暫時休憩いたします。
午後2時58分休憩



午後3時20分再開

○議長（弘田兼一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

27番樋口秀洋議員。

（27番樋口秀洋君登壇）

○27番（樋口秀洋君） まず、少々早口になりますが、御容赦をお願いします。

昨年の高知市長選を前にして、当時の高知市長がまさかの行動を取ったことに対し、知事は率直に、あいくちを突きつけられたようだったと言いました。これは物すごく分かりやすい適切な表現でした。あいくちは、敵をやっつけるナイフとも解釈されます。やるかやられるかの選挙戦を考えれば、本質を突いた極めて正確な表現でした。政治家は県民に対して要点を分かりやすく正確に表現すべきであります。言葉は受け入れる人により解釈が違ってきますが、これからも思いを率直に発言する、県民に分かりやすい知事であってほしいと、あいくち発言をまずは支持します。

ということで、以下の質問には公務員用語でなく、信頼できる政治家らしく率直な答弁をお願いしたい。何せ高知県政は県民を大事にして正直な政治を行う知事が続いていますから。

私は、溝淵、中内、橋本、尾崎の歴代4知事に県民に夢を持たせてほしいと言ってきた。濱田知事にも昨年の9月議会で要望した。それは、つまり知事が不退転の覚悟で取り組むと決意する人口減対策の根幹にも関わる政策づくりであります。政治における夢とは、もちろん将来に実現できる高知県を方向づける大きな政策であります。つまり、政治とは何が可能かであります。これまでその政策が数多く頓挫したからこそ、本県に大企業が定着せず、製造品出荷額の驚くべき後進性となったのでした。

9月議会でも指摘しましたが、愛媛県4兆7,000億円、香川県2兆8,000億円、徳島県2兆600億円、本県はたったの6,000億円、繰り返しになりますが、農業産出額でも負けに負け、全国32番目の下っ端となりました。知事も県も、もちろん県議会も県民も努力したとも思うが、この結果である。四国の南端という不利な地理的条件があったにせよ、本県の経済成長と県民所得の向上にとって、戦後の政策が正しかったとは言

えないと思います。その意味では、総合企画部の新設は歓迎するのですが、果たしてお役人が10年、いや20年、30年先の高知県をどのようにデザインするか心配でなりません。

夢物語だったといえばそれまでですが、宿毛湾のCTS、幡多地域の4,000メートル滑走路、ひろめ屋敷跡地の全日空ホテルや日航ホテル、ホテルオークラ、土佐清水市へのプリンスホテルなど、今言われる上級観光立県政策など、そして国が高く評価した国民休暇県構想、私は反対だったが窪川原発など。そのほとんどが計画倒れする中で、三菱電機IC工場の誘致、カシオ計算機のTF T液晶工場の企業誘致などホームランでした。

残念ながら、誘致の金メダルとなった香南市への三菱電機も、結局半導体技術の国際間競争、つまりアメリカの対日圧力に敗れ、撤退に至りました。それでも県は努力してきた。地理的不利、労働人口の水準、クラスターの核となる企業の不在、100回を超す県議会での質問、答弁。知事や県の努力は認めますが、私は陸軍参謀本部のように実体を伴わない作文が大半だったと思います。だから、小粒企業誘致ばかりに終わって、優秀な大卒定着など、県発展の原動力になる高度採用が極端に少ない結果になっています。

これらが主たる原因となり、少子化や低い県民所得、女性の県外就職への流出、さらに高所得イコール高学歴イコール高所得のサイクルに乗れず、心豊かに暮らす貧乏県になったのでした。歴代知事は誰もが県経済の活性化と若者の定着などに企業誘致を挙げます。日本全国と言おうか、世界の常識となっております。

これらの上に立った知事の人口定着への熱い姿勢は理解しますが、知事が総合企画部と共に県民が夢を持てる具体的な政策を打ち出せるのか、その決意を知事にお聞きしたい。

話は突然小さくなりますが、その一方で誘致

に乗らない自治体もありました。企業誘致はデリケートな部分があり、事実と公表に差異が出ますが、私の関わったケースは、安芸市へのニッポン高度紙工業と、今は大きな地場産業となった土佐電子です。この本県を代表する世界的な企業が安芸市に進出してもいいという意向を見せたが、安芸市が乗らないという信じられない態度に出ました。そして、ニッポン高度紙工業が超遠方の鳥取まで進出して、大規模採用したことを知って落胆しました。県は、なぜ水の豊富な香南市などに引き止めなかったのかと、県議会の反対意見を押し切って建設したが利用されていない香南用水があったではないかと。県庁内で情報共有ができていなかったか、本県を代表する超優良企業を大事にする気持ちがなかったということになります。

つまり、高額給与の一流企業に執着がないのに、何が人口減ストップ、若者の働く場づくりなのでしょうか。これほどの規模の一流企業を県外から誘致しようとするれば、とてつもない努力と補助金を要します。県は、多分地震対策で鳥取へ行ったと繕いますが、それだったら、強固な地盤と高台に予定された安芸市に進出の話など持ちかけません。鳥取県も巨大地震のリスクがあるのです。

一例として、企業誘致事例を述べたが、これまで県の政策の数多くが頓挫してきたのは、目標を達成できなかったときに言い訳をする、または体裁を整えるといった県の作文体質にあるのではないか、この体質をいかに改善するのか、副知事に聞く。

次、空港の出発・到着ロビーは日本どこともほぼ同じパターンです。橋本知事時代に空港の拡張計画があった。私は知事に政策提案して、森林に到着したような出発・到着ロビーにしようとの合意がされたが、県財政の厳しさもあって予算が確保できないと諦めたことがありまし

た。しかし、今回の増築は、今後増加する海外からの観光客が驚く設計ができないかと思えます。前回の拡張時は、以下のような粗い設計を目指していました。

例えば、アメリカのフロリダ・ディズニーワールドに世界最古の3階建て木造ホテルをまねたホテルがある。見た目はそっくりですが、フロントに並ぶ直径2メートルのセコイア杉は、近づいてみればコンクリの擬木であります。予算がなければ擬木でもよく、余裕があれば樹齢100年の魚梁瀬杉かCLT造りでもいい。

新設する施設については、大胆に、大胆にです、高知らしさが伝わるように工夫をしていただきたいが、知事の考えをお聞きします。

次です。知事が不退転の決意でいる人口減対策の半分は過疎問題にあります。若者のほとんどが職を求めて故郷を離れる過疎問題は、全国共通の重要課題であります。知事が強調する若い女性の定着も、人口減ストップもこの課題に結びつきます。

約40年前、私は県庁担当の記者として、島根県での全国過疎大会に県庁職員と共に出張しました。高度成長とともに田舎が切り捨てられる事態を何とかしなければならぬと、会場が熱気にあふれた模様を記事にしました。それから40年、全国で巨額の予算の支出と、市町村が血を吐くような努力をして、結果は残念ながら何ともならないほど過疎が進みました。日本の田舎経済の中核から林業が廃れ、木炭エネルギーが消えるなど、経済構造が激変したことからすれば当然の結果です。加えて、地理的ハンディキャップもあったというものの、本県が過去の財産に甘えて産業構造の転換もせず、大胆なチャレンジをしてこなかったことも、全国ワースト4位の過疎化を生んだ大きな原因だと思います。

このような巨大な社会構造の転換に逆行して、過疎集落を守ることは夢物語なのです。ごく一

部の特異な集落と、住民のまれな才能が結実した集落は維持されますが、天文学的な予算を投入したものの、全国で約半数の市町村が過疎化したと言われます。限界に近い過疎集落は本県だけでも324か所あります。

さて、私の選挙区には安芸川、伊尾木川の2大河川の上流約20キロに2つの集落があります。決められた予算を2等分してのろのろ過疎対策をしていたら、両集落とも早々と限界集落化すると判断して、私は強引に一方に集中投資しました。県道拡幅や中山間事業での傾斜配分で、50億円以上の国、県、市の予算を投じて何とか維持できました。かわいそうだが、見捨てられた一方の集落は急激に衰えた。しかし、利便性の向上で維持できた選抜集落は何とかもった。しかし、それでも30年近くたった今、住民の頑張りにかかわらず、自然進行の全員高齢化で、今まさに限界集落を超して危機的集落化が始まる瀬戸際にあるのです。

これらの体験を踏まえて、私は12年前の県議会で尾崎知事に、全ての過疎集落を維持するには無理がある、集落のトリアージをすべきではないかと訴えて選別を指摘した。もし知事がそう思っているとしても、一方だけに集中投資するとは言えない。答弁の趣旨は、全ての過疎地を守るでした。しかし、過疎対策はきれいごとではできません。全ての過疎集落を守るわけはありません。

もう少し本音で言えば、過疎対策で生き延びるのはエリート地域だけではないでしょうか。ましてや、たった10億円の追加で人口減を止め、就職先をつくり、若い女性を増やすことなどできるわけありません。10億円追加で過疎問題が解決できるなら、日本中の過疎問題は解決しています。心優しい知事にこんな生々しい要望はしたくないのですが、ここまで追い詰められた過疎集落地区を長らえるためにも、本県の人

口減少を食い止めるためにも、大胆な政策が必要です。

私が新聞記者と県会議員の40年間で見た過疎問題の結論は、緩やかな死を迎えることができても、いずれ死ぬでした。緩やかな死にも意味がありますが、それだけでも巨額の予算が投入されるので、予算配分の合理性からすれば、全ての集落に緩やかな死を迎えさせるのも無理なことです。

当時、究極の政策と言われた集落移転も2件見てきました。この大胆な政策は当時過疎対策の切り札と言われました。山奥の果てに近い集落に道路や橋を延長するだけで大きな予算が何十年にもわたって必要なため、一気に市町村営の新住宅に集落ごと引っ越す手法です。当時の移住者たちは、ふるさとが恋しいと心情的に町での生活に不満の声が多かった。今、それらの移転集落は若い世代に引き継がれ、かつてのように山のふるさとが恋しい声はありません。

ここらの心境と若い女性の都会への離高や嫁不足は、25年も前に私が共著で執筆した高知新聞社発行の「心の過疎」に書かれています。集団移転からおよそ40年、細々と改良してきた県道や中山間事業も完成され、山奥の多くの過疎地も以前よりはずっと便利になりました。だからこそ、最近は多くの過疎集落の住民は市街地周辺に住み、山奥に仕事に行くパターンが多くなっておりま。言ってみれば、逆に市街地がベッドタウン化しているのです。その点だけ捉えれば、巨額の道路整備は住・職の転換に役立ったと言えます。

生まれ故郷が恋しいのは人間の本能です。しかし、このように集団移転しても、世代が替わるとふるさとも変わるのです。大胆な発想と批判されると思いますが、道路が相当に整備された今、令和の集団移転という発想も必要になってくるのではないのでしょうか。生活の利便性、

就職の選択肢の増加、子供の教育など総合的に移転のメリットを検証して、新形態の集団移転として検討する価値はあるのではないのでしょうか。私の提案は発想だから、そのまままねるのではなく、発想を広げて新たな政策を打ち出せということです。

知事は本当に34市町村から、これだという人口過疎対策が提言されると思っているのでしょうか。私は無理と思います。小粒でも意味がありますが、当面のお年寄りたちの利便性を高めたり、子育ての予算の増加、一部の農林業への小粒な補助金で終わる、つまりまた政策というより現金支給の金太郎兄弟の提案になると心配します。

知事の提案した人口減ストップと若い女性の定着も、政策とすればまさに王道です。ただ、過去にどこの県もがチャレンジしたが、実現できなかった。それが、またぞろ、評論家が手を替え品を替えてポイントした途端、日本国中が若い女性の定着を連呼し出した。若い女性は何を求めるのでしょうか。優良な就職口、華やかな都市部、生活の利便性、結婚相手と機会の多い都市部などです。これも県議会で100回以上も質問、答弁されたことですが、とどのつまりは就職口です。当面の危機を乗り越える小手先細工も重要ですが、多くの県民は——男女を問わない若い世代ですが、知事がはっきりと、私の任期中に上場企業を二、三社誘致します、雇用は1,000人を目指しますなどと具体的に言明することを切望しているのです。

私は20年も前から、海外進出企業の日本回帰をチャンスにできないかと県議会で訴えましたが、さらに回帰が加速している今、困難だがチャンスが訪れたことは知事も県も当然御承知のところ。人口減少対策も若い女性の定着も難しい理屈は要りません。この仕事の確保でほとんど解決します。

また、無理、不可能と笑われますが、過疎地に住む住民の地方税や国民健康保険税を減免、免除するとか、思い切った優遇策までしなければ人口定着は不可能です。また、過疎地の生産品や農林品を無税にすれば、大きな会社や企業が進出するかも分かりません。新たな予算投入を抑えて、過疎地の雇用問題も上向きます。

これらの政策、つまり1、過疎地のトリアージ、2、令和の集団移転、3、過疎地のタックスフリーは、よほど決断力のある市町村長の存在と、県、国の理解と、一部では法律改正が必要になります。だから、お役人の世界では、あほな提案となるのです。

企業誘致について、誘致目標件数や期限を設定することについて知事の考えを聞く。

また、私のこのような3つの政策提案について知事はどう思うのか、お聞きしたい。

今回の知事の予算案には反対しませんが、やる気のある市町村に一気に十、二十億円程度を補助して、計画書どおりにできなかつたら返還項目をつける巨大スイツとむちの政策こそ、市町村のアドレナリンを高めると思います。それでもやるという市町村は本気です。

こういう厳しさも市町村に与えるべきです。こういう考え方を知事はどう思うのか。

私がこんな渾身の提案をしても、何十年も繰り返されるお役所の作文で終わってしまうと諦めながらの質問でした。

次、高知県の新エネルギービジョンは2025年までとなっており、その中で本県の強みとして、全国1位の森林率、全国10位の日照時間、全国2位の降水量を誇っております。上位3点の森林、日照、水についても全国的に有利な条件をエネルギー化できていません。

それでは、木質バイオマス発電などに利用された木質バイオマスの利用量は全国何位でしょうか。ビジョンにおける木質バイオマス発電な

どの促進にどのように取り組んできたのか、林業振興・環境部長にお聞きします。

また、次期改定版はどのような時代を先取りした新エネルギービジョンを目指すのか、林業振興・環境部長にお聞きします。

一方で、ソーラー発電の遅れ、本県の有利性をどうしても生かせられなかった。20年前から県議会で取組を私は求めてきたが、合計10回近い県議会質問で、やっと県が安芸市などと共同で、私の計画の10分の1で設置した。そのときはもう手後れで、国の買取価格が落ちていたが、それでもこれまで20億円の売電があり、出資割合から県には1億2,500万円余りの配当がありました。

私の提案した規模だったら100億円の売電収入となり、県民が潤うはずだった。なぜ県が必死になってしなかったのか。10年以上前の質問で、赤字のくろしお鉄道の高架にメガソーラー設置を提案した。赤字の半分近い収入が見込めたが、これも実行されなかった。

生活が厳しい県民を何とか助けたいという燃えるエネルギーでエネルギー政策に取り組んでいただきたいが、副知事の考えを聞く。

以前、取組の遅れを指摘したら、県は「四国では先行している」でした。分母を少子化して有利な数字を出すやり方は国も時々使いますが、遅れた分野を認めなかった上、結局四国で最下位のメガソーラー設置面積となりました。思い出せば安芸市のメガソーラーの開所式の時、県幹部がこう言いました「設置がちょっと遅過ぎた」。私は「あれだけ10年前から言っているのに県は乗ってこなかった、もっと時代の先を見んといかん」。メガソーラーでは完全な乗り遅れとなりましたが、ペロブスカイト太陽光発電が普及する近未来のエネルギービジョンも考えておくべきです。

洋上風力発電にしても、新エネルギービジョ

ンには、他地域の状況などの情報収集を進めま
すとうたっているが、ビジョンを書いた翌年
には早くも高知県は不向きと国から除外視さ
れている。本気で書いているのか、林業振興・環境
部長にお聞きしたい。

最後に、土佐沖のメタンハイドレートをどの
ように生かすか。ライバル地域の勢いが落ちて
いる今が、せり上がるチャンスではないか。国
は平成13年度から国家プロジェクトとして1,500
億円を投じたが、採掘実験は遅れに遅れ不可能
と言われる。

しかし、不可能でもエネルギー安保の観点か
ら政治的に必要性が求められる困難な道です。
困難なときこそ、10年、20年先を見据えて継続
努力してこそチャンスは来るものです。継続は
力なり、諦めは早いほどよい、どちらの政策が
本県の利益になるか、知事のお考えをお聞きし
たい。

次です。読売新聞だけに掲載されたので、御
存じない県民がほとんどだと思いますが、私の
体験を質問します。昨年の知事選のとき、私の
選挙区の芸西村のJA集荷所で知事と選挙運動
をしているときでした。私は知人がいるので会
話しているうち、知事から相当離れた距離にい
ました。濱田をお願いしますと頭を下げたところ、
突然驚くほどの大声で、おんしゃが何でお
るがなと恫喝されました。あまり大声なので顔
を上げると、芸西村の元村会議長でした。その
場から離れようと肩を翻したところ、思いっ切
り肩甲骨辺りを殴られ、体がふらつきました。
政治の世界でのぼり雑言はよくあることですが、
暴力は初めてでした。

新聞記者のときは取材で暴力団と何度も渡り
合いましたが、暴力団に暴行されたことがない
のに、元とはいえ民主主義の代弁者に暴行を受
けてまず思ったのが、暴力団よりひどいでした。
私も、それは暴力じゃないですかと反論したと

ころで、私の応援演説が始まったため、急いで
その場を離れました。これはれっきとした自由
選挙の妨害です。普通の県民なら許しているの
ですが、元議長だけに、地域の民主主義に危機
を感じて、許せないとなったのでした。

私の調べた限りでは、この10年間全国でもこ
んな単純なレベルの低い選挙妨害はありません
でした。保守地域の中で安芸警察署は大変な苦
労をして、この2月1日、この元議長を高知地
検に自由選挙の妨害容疑で書類送検しました。
安芸警察署と警察本部の警察官が社会正義を
守ってくれたことに大変な感謝をしています。
戦前の警察と違って、民主主義をよく理解して
いると頼もしく思いました。

ただ、警察が公表、つまりマスコミ公表しな
かったことが残念です。警察は書類送検は原則
公表しないというが、この5年間を調べると5
件の書類送検が高知県警によって公表されてい
ます。公表するほどの価値がないのなら分か
りますが、私の新聞記者20年の感覚なら、そこ
らのおっさんのけんかではなく、暴力を使った選
挙妨害、つまり元議長たる者が知事選の選挙期
間中に後期高齢者寸前の現職県議、つまりお年
寄りの私に一方的に暴行して、選挙応援を妨害
した。そして、その暴行の裏づけ捜査に絶対的
な自信があるから書類送検した。だから、公表
は当然だと思います。

私の周辺では、マスコミに公表しなかったこ
とが不思議だと、多くの県民が警察不信論を話
題にしています。その一つの証左に、1週間近
く遅れて事件性に気づいて報道した読売新聞が、
当日安芸市のコンビニ全店でほぼ売り切れ、何
人もが読売新聞だけ売り切れていたと話してい
ました。なぜ公表しなかったかと警察に聞くと、
関係者の権利、利益、公表することによって得
られる公益、公表が捜査に与える影響など総合
的に勘案してと答えました。

まず、この事件は、1、被害者の私が暴力による民主主義への挑戦は許せないので、公表してくれと言っていた。2、民主主義の代弁者の元議長による暴行である。3、知事選の選挙中の事件である。4、自由選挙の妨害の刑罰は、懲役4年以下か罰金100万円以下と重罪である。5、元首相が選挙応援中に射殺されるこの国で、反民主主義の波が静かに起きているが、そのような前提もあって、公表は今後ささやかでも反民主的な選挙への警鐘となる。6、公表されなかったら、警察が加害者を守ったことになり、多くの県民は警察のバランス感覚を疑う。7、前線の刑事が大変な苦勞をした結果の公表は、前線の警察官の励みになるなどから、未公表は警察にとってのマイナス要因が多いと思われるのに、あえて公表しなかったのです。

ただ、私は警察が嫌いで質問しているのでありません。民主主義の崩壊は、このようなささいなことから始まるという危機感から、あえて警察の民主主義に対する姿勢を問うため答弁を求めているのです。世界の歴史を見ても、ささいなことから民主主義の崩壊が起きています。自由に誰でも妨害されず、恫喝や暴力もなく、自由に選挙ができる、このごく普通のことがどれだけ大切なことか分かっていない、幸せな世代が警察幹部に増えていることに危機感を感じます。

次、警察関連でもう一つ、このところ本県では随分と外国人研修生が目立つようになりました。日本では働く基準が比較的厳しいためか、誰もが勤勉で礼儀もわきまえているように思えます。実際のところ、体力を使う激しい労働は彼らや彼女らの力を借りなければ困難になっています。私の選挙区でも、午前3時頃から起きて仕事をしてくれるのは外国人しかいないと大変感謝されています。

このように感謝すべき面はありますが、一方

で陰の側面も目立つようになりました。その多くは失踪事件ですが、あまり表に出てこない外国人による窃盗や暴力事件が時々地域で問題になることです。本県での外国人による犯罪は、ここ5年で119件しかなく、粗暴犯罪は聞きません。ただ、日本人の犯罪率と比べると、外国人は少なくありません。

先ほどの警察公表基準で表に出ないことや、雇主同士の示談で数字になっていない事件も少なくないように思います。場合によってはマスメディアの取材不足かセンスの問題かも知れません。外国人研修生を単なる労働力とと思っている雇主もいるようで、私から見れば厳しい環境の中で働いている人たちもいて、気の毒に思うところです。そのような環境から心がすさんでの犯罪行為かも知れません。

今年になって県東部で外国人研修生の乱闘、器物損壊、傷害事件が発生しました。パトカーが出動して大騒ぎになりましたが、これも関係者に配慮したのか公表されませんでした。四、五人がナイフと棒を持っての乱闘でけが人が出て、窓ガラスが割られる惨状でした。近くの村民は、ナイフを振るっていたので怖かったと言います。これが日本人の犯行なら警察が認知した場合、逮捕、公表だと思います。

また、数年前だが、外国人研修生の住居侵入を警察が逮捕しなかったため、被害者の村民が警察に抗議してやっと逮捕に至ったと言われております。外国人の犯罪者に対して何かおかしいとの声が聞かれます。その他、裏づけの取れない話も少なくありません。繰り返しますが、犯罪はほんの僅か、ごくごく一部の外国人研修生とはいえ、新たな治安対策が必要と思われます。政府の方針と時代の流れで、これから日本に100万人以上という外国人研修生が出稼ぎに来ます。ヨーロッパなどのケースから、日本でもきめ細かい治安対策が必要となるでしょう。

そこで、まとめて警察本部長にお聞きします。

1、芸西村での自由選挙の妨害の書類送検は、警察判断では公表する価値のない、ささいな事件だったのか。2、公表しなかつただけでなく、取材に行ったマスメディアにも隠したが、なぜそこまで表沙汰になるのを嫌がるのか。

3、ナイフを持った外国人研修生の傷害、乱闘事件も公表に値しない、ささいな事件か。4、外国人研修生の急増に対して、署員の少ない地方の警察署は対応に無理がある。言語を含めて問題解決に向かってどのように対策するのか。

次です。南海トラフ巨大地震時に命の道となり、格段に期待がされる高規格道路、県内各地に延伸しているが、何分完成が遅い。私が県議になった30年前、安芸市役所前で東部道、高知－安芸間事業化を祝った。芸西村と香南市の一部は開通したものの、安芸市まではあと10年はかかりそうです。複数の国会議員に聞けば、東部道路は予算が順調についていると言います。

そういうこともあって、一見工事も進んでいるように思いますが、東部の県民が一番知りたいことは、まず安芸市までいつ頃完成するかであります。道路課に聞けば、国道なので分からないと、驚くほどの無関心さです。確かに、国は100%完成のめどがつかないと発表しません。土木部も含めて、県民が一番求めるこんな重要な情報収集をなぜしないのかと言いたくなります。

あくまで見通しですが、この10年間に高知－安芸の開通を目指しているか、または何年後の開通を目指しているか、土木部長にお聞きします。

また、知事の胸のうちには、能登半島地震の教訓と南海地震対策もあって、国に何年後までに完成させてほしい気持ちがあるのか、知事にお聞きします。

また、小さな話ですが、朝の通勤時に芸西イ

ンターから下りて安芸市に向かう車が猛スピードで狭い旧道を走ります。30キロ制限の村道を時速五十、六十キロほどで走っております。何らかの対策を講じなければ、いずれ重大事故の発生が心配されます。

そこで、この村道における速度違反車両の取締りや、スピードを出しにくくする道路造りなどの対策を講じる必要があると考えるが、その対策等について警察本部長にお聞きします。

最後に、地元の質問も二、三させていただきたい。芸西村の国道沿いのハウス地帯はもともと低地に広がることから、大雨のときはよく冠水します。この問題は橋本知事時代から県も対応に追われ、排水ポンプ場の新設もされました。それでも直近では昨年6月の豪雨で89アールが被害に遭い、農家は泣いていました。ポンプ場の改修計画も進んでいますが、早くてもあと5年かかるため、明日の豪雨、今年の豪雨が心配です。

そこで、私はその日のうちに安芸農業振興センターに、国土交通省は洪水対策に移動式の大形ポンプで排水する、緊急対策として同様に大形移動式ポンプを準備すべきだと要望しました。安芸農業振興センターが努力して、中四国農政局から小型ポンプを3台長期借用ができました。県の即座の対応は評価しますが、何せ農家も使っている小型です。残念ながら、ないよりはちょっとましの程度です。そこで、国道沿いのポンプ場の排水能力を格段に上げるなど、今年の梅雨時には間に合う工事を早急に行うしていただきたい。

一方で、この冬の異常な渇水は各地の農業に深刻な影響を及ぼしています。安芸市でも芸西村でも昨年から雨らしい雨が降らず、農地はからからです。この1週間の小雨は効果ありません。県内どこも似た状況ですが、安芸市赤野と芸西村の渇水騒動は何十年も前から繰り返され、

県も認めており、その結果、県営の多目的和食ダムの建設につながったのです。

この渇水に対応できない一因は、もともと県の工事変更などから県営ダムの完成が大幅に遅れたことです。県には農業用水にも使える貯水ダムの完成が遅れたという責任もあります。しかし、今は和食ダムの貯水が農業用水として利用できるには、私は信じ難いのですが、県はあと2年と言います。現状への対策として、県が早急に農業用水池の湛水能力を増やすなどすべきです。県が、和食ダムが完成したら長年の渇水問題は解決すると言ってきたからこそ、追加の農業用水池を造らなかつたし、私も県説明を信用したからこそ、県議会質問や県政要望をやめたことがありました。

平成26年、10年前の県議会で和食ダムは平成28年度完成予定、令和5年の県議会では令和6年完成予定と説明しています。県営の和食ダムの完成と治水利用が当初計画から10年近くも遅れたことが、芸西村のハウス冠水と、その逆の渇水対策の遅れとなっている。芸西村では村の配分でハウス優先として、米作のわせを犠牲にする苦渋の決定をしました。ふるさと納税で人気の高いお米を諦めたことで、およそ1億円の損失と言われます。

まず、県は何十年も続く芸西村の農地冠水・渇水対策にどのように対処するのか、農業振興部長にお聞きします。

次に、和食ダムの度重なる完成目標の延期が原因の冠水、農業用水不足にどのように対処するのか、早急なダムの完成と湛水への意気込みを土木部長にお聞きします。

次です。南海トラフ地震への対策が本格化していなかった11年前、本県での津波による死者は3万6,000人と衝撃的な数字が示され、いかに人命を守るかが大きな課題でした。そのときに尾崎前知事は、市町村が津波避難タワーを建設

するなら、県が大胆にも市町村分を実質ゼロとする補助を行い、着手への道を開いたことです。この制度は平成30年度に終了しましたが、前知事の数多いクリーンヒットの一つと言えます。こうして県内に合計124もの津波避難タワーが完成し、県民は一安心と言えますが、多くの県民のもっと造ってほしいとの声があります。

東北大震災の後、能登半島地震が起き、多くの県民は改めて津波に恐怖感を高めています。以前の私なら、仮に総務省の予算が終了した場合、国土交通省へ行って国道を走るドライバーの命を守る避難タワーを造ってくれと言っていたでしょう。

本来なら総務省の予算で全額補助をしてほしいのですが、再度市町村負担が実質ゼロとなるような施策が必要と思いますが、知事にお聞きしたい。

次です。諸物価の高騰に農産物の価格が連動しないことは、知事はじめ農業振興部など頭を痛めています。同じくJAや農家からコストに合う出荷価格の形成を求める声が上がっています。この対策として、県、JA、農家も市場価格の適正化、つまり園芸製品の買取価格のアップを求めていることは周知のとおりです。私もハウス地帯の選出県議なので、当然ハウス農家の所得向上を考えており、政策によって行われる高値取引を希望する一方で、市場経済に逆行する夢の政策をどうすれば実現できるか、あまりに困難な道のりに首をかしげています。

価格の適正化という市場原理に反した、また資本主義国家に似つかわしくない政策を進めていくより、欧米では何十年間も実行されている所得補償のデカップリングの導入がふさわしいのではないのでしょうか。日本でも日本型デカップリングなど周辺整備などの支給が整備されている。しかし、私の言うデカップリングは、その語源どおりに農家の売上げプラス税金による

所得補償です。つまり資材や生産コストが想定以上に値上がりしたとき、農作物の出荷価格が追いつかなければ、前年相場並みに国や県が補填する政策です。野菜などの農作物の価格の暴落があったときに補償される農産物価格安定政策とは違います。

ただ、県もJAも市場価格を作為的に上げようとするれば独占禁止法に抵触するおそれがあるし、何よりも市場原理を力で動かそうとすれば、一円でも安いナスを買いたい消費者の反発を買い、場合によっては全国的な不買運動に広がるかも分かりません。平気でこんなことを力説するJAもJAです。

7年前に、県東部農協を発端とする選果機の農家負担で、公正取引委員会から排除措置命令を受けた際、驚くことに裁判に訴え、一審敗訴にかかわらず、さらに高等裁判所まで控訴して、完全に国に敗訴した大恥の経験者です。この敗訴で少しは農家や消費者のことを考えるようになったかと思うと、今度は資本主義制度に挑戦する気で、開いた口が塞がりません。

国は戦争状態などに農家に強制的な食糧増産を求める検討に入りました。食料供給困難事態対策法の整備です。農家に負担と義務を課せるのなら、しっかりとした経営基盤を守るため適正価格運動より、国にデカップリング、所得補償などを要望すべきではないでしょうか、農業振興部長にお聞きします。

さて、適正価格を含めてJA自体のセンスを疑いたくなります。そのとき、県はなぜ負ける裁判を止めなかったか、またそれが無理でも最高裁への上告をなぜ止めなかったか、農業振興部長にお聞きしたい。

適正価格の要求もどうかと思いますが、ほかにもJAの営業センスに首をかしげることがいっぱいあります。細かい一例を挙げると、私が30年も前から議会で何度も要望してきたナスの機

能性、JAと県は10年前にやっと乗り出したが、その効用PRについて血圧低下をうたっている。実はもっとすばらしいアンチエイジング効果があるのにPRしていない。年寄りが考えるので血圧低下作用を一番出したかったと思うが、ナスの購買層の7割以上が女性です。

昨年夏には複数の女性週刊誌にグラビアでナス特集が続きました。売り文句は血圧より若さでしょうと言いたい。私のこの意見に農業振興部長はどう思うか、お聞きしたい。

また、これも15年前から言っている中東方面へのユズ果汁の輸出拡大について、中東におけるこれまでの輸出の取組と、今後の取組について産業振興推進部長にお聞きしたい。

次です。最後です。私は、県議会議員として県予算の要望を相当に出してきましたが、橋本知事も尾崎知事も、県予算に対する地域の要望は、市町村が地元県議と協議したものを受け取り検討すると話していました。民主主義の当たり前の基本なのですが、濱田知事もその手順こそ県政の基本と思うのでしょうか。

といいますのも、大きな県予算の要望は、いろいろな事情をクリアした上で、地域の要望なども考慮して優先順位がつけられます。また、政治ですから、地域の声、熱い要望などから政治判断をするときもあります。例えば地域や地元県議が川の上流に橋を架設する判断の中で、自治体や団体が下流にと要望してきたとき、県が勝手に下流に架設を決める回答及び期待を持たせる「検討する」も同様ですが、そのような回答は議会の無視であり、議会制民主主義の否定になります。

以前にもこのような議会無視が行われ、尾崎知事時代にはっきりと知事が、大きな予算を伴う案件ですが、地域からの県要望は地元県議と協議したものしか受け付けないと言明しています。ただ、お断りしたいのは、合意が理想です

が、そこまで求めません。

もちろん、要望は国民の権利ですから、誰が県に要望書を出してもいいのです。それは認めますが、数億円を越すような県予算の要望への回答は、くれぐれも地元県議抜きで一方的に承諾しないことを知事をお願いしたいと思うがどうでしょうか。

以上で1問を終わります。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 樋口議員の御質問にお答えをいたします。

まず、県民が夢を持てる政策についてお尋ねがございました。

現在の最重要課題は、本県の将来を大きく左右する人口減少への対応であります。人口減少の克服こそが本県にとって最大のプロジェクトだと考えております。将来を担います若年人口の減少を食い止めまして、県民の皆様にも本県の未来に希望を持っていただけるように、元気な未来創造戦略を策定し、各分野にわたる施策を総合的に展開することといたしました。

中でも若年人口の増加に向けましては、若者を地域にとどめまして、また外から呼び込むというためには、魅力ある仕事を次々と生み出すことが重要だと、この点は御指摘あったとおりでと思います。

その際にはお話がありましたような、誰もが知る大企業の誘致といった注目度の高い取組だけではなく、1次産業、建設業の振興といった本県の産業構造に根差した、地に足のついた言わば地道な政策も重要だというふうに考えます。こうした分野におきますデジタル技術の導入促進などを通じまして、若い女性も含めた多くの若者の定着を目指してまいります。

また、こうした施策が効果を発揮し、高い成果を上げるためには、事業の立案に当たって、より斬新で柔軟な発想が求められると考えます。

この役割を今回新設する総合企画部が担いまして、県政の司令塔として人口減少対策を牽引する、そうすることで成果につなげたいと考えます。

このように一つ一つの施策を通じて着実に成果を出しまして、県勢浮揚に向けて確実に歩みを進めていく、このことが県民の皆さんに明るい展望を持っていただくための、言わば一番の近道だというふうに考えます。

次に、高知龍馬空港に新設をいたします施設の高知らしさが伝わる、そうした工夫をすべきだという点についてお尋ねがございました。

高知龍馬空港につきましては、台湾チャーター便の定期便化や新たな国際線の就航も見据えながら、既存ビルの改修と併せて新たなターミナルビルを整備することといたしております。これにより、将来海外から直接高知を訪れる訪日客のさらなる増加が期待をされます。その際には、例えば到着ロビーの内装の木質化によって、まず高知の木の香りを楽しんでいただくといった形で、外国の方にも高知らしさをアピールできるものになりたいと考えております。御指摘も踏まえまして、関係者の声もお聞きしながら、工夫を凝らした高知らしさのあふれる空間となるように、引き続き検討を進めてまいります。

次に、企業誘致の目標件数あるいは期限を設定するという点に関しましてお尋ねがございました。

私は、知事就任以来、企業誘致に限らず様々な計画を策定する際には、できる限り数値目標を設定し、県民の皆さんにお示しをすることに意を用いてまいりました。

お尋ねのありました企業誘致に関連いたしましては、第4期の産業振興計画におきまして、県外からのIT・コンテンツ企業の誘致件数20件を目標に掲げました。加えて、県外からの企業誘致と、これまでに誘致した製造業などの増

設も含めた雇用創出数、これを1,144人という目標を掲げまして取り組んでまいりました。その結果、この4年間におきまして、コロナ禍の影響はありましたが、13件のIT・コンテンツ企業の誘致、974人の雇用の創出を実現することができました。

先月の2月には、大阪に本社があります上場企業のグループ会社であります事務系企業の進出が決まりまして、5年後には約300人の新たな雇用の創出が見込まれております。第5期の産業振興計画におきましても、引き続きIT・コンテンツ企業の誘致20件、製造業などの増設も含めた誘致と増設による雇用創出数1,814人、こうした数値目標を掲げてまいります。

このように今後も各種の計画におきまして、できる限り数値目標を設定し、施策の効果を検証する、そして分かりやすく公表していくことを通じまして、県政の成果を適切に評価いただくように取り組んでまいる考えであります。

次に、お話のありました過疎地のトリアージ、令和の集団移転、過疎地のタックスフリー、この3つの提案についてどう思うかというお尋ねがございました。

過疎問題に関します、議員のこの3点についての御提案は、行政の公平・公正性あるいは財源の確保、また何よりも住民の皆さんの気持ち、こういったものを考えますと、実現可能性の面でハードルは相当高いのではないかと率直に感じます。

一方で、現在のような厳しい局面におきましては、大胆な発想も排除をせず、いかに成果を上げるか、そのためにより効果的な施策は何か、工夫を凝らして企画立案することが重要だというふうに改めて感じます。

例えば、県で進めております集落活動センターの取組でございますが、これは従来は市町村の中でも中心部ではない周辺の集落の活性化を目

指して支援していくと、そういった形で推進をしてまいりました。しかし、来年度からはこうした従来の発想から転換をいたしまして、いわゆる町なかでのセンターの立ち上げ支援も行うこととしました。町なかという活力やマンパワーが残る地域に、より手厚い投資を行って、周辺部も含めた地域全体の生活を支え、底上げする、そうした活動を支援するものであります。

これは、頑張っている地域を重点的に支援するというので、周辺の他の地域もより広くカバーして効果を上げようというものでありまして、議員からお話がありました件と一脈通じるところがあるのではないかとというふうに存じます。

限られた予算、マンパワーをどのような施策にどのように投入していくのか、大変難しい問題であります。常に住民の皆さんの声に耳を傾けまして、その上で、時に大胆かつ柔軟な発想で検討していく、そうした必要があると考えます。

次に、人口減少対策総合交付金におきます、やる気のある市町村への重点支援、目標達成できない場合の交付金の返還についてお尋ねがありました。

今回の交付金は、市町村の裁量で活用ができます基本配分型に加えまして、県の掲げる目標達成に向けて意欲のある市町村からの手挙げ方式による連携加算型を設けております。また、この連携加算型は、市町村のモデルとなる取組などについては、いわゆる知事特認により交付率のかき上げ、または交付上限額の加算も可能となる仕組みを入れたいと考えております。

この交付金は、四、五年後までに若者人口の減少傾向に歯止めをかける、おおむね10年後には現在の水準まで回復させる、こういうことを目指すという高い目標、野心的な目標に挑戦するものです。現時点では、仮に目標の達成が

困難だと判明した場合でも、交付金の返還までは求める考えはございません。ただ、私といたしましては、連携加算型は上限額までの交付を各市町村に保障するといった考え方ものではありませんで、成果が見込める取組が想定ほど提案をされない場合には、翌年度以降に予算を持ち越すといった対応もあり得べしという考えでおります。

一方で、この交付金により若者の減少に歯止めをかけたいという思いは強く持っております。このため、計画づくりの段階から県が市町村と一緒にになりまして、現状把握、課題分析、施策の立案を行ってまいりたいと思っておりますし、また実行段階においても、目標達成に向けた助言、提案を行いまして、市町村をしっかりとサポートしてまいります。

次に、メタンハイドレートに対する考え方についてお尋ねがございました。

国におけますメタンハイドレート研究開発につきましては、海洋エネルギー・鉱物資源開発計画において工程表が定められております。その中で、将来の商業生産を可能とするための技術開発を進め、2030年度までに民間企業が主導する商業化に向けたプロジェクトが開始されることを目指すとされています。この工程表に基づきまして、最近の動きといたしましては、昨年の5月から8月には三重県志摩半島沖で試掘と簡易生産実験が行われたものというふうに承知をしております。

メタンハイドレートの実用化まではまだ技術的な課題も多く、時間を要する状況にありますけれども、土佐湾沖には相当の資源量があると推定されております。そして、将来商業化された際には、本県にとりましても高知新港の陸揚げ拠点としての活用などによりまして、県経済の活性化につながる可能性を秘めていると考えます。

このため、これまでも国に対しましてメタンハイドレートの実用化に向けた取組の加速、あるいは土佐湾沖での詳細な資源量の調査、高知新港の活用などについて政策提言を行ってまいりました。土佐湾沖においてもメタンハイドレートを安定的に産出、陸揚げできる技術開発の推進に向けまして、引き続き国への働きかけ、情報収集に努めてまいります。

次に、県東部の自動車道につきまして、国に何年後までの完成を望むのかとのお尋ねがございました。

高知東部自動車道をはじめといたします四国8の字ネットワークの整備によりまして、観光地までのアクセス性の向上、特産物をより高鮮度で大消費地に届ける、こういったことが可能となります。さらに、東部地域でも課題となっております周産期医療環境の確保にも寄与するといった形で多くの効果が期待できます。また、南海トラフ地震などの大規模災害発生時には、比較的被災の少ない瀬戸内側からの救助・救出活動などの支援部隊の進出ルートともなります。

このように四国8の字ネットワークは、本県の観光、地域経済を支え、日常生活の安心を高めますとともに、防災力を向上させる大変重要な命の道とも言うべき道路だと考えます。そのため、これまでも知事として、四国8の字ネットワークの早期整備について国に提言をしてまいりました。また、高規格道路網の整備は全国的な課題でもありますので、全国高速道路建設協議会の副会長の立場で、強靱な道路ネットワークの早期構築を国に直接訴えてまいりました。

この東部自動車道の事業は国の事業でもございます。この毎年の事業量はどの程度確保されるかということは、国の財政状況などにも大きく左右されますので、明確に何年後と申し上げることはできませんけれども、一日も早い全線開通に向けて、経済団体や沿線自治体などと共

に連携をいたしまして、引き続き国に対して強く訴えてまいる考えであります。

次に、津波避難タワーの整備におきます市町村負担が実質ゼロとなる施策に関してのお尋ねがございました。

お話もいただきましたように、東日本大震災を踏まえまして、避難路・避難場所の整備の加速化を図りたいという考え方に立ち、平成24年度から30年度にかけて、市町村負担が実質ゼロとなるような財政支援を県として行ってまいりました。その後、市町村や住民の皆さんが整備された避難路・避難場所を活用した訓練を行いまして、検証いたしました結果、一部の地域では要配慮者の避難が間に合わないといった課題が明らかになったところでございます。

こうした新たな課題に対応して、追加的に必要となります津波避難タワーの整備を支援するという目的に沿いまして、令和2年度から期間限定という考え方で交付金制度を設け、本年度をもって終了すると、そうした流れで整備を進めてまいったところでございます。

都合、今年度まで10年余りにわたります交付金制度によりまして、現在の被害想定に基づいて計画をされました津波避難タワーの整備は完了したと考えております。したがいまして、市町村の御判断でこれ以上に津波避難タワーを整備したいという場合には、緊急防災・減災事業債などの国の制度を活用していただきたいというふうに考えております。

ただ、一方で国が最新の知見を踏まえて、震度分布、津波高、被害想定の見直し、こういった作業を進めております。この結果、将来的に津波避難タワーの追加整備が必要となることも考えられるところであります。こうした場合は国の支援制度の動向、県の財政事情なども踏まえて、市町村負担の軽減につきまして、市町村の意見も伺いながら新たに検討してまいる考え

であります。

最後に、県予算の要望についてお尋ねがございました。

県におきましては、日頃から市町村や各種団体などを通じまして、地域に関する様々な御要望、予算に関するものを含めて御要望をお聞きしております。お聞きいたしました要望につきましては、その内容をしっかりと吟味させていただきまして、地域の様々な関係者の方々の御意見も伺いながら、必要に応じて関係者間の調整を図るといった対応を行っておりますし、今後もそうした対応を行ってまいる考えであります。

こうした過程の中で、地元選出の県議の方を含めました地元関係者が、まとまった形で出されました要望については、言わば地域の総意という意味で私としても重く受け止める必要があるというふうに考えております。

ただ、一方で全県民を代表すべき知事の立場といたしましては、地元関係者の方お一人お一人が個々に行われます要望についても、やはり真摯に受け止めなければいけないものだというふうに心得ております。

私からは以上であります。

(副知事井上浩之君登壇)

○副知事(井上浩之君) まず、政策実現に向けた県の体質についてお尋ねがありました。

私の県庁での経験を振り返りますと、県政運営や施策の立案、進め方などにおけます、議員のお言葉をお借りいたしますと県の体質ということになりますけれども、その体質は大きく変わってきたなというふうに感じております。具体的には、産業振興計画など県の方針となる羅針盤を立て、その下に分野ごとにと組を大項目、中項目、小項目に体系化いたしまして、それぞれ目標を設定する、そしてその達成に向けた施策を立案し執行し、その進捗状況や結果を踏ま

え、P D C Aサイクルを回すといいました、そうした一連の仕組みが職員にしっかり浸透してきたというふうに感じております。

また、目標の設定や施策の立案、執行など、それぞれの過程におきまして、地域の方々の声はもとより、各分野の関係者や有識者の意見を数多くお聞きし、反映するとともに、本部会議など庁内での議論も県民の皆さんにオープンにする形で進めていくことも定着をしております。

さらに、P D C Aサイクルを回す際には、目標の達成度に加え、達成できなかった要因を正直に分析した結果も公開をいたしまして、県民の皆さんに適切に評価をしていただいた上で、施策の改善や見直しに取り組んでいます。このことは、課題に正面から向き合い、その解決に向けて真剣に取り組んでいる県職員の現在の姿勢を示すものというふうに思っております。

有言実行の組織といたしまして、全力で目標達成に向けて取り組む姿勢を続けていくためにも、次の時代を担う若手職員を含めて、人材育成をさらに力を入れていきたいと考えております。

一方で、県政の最重要課題であります人口減少対策を強力に推進していくというためには、職員にはこれまで以上に大胆な、柔軟な発想が求められてくると思っております。このため職員の政策立案能力の向上にも注力をし、県政の体質強化、これも図っていきたいと考えております。

次に、エネルギー政策に取り組む意気込みについてお尋ねがありました。

太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入は、本県の豊かな自然資源を最大限生かしたエネルギー政策です。ただ、発電事業の実施に当たりましては、その効果がいかに地域に還元されるかということが重要になると考えております。

そのため、県と市町村、県内事業者が協働で事業会社を設立し、メガソーラー発電による利益を地域に還流させる、こうち型地域還流再エネ事業という取組を進めてまいりました。土地の形状をはじめとする諸条件が整わず、当時議員から御提案のあった規模には届いておりませんが、県内ではこの仕組みを活用いたしまして、6市町村で事業が行われております。これら6施設の合計の出力規模は1万キロワット程度で、平成28年度から令和5年度までに、県、市町村合わせて4億3,600万円が県、市町村の歳入として配当されておりました、地域に還元をされているものと考えております。

現在は、F I Tの売電単価が大幅に下がっておりまして、この枠組みによる新たなメガソーラーの建設の予定はありませんけれども、この再生可能エネルギーの導入を進めることは、エネルギー価格の高騰の影響を受けている県民の皆様や事業者の皆様の経済的な負担の軽減にもつながるとともに、脱炭素化にも大いに資するものと考えております。このため、本年度から県民の皆さんや事業者の皆さんが行う太陽光発電設備の導入への支援と併せて、県民の皆さんの省エネ性能の高い家電等の購入への支援に取り組んでいるところでございます。

今後も、県民の皆さんの暮らしを支える、そして暮らしの質を向上させるという視点をしっかり持ちまして、再生可能エネルギーの導入促進や省エネルギー化に積極的に取り組み、あわせてカーボンニュートラルの実現にもつなげてまいりたいと考えております。

(林業振興・環境部長武藤信之君登壇)

○林業振興・環境部長(武藤信之君) まず、木質バイオマスの利用量の全国順位と、木質バイオマス発電などの促進への取組についてお尋ねがございました。

本県の発電や熱利用による木質バイオマスの

利用量についてですが、直近5年では20万トン前後で推移しており、令和4年末では約21万トンでございます。これは、全国で27位の利用量となっております。

次に、木質バイオマス発電の促進についてです。木質バイオマス発電は、木質燃料を地域で安定的に調達することができれば、地域への経済効果が期待できるものです。このため、その促進に当たっては、計画段階から施設の運営に至るまで、燃料となる低質材を安定的に確保できるよう取組を進めてまいりました。具体的には、木質バイオマス発電事業者と林業事業者における木質燃料の安定供給に向けた協議、皆伐や搬出間伐後の林地残材の運搬への支援などを行っております。

こうした取組を行う中で、令和4年度には本山町で熱利用を組み合わせた発電が開始されたほか、仁淀川町でも木質バイオマス発電の準備が進んでいる状況となっております。一方、木質バイオマスの熱利用については、国の制度を活用し、ボイラーの導入を支援するとともに、燃焼灰の処理にかかる費用も支援をしてきました。加えて、ボイラーで使用する木質ペレットの安定供給に向けて、製造に必要な原木調達への支援も行っているところでございます。

また、市町村や燃料製造事業者などによる協議会によりまして、木質バイオマスの利用や供給についての情報共有などを行う中で、燃料需要の季節変動などの課題への対応を検討しております。こうした一連の取組によりまして、本県は農業用を中心に木質バイオマスボイラーの導入を進め、令和4年の稼働数210台は全国1位となっております。

次に、次期の新エネルギービジョンの目指す姿についてお尋ねがございました。

現在の新エネルギービジョンは、本県における再生可能エネルギーの導入促進と地域振興を

図ることを目指し、2020年度末に改定したものです。このビジョンでは、計画期間の最終年度となる2025年度末時点の再エネの設備容量を118万キロワットと見込んでおりました。

その後、2021年度には国内外の脱炭素化に向けた動きを捉え、脱炭素社会推進アクションプランを策定し、ビジョンの取組をより進化させたところでございます。この中で、2050年のカーボンニュートラルが実現したエネルギー分野の将来のイメージとして、エネルギーの地産地消による地域の活性化と環境に優しい社会の実現を提示しており、これは次期ビジョンが示す本県の将来像を先んじて示したのもでもあります。

この将来イメージを実現すべく、アクションプランでは再エネの設備容量について、ビジョンよりも長期的な視点に立ち、2025年度の推計値の約1.5倍となる173万キロワットを2030年度の目標として設定しております。あわせて、太陽光発電設備への導入支援など、個々の施策についても強化を図ったところです。

加えて、県内では2030年度までに家庭部門などにおける電力消費に伴う二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする国の脱炭素先行地域に、4エリア5市町村が選定されました。先行地域の取組は、脱炭素化を通して地域の課題を解決し、住民の暮らしの質の向上を実現する取組でもあり、例えば梶原町では木質バイオマス発電、また北川村では小水力発電を活用した取組が動き始めております。こうした次の時代を先取りした取組の芽をしっかりと育て、他地域にも広げていきたいと考えております。

引き続き、新エネルギービジョンの取組を含めたアクションプランが目指す将来のイメージの実現に向けまして、再生可能エネルギーの導入などを加速してまいります。

最後に、洋上風力発電への考えについてお尋ねがございました。

国の海洋再生可能エネルギー促進区域指定ガイドラインによりますと、洋上風力発電の事業性が確保できる見込みのある風の状況として、平均風速毎秒7メートルが示されております。本県においては、室戸沖や足摺岬沖などがこの目安を満たすエリアであり、風の状況に関しては洋上風力発電の可能性はあるものと考えております。

しかしながら、新エネルギービジョンにおいても記載していますとおり、地理的条件の制約もございます。具体的には、室戸沖や足摺岬沖の両地域とも水深が深く、欧州で確立された技術である着床式での導入が困難であること、また優良な漁場を有することなどが挙げられます。

現在、国においては沿岸海域における着床式を中心に導入区域が選定されており、着床式の設置に課題のある本県において具体的な案件はない状況でございます。その一方で、着床式での設置が困難な水深が深いエリアでも対応が可能な浮体式による設置について、国の研究開発が進められております。このため県としては、この浮体式を含めた洋上風力発電は将来的な再生可能エネルギー導入の選択肢の一つとなると考えております。

今後とも、研究開発の状況や、先行して洋上風力に取り組んでいる地域の情報収集も行いながら、その可能性について研究を続けてまいります。

(警察本部長高清水善弘君登壇)

○警察本部長(高清水善弘君) まず、県警察の発表基準についてお尋ねがございました。関連いたしますので、併せてお答えいたします。

個別の事件については、お答えを差し控えさせていただきますが、県警察における事件、事故の報道発表につきましては、被害者等関係者のプライバシー等の権利・利益、公表することによって得られる公益、公表が捜査に与える影

響等を個別具体の事案ごとに総合的に勘案して、発表の適否、その内容を判断、決定しているところであります。

次に、外国人研修生に係る治安対策についてお尋ねがございました。

県警察では、外国人技能実習生が事件、事故に巻き込まれたり、犯罪に関与しないようにするため、技能実習生を受け入れている事業者と連携し、防犯教室の開催をはじめ、我が国で生活する上での基本的な法律やルールについて理解を促す活動に取り組んでおります。

また、警察職員を語学研修に派遣し、語学力の向上を図っているほか、現場警察官に多言語翻訳機能が搭載された公用のスマートフォンを携帯させるなど、言語を含めた対策も講じているところであり、県警察といたしましては、引き続き各種対策を講じてまいり所存でございます。

次に、芸西村村道における速度違反車両の取締りなどの対策についてお尋ねがございました。

御指摘の村道につきましては、高知東部自動車道の芸西西インターチェンジ付近の国道における交通渋滞を避けたい車両が多く利用されている道路と承知しております。

県警察といたしましては、これまでこの村道において交通事故に直結する危険性の高い速度違反や一時不停止違反、信号無視違反の取締りを行ってまいりました。あわせて、国道上の渋滞緩和措置として、信号機のサイクルを見直したほか、村道において警察官を配置した警戒活動や、通過車両に対する交通安全啓発物の配布など、広報啓発も実施してきたところであります。また、道路管理者と協議を行い、速度抑制を呼びかける看板や道路標示を設置していただいたところであります。

県警察といたしましては、今後とも村道における速度違反取締り等の交通指導取締りを継続

的に実施するとともに、道路管理者等と連携し、速度抑制に資する地域の交通安全対策を推進してまいります。

(土木部長荻野宏之君登壇)

○土木部長(荻野宏之君) まず、県東部の自動車道について、10年内での高知—安芸区間の開通を目指しているのか、または何年後の開通を目指しているのかとのお尋ねがございました。

現在、高知東部自動車道では、高知龍馬空港—香南のいち間が令和7年春頃に開通することが公表されております。高規格道路の開通時期は、用地買収の進捗など完成に向けた事業実施環境が整った時点で公表すると国からお聞きしています。一方で、高知東部自動車道などの四国8の字ネットワークの事業中箇所の開通時期は、開通を見据えた民間投資などの社会経済活動に多大な影響を及ぼすことなどから、できるだけ早期に公表していただけるよう国に働きかけているところでございます。

何年後の開通を目指しているのかとのお尋ねに対しましては、先ほどの知事答弁のとおり、明確に何年後とは言えませんが、東部の高規格道路の一日も早い全線開通に向け、関係市町村等とも連携しながら、用地買収や地元調整を支援することで、事業実施環境を整えていきたいと考えてございます。

次に、和食ダムの早急な完成と湛水への意気込みについてお尋ねがございました。

和食ダムの本体建設工事については、平成29年2月末を完成期限として、平成25年10月に工事着工いたしました。工事着手後、コンクリートの材料として使用予定の砕石にコンクリートの劣化を早めるおそれのある物質が含まれていたことが判明し、新たな砕石の調達先の確保に日時を要したため、完成期限を平成30年5月末まで延期いたしました。その後、ダム左岸斜面の掘削中に、粘土を含む流れ盤状の割れ目が確

認され、割れ目の範囲の詳細な把握や、除去方法の検討に日時を要したことなどから、完成期限を令和7年2月末まで延長いたしました。

このように当初の完成予定からは8年もの遅れとなりましたが、現在本体コンクリートの打設は完了し、取水放流設備の設置など、最終段階の工事を進めているところです。冠水や農薬用水の不足に対処するためには、一日も早くダムの治水や利水の効果を発揮させる必要があると考えております。

そのため、令和6年度末にはダム本体工事を確実に完成させるとともに、令和7年度にかけて試験湛水を実施し、速やかに運用が開始できるよう、引き続きしっかりと取り組んでまいります。

(農業振興部長杉村充孝君登壇)

○農業振興部長(杉村充孝君) まず、芸西村の農地の冠水・濁水対策についてお尋ねがございました。

初めに、想定を超える降雨による浸水である農地の冠水対策についてですが、和食川の下流にある3か所の排水ポンプ場の能力では近年の集中豪雨に対応できずに、ハウスが水につかって、栽培の中止を余儀なくされるなどの被害が発生しており、早急に対策を実施する必要があります。

このため、県としましては、現在3つのポンプ場全ての排水能力を大幅にアップさせるよう、必要となる排水量の調査などを実施しております。早ければ令和7年度の国の事業に申請して、抜本的な対策工事に着手したいと考えております。また、対策工事が完成するまでの緊急対策として、昨年8月には3つのポンプ場に直径150ミリの排水ポンプをそれぞれ追加で1台配備しておりますが、このうち最も浸水想定エリアの広いポンプ場につきましては、来月には直径250ミリのポンプ2台と交換することで、排水

能力を約5倍に増やす予定でございます。

次に、農業用水不足である渇水対策についてですが、冬場の降水量が少ない年に、最も水が必要となる春先にかけて農業用のため池の貯水量が減少し、水稻の作付を断念するといった影響が発生しており、必要な対策を望む声が多いことは承知しております。この対策としましては、例えばため池の堤の部分をかさ上げして貯水量を増やすことや、新たな水源の確保などによりまして、農家の皆様が安心して栽培できる農業用水を確保する抜本的な対策が必要となります。

今後は、国の補助事業の活用も視野に入れまして、用水不足の解消につながる対策を早急に実施できるよう、農家の皆様や土地改良区、芸西村と協議を重ねてまいります。

次に、デカップリング、所得補償などを国に対して要望すべきではないかとのお尋ねがございました。

燃料や肥料といった農業資材の価格高騰が続く一方で、農産物はコストの上昇分が価格に十分に反映されておらず、生産者は非常に厳しい状況に置かれていると認識しております。こうした中、国におきましては、適正な価格形成に関する協議会が設置されまして、生産から消費に至る食料システム全体で農産物の適正取引が推進される仕組みの構築に向けた検討が続いております。

県におきましても、昨年県内各地で農業関係者の皆様と意見交換を行う中で、多くの生産者の方から、コスト上昇分の価格転嫁を望まれる切実な声を直接お聞きしております。こうした現場の声にお応えするためにも、まずは所得補償ではなく、適正価格形成に向けた国の動きにしっかり対応してまいりたいと考えております。具体的には、今後も引き続き国の協議会の中で、コストデータの把握、収集などが検討されてい

くと聞いておりますので、本県のデータを積極的にお示しするなど、この仕組みが本県の実情を反映したものとなるよう、政策提言も含め国に働きかけてまいります。

なお、議員のお話にありました食料供給困難事態対策法案は、先月27日に国会に提出されておまして、法案を確認してみたところ、国内で食料の供給が大幅に不足するといった事態において、生産者に増産の要請や指示があった場合の財政上の措置がうたわれているため、その中で関係者への適切な補償もなされるものと承知しているところでございます。

次に、県内農業協同組合の訴訟に対する県の関わりについてお尋ねがございました。

平成29年に、県東部の農協が、農協以外に出荷した組合員の出荷場の利用を認めないことなどが、独占禁止法に規定する拘束条件付取引に該当するとして、排除措置命令を受けております。

県は、当該農協も含め県内の農協全てに排除措置命令後、直ちに出荷場の規約が組合員の系統外出荷の制限や不利益となる内容となっていないかを点検した上で、必要な見直しを行うことを指示いたしました。また、当該農協に対しまして、職員への独占禁止法の研修や、再発防止策の策定と実施状況の報告も求めています。

一方、農協による訴訟提起や控訴の対応につきましては、農業協同組合法に基づく県の指導権限を越えていること、また農協自らが弁護士などの専門家と対応策の検討を始めていたことなどから、その推移を見守ってまいりました。

なお、排除措置命令後は、毎年行っている立入検査などの機会に、再発防止策が確実に実施されているか、適切な出荷場の運営ができていかなどについても確認をしているところでございます。

最後に、ナスの機能性に係るPRについてお

尋ねがございました。

機能性表示食品制度は、特定の成分が持つ健康の維持や増進に役立つ機能性を臨床試験などの科学的根拠に基づいて確認した上で、事業者が消費者庁に届け出ること、食品に表示することができる制度でございます。

高知なすにつきましては、信州大学などと一緒に臨床試験を重ね、科学的根拠を基に、ナス由来のコリンエステルが血圧が高めの人の血圧を改善するとして、令和2年に全国で初めてJ A高知県の届出が受理され、これを新たなセールスポイントとして販売拡大に取り組んでいるところであります。

一方、議員のお話にありましたナスの皮に含まれるポリフェノールは抗酸化作用が強く、美肌効果など様々な効果があるとされており、そうしたことを踏まえ、現在のところ機能性表示そのものはできないのですが、イメージ戦略としては有効なものではないかと思っております。このため、ナスに含まれるポリフェノールの持つアンチエイジング効果などを、例えば女性に人気のある書籍への掲載を提案するなど、販売戦略の一つとして活用していくことを検討してまいります。

(産業振興推進部長沖本健二君登壇)

○産業振興推進部長(沖本健二君) 中東へのユズ果汁の輸出拡大に向けた取組についてお尋ねがございました。

中東は、アラブ首長国連邦をはじめ富裕層が多い上に、近年になって日本食の人气が高まっておりますことから、ユズ果汁をはじめ県産品の輸出拡大が期待できる市場だと思います。

そのため、ドバイで開催されています中東地域最大級の食品見本市におきまして、平成30年度と令和元年度に高知県ブースを設置し、ユズ関連事業者の出展を支援しますとともに、貿易促進コーディネーターにより県内事業者と

輸出商社とのマッチングを行ってまいりました。こうした取組によりまして、中東へのユズ果汁の輸出額は、平成25年の500万円から、令和4年には8倍となります4,000万円に大きく増加をしております。

来年度は、ユズ果汁をはじめとする農水産物や、ユズリキュールなどの土佐酒の一層の販売拡大を目指しまして、ドバイでの賞味会を開催する予定でございます。あわせて、これまでの国内外の商社とのつながりを生かし、県内事業者の販売拡大の支援を強化してまいりたいと考えております。こうした取組を積極的に推進しますことで、中東における県産品のさらなる輸出拡大に取り組んでまいります。

○27番(樋口秀洋君) ここから見ていますと、知事が背中を丸めて一生懸命仕事をしています。

2問目はしません。答弁が、まず満足というところです。

それから、林業振興・環境部長、私はこれ、造れと言っているんじゃないですよ。そこは理解しておいてください。

それから、警察本部長、教科書どおりですが、あなたの心のその中は大体想像できます。教科書どおりだから、それについては何も言いません。

以上で私の質問を終わりますが、まだ時間がありますので、もったいない。1つ、ちょっとむちゃな質問もあったと思うんです。私は、やれじゃないですよ。そればあの気概でやらなきゃいけないということを言っているんですよ、知事も御理解と思えますけれど。皆さん御存じかも分かりませんが、1つ言いますと、東京の地下鉄大江戸線、そのプラットホームから人が落ちないようにフェンスがあるんですが、その自動閉塞に物すごく高度な制御装置が要るんですが、20億円、それをある職員がQRコードを使うことでたった270万円でいったんですよ。20億

円もかかるからできないできないと言っていることを、高度なコンピューターを使った制御装置をやめてQRコード一つで270万円、それでできました。全線開通です、この前。そのような大胆な発想を知事にもしてほしいし、職員の方にもしてほしいという願いが私のちょっと下品な表現ですが、あほな質問と書いたのはそこにあるんです。ぜひとも皆様方がそのような大胆な発想をしてほしいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（弘田兼一君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明2日から4日までの3日間は議案精査等のため本会議を休会し、3月5日から再開いたしたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（弘田兼一君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

3月5日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時45分散会

令和6年3月5日（火曜日） 開議第4日

出席議員

- 1番 竹内健造君
- 2番 戸田宗崇君
- 3番 上治堂司君
- 4番 桑鶴太朗君
- 5番 土森正一君
- 6番 榎尾絢子君
- 7番 久保博道君
- 8番 上田貢太郎君
- 9番 今城誠司君
- 10番 金岡佳時君
- 11番 下村勝幸君
- 12番 田中徹君
- 13番 土居央君
- 14番 横山文人君
- 15番 西内隆純君
- 16番 加藤漠君
- 17番 弘田兼一君
- 18番 明神健夫君
- 19番 三石文隆君
- 20番 畠中拓馬君
- 21番 依光美代子君
- 22番 大石宗君
- 23番 武石利彦君
- 24番 西森美和君
- 25番 寺内憲資君
- 26番 西森雅和君
- 27番 樋口秀洋君
- 28番 岡田竜平君
- 29番 田所裕介君
- 30番 橋本敏男君
- 31番 坂本茂雄君
- 32番 はた愛君
- 33番 細木良君
- 34番 岡田芳秀君
- 35番 岡本和也君

36番 中根佐知君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知事 濱田省司君
- 副知事 井上浩之君
- 総務部長 徳重覚君
- 危機管理部長 中岡誠二君
- 健康政策部長 家保英隆君
- 子ども・福祉政策部長 山地和君
- 文化・生活スポーツ部長 岡村昭一君
- 産業振興推進部長 沖本健二君
- 中山間振興・交通部長 中村剛君
- 商工労働部長 松岡孝和君
- 観光振興部長 山脇深君
- 農業振興部長 杉村充孝君
- 林業振興・環境部長 武藤信之君
- 水産振興部長 松村晃充君
- 土木部長 荻野宏之君
- 会計管理者 池上香君
- 公営企業局長 笹岡浩君
- 教育長 長岡幹泰君
- 人事委員長 門田純一君
- 人事委員会会長 澤田博睦君
- 公安委員長 小田切泰禎君
- 警察本部長 高清水善弘君
- 代表監査委員 五百藏誠一君
- 監査委員局長 高橋慎一君

事務局職員出席者

事務局長 山本和弘君
事務局次長 中島勝海君
議事課長 吉岡正勝君
政策調査課長 飯田志保君
議事課長補佐 杉本健治君
主 幹 大川美千子君
主 査 宮崎由妃君



議事日程(第4号)

令和6年3月5日午前10時開議

第1

- 第1号 令和6年度高知県一般会計予算
- 第2号 令和6年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第3号 令和6年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第4号 令和6年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第5号 令和6年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第6号 令和6年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第7号 令和6年度高知県県債管理特別会計予算
- 第8号 令和6年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第9号 令和6年度高知県国民健康保険事業特別会計予算
- 第10号 令和6年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第11号 令和6年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

- 第12号 令和6年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 第13号 令和6年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
- 第14号 令和6年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第15号 令和6年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第16号 令和6年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第17号 令和6年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第18号 令和6年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第19号 令和6年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第20号 令和6年度高知県流域下水道事業会計予算
- 第21号 令和6年度高知県電気事業会計予算
- 第22号 令和6年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第23号 令和6年度高知県病院事業会計予算
- 第24号 令和5年度高知県一般会計補正予算
- 第25号 令和5年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第26号 令和5年度高知県旅費集中管理特別会計補正予算
- 第27号 令和5年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第28号 令和5年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第29号 令和5年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第30号 令和5年度高知県土地取得事業特別会計補正予算
- 第31号 令和5年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算

第 32 号	令和5年度高知県災害救助基金特別会計補正予算	第 50 号	高知県住民基本台帳法施行条例等の一部を改正する条例議案
第 33 号	令和5年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算	第 51 号	高知県消防法関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案
第 34 号	令和5年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算	第 52 号	高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
第 35 号	令和5年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算	第 53 号	高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例議案
第 36 号	令和5年度高知県県営林事業特別会計補正予算	第 54 号	高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案
第 37 号	令和5年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算	第 55 号	高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
第 38 号	令和5年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	第 56 号	高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 39 号	令和5年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	第 57 号	高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び高知県指定居宅サービス等の事業等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
第 40 号	令和5年度高知県流域下水道事業会計補正予算	第 58 号	高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 41 号	令和5年度高知県病院事業会計補正予算	第 59 号	高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
第 42 号	障害のある人もない人も共に安心して豊かに暮らせる高知県づくり条例議案	第 60 号	高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
第 43 号	高知県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例議案	第 61 号	高知県精神科病院における任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例議案
第 44 号	こうち奨学金返還支援基金条例議案	第 62 号	高知県安心こども基金条例の一部を改正する条例議案
第 45 号	高知県公立学校情報機器整備基金条例議案		
第 46 号	高知県部設置条例の一部を改正する条例議案		
第 47 号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 48 号	知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び高知県税条例の一部を改正する条例議案		
第 49 号	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案		

- 第 63 号 高知県女性相談支援センター設置条例の一部を改正する条例議案
- 第 64 号 高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 65 号 高知県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例の一部を改正する条例議案
- 第 66 号 高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 67 号 高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例議案
- 第 68 号 高知県漁港管理条例及び高知県漁港区域内における行為の規制に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 69 号 高知県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 70 号 高知県建築基準法施行条例及び高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 71 号 高知県港湾施設管理条例の一部を改正する条例議案
- 第 72 号 高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 73 号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 74 号 高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例を廃止する条例議案
- 第 75 号 高知県が当事者である訴えの提起に関する議案
- 第 76 号 公平委員会の事務の受託の廃止に関する議案
- 第 77 号 公平委員会の事務の受託の廃止に関する議案
- 第 78 号 行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託の廃止に関する議案
- 第 79 号 権利の放棄に関する議案

- 第 80 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 81 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 82 号 県が行う土木その他の建設事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 83 号 県が行う流域下水道の維持管理に要する費用に対する市の負担の変更に
関する議案
- 第 84 号 包括外部監査契約の締結に関する議案
- 第 85 号 一級河川の指定に関する議案

第2 一般質問

(3人)



午前10時開議

○議長(弘田兼一君) これより本日の会議を開きます。



質疑並びに一般質問

○議長(弘田兼一君) 直ちに日程に入ります。

日程第1、第1号「令和6年度高知県一般会計予算」から第85号「一級河川の指定に関する議案」まで、以上85件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問を併せて行います。

8番上田貢太郎議員。

(8番上田貢太郎君登壇)

○8番(上田貢太郎君) おはようございます。

自由民主党の上田貢太郎でございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、早速質問に入らせていただき

ます。

まずは、今回の能登半島地震でお亡くなりになられた方々に深く哀悼の意をささげ、御遺族の皆様には心からお悔やみを申し上げます。また、被災され、いまだ厳しい環境に置かれている皆様には、一日も早く復旧・復興がなされ、平穏な日々が戻りますよう、心よりお祈り申し上げます。

それでは最初に、災害関連についてお伺いいたします。

今回の能登半島地震は、最大震度7、死者241人、建物火災約240棟、全壊9,050棟、半壊1万2,820棟、そしていまだ各地で断水が続くなど、北陸地方の広い範囲で大きな被害をもたらしました。高知大学の岡村客員教授は、南海トラフ地震で想定されることが全て起こったとおっしゃっていましたが、能登半島周辺では、2018年頃から群発地震が観測されており、2021年からはマグニチュード5から6クラスの地震が度々発生し、市民は当然のことながら、多くの専門家たちも、この地のエネルギーは放出され、大きな地震は起こらないという何の根拠もない定説が流布されていたようで、油断の中で発生した大災害であったとも言えるのではないのでしょうか。

この油断には、昭和40年から42年にかけて、今回と同様に火山のない長野県松代付近で群発した松代群発地震でマグニチュード5前後の比較的大きな地震が2年で10回ほど発生し、それで終息した前例がありました。私は、これが特に専門家の油断の原因と考えておりますが、こうしたことのないよう、我々としてもしっかり取り組んでまいりたいと思います。

そんな中、知人からある相談がありました。その方は、東日本大震災や熊本地震の際に、一緒にボランティアに行き、よさこい祭りでは、とらっくよさこいの代表を長く務めたある運送

会社の社長さんですが、その社長の里が何と石川県の七尾市ということで、そんな関係で、能登よさこい祭りには平成8年から12回、とらっくの踊り子らと参加してきたそうで、そんなこともあって、とにかく現地に早く行って、和倉の仲間のために力になりたいという相談でありました。

そこで、確認しましたら、七尾市役所も、以前危機管理文化厚生委員会で視察に行った金沢の施設も、ちょうど受入先になっていて、またそこは高速からそう遠くはなく、迷惑もかけないだろうということで相談しましたら、御了承いただき、有志9人で救援物資の支援、そして南海トラフ地震のこともありますので、被害状況の把握も兼ねて石川に行ってみりました。

しかし、被災地に着きますと、物資の支援一つとりましても、報道や一部の情報だけでは分からない、壮絶な現場がそこにはありました。現地では、集まった物資を本当に必要な場所へ輸送する2次輸送、3次輸送、まだまだ解決しなければならぬ問題が山積みの中で、全員で知恵を出し合いながら立ち向かっている姿がかいま見えました。

その後、能登半島の中に位置する七尾市に向かい、震災の爪痕が残る町なかを視察しましたが、いかに激しい地震だったか容易に想像ができるほど、とにかく液状化の被害が激しく、平たんだった地面が波打つように至るところで変形をし、一見大丈夫そうに見える建物も、ほとんど基礎や柱が損傷し、傾いた状況でした。プロが選ぶ旅館36年連続1位のあの加賀屋さんらが並ぶ温泉街も多くの被害を受け、既に廃業を決めた旅館もあるようで、災害は常に想定を超えてくるという言葉のとおり、まさかこんなことになるなんて誰も予想ができなかったことでしょう。

七尾市長ともお会いできましたし、多くの被

災者の声を伺うこともできました。状況把握や支援に奔走する行政サイドと、支援を待ちながら必死に今を生きている市民のたくましさを感じました。

突然発生する巨大地震は、町の姿をこうも変えてしまうのかと改めて痛感した上で、これが近い未来の高知県の姿だと思いと、まだまだやらなければならないことがある。いや、発災までの猶予をいただいているという考え方をすれば、対策がまだ可能であるということに感謝をしなければいけません。

今回の地震では、多くのメディアが救助体制の遅れを指摘する報道が目立ちました。特に緊急消防援助隊の派遣に関して、批判めいた報道も見受けられましたが、それらの問題の根底には、道路事情の悪さが大きく影響していると思います。

同様の問題は、南海トラフ地震の発生時には、本県の全域、徳島の南部、和歌山や三重の南部でも起こり得ることだと考えております。国のプッシュ型支援を確実に受け取るためにも、本県は確実な応援の受入れ体制と輸送手段を確立しておく必要があると私は考えております。

そこで、緊急消防援助隊の受入れ体制についてお伺いいたしますが、消防については、発災後直ちに緊急消防援助隊が派遣されることとなっておりますが、今回の能登半島地震の新聞報道を見ると、72時間以内に被災地に到着できた部隊は約半数にとどまっていたそうです。人命救助のタイムリミットである72時間以内に人命救助に着手できなければ、救える命も救えなくなりますので、地域の防災力が極めて重要な意味を持つと考えております。

しかしながら、例えば県内中山間地域である高吾北地域を例に取ってみますと、越知町消防団員が168名、佐川町消防団員が169名、仁淀川町消防団員が222名という状況で、人員は確保でき

ているように思えます。ただ、その内訳を見てもみますと、例えば仁淀川町消防団員222名のうち、50歳以上の方が90名で全体の約4割を占め、また67名が町役場職員で全体の3割を占めるなど、災害が起きた場合、本来の業務に人員を割かれるなどして、残った人員で消防団としての効果的な救助活動が行えるのか、大きな不安が残ります。全県的に人口減少や少子高齢化が進む中、県下の大半の市町村が同様の状況なのではないでしょうか。

南海トラフ地震が発生した場合、本県における最大被害想定は、火災による建物焼失約5,500棟、負傷者約3万6,000人となっておりますが、特に他の応急救助機関では対応できない消火や救急搬送は、消防が行う必要があります。しかしながら、県内の消防本部は、高知市消防局などを除くと、ほとんど50人程度と小規模であり、想定される被害に対して十分な消防力があるとは言えないと考えております。

これらのことから、やはり本県の地域の防災力や消防力のみでは心もとなく、他県から応援に来る緊急消防援助隊の活動に期待するところが大きいのですが、今回の能登半島地震のように本県への到着が遅れたり、受入れ体制がしっかりしていなければ、県民の命が守られません。

そこで、知事にお聞きします。南海トラフ地震が発生した場合、本県の緊急消防援助隊の受入れ体制に問題はないのか、お伺いいたします。

次に、物資集積拠点と輸送路についてお伺いいたします。緊急消防援助隊員を現場に投入できるということは、物資も一定送ることが可能であると思いますが、国のプッシュ支援に対応できるかということ、まだ問題が残るのではと考えております。

県は、広域物資拠点を室戸広域公園、春野総合運動公園、野市の県立青少年センター、宿毛市総合運動公園の4か所を指定しております。

また、各市町村でも物資拠点を指定する作業は完了しているものと考えますが、問題は、発災時の緊急輸送道路が機能しているかを大変危惧しております。私の危惧が的中すると、この輸送路が十分に機能するのは発災から1か月くらい先の亜急性期ではと考えております。

国から広域物資拠点到潤沢に物資が届いて、それを市町村の物資拠点到、そして被災者の手元に速やかに届けるには、いかに早く輸送路を復旧させるかが課題だと考えますが、その体制づくりをどのように考えておられるのか、土木部長の御所見をお聞かせください。

また、今議会の知事提案説明には、500か所以上のヘリポートを確保した旨が書かれておりましたが、災害時には人員や物資の大量輸送が求められますから、双発のCH47Jなどが離着陸できる施設が望ましいと考えます。

そこで、県が確保したヘリポートで、大型輸送ヘリが離着陸できる場所は何か所あるか、危機管理部長にお伺いいたします。

次に、民間企業との協定についてお伺いいたします。民間企業・団体との災害時協定に関しましては、実は4年ほど前でしたが、県と協定を締結している食品関係の卸業者さんから協定に関する相談を受けました。内容は協定の実効性に関するものでしたが、協定の本質はその時点で可能な範囲で行えばよいと伝えておきました。同様の声は、別の業種からも聞かれます。

やはり、時がたてば協定締結当時の担当者も退職や引退もされており、十分な申し送りがなされていない場合もあろうかと思えますし、災害は発生の時期、場所、規模により、求められるニーズも異なりますから、その時々で協定の可、不可の判断も異なります。加えて、町も刻々と変化しており、各種企業・団体との協定は、締結当時に求められた内容と大きく異なる場合もあると考えます。

また、これら協定は、一元管理がなされておらず、各部署の考えられる内容により締結が行われているものと考えますが、発災時においてどのような企業とどのような目的で協定が交わされているかを災害対策本部が把握できていなければ、初動対応の遅れを招く危険性も危惧されます。

さらに、県民は、それが可視化されれば安心材料になろうかと考えますが、県のサイトを見ても、協定を見ることはできません。こうした協定を申し出る業者さんや団体は、社会貢献のために申し出ているわけで、協定内容の公開に否定的なところはないと考えます。

まず、官民協定の一元管理が現状ではないと聞いておりますが、発災時の初動体制の充実を鑑みれば、危機管理部での一元管理が望ましいと考えますが、危機管理部長の御所見をお聞かせください。加えて、災害協定を締結している企業・団体及び内容が閲覧できるページを県のサイトに増設してはと考えますが、部長のお考えをお聞かせください。

次に、災害救助員登録制度について御提案いたします。実は私には、以前から全国的にも例を見ない災害救助協力隊という構想があります。災害時の救助活動には、バックホーなど車両系建設機械が有効なことは皆さん御承知のとおりで、県も土木系企業や団体との災害協定は締結しておりますが、重機の操作資格・能力のある方はそれら企業、団体でなくてもおられます。そうした方々を災害時の救助協力隊員として県警本部に事前登録し、県警が発行する登録証でその身分を証明する仕組みをつくってはと考えております。もちろん、現場での作業は、警察、消防の救助隊員の指示に基づく作業です。

またあわせて、重機のリース会社や地域の建設会社とも災害協定を結び、災害時に県や県警から書面での要請書を持った登録者が来社した

場合、県の費用弁償を前提に必要な機材を貸し出す仕組みを構築しておけば、救助活動が迅速に行えます。

今回の能登でも、応急救助活動の基本はやはり自助・共助であり、事前登録制度があれば、いざというときの人員確保がスムーズですし、登録者には警察や消防との定期的な訓練も義務づけておけば、災害時の救助連携が取りやすいと考えます。人口減が深刻化する中で、そうした登録組織を県下の警察、消防と連携させ、一定の責務も義務づけておいてはと考えますが、この構想を県と警察本部に御提案申し上げます。

次に、医療コンテナの災害時利用と平時有効活用の考え方についてお伺いいたします。今回の能登半島地震では、医療コンテナというものが被災地に初めて投入されました。医療コンテナとは、TBSテレビで放送されたドラマ「TOKYO MER～走る緊急救命室～」のリアル版で、そもそもはコロナ禍時の発熱外来に主に利用された簡易な医療施設ですが、牽引車両で運ぶことができる、あるいは大型トラックに積載して被災現場に持ち込むこともできます。

今回、神戸学院大学の中田教授を中心としたDMA Tに国から設置要請があり、現地に投入され、中田教授も複数回現地に赴いたそうです。さすがに、テレビドラマのような高度な医療設備はないものの、被災者や支援者の健康管理や治療には一定の成果を果たすことができたと聞いておりますし、これらの自然災害を含む医療を必要とする様々なシーンで活躍すると考えられるツールです。

能登の被災地では、2月上旬くらいから公立病院などは復旧を果たし、診療を再開したようですが、田舎の開業医院となりますと、まだまだ再開のめどは立たないのが実態です。そうした診療所や地域密着型の開業医院などの復旧・復興時の受診施設としても、今後注目すべきも

のと認識しております。ただ、据置き型のもものは、建築基準法に抵触する場合もあり、これまで急激な広がりにはつながらなかったようですが、国も今後は様々な形で支援を始める動きも見られるとのことで、本県としても保有することも含めて検討すべきものの一つと考えております。

中田教授いわく、この医療コンテナは、平時活用、有事機能発揮と称し、平時はこれからの過疎医療に、有事は被災中心地で機能を発揮する、次世代の医療拠点として捉えておられます。

では、どのように使うかと申しますと、過疎・高齢化によって高度な医療機器の導入ができない、あるいは高度医療機器のオペレーターがいない地域などに、そうした機器を載せて巡回診療を行い、オンラインで診察を行うことを可能にするなどが考えられます。加えて、本県は全国有数の無医地区、無歯科医地区を有する県であり、無医地区などでのオンライン診療体制の確立にも有効と考えられます。ただ、まだまだ手厚い補助を受けられる段階ではない医療コンテナですから、県としても速やかな導入を検討する場合には、企業版ふるさと納税なども有効な手法ではないかと考えます。

私は、南海トラフ地震の襲来を考えても、今後のへき地医療を考えても、本県にはなくてはならない、いや、あつてしかるべきものが医療コンテナではと考えますが、医療コンテナの導入を速やかに検討する考えはないか、健康政策部長にお伺いいたします。

また、医療コンテナの導入に当たっては、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業として位置づけて、先ほど申しました企業版ふるさと納税を活用するなど、財源の確保についてもぜひ御検討いただきたいと考えますが、健康政策部長に御所見をお伺いいたします。

次に、人口減少問題について何点かお伺い

たします。

2023年10月1日現在の全国自治体の人口増減を見ますと、東京都が0.38%増、沖縄県が0.07%増で、辛うじてプラスを保っているのはこの1都1県のみ、それまで増加傾向にあった神奈川県、千葉、埼玉なども軒並み減少に転じております。

ワーストファイブを下から見ると、秋田、青森、岩手、山形、そして本県が42位で3.64%減となっており、前回調査の2020年と比較して2万5,000人ほど減少し、今や全国1,724市町村で人口争奪戦が起きています。そんな中、本県が掲げる10年後のビジョンを見ても、他県が打ち出す施策を見ても、持続可能とか、ほにゃらら創生総合戦略とか、どれも似たり寄ったりで、思わず、どないやねんと頭の中でつぶやいてしまいました。本県人口の将来展望は、現状を踏まえると大変厳しい状況にあり、その克服となると、並大抵の施策展開ではかなわないものと認識しています。

そんな中、この人口減少の荒波は教育現場にも押し寄せており、中央教育審議会が公表した推計では、2040年には約240校の大学が不用となる計算です。つまり、大学が潰れる時代が来たのです。さらに、高等学校の統廃合や廃校も同様です。本県には、国公私立大学と国立高等専門学校、合わせ6学がございますが、それがなくなってしまうと、若者流出はさらに加速し、視線の向かう先を転じなければ、全ての策が机上の空論となるでしょう。

先日、本県大学への年間受入れ留学生数を調べたところ、国公4学で約170人と思いのほか少なく、その8割が私費留学だと知り驚きました。やはり、これからの本県にはダイバーシティ・インクルージョンな取組、つまり多種多様な人が互いの考え方の違いや個性を受け入れながら、共に成長し共存共栄していくしかありませんし、

さらに全てにおいて男女の格差をなくすなどの取組が必要であろうと思います。

その一つ、多様性への取組として、これまでの特定技能制度だけでなく、いかに外国人留学生を本県に呼び込むことができるかという考え方があろうかと思えます。そのためには、県としても積極的に彼らが過ごしやすい生活環境を整える、また本県にある高度人材を求める企業ニーズを把握し、産学協働でのスキルアップのための連携を行うなど、国の助けも受けながら、本県独自の受入れ策を構築していく必要があるかと思えます。かつて、崖っ縁だった経済をここまで取り戻した経験が本県にはありますから、崖っ縁の人口減少問題も、県民総力戦で立ち向かえば、明るい兆しが見えてくるのではと考えます。

そこでまず、県内大学の留学生の卒業後の進路について、どれだけの留学生が日本または高知県に残っているのか、また残っている留学生はどのようなところに進学または就職しているのか、現状について文化生活スポーツ部長にお聞きします。

また、留学生を県内就職につなげるための取組状況について商工労働部長にお聞きします。

次に、空き家、中間管理住宅についてお伺いたします。今、空き家対策の解消手段の一つとして、町にある空き家を役所が借り上げ、耐震化や水回りなどを改修して、移住希望者に安価に貸し出す中間管理住宅が注目され始めました。

空き家を中間管理住宅へ改修するに当たっては、所有者に適正な管理を促す目的でつくられた空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく財政上の措置として、国が令和7年度を期限に制度化している空き家対策総合支援事業が活用されています。

この支援事業のそもそもは、全国的に空き家

が増加していることに歯止めをかけるためにつくられた制度であり、実施計画を市町村が定め、空き家を地域活性化のために計画的に利用する事業であれば、移住促進でなくともこの支援事業を活用でき、所有者に負担を求めず、自治体で建物改修を行い安価な家賃で貸すことが可能となります。

人口減少が進む本県では、郡部に行けば、絶対戸数が少ないことから空き家は目立ちますが、空き家戸数が最も多いのはやはり高知市であり、既に1万5,000戸を超えております。空き家が増えれば、老朽化からの危険性、それに伴う環境の悪化、防犯や防災上の不安も増し、国や県としても見逃せないレベルになりつつあります。

県内では、主に移住促進を目的とする中間管理住宅に活用されておりますが、最低賃金の下位にある本県では、子育て世代の家賃負担対策としても活用すべきではないかと考えます。また、都会で就職し、定年を迎えた方々のUターン希望者向け賃貸物件としての可能性も期待できる制度であり、移住促進と人口減少対策にも役立つものと考えます。

さらに、空き家情報の収集となりますと、不動産業者とのネットワークを生かす必要がありますし、所有者情報の確認には、自治体の機能が必須です。また、建物改修の相談窓口としては、粗悪な改修を避けるためにも、高知県建築士会などの御協力を得て官民、公社が一体となった支援を行うことによって、この法律の趣旨にのっとったサポート体制が組めるのではないかと考えております。加えて、制度を正しく理解し、上手な運用を行えば、自治体負担も少なく、持ち主は10年後にはリフォームを終え不動産価値が高まった家が戻ってくる、言わば三方よしの制度であり、本県としても、幅広い視点を取り入れ、積極的に活用すべきと考えます。

そこで、土木部長にお伺いいたしますが、本

県にはこの制度を移住向け以外に活用している自治体はどのくらいあるのか、また不動産業者、設計事務所、工務店などと協働で空き家対策の取組を積極的に進めていってはとありますが、部長の御所見をお聞かせください。

さらに、財政補助には令和7年度という期限が設けられておりますが、今後の制度延長が必要と考えますので、ぜひ国へ提言していただくことを要請いたします。

次に、空家等管理活用支援法人についてお伺いいたします。もう一つの空き家問題に関しまして提案をいたします。さきの質問で、高知市には1万5,000戸を超える空き家があるとお話をしましたが、県下全域となりますと5万戸を超え、空き家率は全国ワースト1位です。国も、全国的に増える空き家問題を重く見て、昨年空家等対策の推進に関する特別措置法の強化を図り、これまでの特定空家に加え、管理不全空家も市町村が適切な管理を行わせるべく指導、勧告ができるように法改正を行い、全国の市町村に空家等管理活用支援法人を指定するよう促しております。

土地建物取引は、第2の法曹界と言われるほど複雑に法律が絡み合う業界で、調査や啓発などはNPO法人などでもできるでしょうが、賃貸や売買を伴う相談に対して活動するには、宅地建物取引業の免許が必要となります。そんな中、県下加入数500社以上の公益社団法人高知県宅地建物取引業協会がこれまで週2回行ってきた法律相談に加え、空き家相談を週2回開催すべく準備を進めております。積極的な空き家対策の推進のためには、さきに御案内した公益社団法人を県内の市町村が空家等管理活用支援法人に指定することも一つの方法だと考えます。

空家等管理活用支援法人の指定は、市町村の専権事項でございますが、県としてはどのように考えているのか、土木部長の御意見をお聞か

してください。

次に、スポーツ振興についてお伺いいたします。

2月22日の高知新聞に、土佐経済同友会による県立高知南中・高等学校跡地利用に関する提言記事が掲載されました。私も、高知にバスケットクラブチームを発足させ、県立体育館のアーリーナ化を、そして県立南中・高等学校跡地を高知ユナイテッドスポーツクラブのホームスタジアム化して、この2つを中心に棧橋エリアのスポーツゾーン計画を考えておりましたが、先日大石議員からも同じような質問がございましたので、少し視点を変えてスポーツ振興についてお伺いをいたします。

東京2020オリンピック・パラリンピック大会では、日本中が盛り上がり、本県出身選手の活躍に感動と勇気をいただきました。この大会では、スポーツクライミングや自転車のBMXフリースタイル・パーク、スケートボードなどの都市型のスポーツ、アーバンスポーツが新たに正式種目として採用され、若者を中心に注目を集めたことは記憶に新しいところです。

そして、今年8月にパリで開催されるオリンピックでは、新競技としてブレイクダンスのブレイキンが正式種目となり、日本選手のメダル獲得が大いに期待されています。一般社団法人ストリートダンス協会によると、国内の推計競技人口は、2001年の約7万人から、2015年時点では約600万人と大幅に増加し、プロリーグがある国内の人気スポーツに匹敵する数値とされています。

また、ダンスは、学校の体育授業でも取り入れられ、子供たちにも身近なスポーツになっていることに加え、若者を中心にSNSなどでダンス動画の投稿や視聴にも大変注目が集まっています。

国内では、2020年8月にダンスのプロリーグ

であるDリーグが発足し、見るスポーツとしても関心を集めています。県では、昨年度、Dリーグに参加しているプロダンスチームのセプテニラプチャーズを運営するPERF株式会社とダンスを通じたスポーツ振興や地域の活性化に関する連携協定を締結し、これまでも様々な取組を県内各地で展開されています。

誰もが気軽に取り組めるスポーツの一つとして、特に若者や女性に人気が高まっているダンスの活用は、本県が抱えるスポーツの課題解決に寄与し、第3期高知県スポーツ推進計画の目指す姿であるスポーツの楽しさや感動を共有し希望と活力ある社会の実現につながるものとして、私も今後の可能性を強く感じております。

今後、ダンスを活用した取組をさらに展開し、本県の子供や若者が親しめる機会を増やしていただきたいと思いますが、今後の取組と可能性について文化生活スポーツ部長にお聞きします。

加えて、県内のブレイカーは、閉店したデパート前など夜のストリートで練習する姿をよく見かけますが、体育館や南高校跡地利用には彼らの練習スペースもぜひ検討いただけたらと考えます。

次に、関西に新たに設置するアンテナショップについてお伺いいたします。

大阪梅田駅周辺の大規模な再開発や、令和7年開催の大阪・関西万博などの大規模プロジェクトにより経済活力がますます高まる関西圏との経済連携を強化し、本県経済の底上げにつなげようと、関西戦略に積極的に取り組んでおられます。

そうした中、いよいよ今年7月には大阪を代表する日本有数の商業都市である梅田に、本県のアンテナショップがオープンします。このアンテナショップでは、本県の食や自然などの魅力をダイレクトかつタイムリーに発信していくこととしており、私の周りの県内事業者も販路

拡大のチャンスに大いに期待をしております。

先月までこのアンテナショップのオープンに向けて名称募集が行われておりましたが、名称は関西の多くの方々に親しみを持っていただくために大変重要であると考えておりますし、極上の田舎、高知をイメージするすばらしい名称になるものと期待をしております。

また、応募数にアンテナショップに対する関心の高さが反映されるのではないかと考えますが、どのような応募状況であったか、産業振興推進部長にお聞きします。

次に、林業の担い手不足と外国人技能者についてお伺いいたしますが、その1問目は、冒頭に質問いたしました人口減少対策にも通じる質問でございます。

本来、外国人技能実習制度の目的は、日本の優れた技能を発展途上国へ技術移転を図り、途上国の経済発展を担う、いわゆる人づくりに寄与するという国際貢献の推進でした。しかし、担い手不足の日本の受入れ事業者は労働力不足を埋める存在として彼らを見ており、一方の技能実習生も出稼ぎ目的で来ているのが現実でした。そのため、政府は、外国人技能実習制度を思い切って廃止し、新たな制度の育成就労制度の発足に向けて現国会で議論されております。

こうした状況下、去る1月26日、育成就労制度と特定技能に連携を持たせるために、特定技能だけに許されていた特定産業分野12種に、新たに林業分野と木材産業分野の2種と、運送分野2種の追加が検討されており、早ければ今年度内の閣議決定がされる見込みであるという朗報が届きました。まさに一筋の光明どころか、森林・林業・木材産業全体が一挙に2階級特進を得たとも言える状況になり、政府関係機関も制度設計などに矢継ぎ早の対応を迫られる状況になっております。これもひとえに、業界関係各位や濱田知事、県選出の国会議員、皆様の御

尽力のたまものであると感謝申し上げる次第であります。

また、同日1月26日には高知労働局より本県の最新の外国人雇用状況が発表され、本県の技能実習生と特定技能を合計すれば、とうとう3,000人を突破いたしましたし、3年から4年後には、育成就労プラス特定技能で5,000人を超す勢いです。

彼らは税金も納め、消費もしてくれる外国人であり、3年間の育成就労の後、特定技能1号の5年間の就労を経て特定技能2号に進めば、永住や家族の帯同の可能性も秘めております。このことは高知県に小さな自治体が新たに増えたと同様の経済効果をもたらすと言えるのではないのでしょうか。

この法的基盤の一つが整備されることにより、本県としても、森林・林業・木材産業における担い手不足対策において、海外を人材獲得マーケットとして捉え、動き出すことが可能となります。しかし、特定技能就労者には、N4クラスの日本語要件や技能要件をクリアしなければならない課題もありますが、同時に本県で働くこと、本県の林業現場で就労することに魅力を感じる人材を先駆けて育てていかなければ、本県への呼び寄せはできないと確信しています。

本県は、日本の中でも県立林業大学校の設立など、担い手不足の対策を他県に比べて早く打ってまいりました。この海外に向けて人材獲得を広げられる法的基盤の整備の動きに、本県としても県立林業大学校を活用し、林業事業体を支援することなどにより、他県よりも先駆けて外国人材の受入れや育成を進める取組が必要ではないのでしょうか。この提案に対して林業振興・環境部長はどのように取り組んでいくおつもりか、お考えをお聞かせください。

次に、林業女子についてお伺いいたします。かつて拡大造林時代には、新植地の地ごしらえ

や苗の植付け作業に女性がくわを振るって大活躍をした頃がありました。担い手不足と言われる昨今にあっても、林業女子に代表されるように女性の林業就労に関心が高まっていることは、拡大造林時代をほうふつさせる明るい話題であると思っています。

しかし、現場からの声として、せっかく女性が林業の仕事に興味を持ってもらったとしても、妊娠や親の介護をきっかけに林業の仕事から離れざるを得なくなったり、さらには一時的に林業現場での仕事ができない時期があっても、給与の補償や他業務で対応することなどといった声が私に寄せられました。

これらの問題は、女性に限らず男性の育児休暇取得制度や介護への参加も含め、今の社会全体の問題として取り組むことで、解決の糸口を見いだせるのではないのでしょうか。

実際に女性が現場で働く事例を積極的に作りその実績を業界全体に発信している事業者からは、現場での就業環境を女性目線で整えていくことが、男性にとっても就業環境がよくなったり、現場作業を女性ならではの目線で考え、コストカットにつなげ、より効率的な作業ができていくという事例を聞き、またそれを補完、担保するために、就業時間をより柔軟にし、働きやすい環境を備えているなどの様子をお伺いいたしましたが、これは一事業者の自助努力での対応でしかありません。

しかし、他の産業と同様に、女性にとっての妊娠・育児といったライフステージを県が政策的に支えることができれば、長期的な期間の中でキャリア形成ができ、女性にとって魅力的な職場に変化させることができます。

例えば、時期的な業務量の差ができることや、現場作業ができない時期は、他の産業、事業者との連携により、柔軟に雇用を継続させることはできないか。また、森林環境譲与税を活用し

た発注事業の中に、女性社員や管理職比率による加点方式が導入できないか、さらには女性活用に対する講習会の実施や参加による加点方式を取り入れられないかなど、県がリーダーシップを発揮し、積極的に女性就労への取組を推進してほしいとの要望がありましたが、女性にとって魅力的な就労環境は、男性にとってもよりよい就労環境を整えていくことにつながるという認識を持たなければなりません。

こういった背景の中で、県内の林業事業者の女性就労への取組をどのように後押しするのか、林業振興・環境部長に御所見をお伺いいたします。

最後に、総合評価方式の入札制度についてお聞きいたします。

先日、高知に戻る前は東京で土木関係の会社におられ、Uターン後は建築関係の会社に籍を置かれていた方から、高知県の入札の状況に違和感を感じるという話を聞かされました。

積算についても、同じソフトを使えば入札価格が同じ額になってしまうのは必然で、こんなことを続けていけば業者の積算能力が低下してしまうし、そこに総合評価方式を持ち込めば、落札が一部の業者に偏り、不平等感が感じられるそうです。さらに、アピールのプレゼン文章だってコンサルにお金を払えばどんな作文もこなしてもらえるとまで言うておられました。一方、国交省が行う第三者委員会で客観性、透明性を高めるプロセスを経ての入札では、入札日から1か月がたっても落札者が決まらないケースも増えていると聞いております。

そもそも、本県の総合評価方式は、本来の目的とするところを簡素化し過ぎているとも言われ、工事の質や内容のような数字で表現されない項目を公平に点数化するのは簡単ではないはずなのに、どのくらい精密な基準を設けているか知らないが、評価点の出し方が簡易過ぎ、過

去実績、消防団の加入、BCP策定の有無で0点か10点かなんてナンセンス過ぎ、こんな偏りのある入札制度が続けば、いずれ業者数が減り、地域を守る担い手である企業が減ってしまうとの危機感を述べておられました。

全く同様の意見を、過去に高橋徹元議員も本会議で発言されておられましたし、総合評価落札方式の不備や違和感は、平成30年9月定例会で公明党の西森雅和議員がかなり長い時間をかけて質問しており、当時の土木部長も、競争性が失われるといったことがないよう配慮が必要だとの答弁もあり、執行部もこの制度の不完全性には一応の認識があったと理解しておりますが、知人から示された最近の資料を見ますと、いまだに改善が見られていないと感じております。

私は、このままの入札制度を続け、地域を守る担い手である企業が減ってしまうと、南海トラフ地震の発災時の復旧作業にも大きな影響が出てしまいますし、その後の復興計画にも多大な影響が出かねないことを大変危惧しております。

西森雅和議員は当時の質問の最後に、総合評価方式の見直しを要望され、尾崎知事も引き続き見直す旨の答弁をされておられましたし、私は総合評価判定に第三者機関などを設けるなどして、公平性を担保する必要があるのではと考えております。

平成30年以降これまでにどのような見直しが行われ、どのように改善を行われたのか、土木部長にお伺いし、第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 上田議員の御質問にお答えをいたします。

本県におきます緊急消防援助隊の受入れ体制についてお尋ねがございました。

緊急消防援助隊は、大規模な災害が発生し、

県内の消防力では対応ができない場合に、国の指示などに基づき、県外から派遣をされる消防の応援部隊であります。能登半島地震におきましては、約2,000人が派遣されて現場活動に当たりましたが、土砂崩れあるいは道路の崩壊などにより、72時間以内に活動できた隊員が約半数にとどまったとの報道があったのは、御指摘あったとおりでございます。

南海トラフ地震に関しましては、全国から約2万1,000人規模、このうち本県には最大で約2,800人規模の部隊が、陸・海・空から迅速に派遣される、こうしたことが計画をされております。

この計画に併せまして、県におきましては、派遣される部隊が円滑に活動できますように、部隊の進出拠点、宿営場所、燃料補給場所、被害状況に応じた調整などを決めました、いわゆる受援計画を策定いたしております。そして、この受援計画の実効性を高めますために、毎年県内で図上訓練や実動の訓練を行っておりますほか、中国・四国ブロックでの合同訓練も実施いたしております。

能登半島地震におきます、この緊急消防援助隊の活動の検証につきましては、今後国を中心に行われることになると考えますけれども、県といたしましても、これについての情報を積極的に収集いたしまして、本県におきます受援計画の見直しを図り、受入れに万全を期してまいります。

私からは以上であります。

(土木部長荻野宏之君登壇)

○土木部長(荻野宏之君) まず、緊急輸送道路を早く復旧させる体制づくりについてお尋ねがございました。

本県では、南海トラフ地震発生直後の救助救援活動や支援物資の受入れを迅速に行えるよう、高知県道路啓開計画を策定しております。この計画では、市町村が策定している物資配送計画

や地域防災計画に基づく防災拠点を対象に、拠点間を結ぶ路線を啓開ルートとして定め、啓開を行う建設業者をあらかじめ割り当てております。

また、発災時に道路管理者との通信手段が全て途絶した厳しい状況も想定し、管理者の啓開開始の指示を待たずとも、建設業者が自動的に啓開に着手する体制を構築しているところであります。加えまして、本計画の実効性を高めるため、建設業協会の全12支部と毎年支部単位で情報伝達訓練を行うほか、対象支部を入れ替えながら、実際に瓦礫撤去などの啓開作業を行う実動訓練も実施しています。これまでの訓練により情報伝達体制が構築された協会支部では、本年度自動的に啓開を開始する訓練を新たに実施したところです。

今後、物資配送計画をはじめとする各種関連計画の変更など、状況の変化に応じて計画を見直すとともに、訓練を繰り返し行うことで、道路啓開の体制を強化してまいります。

次に、中間管理住宅を移住向け以外に活用している自治体の数と、不動産業者などと協働した空き家対策の取組についてお尋ねがございました。

本県では、空き家を借り上げ、改修して貸し出す、いわゆる中間管理住宅の事業について、昨年度末までに30の市町村が取り組んでおります。このうち、子育て世帯や住宅困窮者、若者世帯といった、移住者以外も対象としているものは、11市町村となっております。

議員からお話がありました、不動産業者や設計事務所、工務店といった専門的な技術や知見を持つ事業者と協働で空き家対策の取組を進めていくことは、大変重要であると考えております。そのため県では、平成30年3月に空き家の再生・利活用に関する事業者や専門家で構成するグループの登録制度を開始しました。このグ

ループの登録には、宅地建物取引業の免許を持つ不動産業者、建築士事務所、建設業許可を受けた工務店の3者で構成することが条件となっており、登録されたグループは空き家の改修や相談対応などの取組を行っております。

本年度からは、このグループのうち、高知県空き家相談窓口と連携して空き家対策に取り組むグループを高知県空き家活用専門家グループRとして登録しております。本年2月末現在、グループの登録制度全体では44グループ、うちグループRには27グループが登録し、活動いただいているところです。

県としましては、引き続きグループの皆様、それぞれの専門性を発揮して空き家対策に取り組んでいただけるよう、研修会の開催などを通じて活動の活性化や技術向上を後押しし、さらなる空き家の利活用につなげてまいりたいと考えております。

次に、空家等管理活用支援法人の指定における県の考えについてお尋ねがございました。

昨年12月に施行されました空家等対策の推進に関する特別措置法の改正法では、空き家に関する業務を行う法人や会社を空家等管理活用支援法人として市町村が指定できることとなりました。この制度には、指定された民間法人が空き家対策に取り組む市町村の補完的な役割を果たしていくという狙いがあります。このため、その指定につきましては、市町村の空き家の現状や対策の状況、空き家対策に係る職員の人員体制や業務量なども踏まえ、市町村が適宜判断されるものと考えております。

県としましては、改正法の施行からまだ間もないことから、まずはこの取組に関しまして、国の動向や県外自治体の事例などの情報収集を行い、市町村に向けて必要な情報の提供や技術的な助言などに努めてまいります。

最後に、総合評価方式の入札制度のこれまで

の見直しなどについてお尋ねがございました。

総合評価方式の運用に当たっては、中立かつ公正な入札方法となるよう、学識経験者や国の発注機関の所長で構成する高知県土木部総合評価委員会や、高知県建設業協会をはじめとする各団体から御意見をお聞きしながら、毎年改正を行っております。

平成30年以降、成績評定や優良工事表彰を評価対象とする期間や件数の縮減、災害復旧工事の受注実績に応じた加点の新設、災害発生時の備えとして保有重機の対象機種拡大などの見直しを行ってまいりました。こうした見直しにより、地域の事業者が総合評価方式の入札に参加しやすい状況になっているものと考えております。

一方で、近年の総合評価方式による入札では、各事業者の積算能力や技術力は向上してきたため、応札価格に加え、技術評価点においても同点となり、くじ引によって落札者が決定する案件が散見され、このことへの対策が課題となっております。こうした課題を解消する一つの方法として、トンネル工事など受注者の技術的な工夫の余地が大きい工事については、それぞれの特性を考慮した技術提案を求める対象工事を拡大していく必要があると考えてございます。

今後も、総合評価委員会や建設業協会をはじめとする各団体の御意見をお聞きしながら、地域の守り手である建設事業者が安定した経営環境を確保できるよう、入札制度の検証、改善を継続してまいります。

(危機管理部長中岡誠二君登壇)

○危機管理部長(中岡誠二君) まず、大型輸送ヘリの離着陸場についてお尋ねがございました。

大型輸送ヘリの離着陸場については、飛行時に発生する強烈な風、いわゆるダウンウオッシュを考慮して、縦100メートル、横100メートルの広さが必要とされております。この条件を満た

す地点は、県内に12か所あります。また、片方の距離が100メートル未満ではあるものの、面積が1万平方メートルを超え、大型ヘリの離着陸が可能と思われる地点を加えますと、合計で29か所となります。

なお、これらの離着陸場については、専用のヘリポートとして整備されたものではなく、既存のグラウンドなどを活用するものです。このため、実際に離着陸する場合には、必要に応じて自衛隊が地盤の状況や障害物の有無など、その都度確認の上、使用の可否を判断するということとなります。

次に、危機管理部による災害協定の一元管理と県のサイトへの掲載についてお尋ねがございました。

県では、保健、医療、福祉、交通、土木、商業など、様々な分野において民間企業や各種団体との間で災害時における協定を締結しています。こうした協定は、それぞれの担当課が所管していますが、危機管理部では毎年各部局に照会の上、一覧表を更新しています。しかしながら、協定先との日常的な協議や訓練の実施など、実効性の確保については、それぞれの担当課に任せているというのが現状でございます。

また、協定の中には、締結から時間が経過し、連絡体制や内容の確認が不十分となっているものがあると考えられます。このため、その内容について確認し、必要に応じて見直すとともに、協定先の了解も得まして、協定書をホームページに掲載し、協定先のほか県民も閲覧できるようにしたいと考えています。加えて、定期的な訓練や協議の実施により、災害に関する協定の実効性を高めてまいります。

(健康政策部長家保英隆君登壇)

○健康政策部長(家保英隆君) まず、南海トラフ地震の襲来や今後のへき地医療を考え、医療コンテナの導入を速やかに検討できないかとの

お尋ねがございました。

医療コンテナにつきましては、このたびの能登半島地震において、病院や診療所、避難所などに設置され、感染症が疑われる方などの体調の悪い方を診察する施設として活用されました。

本県におきましても、南海トラフ地震を想定しますと、医療コンテナは地震や津波により失われる医療機能の一部を補完する有効な手段になると考えております。このため、来年度から始まる県の第8期保健医療計画において、全ての医療機関が津波浸水エリアにあるなど医療機能の喪失が懸念される地域を中心に、その活用を検討することとしております。

検討するに当たりましては、現在県が中山間地域において普及を進めておりますオンライン診療にも対応できるヘルスケアモビリティの活用も大いに期待できることから、そうした資源も含めて考えてまいりたいと考えます。

他方で、新たに整備する場合は、議員のお話のありました平時の効果的な活用をはじめ、運用する人材の確保、費用負担など、整理すべき論点も多くございますことから、関係する市町村や医療機関などと協議しながら検討を進めてまいります。

次に、医療コンテナの導入に係る財源確保についてお尋ねがございました。

企業版ふるさと納税は、地方再生計画に記載された地方創生に資する事業に対して企業が寄附を行うことで、税制上の軽減措置を受けることができる制度です。

医療コンテナの導入は、災害時の医療提供体制を確保するための一つの選択肢として考えられますことから、導入を検討する際には、企業版ふるさと納税制度の活用はもとより、国の補助制度など有利な財源の活用について、併せて検討してまいります。

(文化生活スポーツ部長岡村昭一君登壇)

○文化生活スポーツ部長（岡村昭一君） まず、県内の大学への留学生に関し、卒業後の進路の現状についてお尋ねがございました。

県内の国公立大学におきましては、令和5年5月1日現在で177人の留学生を受け入れており、中国、台湾、インドネシア、韓国などアジアを中心として26の国・地域からの留学生が在籍しております。

これらの留学生の卒業後の進路につきましては、年度によって違いはありますが、昨年度の卒業生46人につきましては、卒業後国内に残られた方が26人、全体の56.5%、うち県内に残られた方は16人、全体の34.8%となっております。

また、これまでに国内に残られた卒業生の方々の具体的な進路につきましては、県内外の大学院などへの進学のほか、大学の助教などとして研究を継続されるケースが多く、企業などへの就職は、県内外ともに少なく、建設会社や医療・福祉関係の企業などに若干の実績があるといった状況であります。

なお、各大学におきましては、留学生向けのプログラムの整備や宿舍の確保、奨学金の機動的な運用などにより留学生が安心して生活できる環境を整備するとともに、海外の大学との協定締結の拡大や、広報の充実などを図っていくとお聞きしております。

県といたしましても、教育の国際化や、豊かな国際感覚を備えた人材の育成に資するよう、今後も海外から優れた留学生を受け入れていただくことを期待しております。

次に、ダンスを活用した今後の取組と可能性についてお尋ねがございました。

議員のお話にもありましたように、近年、若い世代を中心として、全国的にダンスの人气が高まっており、競技人口も大幅に増加しております。ダンスは、専用の練習場所や用具が不要であり、年齢、性別、障害の有無などにかかわ

らず、誰もが気軽に始められるスポーツであります。また、オンラインによるレッスンなどを活用すれば、中山間地域など指導者が少ない地域であっても、十分に活動することができるため、運動の習慣やスポーツ機会の確保などに課題が見られる本県にとって、ダンスを活用した取組には大きな可能性があるものと考えております。

このため、県におきましては、来年度から大きく3つの取組を展開することとしております。第1に、オンラインによるダンスレッスンの活用であります。ダンスを学ぶ機会の少ない中山間地域などの小学生や障害のある方などを対象に、プロのダンサーによるオンラインレッスンと対面レッスンを組み合わせ、サークルの立ち上げなど、裾野の拡大に向けた環境づくりを行ってまいります。

第2に、ダンスイベントの開催であります。県内のダンス関係者やプロダンスチーム・セブテーニラブチャーズの出演のほか、先ほど申し上げましたプロのダンサーのレッスンを受けられた方々がダンスを披露する場として、プレーヤーと観客の双方が楽しめるイベントを開催し、ダンスへの関心をさらに高めてまいります。

第3に、ダンス指導者の育成のための研修会であります。PERF株式会社様の御協力の下、教員や企業、団体、地域の方々などを対象とした研修会を実施し、体育の授業をはじめ様々な場面でダンスに取り組んでいただけるよう、指導者の育成に努めてまいります。

こうした取組を、高知県スポーツ委員会や県内のダンス関係者、地域のスポーツ団体などの御協力を得て着実に進め、本県の子供や若者が継続的にダンスに親しめるよう、機会の拡充を図ってまいります。

(商工労働部長松岡孝和君登壇)

○商工労働部長(松岡孝和君) 留学生を県内就

職につなげるための取組についてお尋ねがございました。

縁あって本県に留学されている方々に、卒業後もできるだけ本県にとどまっただき、県民の一人となって活躍していただきたいと考えております。こうしたことから県では、留学生を対象として県内就職を促進するためのマッチングイベントの開催や、実際に外国人を雇用している企業を見学するバスツアーを実施しております。

また、留学生の応募を受け付けているおよそ70社を、県の就職情報ポータルサイトで紹介もしているところです。さらに、一般の大学生向けの合同企業説明会や学生と県内企業との交流会といった就職イベントにも、留学生に参加していただけるようにしております。

卒業後の留学生の県内就職の実績は、まだ少ない状況にはありますが、中には県内の建設会社に就職された台湾からの留学生が、海外展開の取組で、社内で中心的な役割を果たされているなど、県内企業で生き生きと活躍されている留学生の事例もございます。

今後も、一人でも多くの留学生が高知に残り、活躍していただけますよう、引き続き大学や事業者などとも連携しながら取り組んでまいります。

(産業振興推進部長沖本健二君登壇)

○産業振興推進部長(沖本健二君) 関西圏アンテナショップの名称募集の状況についてお尋ねがございました。

名称の公募は、アンテナショップのオープンに向け、機運の醸成を兼ねたプロモーションの一環として、1月15日から先月14日までの1か月間実施をいたしました。

その結果、全国から何と4万件近い応募をいただきました。これは、銀座まるごと高知の名称を募集した際の4,731件の8倍を超えておりま

す。その内訳ですが、県内が最も多い63%、次いで関西が14%となっておりまして、47都道府県全てから応募がございました。こうした予想を大きく上回る結果となりましたことは、県民の関心の高さの表れでございまして、関西のアンテナショップに対する期待は大変大きいものであると改めて実感をしております。

また、関西からも多くの方々から御応募をいただきましたことから、本県に関心を持っていただくきっかけとして、効果的なPRになったものと考えております。

応募いただきました名称案は、シンプルなものから土佐弁を使って高知らしさを表現したものなど、趣向を凝らした多くのアイデアが寄せられております。現在、総合プロデューサーと共に選考を行っているところでございまして、皆様の関心も高いことから、できるだけ早い時期に公表したいというふうに考えております。

(林業振興・環境部長武藤信之君登壇)

○林業振興・環境部長(武藤信之君) まず、外国人材の受入れや育成を進めるために、どのように取り組んでいくのか、お尋ねがございました。

県内の林業就業者は、ここ数年1,600人前後で推移していますが、60歳代以上が全体の約4割を占めており、今後この年代を中心に就業者の減少が見込まれます。こうした状況に対応するためには、女性や若者の林業への就業促進に加え、外国人材の受入れも視野に入れていくことが重要と考えております。

これまで、林業分野での外国人材の受入れの中心となる技能実習制度を活用する場合、在留期間が1年となることから、県ではより長い期間での受入れに向けて、令和2年度から国に政策提言を行ってまいりました。こうした中、国においては、これまでの技能実習制度を廃止し、新たな育成就労制度の創設などの具体的な検討

が始まりました。そして、この制度を活用することで、林業分野においても、より長い期間での外国人材の受入れが期待される状況となってまいりました。

この新たな制度は、産業分野への就労を通じ、外国人材の技術習得を進めるものであることから、今後林業事業体において、指導体制の充実や安全対策の強化など外国人材の育成環境の整備が必要です。このため、指導体制の充実に向けては、林業事業体による安全な伐採技術などの指導力向上について、林業大学校の活用を検討してまいります。

あわせて、安全対策の強化に向けては、他産業より多く発生している労働災害を防止するため、外国人の方々に配慮した安全表示など、安全な労働環境の整備を支援することとしています。

このような取組を通じ、外国人材を円滑に受け入れ、育成する環境を整備し、林業分野における外国人材の確保につなげてまいりたいと考えております。

次に、県内の林業事業体の女性就労への取組をどのように後押しするのか、お尋ねがございました。

林業は、足場の悪い山の中で伐採木などの重量物を取り扱うために、労働負荷が高く、男性が多い職場となっています。林業における令和3年度末の女性の就労状況は、伐採などの現場に95人、また森林組合の森林調査などに関わる事務に60人となっており、全体で女性は1割に満たない状況です。

こうした中、近年スマート林業の推進により、高性能林業機械の導入による軽労化や、デジタル情報などを活用した事業計画の作成による省力化が進んでおり、林業において女性が参加しやすい環境へと進化していると考えています。このため県においては、女性の活躍できるスマー

ト林業のさらなる普及を進めることとし、ドローンなどの女性が扱いやすい機器の操作や、森林クラウドでのデジタル情報の活用に係る研修に取り組んでいるところです。

一方、女性の活躍に向けては、出産・育児への対応、現場での更衣室やトイレへの配慮といった職場環境の整備を進めていく必要があります。この状況に対応するため、県では、経営者が女性の働きやすさについて学ぶセミナーを開催するとともに、就業規則の見直しへの専門家による助言や更衣室の設置などを支援することとしております。

今後とも、こうしたスマート林業の推進や職場環境の改善への支援を進めることで、林業事業体への女性の就労を後押ししてまいります。

○8番（上田貢太郎君） 知事はじめ執行部の皆様、それぞれ丁寧な御答弁誠にありがとうございました。

2問目はいたしません、冒頭御案内させていただきました七尾市の支援の続報でございます。我々、石川から帰ってからも、引き続き支援を行おうということで、毎週4トントラックで現地に物資を今でも届けておりますけれども、次は和倉よさこい祭りの再開に向けて、ぜひ皆さんで協力しようということになっておりますので、またそのときはぜひ、執行部の皆さん方の御協力もよろしく申し上げます。

では最後に——ああ、時間ですね、はい、分かりました。ありがとうございました。（拍手）

○議長（弘田兼一君） 暫時休憩いたします。

午前11時10分休憩



午後1時再開

○副議長（今城誠司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

35番岡本和也議員。

（35番岡本和也君登壇）

○35番（岡本和也君） 日本共産党の岡本和也です。ざんじ質問させていただきます。

まず、中山間地域の人口減対策について質問します。

人口減対策については、高知県としても喫緊の課題です。令和6年度一般会計当初予算案の最重点施策推進の1番に、人口減対策の抜本強化がうたわれており、それに伴う予算案も573億円、昨年比プラス14億円と予算上からも人口減に対する危機感を判断することができます。人口減少については、私の住む四万十市でも顕著に表れています。それは山間地域、市街地域を問わず、一軒、また一軒と廃屋が増え、特に山間部では人口減に伴って保育所や小中学校の統廃合が進み、人口減に拍車がかかっています。

こんな地域の状況を鑑みた場合、このまま推移すれば、中山間地域に人が住まなくなり、ひいては高知県の衰退につながっていることを実感しています。何で中山間地域に人が住まなくなったのか、根本原因をしっかりと分析する必要があります。そして、どうすれば地域に人が住み続けることができるのか、本気になって施策をつくらなければなりません。

私は昨年9月議会の質問で、中山間地域再興ビジョンに関連して、この問題を取り上げました。中山間地域再興ビジョンの中で提案されていた中身には、若者を増やす、若者の定着・増加と人づくりに取り組んでいくとあります。私も賛成です。

若者が中山間地域で安心して暮らし、結婚して子育てすることができるためには、何が一番必要か。今回も県として様々な取組が具体的に提案されていますが、私は、まずは中山間地域

で安定した仕事があって、その上で安定した収入が得られることだと思いますが、知事の考えをお聞かせください。

そこで、今議会では昨年9月に引き続いて、もう少し踏み込んだ形で具体的な5項目の質問をさせていただきます。まず、農業問題について質問します。具体的には、農業における耕地と農業者の確保について、そして農業経営の中で循環できる仕組みづくりについてお聞きします。

日本の基幹的農業従事者は、2000年には約240万人でしたが、2020年には136万3,000人、2023年の農業構造動態調査では116万人に減り、田畑の面積は2000年の483万ヘクタールが2020年には437万2,000ヘクタールに減っています。三菱総合研究所は、去年7月、このままでは農業者の激減で生産力が大幅に低下し、現在自給できている米も2040年には156万トン供給不足になる推計を発表しました。こうした下、政府は、今国会に食料・農業・農村基本法の改正案を閣議決定し、提出しました。

検討されている内容は、危機を招いたこれまでの農政に対する真剣な検討もなく、従来の延長線上での小手先の対策です。それどころか、現行基本法での農政の最大目標としてきた自給率向上の位置づけを大幅に後退させる一方で、輸入途絶など、不測時には農家に作付転換や増産を命令できる有事法制の導入を検討しています。食料安全保障というなら、平時より食料自給率の向上に努めるべきです。それを脇に置くのは本末転倒です。本県の耕地面積と経営体数を見ても、2005年から2020年の15年間で経営体数は2万1,617から1万2,657に、8,960減っており、耕地面積は2万8,900ヘクタールから2万6,600ヘクタールに、2,300ヘクタール減っています。そして、この減少に歯止めがかかりません。

現在行われている地域計画では、農地として

残す農地と、そうでない農地が仕分けられ、さらに農地が減少することが懸念されています。計画にのらない農地の保全も図らなければ、さらに農地は減っていき、食料の安定供給が困難になります。

食料自給率向上を目指すためにも、今後耕地面積の維持にどう取り組むのか、農業振興部長にお聞きします。

次に、新規就農者支援策についてお聞きします。本県の新規就農者の合計は、2018年271人から2022年には214人と、57人が減少しています。新型コロナウイルス感染症の蔓延以前には、年間270人前後が新規就農していましたが、現在の新規就農者は220人弱で、減っているのは主に男性の新規就農者です。女性の就農者数は、コロナ禍を通じて50人前後と、あんまり変わっていません。

男性の新規就農者が減っている現状からいえば、その原因を分析し、女性の就農支援と合わせて、様々な就農支援策を拡充することが必要です。加えて、若い人たちに農業の魅力を伝えることが大事だと考えます。

人口減対策の一つとしても、新規就農目標の達成にどう取り組むのか、農業振興部長にお聞きします。

次に、地域資源を生かした肥料の利用促進についてお聞きします。戦争や異常気象による生産の不安定化、新興国での需要の爆発的な増大も相まって、食料と農業の危機は、一過性の危機ではないと見通されます。日本の農業は、生産資材の大半を海外に依存しており、極めて脆弱なことも浮き彫りになりました。肥料、飼料は、2年前の1.5倍に高騰し、安定的な確保さえおぼつかない事態です。

そこで、政府は、国内の農業者に対して、慣行の施肥体系から肥料コスト低減体系への転換を求める取組や、肥料の国産化に向けた取組を

支援するとしています。本県では、栽培技術向上として、水稻での有機栽培歴の作成などとともに、家畜ふん堆肥の利用拡大を支援するとしています。畜産由来の堆肥だけでなく、食品残渣や山林資源などを生かせば、本県には肥料にできる資源がたくさんあると考えます。

農業者の生産コスト削減を図るとともに、環境負荷低減にもつながる肥料の生産を支援することが重要です。地域循環の食料生産システムを築くことは、地域経済の活性化にもつながります。

そこで、県内の地域資源を生かした肥料の利用促進にどう取り組むのか、農業振興部長にお聞きします。

次に、四万十川特産の養殖アオサノリの復活について質問します。四万十川の河口で養殖されていたアオサノリが育たなくなって今年で3年目を迎えます。四万十川下流漁業協同組合で、アオサノリの養殖に携わる経営体は、昭和60年頃には47経営体いましたが、平成に入り生産量の低迷が続く中、現在では26経営体まで減少しているとのことです。

アオサノリは、地元の企業が買い取り、加工して商品化、また地元の居酒屋などで調理され、地元をはじめ市外の観光客などにも大変喜ばれて消費され、四万十市の特産として地域経済の活性化に大きく寄与していました。したがって、この問題も人口減対策として捉える必要があります。

昨年3月28日の高知新聞で、四万十川の養殖アオサノリの問題について特集記事が出されました。記事の中身は、「塩分濃度主因か」との見出しで、大野正夫高知大学名誉教授の話として、濁水、水温、農薬、塩分のいずれか。「環境変動対応を」との見出しで、平岡雅規高知大学教授の話として、養殖も従来の手法を少し変える必要が生じているのではないかと、「陸上生産支援も」

の見出しで、四万十市農林水産課の話として、市として現段階では原因の特定には至らず打つ手は見いだせていない、陸上養殖も検討したいなどです。

その後、6月1日、高知新聞「声ひろば」で大野正夫高知大学名誉教授が、養殖場の栄養分の低下を指摘して、排水基準を下げて栄養分の常時補給をすることが良案だと、投稿されています。このように、専門家の間でも意見が様々で、現在でも具体的な原因がつかめておりません。四万十川下流漁業協同組合が存亡の危機にあると言われる組合員さんの声を紹介します。今年も養殖アオサノリが取れなくなって3年目、26経営体のうち12経営体が平年の10分の1の作付を行っているが、今年も収穫できそうにないと、諦めの声です。

そこで、高知県としての貴重な資源の養殖アオサノリの危機的な状況をどのように捉えているのか、知事の見解をお聞きします。

そんな諦めの声の中でも、何とかできないかと組合員も努力しています。独自の取組として、土佐清水漁業指導所を通じ、熊本県天草漁業協同組合からアオサノリの種を分けてもらい、実証実験を行っています。また、幡多土木事務所が各方面に声をかけ、鉄鋼スラグを利用し、ワカメ、根昆布、クロノリなどの養殖で実績を上げている日本製鉄が、アオサノリでもできるのではと手を挙げ、四万十川で試験区を作って試験中とのことです。

このように、県としても積極的に養殖アオサノリが生育しない打開策に取り組んでいます。県としてもさらに本格的に取り組むべきだと思いますが、知事の考えをお聞きします。

そこで、四万十川下流漁業協同組合の皆さんから、県への具体的な要望もお聞きしてきました。紹介します。「夏場の気温が高くなっている。ちょうど育苗の時期と重なっている。夏場に高

温になると、しっかりした種が育たない。その点については、大野教授からの指摘もある。その対策として、老朽化した種苗センターの改善が必要だと考えている。さらに室温、水温の感知をデジタル化して海水クーラーなどの導入で海水温の管理を行い、しっかりした種を作りたい。そのための支援ができないだろうか、「四万十市に藻類の研究を行っていた職員がいる。県として、四万十市と連携を取って対策を講じることはできないか」などです。

このような具体的な県への要望に対して、水産振興と併せて人口減対策の一助として捉えるべきと考えますが、水産振興部長のお考えをお聞きします。

次に、休校を活用した地域づくりについて質問します。昨年9月議会で、頓挫した下田看護大学と関連して旧下田中学校の跡地利用問題を質問しました。質問の中で、下田中学校の統廃合で翻弄され、統廃合の期日まで下田中学校に残りたいと、小学生と一緒に過ごした生徒の手紙を紹介しました。中身は、小中一緒に学校生活を過ごしてみて家族みたいで、お互いに成長できる温かい空間だと思ったので、小中一貫校として新たな学校をつくってほしいとのものでした。

そこで私は、子供たちの願いでもあり、文科省も期待していることから、特色のある小中一貫校の開設を求めました。しかし、残念ながら、下田中学校は、今年4月から休校になります。この間、下田の子供たちは、子供の意見表明権を行使して、必死に要望活動を行ってきました。未来を担う子供たちのこの積極的な行動力は、大いに評価されるべきです。実際に教育法学の専門家も、子供の人権侵犯に対する救済申立てに同席する動きになっています。

未来の高知県を担ってくれるかもしれない、この子供たちの行動をどのように認識したのか、

知事のお考えをお聞かせください。

最後まで地域に中学校を残してほしいと必死に要望した子供たちが、今年2月19日にも四万十市長と教育長に対して要望活動を行っています。そのとき子供たちの応援のために同席した和光大学山本由美教授の助言もあり、休校後の下田中学校施設を不登校生徒などに対応した「居場所」とすることを望む請願を四万十市教育長に行いました。

請願要旨は、休校となった下田中学校施設を活用し不登校生徒などを受け入れる子供たちの居場所とする施策を求めること、段階的にその施設の整備、職員の配置などを進めることです。2015年に文科省が出した公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引の5章には、休校した学校の再開に向けた取組の中に、総合的な地域振興策の中で、当該地域への定住促進策や移住促進策を講じることを前提としつつ、考えることができるとあります。改めて今回の請願は、高知県の人口減対策として、そのための移住対策としても必要だと思います。実際に移住前の学校が大規模で学校へ通うことができなかった子供が、下田へ移住後、下田の学校は小規模校だったので通うことができた、今度統合で中学校が大規模校になるとまた学校に通えない、こんな声もあります。

そこで、高知県の人口減対策の一環として、また地域づくりを必死に行っている地域住民の願いに応えるため、また学校を残してほしいと必死に子供の意見表明権を行使してきた子供たちの願いに応えるためにも、今回の請願に対しては、四万十市に対して、実現できるように助言すべきだと思いますが、教育長の考えをお聞きします。

次に、婚活サポーターについて質問します。来年度予算案で、出会いの機会の創出に2,478万1,000円、結婚支援の推進61万6,000円が提案さ

れています。私は昨年9月議会で、中山間地域再興ビジョンに基づき、中山間地域に人が残り、住み続け増加させる強化ポイントの一つとしての結婚問題も取り上げました。人口減対策の一つです。その中で、県内でも結婚を望んでいる人たちのサポートを行うボランティア活動について、具体的な取組と要望について紹介を行いました。

ボランティアの方たちの取組については、85人の婚活サポーターの方たちが連絡を取り合って活動していること、全て手弁当で大変な活動だということ、その方たちは高知県婚活サポーター連絡協議会に所属し地域で活動する6団体で組織されていること。その方たちの要望として、令和5年5月25日、協議会に対して交通費の負担軽減など、具体的な支援を求める質問状10項目が出されており、この方たちの要望に県としても可能な限り応え、ボランティアの方たちが活動しやすい環境をつくるべきだと質問しました。

そのときの子ども・福祉政策部長の答弁では、サポーターの皆様のお声をしっかりと受け止めながら、婚活サポーターが活動しやすい環境づくりに取り組んでまいりますとあります。

そこで、お聞きします。今回の予算の中には、ボランティアで婚活サポーターを行っている皆さんの要望がしっかり入っているのか、また活動しやすいような中身になっているのか、子ども・福祉政策部長にお聞きします。

次に、四万十市食肉センターの整備について質問します。今議会では明神、西森雅和両議員より質問があり、それぞれに答弁がなされました。私のほうからはもう少し突っ込んだ形で質問させていただきます。この間のことを紹介します。

今年1月18日の高知新聞の朝刊に、「県内 豚肉処理ピンチ」、「四万十市 建て替え保留」、「豚

肉施設 閉鎖なら大混乱」、「職失うのでは… 施設職員不安抱え」のショッキングな見出しの新聞記事が出てきました。この記事を読んだ関係者の中からは、失業するのではないかと、驚きと不安の声が寄せられ、このことに関して、県民の関心の大きさを改めて感じ取りました。

その後、2月15日の高知新聞記事では、「新食肉施設「60億円台半ば」 事業費削減へ 四万十市長「整備進める」との見出しが出され、中平市長が、「県全体の畜産振興や幡多の雇用に不可欠な施設、財政負担について県や関係市町村と協議を進め、合意を得た上で、9月議会に関連予算を計上したい」コメントが出されていました。

この間の新聞報道を見る限り、四万十市と高知県、関係する市町村や業者との間で問題点の解決に向けた真剣なやり取りがあったことが想像されます。

そこで、改めて四万十市食肉センター建て替への意義について、私のほうから申し上げます。この施設は、関係する業者も含めて150名の雇用を含めた年間88億円の経済効果を生み出していることから、高知県の人口減対策の一助として捉えることを強調します。その上で、関係者の話によると、この施設は高知県産の豚肉を一手に生産しており、県民が消費している豚肉はほとんどがこの施設で生産していると言っても過言ではないとのこと。高知県経済への影響も計り知れません。

そこで、整備費についての課題です。高知市の食肉センターは、県が半分で残り半分を28市町村で負担しています。高知市並みの事業費の割合でいくと、四万十市の食肉センターは四万十町が加わって7市町村での配分になります。これでは、四万十市を中心とする7市町村の負担が大き過ぎます。整備費はこれから協議されるということです。

そこで、今回の四万十市食肉センターの整備費については、高知県全体の役割として考えるべきです。知事の見解をお聞かせください。

さらに、この整備事業については、これまで運営に関わり、整備計画も立案し、今後の運営にも関わっていく立場にある現場の声、すなわち四万十市の意見を十分取り入れることが重要ではないでしょうか、併せて知事の考えをお聞かせください。

次に、今年1月1日に発生した能登半島地震を受けた本県の地震対策について質問します。

まず、被災して亡くなられた方、また被災された皆さんに私からもお悔やみとお見舞いを申し上げます。発災直後の記者会見で、明日は我が身と知事が言った言葉が、私の思いと一致していたことが記憶に残っています。今回の震災でも様々なことが教訓とされており、これからの県政運営の中で対応が求められるところです。今回、私は知事が発言した、明日は我が身と言われたことに対して、今後来るべき南海トラフ地震に対する我が身としなければならない内容について、2点について質問いたします。

1点目は、幹線道路網が遮断したことに対する支援道路の確保について質問します。能登半島でも幹線道路が遮断され、震災後の救済活動に大きな障害が発生しました。この道路網の遮断に対する対策として、東日本大震災が2011年3月11日に発生したとき、内陸部から被災地に支援物資を送るに当たって、くしの歯のように内陸部から支援物資を送ったことが大いに効果を出したと、当時くしの歯作戦として報道されました。私もその報道を基に、高知県としても、くしの歯作戦で対応すべきだと、2012年2月定例会で質問しました。

具体的には、高知県でも南海トラフ地震が発生した場合、西部に位置する海岸沿いの国道56号が、黒潮町佐賀から大方までの海岸線と、大

方地区の入野、早咲などの市街地が壊滅的な被害で寸断されること。また愛媛県側では、須ノ川の海岸線で、津波による被害で国道56号が遮断されること。そうなれば、四万十町窪川から西へ国道56号を利用した支援物資を届けることができないことから、土佐清水市、宿毛市、大月町、四万十市、三原村、黒潮町など、幡多地域が広範囲にわたり陸の孤島になります。その対策として、四万十町の内陸部から海岸沿いに向けて、くしの歯のような形で支援物資を届けるための道路網の整備が必要として、具体的に国道439号杓子峠のトンネル化の必要性を求めました。

あれから13年、現在では、くしの歯作戦に代わる四国おうぎ作戦として、四国広域道路啓開計画が立案されており、被災想定に基づき瀬戸内側から太平洋側へ、そして沿岸部の地域への支援部隊の進出ルートが選定されています。四国おうぎ作戦を見ますと、宇和島から四万十町のルートでは、国道441号が国道381号の代替ルートとされており、現在は口屋内バイパスと中半バイパスが事業化されています。さらに、私は国道439号大正一中村間も、四万十町から四万十市まで沿岸部を通らずに支援物資の輸送ができるルートとして大変重要だと思っています。

高知県としても、国道56号の代替ルートとして、四国8の字ネットワークの早期整備を要望しているところです。しかし、四国8の字ネットワーク整備について、今議会、橋本県議の整備のめどの質問に対して、知事は8の字ネットワークが一番合理的であるとしながら、様々な要因で整備のめどについては、この場では言えないとのものでした。これでは県民の命を守ることはできません。

今回の能登半島地震の教訓から、高知県としても支援道路の整備は必要不可欠です。そのためにも、四国8の字ネットワークの早期実現を

目指すことと併せて国道441号、国道439号の早期整備も同時に進めるべきと考えますが、土木部長の考えをお聞かせください。

2点目は、伊方原発に対する認識について質問します。能登半島地震での危機的状況は、原発の施設も例外ではありませんでした。北陸電力志賀原子力発電所においては、変圧器が損壊し主電源を失った形となりました。また、使用済みの燃料プールから冷却水の一部があふれ、さらに原発周辺でも、原発から離れたところにあるモニタリングポストが数か所で機能なくなり、避難の目安となる空気中の放射線量が測れない状況が生まれました。

同原発は、運転停止中であつたこともあり、放射性物質の漏えいなどの重大事故には至らなかったものの、地震大国である日本での原発立地の危うさを改めて私たちに突きつけました。今回、原発事故時の避難計画が絵に描いた餅であることが浮き彫りになりました。避難するために欠かせない幹線道路の大半が損壊したこと、住宅の損壊で屋内避難の前提が崩壊したことなどによります。

まず、自然災害と複合した場合の原発事故からの避難計画について、知事の認識をお聞きします。

私の住む幡多地域は、伊方原発に最も隣接しています。伊方原発敷地の沖合8キロには、国内最大級の活断層、中央構造線が存在しています。今年2月26日にも、伊方原発の直下で震度4の地震が発生して、付近住民の原発事故への不安が高まりました。

今回の能登半島地震は、従来の想定を超える大きな揺れが発生しています。原因については、海側の断層が陸側の断層の下に斜めに入っていく逆断層運動とされ、想定より長い海底活断層が連動した可能性も指摘され、しかもこうした現象は、各地で起こり得る現象であり能登半島

に特有の現象と言えないと、2月20日に笹川平和財団からも指摘されています。原発事故と複合した場合、集落の孤立などで長期に放射性物質にさらされる危険があります。

また、四万十市の飲み水の水源である四万十川の支流である広見川の水源は、約30キロ圏内で、四万十市民の水源が汚染されることから、市民の間からも事故に対する危惧の声が上がっています。

アメリカでは、原子力規制委員会が、万が一の事故の際に、実効性のある避難計画が策定できなければ、原子力発電を稼働させないというルールがあります。ところが、今年2月14日の原子力規制委員会後の記者会見で山中委員長は、家屋倒壊や避難ルートの寸断などは自治体側の検討課題と強調し、自然災害への対応は我々の範疇外と驚くべき発言をしています。

これらのことを判断した場合、実効ある避難計画を立てるのは不可能ではないか、知事の認識をお聞きします。

福島第一原発事故から13年経過した現在でも、いまだに2万人を超える人たちが避難生活を強いられており、メルトダウンした880トンの燃料デブリは1グラムも取り出せておらず、汚染水も発生し続けており、いつ事故が終息するのか、見通しすらありません。原発がある限り、過酷事故が再び起こる可能性は排除できません。南海トラフ地震は必ず起こります。明日は我が身との思いで今後のことを考えなければなりません。

県民の命と暮らしを守るべき知事として、能登半島地震を教訓に、伊方原発は3号機も廃炉にして、自然エネルギーへの大胆な転換を求め必要があると思いますが、知事の考えをお聞かせください。

最後に、日の丸・君が代の強制に対する国際社会からの是正勧告について質問します。

今年も、4年越しのコロナ禍での卒業式、入学式の時期になってきました。卒業式では、生徒たちにとって、思い出深かった学校生活に別れを告げること、また入学式では新たな世界に胸を膨らませることから、これらの式典が子供たちや関係者にとって、感動深い取組になってほしい、そう願う者として質問をします。

この間、2つの国際組織から教職員への労働環境への是正を求める勧告が出されています。

1つは2014年と2022年、国際連合の自由権規約委員会から、国内の人権問題に懸念を表明し、その総括所見です。もう一つが、2019年のILO・ユネスコ教員の地位勧告の監視委員会、セアートによる勧告です。

両者とも学校の卒業式や入学式の式典において、やむにやまれぬ事情から国旗に対する起立や国歌斉唱ができない教職員に懲戒処分を科すことや、国旗に対する起立ができない生徒を無理やり起立させることが、その人の人権を制限しており、国際人権規約の条約に適合していないことから、日本政府に条約を守ることを求めています。セアートの勧告は、静かに座っているだけの教職員の不起立を式に混乱をもたらさない消極的な不服従と理解して、懲戒処分を避けるべきだといい、2022年6月の再勧告は、日本政府は国際規範としての勧告に十分配慮すること、教員団体と協力して勧告の和訳を作成し対話すること、地方教育委員会の勧告理解を促進することなどを求めています。両者の勧告内容を少し紹介しました。

自由権規約委員会、そしてセアートの勧告の内容はどのようなものと認識しているのか、教育長にお聞きします。

この問題の背景には、1989年、学習指導要領で日の丸を国旗、君が代の斉唱を指導するものとされ、1999年、国旗及び国歌に関する法律で日の丸を国旗、君が代を国歌と定められ、多く

の学校の式典で国旗掲揚と国歌斉唱が行われました。しかし、政府はこうした式典の間に、個人が起立したり歌ったりすることは義務づけていませんでした。

その後2003年、東京都が学校の教職員に対して、起立して国旗に対して正対し、国歌を歌うよう義務づける通達を出し、そのときに463人が通達に従わなかったことから懲戒処分され、それを契機にし、全国にも義務づけ、強制が広がった経過があります。そうした状況の中、東京の教職員から、国際組織に対し、問題点の指摘と是正を求める申立てが行われ、前段で紹介した国際組織からは是正を求める勧告が出されたわけです。

日本は、1966年に教員の地位に関する勧告に参加、そして1979年に国際人権規約を推進しており、人権と教員の地位を尊重し確保することを国際社会に約束しています。

また、日本国憲法第98条、憲法の最高性と条約及び国際法規の遵守には、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」とあります。

2つの国際組織から日の丸・君が代の強制に対する是正勧告を受けていることを教育長はどのように認識しているのか、少なくとも勧告の内容を教育委員会、学校長が共有すべきではないか、考えをお聞きして、1回目の質問を終わります。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 岡本議員の御質問にお答えをいたします。

まず、若者が中山間地域で安心して暮らし、結婚して子育てをするために何が一番大切かとお尋ねがございました。

若者が中山間地域で安心して暮らし続けるためには、まず、何といたしましても、個々人の生活を支える経済的な基盤がしっかり確立してい

ることが重要だと考えます。そのため中山間地域再興ビジョンでは、施策の柱に、しごとを掲げまして、安定した収入が得られる、そして若者が魅力を感じることができ、そうした仕事を生み出すための取組を強化いたしました。

具体的には、地域の基幹産業であります1次産業におきまして、デジタル技術を活用した生産性の向上、あるいは優良農地を生み出す基盤整備などに取り組んでまいります。また、地域の若者による起業や事業承継につきましても、支援を強化し、魅力ややりがいを感じられる仕事の創出に取り組んでまいります。

あわせまして、地域で縁を結び子供を産み育てていくためには、これらに加えて、子育てしやすい社会環境、仕事と子育てが両立できる職場環境づくりも重要であります。そして、その実現には、まず、男は仕事、女は家庭といった性別役割分担意識を解消することが必要と考えています。このため、私自身が先頭に立ちまして、共働き・共育てを県民運動として強力に推進し、例えば高知では男性も育休を取るのが当たり前といった社会を目指します。

具体的には、県庁内の率先垂範に加えまして、企業の男性育休の代替要員確保への支援、アドバイザー派遣により男女ともに働きやすい環境づくりへの支援などに取り組んでまいります。加えて、暮らしや活力といったビジョンに掲げる一連の取組を総合的に推進してまいります。これにより、若者が生活し続けることができる、そして将来世代を育むことができる中山間地域を目指してまいります。

次に、養殖アオサノリの危機的な状況についての見解と打開策についてお尋ねがございました。関連をいたしますので、併せてお答えをいたします。

四万十川におきます養殖アオサノリは、昭和50年代から60年代には、年間30トン以上生産さ

れておりましたが、令和4年以降は、残念ながら収穫がない状態となっております。養殖アオサノリには、生産者のみならず加工や流通など、様々な事業者が関わっておりますので、こうした状況は地域の経済に大きな影響を与えるということは、議員からも御指摘あったとおりだというふうに認識しております。

県におきましては、四万十川下流におきまして水質データの分析を続けており、近年、水温や塩分濃度が高い傾向にあるものの、生産量の減少に対します明確な因果関係は見られていない状況であります。県内の研究者におきましても、川の環境の変化が生育に影響を与えていると考えられておりますけれども、具体的にどのような要因によるものかについては、様々な見解があるというのが現状であります。そうした中でも、現状の四万十川の環境で生産量を回復させるために、アオサノリが順調に生育するための技術の改良などに、漁協と共に県として取り組んでおります。

具体的には、養殖漁場での生存率を高めるため、良質な種苗の生産に適した光や栄養分などの条件について実証試験を行っております。さらに、四万十川より水温の高い他県産の種苗を用いた養殖試験なども実施をしております。

今後は、こうした取組の成果を検証いたしますとともに、他の産地の情報収集などを行いながら、生産量の回復につながる対策を、県としても関係者と一緒になって検討していきたいと考えております。こうした取組によりまして、四万十川の養殖アオサノリの生産量の回復を目指してまいります。

次に、四万十市下田地区の子供たちの要望活動についてお尋ねがございました。

下田地区の子供たちが、下田中学校の旧校舎の活用に関しまして、文部科学省、県庁、市役所などへ直接足を運び、要望活動に取り組んで

いることは承知をいたしております。このように、子供たちが積極的に行動する姿は、地域に対する強い愛着、そして学校を大切に思う気持ちの表れだというふうに受け止めております。

下田中学校の旧校舎の活用などにつきましては、下田地区の子供たちをはじめ、地域の方々の御意見なども受け止められまして、四万十市において適切に判断をしていただく、このことを期待いたしております。

次に、四万十市の新食肉センターの整備費への負担に対する見解、市の意見を取り入れる立場で進めることについてお尋ねがございました。関連いたしますので、併せてお答えをいたします。

県におきましては、県内の畜産振興の観点から、老朽化した食肉センターを建て替えたいという市の意向を受けまして、平成30年度の基本計画の策定段階から深く関わってまいりました。また、昨年度からは、県と四万十市による協議会におきまして、両者の費用負担の下、基本設計に取り組んでまいりました。設計の期間中は、互いに議論を重ね、事業費の縮減を図りながらも、施設の仕様に関しましては、現場の意見を最大限に取り入れたものになっているというふうに考えております。

今後につきましても、県としての費用負担を伴うことを予定している以上、必要な意見は述べさせていただきましても、新センターの運営を担われます四万十市の意見は当然、尊重してまいります。

なお、費用負担につきましては、今議会で明神議員の御質問にお答えいたしましたとおり、畜産振興及び雇用の場の確保といった観点から、できる限りの支援を行う考えであります。具体的な負担割合につきましては、高知市の新食肉センターや、ほかの公共施設に対する支援の事例などを参考に、今後、四万十市や関係市町村

と協議を重ねてまいります。

次に、原子力災害対策につきまして、自然災害と複合した場合の避難計画と、実効性のある避難計画についての認識についてお尋ねがございました。関連いたしますので、併せてお答えをいたします。

本県は、避難計画の策定義務のある原発から半径30キロメートルの重点区域には入っておりませんが、危機管理上の観点から、万が一の事故に備えまして避難計画を策定いたしております。

この計画は、伊方原発での様々な事故の発生に備えたものでありますが、南海トラフ地震におきましては、愛媛県でも最大震度7が想定をされておりますので、こうした地震災害も含めまして、大規模災害が起因となる、こうしたことも想定をしているところであります。

国の原子力災害対策指針を踏まえまして、原発から30キロを超える本県におきましては、屋内退避を防護措置の基本と考えております。これを踏まえまして、本県の避難計画におきましては、まず住宅や避難所の耐震化を進め、家屋被害などにより住宅での屋内退避が困難な場合には、近隣の避難所へ避難をするということといたしております。

また、万が一、この地域からの一時移転や避難が必要となるような事態も視野に入れまして、こうした場合、道路の寸断に備えて、道路啓開計画を踏まえまして複数の避難ルート設定をいたしております。さらに、避難経路の確保が困難な場合に備えまして、ヘリコプターでの救助も想定をした計画としております。しかしながら、能登半島地震の状況を見ますと、多くの家屋の倒壊や道路の寸断などが発生しておりまして、本県の南海トラフ地震対策についても見直しが必要だと考えているところであります。

原子力災害の避難計画につきましても、道路

啓開計画やヘリコプターの運用などの見直しを行う中で、バージョンアップをし、実効性を高めてまいる考えであります。

最後に、伊方発電所3号機の廃炉の問題と、自然エネルギーへの転換についてのお尋ねがございました。

原子力発電所の安全性につきましては、国の原子力規制委員会におきまして、福島第一原子力発電所の事故を教訓として、安全対策が強化をされました新規制基準に基づき審査が行われております。この審査において、新規制基準に適合すると認められた原子力発電所につきましては、最新の知見に基づく安全対策が行われているものと考えております。

このたびの能登半島地震につきましても、今後、原子力規制委員会におきまして、規制基準に反映すべき新たな知見があるのかといった観点から分析がなされると、そういった方針が当委員会から示されているところであります。

他方、自然エネルギーへの転換に関しましては、カーボンニュートラル、脱炭素化の実現を目指しまして、再生可能エネルギーを主力電源化していく、この取組が重要だと考えています。しかしながら、再生可能エネルギーの主力電力化に向けましては、例えば送電網の容量の問題、あるいは需要に合わせた調整力の確保といった様々な課題を解決していくことが必要であります。そして、その解決には一定の期間が必要になると見込まれております。このため、現状におきましては、全てを再生可能エネルギーに転換するという事は困難な状況にありまして、電力の安定供給の要請ということも考えますと、当面の間は、原子力発電も一定程度活用せざるを得ないものと考えております。こうしたことから、現時点においては、伊方発電所3号機の廃炉を求めることは考えておりません。

四国電力には、引き続き安全対策に終わりは

ないとの認識に立ちまして、原発の稼働の大前提であります安全の確保に万全を期していただきたいと考えております。

私からは以上であります。

(農業振興部長杉村充孝君登壇)

○農業振興部長(杉村充孝君) まず、食料自給率の向上を目指すための耕地面積の維持に向けた取組についてお尋ねがございました。

農業者の高齢化などによる耕地面積の減少は、本県のみならず全国的な課題であり、食料自給力の向上を図る上でも、将来にわたり食料を安定的に供給できる農地を今後もしっかりと残していく必要があると考えております。こうした中、令和5年4月に農業経営基盤強化促進法の改正法が施行され、地域での話し合いにより、10年後の目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画の策定が市町村に義務づけられました。

現在、県内の各地域におきまして、来年度末までに地域計画を策定すべく、各地域での話し合いが進められておりますが、その中で担い手不足を切実に訴える声や、担い手に農地を引き継いでもらうためにも農地の生産条件をよくしないといけないといった声が多く上げられております。このため県では、地域のきめ細かなニーズに応じた基盤整備が迅速に行えるよう、来年度から県営農地耕作条件改善事業の面積要件を大幅に緩和することといたしました。

また、地域の手によって策定された計画を実効性のあるものとするためには、計画でうたわれている担い手をいかに確保していくかが最も重要となります。このため県としましては、新規就農者の確保に全力で取り組みますとともに、既存農家の規模拡大や企業の農業参入を支援するなどにより、将来にわたって守るべき農地の維持に取り組んでまいります。

次に、新規就農者数の目標の達成に向けた取

組についてお尋ねがございました。

県では、第4期産業振興計画におきまして、年間の新規就農者数を320人とする目標を掲げ、その達成に向けて取り組んでいるところですが、新規就農者は、平成28年度の276人をピークに、新型コロナの影響が出始めた令和2年度を境に大きく減少し、その後は210人台で推移しております。このうち男性は、雇用就農者は横ばい傾向の一方、30歳代以下の自営就農者数が減少しており、中でも親元就農はピーク時の約半数になるなど、後継者の農業離れが顕著となっております。

昨年、県内の各地域で開催しました生産者などとの意見交換の場におきましても、資材価格の高騰などによって、新規就農へのリスクが高まっているといった声や、そうした中でも特に、親元就農に対する支援が十分でないといった声が多く寄せられました。このため、来年度から親元就農をはじめとする新規就農者の確保に向け、施策を大幅に強化することといたしました。

さらには、後継者以外の若者や女性にも農業を仕事として選んでもらえるよう、農業に興味を持ってもらう、仕事としての農業の魅力を知ってもらう、働きやすい労働環境を整備するといった段階に応じた取組を展開していくこととしております。

人口減少対策は、県政の最重要課題に位置づけられております。農業分野におきましても、農業を魅力ある仕事として、若者定着につなげるための施策の強化を図り、新規就農者数の目標達成を目指してまいります。

最後に、県内の地域資源を生かした肥料の利用促進についてお尋ねがございました。

原料の多くを輸入に頼っている化学肥料の価格は、世界情勢の混乱を背景に高騰し、今もなお高止まりの状況にあり、農業者の経営を圧迫しております。このため、化学肥料の輸入依存

からの転換に向けまして、地域資源の活用を図ることが重要であると考えております。

県内には、肥料への活用が期待できる食品残渣や山林資源、植物残渣といった資源がございますが、実際に活用するには、現在のところ、コスト面や品質面で高いハードルがございます。このため、まずはこれまでも肥料として活用されてきました家畜ふん堆肥の有効利用をさらに進めたいと考えております。

家畜ふん堆肥は年間を通して製造されているのに対して、水稻や野菜を栽培する農家の利用は春や夏に集中しますので、需要の少ない時期に製造される堆肥の保管場所がないことなどが要因で、有効に活用されていない家畜ふんがございます。

そうした中、栽培農家からは、自分の圃場に近い場所に堆肥舎を設置して家畜ふんを有効に活用したいとの声をいただいておりますので、栽培農家による堆肥舎の設置を支援することで、家畜ふんの有効活用を進めてまいります。

また、国は、2050年までに化学肥料の使用量を30%低減する目標を掲げ、未利用資源の活用を図るための抜本的な技術開発に取り組んでいるところであります。

県としましても、その動向を注視しながら、肥料として活用できる可能性の高い植物残渣などの地域資源を有効に活用するための仕組みづくりの研究を進めてまいります。

(水産振興部長松村晃充君登壇)

○水産振興部長(松村晃充君) 四万十川の養殖アオサノリの生産回復に向けた漁協からの要望に対する考えについてお尋ねがございました。

お話のありました四万十川下流漁協の種苗センターは、アオサノリの養殖に必要な種苗を生産し、養殖事業者に供給する重要な役割を担っております。良質な種苗を生産するためには、夏場の高温時の水温管理は重要であり、デジタ

ル技術を活用した水温管理の仕組みの導入は、安定的な種苗の生産や、現在実施している養殖漁場での生残率の向上に向けた種苗生産技術の実証試験を効率的に進めるためにも有効なものと考えます。

種苗センターでのこうした取組に対して、どういった整備が必要かも含めて、漁協のお話を伺いながら検討を進めていきたいと考えております。また、県と漁協で取り組んでいる実証試験や、種苗センターでのデジタル技術の活用などにつきまして、四万十市とも情報を共有しながら、生産量の回復に向けて有効な対策を連携して進めていきたいと考えております。

養殖アオサノリは、地域の特産品として生産から加工・販売まで様々な事業者が携わっております。養殖アオサノリの生産量の回復を図ることで、四万十ブランドを守り、地域の雇用の維持・拡大につなげていきたいと考えております。

(教育長長岡幹泰君登壇)

○教育長(長岡幹泰君) まず、下田中学校に関する請願に対する助言についてお尋ねがございました。

休校後の下田中学校施設を、不登校児童生徒等の居場所となるような施設として利活用してほしいといった要望があることは私も承知をしております。そしてまた、市町村立学校施設の利活用につきましては、当該市町村において住民の方々の意見も聞きながら検討され、主体的に決定されるものであります。こうしたことから、下田中学校施設の活用につきましても、四万十市において地域の実情も踏まえた検討の上、適切に判断されるものと考えます。

県教育委員会としましては、四万十市から教育分野での活用を想定した相談等がございましたら、丁寧に対応させていただきたいと考えております。

次に、自由権規約委員会及びセアートの勧告についての認識と、勧告の内容についての教育委員会及び学校長への共有についてお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えをいたします。

議員御指摘の勧告等がなされていること自体につきましても承知をしておりますが、本勧告等は日本国政府に対して示されたものであり、国として適正に判断され、対応されておられるものと考えておりますので、一地方公共団体の立場として、その認識についてお答えする状況にはないと考えております。

また、今申し上げましたように、自由権規約委員会及びセアートの勧告等については、日本国政府に対して示されたものであり、本県として現時点で県内に周知することは考えておりません。ただ、卒業式等の式典で慣例上の儀式的な所作として、国歌斉唱の際の起立斉唱行為を求めることを内容とする職務命令につきましては、平成23年6月の最高裁判決におきまして、その目的及び内容並びにこれによってもたらされる制約の態様等を総合的に較量すれば、制約を許容し得る程度の必要性及び合理性が認められる旨の判決がなされているものと承知をしております。

あわせて、教員の地位に関する勧告につきましては、精神を尊重しつつ、今後とも我が国の実情や法制に適合した方法で取組を進めてまいりたいという日本国政府としての見解が示されているものと承知をしております。

(子ども・福祉政策部長山地和君登壇)

○子ども・福祉政策部長(山地和君) 婚活サポーターの活動支援についてお尋ねがございました。

婚活サポーターの皆様には、それぞれの地域で出会いへの支援を希望する方を、ボランティア活動で応援いただいております。平成22年から令和5年9月末までに約2,000件の交際成立につな

がるなど、婚活サポーター制度は、皆様の熱意の籠もった活動に支えられています。

お話のありました、昨年5月に高知県婚活サポーター連絡協議会の構成団体からいただきました要望の中で、出会いの支援活動に伴う交通費の負担軽減につきましては、連絡協議会の事務局である県から新たな制度案を提案させていただき、協議を重ねてきた結果、令和6年度から利用者に婚活サポーターの交通費を一定額負担していただくこととなりました。

また、婚活サポーター連絡協議会の開催日程や県の人事異動に関する要望等につきましては、皆様の御意見をお伺いしながら、しっかりと対応させていただいております。来年度予算では、出会いや結婚を後押しするため、こうち出会いサポートセンターのサテライトを県東部と西部に開設するなど、特に中山間地域において多様な交流機会を創出してまいります。

そのため、婚活サポーターの皆様にも、これまで以上に地域地域で御活躍いただきたいと考えており、活動を支援するため、サポーター同士の情報交換会や研修会を開催してまいります。また、新任サポーターの方を先輩サポーターが伴走支援するメンター制度の構築などにより、婚活サポーターの皆様が活動しやすい環境づくりに取り組んでまいります。

(土木部長荻野宏之君登壇)

○土木部長(荻野宏之君) 四国8の字ネットワークの早期実現を目指すことと併せて、国道441号、国道439号の早期整備をどう考えているのかとのお尋ねがございました。

国道441号は、南海トラフ地震発災後の速やかな道路啓開を実施するため、四国広域道路啓開計画での進出ルートとなる国道381号の代替ルートです。現在、国道441号では、口屋内バイパス及び中半バイパスの2工区で整備を進めております。2工区ともに、整備区間の大半がトンネ

ルや橋梁など、大規模構造物が連続するバイパスとなりますが、当路線の重要性を考慮し、重点的に整備を進めているところです。この2工区が完成しますと、国道441号での全線2車線化が完了いたします。

一方、国道439号は、徳島県から大豊町を經由し、四万十市に至る本県の中山間地域を縦貫する重要な路線ですが、多くの未改良区間が残っております。中でも、四万十町大正から四万十市大用までの区間は、杓子峠など災害危険箇所を迂回する長大トンネルや橋梁といった短期間に多額の事業費が必要となるバイパス整備となることから、直ちに事業着手することは難しい状況であります。

引き続き、国土強靱化予算も最大限に活用しながら、まずは国道441号の早期整備に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

○35番(岡本和也君) それぞれ答弁をいただきましてありがとうございます。

2回目の質問をさせていただきます。

中山間地域の人口減対策については、やっぱり働く場所、そして安定した収入ですよ、これが大事だというふうに思います。稲作農家の話を聞くと、米を作っても赤字しか出ないと、これが今の日本の農業の実態ですよ。やっぱりこういうものにしっかりと対応するような、国の問題もありますので、なかなかこの場所では言えませんけれども、そういう観点で、今後知事には取り組んでいただきたいことをお願いしておきたいと思います。

それと、四万十川の養殖アオサノリの復活については、本当に県としても積極的に取り組んでいただいているというのが、今回質問を準備するに分かりました。ですから、その上に立って、ぜひ復活をさせていただいて、四万十市のブランドというふうに言われましたけれども、高知県のブランドと言っても過言ではないと思

いますので、ぜひ今後とも漁業関係者の皆さんとか、いろんな方と相談して進めていただきたいことを、部長のほうにも、知事のほうにも要請をしておきたいと思えます。

それと、休校を活用した地域づくりについて、教育長の答弁をいただきました。四万十市から相談があれば丁寧な対応をすると、その丁寧な対応というのは具体的にどんな中身か教えていただけますか、その点について答弁を求めます。

それと、婚活サポーターについてですが、婚活サポーター協議会からの質問状には、こういうふうに書かれています。引き合わせ時、交通費の負担を予算化できるよう力を注いでほしい、年々サポーターも高齢化し遠方に引き合わせが積極的にアプローチできないとか、出会いサポートセンターさんへは4,000万円も出しているということで、かなり大変な実情を訴えていただきました。

ぜひ、結婚問題は大事なことだというふうに思えますので、人口減対策で、ここの部分について、知事としてこの方たちへの積極的な支援ができないのか、答弁を求めたいと思えます。

それと、新食肉センターの整備についてです。できる限り支援すると、できる限りの支援とは、財政面ですよ、予算面で、どれだけできるのか、どういう形でできるのか、具体的に言っただけですか、知事に答弁を求めたいと思えます。

それと、日の丸・君が代の件についてです。教育長が答える立場にないと言われましたよね。でも、こういう問題は学校現場で起こることですから、こういう問題があったときにはどういうふうに対応していくかということぐらい持っておかなければならぬでしょう。教育委員会の信頼が失われますよ、これでは。

実際に教育委員会へこれを伝えるようにというような文面もあるわけですから、それをちょっと教育長に、残念な思いをしましたので、改め

て答弁を求めて、もう時間になりましたので、私の質問を終わります。

○教育長（長岡幹泰君） まず最初に、四万十市の教育委員会から相談があったときというお話でございました。

この点につきましては、やはり四万十市のほうが、住民の方々の御意見を聞いてどのような考えを持っておられるのかということが一番大事になってこようかと思えます。何を実現していこうとしているのか、そういうことをお伺いして、その中で県としてできることはどういったことなのか、支援できることはどういったことなのか、そういったことについて我々としても調べて提案をさせていただきたいと、そのように考えております。

そして、2つ目の意見につきましては、先ほどもお話を申し上げたように、やはり国に対して勧告がなされておるものであって、国が現在対応を適正に考えて対応されているものでありますので、地方公共団体として、これについて答える立場にはないと考えております。

○知事（濱田省司君） 岡本議員の第2問目にお答えいたします。

まず、婚活サポーターへの支援についてであります。

この点はただいま子ども・福祉政策部長から答弁をさせていただきましたように、交通費への支援というサポーターの方々からの御要望も踏まえまして、新年度から利用者の方々に一定の御負担をいただく、そうした中で交通費についての支援についても対応をできるだけ考えていくという具体的な対応を取らせていただいたところでございます。先般サポーターの皆様方には、私自身お会いをして、御協力いただいていることについての感謝状なども贈呈をさせていただく機会を得ましたけれども、今後も引き続き丁寧にサポーターの方々の御意見もお伺い

をしながら、こういった形で支援が充実できるのかというのは検討してまいりたいというふうに思います。

2点目の四万十市の食肉センターのできる限りの支援の具体的な内容ということでございます。

具体的な内容につきまして、1つは、ほかの公共施設におきます様々な支援の状況、特に最近支援をされております高知市におきます新食肉センターとのバランス、こういったものを考えなければいけないというのが1点だと思います。

そして、その前提といたしまして、具体的な支援というお話でございますので、具体的な事業の中身を固めていくということが大前提でございます。この四万十市、そして関係の市町村の負担軽減のために必要な事業費そのものを精査して、これは仕様についての市の意向というのはございますけれども、それと両立を図る形で、いかに事業費の縮減を図ることができるのか、この点を県としても市と一緒にしまして話を詰めてまいるといことが大前提ということではないかと思っております。

○副議長（今城誠司君） 暫時休憩いたします。

午後2時13分休憩



午後2時40分再開

○議長（弘田兼一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

12番田中徹議員。

（12番田中徹君登壇）

○12番（田中徹君） 自由民主党の田中徹でございます。質問の内容に重複する部分もあろうか

と思いますが、どうぞよろしく願いをいたします。

初めに、人口減少への対応と対策についてお伺いをいたします。

ちょうど13年前の平成23年3月11日に発生いたしました東日本大震災を経験したことが政治の道を目指すきっかけとなり、その年の10月に行われた南国市議会議員選挙に初挑戦をいたしました。選挙中には、人口減少問題に重きを置き、無知である新人候補として、そればかりを訴えたことを今でも鮮明に覚えています。

以来、県議会議員となつてからも、本会議場で幾度となく人口減少問題を取り上げ、質問を繰り返してきましたが、残念ながら回復することではなく、悪い未来予想図どおりに時間だけが経過してまいりました。そして、いよいよ警告レベルとなつてきた現在、全ての地方がこの直面する現実に向き合うようになり、自治体間での人口獲得競争も年々厳しさが増しているように感じるところです。

そんな中、本県の出生数は、令和4年に初の4,000人割れの3,721人となり、令和5年では県推計で3,380人と、さらに下回る結果であると発表されました。県としても、これまで様々な施策を展開し、取り組んでこられたことも承知してまいし、知事御自身も今後の最重要課題として捉え、多くのコメントを残されておられます。また、今議会の提案説明でもるる述べられてまいすように、幾つかの強い決意があらわれるかと存じます。

そこでまず、過去最低の3,380人となった出生数についてどのように受け止められたのか、知事にお伺いをいたします。

来年度からは、第2期高知県まち・ひと・しごと総合戦略を、高知県元気な未来創造戦略としてバージョンアップし、第5期の高知県産業振興計画や中山間地域再興ビジョンを策定し、

施策を総動員し取り組まれることとなっています。昨年の県知事選挙の際には、1次産業や建設業と具体的に挙げられ、若者や女性の働く場所を意識した発言があったと記憶をしています。

そこで、魅力ある仕事をつくり、若者の定住につなげる取組の中で、1次産業と建設業を名指しして施策を展開しようとする知事の思いをお伺いいたします。

そして、1次産業と建設業において、若者や女性にとって魅力のある職場づくりをどのように進めるのか、具体的な取組について農業振興部長、林業振興・環境部長、水産振興部長、土木部長、それぞれにお伺いいたします。

また、昨年の2月議会で質問いたしました、水産分野における水福連携の取組について、現在の取組状況と、今後どのように取り組んでいかれるのか、水産振興部長にお伺いいたします。

次に、中山間地域の振興についてお伺いいたします。さきにも触れましたように、来年度からは中山間地域再興ビジョンの下、若者を増やす、暮らしを支える、活力を生む、しごとを生み出すの4つの柱で構成された施策が展開され、少子化対策と一体となった新たな中山間対策を進めることとなっています。

中でも、集落活動センターについてお伺いをいたします。この取組は現在12年目を迎え、66か所まで拡大しています。集落活動センターの必要性や重要性は認識していますが、近年では新たな集落活動センターの開所も少なくなっているように感じています。

このたび策定する中山間地域再興ビジョンのアクションプランによれば、令和9年度末には83か所という高い目標が立てられていますが、今後さらに集落活動センターを拡大させていくためにどのように取り組まれるのか、中山間振興・交通部長にお伺いいたします。

次に、地域おこし協力隊についてお伺いいたします。中山間地域で、若い方々が定着し定住していただくきっかけとなり、地域地域に活力を生むためにも、地域おこし協力隊の今後の取組に大きな期待を寄せています。

本県の協力隊は、本年2月1日時点で238名となり増加してきましたが、令和9年度末の570名という高い目標を達成するためには、市町村とのさらなる連携や仕事の確保など、新たな課題も考えられます。

そこで、市町村がさらに地域おこし協力隊を受け入れられるよう、県としてどのように取り組んでいかれるのか、中山間振興・交通部長にお伺いいたします。

次に、移住促進についてお伺いいたします。コロナ禍の影響もあり、昨年度の移住者は1,185組、1,730人となっています。移住された方の実績に基づく県の資料によれば、年代別の移住者数は20から40代が全体の8割以上を占め、移住前の住所地は関東が4割、関西が3割と、傾向は以前とあまり変わっていない一方で、Uターンは令和3年度の30%から令和4年度は35%と、5%増加しています。他方で、全国の状況を見ますと、令和4年度に移住者が大幅に増加している県も見受けられます。

そこで、令和9年度に3,000人以上という目標を立てられていますが、目標達成に向けた今後の新たな強化策を中山間振興・交通部長にお伺いいたします。

また、移住を促進するためには、仕事と住宅の確保が何より重要と考えます。過去には、本県の空き家率が全国ワースト1位という結果が公表されたこともありましたが、空き家対策を抜本強化するため、2年前に住宅課に空き家対策の専門チームを設置し、空き家の掘り起こしに向けて取り組んでこられました。

そこで、移住促進に不可欠な空き家対策につ

いて、空き家対策チームを設置するなど強化して2年が経過いたしますが、これまでの取組状況と来年度の強化策について土木部長にお伺いいたします。

次に、ヘルスケア産業についてお伺いいたします。令和4年度から取り組んでいるヘルスケアイノベーションプロジェクトの成果が出始めているとお聞きしています。中山間地域の産業の創出や社会課題の解決に向けて取り組む、このプロジェクトはまさに今、本県にとって必要な中山間地域対策の取組としても大いに期待を寄せているところです。今年度には、支援案件も6件となり、室戸市では東京の企業と、認知症や軽度認知症を対象としたVRソリューションの開発が行われるなど、実証実験を進め、立地につながる案件も創出されているとお聞きしています。

そこで、現在の取組状況とともに、来年度はどのように進めていかれるのか、産業振興推進部長にお伺いいたします。

また一方で、まだまだ受入れ市町村が少ないことがこのプロジェクトの一つの課題ともお聞きをしています。そこで、今後さらに成果が出るよう期待していますが、県内市町村へ広げていくためにどのように取り組んでいかれるのか、産業振興推進部長にお伺いいたします。

次に、公共交通についてお伺いいたします。沿線人口の減少や少子高齢化、また運転手不足などにより、交通事業者の経営を取り巻く環境は厳しさを増していると感じます。現状では、自治体からの補助金で経営が継続できている事業者も少なくないのではないのでしょうか。今後一定期間は人口の減少が見込まれることから、維持するだけでなく、新たな路線の開設など、稼ぐことを考えることも必要ではないかと思えます。私も、南国市の住民として、また沿線人口の一員として、かねてからごめん・なはり線

の継続には危機感を抱いていますし、今後の事業継続に向けて何か対策はできないものかと考えてまいりました。

そこで、以前にもお話ししましたが、高知龍馬空港とごめん・なはり線を結節するアクセス手段を強化することを提唱いたします。来年春には連続テレビ小説あんぱんの放送が決定し、物部川流域のにぎわいも予想されますし、ごめん・なはり線に接続することができれば、県東部地域への人の流れを拡大することもできます。例えば、後免町駅に接続すれば、ごめん・なはり線のみならず、電車とつなぐことも可能です。また、今後のインバウンド観光客の増加を見据え、今から準備することも大切だと考えます。

そこで、公共交通の維持・発展にもつながるよう、空港からごめん・なはり線への公共交通のアクセスを強化することができないか、中山間振興・交通部長に御所見をお伺いいたします。

次に、四国新幹線についてお伺いいたします。ここで、四国新幹線についての今年度の動きについて御紹介します。昨年5月には、後藤田徳島県知事が近畿ブロック知事会議にて、四国は岡山ルートでまとまると述べられ、徳島県としては淡路島を経由するルートでの実現を求めない考えを示されたことにより、これまで四国4県間ではルートをめぐる意見の違いがありましたが、4県の足並みがそろうこととなりました。

また、昨年8月30日に開催されました四国新幹線整備促進期成会の東京大会において、抜粋ではありますが、四国の公共交通の基幹的役割を担うJR四国が厳しい経営環境の下、自立した経営を目指すためには、新幹線の導入による抜本的高速化は不可欠であり、JR四国が策定した長期ビジョンの中でも、新幹線等による抜本的高速化の早期実現に向けて取り組むことが明記されているように、新幹線は四国地域の公共交通を支える骨格として、その実現が強く期

待されているところであるとの決議も採択されました。

そして、昨年9月県議会定例会において、加藤漢議員の質問に対し濱田知事は、本県としましても、4県の足並みがそろった今を好機といたしまして、期成会などと連携をしながら、整備計画への格上げに向けました法定調査の早期の実施を国に強く働きかけてまいりますとの答弁をされています。

私も、四国新幹線の早期実現を求めるものですが、機を逃すことなく、さらなる機運の醸成に向けて継続的に取り組むことが必要だと思えます。

そこで、改めて四国新幹線の早期実現について知事の思いをお伺いいたします。

次に、県有施設の在り方についてお伺いいたします。本県では、建築後50年を超えた施設もあり、修繕を行いながら使用していますが、老朽化が著しい施設も多いと感じています。私も、県有施設の利用者の方から、老朽化についてなるべく早く修繕することや、改築の御要望をいただくことがあります。人口の減少が進む中で、施設の利用者や需要の変化を捉えた施設の在り方を議論する必要があると考えます。加えて、南海トラフ地震の発生が逼迫する中、備えるという観点からも、スピード感を持って議論を進めることが求められているのではないのでしょうか。

そこで、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の集約化、複合化、長寿命化など、スピード感を持って進めたいと考えていますが、今後どのように取り組んでいかれるのか、総務部長に御所見をお伺いいたします。

また、県有施設のうち指定管理施設は、修繕費の増加や物価高騰などにより費用がかさみ、人件費を圧迫しているともお聞きします。制度上、人件費が少ない状況では、若い人材が雇え

ず、若者にとって魅力のある働く場にならないといった御意見もお聞きします。

そこで、指定管理施設が若者にとって魅力があり働ける場となるよう、制度や管理代行料の積算方法を見直すべきではないかと考えますが、総務部長に御所見をお伺いいたします。

また、先日の大石議員の質問でも答弁されていましたが、県有施設のうち、特に大規模であり、かつ老朽化しているスポーツ施設である県民体育館は、来年度から更新に向けた検討を始めるとお聞きしています。この機会ですので、大規模なコンサートやプロバスケットボールBリーグの試合が開催されるなど、県民の皆様に夢や希望が届けられ、何より喜んでいただける施設に生まれ変わることを私は強く望みます。

そこで、人口が減少する中で、今後の利用者数の見込みやニーズの変化をどのように捉え、よりよい施設の在り方を検討していくのか、文化生活スポーツ部長にお伺いいたします。

次に、教育についてお伺いいたします。さきにも述べましたように、近年、急激に少子化が進む中で、県内高校の定員数について危惧をしています。くしくも、本日は県立高校の入試が行われています。とりわけ、追手前高校では志願者が199名と、現行の入試制度になって以降、最少となっています。全日制32校の定員5,090人に対し、志願者数は3,543人であり、平均志願倍率は0.72倍となっています。また、定員に達したのは9つの高校の17の学科で、それ以外は志願者が定員に達しない、いわゆる定員割れとなっています。

また、私立と公立の高校生の減少率を見ますと、平成29年度と令和5年度を比較した場合、私立では約10%の減少となっていますが、公立では約17.3%の減少となっており、公立高校の生徒数の減少率の大きさが目立っています。私は、私立も公立も県全体として均衡ある発展が

必要だと考えています。

そこで、生徒数が減少する中で、県立高校の定員数について、私立学校と協議しながら対応を考えていくべきではないかと考えますが、教育長に御所見をお伺いいたします。

また、近年の高校入試の状況については、定員割れが続くと生徒数を確保するために合格点が下がっていくのではないかと指摘もあり、関係者からは、県全体の学力低下につながりかねないと危惧する声も上がっているようです。

また、子供の将来に大きな影響がある進路についても、簡単に志望校を変えるなど、やる気や意欲の低下を感じています。やる気や意欲といった点では、全国学力・学習状況調査における子供たちの夢や志に関する質問の肯定的回答の割合は、令和5年度の調査では、小学校は若干増加したものの全国よりは低く、中学校は全国を上回っているものの減少傾向にあり、近年小中学校ともに下降ぎみであることを危惧しています。こうした状況から、中学校までの義務課程において、全体の底上げにつながる取組が急務だと考えます。

そこで、小中学校での学力と意欲の向上に向けた取組が必要だと考えますが、教育長に御所見をお伺いいたします。

次に、南海トラフ地震対策についてお伺いいたします。

質問に入ります前に、このたびの令和6年能登半島地震によりお亡くなりになられました方に心よりお悔やみを申し上げますとともに、被災されました皆様にお見舞いを申し上げます。また、現在も被災地で懸命に復旧・復興に向けて御尽力いただいています皆様に心より感謝を申し上げます。

さて、正月早々に能登半島で最大震度7の揺れを観測する大地震が発生をいたしました。震源は石川県能登地方で深さは16キロ、地震の規

模を示すマグニチュードは7.6と、阪神・淡路大震災を起こした地震や熊本地震よりも大きな規模でした。多くの建物が倒壊する様子や、輪島市での大規模な火災が発生する状況がテレビに映されるたびに、多くの方が心を痛められたことと拝察いたします。今回の地震で経験した新たな知見や教訓を南海トラフ地震にも生かしていかなければならないと考えます。

そこで、能登半島地震を踏まえた対応方針の見直しについて知事に御所見をお伺いいたします。

今回の能登半島地震で私が特に感じたことは、水や食料の備蓄の必要性和自助や共助の重要性です。本県でも、南海トラフ地震発生後には、県全体が陸の孤島になる可能性も否定できません。やはり、自らの命は自らで守り、つないでいくためにも、水や食料の備蓄は7日分を備えるべきではないでしょうか。

先日、神戸市の、人と防災未来センターを訪問させていただきましたが、兵庫県では、「ひょうご備蓄キャンペーン そなえて食べよう！たくわえよう！南海トラフ地震に備えるにはまずは3日分、できれば7日分の備蓄が必要」と啓発されていました。本県では、3日分以上の食料備蓄率は61.6%、3日分以上の飲料水備蓄率は57.2%と、目標数値は超えていますが、まだまだ十分な備えにはなっていないと感じます。

そこで、自助の観点から、各家庭における水や食料の備蓄が一層進むよう、地震への関心が高まっているこのタイミングを逃すことなく、啓発をさらに強化すべきではないかと考えますが、危機管理部長に御所見をお伺いいたします。

また、南海トラフ地震対策として、様々な計画を策定し、備えてまいりましたが、今後は能登の教訓を踏まえた他機関との連携や啓開計画が機能するのか、検証や見直しが必要になってくると思います。

そこでまず、自衛隊や地元自治体との今後の連携について危機管理部長に御所見をお伺いいたします。

また、人命救助は災害が発生してから72時間が勝負と言われていますが、人命救助の観点からも、物資を供給するためにも、速やかに道路や航路、空港などを啓開することが求められています。陸路——道路の啓開について土木部長に御所見をお伺いいたします。

また、海路——航路の啓開については水産振興部長と土木部長に、空路——空港の啓開については中山間振興・交通部長にそれぞれお伺いをいたします。

最後の項として、高知県の農業について3点お伺いをいたします。

まず、先日の大石議員の質問でも取り上げられていました、本県が誇るかんきつについてです。現在、高知市立自由民権記念館にて開催されています企画展、田村利親と土佐の柑橘を通じて田村利親氏の御功績を知ることができました。

ここで、改めて田村利親氏を御紹介させていただきます。1856年、現在の香美市土佐山田町新改に生まれ、農業技術者として果樹、特にかんきつ類の研究に没頭し、各地で自生もしくは栽培されていたかんきつ類の分布や栽培状況、利用法などを調査研究されました。商品として有望な品種を見つけると、生家の果樹園に送って栽培し、苗木を作って全国に広める活動にも取り組まれました。また、調査は台湾にまで及び、その成果は台湾柑橘図説として、台湾の図書館に所蔵されています。

高知の特産品の一つ、小夏は、田村氏が宮崎県で出会い、新改村に送った苗木から始まっています。また、牧野富太郎博士からかんきつ研究の第一人者として評価され、後代の学者からも尊敬されたそうです。

私は、このような田村利親氏の貴重な研究業績に県としても着目し、かんきつ文化を県の強みとして残し、活用できないかと考えています。

そこで、県として田村氏の業績について、しっかりと調査するとともに、県民に広く周知すべきではないかと思いますが、文化生活スポーツ部長に御所見をお伺いいたします。

次に、非辛みシシトウ、ししまろについてです。平成24年から農業技術センターで育種を開始し、本県が10年の歳月をかけて作り上げた、辛み果が発生しない品種です。先月の高知県園芸品展示品評会で、ししまろの名称とロゴが公表されました。辛くないシシトウですので、今後は学校給食の食材としても使用が期待されます。しかしながら、まだ栽培面や販売面での課題もあり、ししまろとしては一般流通していない現状です。

そこで、なるべく早く県内外の消費者に届くよう取り組んでいただきたいと思います。現在の取組や課題も踏まえ、今後どのように普及に取り組んでいかれるのか、農業振興部長にお伺いをいたします。

最後に、園芸作物の適正な価格形成と販売拡大についてお伺いをいたします。長期化する原油や資材価格の高騰により、園芸農家を取り巻く環境は、依然厳しい状況が続いています。こうした状況にあって、国では、適正な価格形成に関する協議会を設置し、農畜産物の種類ごとに価格形成の仕組みづくりについて議論を行っているところです。

この協議会では、国による適正な価格形成に向けたコスト等に関する調査結果を受けて議論を深めることとしており、仕組みが構築できるかどうかも含めて、結論を得るまでには相当の時間がかかることは明らかです。これに対し、県は、本県の農家にとって有益な仕組みとなるよう政策提言を行っていくとしていますが、国

の動きを待って行動するのでは、農家はどんどん疲弊していくばかりです。このため、県としてまず喫緊に取り組むべきは、園芸品の販売拡大や消費拡大を着実にやり、県産園芸品の単価アップにつなげることです。

そこで、単価アップを見据えた園芸品の販売拡大に県としてどのように取り組んでいかれるのか、農業振興部長にお伺いし、第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 田中議員の御質問にお答えをいたします。

まず、本県の出生数が過去最低の3,380人となったことについてお尋ねがございました。

令和5年の出生数は、今年1月19日発表いたしました速報値で、これは日本人のみの数字となりますが、3,380人となりまして、過去最低となりました令和4年をさらに300人以上下回るという厳しい状況となりました。これは県内の市町村の状況に目を向けますと、さらに深刻でありまして、34の市町村のうち9町村、大体人口が3,000人未満のような町村になりますと、軒並みに出生数は10人未満、1桁だというような数字でございますし、半数以上の市町村では30人以下、市町村内の全部の子供を集めて小学校の1クラスが立つかどうかと、定員に満ちるかどうかと、そういうような状況になっているところでございます。

少子化対策の言わば成績表とも言えます出生数が、2年続けて大幅に減少したと、そして少子化傾向がますます加速化しているという状況に関しまして、改めて大変強い危機感を募らせている状況であります。このため、人口減少対策を県政の最重要かつ喫緊の課題として位置づけまして、私自身が先頭に立ち、不転退の覚悟で取り組まなければならないと決意を新たにしております。

そして、今回の出生数減少の最大の要因は、若年人口の減少、特に女性の若年人口の減少にあります。女性が進学や就職に伴いまして県外へ流出する、そのことが婚姻件数や出生数の減少につながっていく、それがさらに若年人口の減少を招くという、言わば負の連鎖が生じていると考えます。

この負の連鎖を何としても断ち切りまして、人口減少問題を克服し、元気で豊かな、そしてあったかい高知県を次世代に引き継いでいく、このことが私に課せられた大きな使命だと考えております。

今後、新たに策定をいたします元気な未来創造戦略におきましては、若年人口の増加、婚姻数の増加、そして出生率の向上、この3つの観点から、対策のギアを1段引き上げて取組を進めてまいります。

次に、若年人口の増加に向けました1次産業と建設業の取組への思いについてお尋ねがございました。

本県におきましては、若年層の県外流出などによりまして、半世紀近くにわたり、若年人口が減り続けております。中でも、20代から30代の女性人口は、令和2年までの10年間で3割近く減少しております。さらに、こうした傾向は中山間地域においてより顕著であります。こうした状況を打開するためには、中山間地域に魅力ある仕事を創出いたしますことで、若者、とりわけ女性が住み続けられる環境を整えていくということが何より重要であります。

この点、特に若い女性の職場の確保ということで申しますと、先般の本会議におけます御議論の中でも、県として女性に人気がある、女性が魅力を感じる事務系の職場、あるいはITコンテンツ系の職場の企業誘致に力を入れてまいりたいという御答弁申し上げてまいりました。

しかし、特に中山間地域の対策ということをして

考えますと、それでは量的にいかにも限界があるということではないかと考えます。したがって、中山間地域の基幹産業であります1次産業、そして建設業においてこそ、女性進出の促進が必要であると考えに至ったということがこの背景にあります。

これらの分野は、どちらかといいますと、現場での力仕事が多く、男の仕事というイメージがあります。しかしながら、これまで男性中心とされたこれらの分野におきましても、例えばデジタル技術の活用などによりまして、働きやすい環境への転換を図ることができれば、女性進出が容易となると考えます。それが結果として、若者や高齢者などの多くの人材の受入れにつながり、深刻化する担い手不足の解消にも寄与する、そうした意味で言わば一石二鳥の効果が期待できるのではないかと考えます。

そうした思いから、基幹産業となっております1次産業、建設業において女性進出を強化することが、特に中山間地域における人口減少対策に有効であるというふうな判断に至ったところでございます。

次に、四国の新幹線の早期実現についてお尋ねがございました。

新幹線につきましては、いわゆる整備計画路線のうち、令和4年9月に西九州新幹線の武雄温泉―長崎間が開通をし、また今月16日には、北陸新幹線の金沢―敦賀間が開通を予定しております。近年、新たに新幹線が開業いたしました九州や北陸地方におきましては、大都市圏との移動時間の短縮によりまして、観光客の増加による経済の活性化など、大きな効果が現れております。

他方、四国は全国で見まして唯一の新幹線空白地帯であります。観光、移住などの地域振興におきまして、地域間の競争が激しくなっている中で、他地域と同じスタートラインに立って

この地域間競争に立ち向かうことができない、そうした状況にあるのではないかという思いがございします。

四国の新幹線も、完成をすれば各県都の間は1時間、大阪とも1時間半で結ばれることになりまして、人や経済の交流の拡大、そしてそれに伴う経済効果は大変大きいものになると考えます。加えて、災害に対しても強靱な新幹線は、将来の南海トラフ地震の発生が予測される四国にとりまして、その迅速な復旧のためにもなくてはならない社会インフラであると考えます。

こうした中、御紹介もいただきましたように、昨年、四国が一体となりまして岡山ルートの整備を訴えました四国新幹線整備促進期成会東京大会には、600人以上が参加をするなど、かつてない盛り上がりとなりました。4県の足並みがそろった今こそ、官民一体となって整備計画への格上げに向けた機運をさらに高める必要があり、新たな取組も検討してまいります。

また、本県単独でも、土佐経済同友会が主催をされます新幹線啓発イベントと連携した、県民へのPRとして、ラッピング電車の運行なども予定をいたしております。さらに、県の広報媒体も活用をし、四国各県や関西との時間短縮効果など、そのメリットを身近に感じていただけますように、分かりやすい発信を継続的に行ってまいります。

引き続き、四国各県や関係団体とも連携をしながら、取組の充実強化を図りまして、四国の新幹線の早期実現に向けまして、全力で取り組んでまいります。

最後に、能登半島地震を踏まえた対応方針の見直しについてお尋ねがありました。

今回の能登半島地震では、建物の倒壊、木造密集地域での大規模火災が発生をいたしました。また、道路の寸断により孤立地域が多数発生いた

しますとともに、救助救出活動や物資輸送、ライフラインの復旧に大きな影響を及ぼしております。

こうした状況は、南海トラフ地震におきましても、本県において確実に起こると考えるべきでありまして、その意味で決して人ごとではない、むしろ明日は我が身と考えるべき事態でありまして、早急な対策の強化が必要だと考えます。

具体的な点といたしましては、1つには住宅の耐震化の加速、通電火災対策の促進、2つには孤立対策として、道路啓開、空路を活用した物資輸送の強化、さらには分散備蓄の促進、3つには受援体制を強化するための各種計画の実効性の向上、4つには自助の取組の啓発強化、この点は御紹介があったとおりでございますが、こういった点がポイントとなってまいりますが、このほかにも、上水道の応急給水や水道管路の耐震化、避難所の環境整備、広域避難の在り方など、数多くの点での対策の強化が必要だと考えます。

このため、今回の地震におけます実態を踏まえました課題、そして本県の取組状況につきましての検証を行いますとともに、有識者の御意見もいただきながら、必要な見直しを速やかに行います。このうち、すぐに対応できますものは、現在進行しております第5期行動計画を見直しまして、実行に着手をいたします。

また、対応策の検討に時間を要するものにつきましては、第5期計画中に課題の整理と対応策の検討を進めまして、第6期計画期間中の対応も含めて、しっかりと取り組む考えであります。

私からは以上であります。

(農業振興部長杉村充孝君登壇)

○農業振興部長(杉村充孝君) まず、若者や女性にとって魅力のある職場づくりをどのように

進めるのか、お尋ねがございました。

農業分野における魅力のある職場づくりに向けましては、きつい、汚いといったこれまでのイメージから転換を図るための労働環境の整備を進めるとともに、十分に伝え切れていない本県農業の魅力をしっかりとPRしていくことが重要であると考えております。このため、次期産業振興計画におきまして、若者や女性を農業に呼び込むための施策を抜本的に強化することといたしました。

具体的な取組としまして、労働環境の整備の面では、トイレや更衣室などの設置への支援といったハード支援に加え、仕事と家事、子育てなどが両立できるサポート体制の整備など、ソフトの支援も併せて行うこととしております。

また、PRの面におきましては、I o Pクラウド、SAWACHIに代表される最新のデジタル技術やスマート技術の普及が進む本県農業の特徴、さらにはこうした農業を地域で生き生きと実践する若い農業者の姿をSNSを通じて情報発信するなど、本県農業の魅力をしっかりと伝えてまいります。

あわせて、少しでも農業に興味を持っていただいた方に対しては、農業体験ツアーにおける地元の農業者との交流や農業法人へのインターンシップを実施するなど、魅力を肌で感じていただく機会も増加させてまいります。

こうした取組を市町村やJA、地域の方々と連携して進め、特に中山間地域の基幹産業である農業へのより多くの若者や女性の定着を図ってまいります。

次に、非辛みシシトウ、ししまろを今後どのように普及していくのか、お尋ねがございました。

ししまろは、辛くないシシトウとして県が育成し、令和5年8月に特許庁に商標登録されました。令和3年から農家の圃場の一部をお借り

した試験栽培を始め、令和5年9月からの令和6園芸年度から、農家による本格的な栽培がスタートいたしました。現在、南国市を中心に約3ヘクタールで栽培されていますが、まだ生産量は僅かです。

今後、ししまろというネーミングで本格的に販売していくためには、他の品種と混ざらないようにする必要がありますので、出荷単位でししまろへの転換を図っていかねばなりません。そのためには、まず農家の皆様に、ししまろのメリットを十分御理解いただくことが何よりも重要だと考えております。

そうしたことから、各産地のシントウ部会において、辛くないことで販路の拡大が期待できることや、品種特性に応じた栽培管理をすれば既存品種と同等以上の収量が得られるといった、ししまろの魅力を粘り強く伝えてまいります。

また、ハウス栽培、露地栽培、それぞれの栽培管理のポイントをまとめたマニュアルを作成するとともに、普及指導員とJA営農指導員が生産者一人一人と寄り添った指導も行っております。こうした取組によりまして、品種を転換した産地から順次ししまろとして販売していきたいと考えております。

その際には、辛いシントウが混ざっていることを嫌って購入を避けてきた消費者に、試食やパンフレットなどで、辛くないシントウであることをしっかりとPRすることで、ししまろの販売拡大を後押ししてまいります。

最後に、園芸品の販売拡大の取組についてお尋ねがございました。

適正な価格形成に向けた仕組みづくりにつきましては、国において議論されているところがございますが、特に野菜は流通経路が複雑で、関係者も多いことなどから、結論を得るまでには多くの時間を要することが想定されます。

一方、生産コストが高止まりしている状況を

考えますと、県産園芸品の販売拡大の取組を着実に進め、単価アップにつなげるのが重要であると考えております。

県では、令和4年度から関西圏におきまして、品目別に販売戦略を策定し、販売額の増加が見込める店舗を選択してフェアを実施するとともに、販売員やデジタルサイネージを活用して食べ方を提案することで、潜在需要の掘り起こしに努めました。

また、フェアを核として戦略的に販売するため、フェアを実施する前には、販売店のバイヤーを産地に招聘して、フェアで取り扱う品目や量、時期などについて商談を行ってまいりました。さらに、フェアを実施した後、店舗ごとの販売量や取引の継続性などを検証し、効果の高い店舗にはフェアを繰り返して実施することを提案し、今年度は令和3年度の3倍を超える2,000店舗以上でフェアを実施しております。こうした取組の結果、JA高知県の販売額は、前園芸年度と比べて、全体では2.8%の伸びに対し、関西圏は約2倍となる5.3%、約5億円の増加となりました。

今後は、関西圏で成果を上げた品目ごとに販売戦略を明確にする取組を、関東圏にも横展開することで、さらなる販売拡大につなげてまいります。

(林業振興・環境部長武藤信之君登壇)

○林業振興・環境部長(武藤信之君) 若者や女性にとって魅力のある職場づくりに向けた林業分野の取組についてお尋ねがございました。

林業は、足場の悪い山の中で伐採木などの重量物を取り扱うために労働負荷が高いことから、魅力ある職場づくりには、軽労化や省力化を進めることが重要と考えております。このため、軽労化や省力化に向けては、若者や女性が活躍できるスマート林業のさらなる普及を進めることとしております。具体的には、高性能林業機

械の導入に加えまして、ドローンなどの機器の操作や森林クラウドでのデジタル情報の活用に係る研修に取り組んでいるところです。

また、林業に従事する若者や女性に対して行ったアンケート調査では、就業先を選択する際に、能力や技術を高める指導体制や安全対策など、労働環境を重視している傾向もうかがえました。このため、林業事業体におきます指導体制の充実については、指導力やコミュニケーション力の向上に向けた研修の開催などを支援していくこととしております。

また、労働環境の改善については、経営者が若者や女性の働きやすさについて学ぶセミナーを開催するとともに、就業規則の見直しへの専門家による助言や更衣室の設置などを支援することとしています。さらに、林業は他産業に比べて労働災害の発生率が高い状況であるため、職場の安全診断などを支援することとしております。こうした取組を通じて、林業において若者や女性にとって魅力ある職場づくりを進めてまいります。

(水産振興部長松村晃充君登壇)

○水産振興部長（松村晃充君） まず、水産業分野における若者や女性にとって魅力のある職場づくりについてお尋ねがございました。

本県の漁業就業者数は、平成30年の漁業センサスでは3,295人で、そのうち40歳未満の割合が16%、また女性は全体で135人、就業者全体に占める割合は4.1%となっており、若者や女性の就業が少ない状況となっております。

一方で、県内では近年、安定して収入が得られるサラリーマン漁師として、定置網や養殖業などの雇用型漁業への若者の就業が増えてきており、その中に少数ではありますが、令和2年以降5名の女性が就業されております。

若者や女性の就業に向けて、本年度、40歳未満の漁業就業者91名に、仕事の満足度や定着に

向けた課題などについて聞き取り調査を行いました。その結果、現在の仕事内容や収入面などについて、満足度の高かった方が5割以上あった一方、体力的に厳しいなどの労働面での不安や、休暇制度や将来の給与等の増加といった雇用条件での不安、トイレや更衣室などの改善といった職場環境の課題が挙げられました。こうした不安や課題に対応するため、デジタル技術の活用や機械化による作業の効率化、社会保険労務士などの専門家の派遣による就業規則や給与規程等の整備や改善、さらにはトイレや更衣室などの整備への支援を行ってまいります。

特に、女性の就業に向けましては、来年度新たに、女性による職場体験を通じた課題の抽出や、県内で就業されている女性による課題解決のための意見交換などを行い、今後の効果的な取組を検討していきたいと考えております。こうした取組を通じて、若者や女性が就業を希望する魅力ある水産業を目指してまいります。

次に、水産業分野における水福連携の取組の状況と今後の取組についてお尋ねがございました。

水福連携の取組は、障害のある方など、生きづらさを抱える方の生きがいや雇用の場を創出するとともに、漁業や水産加工業などの人手不足の改善にもつながるものと考えております。

現在、大型定置網漁業や養殖業、水産加工業などにおいて、障害のある方などが雇用されている事例はございます。しかしながら、漁業の現場では、海上などの特殊な環境での作業もあり、安全面での配慮が必要となることなどから、雇用が一部にとどまっているものと考えております。

そのため、本年度、水産事業者を対象に障害のある方などの受入れについての調査を行い、25の事業者から、網の修理や魚の選別、パック詰め作業などにおいて受入れが可能ではないか

との提案をいただいております。提案をいただきました作業につきましては、動画を撮影して、福祉関係者に見ていただき、障害のある方などに担っていただくことが可能かどうか、意見をいただいているところでございます。

今後は、いただきました意見を踏まえ、福祉関係者と連携して、作業体験会や意見交換会を開催することで、障害のある方などと水産事業者とのマッチングを支援してまいります。あわせて、受入れ側の水産事業者向けの研修会や現場作業に関する福祉関係者向けの研修会を開催することで、理解の醸成を図ってまいります。こうした取組を進めることで、水福連携の具体的な事例をつくり出してまいります。

最後に、海路の啓開についてお尋ねがございました。

南海トラフ地震発災後の緊急物資等の輸送体制を確保するためには、広域的な体制を構築する必要があり、陸路、空路に加えて海路の輸送手段を確保することは大変重要でございます。

緊急時の海上輸送ネットワークの構築に向けて防災拠点港を配置し、そのうち輸送拠点となる港を1次防災拠点港、それを補完する港を2次防災拠点港としております。1次防災拠点港には高知港など4つの港湾、2次防災拠点港には甲浦港など4つの港湾と室戸岬漁港など5つの漁港を位置づけております。

2次防災拠点港として位置づけている5つの漁港では、東日本大震災を教訓として、緊急物資等を輸送する船が安全に港に入れるよう、瓦礫などの障害物の把握から除去、集積までの対応をまとめた啓開計画を平成28年に定めております。

今回の能登半島地震では、多くの漁港で海底地盤の隆起により水深が不足し、船舶の入港、係留が困難となるなど、大きな被害が発生をいたしました。現在、国におきまして、漁港や漁

村の迅速かつ効率的な復旧に向けて、被災状況の分析と、それを踏まえた復旧方法の検討のため、緊急の現地調査が行われております。

現在の漁港の啓開計画は、南海トラフ地震で想定されている海底地盤の隆起に対応した計画とはなっておりますが、今後想定以上の隆起への対応の検討など、国の調査も踏まえて計画の見直しや強化を図り、実効性を高めてまいります。

(土木部長荻野宏之君登壇)

○土木部長(荻野宏之君) まず、建設業における若者や女性にとって魅力のある職場づくりについてお尋ねがございました。

建設業においては、就業者の高齢化が進行する一方、次世代を担う若者の入職者が少なく、また女性就業者も依然として少ない状況が続いております。こうした中、県では、令和4年2月に建設業活性化プランをバージョン3に改定し、人材確保策の強化と、建設現場のデジタル化による生産性向上の推進を大きな柱に据え、様々な施策に取り組んでいるところです。

具体的には、若者や女性が活躍しやすい職場環境を整備した企業を厚生労働大臣が認定する制度である、ユースエールや、えるぼしについて、本年度の入札参加資格の審査から、新たな評価項目としております。さらに、来年度は男性育休を新たな評価項目に加えるための準備を進めます。

また、週休2日制モデル工事においては、原則、全ての工事を発注者指定型の対象にするとともに、ICT活用工事による生産性向上などを通じまして、労働環境の整備をさらに進めていきます。加えて、現場技術者に代わり、デジタル技術を使用して工事書類作成などの現場業務を支援する、建設ディレクターの育成を通じまして、若者や女性の活躍の場を広げてまいります。

今後とも、建設業が若者や女性にとって働きたいと思える産業となるよう、様々な取組を通じて、魅力ある職場づくりを促進してまいります。

次に、空き家対策のこれまでの取組状況と、来年度の強化策についてお尋ねがございました。

県では、昨年度から空き家対策の抜本強化を図り、空き家活用による移住者等の住宅確保を目指して、住宅課空き家対策チームが各部局と連携して取組を進めているところです。

本年度は、市町村と関係団体が連携して空き家の掘り起こしを行い、移住者などに活用してもらうためのモデル事業を10市町村で進めてまいりました。また、空き家活用専門家グループが、空き家相談窓口と連携して、空き家調査や活用提案を行う体制を構築するとともに、出張相談会を県内7か所で開催するなど、相談窓口の体制を強化いたしました。さらに、県民向け空き家セミナーを開催するなどの広報啓発の強化に加えて、移住希望者と空き家のマッチングツアーを中山間振興・交通部と連携して実施しました。

来年度は、全ての市町村で人口減少対策総合交付金による空き家対策が可能となるため、モデル事業を実施してきた市町村に加え、これまで取組があまり進んでいなかった市町村の後押しも進めてまいります。

新たな取組といたしましては、電力のスマートメーターから得られるデータを活用した空き家調査を四国で初めて実施いたします。また、携帯電話の位置情報を活用し、県外在住の本県出身者に対しまして、ウェブ広告を効果的に発信してまいります。

こうして強化した取組により、さらなる空き家の掘り起こしを進め、移住者等とのマッチングを増やし、移住の促進と地域の活性化につなげてまいります。

次に、道路の啓開についてお尋ねがございました。

本県の中山間地域や沿岸部は、急峻な地形を多く有し、南海トラフ地震発生時には、のり面の崩壊や落橋など、多くの箇所での通行ができなくなるのが想定されるため、救助活動や物資輸送のための道路の早期啓開は大変重要となります。

このため、国は、県境をまたぐ広域的な道路啓開を迅速に実施することを目的に、平成27年度末に四国広域道路啓開計画を策定しております。この計画では、比較的被害が少ないと想定されている瀬戸内側から本県の道の駅などの集結拠点までをつなぐ高速道路や直轄国道などを進出ルートとして定めております。

また、本県においても、国の計画を受けて、同時期に高知県道路啓開計画を策定しており、この中で、国、県、市町村の災害対策本部をはじめ、災害時医療救護計画等、各種関連計画に基づく病院や避難所などを防災拠点として選定しています。

あわせて、空路、海路からの物資等の輸送のため、空港や港も拠点として選定し、集結拠点を含む、これら各拠点をつなぐ路線を啓開ルートとしております。

啓開ルートについては、直轄国道は国が、その他の道路は県が、それぞれ啓開するよう定め、作業に当たる建設事業者をあらかじめ割り当て、毎年訓練も実施しております。

今後も、引き続き訓練から得られた課題を踏まえ、啓開手順を絶えず見直すことで、道路啓開計画の実効性を高めてまいります。

最後に、海路の啓開についてお尋ねがございました。

港湾では、緊急物資の輸送体制の確保や、港湾機能の早期回復を目的として、平成28年に1次防災拠点港である高知港、須崎港、宿毛湾港、

奈半利港の防災BCPを策定しております。このBCPでは、発災後、緊急物資の輸送に必要な航路を確保するため、障害物の把握や撤去に必要な作業船の手配から、障害物の撤去に至るまでの啓開作業計画を定めております。

これまでこの計画に基づき、行政機関の間で連絡体制を確立するための情報伝達訓練や、啓開作業の着手までを想定した机上訓練を実施しております。

一方で、令和3年の国のガイドライン改訂に合わせて、県においても港湾BCPの改訂に向けて、学識経験者や港湾利用者等にヒアリングを行っております。

今後、改訂作業に当たりましては、能登半島地震時の航路啓開作業の状況を聞き取るなどして、港湾BCPの充実に努めてまいります。

(中山間振興・交通部長中村剛君登壇)

○中山間振興・交通部長(中村剛君) まず、集落活動センターのさらなる拡大のための取組についてお尋ねがございました。

集落連携により集落の維持・再生や活性化を図る集落活動センターの取組は、支え合い活動や経済活動を通じて集落の活力を生むなど、地域活性化の要となる取組でございます。このため、中山間地域再興ビジョンでは、4年後の目標を83か所、10年後の目標を95か所とし、その開設に向けた取組もさらに強化しております。

具体的には、まず、人口減少により周辺集落の力が弱まる中、活力やマンパワーが残る市町村の中心部、いわゆる町なかにおいてもセンターの立ち上げを推進することとし、例えば町なかのセンターが周辺集落も含めた配食サービスを行うなど、広域で連携した活動を行う場合に、補助額を加算できることといたしました。

また、中山間地域では、商店やガソリンスタンドなどの撤退が加速していますが、こうした集落での生活を維持していくために必要なサー

ビス、これを担うセンターの立ち上げも支援することとし、その活動を継続するための経費は、より長期間支援できるようにいたしました。加えて、住民の方々にセンターの意義や仕組みを改めて理解していただくことも重要と考えます。分かりやすいパンフレットを作成し、これを活用して住民の皆様にご説明を行うことにより、センター立ち上げ検討のきっかけにさせていただきたいと考えております。

次に、市町村が地域おこし協力隊を受け入れられるよう、どのように取り組んでいくか、お尋ねがございました。

お話にありましたように、地域おこし協力隊を令和9年度末に570人とするためには、市町村とのさらなる連携が必要でございます。まずは、市町村が募集しても応募がなく、必要な隊員が確保できないという状況の改善、これをしっかりとサポートすることが重要であります。このため、今年度から新たに、SNS広告や移住系メディアによる情報発信、市町村の募集の仕方やミッションの設定方法などに助言するアドバイザーの派遣、協力隊に特化した募集フェアの開催などを行いました。これにより、隊員の増加に一定の効果が見られますことから、来年度は、協力隊の魅力をより効果的に伝えるため、新たなPR動画を作成するなど、市町村の隊員確保に向けた情報発信をさらに強化することとしております。

また、近年協力隊の募集に際して、民間事業者等への委託により、任期中は当該事業者の下で働き、任期終了後にはそのまま就業する、委託型の取組が広がっております。この委託型は、地域の担い手確保、同時に応募者の仕事の確保が見込める効果的な仕組みだと考えられますことから、広く市町村に先進地域の取組紹介や、活用に向けた働きかけを行ってまいります。加えて、より多くの協力隊が任期終了後も地域で

就業や起業をし、定着できるよう、本年度から立ち上げた協力隊ネットワーク組織による隊員からの相談対応、定着に向けた市町村へのアドバイスも引き続き行ってまいります。

次に、移住者数の目標達成に向けた今後の取組についてお尋ねがございました。

御指摘のように、県外からの年間移住者数を4年後に3,000人以上とする中山間地域再興ビジョンの目標は、高い目標ではありますが、昨年度の四国各県の移住者数を見ますと、本県の1,730人に対し、愛媛県が7,162人、香川県が2,499人、徳島県が2,919人となっており、また本県同様に過疎や高齢化が進む島根県が3,463人、人口最少の鳥取県が2,103人となっております。

これらを踏まえますと、この目標は、本県の若者の減少を食い止め、反転させるため、目指すべき目標だと考えております。この目標を達成するためには、本県出身者や本県ゆかりの方など、これまで本県の情報が十分に届いていなかった方々にアプローチし、新たな移住関心層となっていただくことが重要であります。このため、今年度からデジタルマーケティングを活用した、より効果的な情報発信やUターン促進に取り組んでおり、例えば昨年度、帰省や旅行などで県外から本県に来られた方をスマートフォンの位置情報で特定し配信した動画広告、こちらは延べ80万回超再生されるなど、この手法による高い効果に手応えを感じております。

また、こうした取組が奏功し、移住予備群となる新規相談者数は、1月末時点で前年比16%増、移住組数も9%増となっております。このため、来年度はこのデジタルマーケティングのさらなる強化を図り、新たな関心層の一層の拡大を目指してまいります。

具体的には、本県の観光ウェブサイトの閲覧者などに対しても、移住に向けた情報発信を行

うとともに、移住情報やSNSを活用したターゲット広告をさらに増やしてまいります。

また、Uターン機運のさらなる醸成に向けた帰省時期のプロモーション「最高知！キャンペーン」の継続、本県からの転出者が多い関西での相談会の充実、相談者に確実に移住していただくための大阪窓口の体制強化などに取り組んでまいります。加えて、市町村による県のデジタルマーケティングの取組との連携、UIターンサポートセンターと連携した東京での個別相談会の開催支援など、市町村の取組支援もさらに強化してまいります。

次に、空港からごめん・なはり線へのアクセスの強化についてお尋ねがございました。

現在、空港とごめん・なはり線のアクセス手段は、タクシーに限られております。空港連絡バスもないため、県東部にお住まいの方々や、東部方面に向かう旅行者などにとっては利便性が低い状況にあります。空港からのアクセスの強化については、これまでも、土佐くろしお鉄道のごめん・なはり線中期経営計画や、南国市や香南市の地域公共交通会議において議論されました。また、2月に新たに設置された南国市の観光施策推進協議会においても、公共交通によるアクセスについて検討されたと聞いております。

御提案のように、空港とごめん・なはり線を結ぶアクセスの強化は、連続テレビ小説あんぱんのモデルである、やなせたかしさんゆかりの南国市や香美市のさらなるにぎわい創出の効果、県東部への人流を生み出し、地域の観光振興につなげる効果、加えてごめん・なはり線利用の新たな需要を掘り起こす効果など、様々な効果が考えられます。このため、新たなアクセス手段を導入する場合の需要予測や収支見込み、運行主体や費用負担など、導入に係る課題について整理をした上で、交通事業者等の意見も伺い

ながら、その可能性について検討してまいります。

最後に、空路の啓開についてお尋ねがございました。

南海トラフ地震発災時に緊急輸送体制を確保するに当たっては、陸路、海路に加えて、航空輸送の拠点となる空港を早期に復旧することが重要になります。

本県の空路の拠点となる高知龍馬空港は、国が設置、管理する国管理空港となっており、令和2年4月には国が災害鎮静後72時間以内の運用再開等を目標とする空港業務継続計画を策定しました。あわせて、四国地方整備局、自衛隊、警察、地方自治体、航空会社等を構成員とする協議会も立ち上げ、関係機関が連携し、計画の推進や見直しを行うこととしております。

現在、この協議会において、災害鎮静後72時間以内の運用再開に向けた課題を改めて整理し、漂流物の侵入防止や啓開作業の効率化、アクセス道路への流出防止といった対応策を計画に盛り込むよう検討を進めているところです。

協議会メンバーであります県といたしまして、能登半島地震などの経験、教訓も踏まえた実効性のある計画となりますよう、しっかり意見を伝えてまいりたいと考えております。

(産業振興推進部長沖本健二君登壇)

○産業振興推進部長(沖本健二君) まず、ヘルスケアイノベーションプロジェクトに関して、現在の取組状況と来年度の取組方針についてお尋ねがございました。

ヘルスケア産業は、今後世界で30兆円規模に達すると見込まれております大変有望な成長産業です。そのため県では、産業振興計画の中でヘルスケアイノベーションを位置づけ、デジタル技術を活用したヘルステック分野の新しい製品やサービスの事業化を促し、県内で産業の集積を図る取組を進めております。

議員のお話にもございましたように、現在バーチャルリアリティ技術を活用した精神疾患及び認知症の治療法、あるいはスマートウォッチを活用した、ウェアラブル端末を用いた健康状態の遠隔観察など、6つの案件を採択し、事業化に向けた支援を行っております。さらに、首都圏のヘルステック企業にプロジェクトの周知を図ったところ、支援依頼の問合せが寄せられておりまして、今後の展開に手応えを感じているところでございます。

今後、このプロジェクトを成功裏に導きますためには、企業が求める高等教育機関とのマッチングや実証フィールドの確保といった課題にしっかりと対応することが鍵となります。そのため、来年度はこうした課題に幅広く対応できますよう、高い専門性とコーディネート力を有した民間団体と連携をいたしまして、伴走支援体制を一層強化したいと考えております。加えて、引き続き実証フィールドの確保や、実証実験にかかる経費への助成を行いますことで、ヘルスケア関連企業を本県に呼び込んでまいります。

こうした企業の本県への進出は、若者の雇用の創出はもとより、本県が抱えます医療・健康分野の課題解決にもつながります。今後も、産学官民がこれまで以上に連携をいたしまして、このプロジェクトを推進しますことで、本県の新たな産業として成長を促していきたいと考えております。

次に、県内市町村へ広げていくための取組についてお尋ねがございました。

本県にヘルステック企業を呼び込みますためには、ニーズに応じた実証実験のフィールドを積極的に提供できることが重要となりますことから、実際にフィールドとなる市町村の協力は欠かせません。そのため県では、このプロジェクトに参画することのメリットをお伝えし、市

町村の実証実験の受入れを促しております。

具体的には、例えば無医地区における住民の健康管理といった地域における課題解決につながる新しい製品やサービスの提供が優先して受けられることが挙げられます。また、実証実験をきっかけに、開発拠点や研究所の誘致が可能となれば、若者の雇用の受皿創出が期待をできます。

今後は、企業から要望があった場合、速やかに対応できますよう、企業との意見交換や実証フィールドの提供に協力していただける市町村や病院にあらかじめ登録していただく仕組みを構築したいと考えております。こうした取組により、県内にヘルスケア産業を集積させ、地域に若者の雇用の場を生み出しますとともに、次期産業振興計画が目指します県民所得の向上につなげてまいります。

(総務部長徳重覚君登壇)

○総務部長(徳重覚君) まず、公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の集約化、複合化、長寿命化などに今後どのように取り組んでいくのか、お尋ねがございました。

県では、公共施設について長期的な視点で、更新や統廃合、長寿命化などを行うことにより、財政負担を軽減、平準化するとともに、最適な配置や有効活用を実現することを目的として、平成29年3月に公共施設等総合管理計画を策定いたしました。この計画に基づきまして、令和8年度までの計画期間中、県有建築物の保有総量を、県民サービスを維持しながらも抑制するようこれまでも取り組んできたところでございます。具体的には、療育福祉センターと中央児童相談所の複合化や、旧県立図書館の長寿命化による公文書館の設置などを実行しております。

一方、議員の御指摘のとおり、今後も人口減少に伴い、公共施設の利用需要の変化など予想されることから、施設の在り方について議論を

加速する必要がございます。このため、今後は、建築後一定の年数が経過する公共施設につきまして、政策調整会議などで利用者数や地域のニーズを踏まえた更新などの方向性について情報を共有し、議論を進めてまいります。

また、計画に基づく集約化、複合化や長寿命化を実施する場合には、有利な起債を利用できます。この起債制度は、令和8年度までが期限とされておりますので、スピード感を持って必要な整備が進むよう、予算編成作業などを通じて総務部としても後押しをしてまいります。

次に、指定管理施設における管理代行料の積算方法の見直しなどにつきましてお尋ねがございました。

指定管理者制度は、公の施設の設置目的を効果的、効率的に達成するために、民間事業者が持つ能力やノウハウを活用することによりまして、住民サービスの向上と経費の縮減などを図ることを目的としております。

管理代行料につきましては、県が管理運営に係る必要経費を積算し、利用料金などの収入で賄えない部分を管理代行料として支出した上で、指定管理者には、この管理代行料の範囲内で、よりよいサービスを利用者に提供していただくよう努めていただくということとしております。

指定管理施設におきましては、適正な処遇を確保し、これを若者にとって魅力のある働く場としていくためには、管理代行料を適切な水準に設定することが重要になると考えております。このため、管理代行料の積算に当たりましては、過去の決算状況を参考にしながら、今後の見込みや物価上昇の状況を反映するなど、適切な水準となるよう努めております。

特に、議員から御指摘のありました人件費につきましては、県の事業を外部委託する場合の積算基準や県職員の給与を参考に、指定管理者の意見を踏まえながら積算をしております。

このように、人件費や物価上昇を適切に加味した結果、来年度の予算におきましては、今年度末に契約を更新する9施設の管理代行料は、前回の指定期間と比較をいたしまして、総額で12億円の増、率にして13.5%の増、このうち人件費は7億円の増、率にして16.9%の増となっております。

引き続き、指定管理者の意見もお聞きしながら、指定管理者制度の適切な運用に努めてまいります。

(文化生活スポーツ部長岡村昭一君登壇)

○文化生活スポーツ部長(岡村昭一君) まず、人口が減少する中での利用者数の見込みなどを踏まえた県民体育館の在り方についてお尋ねがございました。

県民体育館は、交通アクセスもよく、県民の皆様の日常的なスポーツ活動や各種の競技大会、スポーツイベントなどを中心に、本県のスポーツの裾野の拡大や競技力の向上、スポーツを通じた生きがいづくりや健康づくりなどの場として、多くの方々に幅広く御利用いただいております。

令和4年度の年間の利用者数は、体育館の主競技場及び補助競技場が9万713人、プールが5万9,919人となっております。近年、コロナ禍の時期を除き、ほぼ横ばいで推移しております。また、いずれの施設も利用率はほぼ100%となっており、個人やサークルなどからの利用希望の重複も日常的に発生しております。このような状況を踏まえ、人口の減少に伴い、スポーツ種目によっては競技人口の減少が懸念される中にありましても、県民体育館につきましては、引き続き多くの利用が見込まれるものと考えております。

また、県民体育館は、観客席の数や駐車場の台数が十分とは言えないものの、全国規模のスポーツ大会や大規模なイベントなどを開催する

ことができる、本県における数少ない施設の一つであります。

これらのことから、県民体育館につきましては、引き続き本県のスポーツ振興の拠点として、また本県の多くの分野の振興にも寄与する、よりよい施設として運営していくことが求められているものと捉えております。このため、来年度、関係者や県民の皆様のお意見などを丁寧にお聞きしながら、有識者などによります検討会において、施設に係る適切な規模や機能などについて検討し、整備計画を取りまとめてまいりたいと考えております。

次に、かんきつの研究者であります田村利親氏の業績の調査と周知についてお尋ねがございました。

県では、観光振興や産業振興、地域の活性化など、地域の振興につながる文化資源の活用を取組として、本県の様々な文化に係る魅力の発信に努めております。

議員のお話にありましており、田村利親氏は、今や本県を代表する特産品の一つである小夏などの普及に努められたほか、かんきつに関する多くの著作を残されるなど、かんきつ類の研究や栽培にその生涯をささげられ、本県の食文化に多大な貢献をされております。また、連続テレビ小説らんまんですらに知名度が高まった牧野富太郎博士との深い親交も知られているところであり、その業績の発信は、まさに地域の振興につながる文化資源の活用として意義あるものと受け止めております。

まずは、田村氏の業績について、現在田村氏をテーマとした企画展を実施している高知市立自由民権記念館や、田村氏の著作を所蔵しているオーテピア高知図書館などを対象に調査取材を行ってまいりたいと考えております。

その後の県民の皆様などへの周知につきましては、本県の文化を、それを担う人物に焦点を

当てて県内外に紹介し、読者の方から大変好評をいただいております文化広報誌とさぶしへの掲載のほか、県内の文化施設における企画展やワークショップなどで田村氏の業績を取り上げるなど、関係部局とも連携し、様々な形での情報発信を検討してまいります。

(教育長長岡幹泰君登壇)

○教育長(長岡幹泰君) まず、私立学校と県立学校が一緒になって少子化の時代の高校の在り方について考えていくべきではないかとお尋ねがございました。

県教育委員会としましては、本県の人口減少等の状況を踏まえ、これまでも県立高等学校の統廃合や学科改編、入学定員の見直しを適時行い、その適正化に努めてまいりました。しかしながら、近年の急激な生徒数の減少により、入学定員を大きく割り込む学校が多くなっている現状がございます。

また、昨年の本県の出生数は3,380人で、15年後には、高校に進学する生徒数は現在の1学年当たりの生徒数よりも2,000人余り少なくなります。つまり、本県の全ての高校が、15年後にも現在のまま存続していくことは大変厳しいと思われまます。

本県の高等学校が、それぞれの生徒の教育的ニーズに的確に応えつつ、県や各市町村の発展と活性化に寄与する存在として存続していくためには、これからの高知県の高等学校の在り方について、公立、私立の別なく、共に考え話し合っていく必要があると思います。そのような意味で、議員のお話にございました、私立学校との協議の場を持つことにつきまして、今後、様々な情報を収集し、また関係の方々からの御意見もいただきながら、県教育委員会としましても積極的に検討していきたいと考えております。

次に、小中学校の学力と意欲の向上に向けた

取組についてお尋ねがございました。

学習指導要領には、児童生徒が確かな学力を身につけることができるよう、基礎的・基本的な知識や技能の習得や、思考力、判断力、表現力等の育成、また主体的に学習に取り組む態度の涵養を目指す教育の充実に努めることと示されており、これらをバランスよく育成することが大切と考えております。

これまでの学習指導では、この中の知識の習得に力点が多く置かれていた一面があるように思います。当然、こうした知識の習得は必要でございますが、学校での学びと社会のつながりが弱く、何のために学ぶのか、知識を獲得するのかといった学習の意義を実感することが少なかったのではないかと感じております。

こうしたことから、総合的な学習の時間等において、生活の中から問いを見だし、主体的に解決していく探究的な学びが重視されるようになってきております。各教科の学習とこの探究的な学習を往還することで、基礎的な学力とともに、思考力や判断力、また主体性などが育まれるものと考えており、県教育委員会としましても、こうした授業づくりに力を入れているところであります。

また、学びを推進するエンジンとなるのは、学びに向かう力、人間性等であります。それらは、夢や志あるいは他者への思いやりなどによってつくられるもので、特に道徳教育やキャリア教育などによって育まれていく部分が多くございます。このため本県におきましては、考え、議論する道徳にも力を入れており、郷土の偉人の生き方について触れ、自分のこれからの生き方を考え、話し合う学習を各学校がそれぞれに研究し、実践しております。また、県内外で働く人たちの生の声を聞き、その思いや志に触れるキャリア教育も強化していく必要があると考えております。

今後、子供たちが意欲や確かな学力をしっかりと育み、それぞれの可能性を広げていくように、こうした学習をさらに充実させてまいりたいと考えております。

(危機管理部長中岡誠二君登壇)

○危機管理部長(中岡誠二君) まず、水、食料の備蓄の啓発強化についてお尋ねがございました。

能登半島地震では、道路の寸断により物資の輸送に大きな影響を及ぼしたことから、改めて県民一人一人の備えが非常に重要だということを認識いたしました。

大規模災害時における国からの支援物資は4日目以降に届くことから、県民の皆さんに対し、最低3日以上、できれば1週間以上の備蓄を呼びかけています。あわせて、日頃食べているものを少し多めに購入し、食べた分だけ補充するローリングストックという取り組みやすい備蓄方法を、テレビやSNSで周知するほか、量販店などと協力して啓発をしています。

しかしながら、本年度の県民世論調査では、3日以上の水、食料の備蓄率は、合わせて約60%とまだまだ低く、さらに1週間分以上になると、約9%という状況です。備蓄していない理由としては、まとまった量を購入する習慣がないことや、置き場所がないこと、費用がかかるといったことが挙げられています。

一方、議員のお話にもありましたように、能登半島地震を受けて、地震への関心が高まっている、このタイミングを捉えて啓発することにより、備蓄率の向上につながることを期待されます。このため、まずは、個人の備蓄として最低3日以上、できれば1週間以上という、こうした啓発の手法を少し工夫することで、一層強化していきたいと考えております。さらに、孤立や長期浸水が想定される地域にあっては、ローリングストックによる1週間以上の備蓄の

必要性を強調するとともに、例えば地域で備蓄をするといった共助の取組について、市町村と検討してまいりたいと考えています。

次に、自衛隊や地元自治体との連携についてお尋ねがございました。

南海トラフ地震発生時は、自衛隊には、被災状況の把握や人命救助、捜索、孤立者の救助、災害対応要員や物資の搬送など、応急救助の要となる役割を担っていただくこととなります。このため、自衛隊を含む応急救助機関の応援体制や受援調整、受入れ体制を定めた、応急救助機関受援計画や航空部隊受援計画を本県独自に策定しています。

受援計画では、あらかじめ各機関が展開する地域や市町村を決めており、自衛隊は県庁及び県内全域の総合防災拠点や救助活動拠点に展開し、各地で災害対応に当たることになっています。その際には、災害対策支部や市町村などにおいて応急救助機関の活動を調整する会議を開催し、市町村も参加する中で、自衛隊などとの協議を行うということにしております。

また、受援計画の実効性を高めるため、県の総合防災訓練において、自衛隊のヘリコプターによる物資搬送訓練を実施するとともに、災害対策支部の震災対策訓練などを通じて、市町村と自衛隊との連携の機会を設けています。

今後も、県と市町村、自衛隊などで訓練を行うとともに、日頃から顔の見える関係を築くことで、連携を深めてまいりたいと考えています。

○12番(田中徹君) それぞれに本当に具体的にといいますか、御丁寧な御答弁をいただきました。ありがとうございます。

今回、人口減少ということで、様々に、これからの取組も含めてお伺いをさせていただきました。そんな中、一番初めに、知事に昨年の出生数の3,380人ということについて、受け止めをお伺いさせていただきました。

知事の御答弁の中でも、要因であったりとか、これからということは一応お伺いさせていただきましたけれども、まさに来年度から、1問目でもお話をさせていただきましたが、高知県元気な未来創造戦略ということで、こういった新たに柱を決めて取り組むときに、やはりこれからというのは——新たな取組というのももちろん必要なんです、それ以前に、これまでの取組、一定様々に先ほどもお答えをいただきましたように、取組のバージョンアップという形で進んでいるものが多くあると思います。そういったときに、これまでの取組をしっかりと検証して振り返るといっても、非常に大事になって、それを受けて、これからの新たな取組を始めるというようなことが大事ではないかと思えます。

そういった意味で、知事にもう一度、これまでの取組というものに、検証といいますか、振り返りについて知事の御所見を再度お伺いさせていただきたいと思えます。

あと、1次産業と建設業ということで、知事が取り上げて具体的に挙げられましたので、あえて今日お伺いもさせていただいたところです。

そんな中で、それぞれの分野でそれぞれで新たな取組もあるわけなんです、1つだけ、建設業に関して土木部長から御答弁をいただきました。その中で、これから若い方や女性が活躍の場をつくるということは、イコール仕事も必然的に増えていかないと、その建設業としてなかなか成り立っていかないとというふうにも感じています。

そんな中で、これは要請ではありますがけれども、やはり県としてできることもたくさんあると思っています。と申しますのは、本日もそうでありましたけれども、例えば入札制度の取組であったり、変更とか見直しということもあるとは思いますが、全体的な話として、やはり建設業のみならず、建設産業という意味で考え

たら、やはり仕事量というものを増やしていくということも、県として、土木部としてできることだと思っています。

そういった意味で、例えば建設業、土木の関係であったり、また委託業務を、これから県内の事業者が発注量を増やしていくということをぜひ土木部として取組を進めていただきたいと、これ私、要請にしますので、ぜひお願いしたいというふうに思います。

あと、教育長から教育についてであります、私学と公立も本当に分け隔てなくといいますか、一緒になってこれからの高知県、少子化に取り組んでいくためにも、協議を持っていただきたいと思いますか、積極的に働きかけていただけないかという御答弁をいただいたと思えます。これはまさに画期的なことでもあろうとは思いますが、今これもそうなんです、新たに高知県として、新たな教育大綱であったり、教育振興計画を立てられようとしておりますけれども、そういったときに、私らの感覚としては、これぐらい少子化になってきたときに——高知県の子供たちの教育大綱であり、教育振興計画だというふうに捉えています。

そういった意味で、この大綱であり、教育振興というものも、公立、私学問わずに、一緒になってこれからの高知県の子供たちをどう育てていくのかというようなことも意識をさせていただいて、ぜひ私学との協議の場にも臨んでいただきたいと思いますというふうに思います。

先ほど教育長の御答弁の中で、まさに昨年生まれた子供が、15年後には本当に少なくなってきた、今の1学年を支えるかぐらいの数になるというお話がありましたけれども、まさにこれから加速度的に生徒数は減ってきますので、まさにこの人口減少を考えると、やはり10年後、20年後を考えていくような取組を、教育委員会も私学と一緒に取り組んでいただき

たいと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

最後に、文化生活スポーツ部長のほうから、田村利親氏の業績についての御答弁をいただきました。非常に今日の時点では前向きな御答弁をいただいたというふうに私も理解をしていますし、まさに答弁の中にもございましたように、やはりこのかんきつ類というものは、また酔ミカン文化といいますか、食文化というものは、高知県にとっての文化的であり、また県の財産としてもこれから活用できるのではないかなというふうに考えています。

そういった意味で、観光振興であったり、また産業振興という観点でも、この田村氏の業績をしっかりと調査していただいて、これからの高知県の財産としてつないでいただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

以上で2問とさせていただきます。

○知事（濱田省司君） 本県の今までの人口減少対策に関しての取組の評価といいますか、総括的なものについて、これを踏まえてどう取り組むのかという第2問をいただきました。

本県におきましては、平成27年にまち・ひと・しごと創生総合戦略、これを策定いたしました。この中で人口減少対策を行ってまいりました。

本県の場合、人口の年齢構成を考えますと、いわゆる自然増減に関しましてはなかなかいかに改善を図ることが難しい。したがって、進学とか就職に伴います、いわゆる社会増減、これを早く均衡へ持っていかうと、このことを重点に取り組んでまいりました。

その成果といたしまして、コロナ禍の特殊要因もややありますけれども、令和4年度におきましては、移住者が過去最高となる。あわせて、人口の社会減は、一時期、平成10年代後半には年間5,000人というような大きな数字の社

会減がございましたが、これが令和4年度には324人まで改善ということで、かなり均衡に向かって成果は出ているということは言えると思います。

あわせて、少子化対策に関しましても、いわゆる合計特殊出生率で見ますと、全国の平均よりは相当程度高い水準を維持してきていると、こういった成果は確かに一定上げているということだと思います。ただ、特に少子化対策という点で見ますと、人口問題アドバイザーの天野さんの言を借りれば、県内に現に残っていただいている女性には、そういう意味で高い出生率の維持に努力いただいていますけれども、その分、肝腎の若い女性の数がどんどん流出していると、これが昨今の出生数の急減に直結していると、この点の指摘は大変重く受け止めなければいけないと思います。

したがって、新しい、元気な未来創造戦略におきましても、若者に魅力がある仕事づくりを中心とした若者の増加対策、あわせて婚姻数の増加、出生率の向上、こういった対策を、今議員のお話の言葉をお借りしますと、しっかりバージョンアップをして進めていくと、これはもとよりでありますけれども、特に若い女性の人口減少に今までよりはさらに踏み込んだ対策が必要ではないかというふうに感じているところでございます。

したがって、戦略は戦略といたしまして、これを具体的に進めるに当たり、来年度になりましたら、県外に現実に転出をされた方を含めまして、若者、特に女性へのヒアリングやアンケート調査をしっかりと実施して、若者の意識とか動向をさらにしっかりと把握をしたい、また各種のデータも徹底的にさらに分析をしたいと考えます。さらに、他県の先進的な事例も踏まえまして、専門家の御意見も伺った中で、本県の取るべき施策についても、その方向性をさら

に検討していきたいと思ひますし、さらに申し上げますと、若い女性の本県への回帰、あるいは移住を促すという中で、どういふ方々にどういふメッセージを發していくということが一番有効なのかということも、これも掘り下げて検討いたしまして、しっかりとしたプロモーションを実施していく、このことを視野に施策の強化を図っていきたくて考えております。

○12番（田中徹君） 非常に知事の思ひといひますか、伝わってきました。ありがとうございます。

私の思ひとして、加えてですね、加えて知事、やっぱり今の子供たちが大人になることを楽しみに思えるような、そんな社会に我々がつくらないと。先ほどの少子化の話でもありましたけれど、やはりこれから高知県に定住していただく、一度は県外に出てもUターンして戻っていただくということは、やはり子供たちの生まれ育った環境というものは非常に左右すると思ひます。そういった意味で、これから生まれてくる子供たちに対しても、しっかりと我々が責任を持って、これからの高知県というものをつくっていかねばならないと思ひますので、この少子化対策、全力でよろしくお願ひを申し上げます。

最後になりますが、この3月をもって退職をされる県庁職員の皆様方、長きにわたる御功績に心よりの感謝を申し上げ、私の一切の質問とさせていただきます。ありがとうございます。

（拍手）

○議長（弘田兼一君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明6日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時28分散会

令和6年3月6日（水曜日） 開議第5日

出席議員

- 1番 竹内健造君
- 2番 戸田宗崇君
- 3番 上治堂司君
- 4番 桑鶴太朗君
- 5番 土森正一君
- 6番 榎尾絢子君
- 7番 久保博道君
- 8番 上田貢太郎君
- 9番 今城誠司君
- 10番 金岡佳時君
- 11番 下村勝幸君
- 12番 田中徹君
- 13番 土居央君
- 14番 横山文人君
- 15番 西内隆純君
- 16番 加藤漠君
- 17番 弘田兼一君
- 18番 明神健夫君
- 19番 三石文隆君
- 20番 畠中拓馬君
- 21番 依光美代子君
- 22番 大石宗君
- 23番 武石利彦君
- 24番 西森美和君
- 25番 寺内憲資君
- 26番 西森雅和君
- 27番 樋口秀洋君
- 28番 岡田竜平君
- 29番 田所裕介君
- 30番 橋本敏男君
- 31番 坂本茂雄君
- 32番 はた愛君
- 33番 細木良君
- 34番 岡田芳秀君
- 35番 岡本和也君

36番 中根佐知君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知事 濱田省司君
- 副知事 井上浩之君
- 総務部長 徳重覚君
- 危機管理部長 中岡誠二君
- 健康政策部長 家保英隆君
- 子ども・福祉政策部長 山地和君
- 文化生活部長 岡村昭一君
- スポーツ部長 岡村昭一君
- 産業振興推進部長 沖本健二君
- 中山間振興・交通部長 中村剛君
- 商工労働部長 松岡孝和君
- 観光振興部長 山脇深君
- 農業振興部長 杉村充孝君
- 林業振興・環境部長 武藤信之君
- 水産振興部長 松村晃充君
- 土木部長 荻野宏之君
- 会計管理者 池上香君
- 公営企業局長 笹岡浩君
- 教育長 長岡幹泰君
- 人事委員長 門田純一君
- 人事委員会会長 澤田博睦君
- 公安委員長 古谷純代君
- 職務代理者 古谷純代君
- 警察本部長 高清水善弘君
- 代表監査委員 五百藏誠一君
- 監査委員長 高橋慎一君

事務局職員出席者

事務局長 山本和弘君
事務局次長 中島勝海君
議事課長 吉岡正勝君
政策調査課長 飯田志保君
議事課長補佐 杉本健治君
主 幹 大川美千子君
主 査 宮崎由妃君



議事日程(第5号)

令和6年3月6日午前10時開議

第1

- 第1号 令和6年度高知県一般会計予算
- 第2号 令和6年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第3号 令和6年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第4号 令和6年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第5号 令和6年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第6号 令和6年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第7号 令和6年度高知県県債管理特別会計予算
- 第8号 令和6年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第9号 令和6年度高知県国民健康保険事業特別会計予算
- 第10号 令和6年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第11号 令和6年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

- 第12号 令和6年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 第13号 令和6年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
- 第14号 令和6年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第15号 令和6年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第16号 令和6年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第17号 令和6年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第18号 令和6年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第19号 令和6年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第20号 令和6年度高知県流域下水道事業会計予算
- 第21号 令和6年度高知県電気事業会計予算
- 第22号 令和6年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第23号 令和6年度高知県病院事業会計予算
- 第24号 令和5年度高知県一般会計補正予算
- 第25号 令和5年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第26号 令和5年度高知県旅費集中管理特別会計補正予算
- 第27号 令和5年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第28号 令和5年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第29号 令和5年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第30号 令和5年度高知県土地取得事業特別会計補正予算
- 第31号 令和5年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算

第 32 号	令和5年度高知県災害救助基金特別会計補正予算	第 50 号	高知県住民基本台帳法施行条例等の一部を改正する条例議案
第 33 号	令和5年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算	第 51 号	高知県消防法関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案
第 34 号	令和5年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算	第 52 号	高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
第 35 号	令和5年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算	第 53 号	高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例議案
第 36 号	令和5年度高知県県営林事業特別会計補正予算	第 54 号	高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案
第 37 号	令和5年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算	第 55 号	高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
第 38 号	令和5年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	第 56 号	高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 39 号	令和5年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	第 57 号	高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び高知県指定居宅サービス等の事業等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
第 40 号	令和5年度高知県流域下水道事業会計補正予算	第 58 号	高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 41 号	令和5年度高知県病院事業会計補正予算	第 59 号	高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
第 42 号	障害のある人もない人も共に安心して豊かに暮らせる高知県づくり条例議案	第 60 号	高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
第 43 号	高知県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例議案	第 61 号	高知県精神科病院における任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例議案
第 44 号	こうち奨学金返還支援基金条例議案	第 62 号	高知県安心こども基金条例の一部を改正する条例議案
第 45 号	高知県公立学校情報機器整備基金条例議案		
第 46 号	高知県部設置条例の一部を改正する条例議案		
第 47 号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 48 号	知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び高知県税条例の一部を改正する条例議案		
第 49 号	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案		

- 第 63 号 高知県女性相談支援センター設置条例の一部を改正する条例議案
- 第 64 号 高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 65 号 高知県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例の一部を改正する条例議案
- 第 66 号 高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 67 号 高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例議案
- 第 68 号 高知県漁港管理条例及び高知県漁港区域内における行為の規制に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 69 号 高知県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 70 号 高知県建築基準法施行条例及び高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 71 号 高知県港湾施設管理条例の一部を改正する条例議案
- 第 72 号 高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 73 号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 74 号 高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例を廃止する条例議案
- 第 75 号 高知県が当事者である訴えの提起に関する議案
- 第 76 号 公平委員会の事務の受託の廃止に関する議案
- 第 77 号 公平委員会の事務の受託の廃止に関する議案
- 第 78 号 行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託の廃止に関する議案
- 第 79 号 権利の放棄に関する議案

- 第 80 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 81 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 82 号 県が行う土木その他の建設事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 83 号 県が行う流域下水道の維持管理に要する費用に対する市の負担の変更に関する議案
- 第 84 号 包括外部監査契約の締結に関する議案
- 第 85 号 一級河川の指定に関する議案

第2 一般質問
(2人)



午前10時開議

○議長(弘田兼一君) これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長(弘田兼一君) 御報告いたします。

小田切泰禎公安委員長から、所用のため本日の会議を欠席し、古谷純代公安委員を職務代理者として出席させたい旨の届出がありました。



質疑並びに一般質問

○議長(弘田兼一君) これより日程に入ります。

日程第1、第1号「令和6年度高知県一般会計予算」から第85号「一級河川の指定に関する議案」まで、以上85件の議案を一括議題とし、

これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問を併せて行います。

15番西内隆純議員。

(15番西内隆純君登壇)

○15番(西内隆純君) 自由民主党会派の西内隆純です。議長のお許しをいただきましたので、以下質問を行います。

知事は提案説明において、人口減少に歯止めをかけ、持続可能な人口構造への転換を図るための3つの対策について触れられました。1つ目、若年人口の増加対策では、魅力ある仕事をつくり若者の定着につなげる、特に女性に選ばれる仕事をつくる、2つ目、婚姻数の増加対策では、出会いや結婚を後押しする、3つ目、出生率向上対策では、安心して妊娠・出産・子育てできる体制を構築するとのこと。また、ポイントとして、これらの取組がより効果を発揮し、特に若い女性に高知を選んでもらうためには、男は仕事、女は家庭といった地域に根強く残る固定的な性別役割分担意識の解消が欠かせません、このため男性が育児休業を取得することが当たり前という社会を高知県がいち早く実現させるとも述べられました。

最初にお断り申し上げますと、私は、性別役割の分担意識の解消、言い換えればジェンダーギャップの解消及び男性の育児取得率向上の取組に反対するものではありません。その上で、さきの提案説明について考えを述べたいと存じます。

まず1つ目、本県に他県と比べて著しいジェンダーギャップがあるのかということです。共同通信の令和5年都道府県別ジェンダーギャップ分野別調査の結果は、本県は行政7位、教育1位、経済6位、政治は32位でありました。順位が高いほどギャップが低いことを示しており、全国的に見ても女性が活躍しやすい県、土壌であることが分かります。

また、令和4年5月3日の高知新聞の記事は、本県の女性の未婚率の高さについて、女性の労働に詳しい高知大学地域協働学部の佐藤洋子講師の言葉を引用しつつ、その理由を、県内はフルタイム勤務の男女の賃金格差が小さい、女性の役員・管理職割合が全国トップ級など、女性が社会で頑張ってきたからとし、経済的に自立し得る構造などがあるためとまとめています。本県の女性の未婚化と女性活躍はトレードオフの関係にあると指摘した記事ですが、本県の女性の活躍ぶりはしっかりと伝わってまいります。

定性的な評価も含まれますが、本県のジェンダーギャップの実態からすると、全国と比べて比較的女性が活躍しやすい土壌と考えます。

次に、男性の育児取得率と出生数は有意な関係にあるのかについて述べます。最初に、2023年ジェンダーギャップ指数調査で世界3位を誇るフィンランドの事例を御紹介いたします。以下は、同国の大使館広報部掲載記事からの一部引用です。

フィンランドには、里帰り出産も3世代同居もほとんどない。だから、出産直後に父親が育児を取ることは重要で、現在の取得率は8割。さらに、配偶者控除をなくし、男女共働きを当たり前とし、役割分担意識を変え、保育や家族支援制度を整え、働き方に柔軟性を持たせることで、男性も女性も仕事と家庭を両立しやすくてきた。今は、就学児童が共に過ごす時間は父親のほうが母親よりも長くなっている。引用は以上であります。この記事の語る姿は、知事の言う本県の目指す姿と重なっているように思えます。

しかし、フィンランドの様々な少子化対策にもかかわらず、合計特殊出生率は2010年以降低調で、2023年に1.26を記録いたしました。ジェンダーギャップ調査結果の上位国、スウェーデン、ノルウェーも出生率の低下が続いています。

一方で、令和4年の厚労省の調べによりますと、日本の男性の育休取得率は17.13%であり、フィンランドの8割と比して取組の余地を残しております。加えて、男女共同参画局の資料、夫の休日の家事・育児時間別に見たこの7年間の第2子以降の出生の状況によると、子供が1人以上いる夫婦では、夫の家事・育児時間なしで50%、夫の家事・育児時間ありでは7割以上で第2子以降が生まれています。

したがって、男性の育休取得率の向上は、出生率との因果関係は持ちませんが、結婚からの経過期間15年から19年夫婦の平均出生子供数を示す完結出生児数の漸減の改善に資する可能性はあります。

最後に、若い女性に高知を選んでもらうために、地域に根強く残る性別役割分担意識の解消が必要とのことですが、若い彼女らが新しい社会人生活の場所を、何を重要視して選定するかについて考えを述べます。これについては、複数のアンケート調査結果から、希望する企業や職種はあるか、家族の意向、地域への愛着、友人の有無、生活や交通の利便性といった点を重要視することが明らかとなっております。初日の質問にもあったように、ジェンダーギャップの有無を重要視する方も一定いらっしゃるようで、取組に幾らかのニーズはあるかもしれません。しかし、その解消努力によって若い女性の定着率を有意に向上させるといった事態が生じるというのは考えにくいように思います。

まとめに入りますと、完結出生児数が減少傾向にありながらも2人前後を維持している事実は、初婚の母の数が増えない限り、出生率と人口の減少が避けられないことを示唆しています。

そこで、持続可能な人口構造、つまり人口の社会増と出生率の増加を図るために力点を置くべきは、ジェンダーギャップの解消というよりも、県も言うように、何よりもカップリングの

支援であろうと考えます。加えて、全国トップクラスの合計特殊出生率の実績を誇る鹿児島県徳之島のような、親や親類、近所の人など子育てを支援する人がいる、子供が多くても何とか育てていけると思える、そういった環境や姿勢を基底で支える、人のつながりを大切にする機運の醸成。さらには、半導体景気でにぎわう熊本県のように、高い給与と魅力的な仕事を本県に実現することが極めて重要と考えます。

以上の前置きの上で、県がポイントに挙げる固定的な性別役割分担意識の解消、つまりジェンダーギャップの解消、男性の育休取得率の向上が一連の取組の効果を高めるとともに、若い女性の定着率を向上させるとはどういう仕組みによるものか、知事にお尋ねいたします。

次に、人口減少問題の解決が難しい理由は、その影響が空間的、時間的に広がりを持つために、個人が日々の生活の中で人口減の影響を自分事として認知することが難しい点が挙げられます。そこで、県民おのおのがまさに人口減少の問題の当事者であること、その放置がいかに深刻な結果をもたらすかということについて認識の共有を図り、解決に向けて一丸となって取り組むことが重要と考えます。9月定例会で申し上げたように、県民、とりわけこれからを担う若者に、現下の危機について、まずは立ち止まって考えていただけるよう、まずは声かけを行うべきと考えます。新型コロナウイルス感染症対策の際、知事の真心の籠もった言葉は県民の心を強く揺さぶりました。その後、感染拡大の抑止に県民一丸となって協力したことを思い起こします。

人口減少問題により緊急事態にある今、本県のリーダーであり政治家たる知事におかれては、これからを担う若い県民に対して、人口減少の危機的状況について語り、高知に残り結婚して子供をもうけてもらいたいと声かけすることに

ついて御所見をお伺いいたします。

デジタル化推進についてお尋ねいたします。

社会の急速なデジタル化の進行と国による社会全体のデジタル化を推進する取組を受け、本県は令和2年3月に高知県行政サービスデジタル化推進計画を策定いたしました。さらに、デジタル技術を積極的に活用することにより、地場産業の高度化や新たな産業を創出するとともに、行政サービスを含む生活インフラの確保を図り、暮らしの質を向上させ、地域で若者が安心して暮らし続けられる地方をつくり出していくため、同計画を高知県デジタル化推進計画へとバージョンアップを図ったと承知しております。第1期の計画期間は令和6年3月まで、その後は第2期計画期間に移行いたします。

その取組のうち、行政分野において、県民の皆さんにデジタル化の恩恵を感じていただくためにも、行政手続のオンライン化など県民サービスの利便性の向上を図ることや、人口減少が進む中、限られた職員で県民サービスを安定的に提供していくために、デジタル技術を活用して行政事務の効率化や質の向上に取り組むことができる職員を育成・確保することが重要であると考えます。

そこで、第1期計画に実施した県庁における行政手続のオンライン化、人材の育成・確保についての成果と課題、第2期計画の取組について総務部長にお尋ねいたします。

県内の中小企業等のデジタル化促進を図る上で、民間におけるデジタル技術に精通する人材の育成・確保は欠かせません。第1期計画においては、人材の慢性的な不足に対応するため、デジタル化に対応するための企業人材の育成を推進するとともに、都市部の副業・兼業人材の活用を促進する取組が実施されました。

中小企業等のデジタル人材育成・確保に向けた第1期の取組の成果と課題、あわせて第2期

の取組をどのように進められるおつもりか、商工労働部長にお尋ねいたします。

次に、今日の通信インフラには、メタル回線、光ファイバー、各種無線、携帯電話や衛星電話など様々ございます。このうち、高速通信が可能な光ファイバーの世帯カバー率は、行政の支援もあって99.53%と、ほぼ100%に達しようとしています。これに加えて、本県は、スターリンクのような新たな衛星通信サービスを導入予定であると聞きいたしました。スターリンクは、アメリカの民間企業スペースXが地球低軌道上に展開した5,000基を超える小型衛星を用いた衛星インターネットアクセスサービスであると承知しております。

そこで、スターリンクのような新たな衛星通信サービスの導入目的について、また期待される効果、予想される課題とその対策について総務部長にお尋ねいたします。

マイナンバーカードの活用についてお尋ねいたします。警察庁は、2024年度末までに運転免許証とマイナンバーカードの一体化に関する運用を開始する方針を示しました。これを受けて、2022年4月に道路交通法が改正され、必要な規定の整備が行われました。特定免許情報が記録されたマイナンバーカードは運転免許証とみなされます。

今後、実際に利用されるに当たり、運転免許証とマイナンバーカードの運用開始時期、一体化に必要な利用者の手続、期待される導入効果について警察本部長にお尋ねいたします。

また、免許の所持方法が、マイナンバーカードのみ、免許証のみ、マイナンバーカードと免許証の両方持ちの3種類から選ぶことができるとされています。マイナンバーカードのみ所持を選択した場合、自身の保有する免許の情報を確認する方法はどのようになるのか、警察本部長にお尋ねいたします。

次に、南海トラフ地震対策についてお尋ねいたします。

南海トラフ地震対策について質問するに当たり、能登半島地震により犠牲になられました皆様の御冥福と、被災されました皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

今般の能登半島地震による被害状況が報道等でつまびらかになる中で、私は熊本や北海道の震災時を超える強い危機感を覚えずにはられませんでしたが、その理由は、知事の提案説明の中で、今回の能登半島地震では半島部の中山間地域や沿岸地域において多数の建物が倒壊し、また木造密集地域では大規模な火災に見舞われました、さらに各地で道路が寸断されたことで多くの孤立地域が発生したほか、救助活動や物資輸送に大きな影響を及ぼしました、このような状況は南海トラフ地震においても確実に起こると考えるべきであり、早急な対策の強化が必要ですとありましたが、私も同様に感じていたからにはほかなりません。

中でも私が最も気がかりだったのは、救出者中の生存者の割合が激減する72時間の壁でした。あまたの木造住宅の倒壊と道路啓開の遅々とした進捗状況は、厳しい結果を想像させるに難くありませんでした。この2点について、本県の備えはどうなっているのでしょうか。

令和4年度の住宅耐震化率は、被害の大きかった珠洲市で51%、輪島市で46%でした。対して、本県は昨年度末で88%と高い水準にあります。明神議員から、住宅耐震化促進についての質問もございました。令和7年3月目標の91%達成に向けて着実に取組を進められるようお願いいたします。

もう一点の道路啓開とは、緊急車両等の通行のため早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正等により救援ルートを開けることをいいます。大変残念なことに、石川、富山、新潟

の3県と、同地域を所管する国交省北陸地方整備局は、同計画を策定していなかったとのことです。東日本大震災では、内陸部からの、くしの歯作戦と呼ばれる道路啓開が奏功しました。以後12年もの時間がありながら策定に至らなかった。もし計画があればもっと多くの命を救えたのかもしれないと思わずにはられません。

本県では、平成28年2月に高知県道路啓開計画と、建設企業等の関係者が道路啓開作業を行うに当たり必要な内容、手順を整理した「高知県道路啓開手順書（案）」を策定いたしております。以後、何度かの改定を重ね、現在、バージョン3.2となっております。

そこで、高知県道路啓開計画の概要について土木部長にお尋ねいたします。

さて、私が高知県道路啓開計画について、協定に基づく道路啓開担当企業にお話をお伺いする中で、実効性の担保に課題があることが分かりました。例えば、発災後に担当企業の代表者に連絡を取ることができない場合はオペレーターが啓開作業に取りかかれない、またそういった場合を想定して現場代理人に権限を与えておくべきであるが、取決めや不慮の事故の責任の所在が明らかでない、浸水区域外に保管された重機にたどり着くためにはオペレーターは浸水区域を横断しなければならないなどございます。

現状、これら協定先の抱える様々な課題の解決は県計画の外側に存在すること、そして協定に基づく担当企業に委ねられていることが特徴です。同様の問題は他の協定先でも起こり得るし、その放置は計画全体の実効性を低下させるものと憂慮いたします。

そこで、災害発生時における協定の実効性を高めるため、県として取り組めることはないか、危機管理部長にお尋ねいたします。

また、南海トラフ地震が発生した場合、県下各地で地盤沈降による長期浸水によって深刻な

被害が発生すると予測されています。県では、浸水抑制による被害軽減、浸水域からの安全な避難・救助、迅速な排水による早期復旧を目的として、関係団体と今後の取り組むべき対策について検討を行い、平成25年3月に高知市の南海地震長期浸水対策検討結果、平成27年3月に南海トラフ地震宿毛市長期浸水対策検討結果を取りまとめ、県下各地の長期浸水エリアマップとともに公表を行っております。

公表から後、高知市ではその間、浦戸湾の地震津波対策の促進として、防波堤と堤防等の強化による三重防護計画が進められています。現在、整備状況は事業費ベースで約半分まで達しました。また、平成25年の検討結果公表時点では未開通であった高知南国道路は、既に供用開始となっております。宿毛市においても、平成30年より海岸堤防の耐震化とかさ上げが実施されています。

このような取組により、長期浸水被害の生じるエリアやその期間に変化が生じているものと考えます。最新の状況の反映により、被害予測の精度を高めることで、適切な初動対応から素早い復旧・復興につなげていくためにも、高知市、宿毛市の長期浸水対策の見直しが必要ではないかと考えますが、危機管理部長の御所見をお尋ねいたします。

次に、教育についてお尋ねいたします。

本県では、教員、職員の不祥事の多発により、残念ながら公教育の信頼が大きく損なわれる事態が生じています。教職員不祥事根絶を目指して作成された冊子「今、職場が変わるとき」には、子どもたちの幸せを願い、やりがいを持って教育に当たる教職員には、またそのような教職員に支えられた学校には、子どもたちの幸せを奪うような不祥事が起きることはありませんとありますが、まさにそのとおりと思います。公教育の信頼を取り戻し、子供たちが幸せに学

び、夢をかなえられる環境の実現に向けての取組が急がれます。

また、公教育の信頼を高めることは、出生率向上の取組の上でも重要と考えます。内閣府の実施している、少子化社会に関する国際意識調査において、子育てにかかる経済的負担で大きなものについてアンケートを行った結果、日本と韓国の両国は、最も大きな負担として、学習塾など学校以外の教育費を挙げました。その割合は、日本が59.2%、韓国が71.1%です。

同じ現象が、出生率の急激な低下で苦しむフィンランドでも発生しています。同国の主要紙であるヘルシンキ・サノマット紙によると、高い自主性、主体性を求める公教育を進めた結果、基礎的な学力の定着が進まず、公教育への信頼の低下を招き、学力を補うために学習塾に通う子供の数が増加したとのことでした。

本県に、仮に灘高や開成レベルとまで言わずとも全国トップクラスの公教育の環境があればどうでしょうか。各家庭の公教育以外の教育費の支出を今より低く抑えられる可能性があります。これにより家計に余裕が生じれば第2子、第3子の議論もしやすくなるし、未婚の若者の結婚観がポジティブなものに変化すれば出生率の改善も期待できます。

公教育の信頼度を高めるためには、ともかくも教員の質の向上を図らなくてはなりません。様々な取組がこれまでも行われておりますが、かつての学力調査において同じ下位グループで肩を並べていた本県と秋田県が現在では大きく水をあげられてしまっていることを踏まえれば、取り組み方にさらなる工夫が必要と思われます。

そこで、教員の質の向上を目指すに当たり、教員の意識や適性をしっかりと把握して適切に対応を行っているか、教育長にお尋ねいたします。

日本国憲法の第1条、天皇の地位について、

「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。」とあります。日本国憲法の一丁目一番地に書かれてあるからには、日本人にとって最も大切な内容のはずですが、私たちは天皇のことをきちんと教わっているのでしょうか。また、知っているのでしょうか。知ろうとしたことがあるのでしょうか。

学校教育でどのように取り扱っているとされているかと申しますと、平成29年告示の小学校指導要領の社会には、天皇の地位については、日本国憲法に定める天皇の国事に関する行為など、児童に理解しやすい事項を取り上げ、歴史に関する学習との関連も図りながら、天皇についての理解と敬愛の念を深めるようにすることとされています。学校では、第1条のほか、皇位の世襲の第2条と、国事行為の内容と手続について書かれたその他の条文について、穴埋め問題対策のために暗記させられたことを私自身記憶しております。

このレベルの教育内容なのも無理からぬことだと思います。多くの学校の先生は、多くの日本人同様に、天皇について詳しく知りません。さらに言えば、天皇の地位である象徴としての天皇、言い換えれば天皇の象徴としての行為の中身について、これまで具体的に示されたことはありませんでした。そもそも象徴として行っている行為はこれだと、国民の側からその内容について示すことはできません。そのため、教員側もポイントを欠いたまま授業をしなければならなかった側面もありました。

ここに転機が訪れます。平成28年8月8日の現上皇陛下が国民に向けたビデオメッセージ、高齢になった天皇の望ましい在り方の公開です。その中で、陛下は、象徴としての行為について自らの考えを示されました。関係する部分を御紹介いたします。

私が天皇の位に就いてから、ほぼ28年、この間私は、我が国における多くの喜びの時、また悲しみの時を、人々と共に過ごして来ました。私はこれまで天皇の努めとして、何よりもまず国民の安寧と幸せを祈ることを大切に考えて来ましたが、同時に事にあたっては、時として人々の傍らに立ち、その声に耳を傾け、思いに寄り添うことも大切なことと考えて来ました。天皇が象徴であると共に、国民統合の象徴としての役割を果たすためには、天皇が国民に、天皇という象徴の立場への理解を求めると共に、天皇もまた、自らのありように深く心し、国民に対する理解を深め、常に国民と共にある自覚を自らの内に育てる必要を感じて来ました。こうした意味において、日本の各地、とりわけ遠隔の地や島々への旅も、私は天皇の象徴的行為として、大切なものと感じて来ました。

国内のどこにおいても、その地域を愛し、その共同体を地道に支える市井の人々のあることを私に認識させ、私がこの認識をもって、天皇として大切な、国民を思い、国民のために祈るという努めを、人々への深い信頼と敬愛をもってなし得たことは、幸せなことでした。

以上、紹介を終わります。この平成28年のメッセージにより、天皇陛下がどのようなことを考えそれを形としてどのように示しているのか、また象徴としてどのようなことに取り組んでいるかが明らかとなりました。文部科学省の定めのとおり、天皇についての理解と敬愛の念を深めるための学習を行い、象徴としての天皇の取組について学ぶ上で、このメッセージ以上にふさわしい教材はないものと確信をいたします。

ぜひ本県の学校教育で取り上げていただきたいと思いますが、天皇についての理解と敬愛の念を深めるための教育にどのように取り組まれるか、教育長にお尋ねいたします。

我が国日本において天皇が象徴として国民統

合の中心に存在することのありがたさに改めて感謝を申し上げまして、次の質問に移ります。

林業振興についてお尋ねいたします。

本県では、豊富な森林資源を活用し中山間地域の雇用の確保や所得の向上を目指して、産業振興計画に基づき林業振興を図ってまいりました。この結果、原木生産量は、平成22年の40万4,000立方メートルから令和4年には73万6,000立方メートルへと増加し、木材・木製品製造出荷額等も、平成22年の150億円から令和3年の249億円に達しました。

一方で、皆伐後の再造林率は4割程度にとどまっていることから、今後民有林の再造林面積を、令和4年の342ヘクタールから、4年後の令和9年には690ヘクタールに増加させる目標を掲げたと承知しております。再造林によって、森林資源の循環利用のみならず、森林の二酸化炭素吸収、土砂流出防止や生物多様性の保全などの公益的機能を担保することは、持続可能な社会を実現する上で非常に重要なことと考えます。

そのような中、林業事業者から、ヘクタール当たり3,000本から2,000本へ植栽量を変更する低密度植栽の導入について、不安の声が寄せられました。事業者の方は、密に植えることを控えることにより植物同士の生存競争により成長速度が速くなる効果が薄まると考えております。加えて、鹿の食害等により時間経過とともに若木が減少する期間があることを考慮すると、植栽の数を目標より多めにしたほうがよいという考えも示されましたが、これは一理あるように思われます。

そこで、このたびの低密度植栽の導入の背景について林業振興・環境部長にお尋ねいたします。

林業適地は、県において、路網から200メートル以内であって、原則、平均傾斜角が35度未満の森林を定めていただくよう考え方を示し、現

在市町村において設定に向けた取組が進められていると承知しております。この林業適地につき、適地と適地外にまたがる山林の伐採を山主と契約した場合に、再植林を条件として含むケースがあるとお聞きしております。

そこで、事業地に林業適地とそれ以外の区域が含まれる場合、造林事業費補助金などは林業適地以外に係る部分ではどのように取り扱われるのか、林業振興・環境部長にお尋ねいたします。

次に、民間活力の積極導入についてお尋ねいたします。

今日の行政を取り巻く環境は、人口減少による担い手不足、急速な高齢化社会の到来による社会保障費等の歳出増大、市民ニーズの多様化など、日々厳しさを増しています。また、右肩上がりの時代の公共施設・インフラの維持管理コストが増大し、自治体の財政を逼迫させる原因となっています。自治体は、財政の立て直しのため、コスト削減を中心に据えた行財政改革に活路を見いだそうとしましたが、削減一辺倒の取組はやがて限界を迎えるとともに、町の活力と創造力を失う結果を招くこととなりました。

そのような厳しい自治体財政の中、国は、笹子トンネルの崩落事故を受けて、インフラの老朽化対策のため、公共施設等総合管理計画の策定を地方自治体に対して要請しました。結果、公共施設マネジメント、ニアリーイコール施設総量の削減といった風潮、考え方が生まれるとともに、その総量削減の手法としてPFIが注目されることとなりました。

PFIとはプライベート・ファイナンス・イニシアチブの略称で、このPFIに基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法と定義されています。PFIの事業採択に当たっては、支払いに対して最も高いサービス

を供給するという意味を持つVFMの大小を主たる評価指標とする傾向があります。公共施設総量の削減とVFMを中心としたPFIの在り方は、公共施設やインフラの前提を負債として捉えるものであり、PFIの積極的な採用に至らなかった一因となりました。

人口減少や民間のコンテンツが充実してきた現在、将来を見据えれば、町々の公共資産が余剰ぎみであることは否めません。だからといって、削減一辺倒では、先ほど申し上げたように、町の活力の低下と人口流出に拍車がかかるものと思われまます。

こういった背景から、今日の自治体には、公共施設、インフラを資産と捉え、総量縮減を行いながらも、質と量を掛け合わせて削減量を上回るサービスを提供していくといった経営感覚を備えることが求められています。自治体のこのような新しい生き方を実現するためには、内部にノウハウがないこと、必要な財源がないこと、動ける人員の不足といった課題を克服しなければなりません。

そこで、PFIを単なるイニシャルコストの平準化、割賦払いとするための手段として捉えず、よりよいまちづくりや質の高いサービスを提供することを目的として、公共施設等の建設、維持管理や運営等について、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することは、その持続性を高めるもので、自治体の新しい生き方にかなうものと考えます。また、PFI事業で得られるノウハウや長期にわたる安定的な収入は、連携先となる事業者や地域プレーヤーの経営の安定化や発展に資するものとなるはずです。

ここで本県のPFI事情について触れますと、全国的に有名な失敗事例となった高知医療センター整備運営事業PFI事業も一因となっか、しばらくの間、その採用はなされておりました。しかし、前述のとおり、公共施設等総

合管理計画の策定要請やPFIを活用するようにとの国の働きかけなどを背景に、平成29年に高知県PPP/PFI導入検討規程が導入されると、朝ドラらんまんの放映に合わせて五台山の整備の必要性が高まったことを契機に、県は五台山公園においてPark-PFIを採用いたしました。今後も本取組を活用して本県の活性化を図っていただきたいと思います。

地方自治体が、限られた資源の中で民間の力も借りながら、より質の高いサービスを提供していくための手法としてPFIを積極的に活用していくことについて総務部長の御所見をお尋ねいたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 西内議員の御質問にお答えいたします。

まず、人口減少対策に関連いたしまして、固定的な性別役割分担意識の解消が若年女性の定着などにつながる理由についてお尋ねがございました。

人口減少問題を克服し持続可能な人口構造に転換するには、若年人口の増加、婚姻数の増加、出生率の向上の観点から総合的に対策を講じる必要があります。特に本県の場合、近年の出生数の激減の最大の原因は若年女性の急減にあります。一連の対策を通じまして、若年女性の増加と出生数の増加を図ることを特に重視しているところであります。その際に、固定的な性別役割分担意識を解消することは、若者、特に若年女性から選ばれる高知県となるためには不可欠な要素というふうに考えます。

この点、議員からお話がありましたように、本県は全国と比較しまして、例えば管理職割合といった社会的に指導的な地位にある男女の比率差などで見た場合のいわゆるジェンダーギャップは少ない状況にあるところであります。しかしながら、これは残念ながら、平成22年から令

和2年の10年間の若年女性の流出の結果の減少率を見ますと、全国ワースト4位という大変残念な結果となっているところでございます。

これを私どもなりに考えますと、その大きな要因は、若い世代の女性が、将来の社会的な地位の昇進という点よりは、目の前にある家庭における家事・育児の負担の軽減を重視している、そういう志向があるからということではないかというふうに考えます。

実際に本県でも、女性は男性の約3倍の時間を家事や育児に費やしているという調査結果もございまして、依然として、家事・育児は女性といった性別の役割分担意識が根強く残っているというふうに思われます。県民世論調査におきましても、女性が活躍できる職場づくりに効果的な取組として、育児と仕事の両立に向けた社内の相互理解の促進が1位となっております。

また、国内ではございますが、統計データを見ますと、育休など育児に関する制度を活用している男性の割合が高い都道府県におきましては、先ほど申しました若年女性の流出、減少率が少ないという相関関係も見られるところでございます。

これらのことから、男性育休の取得促進などによりまして企業経営者などの意識改革を図り女性の家事・育児の負担軽減やキャリア形成を促すことは、若年女性の定着に有効だというふうに考えるところであります。

また、国の調査によりますと、男性の家事・育児時間が長いほど第2子以降の出生率が高まるという傾向が明らかになっております。このため、男性の意識改革を図りまして家事や育児への参画を進めますことは、出生率の向上を通じて出生数の増加に直結をする効果も見込まれるのではないかとこのように考えます。

これらのことから、若い世代の家事・育児の負担に関する固定的な性別役割分担意識の解消

が、特に若年女性や出生数の増加などに効果的であるのではないかと考えております。このため、私自身が先頭に立ちまして、共働き・共育てを県民運動として強力に推進し、職場や家庭の意識改革を進めたいと考えております。

また、来年度前半には、女性を中心とした若者や有識者の御意見もお聞きをいたしまして、また各種の統計データもさらに徹底的に分析をした上で、どういう人々にどういうメッセージを発信するのが有効なのかという点について検討を深めたいと考えます。その上で、県内外に対しまして、こうした意識改革を通じ、若い女性の増加、定着を図るための戦略的かつ効果的なプロモーションを展開してまいる考えであります。

次に、人口減少の危機的状況に際しまして、県民の皆さんにメッセージを発出すべきではないかというお尋ねがございました。

本県の若年人口は、昭和50年以降、減少の一途をたどっております。加えて、一昨年の出生数が全国最少となるといった形で、人口減少の流れに歯止めがかかっておりません。大変危機的な状況にあると考えます。

このため、人口減少問題を県政の最重要課題として位置づけまして、新たに策定いたします高知県元気な未来創造戦略の下で、若年人口の増加に向けた一連の取組を強化することといたしました。こうした取組の実効性を高め、成果につなげていくためには、県民の皆さんに本県の厳しい現状や新たな戦略の内容をしっかりと御理解いただき、県民挙げて取り組むことが必要だと考えます。

一方、そうした場合にありましても、就職や結婚、出産といった人生の選択は個人の意思が尊重されるということが大前提と考えます。こうした考えの下、この新たな戦略では、県民の皆さんの就職や結婚・出産・子育てなどの希望

をかなえるための政策の実現に向けた取組を全力で推進するという考えに立っております。

議員からお話がありました県民の皆さんへの呼びかけにつきましては、これまでも私自ら様々な場面で行ってまいりました。例えば近年、高知市の成人式に招かれました際は、新成人に向けた挨拶の中で、できれば皆さん全員に高知にとどまって一緒に高知を盛り上げてもらいたい、仮に高知を離れるにしても、いつの日かUターンして高知県へ戻ってきて活躍をしてもらいたい、それがかなわないならば、県外にあっても高知県の応援団として協力をしてもらいたい、こういった呼びかけをいたしております。

また、先日、少子化対策推進県民会議が開きました県内の独身者を対象とした座談会の場におきましては、結婚が話題になりました際に、私は福山雅治さんの、家族になろうよという歌を引き合いに出しながら、逆境にあっても皆さんを無条件でありのままに受け入れてくれるのが家族であり、そういう家族がいるということは人生を送る上で本当に素晴らしいことだと思う、家族になる、家族をつくるためには結婚・出産・育児といった大仕事がありますが、県としても精いっぱい応援しますから、思い切って一歩踏み出してもらいたいといった話もさせていただきました。

今後も引き続き、私自らが様々な機会を捉えまして県民の皆さんに積極的に呼びかけをしていきたいというふうに考えております。

私からは以上であります。

(総務部長徳重覚君登壇)

○総務部長(徳重覚君) まず、第1期デジタル化推進計画で実施した県庁における行政手続のオンライン化、人材の育成・確保の成果と課題、第2期計画の取組についてお尋ねがございました。

行政手続のオンライン化につきましては、令

和3年1月に運用を開始いたしまして、累計で3,000を超える手続において導入するなど、県民サービスの利便性の向上に努めてまいりました。一方、課題といたしましては、導入したものの県民の皆さんに十分に利用いただけていないことだと認識しております。令和4年度に年間30件以上の申請があった手続の電子申請率は20%程度にとどまっている状況でございます。

このため、次期計画では、件数が多い手続において電子申請率50%を目指し、申請フローや様式の見直し、周知方法を含めた業務全体のBPRを徹底してまいりたいと考えております。

また、人材の育成・確保につきましては、デジタル技術を活用した業務の効率化を図るため、デジタルツールの習得やBPRの基礎などを学ぶ研修を実施してきました。さらに、本年度は、研修だけではなく、職場における業務の見直しを組織的に実践するために、各所属にDX推進員の設置も行ったところでございます。

今後、このような取組を自走させていくためには、多様な学びの機会の充実を図るとともに、各所属でリードする職員を計画的に育成する必要があると考えております。このため、次期計画では、BPRなどの実践型研修を開催するほか、デジタル関連の資格取得を支援するなど、職員のスキルアップを進めてまいります。あわせて、来年度改定する人材育成基本方針におきまして求められるデジタル人材像を明確にし、その育成・確保に取り組むこととしております。

県民の皆さんにデジタル化の恩恵をより身近に感じていただけるよう、引き続き行政のデジタル化に取り組んでまいります。

次に、スターリンクに代表される衛星通信サービスの導入目的や期待される効果、また予想される課題などについてお尋ねがございました。

御指摘のような衛星通信サービスは、持ち運び可能な小型アンテナを空が見える場所に設置

することで高速インターネット通信が可能となるものでございます。これによりまして、光ファイバーの整備が困難な地域でも、高額なコストをかけずにブロードバンドサービスを利用することができます。実際に仁淀川町や大川村において通信状況を確認したところ、ビデオ通話などを支障なく行うことができ、十分な通信速度が出ていることが分かりました。

そのため、来年度は山間部や離島などの光ファイバーの未整備地域において必要なインターネット環境を確保するため、衛星通信サービスの導入を支援したいと考えております。具体的には、光ファイバーが整備されていない世帯において衛星通信サービスを導入した場合に、その導入費用を県と市町村で助成するものでございます。

また、県の防災設備の更新に当たりまして、県庁や総合防災拠点、災害拠点病院などにおいても活用を考えております。これらにより、広く県民の皆さんがデジタルの恩恵を受けられるようになり、移住促進や中山間地域の振興につながるのと同時に、災害時における通信手段の確保などに寄与することが期待されます。

一方、まだサービスが実用化されてから間もないことから、今後活用に当たっての課題が出てくることも想定されます。県といたしましては、実際に利用された方々や市町村の声を聞きながら、有効に活用されるよう取り組んでまいります。衛星通信などの技術も活用し、県民の皆さんがブロードバンドサービスを利用できる環境整備にこれからも取り組んでまいります。

最後に、P F I の積極的な活用についてお尋ねがございました。

P F I につきましては、民間の知恵、資金などを生かした公共サービスの効率化及び質の向上の実現、県内での新たな事業機会の創出、民間投資の喚起の3つの観点から、本県としても

積極的に導入の検討を進めていくこととしております。そのため、議員からもお話がありましたとおり、各部局におけるP P P / P F I の導入の検討を促すため、検討の手順を定めた導入検討規程を平成28年度末に策定しております。あわせて、毎年度の予算編成方針においても検討を促しているところでございます。

具体的には、新たに公共施設の整備などを行う場合につきましては、原則として、整備などに係る事業費の総額が10億円以上のものを検討の対象事業とし、客観的な基準によりP P P / P F I 導入の可否を評価することとしております。その際、高知医療センターでの教訓を踏まえることに留意することとしております。

こうした中、五台山公園整備事業においてP a r k - P F I が導入されることとなりました。現在、令和7年度のオープンを目指し、新しい展望施設などの整備に向けた準備が進められているところでございます。

このほか、来年度には、法令に基づくP F I ではないものの、民間活力を活用した新たな手法を取り入れて、道路照明のL E D 化事業を実施することとしております。具体的には、これまで個別に発注していた道路照明のL E D 化工事につきまして、約5,000灯のL E D 化を10年間の維持管理も含めて一括発注するものでございます。これによりまして、実質的な一般財源負担を5億円程度圧縮できる見込みとなっております。

引き続き、民間活力の導入を促進する観点から、検討対象の施設が出てきた場合には積極的にP P P / P F I の導入の検討を行ってまいります。

(商工労働部長松岡孝和君登壇)

○商工労働部長(松岡孝和君) 企業のデジタル人材の育成と確保についてお尋ねがございました。

企業がデジタル化を進めていくためには、まず経営者のデジタル化への理解が必要であり、そして次に、デジタル化を推進していく人材の育成・確保が必要となります。このため、第1期デジタル化推進計画では、お話にありましたように、経営者向けのセミナーやデジタル人材の育成講座を開催するとともに、副業人材とのマッチングにも取り組んでまいりました。

この結果、第1期計画の3年間では、デジタル化に関する連続講座を83社172人に受講いただき、副業人材の活用も37社で開始されるなど、取組は一定進んでいるものと受け止めております。

しかしながら、昨年県が実施したアンケート調査では、小規模事業者を中心に約半数の事業者から、デジタル化の取組を実施していないとの回答がございました。デジタル人材の育成・確保を進め県内企業のデジタル化をより一層促進していくためには、その前段である経営者の関心を高める取組を一段強化する必要があると考えております。

このため、来年度からは、商工会など支援機関の職員の知識やスキルの向上を図る講座を実施し、日頃の経営相談の中でより丁寧にデジタル化のメリットを伝えてまいります。加えて、様々な業界団体の会合に講師を派遣する出前講座を実施し、あまり必要性を感じていない事業者の関心を高めていくことで、人材育成講座の受講などへとつなげ、より多くのデジタル人材の育成・確保に努めてまいります。

(警察本部長 高清水善弘君 登壇)

○警察本部長(高清水善弘君) まず、運転免許証とマイナンバーカードの一体化の運用開始時期や必要な利用者の手続並びに期待される導入効果についてお尋ねがございました。

マイナンバーカードと運転免許証の一体化につきましては、令和4年4月27日公布の改正道

路交通法におきまして、免許証の電磁的方法による記録が追加され、マイナンバーカードを保有する方が、運転免許証の免許番号、有効期限、免許種別、取得年月日等の特定免許情報の記録を希望した場合に、マイナンバーカード内のICチップに記録できることになることが規定されたものでございます。これら特定免許情報が記録されたマイナンバーカードは運転免許証と同等の扱いとなり、運転時の携帯や提示義務に係る規定の適用も受けることとなります。

この一体化は免許保有者の希望により行うものでありまして、運転免許証の所持方法といたしましては、議員御案内のとおり、一体化したマイナンバーカードのみ、現行の運転免許証のみ、そしてまたその両方、のいずれかとなります。

この一体化の開始時期につきましては、現在のところ令和6年度末までの運用開始を予定しており、具体的な日程につきましては今後警察庁から明示されるものと承知しております。

この一体化に必要な手続に関しては、具体的な手順につきましては現在検討を進めているところですが、運転免許センターや県内の警察署等におきまして一体化の手続を取っていただければ即日対応可能になることを想定しております。

この一体化により期待される導入効果についてでございますが、1つ目は住所変更等のワンストップ化でございます。一体化したマイナンバーカードのみを持つ場合は、市町村の窓口で届出を行えば運転免許証の住所等も変更され、警察署等への届出は不要となります。

2つ目に、現段階の想定ではありますが、警察署等での即日更新が可能となる予定です。現在、警察署等で免許更新を行う場合は、まず更新の申請に出向き適性検査や写真撮影等を行った後、後日、指定される更新時講習を受けた後

に免許証を受け取る形となっております。これは警察署等に免許証を作成する機器等が整備されていないためであり、マイナンバーカードとの一体化と同時期に運用開始を予定している、講習のオンライン化により即日で免許更新が可能となると考えております。

次に、運転免許の所持方法としてマイナンバーカードのみを選択した場合の免許情報の確認方法についてお尋ねがございました。

運転免許保有者が一体化したマイナンバーカードの特定免許情報を確認する方法といたしましては、1つ目は、警察庁が開発するアプリを用いてスマートフォン等で一体化カードのICチップを読み取る、2つ目は、マイナポータルとの連携によりマイナポータルで確認をする、3つ目は、運転免許センターや警察署等で特定免許情報を記録した際に交付される確認書で確認する、この3つのいずれかの方法により確認できる予定としております。

また、交通違反取締り等の際に、一体化したマイナンバーカードに記録された情報を確認する場合は、警察官が携帯している公用のスマートフォンに内蔵される専用アプリを用いまして記録された特定免許情報を確認することとなります。

運転免許証とマイナンバーカードの一体化に関しましては、引き続き、警察庁と連携しながら、各種テストのほか、運用要領の見直し等を進めまして、万全な体制の構築に取り組んでまいります。

(土木部長荻野宏之君登壇)

○土木部長(荻野宏之君) 高知県道路啓開計画の概要についてお尋ねがございました。

南海トラフ地震発生時には、斜面崩壊や落橋などにより多くの箇所では通行ができなくなると想定され、救助活動や支援物資の受け入れを迅速に行うためには道路の早期啓開が必要となりま

す。

特に、四国の中でも甚大な被害が想定される本県では、全国的にも早い段階で策定された国の四国広域道路啓開計画と時期を合わせて高知県道路啓開計画を策定いたしました。以降、各市町村が策定した応急期機能配置計画に合わせた防災拠点の追加など、これまで5回の見直しを行い、現在はバージョン3.2となっております。

本計画では、国、県、市町村の災害対策本部をはじめ、各種関連計画に基づく避難所や病院などを防災拠点として選定しております。これらの防災拠点を結ぶ路線を啓開ルートとして定め、啓開作業に当たる建設事業者をあらかじめ割り当てております。加えて、建設業協会の全12支部と毎年支部単位で行う情報伝達訓練や、年ごとに対象支部を入れ替えながら実際に応急橋の設置などの啓開作業を行う実動訓練についても、計画に位置づけております。

さらに、計画の実効性を高めるため、高知県道路啓開手順書案を策定し、この中で、道路管理者との通信手段が全て途絶した場合であっても建設事業者が自動的に啓開を開始することなども取り決めております。

今後も、各種関連計画の変更など、状況の変化に応じて計画を見直すとともに、訓練を通じて得られた課題を検討し、啓開手順に反映するなど、道路啓開の実効性を高めてまいります。

(危機管理部長中岡誠二君登壇)

○危機管理部長(中岡誠二君) まず、災害発生時における協定の実効性を高めるための県の取組についてお尋ねがありました。

県では、民間企業や各種団体との間で、災害時に関する協定を締結しており、多岐にわたる分野において協力、支援をいただきながら災害対応に当たることとしています。こうした協定先のうち幾つかの団体、企業とは、これまでも県の総合防災訓練や道路啓開訓練などに参加い

ただき、その実効性の確保に努めてまいりました。

一方で、南海トラフ地震のような大規模災害発生時には、広範囲にわたり様々な被害が発生するため、想定どおりの活動ができない場合も考えられます。このため、南海トラフ地震対策行動計画に協定先との定期的な訓練の実施を位置づけて、進捗管理を行いたいと考えております。

加えて、協定を所管する課においては、訓練に基づき協定先との間において課題の洗い出しを行うとともに、その見直しも行っていくと、そういうことで協定の実効性を高めていきたいと考えています。

次に、高知市と宿毛市の長期浸水対策の見直しの必要性についてお尋ねがございました。

平成25年に県が行った南海地震長期浸水対策検討結果では、高知市の長期浸水エリアにおける止水・排水完了には最大で67日かかると想定しています。高知市は、この検討結果に基づき、令和2年に高知市救助救出計画を策定し、10日間で救助を完了させる目標を立てて、ボートや操作者の確保などに取り組んでいます。

こうした中、浦戸湾の三重防護事業などのハード整備が進捗しているため、この整備効果を踏まえると、止水・排水日数が短縮されることが想定されます。そのため、県では本年度、ハード整備の効果を踏まえた浸水シミュレーションを行い、長期浸水の範囲や計画を見直し、止水・排水完了にかかる日数を改めて算出する予定です。高知市は、この検証結果を踏まえ、今後救助救出計画を見直すと聞いています。

一方、平成27年に県が行った南海トラフ地震宿毛市長期浸水対策検討結果では、宿毛市の長期浸水エリアにおける止水・排水完了に最大で42日かかると想定しています。宿毛市では、この検討結果を踏まえ、応急救助機関が活動する

ための拠点や救出するためのルートや必要な資機材などについて、令和3年に独自で見直しを行っています。具体的には、長期浸水エリアから3日間で救出を完了するために、ボートのみで対応した場合は60艇のボートが必要で、ヘリポートや滞在可能な避難所を活用すれば22艇で対応が可能となること、さらには浸水エリアの北側に計画されている四国横断自動車道路を避難に活用できれば12艇にまで減らすことができると見込んでいます。

このように、両市ともに長期浸水対策の見直しに取り組んでいます。県としましては、宿毛市と高知市の長期浸水に関する連絡会に積極的に関わるとともに、応急救助機関との訓練の実施や救助資機材の整備など、引き続き両市の取組を支援してまいります。

(教育長長岡幹泰君登壇)

○教育長(長岡幹泰君) まず、教員の質の向上を目指すに当たって教員の意識や適性をしっかりと把握し対応していくことについてお尋ねがございました。

本県教育の振興を図るに当たっては、議員御指摘のとおり、教員の意識や適性をしっかりと把握するとともに、教育を取り巻く社会環境や本県の教育課題などを的確に捉えて対応することが大変重要であると認識をしております。

そうした認識の下、本年度取り組んでまいりました次期高知県教育振興基本計画の策定過程においては、教育に関係する方々との対話を特に重視し、その中で現職教員の方の考えや意見も伺ってきたところであります。具体的には、県教育委員会が実施する研修の受講等に合わせ、若年、中堅の教員の方々から、教員という仕事のやりがい、また県教育委員会が実施する施策の効果と課題、あるいは授業や学校運営の改善などについて御意見等をお伺いいたしました。

教員の方々からは、チーム学校で取り組むことのやりがいや、ICTを導入したことによる効果等についての声が多く聞かれました。一方、教員の日々の勤務の状況をつぶさに聞かせていただき、働き方改革をさらに進めていくことの必要を感じたところでございます。

今回の対話を通じて、当事者の声、現場の声を積極的に聞き、施策に生かしていくことの大切さを改めて感じたところであります。このため、来年度は、私自身が直接県内を回り、まずは新任や若年の教職員の方々と意見交換を行う場を設けたいと考えております。

今後、こうした取組も含め、機会を捉えて教職員の意識や考えなどをしっかりと把握し、教職員の資質能力の向上はもとより、様々な教育課題の解決に向けた施策の充実等につなげていくことで、本県教育のさらなる振興を図ってまいります。

次に、天皇についての理解と敬愛の念を深めるための教育にどのように取り組んでいくのかとのお尋ねがございました。

学習指導要領では、日本国憲法の学習の中で、天皇の地位に関する学習を実施することが定められております。例えば小学校学習指導要領の解説社会編では、国会の召集、栄典の授与、外国の大使等の接受などの国事行為や国会開会式への出席、全国植樹祭、国民体育大会への出席や被災地への訪問、励ましといった各地への訪問などを通して、象徴としての天皇と国民との関係を取り上げ、天皇が日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であることを理解できるようにする、また歴史学習との関連に配慮し、天皇が国民に敬愛されてきたことを理解できるようにすることも大切であると示されております。そして、これらの指導を通して天皇についての理解と敬愛の念を深めるようにする必要がありますことが記されております。

このような学習指導要領等の内容を踏まえ、本県の小・中・高等学校におきまして、天皇の地位について指導がなされております。また、その指導に当たっては、内閣総理大臣の任命や文化勲章の授与などの国事行為を行っている様子のほか、東日本大震災の被災地に当時の天皇皇后両陛下が訪問をされ人々に励ましの言葉をかける様子、また全国植樹祭の式典に参加され植樹をされている場面を写真等で紹介している教科書が使用されております。

今後も、こうした学習指導要領などに示された内容について、各学校において適切に学習が行われるよう、指導・助言を行ってまいります。

(林業振興・環境部長武藤信之君登壇)

○林業振興・環境部長（武藤信之君） まず、低密度植栽の導入の背景についてお尋ねがございました。

林業は、地ごしらえから植栽、下刈りまでの初期段階での経費が育林経費全体の約7割を占めており、伐採後の再生林を進めるためには、この初期段階での費用を低減することが重要となります。このため、国において、植栽などのコストや労働負担を軽減する技術の開発や実証が進められ1ヘクタール当たりの苗木の植栽本数を減らす低密度植栽が有効な技術として示されました。

こうした動きを踏まえ、本県では令和元年度から、植栽が簡易でその後の定着率が高いコンテナ苗を使用して低密度植栽を行う場合の支援を強化してきたところです。その結果、平成30年度は25%であった低密度植栽の割合が令和4年度には54%にまで高まっており、低密度植栽は再生林の選択肢として浸透しつつあるものと考えております。

今後は、これまで低密度植栽を行った苗木の成長状況を確認していくとともに、今後必要となる間伐等の費用の低減効果なども踏まえ、低

密度植栽をさらに促進してまいりたいと考えております。

次に、事業地に林業適地とそれ以外の区域が含まれる場合の造林事業費補助金などの取扱いについてお尋ねがございました。

再造林への補助金は、1階部分となる国の造林事業費補助金に、県が2階部分としてかさ上げする仕組みとなっております。2階部分の県の補助率については定率としている一方、1階部分の国の補助率は、対象となる森林が、市町村により、特に効率的な施業が可能な森林、すなわち林業適地に設定されているかどうかによって異なるものとなります。

これまで、県内では林業適地が設定されておらず、国の補助率は一律に適用されてきましたが、今後は、事業地の中の林業適地とそれ以外の区域において、異なる補助率が適用されることとなります。

一方、議員お話しのように、林業現場においては、この林業適地が設定される以前より伐採、再造林に着手しているものがあり、このような場合にどのような形で補助が受けられるのかとの声があるものと承知しております。このような森林については、例えば現場の着手時期などに応じて林業適地が設定されるより前の補助率を適用するといった経過措置を講じるなどにより、事業が円滑に行われるよう努めてまいります。

○15番（西内隆純君） それぞれ御答弁ありがとうございました。2問目はございませんが、少しいろいろと質問に対しての私の思いを述べさせていただきますと思います。

まず、人口減少対策の2問目で、知事が御答弁くださいました。様々な地で、例えば成人式であったりとかでお声がけをしてくださっているということで、本当にありがとうございます。大切なことだろうと思います。

もちろん前提としては、それぞれの若者たちの選択の自由、夢をかなえるということ、そのことについては全く私もそのとおりだというふうに思います。一方で、やはり周りの方、あるいは御家族でありますとか、支える周囲の方々から、高知のこともしっかり思い出してもらいたいと、もしよかったら将来の選択肢として高知に残ることも含めてもらいたいというふうに声がけをして、その結果として、いろんな選択肢を検討した結果、高知に残るといような、そういうきっかけになればいいなという、それは9月に述べたとおりでございますけれども、そういう思いで質問をさせていただいたわけでございます。

ただ、そういう作業を行うとともに、この人口減の問題はまさに自分たちが当事者であるという危機意識をいかに醸成していくかということがこの人口減問題の一番核心の問題になるかと思えますので、それは全庁を挙げて、我々も知恵を出しながら取り組んでまいりたいと思えますので、どうぞよろしく願いいたします。

それから、教育についての天皇陛下のお話でございますけれども、そういった答えになるということは予想しておりましたけれども、やっぱりその内容では私は理解と敬愛の念を深めるに至らないのではないかという思いで質問をさせていただいております。加えて、天皇陛下の思いといいますか、象徴としてこんなふうになってきましたということをお言葉で賜ったわけですから、それは現場でぜひ活用していただきたいというふうに思います。

ここがやっぱり我々が御皇室とどういうふうにつながっておるか——皇室というのは、私もふだんから見えていますけれども、それは伝統と文化の体現者であり、我々日本人がどういうものであるかということをもっとまことに生きながらにして体現されている存在でありますので、それを

しっかり我々が共有していくということが、例えば今、多様化の社会と言われてはいますが、様々な多様な考え方を包摂する、あるいは受容するためのキャパシティー、基盤となり得る、私はここに源泉があるかというふうに考えておるわけでありませう。

いろいろ述べましたけれども、最後、まとめに入ります。この3月に退職される県庁職員の皆様、県勢浮揚に多年にわたり御尽力賜りまして誠にありがとうございました。皆様におかれましては、今後も、退職後もこれまでの知見に基づき各業界で様々な御活躍をされますことを心から御祈念申し上げまして、御礼を申し上げます。

以上をもちまして、私の一切の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○議長(弘田兼一君) 暫時休憩いたします。

午前11時19分休憩



午後1時再開

○議長(弘田兼一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

16番加藤漠議員。

(16番加藤漠君登壇)

○16番(加藤漠君) 自由民主党会派の加藤漠でございます。

まず冒頭、元日に発生いたしました能登半島地震でお亡くなりになられた皆様に心から哀悼の意を表します。また、被災された皆様にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を心よりお祈りを申し上げます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、順次質問をさせていただきます。

日経平均株価が34年ぶりにバブル期以来の史上最高値を更新いたしました。大手企業では30年ぶりの水準となる賃上げが実施されるなど、長引くデフレ状態によってしみついたコストカット思考の経済から脱却するまであと一歩と言えるところまで景気回復の兆しが出てきています。

高知県においても、物価高や人手不足の影響など、今後も懸念される事項はありますが、おおむね景気は持ち直しの動きが続いてきています。特に、連続テレビ小説らんまんの効果もあり、昨年の観光客が過去最高の472万人になったことは、コロナ禍からの回復を象徴するような明るいニュースとなりました。

今年はいよいよ、知事が掲げる関西戦略の拠点となる大阪のアンテナショップがオープンいたします。そして、来年には高知龍馬空港の新ターミナルビルの整備、さらには高知県の名誉県民でもあるやなせたかし先生御夫婦をモデルにした連続テレビ小説あんぱんの放送や、大阪・関西万博の開催が控えています。今年、来年と、高知県の魅力を発信する絶好の機会につながることを期待し、ぜひともチャンスを最大限に生かせるよう、積極的な取組を進めていただきたいと思います。

経済について少しずつ明るい話題が出てきた一方で、日本全体として少子高齢化を伴う人口減少が進行しており、特に地方での減少は加速度を増し、深刻な事態に直面しています。こうした課題に対応すべく、現在開催されている国会においては、一般会計総額112.6兆円となる令和6年度予算案が提出されており、その中には子供・子育て政策の強化をはじめ、物価高対策や持続可能な社会保障基盤づくり、デジタル化、脱炭素化、国土強靱化の推進など、我々の暮らしに直結する重要な内容が数多く盛り込まれています。

岸田政権では、経済的な課題についてはデフ

レ完全脱却を、社会的な課題については人口減少問題をそれぞれ最重要テーマとして位置づけており、まさに高知県としても方向性を同じくして取り組まなくてはならないとの思いでございます。自民党の政治資金の問題によって国民から疑念の目が注がれる事態となっていることは極めて残念であります。今後も国、県、市町村がしっかりと連携を取りながら、直面している物価高を乗り越え、県勢浮揚に向けて邁進していくことが欠かせないものと考えております。

知事は、国などに対する政策提言を就任以来積極的に実施されておられ、今年度についても、少子化対策や国土強靱化、産業振興など、9回にわたって提言を実施されておられます。

これまで行ってきた政策提言の手応えや成果をどのように受け止めていらっしゃるでしょうか、知事の御所見をお聞きいたします。

次に、人口減少についてお尋ねいたします。

県政における待ったなしの最重要課題は、高知県の将来を左右する人口減少への対応です。県が公表した昨年の出生数は、速報値で過去最少の3,380人となり、コロナ禍以前と比べると、2年続けて大幅に減少いたしました。また、亡くなられる方の数が生まれてくる子供の数を上回る、いわゆる人口の自然減は、一昨年に7,700人を超え、僅か1年の間に一つの町が消滅していくようなスピードで人口減少が進んでいます。

人口減少対策は、一人一人の方々に、高知県で暮らしたい、子育てをしたいと思ってもらえるよう、人生の選択の積み重ねをしていただくことであり、地道で継続的な取組が必要です。もちろん、結婚や子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであり、多様な価値観や考え方が尊重されるべきは大前提ですが、結婚や子育てを望まれる方々の一人でも多くの希望をかなえていけるような高知県へと変わっていかなく

てはなりません。そのためにも、まず若い世代に高知県を選んでもらえるよう、生活の基盤となる安定した雇用と所得が前提となり、全国的にも人手不足感が高まる中、人材確保の面からいかに賃金が上がっていく環境をつくっていくかということが重要となってきています。

知事は、人口減少対策の戦略の柱として、魅力ある仕事をつくり、若者の定着に取り組んでいくとの方針を打ち出し、賃上げにつながる環境をつくっていききたいとの決意を示されておられますが、若年層を含めた賃上げの実現をどのように目指していくのか、知事にお伺いいたします。

子育て世代が子供を持っていないことの最も大きな理由は、子育てや教育にお金がかかり過ぎるからという経済的な要因となっておりますが、一方で、結婚したくてもできない理由については、適当な相手に巡り会わないという、出会いのきっかけをつかめていないことが最大の要因となっております。

全国における令和2年の50歳時点での未婚率は男性で約28%、女性は約18%となっており、20年前の平成12年と比べても、男性はおよそ2倍、女性はおよそ3倍と、未婚化が進行してきています。一方、高知県の令和2年の未婚率は男性が約30%、女性が約21%と、それぞれ全国の平均と比較しても割合は高く、特に女性の未婚率の高さは東京都に次いで全国で2番目の高さとなっております。また、中山間地域においては男性の未婚率が高くなる傾向もあり、若い世代の男性に比べ女性の人口が少ないことや、高知市内と比較して出会いの機会が限られることも要因となっているのではないかと感じております。

未婚化、晩婚化によってさらに少子化が加速することを考えると、出会いの機会を拡大していくことは高知県にとって大きなテーマの一つ

だと思います。一人でも多くの方の結婚の希望をかなえるためにも、出会いや結婚を後押ししていくことが重要と考えますが、どのように取り組んでいくのか、子ども・福祉政策部長にお伺いいたします。

これまでも高知県では少子化対策に取り組み、合計特殊出生率は常に全国平均を上回ってきたことなど、一定の成果を上げていました。しかし一方では、令和4年の出生数は、人口が約65万人の島根県や約54万人の鳥取県と比較しても少ない結果となるなど、大変厳しい状況です。こうした高知県よりも規模の小さい自治体以上に出生数が減少した原因をしっかりと分析し、対策につなげていくことが重要ではないでしょうか。

出生数が減少した要因をどのように捉え、今後の少子化対策の強化につなげていくのか、子ども・福祉政策部長のお考えをお聞きいたします。

次に、経済についてお聞きいたします。

台湾の半導体大手TSMCが熊本県へ進出したことが大きな話題となっています。先月には新工場の開所式が行われ、今後はさらに第2工場の建設も決定されているほか、現時点で新たに進出や増設をする関連企業は80社程度に上り、雇用効果はTSMCの1,700人を含めて7,500人以上になるとも報じられています。

熊本県以外にも、広島県のマイクロテクノロジーや北海道のラピダス、岩手県のキオクシアなど、半導体産業の生産拠点の新設や設備の増強が活発化しています。国においては、こうした成長産業の全国的な分散立地等を進めていく観点から、半導体関連産業をはじめ、デジタル化の推進に欠かせないデータセンター、洋上風力発電をはじめとするグリーン化に向けた関連産業など、大規模な企業立地を後押ししている状況も出てきています。四国内を見ても、香

川県では大規模データセンターの誘致、愛媛県では洋上風力発電市場への参入支援、徳島県では蓄電池の関連産業の集積を推進するなど、各県で戦略的に投資を呼び込む取組が検討されています。

高知県はこれまでも、大型製材工場や木質バイオマス発電、水産加工施設や次世代型ハウスといった地域の農林水産業を生かした企業立地をはじめ、工業団地への製造業の立地、さらにはIT・コンテンツ産業に関連した事務系職場など、積極的な企業誘致に取り組んできました。こうした企業の中には、若い世代から人気の高い職場となっている企業も多く、各地域で雇用を生み、経済への波及効果ももたらしています。

企業のサプライチェーン対策のための国内回帰の動きや、地方での拠点整備の機運の高まり、さらにはデフレ経済からインフレ経済へと社会情勢が変わりつつある中、高知県の強みを生かせる分野や成長が期待できる分野など、将来を見据えた誘致活動に、より一層力を入れていくことが重要ではないかと思います。

民間企業や市町村などとも連携し、積極的な企業誘致を進めていくべきと思いますが、これまでの成果をどのように捉えているのか、今後の取組と併せて知事にお聞きいたします。

高知県の食料品における輸出額は、近年右肩上がりに上昇を続けています。令和4年には初めて輸出額が20億円を超え、過去10年間で10倍の水準となりました。生産量全国トップのユズをはじめ、土佐酒、水産物の3品目がおよそ7割を占めており、高知県の食料品輸出をリードしています。

中でもユズは、フランスやアメリカをはじめ東南アジアでも認知度が高まってきており、輸出額は前年比から1.7倍と大幅に拡大し、昨年も大豊作の年だったにもかかわらず在庫に悩まされることはなかったと伺っております。また、

土佐酒についても、海外の和食ブームも追い風に、需要が高まっており、県内の酒造会社も商品開発やプロモーションに力を入れています。昨年3月に閉鎖となっていた県内唯一の酒米の精米工場も、今年は再稼働が予定されていますので、精米体制の再構築につながっていくことも大いに期待しています。

一方で、水産物は、主要な輸出国であった中国の影響も大きく、現在もALPS処理水の海洋放出に伴い、全面的に輸出が停止している状況から、養殖ブリがインドへ輸出されるなど、中国以外の輸出先を開拓していく動きも出てきています。日本全体で人口が減り、市場が縮んでいく中、海外に活路を見いだすことの必要性は言うまでもありませんが、多くの国や地域で、円安の影響によって日本製品の割安感も出てきており、さらなる輸出拡大にとっては今が絶好の機会と言えるのではないかと思います。

ユズや土佐酒、水産物など食品分野のさらなる輸出拡大を期待いたしますが、どのように取組を強化していくのか、産業振興推進部長にお聞きいたします。

また、さらなる輸出に向けて、新たな品目へと分野を広げていくことも今後の課題となってくるのではないかと考えます。輸出に適した品目の開拓についても併せて産業振興推進部長にお尋ねいたします。

次に、防災・減災対策についてお伺いいたします。

このたびの能登半島地震は、建物の倒壊や津波の被害、さらには地盤の隆起が発生するなど、地域に甚大な被害をもたらしました。今回の災害を新たに、高知県の防災について再確認し、一人でも多くの命を守ることができるよう対策を講じていかなければならないとの思いを強くいたしました。

今回の地震では、半島という地形的な特徴か

ら交通アクセスが限られるため、道路が寸断されたまま長期にわたって集落が孤立し、被災状況の把握や救援活動が著しく遅れるなど、災害対応がより困難なものとなりました。高知県も、南海トラフ地震に備えるためにも、高規格道路の整備をはじめ、橋梁やトンネル、さらには今回の地震で大きな課題となったインフラの老朽化対策など、必要な公共事業への取組が急務であります。特に、主要道路である国道56号や国道55号は、海沿いが津波、山間部は土砂崩れで被災する可能性も想定しておく必要があります。

そうした中、先日国土交通省から、四国横断自動車道の宿毛和田から宿毛新港の区間、阿南安芸自動車道の奈半利から安田の区間の2区間が来年度の新規事業化候補として発表されました。県内で残っていた東西の空白区間が事業化されれば、四国8の字ネットワークの県内着手率は100%になる見通しとなります。

高規格道路網の整備は、経済活性化はもとより、防災対策にもつながることから、一日も早い開通を目指した整備促進を期待いたしますが、8の字ネットワークの未整備区間の解消に向けた知事の決意をお聞きいたします。

能登半島を囲むように沿岸部を通る国道249号は、点在する集落をつなぎ、能登の大動脈とも呼ばれる地域の基幹道路となっていました。激しい揺れによる液状化や舗装の亀裂、大規模な土砂崩れ、トンネル内の崩壊など、被害が多発いたしました。半島地域は、多くを海に囲まれ、山地や丘陵地が多いため、もともと限られた陸路が寸断されると、周辺の地域から被災地に入るのが難しくなる地形となっています。こうした半島の条件は幡多地域も同様であり、能登半島の国道249号は幡多地域にとっての国道321号と同様の役割を果たす道路であり、まさに対岸の火事ではないと危機感を新たにしたいです。

現在、大月町や土佐清水市へ内陸部からつながる道路として、県道中村宿毛線の整備が進められています。この路線は、南海トラフ地震発生時にもし国道321号が津波で被災した場合には、災害拠点ともなる宿毛市総合運動公園や幡多けんみん病院への代替ルートとして機能することが期待されています。また、国道321号の道路啓開作業においても大変重要となるため、大月町や土佐清水市にとってはまさに命の道とも言える道路です。

南海トラフ地震など災害時に地域の孤立化を防ぐためにも、県道中村宿毛線の整備をより一層加速させていく必要があると思いますが、現在の整備状況と今後の見通しについて土木部長にお聞きいたします。

さらに、重要なライフラインである上下水道への対応も急務となります。能登半島においても、老朽化した施設が多かったことから、被害も大きく、広いエリアで復旧時期のめどが立たない状況が続き、現在も断水が解消されていない地域もあります。また、飲料水の確保はもちろんですがお風呂やトイレの利用に制約があったことから衛生環境が悪化し、不衛生な環境の中で避難生活を送ることによって、感染症のリスクや体調不良などの懸念も生じてきました。

高知県においても、上下水道施設の状況を再確認し、災害時の応急給水の体制整備や上下水道施設の耐震化を急ぐべきではないかと考えますが、現状と今後の取組について健康政策部長、土木部長にそれぞれ御認識をお聞きいたします。

次に、教育についてお聞きいたします。

今年度実施された全国学力・学習状況調査では、小学校の学力は、国語、算数ともに引き続き全国上位を維持している一方で、中学校については、国語、数学とも全国平均に達していない状況が続く結果となりました。また、4年ぶりに調査対象となった中学校の英語について

は、全国平均を大きく下回る厳しい結果となっています。ここ数年行っている調査では、同様の傾向が続いており、中学校の学力については改善傾向にあるものの、その上昇率は低下してきており、言わば踊り場の状況となってきているのではないかと感じています。

全国学力・学習状況調査や高知県が行っている学力定着状況調査など、これまでの結果から明らかとなった成果や課題を把握し、学習指導の改善に役立てていただきたいと思います。学力向上に向けた今後の取組について教育長にお聞きいたします。

学力向上に当たっては、地域の特徴に応じた対応も検討しなければなりません。特に高知県は、県内の2割近い中学生が私立学校へ通学しており、全国の都道府県の中でも東京都に次いで私立中学校に通学する生徒の割合が高いという特徴があります。私立中学校に通学している生徒たちは、中学受験を目指して小学校のうちから塾に通って勉強していた子供たちも多いため、小学校が全国上位の学力を維持している背景にはこうした影響も少なからずプラスに働いているのではないかと感じています。

一方、中学校については、私立の中学校は全国調査の対象となっていないため、私立学校へ進学した生徒が学力調査に含まれていない影響は県全体としても決して小さくないのではないかと感じています。

また、私立学校の多くは高知市内に立地しており、市内のおよそ3割近い生徒が私立中学校へ進学している状況です。そのため、多くの生徒が公立中学校に通っている県の東部と西部と、私立中学校に通う生徒の割合が高い県の中部とでは、地域の特性も異なり、それぞれの課題を踏まえた対応が必要となっているのではないのでしょうか。

高知県全体の中学校の学力向上に取り組むに

当たって、それぞれの地域の特徴や課題に対してどのように対応していくのか、教育長にお聞きいたします。

また、子供の学力は、家庭での生活習慣とも密接に関係しています。調査の質問項目では、学校の授業以外に勉強を全くしないと回答した児童生徒の割合は小学校、中学校ともに年々増加傾向にあり、家庭で勉強しない子供たちが目立ち始めてきているように感じています。

また、小中学校ともに、平日2時間以上ゲームをしている生徒の割合は全国平均よりも高く、特に中学3年生では全国平均との差が広がってきています。さらに、スマートフォンの保有率も増え続けているため、御家庭にとっても学習時間の確保が難しく、児童生徒の自主的な学習態度を育成することがより重要になってきているのではないかと思います。

学習習慣の確立や家庭学習を充実させるための学校の取組について、一層の改善を図っていくことが必要ではないかと考えますが、今後の取組について教育長にお聞きいたします。

さらに、教職員の方々の業務負担の軽減も重要な視点です。文部科学省が行った教員の勤務実態調査では、長時間労働は是正されてきているものの、月45時間の残業時間を超えた教員は公立小学校で全体の6割、中学校では7割となり、そのうち中学校では、過労死ラインと言われる80時間を超えた教員が4割近くとなっています。

こうした状況に対して、知事からは、業務支援員の配置拡充や校務支援システムによる業務の効率化に加えて、若年教員に対するサポート体制の充実を図ることで教職員の業務負担の軽減につなげていく考えが示されました。業務支援員を配置し、事務的な業務の支援を担っていただけることは、子供たちへの指導や教材研究など、教員でなければできない業務に集中でき、

教育の質を高めていくという点で、大変心強い対応となるのではないかと考えております。また、新たなシステム導入など、デジタル化を活用して校務の効率化を行うことで、業務の負担軽減につながることも期待したいと思います。

教職員の方々が子供と向き合う時間を確保できるよう、業務負担の軽減に向けた取組を進めていただきたいと思います。働き方改革の推進について教育長のお考えをお聞きいたします。

中山間対策についてお伺いいたします。

平成24年から取組を始めた集落活動センターは、県内の66か所で開設され、各地域で着実に広がりを見せてきました。それぞれの集落活動センターでは、日用品の販売や配食サービスなど住民の日常生活に欠かせない取組が行われるなど、今や中山間地域の暮らしにとってなくてはならない存在になってきています。

取組のスタートから10年以上が経過し、活動が拡大してきたセンターもありますが、一方では、コロナ禍の影響によって地域活動の縮小を余儀なくされていた期間もあり、センター発足当時に参加された方々の高齢化や担い手の確保といった課題が出てきている状況もお聞きいたします。

集落活動センターの新たな立ち上げや人材確保の支援など、センターの活性化に向けてどのように取組を進めていくのか、中山間振興・交通部長にお聞きいたします。

人口減少が進む中山間地域にとって、移住促進も重要なテーマとなります。高知県への移住者数は、昨年度、1,185組、1,730人に上り、統計を取り始めた平成23年度以降で過去最多となりました。高知家プロモーションと連動した移住PRをはじめ、移住ポータルサイトを活用した情報発信や県外での移住相談会の開催、さらには高知県UIターンサポートセンターを設立するなど、こうした取組の成果が着実に現れて

きています。

しかし一方では、移住者数が増加傾向にもかかわらず、社会増減の均衡というこれまで掲げてきた目標の達成にはまだまだ道のりは遠いと言わざるを得ません。

そこで、県が今年度に策定する中山間地域再興ビジョンでは、10年後に県外からの移住者5,000人以上を目指すこととしております。現在の移住者数の約3倍となる、まさに県の積極的な姿勢を前面に出した目標であり、これまでの延長線ではない、抜本的な取組の強化が図られるものと期待をしています。

知事からは、インターネットやIT技術を取り入れたデジタルマーケティングを活用することや、住まいの確保をさらに進めるなど、目標達成に向けた決意も示されました。高知県に戻ってくる人、移ってくる人を増やすためにも、都会にない、人とのつながりや暮らしやすさといった魅力をより多くの方々に知っていただくため、情報発信の強化が大変重要だと思います。

さらに、並行して、移住者が移り住んでこられた後もしっかりと定着できるよう、地域の一人として日々の暮らしを充実させていくための支援体制をつくっていくことも欠かせない取組となります。移住の強化と併せて、移住者同士が交流できる機会の創設や地域でのサポート体制など、定住を後押しすることも重要ではないかと考えますが、いかがでしょうか、中山間振興・交通部長にお聞きいたします。

中山間地域に関連して、医師の確保についてもお聞きいたします。高知県は、医療施設をはじめとした医療機能が高知市を中心とした県の中央部に集中しており、県下の医療提供体制においては郡部と中央部では大きな格差が出てきています。例えば、県内で出産を扱う医療機関の数は年々減少の一途をたどっていますが、現在10施設ある医療機関のうち、県の中央部に7

施設が集中しており、残る3施設が安芸市、四万十市、宿毛市にそれぞれ立地している状況です。

また、中山間地域では、医療機関が限られることや医師の確保が難しいことに加えて、小児科や内科など、病院や診療所で勤務されている医師が高齢化し、引退される事例も出てきています。その際には、後継者が見つからないまま診療科が廃止される場合や、さらには閉院せざるを得ない施設も出てきているなど、地域の医療体制を心配する声をお聞きする機会も増えてきました。

県はこれまでも、地域で求められる医師の確保に向けて、奨学金による支援や高知大学医学部への寄附講座の設置などにより若手医師の増加を図るとともに、地域でかかりつけ医として総合診療専門医の養成に取り組んできています。さらなる地域医療を志す医師の養成を図るため、例えば高知大学医学部の地域枠を卒業した医師がさらに県内各地で活躍できるよう大学との連携を強化するなど、医師確保に向けた一層の取組の強化が重要となるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

地域で求められる医師の確保に向けてどのように取り組んでいくのか、健康政策部長にお聞きいたします。

最後に、国が定める特定利用港湾についてお尋ねいたします。

自衛隊や海上保安庁が防衛力強化の一環として平時から訓練に利用する特定利用港湾として、高知港や須崎港、宿毛湾港の県内3施設が候補地として検討されています。昨年開催された関係閣僚会議では、安全保障上必要とする施設について、民生利用を主としながら、自衛隊や海上保安庁が円滑に利用できるような枠組みを設けることや、施設の整備促進を図ることなどが示されています。

今回候補地として検討されている高知港や須崎港、宿毛湾港については、それぞれ南海トラフ地震など大規模災害時の防災拠点港となっています。そのため、これまでも、南海トラフ地震を想定した大規模な実動訓練を自衛隊や海上保安庁の方々と連携して行ってきたほか、テロ対策の訓練なども実施されてきました。今後さらに、こうした訓練以外にも自衛隊や海上保安庁の利用があれば、災害時には迅速な対応が可能になるなど、地域の安心・安全につながる意義は大きいのではないかと感じています。

また、特定利用港湾として指定が行われた場合の整備事業としては、防波堤や耐震岸壁、航路の整備などが想定されています。既存施設の機能拡大が図られれば、大型船舶の受入れが可能となることなど、通常の港湾利用においても利便性が向上することも考えられるため、地域振興にとってもメリットがあるのではないかと感じています。

現在、日本が置かれている安全保障環境は、ロシアのウクライナ侵攻をはじめ、緊張感が高まる台湾情勢や、核・ミサイル開発を進展させる北朝鮮の動向など、戦後最も厳しいと言われる状況に直面しています。一連の報道を受け、自衛隊や海上保安庁が港湾施設を利用することに対して不安を感じる方々もおられる中、国において丁寧な説明が求められることは言うまでもありませんが、現在の厳しい国際情勢も踏まえ、防衛体制の強化につながる協力については県としてもできる限り前向きに検討していくべきではないかと考えます。

国の定める特定利用港湾について、県としてどのように受け止めているのか、現状の説明と併せて知事の御所見をお尋ねいたします。

以上で、私の第1問とさせていただきます。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 加藤議員の御質問にお答

えをいたします。

まず、国への政策提言の手応えや成果についてお尋ねがございました。

自主財源が乏しく、課題が山積をいたします本県におきまして、県独自の施策のみで課題解決を図ることには限界があります。このため、国への政策提言によりまして、本県の取組への国からの後押しを得ることで着実に成果を上げていく、こうした視点が大変重要だと考えます。

提言の内容を検討するに当たりましては、総務省職員として国や地方の行政実務に携わってきた経験を生かしまして、工夫を行っております。具体的には、どのような支援を地方は必要としているのか、その結果どのような効果が期待できるのか、できるだけ具体的に提案をすることで国の理解が得られるように意識をまいりました。また、国の施策の動向についてアンテナを高く張っておきまして、国としても採択したいと思わせるような、そうした組立てとなった提言を行うように意を用いてまいったところでございます。

例えば、世界的なデジタル化の進展や、人類共通の課題と言われる脱炭素化への転換といった世の中の流れを的確に把握し、提言内容に反映をしてきました。その結果、例えば、地方財政計画において地域デジタル社会推進費や脱炭素化推進事業費が歳出項目として新規に計上され、本県のデジタル化、グリーン化の加速にもつながっております。

また、別の視点といたしましては、本県単独ではなく、例えば南海トラフ地震対策に関して言いますと、関係する10県の知事会議のように、課題を同じくする仲間を増やすことで、提言の声をより大きなものにする、こうしたことにも気を配ってまいりました。特に、新型コロナウイルス感染症や物価高騰への対応におきましては、全国知事会と幅広く連携をして提言に努め

ました結果、地方創生臨時交付金の増額といった形で国の支援の充実につながったところであります。

このように、知事就任以来行ってまいりました数々の提言が国の施策に反映をされ、具体的な成果として現れてきたことに、確かな手応えを感じております。今後は特に、本県の最重要課題であります人口減少対策や、さきの能登半島地震を受けた防災対策を加速するために、国への提言活動を強力に進めていく必要があると考えております。

引き続き、これまで培ってまいりました経験や人脈も生かしながら、県政課題の解決に向けて国と連携・協調する、そしてその一方で、時には国を動かすという姿勢を持って効果的な提言を行いまして、成果につなげます。こうして得た成果を県の施策に最大限生かしますことで、県政を着実に前に進めてまいります。

次に、人口減少対策に関連いたしまして、若年層を含めた賃上げに向けた取組についてお尋ねがございました。

本県の賃金の伸び率は、令和4年までの10年間で6.5%となっておりまして、全国平均の4.7%を上回る水準で推移をしています。しかしながら、依然として賃金水準そのものは全国平均の85%といったラインにとどまっております、事業者の賃上げにつながります環境をさらにつくり出していく必要があります。

そのために、まずは足元の物価高騰への対応といたしまして、上昇する原材料費や労務費などを取引価格に適切に転嫁できる環境を整えていく、このことが何よりも大切であります。このため県におきましては、昨年12月、県内の経済団体などと共に、国が進めております下請取引の適正化を促しますパートナーシップ構築宣言の共同宣言を行いました。引き続き、事業者に対しまして、この宣言の登録を呼びかけて、

価格転嫁がしやすい環境づくりを促進してまいります。

また、継続的な賃上げにつなげていくためには、事業者の稼ぐ力を高めることで賃上げにつながるといった好循環をつくり出していくことが何より重要であります。そのため、まず各産業分野におきまして、中長期的な視点による経営の方向性などを明確化するための事業者の事業戦略の策定あるいは実行を後押ししてまいります。また、各分野の関係団体と連携いたしまして、事業者におけるデジタル化を積極的に支援し、生産性や付加価値の向上を図ることで、経営基盤の強化につなげてまいります。

さらに、省力化に資する設備投資や販路開拓などを支援する県単独の補助金につきましても、賃上げを行う事業者には補助上限額を引き上げるといった形で、持続的な賃上げを後押ししてまいります。

今後も、こうした取組を充実強化していくことで、継続的な賃上げと県経済の好循環を実現しまして、若者が生き生きと仕事ができる高知県となるよう全力で取り組んでまいります。

次に、これまでの企業誘致の成果と今後の取組についてお尋ねがございました。

本県では、経済の活性化や雇用の場の創出を図りますため、地理的なハンディを抱えながらも、本県の強みを生かしながら、市町村などとも連携をして企業誘致に取り組んでまいりました。こうした結果、産業振興計画を策定した平成21年度以降、製造業やIT・コンテンツ企業、事務系企業など64社の誘致が実現し、1,894人の雇用を創出しております。この中には、水産振興部と宿毛市が連携して誘致を進めた結果、大規模な水産加工会社が進出をし、本県の強みである水産業の付加価値の向上に貢献しているといった事例もございます。

来年度からも、若者や女性が地域に残る、あ

るいは地域に戻ってくることで人口の増加につながりますように、次に述べますような視点で、引き続き企業誘致にしっかりと取り組んでまいります。

1つには、若者や女性から人気が高く、地理的な制約を受けることが少ないIT・コンテンツ企業など、事務系企業の誘致をさらに進めてまいります。また、中山間地域にもその効果を波及させるように、サテライトオフィスの開設も促してまいります。

2つには、理系の学生の県内就職を促進するため、学生のニーズを把握し、誘致対象となる業種や企業を絞り込み、教授の人脈なども生かしながら誘致を進めてまいります。

3つには、県内におけるサプライチェーンを強化するために必要となります部品加工などに関する企業の誘致を進めまして、県内企業の生産性の向上に努めてまいります。具体的には、県外への外注状況を調査いたしまして、県内に進出した場合に見込まれる受注量などを見える化した上で、業界と連携しながら誘致活動を進めていくことを考えております。

地理的なハンディや南海トラフ地震へのリスクを抱える中、本県に立地をしていただくためには、より大きな価値や魅力を感じていただくことが重要であります。そのためには、庁内での連携はもちろんですが、市町村や民間の企業とも連携をし、誘致を進めることに加えまして、立地後のアフターフォローも引き続きしっかりと行ってまいります。こうした取組を行いますことで、第5期産業振興計画で目標として掲げますIT・コンテンツ企業の新規誘致20件、そして雇用創出1,814人の実現に向けて鋭意取り組んでまいります。

次に、防災・減災対策に関連いたしまして、四国8の字ネットワークの未整備区間の解消に向けた決意についてお尋ねがございました。

今回の能登半島地震におきましては、土砂崩れなどによります道路の寸断が救助活動や物資輸送に影響を及ぼしました。このことは、本県におきまして想定されます南海トラフ地震においても共通をする課題でありまして、緊急輸送道路の根幹をなします四国8の字ネットワークの整備を急ぐ必要があります。このため、四国8の字ネットワークの整備促進を県政の最重要課題の一つといたしまして、経済団体あるいは沿線自治体と連携をし、国に対して政策提言を重ねてまいりました。

こうした中、議員から御紹介もございましたが、今月の1日には、県内で事業化されていない東西の2区間が新規事業採択時評価の手續に着手されるとの大変うれしい発表がなされました。この手續が無事に完了し、新規事業採択となりましたら、本県におきます事業着手率は100%となりまして、未整備区間の解消に向け、大きく前進をいたします。

そして、来年春頃には、高知龍馬空港—香南のいち間と、県施行の北川道路2—2工区——和田トンネルを含む工区であります——の一部区間の開通も控えているなど、これまでの取組成果も着実に現れております。しかしながら、実際に開通に至った整備率を県内で見ますと6割にとどまるといった状況でして、まだまだ道半ばであります。

今後も、四国8の字ネットワークの一日も早い全線開通に向けまして、今回の朗報に気を緩めることなく、引き続き国などに対して必要性を示しながら強く働きかけてまいります。

最後に、自衛隊や海上保安庁による利用に關しますいわゆる特定利用港湾の指定に關しまして、どのように受け止めているのか、また現状はどうなっているのかとお尋ねがございました。

この特定利用港湾に位置づけられることによ

りまして港湾の利用及び整備の内容がどのように変化するかという点につきましては、これまで随時、国に確認を行ってまいりました。国からは、まず今回の取組の目的は、平時に自衛隊などが港湾を利用する際、既存の港湾法などに基づく利用調整をより円滑に行えるようにすることと聞いております。また、自衛隊の部隊配備を目的とはしておらず、訓練などで利用する場合も、通常の民間船舶が利用するような使用方法を想定しているとの説明を受けております。

一方、港湾整備に関しましては、港湾予算を配分する際、前提となる民間利用のニーズに、自衛隊などのニーズという政策的な要素が加味されることになると伺っております。これにより、本県が取り組んでおります例えば浦戸湾の三重防護事業など、災害対応のためのインフラ整備が加速することが期待をされます。さらには、平時の訓練によって自衛隊などが本県の港湾を熟知し、災害派遣を効率的に実施できるようになるとの説明も受けておりました、この点は非常に重要であると認識しております。

このように、これまでの国の説明に基づきますと、今回の取組は県にとっても十分なメリットが期待できるものと受け止めておりました、前向きに検討すべきものと考えております。

現在の調整状況につきましては、以前から県は国に対しまして、広く情報の公開と、関係3市をはじめ県民に対して取組内容の説明を行っていただきたい旨要請をしてまいりました。この点につきまして、これを踏まえて、国は先月、3市を対象とした説明会を開催いたしましたほか、昨日には、この特定利用港湾に関する国の考え方を示しましたQ&A——質疑応答集を公表いたしております。私も一読をいたしましたけれども、県民の皆さんが不安に感じているような疑問点を含めて、幅広い論点につきまして

大変分かりやすくまとめていただいているというふうに思います。

今後は、このQ&Aの内容を踏まえまして上で、3市との意見交換会を公開の場で改めて開催いたしまして、県としての考え方をお伝えいたしますとともに、3市の御意見も伺いたいというふうに考えております。こうしたプロセスによりまして、県民の皆さんへの情報提供を行った上で、Q&Aの内容、そして3市からの御意見などを総合的に勘案いたしまして、今月の末までには受入れの可否を適切に判断してまいり考えであります。

私からは以上であります。

(子ども・福祉政策部長山地和君登壇)

○子ども・福祉政策部長（山地和君） まず、出会いや結婚の後押しについてお尋ねがございました。

県では、新たに策定する高知県元気な未来創造戦略において、政策の柱の一つに、結婚の希望をかなえるを位置づけ、令和4年の婚姻件数2,189組から、令和9年2,500組を目指し、出会いや結婚への支援を希望する方に対しまして出会いの機会の創出や結婚支援に取り組んでまいります。

具体的には、出会いの機会の創出では、こうち出会いサポートセンターにコンシェルジュを配置するとともに、県東部・西部にサテライトを設置し、中山間地域を中心に、移住施策や地域のイベントと連携した多様な出会いの機会の拡充を後押ししてまいります。また、結婚支援では、民間の結婚相談所との連携体制を新たに構築し、相談者のプロフィールの磨き上げや、結婚相談所との相互のマッチングなど、成婚率を高める取組を強化してまいります。加えて、青年団活動やよさこい鳴子踊り、職場など、出会いや結婚の機会につながる様々な交流機会の活動をきめ細かく支援してまいります。

一人でも多くの方の結婚の希望をかなえるため、市町村や民間企業、関係団体等と連携し、出会いや結婚への支援を強化してまいります。

次に、出生数が減少した要因をどのように捉え、今後の少子化対策の強化につなげていくのか、お尋ねがございました。

令和5年の出生数は、今年1月19日に発表した速報値で3,380人と、過去最低となった令和4年からさらに300人以上下回り、少子化対策は喫緊の課題となっております。

お話のありました本県と島根県、鳥取県の出生数を比較すると、平成22年と令和2年の10年間で、島根県はマイナス22.3%、鳥取県がマイナス21%と比べ、本県はマイナス26%と、2県よりも出生数が大きく減少しています。また同様に、20歳から39歳の若年女性人口を比較すると、島根県がマイナス21.8%、鳥取県がマイナス22.4%と比べ、本県はマイナス28.2%と、2県よりも若年女性人口はさらに大きく減少しています。

一方で、同様に合計特殊出生率を比較すると、3県とも10年間で大きな変化がないことから、本県の出生数減少の最大の要因は若年女性人口の減少にあると分析をしています。

こうした要因を踏まえ、今後の少子化対策の強化につなげていくためには、若者、特に女性の増加が鍵となります。そのため、来年度、若者へのヒアリングやアンケートにより意識や動向を把握するほか、各種データを徹底的に分析し、出生数の減少に至った要因分析をさらに深めてまいります。

さらに、他県の先進事例も踏まえ、新たに設置する人口動態の専門家などによる有識者会議において議論いただいた上で、今後県が取るべき施策について検討してまいります。

(産業振興推進部長沖本健二君登壇)

○産業振興推進部長(沖本健二君) 食品分野の

輸出拡大の取組と、輸出に適した品目の開拓についてお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えをいたします。

ユズ、水産物、土佐酒を中心とした県産食品の輸出額は、産業振興計画の取組を始めた平成21年の5,000万円から、令和4年には46倍となります23億円へと順調に拡大をしてきております。

こうした中、さらなる輸出拡大を図りますためには、既存市場における販売拡大に加えて、新たな市場の開拓にも取り組んでいく必要があります。特に、議員のお話にもございましたように、本県の主要な輸出相手国であります中国において、日本産水産物の輸入停止に加え、他の食料品についても輸出が滞っておりますことから、中国に代わる市場の開拓が急務となっております。

このため、これまで主要相手国であった米国や欧州に加え、今後の経済成長が見込まれます東南アジア、中東、インドといった新たな市場に対し、展示会への出展機会の拡充や海外支援拠点の活動の強化を行ってまいります。

あわせて、輸出拡大に向けましては、まず第1に、海外からの旺盛な需要に応えられる生産量の確保、第2に、新たな品目の掘り起こし、さらに第3としまして、県内事業者の輸出対応力の強化といった産地力の底上げが必要となります。

まず、第1の生産量の確保につきましては、産地と連携したユズや養殖魚などの生産拡大に取り組んでまいります。特にユズ果汁につきましては、輸出が好調で、需要に生産が追いつかない状況となっておりますことから、栽培面積の拡大や生産効率の向上に取り組んでいるところです。

次に、第2の新たな品目の掘り起こしにつきましては、海外からの需要が期待でき、かつ本

県の強みを生かせる品目を新たに戦略品目として位置づけ、産地と連携した取組を強化することとしております。具体的には、ユズの中でも欧米からの引き合いが強い有機ユズ、日本産水産物の中で人気の高い養殖ブリ、かんきつ県としての強みを生かせるリキュールなど5品目について、生産体制やプロモーションの強化を図ってまいります。

さらに、第3の輸出対応力の強化につきましては、まず来年度から、食品事業者向けに、輸出に関する知識を段階的に学べるセミナーを開催しますことで、事業者のポテンシャルを高めてまいります。また、添加物規制や賞味期限の延長、さらには国際認証の取得といった輸出相手国のニーズに対応した商品づくりへの支援を強化してまいります。

こうした取組を一体的に進めますことで、本県の強みを生かした食料品の一層の輸出拡大につなげてまいります。

(土木部長荻野宏之君登壇)

○土木部長（荻野宏之君） まず、県道中村宿毛線の整備状況と今後の見通しについてお尋ねがございました。

当路線は、四万十市を起点として、幡多郡三原村を經由し、宿毛市に至る路線で、南海トラフ地震発生時には津波により寸断することが想定されている国道321号の代替ルートとして重要な路線であります。そのため、複数の工区で事業を展開し、昨年7月に亀ノ川工区が完成したことで、三原村の区間は整備が完了いたしました。

残る宿毛市側のバイパスについても、当路線の重要性を考慮し、重点的に整備を進めているところです。しかしながら、比較的規模の大きい橋梁やトンネルのほか、大規模な切土区間が連続し、多額の事業費が必要となることから、バイパスの完成までには一定の期間を要するも

のと考えております。

道路の整備には継続的かつ安定的な予算が必要となることから、改正国土強靱化基本法に基づく国土強靱化実施中期計画においても引き続き必要な財源が確保できるよう、関係自治体と共に国へ訴えてまいります。

次に、下水道施設の耐震化の現状と今後の取組についてお尋ねがございました。

下水道施設は、機能が停止した場合、公衆衛生が悪化し、住民の健康や社会活動に重大な影響を及ぼすことから、発災時にも一定の機能を確保することが重要となります。このため、県と市町村においては、耐震対策を優先すべき管路や処理場について耐震化を進めてまいりました。

進捗状況といたしましては、昨年度末時点で、322キロメートルの管路のうち144キロメートルで耐震性が確保できており、耐震化率は44.7%となっております。また、県と市町村が管理する20の処理場のうち、10処理場で最低限確保すべき施設の対策が完了しており、耐震化率は50%となっております。

このようなハード対策とともに、発災時に速やかに機能を回復させるためのソフト対策も重要です。そのため、下水道BCPの作成を行うとともに、県と市町村との相互支援協定、日本下水道事業団など各団体との災害支援協定を締結しております。それらの実効性を高めるために、情報伝達訓練や管路被災調査の実地訓練などを支援団体と継続的に実施するとともに、BCPの見直しや応急復旧資機材の整備などを行っております。

今後も、下水道施設の耐震化を進めるとともに、訓練を継続して行うなど、ハード・ソフト両面で対策に取り組んでまいります。

(健康政策部長家保英隆君登壇)

○健康政策部長（家保英隆君） まず、応急給水

の体制整備や上水道施設の耐震化の現状と今後の取組についてお尋ねがございました。

まず、耐震化の現状ですが、各地域に水を配水する基幹管路の耐震適合率は、令和4年3月末の時点で23.2%であり、全国平均の41.2%を下回っております。

県内にある管路の総延長は1,578キロメートルと膨大であり、管路全ての耐震化には多大な時間と予算を要します。このため、市町村において、病院や避難所などの重要施設をあらかじめ設定し、これらにつながる管路を優先的に耐震化しております。

また、被災後速やかに応急給水活動を開始するためには水の確保が欠かせませんことから、水道施設の耐震化を優先的に進めております。浄水施設の耐震化率は全国平均が39.2%に対して高知県は64.0%、水をためておくことができる配水池の耐震化率は全国平均が62.3%に対して高知県は78.7%と、いずれも全国平均を上回っております。

耐震化により確保した水を給水量に換算しますと、約16万4,000トンの水が確保できると見積もっております。これは、70万人の方が1日当たり6リットルの水を使用すると仮定しますと、39日分に相当する水量となります。

このように確保した水を、災害拠点病院、救護病院、人工透析病院などの重要医療施設や避難所など、必要とする場所に必要な量を配送するためには、事前に、給水先となる施設や給水量、また給水車や給水タンクで飲料水を運搬する給水方法などを定めておくことが必要になります。このため、市町村において応急給水の計画の策定作業を進めており、来年度には全ての市町村において整備される予定です。

加えて、給水車や資機材不足などの課題について、本年度から県の財政支援を講じており、市町村の水道BCPに基づく資機材整備、例え

ば給水車や組立て式の水槽、発電機などの購入支援などの加速化を図っております。

こうした取組に加え、交付率の引上げや採択要件の緩和などの政策要望を行い、国の制度も活用しながら、本県の防災・減災対策が一層加速化できるよう取り組んでまいります。

次に、地域で求められる医師の確保に向けた取組についてお尋ねがございました。

中山間地域では、医師の高齢化に伴う診療所の閉院などにより、医療提供体制の維持が課題となっております。このことについては、来年度からの第8期高知県保健医療計画や第5期日本一の健康長寿県構想において、重要なテーマと位置づけることとしております。

人口減少が進む中山間地域では、新たな診療所等の開設は見込みづらい状況にあります。そうした中で、医療提供体制を維持するためには、急性期医療を担う中核的な医療機関において一定数の医師を確保し、地域の医療機関を支援する体制を整えることが重要と考えております。

県ではこれまで、高知大学における地域枠の創設、医師養成奨学貸付金制度による医学生への支援、さらには高知大学に設置した家庭医学講座により、地域医療を志す医師の育成を行ってまいりました。こうした取組により、近年、大学卒業後に県内で医療に従事する若手医師が増加しております。

これらの医師が、例えばあき総合病院や幡多けんみん病院などの中核病院で一定期間勤務する仕組みを一層充実させることで、中山間地域の医療提供体制の維持につなげられるものと考えております。この取組を促進するに当たっては、中山間地域で勤務している間の若手医師への指導体制や医師が研さんを積む機会の確保が課題となりますことから、引き続き、高知大学を中心とした関係者の皆様と連携して、協議を進めてまいります。

(教育長長岡幹泰君登壇)

○教育長(長岡幹泰君) まず、学力向上に向けた今後の取組についてお尋ねがございました。

県教育委員会ではこれまで、学力調査の結果を、教育施策の充実強化や各学校の授業改善、児童生徒自らの学びの向上などにつなげていくよう取り組んでまいりました。その成果としまして、各学校において、学力向上の取組や授業改善を一人の担当教員の力に任せるのではなく、組織的に取り組む体制が整ってきたことや、学力向上に向けた検証サイクルが確立してきていることが挙げられます。こうしたことにより、小学校の学力については、学力調査の結果から見て、全国平均よりも高い状況を維持し、中学校の学力も改善傾向にあります。

ただ、議員御指摘のように、中学校は各教科ともに全国平均に届いておらず、特に数学や英語などは依然として全国と開きがあります。これは、小学校でのつまづきが解消されていないまま積み残している状況があることや、中学校において獲得した知識、技能を活用した深い学びにまで至っていない場合があることなどが主な要因と考えます。

県教育委員会ではこれまでも、国語、社会、数学、理科、英語などの教科ごとに、担当教員を対象に、調査から見られる課題を解決するための指導法や授業の改善等についての研修を実施してまいりました。今後は、小中学校教員が合同で学ぶ研修形態も積極的に導入するなど、研修方法や内容の充実を図ってまいります。あわせて、ICT機器を有効に活用した授業や家庭学習の在り方についての研究協議を進め、効果的な取組について、学校訪問等により周知を図ってまいります。

こうした取組などを通して、児童生徒の学力向上につなげてまいります。

次に、中学校の学力向上に取り組むに当たっ

て地域の特性や課題にどのように対応していくのかのお尋ねがございました。

学力向上に向けた取組を進めるに当たっては、全国学力・学習状況調査や高知県学力定着状況調査等を基に、県や市町村、学校それぞれに結果等を分析し、課題を明確にした上で、具体的な対策や施策を講じていくことが重要であると考えております。

現在、3つの教育事務所では、それぞれの管内の市町村教育委員会の指導事務担当者会を定期的開催しております。その中で、例えば、学力調査等の結果から見える県及び管内地域の子供たちの学力の定着状況や課題を説明するとともに、各市町村の担当者と学力課題の解決に向けた取組についての意見交換を行っております。また、教育事務所は、市町村教育委員会や各学校からの要請に基づいて、それぞれの指導主事が訪問し、各市町村や学校の強みや弱みを一緒に分析し、取組の強化策や授業改善を進めるための指導・助言を行っております。

各市町村教育委員会は、こうした報告や協議内容を基に、自らの市町村や学校の結果分析をさらに進め、それぞれの学力向上施策や取組のPDCAを回しております。

今後も、それぞれの地域や市町村の実態や要請に応じ、より実効性、納得性のある取組を各教育事務所が中心となって提案し、また協議して取組を進めていくことで、全ての地域において基礎学力の定着と学力の向上を図ってまいりたいと考えております。

さらに、家庭学習の充実に向けた取組についてお尋ねがございました。

全国学力・学習状況調査の結果からも、家庭学習の時間と学力の定着には大きな相関が見られています。そのため、児童生徒に学習に対する主体性や計画性を育て、学習習慣を身につけさせることは、大切なことであると考えており

ます。

まず、主体性の育成については、児童生徒の興味、関心に基づいた学習課題を設定することが重要であり、その課題解決の道筋を児童生徒と共に話し合い、見通しを持たせることが必要です。このことによって、児童生徒は家庭等での学習の意義を感じ、主体的に学ぶ態度も養われていくものと思います。こうしたことから、授業と授業外学習を切れ目なくつなぐシームレス化を図る取組を進め、前日の家庭学習の内容を翌日の授業で生かす場面を増やし、学びに対する主体性や意欲を高めてまいります。

また、計画性の育成については、児童生徒が自らの学習状況を把握し、自分に合った目標を設定し、学習の進め方を考える機会をつくることが重要と考えます。そのためにも、教員が学力調査の結果やデジタルドリルの学習履歴等に基づいて児童生徒に丁寧なフィードバックを行うこと、そして短期的、具体的な目標を子供たちと話し合いながら一緒に設定すること、またいつまでに何をするのか、子供自身が主体的に計画を考えて実行すること、このような学習サイクルを育んでいきたいと考えております。

現在、デジタルドリル活用実証研究事業の指定校でこうしたことを研究しているところであり、この研究の成果を県全体に横展開してまいります。

このような取組を通して、児童生徒に学習習慣の確立と意欲の向上を図ってまいります。

最後に、働き方改革の推進についてお尋ねがございました。

教職員の負担軽減を図ることは、子供と向き合う時間を確保し、教員本来の業務に注力できる環境を整えるために、大変重要なことだと考えております。このため県教育委員会では、これまで、教育大綱や教育振興基本計画に働き方改革の推進を位置づけ、取組を進めてまいりま

した。

具体的には、統合型校務支援システムの導入や研修のオンライン化といったデジタル技術による業務の効率化、さらには教員業務支援員など外部人材の活用にも取り組んできたところであります。その結果、例えば、教員業務支援員を配置している小中学校等における月平均の時間外在校等時間は、平成30年度の配置校20校で約53時間であったものが、令和4年度の配置校85校では約41時間となるなど、改善傾向が見られております。

今後は、こうした成果や国における働き方改革の取組の加速化も踏まえまして、ICTのさらなる活用や教員業務支援員の配置を一層充実するなど、これまでの取組をさらに充実してまいります。

加えまして、特に若年教員の負担軽減を図る観点から、新たに、心理職の相談員や小学校でのサポート教員の配置を行うなど、支援体制を強化してまいります。

こうした取組を市町村教育委員会や学校とも連携して推進するとともに、国に対しましても、働き方改革に関連する財政支援の拡充を求めるなど、引き続き教職員の負担軽減に向けて取り組んでまいります。

(中山間振興・交通部長中村剛君登壇)

○中山間振興・交通部長（中村剛君） まず、集落活動センターの活性化に向けた取組をどのように進めていくか、お尋ねがございました。

お話にありましたように、活動を拡大しているセンターがある一方、コロナ禍により活動の中断や停滞を余儀なくされたセンターもございます。また、住民の高齢化が進み、活動の担い手が不足しているといった、センターの継続や活性化に向けた課題も多くのセンターで見られるようになっております。

このため、本年度、コロナ禍で一旦止まった

活動の再開に向けた新たな支援制度を設けましたところ、多くのセンターに活用いただき、これまでに23のセンターがカフェや地域の祭りなどの活動を再開いたしました。また、このセンターの活性化に向けた大学とのマッチング事業も新たに開始し、15のセンターが延べ60人の大学生を地域のお祭りやイベントに受け入れました。受け入れたセンターからは、住民が笑顔で楽しく触れ合うことができるとても有意義だった、学生からも、地域でしかできない体験ができた、双方から高い評価をいただきました。来年度は、この事業に参画する大学を増やし、さらに取組を拡大してまいります。

また、活動の担い手不足に対しては、センターが専任して従事する事務局人材などを確保するための支援、これを拡充するとともに、新規立ち上げに向けた新たな取組としては、活力やマンパワーが残る、いわゆる町なかにおけるセンターの立ち上げを推進します。また、この町なか集活のマンパワーを生かすことで、周辺のセンターなども含めた地域全体の活性化の取組を支援していきたいと考えております。

次に、移住の強化と併せて、定住を後押しすることについてお尋ねがございました。

まず、移住の強化に向けては、今年度から先行して取り組んでいるデジタルマーケティングの活用やUターン促進プロモーション、これをさらに強化し、より効果的な情報発信を行うことで、新たな移住関心層の獲得を図ってまいります。また、これら新たな高知への移住関心層を移住相談、高知移住につなげるため、その関心に応じたイベントの開催や、県出身者の多い大阪の相談窓口の体制強化に取り組んでまいります。加えて、こうした県の取組と連携した市町村独自の情報発信や個別相談会などの取組も支援してまいります。

一方、お話しのように、移住をされた方が地

域の生活になじみ、希望する暮らしを実現しながら住み続けていただけるよう後押ししていく取組、こちらも大変重要でございます。そのため、現在、23市町村で190名の方々を地域と移住者との橋渡し役となる地域移住サポーターに委嘱し、困り事へのアドバイスや地域住民との交流の場づくりなどに取り組んでいただいております。昨年9月からは、移住支援に取り組む民間団体もサポーターの対象に加えるなど、サポート体制を充実させるとともに、より身近な存在である先輩移住者をサポーターに登録するよう働きかけを進めております。

また、暮らしの不安の解消や仲間づくりのためには、移住者同士の交流の機会が必要であります。このため、市町村が行う交流会に加え、新たに、県と移住者支援団体が連携して、より広域での交流会を開催し、移住者同士が地域を超えてつながることができる機会を創出することといたしました。

引き続き、取組を強化しながら、市町村や民間団体と連携した移住促進に努めるとともに、移住者の方々が地域との交流を通じて安心して定住できますようサポートしてまいります。

○16番（加藤 漢君） それぞれ丁寧な御答弁、そして誠実に御答弁をいただきまして、誠にありがとうございました。私からの2問目ということはございませんので、少し思いを述べさせていただきますと思います。

来年度は、濱田知事にとって実質の2期目のスタートとなる年度だというふうに思います。

1期目の4年間というのは、コロナ禍と向き合ってくる中で必要な対応を迫られた、そういう4年間だったというふうに思います。2期目に入って、これから濱田知事が目指していかれる目標に向かって進むことができる、こういうステージになってくるんだろうというふうに思います。

その中でも、特に人口減少に対応して道筋を

しっかりとつけていく、こういうことに強い決意を示されて、来年度の当初予算も編成をされておられるわけでございますけれども、これまでもこの人口減少、少子高齢化というのは本当に高知県にとって積年とも言える課題でございます。ともすれば諦めのような声も聞こえてくる、それほど厳しい現状ではないかというふうに思っております。しかしながら、高知県はこれまでも、厳しい経済状況あるいは南海トラフ地震への対応、そういった大きな壁に当たりながらも乗り越えてきた、こういうような道筋をたどってきたことなんだろうというふうに思います。

有効求人倍率も低かったですから、産業振興計画をつくったときは、本当に経済がよくなるのか、こういう不安の中で計画が進んできた。その結果どうなったかということ、人口が減っても高知県の経済は元気になるんだ、こういうことが間違いなく構造として変わってきた、こういう産業振興計画の大きな成果だと思います。

私がよく覚えていますのは、あのときに、米沢藩の立て直しをされた上杉鷹山公のお言葉を用いさせていただきました、「なせば成る なさねば成らぬ何事も 成らぬは人のなさぬなりけり」と、こういうような思いをお伝えさせていただきました。絶対にやるんだ、やればできるんだ、こういう思いで、私は人口減少も、この産業振興計画あるいは南海トラフ地震の津波の34メートルと向き合ってきた、こういう思いで県民一丸となって乗り越えていける、そういう課題だというふうに思っているところでございます。決して悲観せず、正面から課題解決を目指していくことが重要だというふうに思っております。

若い方々は、家庭を持ちたい、できれば高知県で暮らしたい、こういう希望を間違いなく持っておられますので、こういった方々の思いを、一人でも多くの思いをかなえていく、こういう

知事の決意にぜひ高知県全体が同じ目標を向いて全県で進んでいく、そういう機運が高まりますように心から御期待を申し上げ、エールを送って、私の質問の一切とさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○議長(弘田兼一君) 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明7日の議事日程は、一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後2時25分散会

令和6年3月7日（木曜日） 開議第6日

出席議員

- 1番 竹内健造君
- 2番 戸田宗崇君
- 3番 上治堂司君
- 4番 桑鶴太朗君
- 5番 土森正一君
- 6番 榎尾絢子君
- 7番 久保博道君
- 8番 上田貢太郎君
- 9番 今城誠司君
- 10番 金岡佳時君
- 11番 下村勝幸君
- 12番 田中徹君
- 13番 土居央君
- 14番 横山文人君
- 15番 西内隆純君
- 16番 加藤漠君
- 17番 弘田兼一君
- 18番 明神健夫君
- 19番 三石文隆君
- 20番 畠中拓馬君
- 21番 依光美代子君
- 22番 大石宗君
- 23番 武石利彦君
- 24番 西森美和君
- 25番 寺内憲資君
- 26番 西森雅和君
- 27番 樋口秀洋君
- 28番 岡田竜平君
- 29番 田所裕介君
- 30番 橋本敏男君
- 31番 坂本茂雄君
- 32番 はた愛君
- 33番 細木良君
- 34番 岡田芳秀君
- 35番 岡本和也君

36番 中根佐知君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知事 濱田省司君
- 副知事 井上浩之君
- 総務部長 徳重覚君
- 危機管理部長 中岡誠二君
- 健康政策部長 家保英隆君
- 子ども・福祉政策部長 山地和君
- 文化・生活スポーツ部長 岡村昭一君
- 産業振興推進部長 沖本健二君
- 中山間振興・交通部長 中村剛君
- 商工労働部長 松岡孝和君
- 観光振興部長 山脇深君
- 農業振興部長 杉村充孝君
- 林業振興・環境部長 武藤信之君
- 水産振興部長 松村晃充君
- 土木部長 荻野宏之君
- 会計管理者 池上香君
- 公営企業局長 笹岡浩君
- 教育長 長岡幹泰君
- 人事委員（長者） 成瀬洋君
- 人事委員（会長） 澤田博睦君
- 人事務局長（長者） 古谷純代君
- 公職（代表） 高清水善弘君
- 警察本部長 五百藏誠一君
- 代表監査委員 高橋慎一君
- 監査委員（局長）

事務局職員出席者

事務局長 山本和弘君
事務局次長 中島勝海君
議事課長 吉岡正勝君
政策調査課長 飯田志保君
議事課長補佐 杉本健治君
主 幹 大川美千子君
主 査 宮崎由妃君



議事日程(第6号)

令和6年3月7日午前10時開議

第1

- 第1号 令和6年度高知県一般会計予算
- 第2号 令和6年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第3号 令和6年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第4号 令和6年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第5号 令和6年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第6号 令和6年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第7号 令和6年度高知県県債管理特別会計予算
- 第8号 令和6年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第9号 令和6年度高知県国民健康保険事業特別会計予算
- 第10号 令和6年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第11号 令和6年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

- 第12号 令和6年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 第13号 令和6年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
- 第14号 令和6年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第15号 令和6年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第16号 令和6年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第17号 令和6年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第18号 令和6年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第19号 令和6年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第20号 令和6年度高知県流域下水道事業会計予算
- 第21号 令和6年度高知県電気事業会計予算
- 第22号 令和6年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第23号 令和6年度高知県病院事業会計予算
- 第24号 令和5年度高知県一般会計補正予算
- 第25号 令和5年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第26号 令和5年度高知県旅費集中管理特別会計補正予算
- 第27号 令和5年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第28号 令和5年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第29号 令和5年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第30号 令和5年度高知県土地取得事業特別会計補正予算
- 第31号 令和5年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算

第 32 号	令和5年度高知県災害救助基金特別会計補正予算	第 50 号	高知県住民基本台帳法施行条例等の一部を改正する条例議案
第 33 号	令和5年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算	第 51 号	高知県消防法関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案
第 34 号	令和5年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算	第 52 号	高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
第 35 号	令和5年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算	第 53 号	高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例議案
第 36 号	令和5年度高知県県営林事業特別会計補正予算	第 54 号	高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案
第 37 号	令和5年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算	第 55 号	高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
第 38 号	令和5年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	第 56 号	高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 39 号	令和5年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	第 57 号	高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び高知県指定居宅サービス等の事業等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
第 40 号	令和5年度高知県流域下水道事業会計補正予算	第 58 号	高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 41 号	令和5年度高知県病院事業会計補正予算	第 59 号	高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
第 42 号	障害のある人もない人も共に安心して豊かに暮らせる高知県づくり条例議案	第 60 号	高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
第 43 号	高知県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例議案	第 61 号	高知県精神科病院における任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例議案
第 44 号	こうち奨学金返還支援基金条例議案	第 62 号	高知県安心こども基金条例の一部を改正する条例議案
第 45 号	高知県公立学校情報機器整備基金条例議案		
第 46 号	高知県部設置条例の一部を改正する条例議案		
第 47 号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 48 号	知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び高知県税条例の一部を改正する条例議案		
第 49 号	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案		

- 第 63 号 高知県女性相談支援センター設置条例の一部を改正する条例議案
- 第 64 号 高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 65 号 高知県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例の一部を改正する条例議案
- 第 66 号 高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 67 号 高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例議案
- 第 68 号 高知県漁港管理条例及び高知県漁港区域内における行為の規制に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 69 号 高知県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 70 号 高知県建築基準法施行条例及び高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 71 号 高知県港湾施設管理条例の一部を改正する条例議案
- 第 72 号 高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 73 号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 74 号 高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例を廃止する条例議案
- 第 75 号 高知県が当事者である訴えの提起に関する議案
- 第 76 号 公平委員会の事務の受託の廃止に関する議案
- 第 77 号 公平委員会の事務の受託の廃止に関する議案
- 第 78 号 行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託の廃止に関する議案
- 第 79 号 権利の放棄に関する議案

- 第 80 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 81 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 82 号 県が行う土木その他の建設事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 83 号 県が行う流域下水道の維持管理に要する費用に対する市の負担の変更に関する議案
- 第 84 号 包括外部監査契約の締結に関する議案
- 第 85 号 一級河川の指定に関する議案

第2 一般質問（一問一答形式による）



午前10時開議

○議長（弘田兼一君） これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長（弘田兼一君） 御報告いたします。

門田純一人事委員長から、所用のため本日の会議を欠席し、成瀬洋人事委員を職務代理者として出席させたい旨の届出がありました。

また、小田切泰禎公安委員長から、所用のため本日の会議を欠席し、古谷純代公安委員を職務代理者として出席させたい旨の届出がありました。



質疑並びに一般質問

○議長（弘田兼一君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「令和6年度高知県一般会計予算」から第85号「一級河川の指定に関する議案」まで、以上85件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問を併せて行います。

質疑並びに一般質問は一問一答形式によることとします。

土森正一議員の持ち時間は60分です。

5番土森正一議員。

○5番（土森正一君） よろしくお願ひします。おはようございます。自由民主党の土森正一です。議長の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

能登半島地震でお亡くなりになりました皆様、また被災された皆様にお悔やみとお見舞いを申し上げます。一日でも早い復旧を願っております。

まず、四万十川についてお聞きします。

昭和58年、NHK特集「土佐・四万十川～清流と魚と人～」で最後の清流として放送され、四万十川は一躍脚光を浴び、美しい景色と豊富な生き物たちが織りなす情景は悠久の川として全国に知れ渡りました。四万十市も、パワーワードに「川とともに生きるまち」とし、その魅力を発信、観光産業の柱、そして地域の水産業のなりわいを支える川であります。

高知県はもともと、美しい川が数多くありますが、四万十川の認知度はとても高く、高知県にとっても大切な川であり、観光、1次産業を支えているものと思っておりますが、濱田知事にとりましての四万十川はどんな思いがあるのか、まず最初に伺いたいと思います。

○知事（濱田省司君） 議員からお話がございましたように、四万十川は日本最後の清流として知られております。今なお美しい流れを保ちまして、自然のままの姿を多くとどめております。そして、日本の原風景とも言える風情を残しな

がら、例えば最近ではカヌーの体験、沈下橋巡りなどの観光のフィールドともなっております。アユ、ウナギなどの豊かな恵みを与えてくれております。私自身も幼少期から四万十川になれ親しんできておまして、まさしくアユ、ウナギなどの食の宝庫というのが今でも思い出されるところでございます。本当に恵み多い自然の宝庫だと感じる機会が多くございました。

一方、最近の生活様式の変化、来訪者の増加などによります河川環境や水産資源への影響が懸念をされるといった状況にありまして、人と自然との間で様々な課題が生じている、これも事実だというふうに思います。

将来にわたりましてこの清流四万十川の恵みを受け続けられますように、流域の皆さんと共にこの保全を図りまして、県民の財産、そして国民の共有の財産として、後世にしっかりと引き継いでまいりたいと思っております。

○5番（土森正一君） ありがとうございます。知事と一緒に泳いだ川かもしれません。

昨年5月、民放にて「四万十川と生きる」が放送されました。四万十川の美しい景色の中で、自然環境の悪化、水産資源の減少が続いていることが紹介され、私も衝撃を持って見たところであります。

四万十川については、本会議でも2回ほど質問させていただいておりますが、令和4年9月議会において林業振興・環境部長から、四万十川の環境変化は看過できない課題だとお答えいただき、共有させていただいております。

令和5年12月5日に、四万十川漁業振興協議会そして四万十川総合保全機構より知事要望を提出いたしました。1つ目の要望は、砂利の流出により岩床がむき出しとなっている箇所が多く見られるようになっており、上流からの安定した砂利供給がなされず河床低下が進行していると考えられています。一方で、下流のほうで

は河床高の傾向もあると言われております。河床低下対策と砂利供給対策も、四万十川の再生に向けて施策が必要ではないかということです。

知事からは、今後、対策に向けた予算措置を検討するとともに状況把握に努め、流域の関係者と連携しながら総合的に取り組んでいくとの回答をいただきました。

要望の1つ目、四万十川の環境改善のための岩石投入はどのような状況となっているのか、土木部長にお聞きをいたします。

○土木部長（荻野宏之君） 環境改善を目的として河川内に岩石等を投入する取組につきましては、漁協等の御意見もお伺いしながら、年度内に候補地の選定を行いまして、来年度、試行的に実施する予定としてございます。この試行の前後には、地形測量でありますとか魚類の調査などの環境調査を行いまして、改善の効果が認められましたら、この取組を継続して実施していきたいと考えてございます。

○5番（土森正一君） 大変丁寧な御答弁ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

2つ目の要望は、国、県、流域市町、漁業関係者、沿岸住民などで構成する新組織の設立を目指し、県も積極的に参画することを要望し、知事からは、組織設立については県が設置している高知県四万十川流域保全振興委員会の中に専門部会を立ち上げる方向性を軸に、流域の皆様の協力をいただきながら積極的に参加していただくとの回答をいただいたところです。四万十市のほうも、12月議会の答弁で、県の提案を軸とした新組織に積極的に取り組むと言われており、新組織の設立は私も大いに賛同するところです。

私は、要望書の中にもありますように、国に新組織の中に必ず入ってもらうことが重要だと思います。新組織設立に向けた今現在の状況を林業振興・環境部長にお聞きをいたします。

○林業振興・環境部長（武藤信之君） お尋ねの組織につきましては、河川環境の改善や水産資源の回復の検討を目的に、既存の高知県四万十川流域保全振興委員会の中に専門部会を立ち上げることを考えております。この専門部会については、国をはじめとする流域関係者などに参画いただき、令和6年度のできるだけ早い時期に立ち上げられるよう準備を進めてまいります。

○5番（土森正一君） ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

先ほどの番組の中で、土砂が堆積し目詰まりを起こし、伏流水や川の生き物が入る空間がなくなっていることが、川の環境や水産資源に影響が出ている原因の一つではないかと紹介されておりました。

四万十川のほうでは、令和4年2月に西土佐茅生・橘地区において堆積土調査を行い、伏流水が阻害されない川を再生する目的で試験を行っております。また、令和5年度には、西土佐地域と愛媛県でリッパ掘削の実証実験を5か所で行っています。そのうち2か所では、土壌及び伏流水分析調査をしており非常によい結果も出ているそうです。愛媛県では、今年度も2億円の予算で、河床掘削後、河川に必要な砂利を現地に残す工事を行っています。

実証実験でよい結果が続くようであれば、先ほどの施工方法あるいは愛媛独自の掘削方法とリッパ掘削を併せた施工を高知県のほうでもできないか、土木部長にお聞きをいたします。

○土木部長（荻野宏之君） 西土佐地区におけます河川環境の改善に向けました河床のリッパ掘削につきましては、漁協が中心となりまして令和3年度から実証実験を行っております。また、愛媛県を流れる支川の広見川などにおきましても同様の取組が行われておりますことは承知してございます。

漁協が取りまとめました実証実験の調査結果

では、掘削による河床への伏流水の継続的な供給が微生物の活性化に寄与し、環境改善につながる可能性があるとしてございます。今後、四万十川流域保全振興委員会の中に立ち上げます専門部会におきまして継続的なモニタリングを実施していただき、効果が確認できましたら、県でのリッパ掘削等の実施を検討していきたいと考えてございます。

○5番（土森正一君） ありがとうございます。

漁協の皆様は本当に川の自然を再生することを頑張っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは次に、漁業資源の観点からお聞きをいたします。1980年代、四万十川のアユは1,000トンの漁獲量がありましたが、近年30トン以下で推移をしております。テナガエビについては、平成22年には7トンの漁獲量が近年は1トン台、平成29年高知県はレッドリストに追加、準絶滅危惧種に指定し、平成30年より9月から3月まで禁漁期間を設けています。関係者の皆様からは、その成果もあって少しずつテナガエビが復活してきているとのことでした。天然ウナギも減少傾向で、エビもウナギも、すみか、土砂の堆積ですむ空間がなくなっている、ツガニは回復傾向にあるとのことでした。

まずは、先ほど申しました種類の漁獲量の激減は四万十川の漁業関係や産業、観光の面でも非常に懸念されるのではないかと考えますが、高知県の漁獲量の再生対策について水産振興部長にお聞きをいたします。

○水産振興部長（松村晃充君） まず、資源の保護を図るため、高知県漁業調整規則や内水面漁場管理委員会の指示により、アユやウナギ、モクズガニやテナガエビの禁漁期間の設定や、漁獲効率の高い漁具の使用制限を行っております。また、内水面漁業センターでは、四万十川などのアユの産卵や遡上の状況調査に基づく資源の

評価を行っておるところです。

次に、資源の増加に向けましては、アユにつきましては県が内水面漁連に委託をしまして種苗を生産し、放流を行う漁協や市町村などに供給を行っております。ウナギにつきましては、こちらも内水面漁連に委託をしまして種苗の放流を行いますとともに、一般社団法人高知県水産資源管理機構が行う親ウナギの放流への支援も行っております。

こうした取組を継続しますとともに、流域の関係者の御意見を伺いながら、さらに必要な対策を検討してまいります。

○5番（土森正一君） ありがとうございます。

下流、汽水域のほうも深刻でございます。昭和53年から63年までのアオノリ、アオサノリの収穫量は年平均61.7トンでした。令和3年から令和5年は、収穫量がゼロとなっています。アオサノリの販売実績は、平成18年には2億1,580万円、アオノリは平成6年に1億5,440万円の販売実績があります。今は収入はありません。ゼロです。四万十川の近くにノリを干すとき、ノリが風になびく風景は風物詩でした。地域の皆様に恩恵をもたらした産業がなくなっており、大変深刻な状況であります。アオノリ、アオサノリは、今年も収穫量が見通せておりません。

先日、岡本議員のほうもありましたけれども、下流組合の皆様も、高知大学大野教授と高知県土佐清水漁業指導所の助言をいただき、熊本県天草の種つき網を6枚設置し、実証実験をするなど、再生に向けて様々な取組をしています。今後もあらゆる手段で原因解明と再生の方策を考えていかなければなりません。

例えば、アオサノリ、アオノリの通年収穫量・販売量が安定的に得られる新たな種子の品質改良、育つことのできる川の栄養分の熟成など、再生に向けた取組を県のほうでも取り組んでいただきたいと思います。水産振興部長にお聞

きをいたします。

○水産振興部長（松村晃充君） 養殖アオサノリや天然のアオサノリの生産量の減少と河川環境の変化には明確な因果関係は見られていないというところがございます。ただ、そうした中でも、養殖アオサノリ生産量の回復に向けましては、良質な種苗を生産するための実証試験や、四万十川より水温の高い他県産の種苗を用いた養殖試験などを実施しております。

今後は、四万十市や漁協と連携し、こうした取組の成果の検証や他の産地の情報収集、種苗生産へのデジタル技術の導入の検討などを行い、有効な対策を進めていきたいと考えております。

一方、天然のアオサノリにつきましては、根本的な原因が明確でない中、天然の環境で育つものであるということから、人の手を加えながら育てる養殖アオサノリのような生産技術の改良といった対策は難しい面がございます。しかしながら、生産量の回復に向けまして、今後どういった取組が有効か、他の産地の情報収集や国の研究機関などの専門家の意見を伺いながら、市や漁協と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○5番（土森正一君） ありがとうございます。アオサノリは一回つくんですけれど、それがすぐ消えてしまうという大変な状況になっておりますので、何とぞよろしくお願いをいたします。また、地域のほうの方も、アオサノリ、アオサノリの復活に向けて懸命に取り組んでいるところがございます。長い闘いになると思いますけれども、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

また、四万十川のことを皆さんにお聞きしていくうちに、様々な方が四万十川の環境保全、水産資源の再生のために関わってくれております。生態系総合研究所の小松先生、高知大学の平岡雅規教授、大野正夫名誉教授、高知高専岡田将治教授、熊本県立大学の島谷教授、西日本

科学研究所、近自然河川研究所、東洋技研、四万十川財団、民間企業の皆様が実に多く関わっていることが分かりました。と同時に、専門家の皆様や四万十川流域にお住まいになられている住民の皆様との理解の共有が必要なのではないかと強く思うようになりました。

それぞれの団体で四万十川についての勉強会などを行っているのは承知をしておりますが、何年かに一度は、四万十川を思う多くの皆様にお集まりいただきまして四万十川再生シンポジウムなどを開催していただければと思いますが、林業振興・環境部長にお聞きいたします。

○林業振興・環境部長（武藤信之君） 四万十川におきましては、一斉清掃や環境学習など様々な取組が行われております。こうした取組や四万十川の現状などについて広く県民の皆様を知っていただく機会を設けることは意義があるものと考えております。

御提案のシンポジウムなどの開催につきましては、その内容を含め、今後立ち上げる専門部会における議論なども踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

○5番（土森正一君） どうぞよろしくお願ひ申し上げます。それでは、四万十川の質問はこれでもう最後でございますけれど、日本最後の清流四万十川、美しい景色の裏で生き物たちの姿が消えようとしている、今こそ変わらなければいけないと、四万十川は私たちに最後の警告をしています。テレビ番組「四万十川と生きる」の言葉です。高知県の宝であります四万十川を再生し、次世代につなげていくために、四万十川流域の皆様と共にこれからも発信してまいりますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。

それでは次に、藻場の再生についてお聞きいたします。

海の生物の作用で海中に取り込まれる炭素のことをブルーカーボンといいます。海藻類は、

海水中に溶け込んだ二酸化炭素を効率よく吸収してくれます。陸上の森林に比べて単位面積当たりの吸収量は2倍以上という調査結果もあるほどです。

国土交通省は、CO₂の新たな吸収源として、須崎港の防波堤の浅場をモデルフィールドとした実証実験を行い、藻場の分布拡大が見られたところでございます。その藻場の吸収するCO₂を試算したところ、年間1.3トン吸収することが分かっており、この吸収量をグリーンカーボンに置き換えると、40年生の杉が1年間で吸収する量に換算した場合、約150本の吸収量となっています。

このように、藻場によって吸収されるブルーカーボンはCO₂の吸収源として期待されるものであり、県内における藻場の拡大を図ることはとても重要なことだと考えています。

高知県内の藻場の維持・拡大に向けた取組状況について水産振興部長にお聞きをいたします。

○水産振興部長（松村晃充君） 藻場の維持・回復にはウニなどの食害生物対策が効果的であることから、漁業者を中心とした12の活動組織が行うウニ除去などの取組を支援しております。多くの活動エリアでは藻場の維持・回復が図られているものの、参加者の高齢化や減少が進み、今後の活動の継続が課題となってきましたことから、水中ドローンを活用したウニ除去の効率化にも取り組んでいるところでございます。

加えまして、本年度県内の4か所におきまして、新たな藻場を造成する藻場礁の整備への支援も行いました。また現在、令和4年度から3年計画で、県内全域の藻場の分布調査を行っておりまして、その結果も踏まえましてさらに取組を強化し、沿岸漁業の振興とCO₂の吸収源対策に寄与していきたいと考えております。

○5番（土森正一君） 丁寧な御答弁ありがとうございます。調査の結果も期待しておりますが、

ちょっと話はそれですけど、2050年カーボンニュートラルの達成に向けて、ブルーカーボンで1,000万トン以上吸収しなければいけないと言われております。そこに多くの企業がブルーカーボンについて研究、実験をしており、そこから生まれるイノベーションに私は大いに期待しているところでありまして、その技術を川のほうの再生へも転用できないかと思っているところでございます。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次の質問に入ります。四万十市食肉センターの整備についてお聞きします。

多くの県議の皆様が質問しております。濱田知事からは、整備に向けての力強い答弁、杉村部長からは、当センターの従業員の不安、若手畜産農家のお声にも触れながら、四万十市長の決断に対してしっかり応え歩調を合わせて取り組んでいくとの答弁をいただき、誠にありがとうございます。心から感謝を申し上げます。

少しだけ私も質問したいと思います。当センターは、四国西南地区の畜産物の屠畜処理の拠点施設であり、四国内11か所の食肉センターの中でも3番目に多い処理頭数を誇っております。生産額は54.3億円となっており、当センターと関連の民間事業者全体で150名の雇用を創出し、食肉関連施設から生まれる経済波及効果は33.6億円と、先ほどの生産額と合わせて約88億円となっておりまして、地域の大切な食肉工業団地となっています。

当センターは、しかしながら老朽化が著しく、新しく整備されることでHACCPによる衛生管理で高度な施設となり、高知県はもとより国内外の消費者へ安心・安全な食肉を提供できることとなります。

高度な衛生管理機能を併せ持った四万十市食肉センターができれば、これまで以上に高知県の産業振興に大きく貢献できる施設になると思

いますが、農業振興部長にお聞きをいたします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 四万十市の食肉センターは、現施設におきましてもHACCPに沿った衛生管理に取り組まれておられますが、ハード面の古さから輸出レベルの対応には課題があるとお聞きしております。

基本設計に基づく新施設の建設が実現すれば、HACCPに対応した最新の設備を備え、ハード・ソフト両面で輸出認定の取得要件も満たす、より高度な衛生管理が可能な施設に生まれ変わります。産地の近くにこうした新たなセンターができることによって、食肉を取り扱うバイヤーの方々や消費者に対するイメージアップといった効果に加え、将来的にも、輸出対応が可能となることで、本県の産業振興にとって大きな役割を果たすことにつながるものと考えております。

○5番（土森正一君） ありがとうございます。国内外に輸出できる、持っていけるということで、大変私もこの新食肉センターへ期待しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。四万十市食肉センターの整備は、多くの困難を極めながら、粘り強く進めてきております。その間、四万十市は、「市民、県民、畜産業者の皆様へ」と題して、四万十市食肉センターの整備の必要性は何ですかというQ&Aを2度作成し、その他多くの資料を作成、必要性を訴えてきております。また、地域の民間団体の会合に出向き食肉センターに隣接する民間事業者と共に講演するなど、市民、県民の皆様へ訴え、食肉センターの必要性の意義を醸成したい、この施設が必ず必要だというぶれない姿勢で取り組んできています。私も敬意を持ってお話を聞いてまいりました。

高知県も歩調を合わせ、整備に向けて取り組んでいく言葉に感謝すると同時に、これまでの四万十市食肉センターの整備の取組について農

業振興部長にお聞きをいたします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 四万十市の新食肉センター整備の取組は、これまで国の交付金活用の断念に伴う基本計画の見直しや基本設計における事業費削減の検討に時間を要したことなどから、長期間にわたる取組となっております。四万十市は、この取組が市にもたらす産業や雇用の面での効果のみならず県全体の畜産振興の観点からも必要であるという思いを私どもと共有していただき、新センター整備の実現に向けて粘り強く取り組んでおられます。中平市長をはじめ市の職員の方々のこれまでの御苦勞を思いますと、頭の下がる思いでございます。

早期の整備を目指す上では、関係者の合意形成が不可欠なことから、県としましても、施設の重要性を丁寧に説明していくとともに、さらなる事業費縮減に向けまして、市と歩調を合わせて取り組んでまいります。

○5番（土森正一君） 農業振興部長、御答弁大変ありがとうございます。まだ、幡多の市町村と、また四万十町やほかの町とも今から整備をやっていく、これから会合が、協議があると思います。そこで丁寧に説明してやっていくことが、この四万十市の食肉センターの整備につながるのだと思っております。皆様の理解をしっかりと熟成して、県と四万十市とリードしながらつくっていただければと思います。本当にありがたい。これからもよろしくお願い申し上げます。

次に、西部家畜保健衛生所内の再編についてお聞きをいたします。

県では、西部地区の防疫体制の強化と家畜診療や振興業務の観点から、令和6年度以降、西部家畜保健衛生所本所を四万十市から四万十町に移し、幡多地域は支所として4人配置、梶原支所は廃止し、新たな再編をすることとしております。幡多地域の畜産農家の皆様から心配の

お声を聞いております。まず、県から再編の説明が11月になってからになったこと、説明が全農家に届いていないことを大変残念がっております。

地域と畜産農家を守る家畜保健衛生所の再編は、地域の畜産農家にとっては最大の重要事項だと思います。農家に対する説明を丁寧に行うべきだと思いますけれども、農業振興部長にお聞きいたします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 議員の御指摘のとおり、西部家畜保健衛生所の再編に当たっては、サービスが低下するのではないかとといった畜産農家の皆様の不安の声に応える丁寧な説明が必要だと認識しております。

そのため、再編に関係する地域ごとに説明会を開催し、再編によって豚熱や鳥インフルエンザなどの防疫体制と家畜管理の指導や補助事業の活用などの生産振興を強化していくことを説明してまいりました。また、説明会に来られなかった農家の方には、家畜保健衛生所の職員が直接お訪ねして説明させていただいております。しかしながら、幡多地域では農家をお訪ねするタイミングが遅れ、不快な思いをさせてしまった方がいらっしゃったことにつきましては、申し訳なく思っております。

再編後も、畜産農家に寄り添った防疫や家畜管理の指導を行うことで、農家の皆様の不安を払拭してまいります。

○5番（土森正一君） ありがとうございます。聞いちょうかよ再編の話は、聞いちょらんぞと、うわさのほうが早かった畜産農家の方がいるのではないかと思いますので、今後の対応をよろしく願いいたします。

それと、幡多地方はとても広く、四万十市からでも片道1時間以上のところにある畜舎も多くあります。鳥インフルエンザ、さらには豚熱につきましても徐々に迫ってきており、防疫体

制も含めた今後の体制に不安を感じておられるようです。

県が打ち出した西部家畜保健衛生所の再編は、様々なことを熟慮してお示された再編計画だと思います。幡多地区での新しい体制で幾つかの問題や支障が発生したときには、人数配置を変更するなど検討していくべきだと思いますが、農業振興部長にお伺いをいたします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 現在の西部家畜保健衛生所は、管理職と事務職を除く7人の職員が、日頃から津野山地域の牛の検査や高南地域の豚のワクチン接種への応援など、幡多地域以外の業務も従事しております。来年度からは、幡多地域のみを管轄する支所となりますので、現時点では4人体制で問題ないと考えております。

また、新しい体制によって緊急的な家畜伝染病への対応などが遅れることがないように、四万十町に設けます新たな本所が必要に応じて応援することとしております。なお、万一、鳥インフルエンザなどの家畜伝染病が発生した場合には、対応する人員を県庁全体で動員する体制も整えているところでございます。

今後、幡多地域において、例えば養豚農家の若い後継者が規模拡大されるなど、支所の業務が増えて本所からの応援でも対応できない状況になる場合には、西部家畜保健衛生所全体の業務を検証した上で、人員配置を変更するなどの検討をしてまいりたいと考えております。

○5番（土森正一君） 部長、本当にありがとうございます。よろしく願いいたします。人手不足で組織を縮小していく流れの中で、ICTでの遠隔診療やIoT機器の充実など、デジタルを駆使した組織転換をする時期に来ているのは理解しております。今の立ち位置は構造変化のちょうど節目のときに来ているものと思っております。そんなときにこそ柔軟な対応が

求められると思いますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは、次に移りたいと思います。未婚化についてお聞きします。

50歳以上の未婚割合は、男性は4人に1人、女性は6人に1人となっており、結婚する男女が激減しております。明神議員も御指摘されたとおり、18歳から34歳の男女の未婚者でいずれも結婚を希望する人の割合はともに8割以上と高い一方で、お見合いでの結婚が9.8%と激減し、職場結婚も難しい時代となり、出会いの場が変容してきています。結婚はしたいけれど婚活をしていない男性も3割、女性は2割となっています。

総務省の自治体戦略2024構想研究会では、既に日本は少子高齢化による急速な人口減少と高齢化という未曾有の危機的状況とあります。合計特殊出生率が2程度に回復したとしても、出生率を掛け算する親人口が少ない状況のため、その後しばらくは人口減少が続きます。

このような状況の中で、近年国のほうでは、少子化対策には婚姻数のアップが不可欠であると認識され、国も結婚支援策を後押しし、あらゆる施策を国も継続していくはずですが、私も、有効な少子化対策の一つは未婚化問題を解決することではないかと思います。

社会全体で、結婚願望がある未婚男女の結婚をサポートする仕組みづくりを考えていくことが大切ではないかと思いますが、子ども・福祉政策部長にお伺いいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 県では、新たに策定します、高知県元気な未来創造戦略において、政策の柱に、結婚の希望をかなえるを位置づけ、結婚への支援を希望する方に対して出会いや結婚の支援をさらに強化してまいります。

具体的には、こうち出会いサポートセンター

の機能拡充を図り、県東部・西部にサテライトを設置するとともに、市町村や団体、地域ボランティアと連携し、特に中山間地域での多様な出会いの機会の拡充を後押ししてまいります。

また、民間の結婚相談所との連携を強化し、プロフィールの磨き上げや、結婚相談所との相互マッチングなど、成婚率を高める取組を強化するとともに、青年団活動やよさこい鳴子踊り、職場など、出会いや結婚の機会につながる交流活動をきめ細かに支援してまいります。

一人でも多くの方の出会いや結婚の希望をかなえられるよう、市町村や関係団体等と連携し、出会いや結婚への支援をさらに強化してまいります。

○5番（土森正一君） 未婚化する日本という本の中のデータでは、結婚世代のピークは男性は27歳、女性は26歳となっており、それを過ぎると結婚の発生確率は急激に下がることが示されております。令和元年人口調査では、平均初婚年齢は男性が31.2歳、女性が29.6歳となっておりますが、これは一部の中高齢者の結婚が平均を大きく上げています。そういった正しい情報を理解した上で、男女とも確率の高い20代から結婚に向けて活動するかしないかを選択することが、自分の人生を実現していく可能性を高めることとなります。

自分のライフデザインに向き合うことができる正確な初婚発生確率を示す年齢を20代世代が広く情報に触れる機会、場所があればいいのではと思いますが、子ども・福祉政策部長にお聞きいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） お話しのよう、結婚が最も多い年齢は国の令和4年調査では女性は27歳、平均の初婚年齢30歳よりも3歳若いことや、子供を希望される方にとりまして、女性の流産率が30代前半を過ぎますと増加するなど年齢によって妊娠に差があることな

どは、ライフデザインを考える上で重要な情報だと考えております。若いうちから正しい知識を持ち、自分のライフデザインを考えることは大切なことだと考えます。

そのため、県では、若い世代の未来を応援するため、将来の人生設計を考えることのできる、結婚から子育て情報をまとめた冊子「yell」を作成し、高校等に配付し、活用いただいております。今年度は、20代から30代の独身者を対象とした社会人交流事業の中で、冊子を活用したライフデザインセミナーを実施したところです。

ライフデザインは人生の段階に応じて変化していくと考えられますので、若い世代の方々がライフデザインを考える上で必要な情報に広く触れられるよう、情報提供の機会や場所の拡大に努めてまいります。

○5番（土森正一君） 部長、ありがとうございます。実は、若い方の親世代、お父さんお母さんも、結婚する時間はまだあるって、30代でも大丈夫やろうと言う人もおりますので、そちら世代にもそういうことを伝えていくような場ができればなと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、次に移ります。また、厚生労働省令和2年賃金構造基本統計調査によると、男性の25歳から29歳の平均年収は大卒で266万円、専門学校で241万円です。20代未婚女性の6割近くが結婚相手に最低年収400万円以上を求めているというデータがありますが、現実には、さきのデータにもあるように、かなり低い年収のときに結婚していることになっています。

未婚男性は、結婚は収入と容姿で選ばれるという思い込みが強く、未婚女性は、温厚、穏やかな性格、気持ちの面での相性や包容力を相手の男性に求めています。その他に、異性はたくさんいるからいつかはきっと出会いがあるではなく、絶対数が減少しており出会いの確率は低

いなど、ずれや誤解が幾つかあるのが多角的に見ると分かります。

結婚に対する思い込みを是正し、多くの未婚男女の結婚の希望をかなえていってあげることが必要だと思いますが、子ども・福祉政策部長にお聞きをいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） お話のように、家族を経済的に支える役割は男性との意識から、収入が安定していない、経済的に不安がある男性は結婚に前向きになれないなどのデータがあります。結婚に対する思い込みや誤解を解消していくことは、結婚の希望をかなえるためにも重要な視点だと考えます。

そのため、県では昨年9月に、京都大学経済研究所と連携に関する協定を締結し、性別役割意識の結婚に向けた行動への影響について共同で分析等を行っております。今年度は、県民意識調査を活用し、結婚に対する意識に関する分析などを実施したところです。

来年度は、例えば経済的に不安を抱える男性が思い込みや誤解に気づくことで結婚に対して前向きな気持ちに変わるかなどの調査分析を予定しております。結婚に対する思い込みや誤解を解消していくことで、結婚を希望する若者が結婚に対して前向きになれるよう取り組んでまいります。

○5番（土森正一君） ありがとうございます。

知事がいつも言っているように、地元でそういった世代の皆様が働く場所がない、そのために若い人が流出してしまい、結婚、出産をする人が大きく減少していくという負のスパイラルになります。

関係人口という定義があります。移住した定住人口でもなく、観光にきた交流人口でもない、地域と共に関わる方を指す言葉です。地方圏は、地域づくりの担い手不足という課題に直面していますが、地域によっては、若者を中心に変化

を生み出す人材が地域に入り始めているところもあります。

コロナ禍で注目されるようになってきたテレワークやデュアルライフなどの推進もあるとは思いますが、関係人口が増えると人の行き来が増え、それが未婚者に出会いをもたらして結婚や出産につながる可能性が期待できますが、関係人口を増加させる取組について中山間振興・交通部長に伺います。よろしくお願ひします。

○中山間振興・交通部長（中村剛君） いわゆる関係人口の方々が、地域の人と出会い交流する中で高知移住を検討いただき、その過程で地域の方と縁を結ぶということになれば、それは地域の若者を増やすという観点から非常に理想的な形ではないかと考えております。

この関係人口につきましては、令和2年度に立ち上げました高知家ゆる県民倶楽部の中で、高知に関心を持つ方々などにまずは関係人口になっていただく、これを目的としまして、移住以外にも、観光、食、暮らしなど様々な高知の魅力を発信しております。現在、その会員数は、本年1月末時点で1万2,000人にまで拡大しております。

こうした方々に、本県とのより深い関係を築いていただくため、来年度は、この高知家ゆる県民倶楽部の中で地域との交流が深まる体験イベントなど、本県を訪れる機会を提供することとしております。また、農業体験や田舎暮らしに興味を持つ若者に非常に人気の高いふるさとワーキングホリデーにつきましても、取り組む市町村の拡大を図りまして関係人口の増加につなげていきたいと考えております。

○5番（土森正一君） ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

お隣のえひめ結婚支援センターは、平成20年に設立し、本日までカップル成立数1万8,628組、お引き合わせ成立数1万2,354組、御結婚報告数

1,500組と、高い実績を誇っております。また、コロナ禍において、令和2年3月から令和3年3月までの1年間で交際約800組、結婚約100組の実績を出しています。また、えひめ結婚支援センターは、松山などの常設拠点に加え、県内15か所に特設会場を設置し、身近にいつでもどこでも相談が取れる体制があります。

高知県は東西に広いので、こうち出会いサポートセンターにおいて、愛媛県のように地域に結婚に向けたサポートを受けられる特設会場の設置が有効ではないかと思いますが、子ども・福祉政策部長にお聞きします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 御紹介のありましたように、出会いや結婚を希望される方をきめ細かく支援するためには、それぞれの地域でサポートが受けられる体制があることが重要です。

そのため、本県では、こうち出会いサポートセンターが県内の各地域で出張相談会を実施しております。相談会の開催に当たりましては、全ての市町村に対しまして開催の意向確認を行い、開催を希望する市町村で実施をしており、本年度は1月末までに11市町で30回開催をしております。

来年度は、さらにきめ細かく地域の出会いの機会をサポートするため、県東部・西部へのこうち出会いサポートセンターのサテライトを設置し、市町村や関係団体、地域ボランティア等との連携を強化いたします。これらの取組を通じまして、地域おこしや移住施策、地域イベントと連携した多様な出会いの機会を拡充するとともに、出会いや結婚を希望される方へのきめ細かな相談対応に取り組んでまいります。

○5番（土森正一君） ありがとうございます。愛媛県の結婚のアプリは、高知県も3年ぐらい前から取り上げていると聞いております。AIでレコメンドで出会いの件数が13%もアップす

るということがございますので、またそのほうもよろしく願いいたしたいと思えます。

働き手の減少による生産性の低下は、経済の減退を招き、新たな投資も停滞し、人材や資本の流出により、イノベーションも生まれにくくなります。人口減少、少子高齢化問題は、経済成長といった話のみならず、65歳未満が半数を占める孤独死の増加、介護問題の深刻化などとともに、生活環境を維持していくといった側面から見てもまさに喫緊の課題で、多面的議論を要することであることを軽視してはなりません。

今回は、未婚化に焦点を当てて議論しております。未婚化に歯止めをかけ、結婚を望む未婚の男女の婚姻を増加に導くように尽力することが取り組む政策であると思えますが、この項最後に濱田知事にお聞きします。

○知事（濱田省司君） 今回新たに策定をいたします元気な未来創造戦略におきましては、婚姻数の増加を政策の柱の一つに掲げております。出会いや結婚の希望をかなえるための施策を強化しようというものであります。

こうした希望をかなえる前段といたしまして、若者が結婚に対して前向きになれるように機運を高めていく、このことも重要であると考えます。実際に、昨年9月に開催されました独身の若者との座談会におきましては、私自身、彼らから、結婚に対するネガティブなイメージを持っているというような方もおられるということをお伺いいたしました。

この座談会の中では、例えば御自身の経済面の不安などから結婚をためらっている方がおられること、あるいは職場などで周囲の既婚者の方々から結婚生活のデメリットといたしますか残念だった点といたしますか、こういった点を耳にする機会が多かったといったようなお声もお聞きした、こういった実態も一部ではあるということではないかというふうに思えます。私のほ

うからは、結婚や家族を持つことのすばらしさ、ポジティブな面でございますとか、県としてもその希望を精いっぱい応援をしていくつもりであるということをご直接お伝えしたところでございます。

経済面の不安感の払拭という意味におきましては、ただいま部長から答弁いたしました社会人交流事業などの機会を捉えまして、県や市町村の各ライフステージに応じました支援策、支援制度などの周知を図ってまいる考えであります。その際、結婚に対して若者が前向きになれるように、実際の既婚者の前向きな声や、あるいは昨年度制作いたしましたイメージ動画、こういった素材も活用しながら、家族を持つことのすばらしさについてしっかりとお伝えし、また社会に発信をしていきたいと考えております。

○5番（土森正一君） 濱田知事、丁寧にあります。ありがとうございます。私も頑張りたいと思っております。初めて結婚した女性のうち、20代までに結婚した人は全体の6割以上、30代は3割で、40代以降で初めて結婚する女性は6%程度。女性の社会進出もあり、今や30代で結婚する人が多数を占めるという晩婚化イメージとはかけ離れていることなど、しっかりと数字、データを分析し、未婚化の解決に向けていくことが最適解だと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、教育についてお聞きします。

高知県教育委員会の大きな方向性を示す令和6年度から令和9年度の第3期教育等の振興に関する施策の大綱と第4期高知県教育振興基本計画の原案が公表されました。その中の基本理念の中に、郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人とあります。

施策5に、地域や日本の伝統・歴史・文化等

の教育の促進の中で「ふるさとや我が国を愛する心」、「人を思いやる豊かな心」を育てる道德教育を進めるとしております。施策5の指標の中には、日本やあなたが住んでいる地域のことに、外国の人にもっと知ってもらいたいと思うという回答の割合を全国平均以上とすると目標を掲げています。

そういう意味においては、我が国日本の国旗・国歌の意義を丁寧に教えるべきだと考えますが、教育長にお伺いいたします。

○教育長（長岡幹泰君） これからのグローバル社会においては、子供たちに、郷土や国を愛する心に裏打ちされた日本人としてのアイデンティティと、我が国の歴史や伝統を尊重する態度を養うことが大切と考えております。その上で、我が国の国旗・国歌に関する学習におきましては、この国旗・国歌に対する正しい認識とこれらを尊重する態度を養うことが重要となります。

このため、例えば社会科では国旗や国歌にはそれぞれの国の歴史や国民の思いが込められていることを学習し、音楽科では国歌君が代を歌えるよう指導を行っているところであります。さらに、入学式や卒業式におきましては国旗を掲揚することとともに、国歌を斉唱するよう指導を行っているところであります。

今後、学習指導要領の趣旨に沿って適切に国旗・国歌の学習が行われるよう、市町村教育委員会等と連携し、指導の徹底を図ってまいります。

○5番（土森正一君） 教育長、ありがとうございます。

混沌とした現在の社会において、祖先を大切にする心、感謝する心、思いやりの心など、道德教育がとても大切です。これまでも教育長とは道德教育の大切さは共有をしておりますが、今回の大綱、基本計画の中での道德教育の推進についてどのような施策を行っていくのか、教

育長にお伺いいたします。

○教育長（長岡幹泰君） 今回の大綱、基本計画におきましては、規範意識や自尊感情などを育むための道德教育を推進することとしており、これまで以上に力点を置いて取り組んでいきたいと考えております。

小中学校におきましては、道德科の授業の充実を図り、また地域ぐるみの道德教育をさらに進めてまいります。高等学校では、今回、教育大綱に、自己肯定感や社会参画意識など、道德性に関する指標を新たに設定いたしました。道德科のない高等学校におきましては、各学校が教育活動の中から道德性育成の核となる取組を生徒の実態に応じて重点化し、意図的、計画的に進めていくこととなります。

県教育委員会として、それぞれの学校の取組を強力にバックアップしていきたいと考えております。

○5番（土森正一君） 高校にも指標ができるということで、本当にありがたく思っております。よろしく願いいたします。ありがとうございます。

基本方針1では、「高知家」の全ての子どもたちが、急速に変化する予測困難な今後の社会を生き抜く力を身につけるための教育の推進としております。政策1-3、施策6では、グローバル教育の推進・強化として、高知県版グローバル教育の推進をうたい、公立高等学校の海外留学生数を130人としており、大変挑戦的な目標となっております。具体的にどう行っていくのか、教育長にお聞きをいたします。

○教育長（長岡幹泰君） この目標とする海外留学生130人につきましては、語学研修などの短期留学生も含んだものとなります。その上で、海外留学等を推進するためには、まず留学に対する関心や挑戦意欲を高めることが重要と考えており、現在もイングリッシュキャンプや留学フェ

アなどにおいて県内の留学生との交流や最新の留学事情について周知を図っているところであり、

今後は、これらの取組を充実させるとともに、外国の生徒とのオンライン交流や、世界で活躍する方のキャリア講演会の実施などにより、海外留学への挑戦意欲の向上を図ってまいります。

また、実際の留学に際しましては、県教育委員会が主催する海外派遣プログラムなどの充実を図り、また参加する生徒の費用につきましても、国の補助金に加え、県独自でも支援を行ってまいります。

○5番（土森正一君） ありがとうございます。短期といえども、高知の子供たちが海外に行つて知見を広めていくことはとても大切なことだと思います。また同時に、我が国や高知県のすばらしさを知ることができますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、学校教育の場で、日本という国の形を教へていくことも大切なことだと思ひます。あわせて、グローバル化の世界において、世界情勢も刻一刻と激変する真ただ中に身を置いていることを啓蒙することも大切なことだと思ひます。そんな時代の中で生きる覚悟と生き抜くすべを身につける環境を設けることもすべきではないでしょうか。

少なくとも他国を、いや、世界の状況も踏まえた上で、将来を考え、教へていく必要があるのではないかとと思ひますが、教育長にお聞ひいたします。

○教育長（長岡幹泰君） これからのグローバル社会におきましては、日本が世界の中の一員として世界の発展に尽くす責任があるということをお学習していくことが必要と考へております。また、急激に変化する世界情勢を的確に捉え、そのような中においても日本や世界のことを考へ、主体的に行動することができる力を育成す

ることが必要であります。

このため、次期教育振興基本計画におきましては、このグローバル教育を政策の柱の一つに掲げ、取り組んでいくようにしております。

○5番（土森正一君） ありがとうございます。教育大綱と基本計画を読ませていただきました。それを軸に今日は質問させていただきました。本当にありがとうございました。

デジタル革命の時代において、今後もテクノロジーの変化が絶えず起こってきます。最先端の、それも高度な知識が必要とされる仕事が多くなっていくようになると思ひます。そうなれば、デジタル知識や技術を経営者や従業員、これから起業しようとする人に対してリスクリソグしていくことが必要になります。

実践的なデジタルの知識や技術を学ぶ場所が必要であると思ひますが、商工労働部長にお聞ひいたします。

○商工労働部長（松岡孝和君） 県では、高知デジタルカレッジにおきまして、デジタルに関する知識や技術を学べる講座を開設しております。本年度におきましても、デジタルの実践的な知識を学び、自社のデジタル化を推進するためのプランを作成する連続講座を開催しております。67人の方に受講していただいております。また、生成AIやRPAなど最先端の知識や技術を学べるセミナーを10回開催することとしておりまして、こちらのほうには600人を超える方にお申込みをいただいているところです。

来年度は、こうした従来の講座に加えまして、コンピューターグラフィックスやウェブデザインを学ぶことができる講座を開設するほか、工業技術センターにおきまして、ロボットやAI技術を学ぶ、スマートものづくり研究会も開催することとしてございます。

今後も、最新のテクノロジーの動向にも意識を向けながら、県内企業にとって必要とされま

す実践的なデジタルに関する知識や技術を学べる場を提供してまいります。

○5番（土森正一君） ありがとうございます。
よろしく願いいたします。

次に、外国人材についてお聞きをいたします。

特定技能の在留資格による在留期間は、1号は5年が上限、2号は更新の必要があるものの在留期間の制限はありません。現在、国で検討されている新制度については、1号は日本語能力試験N4、2号はN3合格などが必要ですが、ハードルが高いと言われております。

担い手不足のこのようなときに高知県に定着していただくためには、外国人材の日本語能力の向上を後押しする必要があると思いますが、文化スポーツ部長にお聞きをいたします。

○文化スポーツ部長（岡村昭一君） 県では、本県で暮らす外国人の方々がそれぞれに必要なレベルの日本語を習得できる環境を整備いたしますため、来年度から新たにeラーニングを活用した学習機会の拡充を図ることとしております。

具体的には、希望される外国人の方々が、パソコンやスマートフォンなどから、それぞれのレベルに合わせて、試験対策としても活用できる学習コンテンツを、時間や場所を問わず無料で受講していただける仕組みであります。外国人の方々には、これを活用した日本語を読む力、書く力、聞き取る力の向上に向けた学習に加えまして、地域においてボランティアとの会話を通じて交流を行う日本語教室への参加も促し、相乗効果を生み出してまいりたいと考えております。

こうした取組によりまして、外国人を雇用されている事業者の皆様とも連携して、学ぶ意欲のある方々を積極的に後押しし、県内の外国人材の日本語能力の向上を図ってまいります。

○5番（土森正一君） ありがとうございます。

200以上のeラーニングを提供してくれるということで、よろしく願いいたします。

外国人を受け入れておられます事業者の方は、四万十市を好きになってくれ会社が好きでずっといたいと言ってくれている、これから仕事ができるというときに国に帰るというのは何とももったいない、社内で1週間に1回日本語の勉強会を開いているが日本語能力試験は多分土森君でも受からんろうと言って、それほど難しい試験だそうです。担い手不足の昨今、自治体で後押しするような仕組みができているというのはありがたいです。どうぞよろしく願いいたします。

文科省の調査では、令和3年、公立学校における日本語指導が必要な児童生徒は、日本国籍を有しながら必要な児童生徒は1万688人、外国籍の児童生徒は4万7,619人と、10年間で1.5倍以上増加しております。また、2022年の調査では、1万9,471人が不就学である可能性があるとしたレポートもあります。

今回の教育大綱では、義務教育を受けていない外国籍の方などの学びの場が必要であるとあります。私もそのとおりでと思っており、時代に沿った御指摘だと思います。具体的にどのように整備していくのか、教育長にお聞きをいたします。

○教育長（長岡幹泰君） 学齢期の日本語指導を必要とする児童生徒につきましては、基本的には公立小中学校が受け入れることとなります。県教育委員会としましては、一定数の対象となる児童生徒がいる場合には加配教員の配置を行い、また児童生徒の受入れ及び指導に当たっての助言等を行ってまいります。さらに、国の日本語指導に係る研修等へ積極的に教員を派遣しており、今後も日本語指導の専門性の高い教員を育成してまいります。

また、学齢期を過ぎた外国籍の方等につきま

しては、高知国際中学校夜間学級で受け入れる体制を整えております。特に次年度には、海外の高校、大学を卒業した方でも夜間学級で学ぶことができるよう、入学要件を緩和しております。このことによりまして、この4月には、学齢期を過ぎた外国籍の方も入学をする予定となっております。

○5番（土森正一君） ありがとうございます、教育長。外国人の方に都市部より高知を選んでいただくためには、日本語教育や、児童生徒そして義務教育を受けていない方への手厚い支援をすることによって、選ばれる地域になると思っておりますので、よろしく願いいたします。

本年2月24日、幡多農業高校の厩舎1棟が焼失し、馬3頭が犠牲となりました。その中には、昨年12月に行われた全日本高校生自馬選手権優勝馬ホワイトリリー号も含まれており、馬を大切にお世話をしていた部員たちのショックは大きく、肩を落としていると、高知新聞に載っておりました。

人馬一体という言葉があります。文字どおり、子供たちは、馬術部後援会から頂いた馬をお世話し、調教し、競技ができるまでに育て上げました。また、四万十乗馬少年団や小学生も厩舎に見学、体験に行くなど、世代を超えた成長の場となっております。四万十市のお祭り一條公家行列にも同校馬術部の皆様と馬が繰り出し、地域の活性化に貢献しており、学校、地域にとりましてとても大切な施設です。

今回の幡多農業高校の厩舎焼失と馬が犠牲になった件について、今後どのように施設の復旧に向けた対応を行っていくのか、教育長にお聞きいたします。

○教育長（長岡幹泰君） 今回のことにつきましては、心から残念に思います。そして、厩舎は、建物上部の木造部分の損傷が激しく、またブロック造りの壁などにも熱が加わっているため、安

全を考慮し、3月中に解体撤去できるよう準備をしているところであります。そして、厩舎の再建には馬の飼育頭数も関係してくるため、今後、教育に係る馬の必要頭数など、様々な関係する問題点を整理して、できるだけ早期に厩舎の再建を行っていくよう検討してまいります。

○5番（土森正一君） ありがとうございます。中村小学校2年生を厩舎に、体験学習の付添いボランティアで行ったことがあります。そのときの馬を見た子供たちの目の輝きを忘れることができません。何とぞよろしく願いいたします。

本日は誠にありがとうございます。知事はじめ執行部の皆様におかれましては、丁寧な御答弁いただき誠にありがとうございます。

組織機構を大胆に転換し、人口減少問題など様々な課題に真正面から挑戦していく知事の姿勢に対しまして敬意を表しております。その一方で、知事の優しい笑顔や柔らかな性格とは相反するすごみも感じております。知事の姿勢に伝えていくためには、私たちが、知事がよく言われるPDCAのCA、評価、改善をしっかり見ていくことが、伝えていくことと思います。県勢発展のため、知事、執行部の皆様と共に邁進してまいります。

これで一切の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（弘田兼一君） 以上をもって、土森正一議員の質問は終わりました。

ここで11時5分まで休憩といたします。

午前11時1分休憩



午前11時5分再開

○議長（弘田兼一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

細木良議員の持ち時間は50分です。

33番細木良議員。

○33番（細木良君） 日本共産党、細木良です。通告に従い、順次質問いたします。よろしくお願ひします。

能登半島地震発生から2か月余りとなりました。東日本の大震災からは間もなく13年となります。改めまして、亡くなられた方の御冥福と、被災された全ての皆さんに心よりお見舞いを申し上げます。南海トラフ地震がカウントダウンに入った今、揺れや津波、大規模火災から命を守る、そして震災関連死ゼロへと決意を新たに、順次質問いたします。

能登半島地震で発生した被害状況について、矢守克也京都大防災研究所教授は、平成に国内で発生した地震災害で表面化した課題が全て含まれる、また岡村眞高知大名誉教授は、能登半島地震の被害は全て南海トラフ地震でも発生し、地震の規模と被害はさらに大きくなると話されています。

大きな揺れ、津波、土砂災害や道路損壊とそれに続く集落の孤立、液状化、大規模停電、火災、志賀原発トラブルと避難困難な状況など、今回の被害は多岐にわたっています。県が、来年度現地の実態調査を行うと報道されましたが、今後の防災施策に調査結果が生かされることを大いに期待しています。

矢守教授は、南海トラフ地震に突きつけた課題として、これまでの複合的な災害現象に加え、ライフラインや道路・通信の途絶による集落孤立、救急救命など初動の遅れ、災害関連死、2次避難の困難さなど、さらに先鋭化すると指摘。解決は困難だが、地域社会の自立を目指すこととして、電力や水などエネルギーを10日間確保する地域自立圏の方向性を示されています。そ

して、先進自治体の例として県内黒潮町が挙げられ、防災と脱炭素と福祉の旗印の下、施設整備や訓練が始まっていることも紹介いただいています。地域自立圏フェーズフリー、日常と災害時を連続して捉える考えの思想は、被災時だけではなく日常的にも多くの効用を持つとの指摘は、大変示唆に富むものです。

今回の地震でも、倒壊死が多数発生しました。亡くなった方の9割が家屋倒壊による圧死、窒息死と言われています。住宅耐震化率の上げを改めて県の災害対策の最重点項目として位置づける必要があります。その点で知事は、資材高騰による耐震工事費の上昇に対し、補助金引上げを即座に決断したことは歓迎するものです。耐震化を促進する上でさらなる提案を行います。

改修費用の負担軽減のため、段階的改修制度、非木造耐震改修制度を全ての市町村で制度化するよう積極的に働きかけてはどうか、土木部長に伺います。

○土木部長（荻野宏之君） 住宅の耐震化を促進させるためには、住宅所有者の費用負担を軽減することが必須であると考えてございます。このため県では、これまでに市町村長への説明や担当者研修会などの機会を通じまして、段階的耐震改修などに対する支援制度の導入を、市町村に対して働きかけてまいりました。

しかしながら、現在、段階的耐震改修制度につきましては19市町村、非木造耐震改修制度につきましては25市町村での導入にとどまっている状況でございます。今後も、市町村に対しまして、制度の趣旨を十分に説明し、制度の導入を粘り強く働きかけ、住宅の耐震化促進につなげていきたいと考えてございます。

○33番（細木良君） 資材高騰などへの対応として、段階的改修制度への補助金引上げも実施するべきではないでしょうか、土木部長に伺います。

○**土木部長（荻野宏之君）** 段階的耐震改修につきましては、昨年度の実績を見ましても、現在の補助対象限度額内でほとんど実施できている状況でございます。そのため、補助金の限度額の引上げにつきましては、資材高騰による工事費への影響を注視いたしまして、必要に応じて検討していきたいと考えてございます。

○**33番（細木良君）** 県は、耐震改修を促進する上の課題として、低コスト工法を施工できる業者が少ないことを挙げています。低コスト工法で施工できる事業者の育成状況について土木部長に伺います。

○**土木部長（荻野宏之君）** 県では、これまで耐震化に携わる事業者の育成に併せまして、低コスト工法の普及に取り組んできたところでございます。具体的には、事業者向けの説明会や、低コスト工法を採用した模擬設計を行う実践的な講習会を継続的に開催し、普及に努めてまいりました。

講習会のアンケートによりますと、低コスト工法を採用している事業者は、令和3年度が63%であったものが、令和5年度に77%になっておりまして、事業者の育成は一定程度進んでいると考えてございます。

○**33番（細木良君）** 設計事務所が14、工務店15ということですが、高知市外の業者が少ないと思いますので、ぜひこれからもよろしく願います。

低コスト工法のさらなる普及に向けての課題を土木部長に伺います。

○**土木部長（荻野宏之君）** 低コスト工法で施工できる事業者数が地域によって偏りがあることが課題でございまして、事業者数が少ない市町村におきましては、耐震化の実績が伸び悩んでいる要因の一つとなっております。

このため、県では、特に耐震改修の実績が少ない市町村と協力をいたしまして、地域の事業

者向けに耐震化や低コスト工法に関する勉強会を開催してございます。その結果、耐震改修の増加につながった市町村も見られますことから、引き続きこれらの取組を進めまして、さらなる低コスト工法の普及に努めてまいりたいと考えてございます。

○**33番（細木良君）** よろしく願います。高齢化の進展により、いつまで自分のこの家に住むことができるのか、子供が帰ってくる見込みもない、そんな中、費用をかけ耐震化することにちゅうちょする県民もおいでます。さらに少ない費用で命を守る耐震シェルターの設置支援などを求める声もありますので、ぜひこれも御検討いただきたいと思います。

現在、耐震改修制度の対象家屋は、旧耐震基準の1981年以前の建物に限られています。1982年以降の建物も、建築され40年が経過し老朽化しています。

国交省の住宅局が行った熊本地震での木造建築物の被害の状況調査では、旧耐震の1981年5月以前は倒壊28.2%、大破17.5%、新耐震基準の1981年6月から新々耐震基準前の2000年5月までの建造物では倒壊8.7%、大破9.7%となっています。今回の能登半島地震の倒壊状況は、まだ詳細が報告はされていませんが、昨年からの群発地震による家屋へのダメージもあり、1982年以降の建物も倒壊被害が想定をされています。

徳島県では、耐震改修の対象家屋を、2000年5月31日以前の家屋にまで範囲を広げています。あくまで旧耐震基準の家屋改修が優先と思いますが、耐震改修助成制度の対象を新々耐震基準である2000年以前の家屋まで拡充する考えはないのか、土木部長に伺います。

○**土木部長（荻野宏之君）** 県の耐震改修助成制度につきましては、現時点では、倒壊する危険性の高い旧耐震基準の木造住宅を優先し進めてございます。

今回の能登半島地震におきましては、新耐震基準で建築されたと推定されます木造住宅の被害も報道されておりますが、現在のところ、倒壊した建物の詳細につきましては明らかになってございません。県といたしましては、今後の国の調査結果を踏まえまして、2000年以前の住宅への助成制度の拡充を検討してまいりたいと考えております。

○33番（細木良君） 今なお現地では1万人を超える方々が避難所で生活をされています。寒さ対策、民間頼みの食支援、劣悪な避難所環境など課題は山積しています。避難所の環境整備については、災害救助法を徹底活用し、食材費の引上げなど、特別基準を設定し改善することなどが必要だと思います。

災害関連死は、東日本大震災でも熊本地震でも、障害者手帳を持っていた人の割合がそれぞれ21%、28%と高くなるなど、災害時には弱い立場の方へのリスクが際立っています。前回の質問で取り上げましたが、福祉避難所、子供福祉避難所の指定を急ぐこと、避難所で生活することが困難な障害者で避難所以外の自宅や車中泊などで避難している方などへの支援など、誰一人取り残さない取組が重要です。

能登半島地震では、震災関連死を防止する目的で、石川県が初めて1.5次避難所を開設しました。自宅や学校避難所からホテルなどへの2次避難所までの中間的位置づけとして、短期的な運用を想定したものです。対象となるのは、高齢者や障害者、未就学児童の家庭など、福祉避難所的な受入れを行っているようです。

1.5次避難所について県としても導入を検討すべきと考えますが、知事に所見を伺います。

○知事（濱田省司君） お話のございました1.5次避難所につきましては、今回の能登半島地震で石川県が初めての試みとして取り組まれたものでございます。本県では、そうした性格のもの

でもありましたので、この1.5次避難所を想定した準備は今までしておらなかったところがございます。その準備の必要性も含めて検討を行う必要があると思います。

今回の石川県の場合は、能登半島地震のエリアでは大変大きな被害でございましたけれども、金沢市のエリアは比較的被害が少なかったと。その中で、広域的な避難の言わば準備段階としての1.5次避難所をつくろうという流れになったということだと思います。南海トラフ地震の場合、かなり広域で相当な被害が想定されるということ、あるいは広域避難の準備がどの程度進んでいるかということによってその必要性が異なってくるという、そういった点の詰めも必要だと思っております。

そういう意味で、この準備の必要性も含めまして検討を行い、必要となった場合には、石川県で課題となっておりました専門職の人材確保や資機材、マニュアルの整備、こういった準備を進めてまいる考えであります。

○33番（細木良君） 先月開催された県防災関連製品フォーラムで、石川県に派遣された四万十市の職員さんが、報告の中で1.5次避難所の課題として、介護スタッフの離職が多くスタッフが不足していること、プライベートルームをつくるためのテントや段ボールベッドなどが不足をしていた、2次避難所のホテルの活用期限が終了すれば仮設住宅の建設の遅れもあって1.5次避難所にまた戻るといった可能性も出されておりました。

本来は、建設型仮設住宅の早期の着工、みなし仮設住宅の確保、繰り返しになりますが、福祉避難所の確保です。県が今回初めて石川に派遣をしたDWA T支援スタッフからの検証などを基に、震災関連死を防ぐために1.5次避難所の検討をお願いしたいと思います。

内閣府、高齢者・障害者等の個別避難計画に

関する防災と福祉の連携についての取りまとめでは、個別計画作成について、都道府県の関与により管内の市区町村の事例や経験の共有が図られること等により、市区町村の取組が標準化をされ、単独での取組と比較して効果的・効率的な実施が期待される、都道府県の役割は重要であり、都道府県と市区町村で対応について検討し、特に人材育成や関係団体との調整など広域的に取り組むことが効果的・効率的となる事項については、都道府県の関与による個別計画作成促進の取組の実施を検討することが期待されるとしています。

個別避難計画作成の遅れている自治体への県の支援の強化とともに、避難された後、震災関連死や症状の悪化を防ぐためにも災害時個別支援計画の作成、求められています。難病患者さん等の災害時個別支援計画の作成状況について健康政策部長に伺います。

○健康政策部長（家保英隆君） 県では、平成27年度に、医療ケアの中断が命に関わる方を支援するため、南海トラフ地震時重点継続要医療者支援マニュアルを策定しました。支援の対象となる方は、在宅で人工呼吸器を使用している方や在宅酸素療法を行っている方などで、市町村に災害時個別支援計画の具体的な作成方法を示し、個別避難計画と併せて作成するように要請しております。

令和5年9月1日現在では、市町村が把握している人工呼吸器使用者65人のうち31の方が作成済みで、同様に在宅酸素療法の治療の方は522人のうち83人が作成済みとなっております。個別支援計画の作成を加速化すべく、引き続き市町村に対して働きかけを強めてまいります。

○33番（細木良君） 今回の地震では、大規模停電が発生し今なお停電のところもあると思います。できるだけ早期に100%作成できるように、よろしくお願いします。

助かった命を守るため、シームレスに医療・福祉的ケアにつなげるように、高齢者や障害者、乳幼児など避難生活で配慮を必要とされる方々について、個別避難計画にその配慮すべき内容を記載しておくべきではないか、子ども・福祉政策部長に伺います。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 個別避難計画は、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害のある方などがどのような避難行動を取ればよいか、あらかじめ作成する避難のための計画です。国が定めた個別避難計画の必須の記載事項には被災した後の避難生活に係る事項はありませんが、個別避難計画を作成する際に避難生活における支援について検討しておくことは重要な視点だと考えております。そのため県では、平成25年に県が作成した災害時要配慮者の避難支援の手引において、避難生活を支援する避難生活支援者をあらかじめ決めておくことの必要性を記載し、市町村や関係者に対して助言をしてまいりました。

県としましては、命を守るために避難することを最優先とし、引き続き、まずは国が定める必須事項を記載した個別避難計画の作成を市町村に促してまいります。その上で、今回の能登半島地震における課題も検証し、避難生活での支援について、個別避難計画への記載も含め検討してまいります。

○33番（細木良君） よろしく申し上げます。

文科省は、学校体育館の空調設備について、災害発生時において地域の避難所としても利用される既存体育館への空調設備の設置については校舎の空調設備の設置が進むにつれ設置計画の検討が進むと考えられる、断熱性能を確保した上で空調を設置するなど各地方公共団体においても対策を検討していただいた上で、引き続き教育環境改善に取り組むと方向性を示しています。

全国的な設置率はまだ10%未満のようですが、猛暑による熱中症対策、指定避難所として活用される体育館に空調を設置する自治体が増加をしています。床面幅射方式などランニングコストを抑える方法や、停電時でも稼働できる動力源の確保などを開発されているようです。

利用できる財源として、学校施設環境改善交付金、緊急防災・減災事業債があります。学校施設環境改善交付金は、空調設置経費の2分の1を国が補助するもので、期限は2025年度までとなっています。対象工事費は下限400万円、上限7,000万円で、地方負担分は防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債を充てることができます。

こうした有利な交付金もぜひ活用していただきたいと思いますが、県内の学校体育館の空調設置状況について教育長に伺います。

○教育長（長岡幹泰君） 体育館に空調が設置されている本県の学校数は、令和6年2月末現在で、県立学校は5校で設置率は11.1%、市町村立学校は同じく5校で設置率は1.8%となっております。

○33番（細木良君） 県立学校の今後の空調設置計画について教育長に伺います。

○教育長（長岡幹泰君） 体育館に空調が設置されていない40校について、令和4年度に計画を策定し優先順位をつけて設置を進めるようにしております。まずは、災害時に要配慮者の避難所にもなる特別支援学校を優先し、本年度から順次進めているところであります。

本年度は、盲学校、高知ろう学校、日高特別支援学校、山田特別支援学校の実施設計を行っております。また、来年度は、本年度実施設計を行っている4校の設置工事と、中村特別支援学校及び山田特別支援学校田野分校を併設する中芸高校について実施設計を行う予定としております。

○33番（細木良君） 愛知県は、2024年度、来年

度から2027年度までの4年間で、全ての県立高校の体育館、武道場に空調を完備する方針を決定されています。体育館については、教育委員会の所管ではありますが、知事部局としても先ほど紹介しました交付金などを積極的に検討して、前倒しで設置の検討を進めていただきたいと思いますので、知事、よろしくお願ひいたします。

能登半島地震でも、仮設住宅の着工が遅れています。特に土地の確保が困難なことが報道されていますが、高知県も同様の課題に直面しています。公有地のみでは限界であり、農地など民有地の確保が必要です。L2クラス想定時の仮設住宅の必要戸数は7万7,000戸、現在4万6,000戸が不足で、面積としては約460ヘクタール不足している状況です。

農家が所有する農地について、農家やJAなど、地方自治体と災害発生時の避難空間、延焼遮断機能、仮設住宅建設用地、資材置場、生鮮非常食の調達及び防災訓練の実施場所等として利用する内容で協定、登録する防災協力農地制度があります。

県内の防災協力農地の協定、登録の現状について農業振興部長に伺います。

○農業振興部長（杉村充孝君） 防災協力農地制度は、事前に登録した農地を発災後に仮設住宅の建設用地に利用することを目的として、都市計画法に基づく都市計画区域内の農地が対象とされております。また、登録された農地で行う防災訓練の費用などに対しまして国の支援事業が設けられておりますが、市街化区域に対象が限られており、県内の自治体では、高知市、南国市、香美市、いの町の4市町の農地のみが該当します。

現時点で、高知市とJA高知市との間で災害時における米の優先提供に関する協定が締結されておりますほか、南国市において2名の農家

が所有する30アールの農地が防災協力農地として登録されております。

○33番（細木良君） まだまだ少ないようですが、今後協定、登録を増やす上での課題について農業振興部長に伺います。

○農業振興部長（杉村充孝君） このたびの能登半島地震を踏まえますと、防災協力農地制度は、建物が密集する市街化区域における、早期の復旧に向けた有効な取組の一つであると考えております。

今回、市街化区域を定めている高知市などの4市町に確認したところ、農業振興面で業務に直接関係しないこともありまして、いずれの市町も農業担当部署の職員に制度そのものが知られていなかったということが分かりました。

南海トラフ地震対策は、県、市町村が全部署を挙げて取り組むべき課題でありますことから、まずは4市町に対しまして国の支援事業を含めた制度内容や先行する他県の事例などをしっかりと周知してまいります。

○33番（細木良君） 田畑の原状復帰が難しいことや農家のメリットが少ないなどの課題もあるとお聞きをしています。先ほど、謝礼金などの交付のことも話されましたが、県独自で、市町村独自で、そうしたメリットなども検討していただきたいと思います。

続いて、民有地の確保状況はいかがでしょうか、土木部長に伺います。

○土木部長（荻野宏之君） これまで、建設候補地としての民有地の把握につきまして、市町村と連携して取組を進めており、昨年12月末現在で目標の460ヘクタールに対しまして270ヘクタールとなっております。

○33番（細木良君） 確保の目標達成に向けて土木部長に今後の課題を伺います。

○土木部長（荻野宏之君） 特に多くの仮設住宅が必要となります都市部におきまして、建設候

補地が十分に把握できていないことが課題となっております。

このため、これまでの市町村と連携した取組に加えまして、議員からお話のありました防災協力農地について農業振興部と連携するなど、建設候補地の目標達成に向けた取組を一層進めてまいりたいと考えてございます。

○33番（細木良君） 南海トラフ地震発生後も、災害復興住宅建設までの間、長期にわたって仮設住宅で居住することも想定しなければなりません。帰宅困難地域に自宅がある場合や住宅再建が困難な高齢者など、そのまま居住する選択を望まれる方も多いのではないのでしょうか。長期間居住するためには、プレハブ仮設ではなく、居住環境のよい県産材を使用した木造仮設住宅を大量に供給できる体制も望まれます。

現在、事前復興まちづくり計画作成が県内の自治体で取り組まれ、県も支援していますが、仮設住宅について、復興受入れ住宅として再利用することと併せ、希望される方においては継続して居住できるような仮設住宅の活用方法について検討すべきと考えますが、土木部長に所見を伺います。

○土木部長（荻野宏之君） 住宅再建が困難な方を受け入れる住宅として仮設住宅を再利用することにつきましては、被災者の安定的な住まいの確保に有効な手段の一つと考えてございます。平成28年の熊本地震におきましては、住宅再建が困難な方に対しまして仮設住宅を再利用した市町村があることが分かっております。

県といたしましては、このような事例を担当者会等を通じまして市町村と共有しているところでございます。引き続き、市町村と連携いたしまして、再利用を考慮した仮設住宅の構造や建設候補地の選定につきまして検討していきたいと考えております。

○33番（細木良君） 続いて、教育行政について

お伺いをします。

教職員の働き方改革として、昨年9月議会で余剰時数削減の問題を取り上げました。この間、県内の教育現場で変化が起こっていますので、順次伺います。

現在、県内では、土佐町町議で教育研究者でもある鈴木大裕さんの呼びかけによって、党派を超え、「高知（若手）教職員と議員のつどい」が定期的に行われ、教職員の声を聞きどう議会で生かしていくのか、意見書の提出や余剰時数削減について熱い議論が交わされ、私も参加させていただいています。参加した教職員は、議員さんが各議会で取り組んでいることに励まされた、熱心に質疑、発言される議員さんの姿勢に感激しました、立場を超え共に語り合うことでの気づきがあり現場でのやる気が湧いてきましたなどの感想が寄せられています。

昨年12月議会では、参加している議員メンバーを中心に県内12の自治体議会で同時多発的に余剰時数問題が取り上げられました。その中で、余剰時数の多さが県全体の問題であること、そしてその背景には余剰時数を看過してきた県教委の体質も関係していること、始業前や下校前の時間の補習を授業時間にカウントしない隠れ授業時数があること、余剰時数を学校行事の時数に移行することで対応するように隠蔽までしていた自治体があることが判明しています。

県内の地教委におけるこうした余剰時数の実態を県教委として把握していたか、教育長に伺います。

○教育長（長岡幹泰君） 市町村立小中学校の教育課程につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、学校を所管する教育委員会が管理することとされております。このため県教育委員会としましては、全ての市町村立小中学校の授業時数を調査はしておりません。

ただ、4年ぶりに国が実施をいたしました、令和4年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査の結果から、県内の公立小中学校におきましても標準授業時数を大幅に上回っていた学校が一定数あることを認識したものでございます。

○33番（細木良君） 学力向上のために以前県が委嘱した教育研究者が、余剰時数の積極的活用や、夏休みを短縮して加力学習に充てるようアドバイスを行っていたと、そんな実態もあったとお聞きをしていますが、夏休みを大幅に短縮している学校については実態を把握しているのか、教育長に伺います。

○教育長（長岡幹泰君） 県教育委員会としまして、年度当初に県内全ての市町村立学校の始業式等の日程について情報提供をいただいております。夏休みの期間につきましても把握をしているところであります。その中で、学校によっては、夏休みを短縮し各学期の初めの1週間を半日授業としている学校があることは承知をしているところであります。緩やかな学期スタートとすることで、休み明けの児童生徒の心理的な負担の軽減や教員の多忙化解消につなげているというふうに向っております。

○33番（細木良君） 逆行しているように思えますが。

高知市はじめ、この3学期から水曜日は5時間授業に変更されるなど、授業時数削減を年度内に迅速に対応したことは評価できます。

来年度に向けて、文科省通知に基づき教員の働き方改革として余剰時数をどのように抜本的に削減していくのか、教育長に具体的に伺います。

○教育長（長岡幹泰君） 昨年9月の文部科学省の通知を受けまして、翌10月には市町村教育長を対象とする研修会で、また11月から12月にかけて市町村の指導事務担当者会で、授業時数等

についての通知内容について周知をいたしました。あわせて、改善を図るよう指導を要請してきたところであります。

その上で、来年度の教育課程の編成が確定する前のこの年度末におきまして、再度、授業時数について、標準の授業時数を大幅に超えることがないように注意喚起を行ってまいります。また、新年度に入り、市町村教育委員会におきまして各校の教育課程の編成状況をチェックの上、御報告いただき、県として確認するようにしております。

○33番（細木良君） 現在、教育課程、来年度の編成をされている途中だと思いますが、余剰時数70だったら構わないということではなくて、できるだけ標準時数に近づけるように、県教委としてもしっかりと地教委と協力しながら進めていただきたいと思っております。

教員の長時間労働を改善するためには、自治体が押しつけている不要不急の業務削減も重要な課題ですが、県教委が起点となって学校に大きな負担を強いている県版学力テストについて伺います。

全国の都道府県別の学力テストの実施状況は、平成30年以来文科省は調査していませんので、今回、議会事務局に依頼し、昨年度令和4年度の全国の県版学テについての実施状況を調査していただきました。昨年度実施していなかった都道府県は、小学校で15、中学校で14となっています。実施しているところでも悉皆制ではなく希望制のところも見られます。

あわせて、実施していない理由も伺いました。複数県の回答ですが、「学力の定着度の把握は全国学力調査で十分で、独自調査の必要性はない」、「全国学テの結果を施策に反映することに注力する必要があるため、やらない」、「各校がPDCAサイクルを確立する様子が見られたため中止をした」、「学校負担軽減のため」。静岡県では

「県独自で実施する必要性を感じない。調査に時間をかけるよりも、日頃の子供たちの学習指導や教師の授業改善に時間をかけることが重要と考えており、県としてもそちらに力点を置いているため」。

また、様々出されていますが、奈良県などは「平成27年度から3年間にわたって県内小中学校児童生徒の学力・学習状況をよりきめ細かく把握、分析して、指導の効果、課題を検証し、学力等の向上のための方策を探る資料とするため実施してきたが、調査結果から、学力と学習に対する意欲や興味関心との間に強い相関関係が見られることから、児童生徒の学習状況を把握し指導に生かすことで学力の向上が図られると判断したため中止をした」というようなところもありますし、「全県で学力調査をすることによって競争教育、競争をあおることになるからやっていない」というような回答も寄せられています。ちなみに、青森県は、来年度から教員の働き方改革を進めるためという理由で県版学テを中止するとのことでした。

また、費用についても伺いましたが、悉皆か希望制か、対象学年と児童数により大きく変動はしますが、最少は茨城県の70万円、最大は大阪府の6億円となっています。高知県は3,450万円です。県教委にも報告書をお渡ししていますので、教育長も目を通していただけたと思いません。

毎年多額の費用をかけ、学校、教職員、子供に大きな負担をかけてまで県版学テを実施する理由を教育長に伺います。

○教育長（長岡幹泰君） 高知県学力定着状況調査は、小学校4年生、5年生、中学校1年生、2年生を対象に実施し、各学年で身につけるべき学力の定着状況を把握して、一人一人の子供の強みや弱みを強化、補強した上で、次の学年へ進級させようとするものであり、あわせてこ

の調査結果を教員や学校の授業改善に資することを大きな目的として実施をしております。また、全国学力・学習状況調査と併せて実施することで学力の定着状況を子供の経年で把握することができ、児童生徒一人一人に応じたきめ細やかな学習支援が可能となり、本県児童生徒の学力向上につながるものであり、そうしたことから実施をしているところであります。

○33番（細木良君） 費用について、通告はしていませんがお聞きをしますが、お隣の徳島県は、悉皆で県と同じ、対象学年も同じ、科目は若干少ないですが、費用は225万円です。なぜこんなに高知県と費用の格差が生まれるのか、教育長に説明していただきたいと思っております。

○教育長（長岡幹泰君） 徳島県がどのような実態でそのような金額になっているのか、そこは承知しておりませんので、この場でお答えすることはできないと思っております。

○33番（細木良君） 昨年度、国民大運動高知県実行委員会と県教委が交渉した結果がホームページにアップされています。県版学テを実施する目的として、児童生徒の学力の定着状況を調査、把握し、授業改善や学力向上対策のPDCAサイクルを確立していくため、また各校の教育活動の質の向上を図るため必要であると記載をしています。しかし、授業改善や授業準備の時間さえ取ることができないほど学校現場は時間的余裕が今ないのが実態ではないかと思っております。

県版学力テストに参加するかどうかは毎年地教委に確認しているとお聞きしていますが、参加しない選択もあるのか、教育長に伺います。

○教育長（長岡幹泰君） 高知県学力定着状況調査への各学校の参加につきましては、先ほど議員がお話しいただいたように、各市町村教育委員会に意向を確認した上で実施をしております。これまで全ての市町村が参加してござって

り、本調査の趣旨を理解し適切に判断いただいているものと考えております。

県教育委員会としましては、これからも本調査の趣旨を引き続き丁寧に市町村教育委員会に対して説明していくこととしており、その上で、参加、不参加につきましては、各市町村において適切に判断いただけるものと考えております。

○33番（細木良君） 現場の声を紹介します。県版学力テスト前に過去問の練習が常態化しており貴重な授業時数が奪われている。教科書はどうでもえいき過去問をやらせて結果を出してほしいと言われた先生もおいでます。業者に委託しているものの、自校採点が常態化するなど教職員の労力も時間も取られています。また、テストの結果は学校間競争にも使われており、結果が悪かった場合指導主事の訪問対象となり、試験対策の押しつけとなっているようです。

悉皆調査で行うテストは学力のごく一部であるにもかかわらず、結果が学力の全てであるかのような扱いは、教育の意義が矮小化されているのではないか、学校や先生の序列化につながっているのではないか、私は大きな危惧を抱いています。

先日、不登校問題を扱ったNHKの番組で、子供たちは競争を求められる窮屈さを訴えていました。国連子どもの権利委員会から日本政府に対する勧告を紹介します。

本委員会は、日本の学校制度が並外れて優れた学力を達成していることを認識するものの、学校及び大学の入学をめぐる競争する子供の数が減少しているにもかかわらず、過度な競争への不満が増加し続けていることに留意し、懸念をする。本委員会は、高度に競争主義的な学校環境が、就学年齢にある子供の中のいじめ、精神的障害、不登校・登校拒否、中退及び自殺の原因となることを懸念する。また、子供間のいじめと闘うための努力を強化すること、及び

いじめと闘うための措置の開発に当たって子供の意見を取り入れることを勧告する。あまりにも競争的な制度を含むストレスフルな学校環境から子供を解放することを目的とする措置を強化することなど、重要かつ強い勧告が日本に対して行われています。真摯に受け止めることが必要ではないでしょうか。

過度な競争教育の是正、教員の働き方改革を進めるため、県版学力テストの中止を求めます。教育長の所見を伺います。

○**教育長（長岡幹泰君）** 先ほども高知県学力定着状況調査の目的については述べさせていただきましたが、本調査は、競争を助長するものではなくこの結果を一人一人の児童生徒の学力向上に生かすものであり、また学校や市町村教育委員会、さらに県教育委員会において、それぞれに授業改善や教育施策のPDCAサイクルを回すために活用するものであります。現時点におきまして、子供たちの学力向上や学校等の授業改善等に有効で必要なものと考えており、今後も継続していきたいと考えております。

○**33番（細木良君）** 教員の働き方改革については、国はサポートスタッフの配置拡充など安上がりの対応のみで、教職員の抜本拡充はないままです。これでは、担任が足りない、教頭が授業をする、産休・育休の穴が埋められないといった教員不足は解決されないと思います。少人数学級のさらなる推進、教員の授業の持ちこま数を軽減すること、義務標準法の乗ずる数の見直しなど、抜本的な教職員定数の改善が必要だと思えます。

一問一答に慣れていないので、ちょっと時間が余りますが、最後に。県の議事堂の前には、初代高知県議会議長、衆議院議長、立憲政治の父と言われる片岡健吉像があります。今年、生誕180年の節目の年となっています。片岡健吉氏は、衆議院議長在職中、59歳で生涯を終えてい

ます。私は、馬齢を重ね、先日還暦を迎えました。自由民権家として活躍し人格高潔の政治家片岡健吉さんの足元に到底及びませんが、これからも県民の命と暮らしを守り抜くため努力していきたいと思えます。

今年度で退職される、私と同年代の部長も多いとお聞きをしています。長年にわたり県勢発展のために大変な御尽力をいただきました。今後も新たなステージにおいてますますの御活躍を祈念いたします。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○**議長（弘田兼一君）** 以上をもって、細木良議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

午前11時45分休憩



午後1時再開

○**副議長（今城誠司君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

坂本茂雄議員の持ち時間は40分です。

31番坂本茂雄議員。

○**31番（坂本茂雄君）** まず最初に、能登半島地震で犠牲になられた方々にお悔やみを申し上げますとともに、被害を受けられた被災者の皆様にお見舞いを申し上げます。

これから南海トラフ地震対策に関する質問が続きますが、これまでの質問となるだけ重複を避けながら、順次質問をさせていただきたいと思えます。

まず、知事は、能登半島地震を決して人ごとではない事態だと認識していると述べられていますが、我が事、自分事化して南海トラフ地震

対策を進めていただきたいとの思いで、知事にお伺いします。

朝日新聞2月3日付の能登半島地震・全国知事アンケートに答えられたことを踏まえてお聞きしますが、今回の地震では主に高齢化率50%前後の自治体で被害が拡大しました、高齢化や人口減少で自治会や町内会などコミュニティの担い手が少なくなる中、災害時の住民による共助の仕組みが困難になっていると思うかとの質問に、そう思うと答えられ、今後どのような対応が必要だと考えているのかとの問いには、被害を減らすには地域での共助が重要だと考えている、そのため本県では共助の取組の一環として市町村と連携して個別避難計画の作成を推進している、また共助の要となる自主防災組織について、担い手不足により活動が停滞している中山間地域に若い力を入れていくことが地域の支え合いの力を強化することになり、結果的に防災面でも大きな役割を果たすと回答されています。

しかし、中山間地に限らず、若い力の住む都市部の地域でも、自主防災組織の担い手不足に頭を痛めている地域は多くあります。どのような若い力が防災の担い手になると考えられているのか、知事にお聞きします。

○知事（濱田省司君） 南海トラフ地震が発生いたしました場合には、自主防災組織が共助の活動の要となりますけれども、御指摘もありましたように、高齢化あるいはリーダーの担い手不足などによりまして活動が停滞している地域も少なくないということだと思います。

この課題に対しまして、これも御紹介いただきましたように、中山間地域再興ビジョンによりまして定着、増加を図ろうとしております県外からの若い移住者の方々あるいは地域おこし協力隊の方々、例えばこういった方々が防災の面でも地域の担い手になり得るというふうに期

待をいたしております。さらには、職場の勧めなどもありまして防災士の資格を取得しておられますけれども地域の自主防災活動にはまだ参加しておられない、そういった防災士の方々もおられると伺っておりますので、こうした方々も担い手として考えられると考えます。地域の防災活動への参加をこうした方々にも呼びかけていきたいというふうに考えます。

さらに、このような方々に加えまして、特に中山間地域で高齢化が進んでおりますと、60代でもまだまだ若手といったような地域も少なくないということだと思います。そうした意味で、定年後も活動されている方々など、幅広い年齢層の方にこの自主防災活動への参加を促しまして、新たな人材の確保につなげてまいりたいと考えております。

○31番（坂本茂雄君） 今言われた方々が本当に地域で平時はその地域の支え合いの仕組みの中で頑張られる、そして有事の際には防災の担い手になっていくというふうなことをどうやって育成していくのか、それがこれから問われると思うんですね。そこのところはぜひしっかりと育成していく取組を地域地域で強化していただく、そのことを要請しておきたいというふうに思います。

知事は、来年度は先進的な取組を行う企業や団体を訪問するほか、若者と意見交換を行うなど、県政の重要テーマに関して話を聞くとのことですが、話を聞かれる重要テーマの中には当然南海トラフ地震対策も入っているとは思いますが。

その場で訪問自治体ごとの災害リスクを丁寧にヒアリングし、防災町歩きや共助の担い手との意見交換をし、南海トラフ地震対策第6期行動計画に市町村ごとの課題解決を図るための取組を盛り込むべきだと考えますが、知事、いかがでしょうか。

○知事（濱田省司君） 2期目におきますいわゆる「濱田が参りました」におきましては、従来の市町村訪問に加えまして、新たに先進的ないしは県政の課題解決につながる取組を行っております企業、施設などへの訪問も行いたいというふうに考えております。

この市町村ごとの訪問におきますテーマでございますが、市町村ごとに優先すべき課題は異なっておりますので、意見交換のテーマあるいは現場訪問の視察先は、現場市町村の実情が最も分かっております市町村のほうの意向を尊重し決定してまいっておりますし、今後も基本はそうした方向で考えたいと思います。そうした中で、市町村によって、この南海トラフ地震対策をテーマとして意見交換あるいは現場訪問を行うということを希望される団体も当然あると考えるので、そうした団体については市町村と具体的なやり方を調整していきたいと考えております。

網羅的に市町村ごとの南海トラフ地震対策に関する課題解決を図っていくということに関しましては、引き続き総合防災対策推進地域本部も通じまして地域の声を聞き、また実情を把握しまして、新たな行動計画への反映を行ってまいりたいと考えております。

○31番（坂本茂雄君） 地域本部を通じて聞かれるというのは、それはそれで在り方としてはあるんだろうとは思いますが、知事自身がやはり直接聞くということが私は大変重要ではないかというふうに思います。

そういった意味では、大変タイトな日程だとは思いますが、例えば別日程を取ってでも、災害リスクを抱えた沿岸部の自治体は、ぜひ南海トラフ地震対策に関する住民の意見を聞きたいとかいうふうなことを県の側も申し出て市町村と意見調整をするとかいうことはする必要はないでしょうか、知事にお聞きします。

○知事（濱田省司君） 各市町村の実情は様々だと思いますので、一律にということでは必ずしもないと思いますけれども、私のほうでもいろいろな形で南海トラフ地震対策関連の様々な分野での課題に県政の中でも直面いたしますので、必要に応じて、お話しいただきましたような、県のサイドから、おたくの市町村でこういった話が聞きたいということも含めて調整をしていきたいと思っております。

○31番（坂本茂雄君） ぜひよろしくお願ひします。

次に、能登半島地震からは教訓化できない長期浸水対策と津波火災対策における本県の進捗状況についてお伺いします。まず、長期浸水対策について土木部長にお伺いします。昨日、西内議員には、長期浸水域内の救助救出計画を見直す前提として、海岸、河川の堤防や道路等のハード整備の進捗状況を踏まえた再検証が今年度行われると危機管理部長が答弁されていましたが、その再検証が遅れていると聞きます。何が要因なのか、お聞きします。

○土木部長（荻野宏之君） 長期浸水の検証に当たりましては、最大クラスの津波が堤防を越えたときに被害を受けた堤防がどの程度機能するかという点が、浸水範囲や止水・排水の日数を算定する上で重要な要素となっております。しかしながら、現在その点につきまして確立された評価方法がないため、堤防の形式など評価に必要な条件設定に時間を要したところであります。

加えまして、有識者の助言を踏まえて、東日本大震災での堤防の破壊事例について情報を収集・分析する作業も追加されたところでございます。このことにより、当初計画である本年3月の完了が困難となっている状況でございます。

○31番（坂本茂雄君） 検証を終えて結果を公表できる目途はいつ頃になる見込みか、併せて土

木部長にお聞きします。

○土木部長（荻野宏之君） 本年の5月末までに検証結果を取りまとめまして、その後、6月に公表を予定してございます。

○31番（坂本茂雄君） 続いて、津波火災対策について危機管理部長にお伺いします。高知市タナスカ地区、中の島地区の石油・ガス施設の地震津波対策について、現状では近隣地区住民にとって津波火災への不安が解消されておらず、県としても津波火災リスクの回避としてタナスカ地区の護岸かさ上げの詳細設計を行っており、調整ができれば地域へ説明するとされていますが、目途はいつ頃となるのか、お聞きします。

○危機管理部長（中岡誠二君） 現在、国と、工事によって影響を受けるタナスカ地区の石油・ガス事業者との間で、施工の手順でありますとか工事の支障となる配管設備の移設などについて協議を行っているという状況でございます。工事の施工時期については、こうした協議を経まして国によって予算化され決定するものというところがございます。その時期について国に確認しましたところ、早ければ令和9年度ということをお聞きしておりまして、地域への説明もその頃になる見込みでございます。

○31番（坂本茂雄君） 早くても令和9年度。ちょっと、もっと早くならないかなというふうな思いがしますけれども、ぜひ調整等も加速化しながら進めていただきたい。現場は大変な心配の種でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、中の島地区での対応はどのように考えられているのか、危機管理部長にお聞きします。

○危機管理部長（中岡誠二君） 中の島の護岸事業につきましては、県が石油・ガス事業者との間で、同じく施工の手順でありますとか工事の支障となる配管設備などの移設などについて協議をしてございます。施工時期につきましては、

こうした協議を踏まえまして予算化して決定いたしますが、その時期は早くても令和7年度以降ということがございます、説明もその頃になる予定でございます。

○31番（坂本茂雄君） いずれにしても、この長期浸水対策、さらには津波火災対策というのは、能登半島地震では起きなかった被害ではありますけれども、東日本大震災ではこれは起きている事例でありますので、ぜひ、それ以降もう13年たっているわけですから、もっともっと加速化していただきたいということをお願いしておきたいと思ひます。

続きまして、広域避難について知事にお伺いします。今回の能登半島地震では、災害関連死を防ごうと、厳しい環境の被災地の避難所から石川県南部の宿泊施設などに移る2次避難などが取り組まれましたが、バスに乗るまで行き先が分からないとか、コミュニティーごとの避難が困難であるとか、今までの教訓が生かされないなどの課題があったことも明らかになっています。

県内の避難者は21万6,000人と想定される中、避難所不足が大きな課題である高知市などでは、今まで以上に広域避難の必要性が改めて確認されています。県地域防災計画では、第2節、広域避難体制等の整備として、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結する等、発生時の具体的な避難及び受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努めます、市町村域を超えて避難者を受け入れるための広域的な調整を行いますとされています。

高知県の想定される実態を見たとき、一時的避難ではなく長期滞在を想定した広域避難の避難所、自治体の選択が急がれると思うのですが、どのように考えられているか、お聞きします。

○知事（濱田省司君） 御指摘の広域避難の場合

も含めまして、避難所におきましては、応急仮設住宅などが供給されるまでの間、長期間滞在していただくことも想定をしなければならないと考えます。また、議員から御指摘がありましたように、もともと県内でも、高知市をはじめといたしまして市町村単位で見ましたときに避難所の収容能力が不足をしているというところもございますので、そういった市町村におきましては市町村の区域を越えた広域避難が必要とされるという状況でございます。

さらに申しますと、この能登半島地震の実態を踏まえまして、現に備えていた避難所につきましてもライフラインの途絶などによりまして避難所として使えないといった結果、結果的に広域避難に頼らざるを得ないという場合が新たに生じてくるということも考えなければいけないと思っております。

そうしたことで、現在も広域避難所の確保に努めておりますけれども、いずれにいたしましても、発災後速やかに避難が実現できますように、長期滞在が可能な広域避難所を、できる限り多くの選択肢を確保していくということが必要だというふうに考えております。

○31番（坂本茂雄君） 先ほど知事も言われたように、あらかじめ指定していても、それが実際には被災後避難できるかどうかということが問われますので、そういった意味では、多様に、そして多く選択肢を構えておく、事前にそれをしておくということが必要だというふうに思いますので、ぜひその辺は強化していただきたいというふうに思います。

そして、この1月に高知市総合防災訓練の中、高知市下知地区と仁淀川町の間で広域避難訓練が行われました。この訓練を通じて、被災地域と避難先としての事前交流の必要性が認識されています。

今後とも、広域避難を実効性のあるものとし

て、事前交流によって避難者と受入先住民の顔の見える関係を築いておくことが、平時の地域間交流による地域活性化にもつながりますし、発災時の円滑な広域避難にもつながることとなる、事前交流に対する支援の在り方について知事にお伺いします。

○知事（濱田省司君） お話ありがとうございましたように、防災の活動に関しましては、平素から顔の見える関係性の構築ということが重要なポイントの一つだと考えます。したがって、お話がありましたような交流を通じまして避難先との意見交換、あるいは訓練などを通じて事前交流を行うということは意義があることだと考えます。このことは、発災時におきます住民同士の安心感につながりますとともに、災害への対応力の向上、さらには交流人口の拡大によります経済活性化といった効果も期待できることだと考えます。

このため、自主防災組織などが広域避難に関する研修会や訓練などを行いやすくすることをお考えまして、引き続き、県といたしましても、地域防災対策総合補助金によります財政的な支援を行ってまいりたいと考えます。

また、御紹介いただきました先進的な取組の一つであります高知市の下知地区と仁淀川町の事例につきましても、他の市町村にも紹介をいたしまして、いわゆる横展開につなげてまいりたいと考えております。

○31番（坂本茂雄君） 取組の有用性については知事も御認識いただいているということで、ただそれに対する支援の在り方としては総合防災補助金で、これはよくあるパターンなわけですが、自治体によって総合防災補助金の使い方が多少ありますので、そこは柔軟性があるということにはなるんですけども、やはりいろんな日頃の自主防災会活動の上限に加えてこういった新たないろんな取組が加わってくると

きに、それをさらに上乘せしていくとかいうようなことなんかも一つの方法でありますよということを、ぜひ自治体のほうにもそういった助言などもしていただければと思います。

続きまして、避難所等における生活環境の整備としてのトイレ対策について林業振興・環境部長にお伺いします。能登半島地震で、断水、停電、下水管の断裂という状況の中で、避難所における生活環境の整備の面で改めてクローズアップされたのがトイレ問題であります。熊本地震での調査によりますと、発災後3時間以内にトイレに行きたくなった人が38.5%、6時間以内で72.9%だったと言われており、水を飲むより早くトイレに行きたくなるという状況が迫られたとのことでした。

珠洲市で支援されている、高知市などと災害時支援協定を締結されているピースウィンズ・ジャパンの職員の方に2月段階で聞かせていただいたお話では、支援者が排せつした便も被災地から帰省する際に持ち帰っている、そういう現状がある。

また、トイレトレーラーが被災地に届き、うれしそうに使用していた被災者の皆さんの姿がテレビ画面に映っていたのを皆さんも御覧になったと思いますが、そのトイレトレーラーの災害派遣トイレネットワーク、助けあいジャパンの矢野忠義さんらの話を3月4日にオンラインで聞かせていただきました。誰もが使いたくないような避難所の汚物まみれのトイレ、高齢者が避難所で排せつを我慢して体調を壊して救急車で運ばれる姿、市立輪島病院の医師はおむつ着用で働いており、女性や子供たちは暗闇の中の仮設トイレに怖くて行けないという状況を見ると、避難所や災害拠点でのトイレ確保は命と尊厳を守る人権問題だと改めて痛感させられました。

本県として、今回の能登半島地震を踏まえて、

トイレ確保やその運営対策をどのように強化するのか、お聞きいたします。

○林業振興・環境部長（武藤信之君） 避難所でのトイレ対策といたしましては、発災直後の一時的な利用を想定して備蓄が可能な携帯トイレや簡易トイレなどの活用と、その後の一定期間の使用を想定した仮設トイレの設置がございませう。

携帯トイレなどにつきましては、各市町村において備蓄が進められているところであり、今後、その取組ができるだけ加速化されるよう働きかけてまいります。また、仮設トイレの設置に関しては、避難所ごとの必要基数や設置後のし尿の回収について、市町村のし尿処理計画で整理しておくことが必要と考えております。このため、現時点で計画が未策定の市町村に対しまして個別の相談対応などを行い、来年度中の策定につながるよう支援をしてまいります。

また、避難所でのトイレの運用につきましては、今回の能登半島地震においては、衛生管理や悪臭といった課題が報道されているところがございます。このため、既に整備されている避難所運営マニュアルにつきましても、トイレの使用法や使用後の携帯トイレの管理方法などの充実や訓練などを通じて運営の実効性を高めていくよう、市町村にも働きかけてまいります。

○31番（坂本茂雄君） 南海トラフ地震対策の本部会議のときにもこの問題は課題になっているというふうにお伺いしています。来年度中にはトイレ計画の策定を完了させるということですが、ぜひ実効性のある計画になるように、そういうふうにし町村と連携を取っていただきたいと思います。

避難所に避難した後、このトイレ問題がどう円滑に運営されるかによって、その避難生活がどういうふうになっていくか、続いての災害関連死までつながる可能性もあるというふうにし

いますので、ぜひそういった視点を持って取り組んでいただきたいということをお願いしておきたいと思います。

そういった中で、長期浸水域内の津波避難ビルなどでは、避難者が使用した簡易トイレの便袋などを長期にわたって建物内に大量に保管するという事態を迎えることとなります。この津波避難ビルなどにおける便袋の回収などについてはどういった検討がされているのか、林業振興・環境部長にお聞きします。

○林業振興・環境部長（武藤信之君） 津波避難ビルなどの緊急避難場所で発生するごみは、各家庭で排出されるごみと同様の取扱いとなります。議員御指摘の、避難者が使用した簡易トイレの便袋については可燃ごみに該当するため、原則として可燃ごみステーションに排出していただくなど、市町村ごとのルールに沿って対応していただく必要がございます。例えば、津波避難ビルの指定数が多い高知市では、被災状況に応じて浸水が解消され道路啓開ができた箇所から順次、腐敗性の高い可燃ごみから回収を行う計画であると聞いております。

この状況を踏まえますと、長期浸水区域内の対応を含めて、ごみ回収が開始されるまでの間の便袋などの回収方法について、課題もあると考えられます。このため、今後、危機管理部とも連携をいたしまして、高知市をはじめとする市町村と、こうしたことについて協議してまいります。

○31番（坂本茂雄君） 前段の答弁でしたら私は全然納得がいきませんでしたけれど、最後に、課題はあるという認識ということですので、その課題を解消するために早急に対応していただきたいということを申し添えておきたいと思えます。

続きまして、事前復興まちづくり計画の地区別計画の具体化について知事にお伺いします。

高知市をはじめ沿岸自治体では、南海トラフ地震発生後早急に復興事業に着手するための事前復興まちづくり計画策定に向けた取組を始められています。自治体の計画が策定された後は、対象地域の現状分析及び課題抽出や土地利用の検討など、地区別事前復興まちづくり計画が作成されることとなります。

知事は提案説明で、事前復興的な考え方に立って緊急輸送道路の整備や橋梁の耐震化といった防災対策を進めるために必要な財源確保対策の強化などについて、国に対して積極的に政策提言をすると発言されました。

各自治体でこれから策定される事前復興まちづくり計画の地区別計画につきましても、前倒しで具体化できるような財源確保もするべきではないかと考えますが、お聞きします。

○知事（濱田省司君） いわゆる事前復興まちづくり計画につきまして地域住民の皆さんと議論を進める中で、例えば高台移転に対します地域の機運が高まりまして、事前の移転について具体的な検討が進むということが今後想定をされると考えます。

現在、防災集団移転促進事業といたしました国の補助によりまして事前に実施できる事業もございますけれども、採択に必要な地元同意の要件に難しさがあるといったことから、必ずしも十分に活用されているとは言えない状況にあると考えます。そのため、この事業につきまして、全国知事会などを通じて政策提言を行ってまいりました結果、一定の要件緩和も図られているところでございます。

こうした事業を活用いたしまして、事前に事業を実施しようとする市町村に対しましては、その声を聞きながら、県として技術的なアドバイスを行いたいというふうに住みますし、さらにはこの事前復興のまちづくりの議論が進捗する中で、より具体的なニーズも顕在化をしてく

るということだと考えます。こういったものを踏まえまして、十分な財源の確保を含め、必要に応じまして国への政策提言を行ってまいりたいと考えております。

○31番（坂本茂雄君） ぜひ国への提言、少しずつ具体化しているということなんですけれども、もっともっと、事前に対策をすることが事後の復興をいかに早めていくかということにもなりますし、そのことが被害そのものを少なくしていくということにもつながると思いますので、今後とも取組をよろしく願いしておきたいと思っております。

続きまして、物資の備蓄をより住民に近い場所に分散備蓄させることについて危機管理部長にお伺いします。食料などについては、国からのプッシュ型支援が4日目以降になることを踏まえ、県と市町村では令和9年度までを目標に3日分の備蓄を取り組んでいるとのことですが、最悪を想定すれば、3日分どころか1週間分以上の備蓄が必要かもしれないことは想定しておくべきだと思われまます。

その上で、物資の備蓄についても、道路の寸断などにより必要な支援が行き届かなくなることが懸念されるため、県の備蓄を市町村の備蓄施設などに分散する取組を加速することに加え、市町村においても、地域の避難所や防災倉庫といった、より住民に近い場所への備蓄が進むよう支援を行うと、提案説明の中で知事は言われましたが、民間の津波避難ビルなどにも分散備蓄すべきと考えますが、どのレベルまで行うのか、危機管理部長にお尋ねします。

○危機管理部長（中岡誠二君） 高知市の長期浸水エリアでは、津波避難ビルなどに居住者や避難者が一定期間取り残されるということは、議員のお話のあったとおり想定されます。高知市では今、津波避難ビルに水やトイレなどの備蓄を進めていると聞いておりますが、ただスペー

スの問題があつてなかなか進まない、という課題も聞いてございます。

長期浸水エリアの津波避難ビルも含めまして、孤立が想定される地域などの住民に物資が確実に届くように、市町村の分散備蓄、より住民に近いところに物資が備蓄できるように、市町村と共に進めていきたいというふうに考えています。

○31番（坂本茂雄君） これ、随分議論されているんですけども、先ほど言われたスペースの問題などがあつてできないという実態もあるのは事実です。そういう中で、じゃあ何ができるのかということをごひ市町村のほうも現場と一緒に考えていけるように、またその事例としてアドバイスできることがあれば、県としてもアドバイスしながら進めていただきたい。方向性は、今回打ち出された方向性はいいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そういった長期浸水エリアで一定期間在宅避難を強いられる集合住宅では、断水、停電などライフラインの途絶の中で、在宅避難手法の支援を強化することが求められています。東京都では、災害による停電時でも自宅での生活を継続しやすい要件を満たしたマンションには、東京とどまるマンションとして登録されたマンション管理組合などを対象として、蓄電池や非常用発電機の確保の拡充補助が検討されています。

本県においても、長期浸水エリアで一定期間在宅避難を強いられる集合住宅に対して公助の支援策を講じることが必要ではないか、危機管理部長にお尋ねします。

○危機管理部長（中岡誠二君） 現在、自主防災組織として、持ち運びができる小型の発電機や蓄電池を整備する場合は、市町村と連携しまして地域防災対策総合補助金で支援をしてございます。

一方、お話のありました東京都の例でござい

ますけれども、マンションなどにおいて給水ポンプなどを稼働するために必要な発電機とか蓄電池を整備する場合、大型で費用も高額となると、現在の補助金では対応できないということは考えられます。このため、その必要性や支援の在り方につきまして、市町村と協議をしていきたいと考えております。

○31番（坂本茂雄君） よろしくお願ひいたします。

続きまして、先日も高知市で災害ケースマネジメント研修の講師をされた大阪公立大学院文学研究科人間行動学専攻菅野拓准教授らによって提唱されています災害対応ガバナンスという概念について紹介しながら、その在り方について知事にお願ひいたします。

災害対応ということ考えたとき、たまにしか起こらない災害に対して、平時に適応した組織体制を取っている地方自治体が災害対応を行うということは、まれなことでは慣れていない仕事に対し初めて対応しなければならないということになる場合が多いと思われまふ。

災害ごとに生じてきたその際の混乱を回避するためには、自治体だけで災害対応に立ち向かうのではなく、営利企業やNPO等のサードセクターの組織といった自治体以外の担い手も、活動するための体制や財源の公的な根拠を持って自律的に災害対応に参画する災害対応のマルチセクター化や、普遍的なものになった社会保障の制度体系の中に被災者支援を位置づけて、平時の社会保障の担い手たちが被災者支援を行う社会保障のフェーズフリー化によって対応することが求められています。そこでは、様々な担い手がある得意技に応じて自発的に対応し、その活動調整することによって、協働して災害対応を行うことが促されます。

災害救助法を中心として戦後すぐに定まった基本的な役割分担を現代に合うように見直し、

不得意な仕事までこれ以上自治体に押しつける災害対応をやめ、様々なアクターが得意技を発揮できる、言わば餅は餅屋の災害対応を日本社会に生み出さなければならないというのが、災害対応ガバナンスの概念であるというふうに思っています。

私は、高知県がこの間取り組んできた受援力を発揮させるためにも、平時から自治体、住民、サードセクターの顔の見える関係づくりの中で連携の仕組みが築かれておくことによって、平時の多様な行政サービスの提供や災害時の即応体制の確立が図られることになるものと思っています。

知事は、被災者の利益のために、国、都道府県、市町村、営利企業、サードセクターの組織といった災害対応を実施する様々なアクターを規律づけるメカニズムとしての災害対応ガバナンスをどのように考えられますか、お聞きします。

○知事（濱田省司君） 災害時の応急活動を考えましたときに、いわゆる命を守る発災直後の局面の、例えば人命救助などの場面におきましては、警察、消防といった行政による活動が中心になるものと考えられまして、民間に委ねられる活動は限定的ではないかというふうに考えます。

一方で、次の、命をつなぐ、あるいは生活を立ち上げるという局面に至りまして、特に活動の中心が被災者生活支援というところに比重を移していく、こういう局面では、お話がありましたように、できるだけ多くの民間の力を借りてこの活動を行っていくというのが合理的ではないかという考え方は、私としても理解できるところでございます。しかし、南海トラフ地震で担い手も被災をしている中で、ニーズのほうは集中して発生するということだと思っておりますので、特に中山間地域などでサービスの担い手と

なる民間の主体が十分に確保できるかというのが、お聞きした中でやや心配になった点でございます。

こうしたことを考えますと、必要なサービスが民間の主体化で十分に供給できない場合に、いわゆるセーフティーネットをどう構築しておくかという問題でありましたり、そもそも大枠は行政で設定をした中で、財源の保障もした中で、民間の自立的な活動を活用していくということだと思っておりますけれども、行政と民間の役割分担のルール、これをどううまくあらかじめ設定できるかと、こういった課題もあるのではないかとこのように考えるところでございます。

御紹介いただきました菅野准教授は内閣府の検討会の委員もされているというふうにお聞きしておりますので、検討会でこうした課題などを踏まえて効率的で質の高い被災者支援の在り方の検討が進むことを私としても期待しているところでございます。

○31番（坂本茂雄君） 実はたまたま昨夜のNHKのクローズアップ現代、これに菅野准教授が出演されておりました。そこで言われていたのは、やっぱり平常時の専門性を被災者支援に生かす新たな公助の仕組みではないのかと、こういったことがというようなお話もされておりました。

しかし、その中で、知事が心配されるような中山間の支援者がどれだけ提供できるのかというような問題もあろうかと思っております。そういった意味では、今回の能登でのああいふ孤立した集落に対する支援の在り方なんかはまた一つの教訓になってくようなかと思っております。

実はこの菅野准教授、石川県の復旧・復興アドバイザーボードの委員にもなられました。そういったことも含めて、いろんなこれまでの災害の支援の在り方の教訓が生かされていく中で、新たな公助の仕組みの一つとしてこの災害対応ガバナンスというのがあろうかと思っております。

んで、またぜひ知事のほうでも御検討いただけたらというふうに思います。

続きまして、福祉避難所開設の条件整備について子ども・福祉政策部長にお伺いします。読売新聞の調査では、能登半島地震において、7市町で最大86か所の災害時要配慮者が避難可能な福祉避難所を開設するはずだったが、1月17日時点で20か所にとどまったことをはじめ、福祉避難所の脆弱性が明らかになったことも今回の特徴だと言えます。

高知県における福祉避難所は、県全体で必要な1万7,184人分に対し、指定は令和5年9月末時点で1万500人分、特に高知市では、必要な1万2,544人分に対して7,279人分が不足している状況にあります。県も、能登半島地震を受け、未指定の施設に対する指定意向調査や理解を深めていただく周知を図り、令和6年度中に改めて指定促進に向けた市町村の取組を後押ししていくとされています。

本県において、現状では量の確保が優先はされるのですが、いざというときに福祉避難所としての機能を維持し、開設できる施設でなければならないと考えますが、部長、どのようにお考えでしょうか。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 福祉避難所は、一般の避難所での生活が困難な高齢者や障害のある方などを受け入れる施設であるため、福祉避難所としての機能を維持するためには専門的な人材の確保が重要となってまいります。

そのため、県では、平時から社会福祉施設の団体等と連携を図るとともに、県が調整役となり、県内の社会福祉施設間の相互応援に関する協定を締結しております。また、広域的な人材確保につきましては、災害派遣福祉チーム、いわゆるDWA Tの県外からの受援体制や、全国知事会等を通じた応援要請の体制を整備してきたところでございます。

今回の能登半島地震では、新たに全国の社会福祉施設間での応援体制が構築をされており、このような新たな動きも踏まえまして、国と連携して、より実効性の高い応援体制の構築を図ってまいります。

加えて、福祉避難所には地域の方々の協力も必要となることから、民生委員・児童委員や自主防災組織、地域住民等が参加する訓練の実施を後押しすることで、発災時における福祉避難所の機能を維持し、開設できる体制づくりを支援してまいります。

○31番（坂本茂雄君） 全国からの受入れのそういう仕組みができたことは今回の一つのあれだとは思いますが、ただ、そういった受入れができるかどうかというのが災害時の問題だろうというふうに思います。できるだけやっぱり自前で育成していくということも大事だろうと思いますので、よろしく願いしておきたいと思います。

続きまして、災害関連死のうち、発災時に障害者手帳を持っていた人の割合が、東日本大震災で21%、熊本地震では28%だったことが、共同通信による自治体への調査で分かっております。障害者や高齢者の比率が高い災害関連死は、福祉避難所不足などによる影響も大きいと思われます。

福祉避難所と災害関連死の関係を踏まえて、高知県として、災害関連死を起ささないためにどのような対策を必要と考えているか、子ども・福祉政策部長にお聞きします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 災害関連死を防ぐためには、避難生活の中で、高齢者や障害のある方など配慮が必要な方の体調などの変化にいち早く気づき、適切な対応を取ることが重要となってまいります。福祉避難所におきましては、一定数の専門的な人材が確保されているため、災害関連死の防止に一定の効果があ

ると考えております。配慮が必要な方が福祉避難所で適切なケアが受けられるよう、福祉避難所の開設や機能の維持に向けた体制づくりに取り組んでまいります。

また、避難生活において配慮が必要な方は、日頃から福祉サービスを利用されている方が多いため、ケアマネジャーなど福祉専門職が業務を再開できれば、避難生活における心身の状態を把握することができ、災害関連死を防ぐことにつながってまいります。県としましては、関連団体等と連携し、災害時において速やかに事業を継続するためのBCP——業務継続計画の策定を支援するなど、介護・福祉事業者が早期に福祉サービスを再開できる体制づくりを後押ししてまいります。

○31番（坂本茂雄君） 今年度末が介護事業所のBCP策定の期限になっていますけれども、どんな状況になっているか、また年度を改めてお聞きもしたいと思います。

以上、南海トラフ地震対策に関するやり取りを踏まえまして、最悪の事態を想定した南海トラフ地震対策への決意について知事にお伺いします。

室崎益輝神戸大学名誉教授は、地区防災計画学会誌第28号の巻頭言で、能登半島地震について、想像力をたくましくすれば、お正月に大地震が起きることも、過疎地で震度7が起きることも、諸事情で外部支援が全く受けられないことも、火災で密集地が丸焼けになることも予想できた、起きてほしくないという思いが最悪の事態を想定させなかったのだ、そのことが事前の防備をおろそかにさせ、深刻な被害を招いたと言ってよいと指摘されています。

私たちにとっては、首都直下地震が起き、東南海地震が連続して発生し、そこに大型台風が襲来している最中に南海トラフ地震が発生するなどということは、起きてほしくないという最

たる事象でもあります。そのような最悪の事態を想定もせず、事前の防備をおろそかにしていたら、深刻な被害を招くことになるのではないかと懸念せざるを得ません。

今後の取組について、最悪の事態を想定して取組を強化していくことへの知事の決意をお伺いします。

○知事（濱田省司君） 御指摘がありましたように、例えば南海トラフ地震と風水害あるいは他の地域での地震などといった大規模な災害が前後して起こる、あるいは今回のようにお正月休みという非常に厳しい状況のときに発生するということは、当然起き得るものと想定しておかなければならないと考えます。ただ、そうした大変厳しい状況での災害が発生した場合には、人員や資機材が限られている中で、全てに行き届いた十分な対応を行うことは現実としては困難を伴うものというふうに考えます。

このため、まずは個別の災害に対応できますように、それぞれの災害に応じた計画やマニュアルなどの実効性を高めておく、このことの積み重ねが必要であると思います。その際には、安全の追求に終わりはない、防災対策に終わりはないという考え方に立ちまして、絶えずその前進を図っていく、進化を図っていくという姿勢でバージョンアップを図っていくという取組が必要だというふうに考えております。

その上で、いざこうした非常に厳しい災害が発生をしたというときには、その状況に応じて対応の優先順位をつけながら、県民の皆さんの被害が極小化できますように全力を尽くして対応してまいる覚悟であります。

○副議長（今城誠司君） 以上をもって、坂本茂雄議員の質問は終わりました。

ここで午後1時45分まで休憩といたします。

午後1時41分休憩



午後1時45分再開

○副議長（今城誠司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

畠中拓馬議員の持ち時間は35分です。

20番畠中拓馬議員。

○20番（畠中拓馬君） 一燈立志の会、畠中拓馬です。

まずは、元日に起きた能登半島地震では240名を超える方々が亡くなりました。元日を祝っているさなかに破滅的な災害が襲うとは誰が予想したでしょう。お亡くなりになられた方々に対し、衷心よりお悔やみ申し上げます。

私たちは、この悲劇から少しでも多くのことを酌み取らなければなりません。酌み取るべきことは、失敗の中にこそたくさんあるように思います。何に失敗したのか、どうして失敗したのかを酌み取り、それを今後の防災に生かす必要があります。

少しお話しさせていただきます。私たちは、1月3日に、同じ会派の大石議員や高知商工会議所青年部の有志で支援グループを立ち上げ、能登半島へ一刻も早く支援物資を届けたいとの思いから、SNSなどを活用し、必要と思われる物資を募りました。また、発災直後から現地に入り活動しているボランティアに現状を聞き取りし、同時に能登半島の穴水町と珠洲市にいる知人と連絡を取り合っていました。5日になって、1度だけその知人とは連絡が取れまして、現地で何が必要になっているかを聞き、トラックを調達し、すぐに援助物資を届けることになりました。いわゆるプッシュ型支援です。

震災直後は、行政の要請を待つプル型支援ではなく、プッシュ型支援こそが必要だとされて

います。現地も物資の支援を望んでいました。要請されたのは、水、日もちする食べ物、カセットボンベ、トイレトペーパー、ドライシャンプー、マウスウォッシュ、紙コップ、紙皿、懐炉、おむつなどです。それらを2トントラックに詰め、支援物資輸送車両と書いた紙をトラックに貼り、5日の昼に大石議員と2人で高知を出発しました。福井県でさらに買い足し、能登に向かいました。能登に入ったのは6日朝です。

穴水町の知人には、七尾市で落ち合って支援物資を渡しました。それから珠洲市に向かいましたが、道路は至るところで寸断されていました。知人の家は、珠洲市の正院町です。正院町は被害の大きかった町で、道の状態はどんどん悪くなり、夕方の3時過ぎ、やっと正院町へ入りました。知人の家までナビの案内どおりに車を進めておりましたが、道は寸断され、垂れた電線が道を塞いでいたところでは木の棒で電線を払って車を進めました。

もう少しで知人の家に着くところまで行きましたが、家屋の倒壊で道が塞がれていたため、仕方なくUターン。別ルートを探していたときでした。放心状態で歩いている男性がいたので声をかけると、妻がそこにいたのに出せなかった、救えなかったと話してくれました。奥さんは家屋の下敷きになり、お亡くなりになっていたそうです。救援隊が到着し、奥さんを倒壊家屋から出せたのは、地震から3日後の1月4日になってからだったそうです。

広場に車を止め、その男性に支援物資を渡すと、感謝の言葉とともに受け取ってくれました。近隣住民の人たちも集まり出し、これいいんですかと、みんな喜んで物資を受け取ってくれました。40代くらいの女性は、カップラーメンを受け取ってくれ、ありがとうございます、被災して以来ほとんど食事が取れていませんでしたと涙を流されていました。ペットがいるため避

難所には行けず、車の中で泊まっていたそうです。避難所に行けない人には、食べ物も届いていなかったのです。広場で食べ物を配った後、やっと知人宅に着きました。幸い、知人宅は倒壊を免れていました。

その後、避難所になっている蛸島小学校や宝立小中学校にも伺いました。食べ物はたくさんありましたが、私たちが持っていった毛布がとても感謝されました。備蓄されている毛布は薄くて寒いのだそうです。灯油も人気で、すぐになくなりました。除菌シートは、三昭紙業さんから提供いただいたノンアルコールのものが人気でした。アルコール性の除菌シートは肌に合わない人がいるそうです。

決定的に不足していたのは水です。飲み水はたくさんあったのですが、顔を洗ったり歯を磨いたり手を洗ったり髪を洗ったりする水がない。貴重な水をそのようなことには使えないのです。被災した方々は、ドライシャンプーやマウスウォッシュ、ボディシートを欲していました。

能登半島地震では、支援物資はたくさん集まったようですが、問題は隅々まで届いたかどうかです。私が見た限りでは、避難所に行けない人たちには十分には届いていませんでした。行政の手で隅々まで全てに行き渡らせるのは難しいのだと感じました。

さらに言えば、行政が間に入ってしまうと物資が動かなくなりかねないようにも見えました。災害が起きると、行政のやることは一気に膨らみます。全てを行政がやろうとしても無理です。避難者は家の中にも車の中にもいます。そのような人にまで行政が目配りし支援物資を届けられると想定することが厳しいように思えました。

石川県は、県と市町村があらゆることを管理するべきだと考えているようにも見えました。私は、そこに若干の違和感を持ちました。大災害という非常時に、被災者全員を行政が管理で

きるわけではありません。大切なのは管理ではなく、県民の命を守ることです。

そこで、知事にお聞きします。発災直後はプッシュ型支援の受入れが中心となりますが、それら支援物資や備蓄品を隅々まで配付する際、高知県はどのような手だてを考えているのでしょうか。避難所はもとより、車中泊や自宅避難の方々、あるいは孤立集落にどう届けるのがポイントだと思います。事前に考えておかないと、行政の手元で物資が滞留する事態にもなりかねません。つまり、円滑な流通ルールを事前に構築しておく必要があります。海岸線が長く山深い本県ならではの手だてをお聞かせいただきたいと思います。

○知事（濱田省司君） お尋ねがありました国からのいわゆるプッシュ型の支援物資についてですが、発災後4日目以降に、県内7か所にあらかじめ定めております県の物資拠点に配送がされるという計画となっております。例えば県立青少年センター、春野総合運動公園、宿毛市総合運動公園、こういったところでございます。そこから、県の定めております物資の配送計画に基づきまして、高知県トラック協会に要請をし、市町村の物資拠点に配送するという計画にしております。さらに、各市町村におきましては、市町村ごとに定めていただいております物資の配送計画に基づきまして各避難所まで配送するという経路をたどるということを想定しております。

お話がございました、例えば車中泊あるいは在宅避難をされている方々につきましても、避難所にその旨をあらかじめ届け出ていただいておりますことで避難所で物資が配付されるように、避難所の運営マニュアルで定めるところでございます。

こうした形で、きめ細かく避難者一人一人に物資が届く体制を整備しているところでありま

すけれども、訓練などを通じましてその実効性が確保をされ向上していくように絶えず努めてまいりたいと考えております。

○20番（畠中拓馬君） また、国からはそのような動きだということなんですけれども、他県から民間の支援も多々あることも予想されます。せっかく届けていただいた支援物資を無駄にすることのないようなルールというか事前準備もしていただきたいと思いますし、石川県の穴水町では、ボランティアに来ていただいた方々には、ボランティアは基本、自己完結ではあるんですけれども、体育館を1泊1,000円でお貸しして泊まっていたりしているそうです。このようなことも起こり得ますので、ぜひ様々なきめ細かい手だてを事前にやっぱり考えておいていただくことが大事だと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、私が正院町の知り合いの家に行った後、そのすぐ近くの家で90代の女性が救出されました。助かる限界として72時間という数字がよく言われますが、この女性は124時間後に助け出されました。残念ながら1か月後にお亡くなりになってしまいましたが、御家族からは、入院中は機嫌がよく見えたこともあり、親戚や知人と話す時間ができた、救助してくださった関係者の方々には本当に感謝していると、新聞記事にもなっておりました。

反面、124時間にわたって手が届いていなかったことにも目を向ける必要があります。石川県を訪れていた際に被災した高知丸高の高野会長は、高知新聞に書いた報告で、あまり人を見なかったことを明かしています。共助についての問題意識も口にしています。

知事は、本議会の提案説明において、自助の啓発について述べられました。まずは災害に備えた自助も大切なことではあります。しかし、人命を救うには共助も欠かせないと思います。

阪神大震災では、御近所さんが消火活動に尽力したり倒壊家屋から人々を救い出したりしたと聞いています。

しかし、能登も高知も、高齢化が進む過疎地域です。津波の危険もあります。過疎地域では共助に限界があることが今回の震災で明らかになったように思います。

高知県の場合、共助をどのように育成していくのか、危機管理部長にお聞きします。

○危機管理部長（中岡誠二君） 共助の要となりますのが、県内各地域に組織をされております自主防災組織だというふうに考えております。このため、市町村と連携をいたしまして、学習会や訓練、資機材整備など、その活動に対して財政支援を行っております。しかしながら、一部の自主防災組織では、高齢化でありますとかリーダー不足ということで、活動の停滞が課題というふうに考えております。

これまでも、地域で防災活動を実施する際の参考となるように、取組の事例でありますとか支援事業を紹介いたしました事例集などを改定し、その都度、自主防災組織にも配付をしております。加えて、地域防災セミナーや防災士養成講座などを通じまして防災の担い手の育成にも取り組んでおります。

引き続きこうした取組を進めますとともに、やはり自主防災組織に加入する方が非常に減っているところもございますので、例えば集落活動センターでありますとか、あったかふれあいセンターでありますとか、特に中山間地域で組織されているそういうところと自主防災組織が連携するといった形も取りながら、自主防災組織の活性化を図っていきたいというふうに考えています。

○20番（畠中拓馬君） どんどん自主防災組織にももちろん入っていただきたいですけども、先日、香南市で市民防災訓練というのが開催さ

れまして、私、参加してきました。その参加する中で、倒壊家屋から人を救出する際にバールが1つあれば、てこの原理を使って5倍の力を出せるということで、出して人を救出することができる。大がかりな道具がなくても人助けができる方法を学んできました。

私は見たとおり体が大きい、重たいんで、私の5倍のものを持ち上げることができ、非常に役に立つ体になっておりますので、またそういった、大がかりな道具がなくても人助けができる方法について、幅広い周知をまた徹底していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

続きまして、高知丸高の高野さんが輪島市に入ったとき、たくさんの倒壊家屋の下にまだ人がいる雰囲気だったそうです。声をかけて歩きながら、1部屋だけでも丈夫な部屋があったらと思ったそうです。珠洲市に行ったとき、私も同じ思いを抱きました。1部屋だけでも安全な部屋があれば、そこに逃げ込めた人がいるのではないかと、あるいはその部屋でテレビを見ていて助かった人がいるのではないかと。

先日、高知大学の岡村名誉教授にお会いした際に、発災後最初の50秒が運命を分けるとおっしゃられていました。飛び込む部屋、安全な部屋があれば、大きな揺れが襲う前に逃げ込むことができます。

東京の品川区などは、1部屋だけの強化に補助金を出し、品川シェルターと名前をつけ、普及を図っています。個人負担はほぼなしで、1部屋だけを耐震化できる仕組みです。

高知県は住宅の耐震化を進めていますが、個人負担が多いために耐震化を見送る人もいます。そこで、耐震化補助金を上げましたが、高知県は1部屋だけの耐震化は認めていません。認めているのは、建物全ての耐震化です。

古くて大きな家ほど耐震化に費用はかかります。能登で倒壊していたのも古くて大きな家で

す。耐震診断で、耐震化には300万円かかると言われたとき、たとえ半額が補助されるとしても、お年寄りの方々が150万円を出せるのでしょうか。個人負担なしで1部屋だけを耐震化できる仕組みがあれば、希望者はたくさん出るように思います。少なくともそのような選択肢をつくる必要があると思います。何より大切なのは、命を守ることです。

岡村教授が指摘するように、南海トラフの地震は緊急地震速報から本格的な揺れまでに若干の時間があります。その間にシェルター部屋に逃げ込めば、助かる人は少なくないと思います。1部屋だけの耐震化であれば、費用は数十万円です。品川区の補助額は50万円ですが、多くの家はそれで賄えています。それで人の命が救えたら、費用対効果は大きいと思います。

県民の命を救うため、高知県でも建物全ての耐震化ではなく、費用負担が困難な住宅の所有者に対しても様々な支援が必要と考えられますが、土木部長にお伺いします。

○土木部長（荻野宏之君） 1部屋だけの耐震化につきましては、幾つかの自治体で実施されていることは承知しております。しかしながら、本県では、地震後の火災や津波から命を守るためにも、住宅全体を耐震化し、地震による建物全体の倒壊を防ぐことを重視しているところでございます。

一方で、経済的な理由から住宅全体の耐震化に踏み出せない所有者の方もおられますので、このような方々への支援も必要と考えまして、段階的に行う耐震改修にも支援を行っております。具体的には、建物全体について倒壊の可能性を低減させる一定のレベルまで改修する場合や1階部分のみ耐震改修する場合も支援の対象としておりますので、まずはこのことを周知してまいりたいと考えております。

○20番（畠中拓馬君） 津波浸水区域などでは確かに、高台避難をするためにもすぐに家から飛び出すなどの対策が必要ですが、中山間地域などの場合は仮設住宅完成までにも時間がかかることから、そういった部屋があれば安心して——やはりずっと長い間住み続けてきた家に住みたいという思いがある方は多いと思います。その辺もまた、いろんな対策を取っていただいていますけれども、また柔軟な、そういった考えもあるということで、少しお考えいただければと思います。

次に、東日本大震災ではヘリコプターが人命救助や物資の供給に活躍したと聞いています。能登半島地震で疑問だったのは、ヘリの存在感が薄かったことです。私が行ったときも、ヘリの姿はほとんど見ませんでした。

南海トラフ地震が起こったとき、ヘリは欠かせません。津波で孤立した人を助けるのはヘリですし、孤立集落に物資を届けるのもヘリに頼るケースが多いはずで、ヘリの離着陸場について、知事提案でも、既存のグラウンドなども含めて500か所以上を確保し、さらなる確保に向けても支援していくと述べられました。

香南市では小中学校も含むグラウンドなどが指定されておりますが、能登半島地震で最もヘリの必要性が浮き彫りになったのは、山間部の過疎集落です。山間部の集落は、情報が途絶する、支援物資も届かないという状況でした。この教訓は本県に生かすべきだと思います。例えば香南市夜須町の過疎集落である羽尾地区では、住民からもヘリコプター離着陸場の整備要望が何度も上がっておりますが、整備が進んでおりません。そのような集落に対してこそ、県の目配りは不可欠だと思います。

ヘリコプターの離着陸場があれば、使えるのは災害時だけではなく、事故があったときに重傷者をヘリで運ぶ選択肢もできます。これは住

民の命を守る上で必要な整備ではないかと思いますが、このことについて、羽尾のヘリ離着陸場整備については要請とさせていただきます。よろしくお祈いします。

次に、南海トラフ地震が迫っている高知県こそ、能登半島地震から多くの教訓を酌み取る必要があると思います。報道されていたり能登に行った際にも感じましたが、ペットを飼っている家庭が避難所に行けずに困っているケースが多く見られています。

実際、高知県で災害が起こった際にどのくらいの家庭がそういった状況に陥ってしまうのか想定しておくためにも、現在飼育されている高知県のペット数について健康政策部長にお聞きいたします。

○健康政策部長（家保英隆君） ペットの飼育頭数について自治体が把握できるのは、狂犬病予防法に基づき届出義務がある犬だけでございます。この届出による高知市を含む本県の犬の登録数は、令和2年度が4万817頭、令和3年度が4万637頭、令和4年度が4万572頭ということで、ほぼ4万強のところまで推移しております。

○20番（畠中拓馬君） 近年は犬より猫を飼育されている方が増えているとお聞きしています。そう考えると、やはり猫の飼育頭数も把握しておきたいと思うんですけれども、狂犬病の関係で犬の飼育頭数は把握できるということなんですけれども、昨年6月に施行された改正動物の愛護及び管理に関する法律は、繁殖業者やペットショップに対し、新たに販売する犬や猫にマイクロチップを装着することを義務づけました。ただ、以前から飼われていたり保健所で譲渡されたりする犬猫への装着は努力義務にとどまっている状況です。災害時の万が一に備えて装着を進める取組をできるよう、ぜひお祈いしたいと思ひます。よろしくお祈いします。

それを受けまして、環境省は、災害時、原則、

避難するときはペットと一緒に、ペットとの同行避難を推奨しています。ただし、この同行避難は、飼い主がペットと同室で過ごすことを指すものではありません。避難所へ同行避難が認められた場合、ペットの居場所は、多くの例では体育館や軒下など屋根のある屋外が基本です。飼い主が持参したケージやキャリーバッグなどに入れて飼育することになるそうです。

トラブルの原因にならないためにも、最寄りの避難所でのペットの居場所確認をしておくなどの準備が必要ですが、高知県ではペットと同行できる避難所は各市町村に備えられているのでしょうか、健康政策部長にお聞きします。

○健康政策部長（家保英隆君） 県内の設置状況を市町村にお聞きしましたところ、全市町村で、市町村に設置されているいずれかの避難所において、ペットと同行した避難が可能と回答しております。具体的には、指定避難所1,711か所、これは令和5年10月1日の時点ですけれども、そのうち避難所運営マニュアルにペット同行避難が可能と位置づけられている避難所は1,149か所、67%に上ります。このうち、ペットの避難場所を屋外と指定している避難所が1,141か所、屋内と指定している避難所が8か所ということでございます。

○20番（畠中拓馬君） 確かに、アレルギーがある方もおられますので、どうしても一緒に避難することは難しい側面もありますけれども、犬や猫を飼われている方を見かけると、本当に愛情を持って共に過ごされています。そのような方々を見るたびに、災害時だからといって犬や猫は後回しなどとはとても言えませぬ。防災先進県である高知県だからこそ、そこへも手厚い手だてをお祈いいたします。

続きまして、南海トラフ地震発生後、速やかに復興を進めていく中で、空き家問題が必ず立ちはだかります。空き家が倒壊した場合、二次

災害を防ぐためには迅速に解体撤去する必要があります。解体作業には家主の許可が必要なのですが、能登半島地震では家主と連絡の取れない空き家がたくさんあったと伺っています。

高知県として、所有者不在の空き家の解体はどのような手順になるのか、林業振興・環境部長にお聞きいたします。

○林業振興・環境部長（武藤信之君） 災害により倒壊した家屋の解体撤去は、原則として所有者の責任により行われます。一方、被害の程度によっては、生活環境保全上の支障の除去と二次災害の防止を図ることを目的として、被災者からの申請に基づき、市町村による公費での解体撤去が行われます。

その際、空き家をはじめ、市町村が調査を尽くしても所有者やその所在を知ることができない場合には、市町村が裁判所に申立てを行い、裁判所が公示を経て建物の管理人を選任することとなります。その選任された管理人から市町村に申請を行うことで、公費による解体撤去が可能となります。

○20番（畠中拓馬君） では、市町村について、周知はどのように徹底されているのか、林業振興・環境部長にお聞きいたします。

○林業振興・環境部長（武藤信之君） 公費による解体撤去を円滑に実施するためには、市町村においてあらかじめ公費解体の申請方法や受付手順などを整理しておく必要があります。このため県においては、市町村職員を対象として、公費解体に関する研修会を令和4年度から実施しております。

この研修会に加えまして、災害廃棄物対策に関するブロック協議会を通じて公費解体制度の周知を図っているところです。

○20番（畠中拓馬君） ぜひ、空き家は復興していく上でどうしても復興のスピードが緩むことがあると思いますので、事前にその辺をしっか

りと整理、調整いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

先ほど坂本議員もおっしゃられましたが、高知県は第5期南海トラフ地震対策行動計画に災害ケースマネジメントの仕組みを盛り込んでいます。災害ケースマネジメントとは、災害によって被害を受けた被災者一人一人に寄り添い、生活全体における状況を把握し、それぞれの課題に応じた情報提供や人的支援など個別の支援を組み合わせる支援計画を策定し、生活の復興を支援する取組です。

被災者の生活再建を個別に支援する取組をしていくことになるわけですが、個別具体的な支援をしていくためには、行政が多くの専門家と連携して支援をしていく必要があります。住居に関しては建築士との連携、仕事に関してはハローワーク、福祉に関しては社会福祉協議会や地域包括支援センター、生活資金に関してはファイナンシャルプランナー、相続や債務整理等の法律問題に関しては弁護士との連携等、様々な専門家との連携が考えられます。

そして、災害ケースマネジメントの実践には相応に時間と労力が必要ですが、専門家との連携の中で専門家に対して支払う費用について、高知県としてはどのように考えておられるか、危機管理部長にお聞きします。

○危機管理部長（中岡誠二君） 県では平成28年に、弁護士や行政書士などで構成します土佐士業交流会と、災害時に無償で相談業務を行っていただくという協定を締結してございます。一方、その後、災害ケースマネジメントの取組を進める中で、被災者一人一人に寄り添った支援を実施するには、弁護士などの法律の専門家に加えまして、社会福祉協議会やケアマネジャーなど福祉の専門家などとの連携が不可欠ということで、取組を今進めているところです。

また、こうした関係する機関や団体による支

援というのは、相談時間や対応する期間も非常に長くなると、それから対応方法も多岐にわたるといことが想定されます。通常、災害時の協定というのは、かかった費用というのは弁償するということにしてございますが、先ほどの士業との協定については無償でということをやっていたいておりますけれども、そういった被災者支援を十分に行っていくという上でも、専門家に必要な経費をしっかりとお支払いするという有償化については検討していきたいと考えております。

○20番（畠中拓馬君） ぜひ、皆さんの協力をいただいで進めていくことも大事なんですけれども、無償となると、やる気や思いがあってもどうしても双方が疲弊していく、長い時間やっていると疲弊していきかねない問題がありますので、やはり動いていただいたことに関してはしっかりと費用をお支払いいただければなと思ひますけれども、またその辺もぜひ進めていってください。よろしくお願ひします。

最後に、高知県では現在124基の避難タワーが建設されています。用地買収から建設に至るまで、関係者の努力のたまものであり、大変感謝しています。

香南市にも現在21基のタワーがあり、来年ですか、23基目、あと2基できるということで、高知県でも一番多い避難タワーを建設していただいで、本当に地元を代表しまして感謝申し上げたいと思ひますが、タワー建設に関して私はネガティブな発言をするつもりはありませんが、東日本大震災でテレビから流れてきた映像で、津波火災が発生していました。

せっかく頑張って避難タワーへ行くことができましても、津波火災が発生し避難タワーへ直撃した場合や、火災による煙が避難タワーを襲った場合の火災対策について、危機管理部長、どのようにお考えか、よろしくお願ひします。

○危機管理部長（中岡誠二君） 津波による火災の主な要因というものは重油などの燃料の流出であるため、予防対策として、流出を防ぐための対策を進めています。具体的には、漁業用タンクの対策は昨年度で完了しましたけれども、あと農業用タンクの流出防止対策も進めております。少し数が多いございまして、計画よりは遅延してございますが、そういうものを進めております。それから、タナスカなどの石油基地の対策としましては、堤防のかさ上げ工事などを予定しているということでございます。

そういう事前の予防対策に加えまして、タワーに逃げた際に津波火災が迫ってきたときの初期の消火対策としましては、タワーへの消火器の整備でありますとか自主防災組織による防災訓練などを支援しているということがございまして、やはり一番大きいのは、ヘリコプターによる消火活動とか救助も想定して空中消火資機材の整備、これは県であれば消防防災航空隊のほうに整備をしてございましてけれども、あと自衛隊などの応急救助機関からの受援計画を策定しておく、そういう計画を策定した上で、総合防災訓練でありますとか様々な訓練の中で津波避難タワーからの救助救出訓練なんかを実施すると、そういったところで実効性を確保してございまして。

もう一つ、煙対策につきましては、正直今まで検討してはございませんでした。ただ、防煙壁でありますとか防煙シートの設置とかということも考えられますので、今後市町村と共に検討していきたいというように考えております。

引き続き、そういう津波火災対策につきまして、実効性の確保に市町村と共に取り組んでいきたいというふうを考えています。

○20番（畠中拓馬君） 昨年の6月に私が初めて質問させていただいたときも、農業用の重油タンクのほうをしっかりと対策いただきたいとい

うことで、まだ数が多いのでなかなか進んでいないかもしれませんが、引き続きやはりそちらの対策もしていただきたいと思います。

いろいろ質問させていただきましたが、高知県はさすがに様々な対策を取っているなどというのは話をお聞きする中でも思いました。ただ、まだまだ、やはり予算の関係もあると思うんですけれども、なかなか全てを整えるというのは難しいですが、その辺はぜひ知事に引き続き国へ提言していただいて、ぜひ予算確保のために動いていただきたいと思います。

そして、やはり、災害が発生した際や復興していく中で、県民がかなり落ち込んでいる中、知事のメッセージや行動によって、行動一つで県民に勇気を与えていただくことはできると思います。知事のリーダーシップに大いに期待しておりますので、どうか今後ともよろしく願いします。

以上で、私の一切の質問とさせていただきます。(拍手)

○副議長(今城誠司君) 以上をもって、畠中拓馬議員の質問は終わりました。

ここで午後2時25分まで休憩といたします。

午後2時19分休憩



午後2時25分再開

○副議長(今城誠司君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

寺内憲資議員の持ち時間は50分です。

25番寺内憲資議員。

○25番(寺内憲資君) 公明党の寺内憲資です。

初めに、昨年9月議会において公明党が代表質問で政策提言をしていました、県内の私立中

学校・高校も含めた、ふるさと納税を活用した母校応援制度が、今議会に提案されています。このふるさと納税を活用した母校応援制度は、総務部政策企画課、県教育委員会高等学校課と特別支援教育課、そして文化体育スポーツ部私学・大学支援課の4課が関わる事業となります。この制度が県内の学校施設の充実化と教育内容の向上に寄与し、将来を担う児童生徒を応援する制度となるよう、4課が連携し、効果ある運用が展開されることを期待したいと思います。それでは、質問に入らせていただきます。

まず最初に、高知県内の重要港湾について伺います。

高知県内には、高知港、須崎港、宿毛湾港と、3つの重要港湾があります。重要港湾の定義は港湾法第2条に定められており、その役割は、必需物資を取り扱う海上輸送網の拠点、国土の均衡ある発展を支援する海上輸送網の拠点、その他、国の政策的な要請への対応となっています。高知県内にある3つの重要港湾も、海上輸送網の拠点として高知県経済を支える重要な役割を担っていますので、令和6年度当初予算での港湾整備、特に水深確保について順次質問を行います。

重要港湾において、海上輸送網の拠点として安全に経済活動を行うために最も重要なことの一つに、港湾計画に基づいた岸壁の水深確保があります。仮に港湾計画に基づく岸壁の水深が確保されていない場合、満潮時に荷役を行う潮汐利用や、積荷、バラストによる喫水調整が必要となり、経済面で不効率となってしまいます。

そこで、須崎港と高知港の水深確保について伺います。まず、須崎港ですが、須崎港の港町地区公共岸壁は、港湾計画上、水深10メートル岸壁となっていますが、水深8メートルと、港湾計画より2メートル浅くなっており、喫水調整をして荷役を行っている現状にあります。

このため、高知県水先協会から、須崎港の港湾管理者であります知事に対して、港湾計画上の水深10メートルの確保を要望しているところではありますが、土木部長にその対応をお伺いいたします。

○土木部長（荻野宏之君） 港町岸壁前面の水深につきましては、現地測量を実施したところ、局部的に2メートル程度浅くなっていることを確認してございます。このことから、本年度しゅんせつに係る予算を確保いたしまして、昨年12月にしゅんせつ工事の契約を締結いたしました。その後、岸壁利用者や海上保安部との打合せが済み次第、工事に着手する予定としてございます。

なお、しゅんせつ量が多く、今回の工事ですべてを取り除くことができないため、引き続き早期の完了に向け取り組んでいきたいと考えてございます。

○25番（寺内憲資君） 今の答弁で、須崎港の港町地区公共岸壁10メートルの水深確保は令和5年度から実施しており、令和6年度以降も継続してしゅんせつ工事を実施するとの大変前向きな答弁でありました。今の答弁を聞いて、これまで経済的に不効率な海上輸送が行われていたことから、安心をいたしました。

今質問した須崎港の港町地区公共岸壁の対岸には、平成29年に施設の老朽化、船舶の大型化に対応するため港湾計画を変更した大峰地区、水深13メートルの公共岸壁があります。

須崎市の経済、高知県の経済にも大きく追い風となる大峰地区水深13メートル公共岸壁整備の進捗状況を土木部長にお伺いいたします。

○土木部長（荻野宏之君） 須崎港大峰地区につきましては、近年の船舶の大型化に対応するため、水深9メートルの公共岸壁を水深13メートルに増進するよう、平成29年度に港湾計画に位置づけまして、今後、国直轄事業にて整備が予

定されてございます。現在、この岸壁整備の事業化に向けまして、国、県、市が連携して地元調整を行っているところでございます。

引き続き、早期の事業化を目指しまして取り組んでいきたいと考えてございます。

○25番（寺内憲資君） 大峰地区の水深13メートル公共岸壁の整備は、今、事業化に向けて取組を進めていく旨の答弁でした。この岸壁の事業化が実施されれば、須崎市経済、高知県経済にとって追い風となる港湾整備であることから、一日でも早い施設整備をお願いしておきます。

須崎港は過去に港湾取扱貨物量ランキング四国1位の実績を有していましたが、四国内での直近の須崎港の港湾取扱貨物量ランキングはどのようなになっているのか、土木部長にお伺いいたします。

○土木部長（荻野宏之君） 須崎港は、平成26年以降、フェリー貨物を除く取扱貨物量で四国1位でございました。また、令和2年からは、フェリー貨物も含んだ取扱貨物量でも四国1位となっております。このことは現状も続いております。こうした取扱貨物量の多さから見ましても、須崎港は周辺企業の経済活動の根幹を支え、地域経済に貢献する重要な港だと考えてございます。

○25番（寺内憲資君） 今の答弁で、須崎港の港湾取扱貨物量ランキングは、平成26年以降はフェリーを除いた港湾取扱貨物量ランキングで四国1位を続けており、令和2年からはフェリーも含めて港湾取扱貨物量ランキング四国1位との答弁でした。それであれば、先ほど質問した港町地区公共岸壁10メートルの水深確保や大峰地区の水深13メートル公共岸壁整備が完了すれば港湾取扱貨物量も大きく伸びることとなり、揺るぎない港湾取扱貨物量ランキング四国1位を堅持できるものと考えますので、須崎港内の水深確保を何とぞよろしくお伺いいたします。

須崎港は、リアス式海岸に開けた天然の良港です。そのため、海上輸送網の拠点にふさわしいと同時に、外洋からの津波に対しては極めて弱いという特徴を持っています。

そのため、港町地区には耐震強化岸壁の整備が計画されていますが、いつ完成するのか、土木部長にお伺いいたします。

○土木部長（荻野宏之君） 須崎港は、発災時に海上輸送による緊急物資などを受け入れ、高幡地域の救援復旧活動の拠点となる1次防災拠点港に位置づけられています。この役割を果たすためには耐震強化岸壁の整備が必要であることから、現在、来年度の完成を目指しまして、岸壁工事の発注準備を進めているところでございます。

○25番（寺内憲資君） 今の答弁で、港町地区耐震強化岸壁整備は令和6年度の完成を目指して取り組んでいることが分かりました。完成後は、災害時に有効に活用していただきたいと思いません。

次に、高知港の水深確保についてお伺いいたします。高知港には、タナスカ地区、仁井田地区、弘化台地区に、計画の水深より浅くなった係留施設が存在します。特に、高知県内需要の90%以上の石油を取り扱う石油輸送基地のあるタナスカ地区の水深確保は、県民生活にも影響を及ぼしかねないことから急務になっていると考えます。

タナスカ地区の水深確保について土木部長にその対応をお伺いいたします。

○土木部長（荻野宏之君） 高知港タナスカ地区につきましては、昨年12月に、立地する企業で構成されます五台山石油会より、企業が所有する係留施設の前の水深が一部浅くなっておりまことから、県にしゅんせつの協力依頼があったところでございます。当該箇所は企業の専用岸壁であることから、以前より、企業との役割

分担の下、しゅんせつ工事を行ってきている箇所でありますため、本年1月より企業と協議を開始してございます。

本年4月より測量等に着手いたしまして、必要な水深を早期に確保してまいりたいと考えてございます。

○25番（寺内憲資君） 今の答弁で、石油輸送基地のあるタナスカ地区の水深確保は、県民生活に影響が出ないように、令和6年度の早い時期、4月から測量等に着手し、しゅんせつ工事を行うとの答弁でした。県民生活に影響が出ないように、早期にしゅんせつ工事を完了していただくことをお願いしておきます。

昨年5月8日に、新型コロナウイルス感染症の位置づけは5類感染症になりました。令和5年の高知新港における大型クルーズ船寄港実績は、過去最多の53隻を記録しています。この寄港実績は、令和5年3月に策定した第3期高知新港振興プランに掲げた令和9年度の大型クルーズ船寄港目標、年50回を初年度から上回っています。この成果は、これまで職員が頑張ってきたポートセールスの結実した結果だと言えます。さらに、県は、落ち込んでいたコンテナ貨物量を5年で4倍に引き上げる目標も高知新港振興プランに掲げています。

そこで、土木部長に伺います。このコンテナ貨物量の目標を達成するには、コンテナ船の大型化に伴うコンテナバースの水深確保が重要であると考えますが、土木部長の見解をお聞かせください。

○土木部長（荻野宏之君） 高知新港西側のコンテナバースにつきましては、近年のコンテナ船の大型化に対応するため、令和3年12月に水深8メートルの岸壁を水深10メートルに増進する港湾計画の変更を既に実施してございます。今後、早期の事業着手に向けまして、国と協議を進めてまいりたいと考えております。

○25番（寺内憲資君） コンテナバースの水深確保については、今部長から答弁があったように、国と協議を進めて行っていくということで、コンテナの5年間で4倍というのは非常に大きな目標です。特に、船舶については水深の確保というのは重要なことですので、何とぞ国と調整をしっかりと行っていただき、実行していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

高知港の港湾管理者であります知事にお伺いいたします。先ほど紹介したように、第3期高知新港振興プランが令和5年3月に作成されていますが、今後の高知新港の在り方を知事にお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） 高知新港は、県の貿易額の約半分を取り扱います国際物流の拠点となっております。また、御紹介もありましたようなクルーズ船の受入れにおきましても、昨年寄港回数が全国でベスト10に入るといような形で、人流の面でも拠点となっております。

御紹介いただきました高知新港振興プランにおきましては、四国における東南アジア方面への輸出拠点、あるいは西日本太平洋側における国際クルーズ拠点を目指すという姿を掲げております。今後も、東南アジア方面へのコンテナ航路ですとか多様なクルーズの誘致などによりまして、高知新港の県経済を支えるグローバル化の拠点としての機能を強化してまいりたいと考えております。

○25番（寺内憲資君） 今の知事の答弁は、今後の高知県経済の発展にもつながる期待が持てる答弁でした。今後の高知新港の整備に期待いたします。

この質問項目の最後に、宿毛湾港についてお伺いいたします。宿毛湾港は、池島地区岸壁が完成したことから木材の集荷場ともなり、今後、背後地の整備と活用が重要となってきます。四国8の字ネットワークの四国横断自動車道宿毛

内海道路、宿毛和田から宿毛新港が完成供用されれば、池島地区の利便性が向上することとなります。こうした中、令和6年3月1日に国土交通省から、この区間の新規事業採択時評価手続に着手するとの発表があったところでもあります。

そこで、知事にお伺いいたします。宿毛湾港の港湾管理者であります知事は、今後宿毛湾港をどのように活用されるのか、お伺いいたします。

○知事（濱田省司君） 宿毛湾港は、四国西南地域の広域物流拠点といたしまして、平成12年に供用が開始をされております。令和2年には、池島地区の防波堤延伸工事が完了したことにより港内の静穏度が向上いたしまして、船舶がより安全に利用できる環境が整いました。

また、御紹介がありましたように、宿毛内海道路が開通いたしますれば、宿毛湾港周辺での人、物の移動時間の短縮によりまして、企業の経済圏域の拡大、あるいは観光客の周遊性向上によりまして交流人口の増加が期待をされます。

これらを踏まえて、宿毛市や宿毛商工会議所などの関係機関と連携をいたしまして、宿毛市の人口減少対策といった観点からも、県外企業誘致を進めていく、あるいは国内外のクルーズ船誘致への取組を強化していくといった取組を進めてまいりたいと考えております。

○25番（寺内憲資君） ぜひとも知事、よろしくお願い申し上げます。高知港がクルーズ船の寄港の分で話題にもなっていますけれど、宿毛湾港にも当然入るようになっていまして、今、宿毛湾港にもクルーズ船が入る予定も立っておりますので、ぜひともお願いしたいと思います。

これまで、高知県内の重要港湾であります高知港、須崎港、宿毛湾港の港湾整備と活用について質問をしてきました。これらの3つの重要港湾は、高知県経済を発展させる重要な港であ

ります。これまで答弁していただいたことを着実に実行していただくことを求めています。

次に、本議会に予算計上されている高知県立盲学校と高知県立高知ろう学校体育館への空調整備についてお伺いします。

公明党は、国会議員と地方議員が連携し、国と自治体に対して、避難所となる体育館への空調整備を要望しているところであります。現在開会中の国会においても、2月5日に行われた衆議院予算委員会質疑で、公明党の高木陽介政務調査会長が、能登半島地震でも厳寒の中、体育館で寒さに耐えている避難者が数多くいることから、避難所となる体育館の空調設備が重要であると、国の財政支援も含めての見解をただしたところ、岸田総理からは、体育館への空調設備の新設については令和5年度から令和7年度までの間、国庫補助の割合を引き上げて自治体の取組を後押しする、必要な予算措置も進め、自治体による設置が速やかに進むよう支援していくとの答弁を得ているところであります。

この学校体育館への空調設備の設置については、県議会公明党として、過去の議会質問において要望もしてきたところであり、高知県立盲学校・高知ろう学校体育館への空調設備の新設については大いに賛同するところであります。しかし、県教育委員会が行おうとする空調整備の手法については、災害時のリスク回避の観点から心配する面もありますので、質問をさせていただきます。

まず、県立盲学校・高知ろう学校体育館への空調整備を検討するに当たり、他県の事例等、参考にした点はあるのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（長岡幹泰君） 盲学校、ろう学校の体育館は福祉避難所に指定されております。このため、空調の熱源につきましては、発災時に避難所として速やかに機能させることができるか、

また生命確保期と言われる発災後3日間の燃料供給の確実性などの観点から検討し、LPガスを採用することとしたところでございます。

検討に当たりましては、他県の状況や、資源エネルギー庁の東日本大震災を踏まえた今後のLPガス安定供給の在り方に関する調査報告書なども参考にいたしました。

○25番（寺内憲資君） 今、教育長から、県立盲学校・高知ろう学校各体育館は福祉避難所となり、3日間の備蓄のLPガスで対応するということが答弁にありました。

空調整備に当たり、整備手法として考えた場合に、電力方式かガス方式かを検討する必要があります。先ほど、ガス方式ということになりました。ガス方式にした場合、供給燃料を、LPガス、都市ガス、都市ガスとLPガスを備えたハイブリッド方式の3つの供給燃料方式があります。

今回、教育委員会はそのような判断基準をもって先ほど教育長が言われたLPガスに至ったのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（長岡幹泰君） まず、空調の熱源として電気方式とガス方式を比較した場合、電気方式につきましては、発災時には停電する可能性が大きいこと、ランニングコストが非常に高額となることから、ガス方式を採用することといたしました。

その上で、都市ガス、LPガス、そして都市ガスとLPガスのハイブリッドの3つの方式について、平常時のコスト、災害発生時のリスク、環境への負荷の面から検討を行いました。コスト面では導入コストとランニングコスト、リスク面では他県の導入実績のほか、設備の被災リスクや復旧期間、さらには機器の操作性、また環境面では炭素排出係数の値、これらを3つの方式で比較いたしました。中でも、発災後の混乱の中で避難所を開設することを想定して、機

器の操作性を重視したところでございます。その上で総合的に判断し、L P ガスを採用したものでございます。

○25番（寺内憲資君） 教育長、今質問した、今回のL P ガス方式にした判断基準は、それは一つの評価として了とさせていただきます。その中で議論をこれからさせていただきたいと思うんです。

災害時に空調設備を運転する事業継続については、供給燃料を分散してのリスク回避が重要だと私は考えます。供給燃料を分散している整備手法がハイブリッド方式です。

今回、都市ガスとL P ガスを備えたハイブリッド方式ではなく、あえてL P ガス方式とする判断をしたその根拠となる具体的な優位性について教育長にお伺いいたします。

○教育長（長岡幹泰君） L P ガス方式とハイブリッド方式の比較におきましては、コストと機器の操作性が中心になると考えております。

まず、導入コストについては、L P ガス方式は、平常時使用分と発災後対応分を合わせて40本程度のガスボンベの保管庫の設置に要する費用が必要となります。ハイブリッド方式の場合は、発災後対応分のL P ガスボンベ20本程度とその保管庫に加えまして、L P ガスへの切替え設備に要する費用が必要となります。これらを比較した場合、導入コストについてはほぼ同程度となる、そういうふうに考えております。

ランニングコストにつきましては、ガスの使用量にもよりますが、一般的に都市ガスのほうがL P ガスより安価でありますことから、平常時には、都市ガスを使用するハイブリッド方式に優位性があると考えております。

機器の操作につきましては、L P ガスは、例えば地震発生時に揺れを感知すると一旦自動的にガスの供給が停止するものの、復旧ボタンを押すのみで供給を再開できます。一方、ハイブ

リッド方式の場合は、L P ガスへ切替えを行うために10工程ほどの操作手順が必要となります。したがって、操作性に関してはL P ガスに優位性があると考えております。

これらを総合的に判断し、L P ガス方式を採用することとしたものでございます。

○25番（寺内憲資君） 教育長の答弁で、1つは操作工程、もう一つはコスト、その分がありましたけれど、事前に基準の分を教育長にお聞きしたときに、1つの分として災害リスクの中にあるのは、やはり都市ガスは配管分断リスク、このことも頭にあると思うんですよ。阪神・淡路大震災のときには、やはり都市ガスが機能せずに、プロパンガスが優位であったと。それ以降、都市ガスも進化をしていますので、ここで質問させていただきたいと思います。

調査をしてみると、29年前に発生した阪神・淡路大震災以降、都市ガス業界は埋設配管の耐震化が進められています。そのため、高知市における都市ガス埋設配管の耐震化率は99.3%と大変高くなっています。調査をしたところ、この耐震化率は四国内でトップであります。

水害に対しては都市ガスは圧倒的に強く、地震に対しても耐震性は高く、復旧率も早い機能を有しています。現にこのたびの能登半島地震においても、北陸ガス、金沢エナジー、日本海ガスなど、石川、新潟、富山各県の都市ガス事業者でガス漏れが発生していますが、いずれも1月4日までに復旧をしています。一方、石川県では、L P ガス需要家、販売事業者の多くが被災し、L P ガス被害の全容が把握できない状況となっています。

空調設備への供給燃料の分散、コストの安定性、供給事業者の復旧体制を考慮すると、都市ガスとL P ガスを備えたハイブリッド方式が最もリスク回避に貢献すると思いますが、教育長の見解をお伺いいたします。

○教育長（長岡幹泰君） 能登半島地震で震度6強から7を観測し大きな被害を受けた半島部はそもそも都市ガスエリアではなく、一方、都市ガスエリアである金沢市や富山市の震度は震度4から5強であったと承知をしております。

都市ガスエリアであり、盲学校、ろう学校が所在する高知市は、南海トラフ地震の際、震度6強から7が想定されております。つまり、能登半島地震の半島部と同様の大きな被害が高知市において発生し得ると想定され、今回の金沢市や富山市とは状況が異なるものと受け止めております。

○25番（寺内憲資君） そこは教育長、当然都市ガスは都会が中心、高知県内においても高知市主体ですけれども、やはり本州側ですので、先ほど言うたように石川、富山、新潟は地震の影響を受けていますので、都市ガスも使われているので、ここで議論はしませんけれども、調査はしていただけたらと思います。

教育長、今、県教育委員会はLPガス方式で体育館の空調整備を進めようとしていますので、ここで議論を再度させていただきます。仮に空調設備を電力方式にした場合、電力供給は、電力会社からの電力や太陽光発電設備や蓄電池を配備することで電力途絶時のリスクを分散し、避難所等に電力供給を行う取組がなされます。電力の場合ですね、今回使いませんが、ガスの場合も、構内配管の損傷、LPガスボンベの流出、液状化によるLPガスボンベ配送の停止など、リスク分散のために、空調設備への供給ガス多重化という考え方は、社会的重要度の高い施設では一般的となっています。

都市ガスとLPガスを備えたハイブリッド方式の場合、都市ガスが供給停止しない場合は72時間以上にわたって使用を続けることができます。3日間以上続けられますね。一方、万一都市ガスの供給が停止した場合は、備えているLP

ガスに切り替えることにより空調設備を運転することができます。

このように、ハイブリッド方式は、空調設備への供給燃料の二重化をすることができる優れたシステムであり、他の自治体、特に南海トラフ地震に備える自治体では採用事例が増えています。例を挙げますと、高知県と同様に南海トラフ地震に備える徳島県では、徳島市にある視覚支援学校体育館の空調整備は都市ガスとLPガスを備えたハイブリッド方式を採用しています。

このような背景がある中、なぜ今回高知県においてハイブリッド方式を採用しなかったのか、その理由を再度教育長にお伺いいたします。

○教育長（長岡幹泰君） 盲学校、ろう学校の体育館は、災害時に福祉避難所として速やかな機能の発揮が求められると考えております。高知市は南海トラフ地震で大きな被害を受けることが予想されるため、都市ガスの供給が止まることを想定して、LPガス方式を採用したものでございます。

ハイブリッド方式はLPガスへの切替えが可能でございますが、切り替えるためには10工程ほどの操作が必要であります。発災後の混乱した中で、マニュアルを見ながら、その場にいる者がこの操作を行うことには困難が伴うと考え、ボタン操作一つでガス供給を再開できるLPガスを選択したものでございます。

○25番（寺内憲資君） 教育長、1つ福祉避難所の分で確認です。これは県の業務じゃなくして、福祉避難所については県の施設を使いますが、あくまで基礎自治体の地域防災計画にのって行っていきます。そのときに、通常は収容避難場所にまずは要援護者、災害弱者も集まって、その後、輸送手段等を使って福祉避難所に行くと思うんですよ。今、直ちに福祉避難所に災害弱者が来る状態ではないと思うんです。

1つは時間的な余裕もあると思うんです、福祉避難所の場合。そこを1つ置いた上で質問をさせていただきたいと思います。

ハイブリッド方式を採用した場合、今教育長からあったように、都市ガスからLPガスへの切替え操作に10工程が必要となります。先ほど申し上げたように、他県ではハイブリッド方式の採用事例が増えており、採用している自治体を調査してみると、都市ガスからLPガスへのボンベ庫でのバルブ操作、開ける分ですね、配管切替えのためのバルブ操作や都市ガス変換機の操作など、教育長が言われるように10工程の操作を行わなければなりません、他の自治体を調べてみると、特に問題はないとのことでした。

都市ガスからLPガスへの切替え操作に10工程があるとはいえ、簡易な操作であり、切替え作業のマニュアル化や防災訓練で体得できる操作であり、災害時に重要な空調設備の燃料供給の多重化、分散化をあえてやめる、断念するほどの問題ではないと考えますが、教育長の見解をお伺いいたします。

○教育長（長岡幹泰君） ハイブリッド方式におけるLPガスへの切替えに関しては、実際に学校の教職員や県教育委員会事務局及び建築課の職員が企業を訪問し、操作手順を体験させていただきました。個々の操作自体は、言われるようにレバーやバルブの開閉など単純なものでございましたが、それらをプロパン庫、配管、切替え機器の間を移動しながら順番どおり操作する必要がございました。

学校の教職員からは、発災時に実際にこの操作ができるのか不安視する意見が出されております。また、避難所の開設は市町村の役割であり、実際には自治会の役員の方などが担うこともあると聞いております。このため、切替え操作を行う人は、発災時の時刻や状況などによっ

て、必ずしも学校教職員とは限らず、誰でもが容易に対応することが必要だと考えております。

こうしたことから、ボタン一つでガス供給を再開できるLPガス方式を選択したところでございます。

○25番（寺内憲資君） 教育長が先ほど言われた分、1つは、お話ししたように、学校の職員でなくして基礎自治体が主体で動くと、また災害時は自主防災組織等、それも一理あると思うんですよ。しかし、先ほど言うたように、時間的余裕は非常にあるんです、福祉避難所については。そこを前提に、また再度お聞きさせていただきます。

先ほど教育長が言われたハイブリッド方式の場合の切替え工程10工程ですけれども、被災者の立場に立ったとき、10工程の切替え操作を問題であると言えるでしょうか。そのことは私は問題にならないと思うんですよ。挙げなくてもいいと思うんです。

そしたら、LPガスの分について確認をさせていただきます。LPガス方式の場合、事業者は毎年度入札になるため、各事業者で異なる復旧体制で、継続して安全性や価格の水準が担保できるのか、このことが心配になります。

能登半島地震では、液状化、LPガスボンベの転倒、ホース類や配管損傷などが報道されていましたが、大規模地震時における高知県でのLPガス事業者の出動人員等、復旧体制はどのようになっているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（長岡幹泰君） 南海トラフ地震発災時におけるライフラインの復旧につきましては、ライフライン関連事業者や学術機関、行政機関で構成する高知県ライフライン復旧対策協議会で申合せが行われております。その中で、重要施設につきましては優先して対応することとされており、福祉避難所は重要施設に位置づけら

れております。

高知県LPガス協会では、県内を13ブロックに分け、発災時にはそれぞれのブロック内において各事業者が周辺及び優先対応先の応急点検を開始するとお聞きをしております。

○25番（寺内憲資君） 教育長、それは一つの協力体制の協定を結んだ分だと思わすけれど、やはり今言うたように、LPガスにした場合、毎年度、落札したLPガス業者が供給元となります。やはりそこには契約上の分でもしっかりと担保は取っていくべきやと、また取らなければならないと思わすです。協定だけの分です。やっていくということは、ちょっと私は疑義を持ちます。

そして、教育長、もう一つの分です。と、ハイブリッド方式は操作の切替えが10工程ありますけれども、プロパンガスの場合、今教育長から答弁でもあったように、まずプロパンガスだけにした場合には、20本を通常の分です。置いて、そして3日間72時間分はさらに20本分を置いて、計40本を置くということになりますよね。そのときに災害が起きて、この20本のほうに残っておれば、操作はボタン一つでそのまま対応できますけれども、これがなくなった場合、切り替えて予備の20本を使う場合には操作工程が要ら思わすです。これは教育長も調べられておら思わすですけれど、10の半分ですけれども、5工程が要らなるんです。工程はやはり同じくしなければならなくて、ただボタン一つで対応できるわけではないんで、作業はあるということをお聞きをさせていただきます。

そのような中、教育長、LPガス方式の、今言うたように燃料供給元は、年度ごとに落札したLPガス供給業者になっていきます。そしてそのときに、今協定を結んでいるということでしたけれど、不確定要素が強いLPガス方式

の復旧体制を入札要件で担保するよう形にした場合、また、しなければなら思わすですけれども、この場合に、ハイブリッド方式の切替え作業のマニュアル化及び操作訓練を同じく契約に盛り込んで行うことによって、切替え操作の確実性はハイブリッド方式も高くなると考えます。

教育長、この点、見解をお聞きをさせていただきます。

○教育長（長岡幹泰君） LPガス方式における発災時の復旧につきまは、個別契約に盛り込むというよりは、先ほど申し上げましたように、高知県LPガス協会による対応をお聞きしたところであり、今後協会にもなお確認をしていきたいというふうに思わす。

一方、仮にハイブリッド方式を導入する場合には、切替え操作のマニュアル作成や操作訓練の実施などを契約に盛り込むこと自体はあり得ると考えます。しかしながら、発災時において学校教職員以外の者も含めて実際に現場で切替え操作を行う者をあらかじめ特定することが難しい中で、その契約内容の実効性には懸念も残らるところであります。災害のような混乱時には、できる限りシンプルな操作が望ましいと考えます。

○25番（寺内憲資君） ここも議論したら平行になりますので、もうあえてしませんが、都市ガスやったら1業者しかないんで、業者のほうにその分については責任をしっかりと持たせる点、そして今言うたように、LPガス業者やったら入札で、その分がどうしても担保できない、だから協定のほうにウエートを置かなければなら思わすです。けれど協定の中でそこまで負担を強いらすことができるかという、その議論でありました。

あと、教育長、今教育長のほうで言われておらのは、福祉避難所、3日間72時間にウエート

を置いていますけれど、この点で質問させていただきます。能登半島地震では、液状化と道路の寸断により、LPガスボンベの運搬、調達が困難となっていました。そのような中、避難所では72時間を超えてもなお避難所生活を余儀なくされている方が多くいらっしゃいました。

ハイブリッド方式の場合、都市ガスに被害がない、あるいは事業者が継続して供給を判断した場合には、72時間を超えても燃料供給が可能となります。

県教育委員会が重視する72時間分の備蓄だけにこだわらず、空調設備への供給燃料の継続性も担保すべきであると考えますが、教育長の見解をお伺いいたします。

○教育長（長岡幹泰君） 確かに、能登半島地震では道路が甚大な被害を受けており、救援物資の供給も困難な状況にあったと承知しております。

高知市では、南海トラフ地震によって、能登半島地震の半島部と同じ震度6強から7の揺れが想定されており、道路も同様の被害を受けることが予想されます。ただ、その場合は都市ガスの管路も大きな被害を受けることが想定され、そうしたことも考慮して、今回、LPガス方式を選択したものでございます。

○25番（寺内憲資君） 教育長、先ほど議論してきた中でコストの件を質問させていただきますので。このたびの高知県立盲学校・高知ろう学校体育館への空調整備をLPガス方式とした場合、配管設備の耐震性については、平時のLPガスボンベ20本と3日間72時間の備蓄用LPガスボンベ20本の計40本を盲学校、ろう学校それぞれに収納する強固な保管庫が必要な上に、ろう学校が特に液状化対策を取らなければならないんですけれども、液状化対策も考えなければならず、決して安価ではなく、高額な費用がかかると考えます。

LPガス方式とハイブリッド方式を費用面で比較した場合、インシヤルコストはLPガス方式が安価になるとしても、平時に使用するガス料金は都市ガスが安価であり、ランニングコストで初期投資分を回収することができ、費用対効果では都市ガスとLPガスを備えたハイブリッド方式が安価になると考えます。

そこで、教育長にお伺いいたします。LPガス方式とハイブリッド方式をインシヤルコストとランニングコストを含めたトータルコストで比較した場合の検討結果をお聞かせください。

○教育長（長岡幹泰君） 空調機器の耐用年数とされる向こう15年間のインシヤルとランニングを合わせたトータルコストについて、ろう学校、盲学校それぞれに試算を行いました。

ろう学校につきましては、ガス消費量が多いことから、都市ガスに安価なパッケージ料金が適用されるため、トータルコストはハイブリッド方式がLPガス方式より総額で約430万円、年間で約28万円低くなる結果となっております。盲学校につきましては、ハイブリッド方式がLPガス方式より総額で140万円、年間約9万円低くなり、コストについてはハイブリッド方式のほうが優位となる結果となっております。

○25番（寺内憲資君） 今、教育長の答弁で、トータルコストではハイブリッド方式が有利であるとの答弁でした。ハイブリッド方式は、コスト面だけでなく、脱炭素の環境面においてもLPガス方式より優れています。

これまで教育長と議論を重ねてきましたが、最後に災害対策本部長の任にある知事にお伺いいたします。空調設備の供給燃料となる電力、都市ガス、LPガスにはそれぞれ災害に対する強靱性を持ち合わせていると認識しておりますが、どの災害にも耐え得る対策を求めるものであれば、1つのエネルギーに頼るのではなく、それぞれの強みを生かしたエネルギー分散化シ

システムが最も効果的であると考えます。

供給燃料の切替え操作が容易であることが重要であることは一定理解はしたとしても、盲・ろう学校体育館が災害弱者を収容する福祉避難所であることを考えると、より重要なことは、空調設備の供給燃料を分散化することで福祉避難所の強靱性を向上させることであると考えます。

したがって、高知県立盲学校・高知ろう学校体育館への空調整備は都市ガスとLPガスを備えたハイブリッド方式にすべきであると訴えますが、災害対策本部長の任にある知事の御見解をお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） 災害時の避難所は、発災後速やかに機能させるということが極めて重要だと考えます。特に、高齢者など要配慮者が避難をする福祉避難所であればなおさらということだと思います。

リスク回避の観点からエネルギー源を分散化すべきではないかという議員の御説は、一般的にはごもっともということで理解をいたしますけれども、ただ今回は、特に盲学校、ろう学校の場合は、南海トラフ地震により都市ガスの供給が途絶するという、このことを前提として対応を検討されたというふうに理解いたしました。その前提で、県の教育委員会が、コスト、そして特に操作性、発災後速やかに機能させるための操作性の面などを総合的に判断し、最終的にLPガスを選択したというふうに私としては受け止めました。その中で、特に現場の学校教職員の意見、いざというときには自治会の方々、一般の方々が簡単に操作をできる、このことが大変大事ではないかという現場の職員の意見を重視したということについて、私は大変合理性がある判断ではないかというふうに考えます。

今実施中の設計の納期は目前でありまして、

今この時点でハイブリッド方式に変更するとすると、改めまして設計をやり直すということになります。そうしますと、工期は半年程度は遅れる、また新たに設計のやり直しのコストもかかるということを考えますと、ここまで準備が進んでいるということ、そしていただいたやり取りをお聞きしても、やはりこの時点ではLPガス方式を進めるというほうが合理的ではないかというふうに考えます。

なお、もちろん技術の発展は日進月歩であります。ハイブリッド方式も比較的新しい技術ということだと思いますので、今後操作性についての改善も図られてくる可能性もあろうと思います。今後の空調の整備を行う場合には、その時点で最良の方式を改めて検討する、そういう必要はあるものというふうに考える次第であります。

○25番（寺内憲資君） 災害対策本部長の任にある知事の答弁を聞いて、大変残念であります。

これまで高知県立盲学校・高知ろう学校体育館への空調整備の手法について議論をしてきました。議論の内容は、整備する学校体育館が災害時に福祉避難所となることから、空調設備をいかに停止せずに継続して運転をするのか、災害のリスク回避の観点から議論をさせていただきました。

私は、災害時のリスク回避は供給燃料二重化・分散化システムが最も効果的であり、LPガス方式よりも、都市ガスとLPガスを備えたハイブリッド方式が最適だと考えています。整備をする高知県立盲学校・高知ろう学校の体育館空調設備は、災害時だけではなく平時の授業やクラブ活動、行事などにも使用するもので、ふだん使いにおいての供給燃料費も検討に入れなければなりません。都市ガスはLPガスよりも安価であり、しかも高知県立盲学校・高知ろう学校校舎の空調設備と調理場には都市ガスが使わ

れておりますので、費用対効果の面で比較した場合、ハイブリッド方式が安価であり、しかも脱炭素の環境面においてもLPガス方式よりも優れています。

したがって、現在県教育委員会が整備手法として採用しようとしているLPガス方式の再考を強く求めて、私の全ての質問を終わります。

どうもありがとうございました。(拍手)

○副議長(今城誠司君) 以上をもって、寺内憲資議員の質問は終わりました。

ここで午後3時35分まで休憩といたします。

午後3時15分休憩



午後3時35分再開

○議長(弘田兼一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

竹内健造議員の持ち時間は40分です。

1番竹内健造議員。

○1番(竹内健造君) ただいま議長より発言のお許しをいただきました自由民主党の竹内健造でございます。現在61歳、昭和37年生まれであります。

今の令和6年を昭和の年号に置き換えますと、昭和99年でございます。99年前の九州熊本県の年平均気温より、現在の東京都の年平均気温は上回っています。この気候変動を99年前の方は想像できたでしょうか。また、少子高齢化・人口減少社会の到来、社会構造の変化、人口の一極集中化などなど、この100年は日本の歴史の中でも社会構造変化の大きい100年であると思われまます。これからも気候変動を含め大きく変化する時代の真ただ中にいると私は感じています。

昨年10月の県議補欠選挙への立候補を決意し

てから、先輩議員の皆様の御指導を仰ぎながら、初めての県議会議員の一般質問でございます。以前から、多くの子育て世代の方々から、自治体間の子育て支援について不公平感を感じておるとい声をお聞きしてました。また、農業に従事する知り合いの方々から、気候変動、つまり高温化している環境変化に対する不安の声をお聞きしてました。自治体間の子育て支援の格差について、分権定理に触れる質問になるかとは思いますが、私の思いも込めて質問をさせていただきます。そして、気候変動の変化に対応し力強い持続可能な1次産業のために、気候変動適応法に関する質問を私なりに取材し、文献を調べ、質問をさせていただきます。私なりに、質問する内容の事実を調べ、事実を分析することから見えてくる事柄について、建設的な主張をしまいたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

まず、自治体間の子育て支援全般にわたる自治体間格差についてお伺いをいたします。

昨年の4月に、全国の1,788の知事、市区町村長を対象としたアンケート調査をNHKが行いました。9割を超える1,664人から回答が寄せられ、問いの一つの、自治体間の競争が激しくなっているかとの問いに対し、そう思う42.6%、どちらかといえばそう思う36.4%であり、肯定的な回答を合計するとおよそ8割に上る結果であります。全国の知事、首長の自治体間競争、いわゆる自治体間格差を実感として感じておられる数字であります。理由としてお聞きした自由記述によると、人口、ふるさと納税・返礼品、移住、子育てといったワードが多くあり、私はこのワードの中から子育てに着目し、質問させていただきます。

昨年7月に山梨県で開催された子供と地球の未来をテーマにした全国知事会議において、全国の知事から、国は子供の医療費助成や幼児教

育・保育の無償化などを進めているが、しかし国がカバーしていない部分については財源に余裕がある自治体しか実施できない、これが自治体間競争を引き起こしている、住む場所によって子育て支援が異なる事態を避けるため、医療費助成などは全国一律のナショナルミニマム、いわゆる国民生活の最低保障として、国が責任を持って実施すべきと主張されております。

また、昨年5月に開催をされました令和5年度第1回の国と地方の協議の場では、地方6団体の代表の皆様それぞれから意見が出され、全国知事会からは、子育てについて地域の偏在、これが子育て政策に影響しないように、大きな政策は国で、きめ細やかな政策は地方でできるような環境整備を主張されております。全国市長会からは、地域間格差が生じないように、安心して政策形成ができる財源確保を主張されております。全国町村会からは、継続的な財源確保並びに自治体の財政力の違いによる地域間格差が生じないよう、国が全国一律の政策と地域の実情に応じた子育て支援の財源の確保を主張されております。ほか、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会からも同様の主張がなされております。総じて、言葉は違えども、地域間格差の解消、財源の確保、全国一律の子育て支援の創設と言えらると思っております。

また、昨年11月には、全国市長会から、こども・子育て施策の充実強化に関する決議が出され、同じく昨年11月に、全国町村長大会において、少子化対策の推進とこども・子育て政策の強化に関する特別決議が出されております。また、昨年12月には、第8回こども未来戦略会議においても同様の提言がなされ、全国の自治体にとって自治体間競争・格差は大きな課題であると思われまます。

昨年5月5日のこどもの日に掲載された九州

各新聞社4社合同企画の記事では、九州の各市町村の子育て支援にける予算は大幅な伸びを示し、柱となる児童福祉費は、九州7県の全233市町村のうち96.6%に当たる225市町村で5年前と比べ大幅な増加が見られ、総額では1.4倍であると掲載をされておりました。全国において、高知県においても、詳しく調べ切れておりませんが、同様の子育て支援費の増額が見られるものと感じております。根本には人口減少、少子化があるものとの分析ができ、財政力に余裕のある自治体では子育て支援策、移住促進策への独自施策の充実の動きが加速しているようにも感じているところであります。

子育て支援、自治体の財政力によって子育て支援策に差があることは、本来望ましい姿とは思えません。まずは国が責任を持って底上げを図るべきと考えます。子育て支援策などに関して地域間競争が認められると感じている知事、首長が8割に上る事実。全国一律の子育て支援策を実施しなければ、地域間格差がさらに広がるとの危機感すら感じております。

そこで、自治体間の子育て支援全般にわたる自治体間競争・格差について、高知県内の現状に対する認識を子ども・福祉政策部長にお伺いしたいと思います。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 県内の市町村におきましても、人口規模や財政力などにより、提供している子育て支援サービスの内容や子育て支援の取組に対する考え方に違いが見られているところです。

医療費や保育料など経済的な支援は、住む地域や財政力による格差が生じることがないように、国において全国一律に対応すべきものであり、この部分において自治体間の競争となることは望ましくないと考えております。その上で、各市町村がそれぞれの地域の状況や重視する政策目標に合わせて創意工夫を凝らした住民サービ

スを充実していくことが望ましいものではないかと考えております。

○1番（竹内健造君） ありがとうございます。自治体間格差は、それぞれの自治体が直面する行政課題であったり地域住民のニーズ等を踏まえた地域住民の選択の結果として生じているケースもあるかというふうに思いますので、一概には問題視できないというふうにも思っておりますが、機会の均衡や公平な財政対応が求められる政策分野であるとも考えております。地域差が過度に広がることが広く懸念をされているということを御指摘しておきたいというふうに思います。

高知の出生・子育て支援について、子育て世代包括支援センターは全域に設置がされております。母子手帳を受け取った段階から様々な不安や悩みをサポートする体制が整っている一方、経済面の支援については、例えば子供の医療費、出産祝い金、子育て支援、保育料、給食費、修学支援、結婚祝い金、新生活支援、引っ越し費用、不妊治療など、市町村によって自治体の財政力による格差が生じております。今後も、子育て支援策に関して自治体間競争が、人口減少、少子化の傾向が続く中において助長されるものと考えております。私は、過度の自治体間競争・格差は大きな課題であるというふうに思っています。

そこで、今後の高知県内の各自治体における子育て支援全般にわたる県としての支援の在り方について子ども・福祉政策部長に御見解をお伺いしたいと思います。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 子育て支援の取組の多くは、各市町村が実施主体であり、国の補助制度を活用して様々な事業を実施しております。その上で、本県では、例えば規模の小さい市町村が国の制度の基準を満たさない場合や県として政策誘導を図る必要がある場合な

どには、県内で一律に必要な子育て支援が実施できるよう、県が独自に財政支援を行っているところです。

今後もこうした形で、国の制度では十分でない部分や県の目指す政策目標に合致する取組などにつきまして、市町村の実情に応じた支援を行っていくことが重要だと考えております。

○1番（竹内健造君） ありがとうございます。青森県では、全国に先駆けて、青森県一律の給食費の無料化を来年度より実施するそうでございます。高知県としても、県内自治体の皆様と今後の子育て支援の在り方について意見交換の場を設けていただくようお願い申し上げ、次に参ります。

高知県においては、濱田知事の力強いリーダーシップの下、昨年7月に、人口減少対策・地域の共生社会の実現をテーマにした県内の市長会と知事との意見交換会の場が設けられ、複数の市長が、子供の医療費無償化を拡大するための財政支援を県と国に要望されました。子供の医療費助成は各市町村が独自に行っており、対象年齢や要件は地域で異なる。政府の財政措置はなく、県が就学前の一部に補助を出していますが、助成対象を18歳まで広げたいが財政負担が大きく、断念を余儀なくされた県内自治体も存在をいたします。

濱田知事からは、医療費助成は自治体任せだと格差ができる、国の責任で一律支援すべきだと発言がなされ、政府に制度化を求める姿勢を強調されております。また、医療費に限らず子育て全般についても、県としてどんな支援ができるか検討したいとの力強い発言がなされております。

子育て世代の人口減少、子育て全般にわたる子育て支援策との関連性があるというふうに思っています。例えば、2022年度に全国で最多のふるさと納税の寄附を集めた宮崎県都城市で

は、手厚い自治体独自の子育て支援策、移住促進策を講じて、2022年度の移住者435人から、昨年度でございますが、2023年度1,833人と4倍となり、想定を上回る流入が起きているとの報告がございました。他の自治体でも、子育て支援策の充実強化による子育て世代の人口流入へつなげた例も多々見られるところでございます。

移住の決め手は様々であります。交通の利便性、圧倒的な自然環境、住環境、仕事など様々であります。子育て移住というスタンスで移住先を探すという若い世代の報告が多くございます。単に子育て環境がよいという理由にとどまらず、子育て政策に力を入れた自治体、例えば医療費の無償化、給食費の無料化、所得制限を設けない保育の無償化、ランドセルなどの現物支給など、自治体が単独事業費を増やし、15歳未満の人口の増加につなげたケースも多々見られます。

そこで、高知県全体の子育て支援策を底上げし、高知県独自の県民生活の子育て支援保障を全国に先駆けて取り組まれることを御提案します。例えば、医療費助成制度の県内一律の制度創設は、子供を安心して産み育てることの環境づくりの県全体で整備が整い、大きなPR効果が生まれるものと考えられます。県内一律の医療費助成制度の創設は、県内自治体の財政状況にかかわらず、県内どこに住んでも同じ医療を受けられる安心を保証するものでもあります。さらに、県内自治体の財政負担の軽減がなされ、地域の特性に応じたきめ細やかな支援策をそれぞれが充実させることが可能となり、県全体の人口減少対策、少子化対策の推進に寄与するものと考えています。

この全国に先駆けての高知県内一律の子育て支援制度の創設について知事の所感をお伺いしたいと思います。

○知事（濱田省司君） 議員から御提案のありま

した、県内一律の全国に先駆けたような子育て支援制度を考えてはどうかという点についてでございます。

この点、御紹介もありました子育て医療費のような子育て支援に係ります基幹的な給付制度の中で、県の単位で独自の支援策を講じて他県と差別化を図ろうというふうに考えましても、これは先ほど来のお話がありまして、大都市部の財政力ある他県との競争にはなかなか勝てない、持続可能性がないということではないかと思っております。現実に関、私学の実質無償化に関しまして、東京都、大阪府という非常に財政力が強いところが独自に拡充しておりますけれども、あの周辺の府県は財政的についていけないということで、大変困惑をされているということだと思っております。

こうしたこともございますし、本来こうした基本的な経済支援は、住む地域の財政力に左右されず、どの地域においても保障されるべきだということだと考えますので、こうした支援については国の責任において全国一律での制度設計そして財源措置がなされるべきだというふうに考えます。したがって、全国一律の子供医療費助成の創設などの経済支援の充実に関しましては、御紹介もいただきましたように、全国知事会と連携しながら国に対して積極的な政策提言を行ってまいっておりますし、今後行ってまいりたいと思っております。

そうした観点から、県単位での支援措置を考えるとしますと、現在既に講じております措置といたしましては、これは厳密には一律ということではございませんで、対市町村補助ということでもありますけれども、例えば多子世帯への第3子以降の保育料を助成するといったような比較的对象者が限定された、いわゆるきめ細かな支援に関しましては県として制度化をしておりまして、この趣旨に賛同いただいている多く

の市町村には実施に移していただいているということでございます。こういった形で対象者限定できめ細かな支援という点につきましては、今後も県としてどういった支援を考えられるのかというところは検討をしてみたいと思います。

子供医療そのものに関して御質問もありましたので、補足をして御説明させていただきますと、この国の一律の支援のラインというのは、今、就学前、6歳未満の乳幼児ということになっております。これにつきましては、保険医療の一般の年齢では3割自己負担のところを乳幼児については2割自己負担、これは国の制度で一律に支援をしているということでございまして、これと県が平仄を合わせて、6歳未満の医療費につきましては子供の健康対策という観点から県内一律の補助制度を持っているところでございます。

ただ、現実には、これより上の年齢層のところ、小学生、中学生、高校生といったところに各市町村の判断で、これは子供の健康対策というよりはむしろ子育て支援の経済的支援という側面で、各市町村の判断で独自に上乘せが行われているというのが現状でありまして、結果的に市町村間で格差が生じているということに関して、ただいま御紹介いただきました市町村長さん方との意見交換の中でも、何とかこの格差を埋めるために県として支援ができないのかという御意見を昨年いただいたところでございます。

この一つの処方箋として、今議会にお願いしております来年度からの人口減少対策総合交付金の基本配分部分におきましては、こうした子育て支援策の拡充に財源として、市町村の判断で使っていただけるという形での道を開きまして、そうした形での支援を県としてはさせていただいているということでございます。

○1番（竹内健造君） ありがとうございます。よく理解をするわけでございます。より住民に近い市町村、いわゆる地方政府に社会保障分野で単独事業を企画立案することは非常に効率的だということだろうというふうに思います。これがある意味、分権定理であるというふうに考えておりますが、一方では、地方財政論では否定的な意見もあるように見られます。やはり大きな政策は国で、高知県で、きめ細やかで地域の実情に応じた政策はそれぞれの地方政府で、市町村で、できる姿が望ましい姿ではないかなというふうにも考えております。今後、ますます私もこのことについて研究をしながら、より勉強を深めたいというふうに思います。第1目の質問を終わります。

次に、気候変動の影響と適応についてお伺いをいたします。

国際機関でありますIPCC——気候変動に関する政府間パネルの報告では、世界の平均気温は今世紀半ばまで上昇を続けると報告し、気候変動の緩和の効果が現れるのは長い時間がかかるため、二酸化炭素及び温室効果ガスの排出削減を大幅に早期に開始し、それを長期にわたり強化、継続しなければなりません。過去に排出された温室効果ガスの大気中への蓄積があり、ある程度の気候変動は避けられないとも結論されております。

日本での取組として、国全体が気候変動の影響を回避し低減することを目的として、2018年に気候変動適応法を制定されています。高知県においても、気候変動適応法にのっとり、高知県気候変動適応センターを組織し、高知県における気候変動の予測を示し、温室効果ガスの削減への取組の紹介や施策を示し、日本酒であります土佐酒、ダム再生などの水環境、感染症、熱中症、トンボなどの生態系、サンゴなどの生物環境、水産業、ミカンや米などの農業、あら

ゆる分野について、気候変動に対する影響調査と適応策を講じているところであります。

そこで、高知県気候変動適応センターの取組の成果について林業振興・環境部長にお伺いをしたいと思います。

○林業振興・環境部長（武藤信之君） 本県の気候変動適応センターにつきましては、気候変動の影響への適応に関する情報収集・提供などを行うものとして、平成31年に高知県衛生環境研究所内に設置をいたしました。

これまでのセンターの取組成果としては、県内での気候変動に関する様々な影響とその具体的な対策を整理いたしました。また、その情報を活用し、パンフレットを作成するとともに、オーテピアでパネル展を実施するなど、普及啓発を行っております。

加えて、気候変動による影響の中でも特に県民の皆様身近な問題である熱中症については、その適応策を検討する観点から、国立環境研究所との共同研究を実施し、本県の熱中症の発生傾向の把握や分析を行いました。その研究成果などを踏まえ、県内の市町村や学校などに対する熱中症指数測定機器の貸出制度を創設し、熱中症のリスクを確認できるよう支援を行ってきたところです。

○1番（竹内健造君） ありがとうございます。地球温暖化対策は、温室効果ガスの排出自体を削減する緩和策、そして気候変動の影響に対し、適応策をもって適応していくという、その2つの両輪であろうというふうに思っています。気候変動適応センターの役割は、気候変動の影響に適応する適応策についての研究機関であります。気候変動の影響や情報の収集、提供等を行う拠点でもあります。

今後期待するものとして、地域の実情に応じた情報の発信と対策に取り組んでいくために、各市町村に適応センターの共同設置であります

とか、気候変動の影響の大きい農業分野、漁業分野においても適応センターの共同設置等々が考えられるべきではないかなというふうに思っています。

私は、気候変動の影響が予測される農業、森林・林業、水産業、水環境、水資源等々の中から、農業と水産業に関して質問をこれからさせていただきます。農業環境研究分野として実施されてきた気候変動、つまり温暖化の研究では、温暖化の我が国農業への影響は北日本ではプラスに働くと言われております。西日本ではマイナスに働く、現時点では大まかな結論のようであります。また、温暖化の影響評価研究は、温暖化が進んでしまってから対応策を始めても意味がない、不十分な知見の下であつても対応策の可能性を探ることが必要であると指摘をされております。

また、適地適作、栽培適地が、近年では温暖化の影響により、農産物の移動が起きていると報じられています。ジャガイモの生産で知られる北海道で、サツマイモの生産が盛んであります。寒冷地で栽培に向かないとされているサツマイモであります。温暖化の影響で、栽培する農家が増加し、昨年度の生産量は1,000トンを超える可能性があるという報告されています。国として重要品目と位置づけを行い、東南アジアへの輸出が好調であるとも報告されております。札幌管区気象台によると、道内の平均気温は100年で1.6度上昇し、主要作物のジャガイモは暑さに弱く、サツマイモ栽培はさらなる温暖化進行への備えとなり、栽培適地の移動によるプラス要因として、道内の農家の大きな収入増につながっているとの報告もあります。

一方、水産関係の報告では、地球温暖化による海水温の上昇等により、水産資源や漁業、養殖業に影響が表面化し、海水温の上昇が主要因と考えられる近年の現象としてブリやサワラな

どの分布の北上があり、北海道における漁獲量が増加し、沿岸資源については九州沿岸で磯焼けが拡大し、イセエビ、アワビなどの磯根資源が減少しています。瀬戸内海では、南方系魚類の分布拡大により、アサリへの食害が発生をしております。

高知県西部の土佐清水の宗田節に加工されるマルソウダは、水産加工業において極めて重要な魚として高知県の地域経済を支えておりますが、近年においてマルソウダの水揚げ量の減少が見られます。一端には、サンゴ漁業へ転換した漁船漁業者が多いことが要因の一つではございますが、北陸の石川県、富山県などの地域において漁獲量が急増しているとの報告がございます。大半が秋季に定置網で漁獲されていることから、マルソウダの回遊量の増加を意味しているものと考えられます。海水温上昇によって生息範囲が北上しているものとも考えられます。また、養殖業においては、陸奥湾のホタテガイの大量壊死、広島湾のカキの壊死率の上昇など、また有明海ではノリの生産量が減少をしております。

そこで、高知県において、各種の研究機関にて、気候変動の影響と適応について施策が講じられています。具体的には、園芸種苗において優れた品種の開発・栽培技術の確立、I o Pプロジェクトの推進、スマート農業技術の実証・普及など、多くの研究や施策が講じられております。しかし、農業、水産業を取り巻く物価高騰、スマート化、輸出促進、グリーン化など、環境変化に合わせ、気候変動の影響にも打ち勝ち、持続可能な農業、水産業の経営の安定が求められております。気候変動への各種対応策を充実強化し、確実に実施することが必要であり、変化する気候の下で悪影響を最小限に抑える必要があります。

2018年に制定された気候変動適応法は、国、

地方公共団体、事業者、国民それぞれが適応の推進を担うと明記しており、広く県民の皆様にも気候変動の影響と適応について関心を持っていただくよい機会であるとの思いを込めてお伺いをいたします。

高知県における現状の農業全般に関する気候変動の影響について農業振興部長にお伺いをしたいと思います。

○農業振興部長（杉村充孝君） 本県の農業分野における気候変動の影響としましては、温暖化、特に夏場の高温による品質低下が挙げられます。

本県の主力である野菜につきましては、施設野菜は多くの場合、夏場は栽培していないことや、露地栽培ではショウガやオクラなど高温を好む品目の栽培が多いことなどから、高温による品質低下の影響はあまり受けておりませんが、一方で、水稻や果樹、果樹の中でも新高梨では既に大きな影響が現れており、販売額の減少などにつながっております。

具体的には、まず水稻では、穂が出てからの高温の影響によりまして、米の一部が白く濁り見た目や味が悪くなる白未熟粒が多発し、1等米比率は、20年前の平成15年には50%を超えていたものが、近年では20%以下で推移しております。

新高梨は、他の品目よりも夏場の高温の影響を受けやすく、本来は白い果実が褐色になり、味と日もちも悪くなる、みつ症が多発しております。また、新高梨は、春に花を咲かせるためには、秋から冬にかけては一定期間低温の時期が必要であります。近年の暖冬で低温の期間が足らずに咲く花の数が減少して収量が減るなどの影響も見られております。

○1番（竹内健造君） ありがとうございます。

同じく、高知県における現状の水産全般に関する気候変動に対する影響について水産振興部長にお伺いをしたいと思います。

○水産振興部長（松村晃充君） 土佐湾の年間平均水温は、水産試験場の観測データによりますと、長期的に上昇傾向にありまして、1973年からの50年間でおよそ1度上昇しております。

本県周辺で漁獲される魚種につきましては、現時点では水温上昇と漁獲量の変動に明確な相関関係は見られていませんが、今後水温上昇が進めば、キハダマグロのような南方系の魚が増えてくることや、ブリやマイワシなどの生息域が変わっていくことが考えられます。

また、沿岸域では、水温の上昇などにより藻場が減少する磯焼けが進行しており、アワビやサザエなどの漁獲量が大きく減少しております。養殖におきましては、記録的な猛暑であった令和2年に、ブリやマダイに高水温の影響によるものと考えられる魚病が蔓延をいたしました。

また、国の報告では、水温の上昇は赤潮の発生頻度を増加させるとされており、被害の拡大が懸念されます。

○1番（竹内健造君） ありがとうございます。

さきにも述べましたが、高知県において各種の研究支援機関にて気候変動の影響と適応について研究が進められておるということでございますが、私はもう一つ踏み込んだ気候変動適応策強化の必要性を感じております。

熊本県、岡山県等々におきましては、永年性作物であるミカン、果実でございますが、そういった品種改良が大変進んでおると。また、ブドウ等々においても進んでおると。

気候変動は、基本的には暑さへの対応ということでございますが、梨のほうで御紹介がございましたが、冬場の低温がないと発芽をしないという作物の特徴もございます。冬場はしっかりと寒く、夏場はしっかりと暑くという、こういった四季を問われているわけでございますが、近年、四季がない、夏と冬と、この二極化をしているようにも感じております。

昨年5月に一部改定された気候変動適応計画では、米、野菜、果実などの、気候変動や異常気象による影響の現状と将来予測を明示しております。多くの農産物への影響が40以上の都道府県で既に確認されています。気候変動適応計画では、農産物の高温耐性品種の開発、普及、また豪雨による流域治水の推進や土砂流対策の砂防堰堤設置なども推進をしておるところでございます。

また、気候変動適応策は多くの地域で遅れておるという報告も環境省からございます。特に、高齢化が進む小規模農家でございますけれども、高温耐性品種への転換が容易ではなく、果樹は一度植栽すると通常同じ木で長く栽培する永年性作物であることから、品種転換に長い時間とコストがかかるとの報告がございます。

そこで、高知県における農業全般に関する気候変動適応策の今後の展開について農業振興部長に御見解をお伺いしたいと思います。

○農業振興部長（杉村充孝君） 既に夏場の高温による影響が現れております水稲や新高梨につきましては、様々な適応策に取り組んでいるところでございます。

水稲では、品質低下の著しいコシヒカリやヒノヒカリから、暑さに強い品種でありますにこまるや、県が育成したよさ恋美人への転換を進めております。また、穂が出てから収穫までの高温リスクを少しでも減らすため、田植の時期を遅くすることも指導しております。

新高梨では、果実の温度を下げるためスプリンクラーの導入を図るとともに、果樹試験場において、高温でも、みつ症が発生しにくい苗木の生産技術の開発に取り組んでいるところでございます。また、大幅な所得の減少を回避するため、栽培する新高梨の一部を、暑さに強い品種でありますあきづきや、県が育成した龍水に転換することも推進しております。このほか、

果樹試験場において、暖冬であっても咲く花の数を確保するための技術開発も進めているところでございます。

今後こうした温暖化への対応策を進めますとともに、引き続き、農業技術センターや果樹試験場において、温暖化に適応した新たな品種や栽培技術の開発に取り組んでまいります。

○1番（竹内健造君） ありがとうございます。

同じく、高知県における水産全般に関する気候変動適応策の今後の展開について水産振興部長に御見解をお伺いしたいと思います。

○水産振興部長（松村晃充君） 沿岸漁業では、水温の変動などによる魚種の変化や不漁に対応できるよう、単一の魚種や漁法に頼らないマルチな漁業への転換を進めるため、新たな機器の整備や複数の漁労技術の習得への支援を行ってまいります。

磯焼け対策では、水中ドローンを活用した食害生物の駆除の効率化や、新たな藻場を造成する藻場礁の整備への支援により、藻場の保全、拡大を図っております。

養殖におきましては、現在、高知マリンイノベーションで取り組んでいるAIを活用した赤潮発生予測の精度の向上と対象海域の拡大により、被害の軽減につなげてまいります。また、赤潮や魚病の発生時には、餌を与え過ぎないことが被害の軽減につながるため、一定期間餌を止めた後に餌やりを再開した際に大幅な成長が得られる補償成長の技術開発と普及を行ってまいります。

こうした対策を進めていくとともに、水産試験場において海洋環境や漁獲物のデータを収集・分析し、環境変化への適応策の検討を進めてまいります。

○1番（竹内健造君） ありがとうございます。

気候変動に適応するための高知県の水と農業に関する総合的研究のレポートでは、高知県は

四国の南半分を占めています、急峻複雑な地形で多様な土地利用と豊かな自然を誇るものの、台風、集中豪雨などの常襲県である、また1次産業依存割合が同じ四国他県と比べても相当に高く、県勢が気候・気象条件に大きく左右されます、予測される気候変動の影響とそれに対する適応策は、県全体の方向性と在り方を大きく変える可能性があるというふうに論じています。

ここで、気候変動を恐れ、混乱、無関心にならず、個人としても事業者としても地方公共団体としても団結した行動を起こせるように、歩むべき道を照らすことが大切だろうというふうに思っています。知事に、気候変動の影響と適応策について歩むべき道を示す決意をお伺いしたいというふうに思います。

○知事（濱田省司君） 御指摘がございましたように、気候変動によりますます影響は県内でも農作物などで既に現れ始めておりますし、今後この温暖化の進行に伴いまして集中豪雨の多発あるいは熱中症患者の増加といった様々な影響が懸念をされます。このため、こうした気候変動への適応策についても、現状を正しく認識し、先手を打って対策をしていくことが必要だと考えております。

このため、地球温暖化対策実行計画におきましてこうした適応策をまとめ、ただいまお話を申し上げましたような高温に適応した水稻の品種の導入などの取組を進めているところでございます。

今後も、外部の専門家の御意見ですとか県の取組によって得られた知見なども取り入れながら実行計画の改定を行いまして、この適応策の実効性をさらに高めていく考えでございます。

○1番（竹内健造君） ありがとうございます。

時間がなくなりました。最後の質問は、少しはしりながら行きます。

私の前職は、須崎商工会議所の会頭でありま

した。その経験から、経営指導員は地域に密着し、金融・税務指導はもちろん、いろいろな分野において大変重要であるというふうに考えております。

はしよりましたて……

- 議長（弘田兼一君） 竹内議員。
○1番（竹内健造君） 終わります。
○議長（弘田兼一君） 以上をもって、竹内健造議員の質問は終わりました。

ここで午後4時20分まで休憩といたします。

午後4時15分休憩



午後4時20分再開

- 議長（弘田兼一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

塚地佐智議員の持ち時間は50分です。

37番塚地佐智議員。

- 37番（塚地佐智君） 日本共産党の塚地佐智です。大変お疲れだと思いますけれども、早速質問させていただきます。

まず、教育委員会のハラスメント対策について伺います。

高知南高校で2021年に起きた教育実習生に対して行われたパワハラ事案、2022年に土佐清水市立小学校での臨時教員に対するセクハラ事案の2事案について、それぞれハラスメントが認定をされ、加害教員への処分などが行われています。しかし、加害者個人の問題だけでなく、県教育委員会の対応など多くの課題があると被害者が訴え、県議会で私どもも追及をし、昨年8月1日の県議会総務委員会において長岡教育長は、ハラスメント2事案に対する県教委の対応について、第三者委員会で検証していただ

うというふうに考えていますと述べました。

それを受け、昨年9月4日、5名の委員による高知県公立学校ハラスメント等第三者委員会の第1回の会議が開かれました。第1回委員会では、県教委が取りまとめた資料と論点整理に基づき議論がされ、初動対応、被害者側への配慮、市町村教育委員会との連携の必要性など、数多くの指摘が出されています。

その上で、昨年9月議会で教育長は、事案の検証と今後の対策は不可分であることからこれらを一体的に検証することや、対策の実効性をより高める観点から被害者からの意見を伺うことや、改めて第三者委員会を開催することも含めて対応を検討すると答弁をされました。その後、県教委から10月に被害者への聞き取りの要請がありましたが、被害者側は、これまで被害者がないがしろにしてきた県教委の対応に不信が拭えず、第1回第三者委員会に示された県教委の検証結果を明らかにするよう求め、11月末被害者側に資料が示されました。

まず、本来なら被害者側に率先して審議内容を伝えるという誠実な対応がされるべきであったと思いますが教育長はどうお考えか、伺います。

- 教育長（長岡幹泰君） 第1回第三者委員会では、その時点での県教育委員会としての検証内容を委員の皆様を示し、御意見をいただきました。そして、委員の御意見を踏まえまして引き続き検証することとし、併せて今後の対策を一体的に検討することとしたものでございます。

現在も検討を続けており、被害者側の方々には、検証結果と今後の対策を最終的に取りまとめた上できちんとお伝えしたいと考えております。

- 37番（塚地佐智君） 第三者委員会に提出をされた県教委による先ほどの検証案が被害者側に示されました。到底、被害者側の理解を得られ

るものではありませんでした。そのため、被害者側は、口頭のやり取りでなく、意見書の形で文書を県教委に提出して、第三者委員会にも提供されています。

高等学校課の検証結果に対しては、被害者家族は、管理職の対応やハラスメント認定に関する記載が事実と反すると指摘をしています。小中学校課の検証結果に対しては、被害者家族は次のような問題を指摘しています。まず、臨時教員であった被害者が守られることなく退職に追い込まれたことに関する反省と検証が全くない。第2に、事実確認が不十分なまま、加害者の聞き取りを中心に事件を処理しようとしていたことについての反省と検証がない。第3に、小中学校課の度重なる、セクハラとは言えないなどの発言や、被害者対応の問題についての反省と検証がないなどです。

この2つの意見書は、第2回第三者委員会で審議されていると思います。審議に当たり、この意見書の指摘については県教委としての見解も出されていると思います。

被害者の意見書はマスコミにも公開されている内容ですので、改めて県教委としての受け止めを含めた見解についての公表を求めるものですが、教育長に伺います。

○教育長（長岡幹泰君） 頂きました意見書は、そのまま第三者委員会に提出し、委員の方々に御意見をいただいた上で、事案の検証と今後の対策の取りまとめに向け、現在検討を進めているところでございます。この取りまとめが、意見書を踏まえた県教育委員会の受け止め・見解そのものとなりますので、最終的に取りまとめましたら公表し、被害者側の方々にもきちんとお伝えをしたいと考えております。

○37番（塚地佐智君） 最終的にということですが、今第三者委員会で問題になっているのは県教育委員会の対応なんです。この第三

者委員会に、被害者側は参加することができません。でも、県教委は、事務局として参加をし、資料を提供し、審議の中を見守っているという状況なんですね。

そこはやっぱり透明性を明らかにするという上で、私は、県教委が出したこの意見書に対する見解は公表されるべきだと思うんですけど、改めてお伺いいたします。

○教育長（長岡幹泰君） 今も申しましたように、頂いた意見書につきましては、そのまま第三者委員会に対して提出し、委員の方々から御意見をいただいております。そして、それにつきまして現在取りまとめを進めているところであり、このことにつきましては、やはり最終的に取りまとめた上で公表させていただきたいというふうに思っております。

○37番（塚地佐智君） 同じ答弁の繰り返しですので、指摘はしておきたいと思います。

被害側から提出された意見書の中で、1つだけ絞って確認させていただきたいことがあります。それは、小中学校課に宛てた意見書の1番目に記されている、なぜ被害者である臨時教員が退職に追い込まれたのかという問題です。

県教委は、被害者が元教頭からのハラスメントによって精神的に追い込まれ病気休暇を取っていることを、12月9日には校長からの報告で認識しました。しかし、その後も被害者を守る手だてを何も打ちませんでした。被害者は、休暇の期限が切れた12月末に校長から退職届の提出を求められることとなりました。

12月の早い段階で県教委が被害者保護の観点で動いていたら、被害者が退職することはなかったと言わざるを得ません。その点について重要な反省すべきことがあると思いますが、教育長に伺います。

○教育長（長岡幹泰君） 結果として被害者の方が教員になることを諦めたことにつきましては、

大変重く受け止めるとともに、申し訳なく思っております。

県教育委員会として、今回の事案において、被害者の方に寄り添った対応が十分にできていなかったというふうに考えております。その点について真摯に検証、反省し、今後まとめます事案の検証と今後の対策に基づいて、しっかりと対応していきたいと考えております。

○37番（塚地佐智君） 本当に重要な検証なんです。その検証が第1回目に出された検討委員会への県教委の検証案の中になかったということをお私は問題視しています。しっかりと反省して対応していただきたいと思えます。

さて、本年1月25日に第2回、2月7日には第3回の委員会が開かれました。2事案の検証は、第三者委員会の協議で終わるものではありません。被害者はもとより、県民の批判を仰ぎ、県教委のハラスメント対応の抜本的な見直しにつなげるものと考えます。

教育長も、検証と今後の対応策を一体的に進めるとしていますが、今後どのようなスケジュールで進めていくのか、教育長にお伺いをいたします。

○教育長（長岡幹泰君） 被害者の方から頂いた意見書や第三者委員会の御意見などを踏まえまして、現在事案の検証と今後の対策の取りまとめを行っているところであります。まだ具体的なスケジュールということは定まっておりますが、できるだけ早く取りまとめまして、最終的にまとまりましたら、県民の皆様方にも公表させていただき、そのように考えております。

○37番（塚地佐智君） 大事な検証ですので、ただ急げばいいというものではないとは思いますが、大まかどれぐらいを見通して今進めておられるかは言えますでしょうか。

○教育長（長岡幹泰君） まだ十分に、言われるように煮詰まった段階ではないですので、我々

としてもできるだけ早く、また丁寧にこれをまとめ、公表していきたいというふうに考えております。

○37番（塚地佐智君） 重要な問題を解決していく、その対策を練る、それは、この委員会の検討、第三者委員会から出されたものをさらにブラッシュアップする必要もあると思えますので、ぜひ十分に審議もした上で——できるだけ私は早いほうが、これから煮詰めていく上でもいいと思うので、第1次案は出していただけたらと思って、要請をしておきます。

高知県で教員になろうと希望を持って生きていた2人の女性が共通して述べているのは、ハラスメントによる精神的・肉体的苦痛に増して、不誠実な県教委の対応で傷つき不信感を強め、教員への道を断念したということなんです。

県教育委員会として、今回の事案を真摯に受け止め、今後の組織改革に取り組む決意を、最後に教育長に伺います。

○教育長（長岡幹泰君） 今回の2校での事案につきましても、県教育委員会の対応等に課題があったと考えており、今後取りまとめる、事案の検証と今後の対策に基づいて、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

また、ハラスメントが発生する背景として、社会の価値観と学校等との中の価値観にずれがあるようにも感じております。こうしたことから、組織風土の変革に、またしっかりとした対策を取ることに全力で臨み、ハラスメントのない、県民の皆様信頼いただける学校づくり、組織づくりを行ってまいりたいと考えております。

○37番（塚地佐智君） ぜひよろしく願いいたします。

次に、特定利用港湾についてお伺いをいたします。

私たちは、南海トラフ巨大地震に対応できる

ハード整備、救援体制の訓練の促進は当然進めるべき課題だと思っています。しかし、それと引き換えに、商業港湾である高知港、須崎港、宿毛湾港の3港が国家安全保障局による特定利用港湾に指定されるということの、港の位置づけが変わり、重大な危険性への懸念があり、以下、知事に質問させていただきます。

知事は、特定利用港湾の位置づけが軍事利用化あるいは軍民共用化につながることはない認識していると答弁をされました。まず、この知事の認識についてです。知事は、さきの中根議員の質問に対し、軍事利用化につながらない理由として、1、民生利用を主として自衛隊などの円滑な利用を調整するもので武力攻撃事態といった有事を対象としたものではない、2、特定利用港湾は新たに基地や駐屯地を設置するものではない、3、特定利用港湾の今回の位置づけと有事の際に使用されることとの間に直接的な関係性はないとの国からの説明3点を挙げられました。このうち1と3については、本質を隠した説明だと考えるんです。

特定利用港湾の整備は、令和4年12月16日に閣議決定をされた国家安全保障戦略に基づく公共インフラの整備です。この整備について、国家安全保障戦略はどのように記述をしているのか、知事にお伺いをいたします。

○知事（濱田省司君） お尋ねの閣議決定であります国家安全保障戦略におきましては、「自衛隊・海上保安庁による国民保護への対応、平素の訓練、有事の際の展開等を目的とした円滑な利用・配備のため、自衛隊・海上保安庁のニーズに基づき、空港・港湾等の公共インフラの整備や機能を強化する政府横断的な仕組みを創設する。あわせて、有事の際の対応も見据えた空港・港湾の平素からの利活用に関するルール作り等を行う。」といった記載が行われています。

○37番（塚地佐智君） ありがとうございます。

一番最初に書かれている、総合的な防衛体制の強化の一環としてということは今お話しにならなかったと思いますけれども、その文言も入っていますよね、一番最初に。そのことは付け加えさせていただきたいと思います。

それで、今御答弁をされましたように、国家安全保障戦略では、自衛隊・海上保安庁による有事の際の展開等を目的とした円滑な利用・配備のため、また、有事の際の対応も見据えた空港・港湾の平素からの利活用に関するルール作りと、書かれてあります。知事答弁の国からの説明は、民生利用を主として自衛隊などの円滑な利用を調整するもので、武力攻撃事態といった有事を対象としたものではないと述べられました。

国家安全保障戦略の記述によれば、特定利用港湾の指定は、有事の際の対応も見据えたルール作りですが、これは間違いはないか、お聞きをいたします。

○知事（濱田省司君） 先ほど申し上げましたとおり、この国家安全保障戦略におきましては、有事の際の対応を見据えた空港・港湾の平素からの利活用に関するルール作り等を行うと書いております。ただし、一昨日国が公表いたしました特定利用空港・港湾に関するいわゆるQ&Aによりますと、この取組は、平素における空港・港湾の利用を対象としたもので、武力攻撃事態のような有事の利用を対象とするものではないと明記をされておきまして、中根議員にお答えいたしましたとおり、国からは事前に同様の説明を受けているところであります。

○37番（塚地佐智君） 今の御答弁への意見は、また後ほど述べたいと思います。

続けて、知事が3番目におっしゃられました、特定利用港湾の今回の位置づけと有事の際に使用されることとの間に直接的な関係性はないについても、国家安全保障戦略の記述とのそごが

あると思います。国は国家安全保障戦略において、有事の際の自衛隊の展開等を目的と記述をし、さらに関係閣僚会議資料では、自衛隊が状況に応じて必要な部隊を迅速に機動展開するための指定だとしています。各種の報道では、台湾有事を念頭に置いて西日本に多くの特定利用港湾が指定されようとしていると、その狙いが指摘をされています。

知事は、指定と有事の利用とは直接的な関係性はないと説明を受けたと答弁をされましたが、国家安全保障戦略は明らかに、有事の際の自衛隊の展開等を目的とする整備、指定と記述をしており、関係性は否定できないと思いますけれど、どのようにお考えか、伺います。

○知事（濱田省司君） 武力攻撃事態のような有事の際には、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律等、これはいわゆる有事立法であります。これに基づきまして、内閣総理大臣からの要請、指示といった手続を経て、国が必要な港湾を利用することとなります。一方、今回の特定利用港湾につきましては、国から、平時において港湾法などの既存の制度にのっとり自衛隊などが円滑に利用できるような調整するための枠組みを設けるものであり、この枠組み自体は有事の利用を対象としたものではないというふうな説明を受けております。

このため、今回の特定利用港湾の枠組みと有事の際の枠組みは別物であるというふうに理解をいたしております。

○37番（塚地佐智君） ここで私は大変気になっていることがございまして、知事も、そして出されましたQ&Aの中にも、有事というところを武力攻撃事態等というところ限定してお話をされていますし、説明をされています。ただ、国会での議論などでも、一般的に有事は結構シームレスなもので、重要影響事態、そして存立危機事態、そこから武力攻撃事態、ここがシーム

レスにつながって有事という枠組みで議論もされているわけですね。そこでは——私が、今問題になっているのは——おっしゃるとおり、武力攻撃事態は別の法律で定まっています。でも、その手前のいわゆる重要影響事態、そして存立危機事態、この部分における問題に対して、今回特定利用港湾の位置づけがなされているのではないかということは大変危惧しているんです。

そのことを証明するように、Q&Aの中では、その第11問を御覧いただけたらいいと思いますけれど、その11問は、自衛隊が危険なものを使うことが、危険物も取り扱いますかというふうに問いがありますね。その問いに対して、問11の回答は、自衛隊が特定利用港湾を利用する際に弾薬等の危険物も取り扱う、しかもその中身は、武器、弾薬等を含む物資輸送や部隊の展開のために特定利用港湾を利用することがあるというふうに明記をされているわけです。これは、先ほど少し申し上げました、武力攻撃事態等ではなく、その手前の、自衛隊が武力攻撃はできないけれども米軍への支援はできるというふうになっている重要影響事態、さらには武力攻撃もできる存立危機事態、ここの関連性が大変大きいんだと私は思うんです。

その点、知事は国のほうから、今回平時ではなく、有事と平時のまさにシームレスなこの部分で今回の特定利用港湾が位置づけられているという説明がされたのかどうか、そこは第2問でお聞きをさせていただきたいと思います。

○知事（濱田省司君） ただいま突然のお尋ねでございまして、事務方のほうでどういうやり取りをしていたかというのは私は存じませんが、私の理解しているところでは、平時と有事、この2つに分けますと、今お話がありました前段の事態は有事ではないという意味で、平時の中の有事に近い部分ということになるかと思いますが、その意味では、私の理解といた

しましては、そういった状況の部分も含めて、この特定利用港湾というのはあくまで平時の中の一部としてそうしたものも想定をし得るものではあるというふうに考えております。

○37番（塚地佐智君）　そこがまさに重要なんですよね。平時か有事かと分けたときに、先ほど言ったように、自衛隊が米軍の支援ができるというふうな位置づけになる重要影響事態というところも含まれていると言わざるを得ないんです。

ここはもう知事とやり取りをしていますが、国の考えですから、知事の考えでは、これは説明をしていただいても知事の受け止めしかありませんので。私は、今回せっかく知事が頑張って要請もしていただいて、Q&Aというものが出されました、出されましたけれど、これに行き着くのが本当に大変なんですよね。皆さんもやってみて、ホームページを開いて分かったと思いますけれど、なかなか行き着けないところにアップもされているという状態もあります、出されたのが3月5日ですよね。まだ2日しかたっておりません。

この間、私たちは一回も国から直接この問題に対する説明は受けたことがない。むしろ国家安全保障局は、なるだけシークレットな扱いとしてこの間やってきているんじゃないですか。県庁に来るときも日程も明らかにしない、その次の訪問も明らかにしない、黙って黙ってずっと事を進めてきているじゃないですか。

私は、この国からの直接の説明が、Q&Aに基づいて県民にやられる、少なくともマスコミの皆さんに公開をして国が直接説明すると、そういう場所を設けるべきだと思うんですけど、知事の御見解を伺います。

○知事（濱田省司君）　かねて県といたしましては、以前から国に対しまして、県民に対して取組内容の説明を行っていただきたいと申入れは

しております。この要請を受けた国の対応が、今回の特定利用港湾に関します国の考え方を示したいいわゆるQ&Aの作成でありまして、一昨日に内閣官房のホームページ上で公表が行われております。Q&Aの中身について確認をいたしましたところ、県民の皆さんが不安に感じられるような疑問点を含めまして、幅広い論点について分かりやすくまとめられているものと認識をしております。

このQ&Aに加えまして国民への直接の説明が必要かどうかということは、国において判断されるべき事柄だというふうに思いますので、私どもとして、県として、記者会見の開催などを国に重ねて要請するということは現時点では考えておらないところでございます。

○37番（塚地佐智君）　知事として大変無責任な御答弁だと思いますよ。このQ&Aが出されて、知事は、大変分かりやすく評価をされました。でも、これを受け取った県民の皆さんは、やっと見たんです。先ほど言ったこの問11の、自衛隊が武器、弾薬等を含む物資輸送や部隊の展開のために特定利用港湾を利用することがありますという表現。また知事は、時々判断をできるようにするという許可権限をと言いましたが、問12もこれに答えて、必要な時にその都度調整を行っていましたがと、これ、「が」になっているんですよ。「が」になっているということは、変えるということですよ。

こういう多々ある問題、しかも私が述べましたように、重要影響事態との関係性とかも全く明らかになっていないじゃないですか。知事、説明もきちんと受けていないわけでしょ。それで知事から説明を求めない、それなのに知事は協定を結ぶって、そんな無責任な話はないですよ。

しっかり説明をするように国に求めてくださいよ。再度答弁を求めます。

○知事（濱田省司君） ただいまお話がありました、平時の中にも重要影響事態等が含まれるのではないかという点については、本日ただいま具体的にお聞きいたしましたので、今後の国とのやり取りの中で改めて確認をしたいというふうに思っております。なお、国との間では了解事項について文書を作っていくという過程もまだ残っておりますので、その過程の中で、本日いただきました御疑問につきましては、改めて我々としても確認をするということにしたいと思いますと思っております。

○37番（塚地佐智君） 全く納得がいきません。港湾の許可権限は確かに知事にありますよ。でも、それは再々私が申し上げているとおり、県民から負託されたもんなんです。

高知県は、これまで高知新港開港のときに、みんなで、この港の非核平和利用の決議を全会一致で上げたんです。それが、武器や弾薬を補給するそういう役割を担う、そして機動展開を自衛隊がやるというようなものに使おうという、大変化なんです。

知事の説明だけでは県民は納得しないですし、その納得、説明がないうちに知事が協定を結ぶというのは、それは本当に許されない行為だと私は思います。もう一度お願いいたします。

○知事（濱田省司君） ただいま武器、弾薬を運ぶということがございましたけれども、もともと平時における訓練であったり輸送であったりということが利用の目的だというお話がありました。輸送の中には部隊もあり、部隊であれば武器を携行していることもあり得ると、これ自身は今までも前提として議論されてきたことだと思います。

ただその中で、具体的に平時の範囲内で有事と、法律上はゼロか1かでありますけれども、具体的な国際情勢の中ではゼロから徐々に緊張が高まって1という有事に至る、例えば0.8、0.9

に至るような事態が、議員がおっしゃったような事態だと、別の法律で定めておられる事態だというようなお話であろうかと思えます。それは私は法律論としてはそういう可能性はあると思えますけれども、私自身が今ここで責任を持ってお答えをするべき立場にございませんので、この点は国とのやり取りの中で確認をした上で、また御報告をさせていただきたいと思っております。

○37番（塚地佐智君） 知事のお話を伺っても、県民は納得しないんですよ。やっぱり県民に国が直接説明する場を設けると、それぐらいのことを言えませんか。

今知事は、武器、弾薬の輸送、そして部隊の派遣、それはあり得るという前提で話してきたと。県民は誰も聞いていません。知事が、今まで説明してきたのは何ですか、年に数回の訓練ですとおっしゃってきたじゃないですか。

しかもこれは、先日ウェブ会議で行われた説明会の議事録が情報公開で明らかになりました。その中で、公表していい中身の問題とかのやり取りがありました。そのやり取りの中で、ある首長が、武器、弾薬などのそうした輸送も対象にしているということを発表していいかというふうに問いましたが、それに対して、それは一般的なテロ対策、輸送訓練等を対象としての程度の内容でお願いしたいと言っているんですよ。つまり、表には出してきていないじゃないですか、先ほどの問題は。

そういうことを隠したまま、知事だけが納得をしてそれで進めるという話はありませんので。じゃあ、知事が国から説明を受けるとき、そのとき公開していただけますか。

○知事（濱田省司君） 今後の、この可否の判断に当たりましては、せんだって御答弁申し上げましたように、関係の3市との間の意見交換会を公開で開催した上で判断をするということに

いたしたいと思っております。その場で、本日もいただきました疑問に関しましてもしっかりとやり取りをした上で、それは公開の場で御覧をいただいた上で、お聞きをいただいた上で、最終的に判断をするという段取りを踏むことによりまして、県民の皆さんへの情報提供はしっかりしてまいりたいと思っております。

○37番（塚地佐智君） 国の言ったことを知事が判断して、3市長と懇談するわけでしょ。それでは県民に説明になっていないということをやっているんですよ。

国がやっぱり直接——なぜ説明を求めることができないんですか。このQ&Aを出しただけで、それで何で納得するんですか。私は本当に納得がいきません。ぜひとも考え直していただきたい。どうなんですか。それほど国に対して物が言いつらいんですか、どうですか。

○知事（濱田省司君） 本日の重ねての御質問は突然の御質問でございましたので、法律の解釈に関わることは正確を期して——私もお答えをこの場でするとすれば——行う必要があるということで、留保させていただきたいということですが、この点は法律論でありますので、国にその解釈を確認してお伝えをするということで、国の考えは十分伝えられるということだと思っております。

○37番（塚地佐智君） このやり取りは結論が出ませんので、また県民の皆さんからの様々な声が寄せられると思いますので、ぜひ耳を傾けて、国に声を届けていただきたいと。時間がたつだけでございますので、それで終わりたいと思います。

それで、先ほどのお話の国との協定文書ですけども、それはもう既に出されているんですかね。知事、いかがでしょうか。

○知事（濱田省司君） この協定の文書に関しましては、先月13日に行われました国から関係3

市への説明会の際に、案は示されております。しかし、これはあくまで案の段階の文書であるために公開しないようにという要請を国から受けているところであります。

○37番（塚地佐智君） やっぱりそこも秘密裏に事が進むんですね。案の段階で、今から協議が始まる、協議が始まって終わったらもう決定事項になるわけでしょう。

案の段階でせめて県議会には出さないといかないんじゃないですか。ぜひ公開していただきたいと思えますけれど、いかがですか。

○知事（濱田省司君） 県としては、案段階の文書でありましても、早期に公開ができるように国に対しては要請しておりまして、国から了承を得られ次第、県議会にはお示しをしたいというふうに考えております。

○37番（塚地佐智君） ぜひ早急をお願いしたいと思えます。

知事は、この3月末までの間に可否を判断するとおっしゃいましたよね。これだけ先ほどの法律論の問題でもまだ深めなくちゃならない、やり取りしなくちゃならない問題が残っていますから、この3月末という期限にこだわるべきではないと思えますけれども、その御所見を知事に伺いたいと思えます。

○知事（濱田省司君） 国のほうからは、かねてより、3月末に確認の文書を交わしたいという強い要請を受けておりました。私どもは、そのためには情報開示が前提となる、Q&Aを早く出してほしいというやり取りをしておりました。そのやり取りを受けて、せんだってQ&Aが出てきた。これについては、かなり分かりやすい説明が行われているというふうに思っております。

本日御質問があった点については、改めて補足をし、改めて示されるであろう協定文書案などとともに御説明申し上げたいというふうに思っ

ておりますが、そうした形で、国としては、私はQ&Aは役所が作る文書としては相当分かりやすい、役所らしくない文書を作ってもらったと。そういう意味では国の誠意を感じておりますので、私どもとしては、国の意向を十分尊重して、年度内の可否の判断というのを目指したいというふうに思っております。

○37番（塚地佐智君） 特定利用港湾というものがどういうものなのかということが、やっと県民の皆さんのところに伝わり始めているばかりですよ。今回、先ほど言った武器や弾薬の輸送もある、自衛隊員の展開もする、そうやってきたら、その役割はまさにジュネーブ条約上では軍事作戦の中に組み込まれた位置づけの港ということになるんじゃないですか、もう答えはいいですが。そういう危険性は増大してくるわけですよ。つまり、基地ではない、駐屯地ではないけれども、作戦展開のための位置づけをこの特定利用港湾は持つという性格が出てくるんじゃないですか。

私は、そんなに急いで結論を出すべきでないし、知事自身ももっとその深刻な事態を真剣に受け止めて対応していただかなくてはいけないと思います。公開することも含めて、この3月末という期限を切らないでいくということをおっしゃいませんか。

○知事（濱田省司君） 繰り返しになりますけれども、私としては、国のほうは誠意ある対応をしていただいているというふうに思います。今残っておりますのが、その協定文書の詰めというところでもありますけれども、その中身として既に内閣官房が公表資料で出しております要旨は、訓練等以外でも緊急時には関係者間で連携し、柔軟かつ迅速に施設を利用できるよう努めることという、骨子といいますか内容的な要旨を既に公表されておりますが、これの具体的な中身を今、詰めをしている段階であります。

その中に、ただいま議員からお話がありました存立事態等との関係などの法律論も詰めていかなければならない論点として私どもも意識をしているところでありますので、この具体的な協定案の詰めが今残る中で、本日いただきました御疑問はしっかり国に確認をして、これは3市との意見交換会の場ではその中身については御説明をした上で県民の皆さんにも情報開示をする。その上で3月末までに国との合意を経て新年度からは新しい体制に入るという形を私としては取りたいと考えております。

○37番（塚地佐智君） 本当に県民の不安とか思いとか県議会への尊重とか、そういう姿勢が今の答弁では全く伝わってまいりません。国の言うことを粛々と進めると。Q&Aを出していただいたのはよかったかもしれませんが、そんなことで説明にはなっていないんですから。これをやり取りしていたらあとの質問ができないので、そのことは強く私は抗議をして、丁寧に県民に説明する場を設けるよう国に再度求めていただきたいことを最後に要請しておきます。

それでは最後に、障害者福祉についてお伺いをいたしまして、時間がごめんなさい、あれなので、ちょっと飛ばす質問があるかもしれません。よろしくお願ひします。

2006年に国連総会で、障害者の権利に関する条約、いわゆる障害者権利条約が採択をされました。この条約は、全ての障害者のあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的としており、日本はこれを2014年に批准いたしました。

条約を締結するに当たり、遅れていた様々な国内法の整備も進めました。そして、この議会にはいよいよ、県が障害者差別解消法を受けた当事者団体の声も聞きながら検討してきた、障害のある人もない人も共に安心して豊かに暮ら

せる高知県づくり条例案が提案をされました。

まず、知事はこの条例が施行される具体的な効果をどのように受け止めておられるのか、お伺いをいたします。

○知事（濱田省司君） 改正障害者差別解消法が本年4月に施行されます。事業者によります合理的配慮の提供が義務化をされることなどを踏まえまして、県独自の条例を今議会に提案させていただきます。

本条例は、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重しながら安心して豊かに暮らせる共生社会の実現を目指して制定するものであります。

条例では、事業者や県民の役割を明確に規定し、障害を理由とする差別の解消に向けた県民意識の向上、社会全体の機運の醸成を図ります。また併せまして、障害のある人や事業者からの相談体制の整備、義務化に伴います紛争の解決に向けたあっせんなどに伴う調整委員会の設置といった形で、差別解消に向けた取組の実効性を高めると、この部分が肝の部分であるというふうに思っております。

例えば、障害のある方が心ない言葉を投げかけられたり、事業者が合理的配慮の提供を行わない場合に、相談員が間に入って双方の理解を深めながら解決に導く体制が整備されるということ。さらに、相談対応で紛争事案が解決しない場合には、公正中立な調整委員会が関わりまして解決を目指す仕組みが整備される。この点が具体的な効果ということだと思っております。

こうしたことに加えまして、条例制定を機に県民一人一人の理解を深めますことで、誰一人取り残さず相互に支え合う高知型地域共生社会の推進につながる、そういう意義を有すると考えております。

○37番（塚地佐智君） ぜひそうした思いが広がっていくように、前に進めていただきたいと思います。

ます。

この4月から障害者差別解消法が改正となりまして、障害者への合理的配慮が民間事業者においても、努力義務から義務とされました。

しかしこの一方で、合理的配慮には、負担が過重でないときという前提がありましてそこが抜け道となる懸念が拭えません。こうした懸念についてどのような姿勢で対応されるか、子ども・福祉政策部長にお伺いいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 今年4月から、民間事業者におきましても、障害者への合理的配慮が義務となります。お話しのとおり、合理的配慮の前提となります負担が過重でないときは、状況に応じて総合的、客観的に判断することとなりますので、当事者、障害者双方の御意見が異なる場合にはトラブルとなる懸念があることは承知をしております。合理的配慮は、事業者、障害者どちらか一方の要望や事情のみを考慮するものではなく、お互いの建設的な対話から、お互いが理解、納得した上で合理的配慮が実施されるべきものというふうに考えております。

そのため、県ではこれまで、民間事業者の理解を深めるため、説明会の開催、リーフレットの配布や広報への掲載などを通じまして、障害者差別解消法の内容を周知してきたところです。今後は、民間事業者による合理的配慮の提供の義務化を一層周知するとともに、相談事例などを紹介する動画の配信、企業内研修への講師派遣など、合理的配慮への理解の浸透を図ってまいります。

また、県に相談員を新たに配置し障害者差別解消法に関する相談に対応するとともに、身近な相談窓口である市町村等の職員を対象にスキルアップ研修を実施するなど、事業者や県民の皆様が相談しやすい体制づくりを進めてまいります。

○37番（塚地佐智君） ぜひ大いに進めていただきたいと思います。

こうした事業者に対する合理的配慮等の取組を進めるための予算が必要になります。県としてどう対応されるか、知事にお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） 本年4月からの事業者によります合理的配慮の提供の義務化を踏まえまして、障害のある方や事業者からの相談や紛争解決を得るための体制の整備、そして普及啓発などに係ります予算を本議会で提案させていただいております。

具体的には、障害福祉課内に相談員を配置する、また、ただいま申し上げました紛争解決に向けました調整委員会を県に設置する、このための所要経費を計上しております。また、合理的配慮の提供に関する対応事例集や動画を作成いたしまして、各業界団体などを通じて広く周知を図る、このための予算、さらに県民一人一人の障害や障害のある人に対する理解を深めるためのリーフレット等を作成し、また県広報やホームページなどで広く周知をする、こういった予算をお願いいたしております。

○37番（塚地佐智君） とりわけ合理的配慮に対する具体的支援というのが大事になってくると思いますので、予算化をぜひお願いしておきたいと思います。

それで、この間、私も様々な障害者の方からのお話もいろいろ伺ってまいりました。その中で、移動用リフトがとても在宅の療養にも有効だというお話を伺ってまいりました。

移動用のリフトというのが現在実績としてどのような状況か、子ども・福祉政策部長にお願いいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 県内の移動用リフトの給付実績は、平成30年から令和4年度までの5年間で27件となっております。

○37番（塚地佐智君） 自己負担額が、これを購

入する際には生じると思いますが、それはどのような状況でしょうか。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 県内の市町村の補助基準額は、東洋町と大川村を除きまして15万9,000円となっております。令和4年度は、県内で移動用リフトの給付実績が3件あり、補助基準額15万9,000円と購入の金額の差額であります自己負担額は、それぞれ2万3,860円、6万2,500円、24万1,000円となっております。

○37番（塚地佐智君） 様々な金額差がありますがけれども、こういう日常の生活用具というのは大事でございまして、ぜひこの財政支援をしていただきたいと思いますが、子ども・福祉政策部長、お願いいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） この日常生活用具の給付につきましては、障害者総合支援法に位置づけられた地域生活支援事業として市町村が実施しております。この地域生活支援事業の財源となります国の補助金は事業費の2分の1以内とされておりますが、令和4年度の国の補助金は、県内の事業量の約6割程度と低い補助率となっております。

県としましては、しっかりと財源の確保が必要と考えておりますので、全国知事会を通じまして、国に対して、地域生活支援事業に要する十分な財政支援の措置を講じるよう政策提言を行ってまいります。

○37番（塚地佐智君） 政策提言もしかることながら、やっぱり県として、本来はできるところはやっていただきたいというふうに思います。

最後に、知事に。本当に大事な障害のケアマネジャーの役割という事業所の職員の役割があります。研修をしっかりと進めていただきたいと思いますが、人材育成について最後に知事に伺います。

○知事（濱田省司君） この障害福祉サービスに関しましては、可能な限り障害のある方本人が

自ら意思決定に当たることができるように支援をしていく、このことが大事だと思います。こうしたいわゆる意思決定支援に関しまして、特にガイドラインも作成いたしましたり、人材育成研修の中で強化をしております。こうしたものを中心に、必要となります人材の育成、県としてもしっかりと対応をしたいと思いますと考えております。

○37番（塚地佐智君） それぞれ御答弁、ありがとうございました。ぜひ前向きに進めていただくよう、また特定利用港湾問題はしっかり国に物申していただくようお願いをいたしまして、私の一切の質問とさせていただきます。

部長、お疲れさまでございました。また頑張ってください。（拍手）

○議長（弘田兼一君） 以上をもって、塚地佐智議員の質問は終わりました。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明8日の議事日程は、一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後5時10分散会

令和6年3月8日（金曜日） 開議第7日

出席議員

- 1番 竹内健造君
- 2番 戸田宗崇君
- 3番 上治堂司君
- 4番 桑鶴太朗君
- 5番 土森正一君
- 6番 榎尾絢子君
- 7番 久保博道君
- 8番 上田貢太郎君
- 9番 今城誠司君
- 10番 金岡佳時君
- 11番 下村勝幸君
- 12番 田中徹君
- 13番 土居央君
- 14番 横山文人君
- 15番 西内隆純君
- 16番 加藤漠君
- 17番 弘田兼一君
- 18番 明神健夫君
- 19番 三石文隆君
- 20番 畠中拓馬君
- 21番 依光美代子君
- 22番 大石宗君
- 23番 武石利彦君
- 24番 西森美和君
- 25番 寺内憲資君
- 26番 西森雅和君
- 27番 樋口秀洋君
- 28番 岡田竜平君
- 29番 田所裕介君
- 30番 橋本敏男君
- 31番 坂本茂雄君
- 32番 はた愛君
- 33番 細木良君
- 34番 岡田芳秀君
- 35番 岡本和也君

36番 中根佐知君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知事 濱田省司君
- 副知事 井上浩之君
- 総務部長 徳重覚君
- 危機管理部長 中岡誠二君
- 健康政策部長 家保英隆君
- 子ども・福祉政策部長 山地和君
- 文化生活スポーツ部長 岡村昭一君
- 産業振興推進部長 沖本健二君
- 中山間振興・交通部長 中村剛君
- 商工労働部長 松岡孝和君
- 観光振興部長 山脇深君
- 農業振興部長 杉村充孝君
- 林業振興・環境部長 武藤信之君
- 水産振興部長 松村晃充君
- 土木部長 荻野宏之君
- 会計管理者 池上香君
- 公営企業局長 笹岡浩君
- 教育長 長岡幹泰君
- 人事委員長 門田純一君
- 人事委員会会長 澤田博睦君
- 公安委員長者 古谷純代君
- 警察本部長 高清水善弘君
- 代表監査委員 五百藏誠一君
- 監査委員長 高橋慎一君

事務局職員出席者

事務局長 山本和弘君
事務局次長 中島勝海君
議事課長 吉岡正勝君
政策調査課長 飯田志保君
議事課長補佐 杉本健治君
主 幹 大川美千子君
主 査 宮崎由妃君



議事日程(第7号)

令和6年3月8日午前10時開議

第1

- 第1号 令和6年度高知県一般会計予算
- 第2号 令和6年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第3号 令和6年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第4号 令和6年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第5号 令和6年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第6号 令和6年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第7号 令和6年度高知県県債管理特別会計予算
- 第8号 令和6年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第9号 令和6年度高知県国民健康保険事業特別会計予算
- 第10号 令和6年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第11号 令和6年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

- 第12号 令和6年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 第13号 令和6年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
- 第14号 令和6年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第15号 令和6年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第16号 令和6年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第17号 令和6年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第18号 令和6年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第19号 令和6年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第20号 令和6年度高知県流域下水道事業会計予算
- 第21号 令和6年度高知県電気事業会計予算
- 第22号 令和6年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第23号 令和6年度高知県病院事業会計予算
- 第24号 令和5年度高知県一般会計補正予算
- 第25号 令和5年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第26号 令和5年度高知県旅費集中管理特別会計補正予算
- 第27号 令和5年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第28号 令和5年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第29号 令和5年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第30号 令和5年度高知県土地取得事業特別会計補正予算
- 第31号 令和5年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算

第 32 号	令和5年度高知県災害救助基金特別会計補正予算	第 50 号	高知県住民基本台帳法施行条例等の一部を改正する条例議案
第 33 号	令和5年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算	第 51 号	高知県消防法関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案
第 34 号	令和5年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算	第 52 号	高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
第 35 号	令和5年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算	第 53 号	高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例議案
第 36 号	令和5年度高知県県営林事業特別会計補正予算	第 54 号	高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案
第 37 号	令和5年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算	第 55 号	高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
第 38 号	令和5年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	第 56 号	高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 39 号	令和5年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	第 57 号	高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び高知県指定居宅サービス等の事業等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
第 40 号	令和5年度高知県流域下水道事業会計補正予算	第 58 号	高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 41 号	令和5年度高知県病院事業会計補正予算	第 59 号	高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
第 42 号	障害のある人もない人も共に安心して豊かに暮らせる高知県づくり条例議案	第 60 号	高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
第 43 号	高知県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例議案	第 61 号	高知県精神科病院における任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例議案
第 44 号	こうち奨学金返還支援基金条例議案	第 62 号	高知県安心こども基金条例の一部を改正する条例議案
第 45 号	高知県公立学校情報機器整備基金条例議案		
第 46 号	高知県部設置条例の一部を改正する条例議案		
第 47 号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 48 号	知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び高知県税条例の一部を改正する条例議案		
第 49 号	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案		

- 第 63 号 高知県女性相談支援センター設置条例の一部を改正する条例議案
- 第 64 号 高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 65 号 高知県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例の一部を改正する条例議案
- 第 66 号 高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 67 号 高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例議案
- 第 68 号 高知県漁港管理条例及び高知県漁港区域内における行為の規制に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 69 号 高知県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 70 号 高知県建築基準法施行条例及び高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 71 号 高知県港湾施設管理条例の一部を改正する条例議案
- 第 72 号 高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 73 号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 74 号 高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例を廃止する条例議案
- 第 75 号 高知県が当事者である訴えの提起に関する議案
- 第 76 号 公平委員会の事務の受託の廃止に関する議案
- 第 77 号 公平委員会の事務の受託の廃止に関する議案
- 第 78 号 行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託の廃止に関する議案
- 第 79 号 権利の放棄に関する議案

- 第 80 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 81 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 82 号 県が行う土木その他の建設事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 83 号 県が行う流域下水道の維持管理に要する費用に対する市の負担の変更に関する議案
- 第 84 号 包括外部監査契約の締結に関する議案
- 第 85 号 一級河川の指定に関する議案

第2 一般質問（一問一答形式による）



午前10時開議

○議長（弘田兼一君） これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長（弘田兼一君） 御報告いたします。

小田切泰禎公安委員長から、所用のため本日の会議を欠席し、古谷純代公安委員を職務代理者として出席させたい旨の届出がありました。



質疑並びに一般質問

○議長（弘田兼一君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「令和6年度高知県一般会計予算」から第85号「一級河川の指定に関する議案」まで、以上85件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一

般質問を併せて行います。

質疑並びに一般質問は一問一答形式によることとします。

岡田竜平議員の持ち時間は30分です。

28番岡田竜平議員。

○28番（岡田竜平君） 県民の会、岡田竜平でございます。議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

まず、県の進める移住・定住施策についてでございます。

移住者と申しましても、その中にはUターン、Iターン、区別されるべきものがございます。しかしながら、実際には特別交付税措置にもその区別がなく、県としても多くが同一の施策内で進められております。県に移住促進課が設置されてちょうど10年、移住施策の経過と、受け入れる地域の実情を鑑みますと、本県の移住政策は次のステージに入ったと感じられるのが私の実感でございます。

そこで必要とされるのは、UターンとIターンを明確に分けて考えることでございますので、御所見を中山間振興・交通部長にお聞きいたします。

○中山間振興・交通部長（中村剛君） Uターンにつきましては、これまで様々な地域に足を運び、住民のお話を伺う中で、都会に出ていった若者たちに帰ってきてもらいたいといった声を多く聞かせていただきました。また、昨年度議会でもUターンの促進を求める意見も複数いただいております。加えまして、移住の地域間競争、こちらが激しくなる中、移住組数の伸びも頭打ちになっておりました。こうしたことから、今年度から新たな取組として、デジタルマーケティングの取組に加えまして、Uターン施策、これをさらに強力に推進することといたしました。

まず、今年度4月には、移住促進・人材確保センターの名称を高知県U I ターンサポートセ

ンターに変更し、県出身者の方に当センターがUターンを支援することが明確に伝わるようにいたしました。また、帰省時期にUターン促進キャンペーン、「最高知！キャンペーン」を実施、帰省時期等のスマートフォンの位置情報を活用したUターン候補者への情報発信などを行っております。

そして、その際には、議員のお話にありましたように、U、Iそれぞれの特徴をしっかりと踏まえて取り組んでいく必要があると考えております。例えば、UターンとIターンは、移住に際して求めるものが大きく異なることから、移住情報を発信する際にも、Iターンの方には地域の暮らしの情報や住まいの確保などの情報、Uターンの方にはふるさとを改めて意識してもらうこと、特に仕事に関する情報を発信するなど、それぞれに合わせたアプローチを行っているところでございます。

来年度に向けましても引き続きIターンに加えまして、Uターンの方をターゲットとした施策をさらに強化して取り組んでまいります。

○28番（岡田竜平君） Uターンを待っている御家族の御期待もでございますので、核家族化が進んだ現代において、ぜひともUターン施策を強力に進めることで、改めて家族の価値を見いだしていただきたいと思っております。

次に、移住、定住についての国の考え方としては、国土形成計画の基本理念の一つとして、その特性に応じて自立的に発展する地域社会、この実現に向けて、多様性に富む地域社会の創造のための人の誘致と移動を促しております。人口の東京への過度な集中を是正することは喫緊の課題としつつも、地方の人口増加を目指しているわけではございません。そして、本県の活用している移住・定住対策に関します特別交付税についても、国としては地方の人口減少対策を促進しているのではなく、国内での多様な

人材の流動性を促すものと理解されるものでございます。

そういたしますと、県としては数字目標こそあれど、4年後に3,000人というような移住者数が絶対ではなく、多様な受入れをする中で、どのような方が移住してきたか、家族構成や職業などの属性を丁寧に把握した上で、移住者、ここで申しますのはIターンの方でございますが、そういった方への定住に向けたサポートが重要と考えております。御所見を知事にお聞きいたします。

○知事（濱田省司君） 現在、県で策定を進めております中山間地域再興ビジョンあるいは元気な未来創造戦略におきましては、いわゆる社会増、あるいは移住者増を目標に掲げて施策を大幅に強化しようとしております。特に、移住につきましては、お話しいただきましたような高い目標、野心的な目標を掲げて取り組むこととしておりますが、あわせて移住された方に定着、定住をしていただく、このことが重要だと考えます。そのため、Uターン、Iターンそれぞれのニーズに対応して、きめ細かなアプローチを行ってまいりました。

特に、お話がありましたように本県にゆかりのないIターンの方は、移住後に習慣あるいは文化の違いに戸惑いを感じ、場合によっては定住に至ることなく高知を後にする、そういった方もいらっしゃる。このため、相談の段階から、家族構成や年代、希望の仕事や暮らし方、こういったことをお聞きしまして、その方に合った移住先を紹介するといった形で、ミスマッチが起きないように、きめ細かくサポートをいたしているところでございます。

県におきましては、地域移住サポーター制度を設けまして、移住後も地域と移住者を橋渡しするサポーターの方々に、困り事へのアドバイスや、住民との交流の場づくりなどに取り組ん

でいただいております。また、いわゆるサポーター以外にも、地域の事情に詳しい地区長といった世話役の方々には、日頃から移住者を見守り、受入れの機運づくりをしていただくことに貢献をいただいております。

こうした方々の協力に応えられますように、引き続き移住促進はもとより、定着の支援の取組を強化いたしまして、地域に若者が増えた活力ある中山間地域を目指してまいりたいと考えます。

○28番（岡田竜平君） 県内には、Iターンの支援を丁寧にしております高知県青年団協議会という若い方たちもおります。そういった皆様に助けてもらいながら、わざわざ来ていただける方には、定住に向けて官民連携の定住策の推進をお願いしたいと思います。

次に、人口減少対策への県民の受け止めについてお聞きいたします。若年女性の県外流出に歯止めをかけようとするばかりが強調された県の少子化対策には、特に女性からの厳しい御意見を多く耳にいたします。このような方々からの知事のジェンダー意識への御意見への御所見を知事にお聞きいたします。

○知事（濱田省司君） お話ございました少子化問題でありますけれども、私自身ここ数年の本県の出生数の激減に対しまして大変強い危機感を抱いております。このため、その最大の要因が若年女性の減少ということにありますので、この傾向を何としても食い止めたい、そのために不退転の決意で取り組む覚悟であるということは何度も申し上げてまいっております。

こうした私の危機感ないし強い決意、不退転の決意といった表現のあまり、中には県内の若い女性の県外への転出そのものを制限しようとしているかのような印象を持たれた方がおられるかもしれません。しかしながら、一連の人口減少対策を講じるに当たりましては、仕事や結

婚あるいは出産といった人生の選択は個人の意思が尊重されることが大前提であります。その上で性別や年齢にかかわらず、全ての人が希望に応じた仕事や暮らしの実現を後押ししたいというのが私の本意であります。

私自身、若いときに大学進学、そして就職ともに県外へ出ているということでありまして、その意味で、今県内におられる若者が夢や希望を持って、あるいは腕試しということで県外に出ていきたいと、そう思う気持ちそのものを私は否定するつもりはないところでありますし、おまえが言えた義理かと言われれば返す言葉はないところでございます。

もちろん、できれば県内にとどまって一緒に高知を盛り上げてもらいたいということでありましてけれども、仮に高知を離れても、いつの日かUターンで高知で活躍してほしい、それがかなわないならば、県外にあっても高知県の応援団として協力してもらいたい、そういった気持ちでいるというのが真意でございます。

こうしたことでございますので、今後さらに若者の皆さん、女性の声をよくお聞きいたしまして、有識者の御意見も伺いながら、県民の皆さんの共感が得られるような的確な情報発信に努力してまいりたいと思っております。

○28番（岡田竜平君） かしながらでございます。やはり個人的に言うとセクハラやのに、知事が県民に言うてもセクハラにならんのかと、そういった御意見もございます。県のために子供を産もうとする女性がいるとは考えにくいわけでございます。取組の発信の仕方というのには、やはり個人への配慮というのは今以上に持っていたきたいと思っております。

一方で、不妊治療への支援拡充に向け、支援の在り方を検討する会が来年度計画されていると思うのですがけれども、希望をかなえるための、その実現に向けては、令和7年度当初予算では

なく、できれば補正で計上されるように進めていただければ大変ありがたいと思います。

続きましては、子供医療費助成についての質問をさせていただきます。

当初予算案では、県の人口減少対策総合交付金が創設されたことにより、大きく前進したと思われるわけですが、市町村に確認したところでは、令和6年度以降も助成対象年齢にばらつきがございます。結局、地域間格差が生まれてしまう状況のようでございます。この新しい交付金が、既存事業であれば新規拡充にしか充てられないことも大きな原因と考えております。

知事が子供医療費の無償化に関しては国が対応するものとおっしゃるように、市町村の立場から申しますと、現時点では県に求めたいところでございます。子供に係る医療費助成は県内で統一すべきであり、地域間格差をつくるべきではないとの考えでお聞きをいたします。後の質問にもございますが、森林環境税はそもそも国がやってしかるべきものでございます。しかしながら、県が先行する場合もございます。

国がやらないのであれば県、こういったリーダーシップを知事に期待したいのですが、お考えをお聞きいたします。

○知事（濱田省司君） 子供医療費の助成のような基本的な、あるいは基幹的な経済的支援につきましては、住む地域の財政力に左右されずに安心して医療が受けられるように、国の責任において全国一律で措置されるべきものという考え方を私はかねてより持っております。

議員から御提案ございましたように、仮に県単位で独自の支援策を講じて、県内一律で上乘せ支援をするという措置を試みましても、結局全国的に見れば、財政力のある他県との競争には勝てないということになってまいります。だといたしますと、今市町村格差として言われて

いる問題が、都道府県間の格差に置き換わるにすぎないということでございます。

したがって、こうした子供医療費助成につきましても、国が責任を持って全国一律での制度設計、そして財源措置を行う、そうした新たな制度を創設いただくことが筋であると考えます。引き続き全国知事会と連携をしながら、国に対して強く求めてまいります。

○28番（岡田竜平君） 御答弁では、都道府県での、次は競争が始まるよというような趣旨に捉えられるんですけども、昨日の竹内議員の質問でもございましたけれども、やはり隣の町がやっていたらうちもやらないかん、そのようになってきます。私からの提案といたしましては、子育て支援に逆行するような提案に聞こえるかもしれませんが、限られた財源ということも勘案いたしまして、子供医療費助成は中学までで県内で統一するとか、そういった市町村に協力していただく形で、例えばでございますが、そういう知事の高知県のリーダーとしての統率力に期待をしたいところなんです。現状、高知県民の声、市町村の声を鑑みて、政策誘導をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○知事（濱田省司君） この点に関しましては、先ほど議員からも御紹介いただきました、今回新たに設けます人口減少対策総合交付金が、そういった意図も持ちまして設けたものであります。議員のほうからは、言わば低いほうにそろえるということもありではないかというお話がございましたが、やはり市町村長さん方との意見交換をする中では、それはなかなか現実的ではないということではないかと思っております。

だとしますと、今例えば小学生までのところが中学生——今度高知市がそういう判断をされますが——といった形で、高いほうにどう合わせていくかというのが現実的な課題だと思っております。その際の財源が非常に、こうした基幹的な

支援制度ですと、多額に上りますので、これを何とかならないかというのが市町村長からの訴えではなかったかと存じます。そういう意味で、今回の総合交付金は、上に合わせていく拡充の部分について充当していただけるという設計で制度設計をさせていただこうということにしておりまして、こういった市町村長さんの御意見を踏まえて、できるだけ格差は縮小していくという観点からも、この制度は設計をさせていただいたところでございます。

○28番（岡田竜平君） 考え方ちょっと違うんじゃないかなと私自身思っています。

次です。政府は2月16日、子ども・子育て支援金制度を含む関連法案を閣議決定いたしました。同法案については、こども家庭庁はこども未来戦略の加速化プランに盛り込まれた施策を着実に実行するためのものだと説明をしております。具体的な施策では、児童手当については次代を担う全ての子供たちの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置づけを明確化する、このため所得制限を撤廃するとされました。

そこでお聞きいたします。県は医療保険分を除いた未就学児の医療費の2分の1を助成しておりますが、1歳から6歳までの子供の助成については所得制限をつけております。

子供の保健と福祉を考える場合に、所得制限はふさわしくないと考えますが、御所見を子ども・福祉政策部長にお聞きいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 県では、乳幼児の保健の向上及び福祉の増進を目的に、病気や発熱などで受診機会が特に多い6歳までの乳幼児を対象に医療費への助成を実施しております。この所得制限は、経済的理由から医療機関を受診することを控えることがないよう医療費を助成するという制度の趣旨から、一定額以上の所得がある場合には助成の対象外としているものです。一方、市町村においては、子育て

て支援の観点から、市町村の判断で、県の制度に上乗せする形で、所得制限なく乳幼児の医療費助成が行われています。

お話の児童手当は、子育て家庭に対する給付であるため、保護者の所得に左右されることなく、全ての子供の健やかな成長に資するよう所得制限を撤廃するものと認識をしております。

○28番（岡田竜平君） 子供は皆ひとしく貴い命でございますので、引き続き所得制限の撤廃を求めたいと思っております。

続きまして、治水と地震、豪雨等による水害対策についてお聞きいたします。

まずは、河川整備計画における流域ごとの河川整備の進捗状況を土木部長にお聞きいたします。

○土木部長（荻野宏之君） 河川整備につきましては、水系ごとに策定いたしました河川整備計画に基づき取り組んでいるところでございます。

県管理河川におきましては、過去に大きな浸水被害のあった22水系で計画を策定しております。再度災害防止に向けて、62河川で河川改修やダムの整備を行うこととしております。この62河川につきましては、優先度の高い河川から整備を進めておりまして、16河川で整備が完了しております。

一方で、31河川におきましては整備を実施中、15河川が未整備となっております。整備を要する箇所がまだまだ多く残っている状況でございます。これらの整備には多額の費用がかかりますことから、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の予算等を最大限に活用いたしまして、着実に整備を進めていきたいと考えております。

○28番（岡田竜平君） ありがとうございます。地域要望なんかもあると思いますので、やはり優先度を明確に県民にも知らせながら、引き続きよろしくお聞きいたします。

次に、河川堤防についてでございますが、河川堤防は河川インフラであり、堤防天端に道路が設置されている場合は道路インフラの側面も担っております。そんな中、降雨による河川増水時の南海トラフ地震の発生による強い揺れでは、直接的な被害も当然予想がされ、最悪の場合決壊も想定されます。能登半島地震では、河川堤防の陥没、亀裂、崩壊等の河川被害が2月28日時点で、石川県内で県管理88河川、301か所あったと報告されております。

発災後の救援活動及び物資輸送のことを考えますと、河川堤防の耐震化には必然性がございまして、県内での取組状況をお聞きしたいのですが、一昨日の高知新聞で一定報道がございましたので、それ以上の情報がございましたら、土木部長、お願いいたします。

○土木部長（荻野宏之君） 河川堤防の耐震対策につきましては、人口や社会インフラが集積し、地盤沈降に伴う長期浸水により深刻な被害が想定される地域を最優先に整備を進めております。具体的には、新聞報道もございました浦戸湾に流れ込みます国分川などのほかに、宿毛市の松田川で海岸事業と連携して整備を進めているところでございます。他の河川につきましても、津波により甚大な被害が想定される箇所での対策を優先して進めていく予定としてございます。

なお、津波の遡上が想定されない区間の耐震対策につきましては、これは今述べました対策の進捗を見ながら検討していきたいと考えてございます。

○28番（岡田竜平君） 河川堤防、総延長がかなりになりますので、こちら優先順位をしっかりとつけながら取り組んでいただきたいと思います。

次に、ソフト対策についてでございます。ハード整備と併せまして、やはりソフト対策の推進が今後の減災の鍵を握ると考えられます。県の

取組として、豪雨時の防災のDX化が積極的に進められているとお聞きしております、地域の浸水情報の正確な把握に向け、多く設置することを考慮いたしまして、小型、長寿命かつ低コストであるワンコイン浸水センサーの道路などへの設置も有効と考えますが、御所見を土木部長にお願いいたします。

○土木部長（荻野宏之君） ワンコイン浸水センサーにつきましては、浸水範囲等を早期に把握し、迅速な災害対応につなげることを目的といたしまして、国土交通省において令和4年度から実証実験を行っております。

本県では、四万十市といの町におきましてこのシステムが国の流域治水プロジェクトに位置づけられまして、本年度から実証実験が始まっております。この実証実験の検証結果を踏まえまして、流域治水プロジェクトの中で設置箇所や役割分担などを検討していきたいと考えております。

○28番（岡田竜平君） 先ほど、いの町でも設置がされているというお話をいただきましたけれども、いの町、仁淀川堤防の決壊を想定した数々の取組に対します熱量は、役場、そして自主防災会もすごいものがあるなど感じておりますので、そういった面、一緒に手を携えながらお願いしたいと思っております。

続きまして、国と県の森林環境税についてお聞きいたします。

平成31年4月、森林経営管理法が施行されたわけですが、この法律の最前線を受け持つのは市町村でございます。しかしながら、林務行政に精通した職員が少ない中で、この法律の趣旨に沿った結果を出していくためには、県の担う役割は大きいと思います。

制度施行から5年近くがたちましたが、いま一度、森林経営管理法に向き合う県の決意を知事にお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） 本県は、森林面積率84%の全国一の森林県であります。この豊富な森林資源を活用いたしまして、中山間地域の振興を図っていくためには、林業の持続的発展が重要でございます。しかしながら、森林所有者の高齢化、あるいは相続による世代交代、不在村化などによりまして、この経営管理が不十分な森林が拡大しつつあると考えます。

こうした中、この法によります森林経営管理制度を活用いたしまして、市町村が仲介役となつていただいて、森林所有者と事業者をつなぐなど、放置されてきました森林の整備あるいは集約化の進展が可能になるものであると考えております。このため、市町村がこの制度の実務を担う上で必要となります林業に関する技術的知見などにつきまして、特に専門職員が不足している場合などは、県の各林業事務所が市町村を支援するという役割を担ってまいりました。

この制度の取組が今後一層進みますように、県が整備をいたしました、いわゆる森林クラウドの経営管理計画の作成時におきます活用の促進、あるいは優良事例の横展開、こういったことを図りますことで、引き続き県として市町村を支援してまいります。

○28番（岡田竜平君） 財源が準備された状態でございますので、県の役割、本当に重要な部分を占めておりますので、よろしくお聞きしたいと思っております。

そんな中、今年より森林環境譲与税の財源となる国の森林環境税の課税が始まります。この税の具体的な使い道は市町村に一任されているわけですが、しかしながら、前倒しまでして財源を分配したいとの国の思いと、実務を担う市町村の動きが連動しておらず、それが市町村への譲与税の総分配額の約35%に当たる基金の積み上げにも現れているわけでございます。

そこで、市町村に分配された譲与税に対し、

県からの提案、実施、効果の検証体制は十分に整えられているのか、林業振興・環境部長にお聞きをいたします。

○林業振興・環境部長（武藤信之君） 県では、市町村が行う森林整備の取組につきまして、その伴走支援や関連業務の効率化、さらには市町村の森林環境譲与税の活用の提案をしております。

まず、伴走支援といたしましては、譲与税を活用して林業事務所に市町村のサポート体制を整備いたしまして、各市町村の取組の進捗状況の共有と併せて、それぞれの課題に応じた支援を行っております。具体的には、森林所有者の意向調査への助言や、森林整備費用の積算支援、林業に関する職員研修などを実施しております。

また、業務の効率化といたしましては、航空レーザ測量データなどを用いた森林情報のデジタル化を進め、市町村での活用を促進しております。現在、県内全市町村でデジタル情報の活用が始まっており、意向調査を行う森林の選定作業などが効率化されていくものと考えております。

さらに、譲与税の活用につきましては、地域林政アドバイザーの配置などを御提案し、市町村ではそれぞれの実情に応じた取組の事業化が進展しております。これらの取組の結果といたしまして、令和4年度の市町村決算において、譲与税の79%であった活用額は令和5年度当初予算ベースでは113%となっております。引き続き、市町村で森林環境譲与税の活用が進むようサポートしてまいります。

○28番（岡田竜平君） ありがとうございます。

市町村への聞き取りをいたしました。現状の県の支援では十分と考えられるのは、もともと林務にたけた職員がいるところだけでございました。もっと県のサポートが必要でございます。市町村と協力して、環境譲与税を使って職員を

雇うこともできます。

現実的にもっと踏み込んだ支援について何かできないか、林業振興・環境部長にお答えいただくことができますか、お願いします。

○林業振興・環境部長（武藤信之君） お尋ねのように、市町村が制度の実務を行う上で必要となります林業に関する技術的な知見を備えていないような市町村におきましては、これまでも県の各林業事務所での支援を行ってまいりました。先ほど申し上げましたとおり、市町村へのサポート体制として、制度の初期段階では、森林所有者の経営管理に係る意向調査などの支援をこれまで中心に取り組んでまいったところでございます。

今後は、意向調査などの成果を基にしまして、森林経営管理計画の作成や事業の委託といった実行段階に入ってまいりますので、これらの取組の中で課題等が生じてまいるといった中で、先ほど申し上げましたサポート体制を通じまして、市町村をしっかりと支援してまいりたいというふうに考えております。

○28番（岡田竜平君） やはりマンパワーがもっとも必要で、伴走というお言葉もありましたけれども、べったりつくぐらいじゃないとやっぱり林業は難しいですので、そこら辺もよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、県の森林環境税についてお聞きいたします。森林の持つ水源涵養を目的とした税として、高知県が平成15年に全国で初めて導入した森林環境税ですが、橋本知事時代に創設され21年がたちます。ここで改めてお聞きしたいのが、国の森林環境譲与税とのすみ分けについてでございます。市町村や現場からいたしますと、使いつらいとの声もござひます。総務省は、国税、県税の使途として法律上重ねて活用することは可能として、すみ分けの不要性を国会審議における主な議論として示してあります。

水源涵養は双方の税共通の目的としてあるわけでございますので、あえて細かな目的や用途を分ける必要性への御所見を林業振興・環境部長にお聞きいたします。

○林業振興・環境部長（武藤信之君） 県の森林環境税は、県民の理解と協力の下、森林環境の保全に取り組むためのものであることを条例に規定しております。

多くの県民の皆様にご理解をいただくということについては、市町村が主体となる国の森林環境譲与税とは用途を適切にすみ分けて、明確化することが必要であると考えております。このため、令和4年度に実施した県民世論調査などでは、用途のすみ分けをお示しして、森林環境税の在り方への意見をお伺いしたところです。その結果、9割近い方から森林環境税の延長への賛同をいただきました。

こうしたことを踏まえまして、市町村の森林環境譲与税については、その裁量により森林整備を主体に活用されるものと整理した上で、県の森林環境税では広域的に行う普及啓発や、鹿被害対策などのソフト的な取組を重点的に実施することとしたところです。

○28番（岡田竜平君） 確認なのですが、先ほど出ました県民世論調査の中では、すみ分けしたほうがいいよという回答があったということですのでよろしいですか。

○林業振興・環境部長（武藤信之君） 先ほど申し上げました県の世論調査におきましては、すみ分けの考え方について図表で御説明を差し上げた上で、森林環境税の延長について御意見をお聞きしたところでございます。

○28番（岡田竜平君） やはり大事なものは、県民が納得するか否かでございます。しかしながら、森林の整備というのは専門性がございますので、用途を県民に広く納得いただくのは非常に難しゅうございます。やはり現場サイドが使いや

すくなるということが重要なのではないのでしょうか。国の森林環境税創設時には、すみ分けの必要性が求められたのは十分理解をいたします。しかしながら、5年が経過いたしました。

林業振興・環境部長、すみ分けについて、ぜひ次回県民世論調査で確認してみたいかと思いますが。

○林業振興・環境部長（武藤信之君） 県民の世論調査につきましては、これまで森林環境税の延長の前に様々な検討が行われる中で、参考として活用させていただいております。次の森林環境税の検討につきましては、まさにこの現在森林環境税の執行について、周知をしっかりと図っておるところでございますので、そういった取組を経て、どのような取扱いとするかは考えてまいりたいと思います。

○議長（弘田兼一君） 以上をもって、岡田竜平議員の質問は終わりました。

ここで10時35分まで休憩といたします。

午前10時31分休憩



午前10時35分再開

○議長（弘田兼一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

武石利彦議員の持ち時間は35分です。

23番武石利彦議員。

○23番（武石利彦君） 一燈立志の会、武石利彦でございます。それでは、お許しをいただきましたので、質問に入らせていただきます。

ちょうど1か月ほど前、日本時間で2月5日から10日までハワイへ行ってまいりました。13年前、尾崎正直知事の頃に高知の桜がハワイに送られて、その大事な種を育ててくださって、

今は大体人の背丈ぐらいまで成長していますかね。当初、牧野植物園も技術指導をしっかりとくださって、ハワイで高知の桜が満開になるようにと、これを御縁にということで活動が始まったわけではありますが、今回は新たな桜を植樹しようということと、背丈ぐらいに育った桜の成長の仕方がこれでいいのかというようなことで、牧野植物園の技術者も行って、いろんなアドバイスもしたというようなこと。

メインは新たに植樹をするという植樹式でありまして、現地でお育ていただいている方、主にハワイ桜基金という団体がメインなんですけれど、その方々から、今回の植樹式に当たってはホノルル市郡、つまり行政関係者も幹部はじめ随分出席をしてくれるのだが、高知県の行政からの出席がどうもないのを懸念しているんだという声が私にも入りまして。

当初は、牧野植物園からは園長と技術の職員が行くんですけど、いかんせん先ほど申し上げたように高知県の行政の参加がないということで御相談があったんで、じゃあということで県議会から誰か行ける人ってということで牧野植物園からもお声がけがあって、結果、私と畠中拓馬議員の両名で、それから県庁からは自然共生課の担当チーフが参加をさせていただいて、大変現地の皆さん、日系の皆さんにも喜んでいただいたということがございました。私も大変貴重な経験をさせていただいたところであります。

御案内のように、高知と、日本とハワイの関係、交流の関係というのは非常に深いものがございます、移民も随分したり、当時大変な苦労もされたということが歴史にも残っておりますが、それから現在でも日系人社会というのがハワイの政治とか、それから経済界、こういったところでも強い発言力を持ってくださっておるということで、大変改めて、私は3回目です

けれど、改めてそういう機会に触れて、ハワイと日本、ハワイと高知の御縁を感じたというところでありました。それと、ジョン万次郎も救助されて、ハワイに立ち寄っているというような歴史もありまして、そういう意味で高知とハワイの交流の歴史は古いんだと、そういったことを感じた次第でございます。

そこで、式典の話に戻しますが、式典には、申し上げましたように、牧野植物園の園長、それから技術職員、県議会から私と畠中議員、そして自然共生課の担当チーフということで参加をさせていただきました。その高知桜の植樹式には多くの方が参加をしてくださっておりまして、これは本当に高知としても一緒にハワイの桜を育てていかなくちゃならないなというふう感じた次第でございます。大きな公園で、日を替えて2か所、盛大な植樹式を開催したということでもございました。

それから、向こうでいろんな方とお会いしましたけれど、輸出入業に携わっておられる男性もおられまして、その方がおっしゃるには、日本の産品はハワイでもすごく人気あるんですよとかいうお話も聞きましたし、あちらの日系の皆さんにお聞きすると、カツオのたたきおいしいですねとか、ユズの話とか、すごく高知のことをよく御存じでございまして、これは本当に交流を深めることが楽しみだなというふう本当に感じたことであります。それから、1か月前私が行ったときには、既にハワイでも連続テレビ小説らんまんが放映された後でございまして、牧野富太郎、高知県、牧野植物園、大変向こうの方も関心をお持ちでございました。

そこで、まず高知の桜をこのように大切にお育てくださっているハワイの皆様方に対する知事から率直な感想、それからメッセージをこの場でお送りいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○知事（濱田省司君） ただいま御紹介ございましたように、平成23年に牧野植物園から寄贈いたしました桜の種子が苗木となったと、そして翌年ハワイ島に植樹をされた、このことを契機といたしまして、桜を通じましたハワイと牧野植物園との交流活動が展開をされているということでございます。

ハワイにおきましては、今お話もありましたように、桜の栽培が難しい環境にあるというふうに聞いておりますけれども、植樹をされた場所の近隣の地元の方々が丹精込めた手入れをしていただいた、また愛情を注いでいただいたということで、開花までこぎ着けたという状態だとお聞きしております、この間の御労苦に心から敬意を表しますとともに、開花までこぎ着けたということについて、お祝いを申し上げたいというふうに存じます。

このハワイの地におきまして高知県産の桜が順調に成長し、やがて満開の花を咲かせて多くの方々に楽しんでもらえるようになると、そうした日が訪れますことを心から祈念申し上げますと存じます。

○23番（武石利彦君） この式典の様子というのが、時数賢司さんというハワイ在住の日本人の方がユーチューバーでありまして、ちょいLOCOチャンネルという番組をお持ちでして、ユーチューブで、ハワイ、桜基金とか入れたらこの方の動画が2本ぐらい、私も見ましたけれど、見られるようになっていきますので、知事はじめ、この私の質問をお聞きの皆さん、ぜひそのユーチューブを御覧いただけたらというふうに思っております。

それから、平成28年2月議会におきまして公明党の池脇議員の質問に答えて当時の尾崎知事は、ハワイの地で高知の桜が大きく成長することを願いますとともに、桜を通じた本県とハワイの交流が広がり深まっていくことを願って

ますと、このように御答弁をされておられます。

そこで、高知からのこの桜が取り持つハワイとの御縁を一層深めるために、具体的にどのように取り組む御所見か、文化生活スポーツ部長にお聞きします。

○文化生活スポーツ部長（岡村昭一君） 牧野富太郎博士が命名されたセンダイヤ桜の植樹を契機に始まった本県とハワイの交流は、牧野植物園の小山元園長を中心としたハワイ桜並木委員会のプロジェクトや、園職員による栽培技術指導などを通じまして深まってきているものと承知しております。こうした御縁を様々な分野の交流に広げ、さらに深めていくことは、大変意義あるものと受け止めております。

具体的には、県産品の輸出やインバウンドなどの産業交流、漫画やよさこい、スポーツを通じた交流、留学や修学旅行などを通じた青少年交流などが考えられるところでありますし、また島国であるハワイとは、津波災害に対応するための技術などをテーマとした交流なども可能性があるものと考えております。こうした交流の展開に際しましては、当部といたしましても関係部局としっかりと連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○23番（武石利彦君） 今、本当に多岐にわたる交流の御提案、御所見をいただきました。

そこで、ハワイを、先ほどの岡村部長の話にもありましたが、観光のターゲットとして位置づけて取り組むということについての観光振興部長の御所見をお聞きいたします。

○観光振興部長（山脇深君） 海外ではまだまだ十分に知られていない高知県がインバウンドの誘客を推進していくといったためには、本県とゆかりのある地域とのつながりを生かすというのは大変有効だと考えております。

お話のありました高知の桜により築かれてきた交流ですとか、ジョン万次郎ゆかりの地であ

ることなどは、大きなチャンスと捉えるべきだと考えております。そうしたことから、ハワイにつきましては、本県のインバウンド戦略の中で一度きりの旅行ではなくて、お互いに何度も往来が続くような、いわゆる交流型の誘客戦略を立てて進めていきたいと考えております。

○23番（武石利彦君） 高知龍馬空港には国際線ターミナルも整備されることですので、ぜひともこのハワイとのチャーター便を就航させるとか、そういったことにもお取り組みをいただきたいと、これは要請にしておきたいと思っております。

次に、先ほどから述べましたように、ハワイには既に高知県のことをよく御存じで、交流を深めることを大変楽しみにしておられる方もおられますし、ユズなんかも大変人気、高知や日本の特産品は大変人気があるというお話を披露させていただきました。

このことについて、地産外商戦略のターゲットにハワイを位置づけるということについての産業振興推進部長の御所見をお聞きいたします。

○産業振興推進部長（沖本健二君） ハワイへの県産品の輸出でございますが、平成28年度に当時の高知商工会議所のメンバーによりまして、現地のスーパーマーケットに対して販路を既に開拓しております。現在は、高知にも進出の予定といううわさがございます激安ショップをグローバルに展開しております、大手販売業者が開催しますフェアに毎年参加をしております。ただ、まだまだその規模は小さくて、昨年度の売上は320万円余りという状況でございます。

また、オアフ島におきましては、海外では最大規模となります日本酒イベントが開催されておりまして、ハワイにおきましても日本酒の人气が徐々に高まっておるといふふうに聞いております。これは、当然土佐酒の販路開拓のチャンスだといふふうに思います。

ハワイは、議員のお話もございましたように、

日系人が多いということ、そして日本食レストランも多いということがございますので、県産品の輸出拡大のチャンスにはなってくるんだろうというふうに考えております。しかしながら、ハワイは全体の人口が144万人です。一番大きなオアフ島が100万人ほぼちょうどで、大体7割がオアフ島にいるんですけれども、例えば同じアメリカで言うと西海岸、カリフォルニア州だけで4,000万人おります。東海岸で言うとニューヨーク州だけで2,000万人という市場規模がございます。まだまだ物流ルートの確保も含めまして、なかなか課題があります。

あともう一つ、物流コストに見合うだけの販売量が確保できるかということもございまして、今後高知県のビジネスの可能性について調査研究してまいりたいというふうに思います。

○23番（武石利彦君） おっしゃるように人口はそのぐらいの規模かも分かりませんが、やっぱりハワイは世界から観光客が来ますので、その土産用に高知の特産品を置いて、それが世界中に広がると、またそこから商圏が広がるということも期待できるんじゃないかと思っておりますので、御検討いただきたいと思っております。

それから、ハワイでは日系人の皆さんから、土佐塾高校とか清和女子高校、それから高知海洋高校、こういった高校生がハワイにも来ていますよというお話も聞きまして、それぞれ成果も上げられているんだなと思います。

その交流の輪が高校生たちにも広がったらいなと思うんですけれども、これまでの取組の成果と課題とか、教育長にお聞きしたいと思います。

○教育長（長岡幹泰君） 近年の本県の公立学校、高校生のハワイとの交流につきましては、令和元年度に高知追手前高校の生徒が海外研修で訪問をしており、語学研修や現地の方との交流を実施しております。また、今お話にもありまし

た、本年度まで高知海洋高校が航海実習でハワイに寄港をしております。

参加した生徒さんからは、多様な文化に触れることによる価値観の変化や英語でのコミュニケーション力の必要、また我が国の先達のハワイでの活躍を知ったことに対する感動などを述べる声があったと報告もいただいております、教育的にも効果は大きいものと考えるところであります。

現在、コロナ禍も落ち着いてまいりまして、ハワイとの交流再開が期待される場所ではありますけれども、円安の影響もあり、海外への訪問が難しい状況ともなっております。そのため、オンライン等を積極的に活用することなども含めまして、今後もハワイなど海外との交流の機会を確保してまいりたいと考えております。

○23番（武石利彦君） 確かに円安が大変大きな負担になってくるとは思うんですけど、教育長のお話にもありましたように、オンラインを活用するとかいうことも大変有効だと思いますので、そういう御縁を深めるように、広げるようによろしくお願ひしたいと思います。

どうですかね、知事、今まで部長とか教育長のお話も聞きましたが、これから一層、私は知事が団長で来年度ハワイへ訪問団を送り出すというようなことまで早急に広げていただきたいというふうに思うんですけど、知事の御所見をお聞きしたいと思います。

○知事（濱田省司君） ただいまお話もありましたように、ハワイは日本人にとりまして人気の観光地でありますし、また多くの日本人が移民として海を渡って日系社会を築いてきた、そういうゆかりもあります。

現在、日系人の方々が人口の2割近くを占めているということですので、お話もありましたように、インバウンドあるいは地産外商戦略におきます可能性も感じられるところで

あります。そのために、先ほど各部長から答弁をさせていただきましたとおり、まずは文化、観光、産業、青少年交流といった各分野の取組を重ねていくことができればと考えております。そして、機が熟した折には、お話もありましたように私自身が訪問させていただいて、トップセールスなどを行うということも有効だというふうに考えます。

いずれにいたしましても、ハワイとの御縁を一層深めていくということは、大変意義があることと考えておりますので、そうした方向で取組を重ねてまいりたいと思います。

○23番（武石利彦君） また、この質問の後半でも、高知城を模した、ハワイにマキキ教会という教会がありまして、そこのお話もちよっと披露させていただきますが、次にここで牧野植物園の機能強化についてお聞きをしたいと思います。

御案内のように、テレビドラマらんまんの効果で牧野植物園の人気はうなぎ登りでありまして、入園者も随分増えておるという大変うれしい状況であります。このブームを一過性のものに終わらせてはならないわけでありまして。

そこで、牧野植物園の今後も含めて、現在までも視野に入れて、植物園の存在意義について知事に御所見をお聞きします。

○知事（濱田省司君） 牧野植物園は、牧野博士を顕彰いたしまして昭和33年に開園いたしました。植物の収集・保存、植物の研究、植物に関する教育普及活動、そして憩いの場の提供といった役割を担っております。また、平成29年12月には磨き上げ整備基本構想を策定いたしまして、この中では県民の誇りの拠点、知の拠点、宝の人材を育成する拠点といった拠点機能を充実するということを目指しておるところでございます。

こうした中、御紹介もいただきましたように、

現在開催中の観光博覧会におきまして、植物園はメインエリアとしての集客機能を担いました。入園者数も過去最高を記録した昨年度の2倍を超える43万人という数字が、本年度既に突破をした水準となっております。このことは、本県の県外観光客入り込み数の増加にも大きく貢献をしております。

このような牧野植物園は県民の憩いの場でもあり、観光をはじめ様々な面で本県の将来の発展に欠くことのできない重要な施設であると考えております。

○23番（武石利彦君） 今回訪問したわけでありませんが、植樹式と、それからハワイの植物園と牧野植物園の交流とかいうこともありまして、そういった交流をさらに深めることによって、それぞれの植物園のまたレベルアップにもつながるし、職員の皆さんのレベルアップにもつながると思いますので、今後の牧野植物園をどう発展させるかということに、ぜひ知事をはじめ執行部の皆様にも御留意いただきたいと思えます。これは要請にしておきたいと思えます。

それから、この前までラン展というのを、今もやっているのかな、牧野植物園で開催されておまして、私も二、三回行きましたけれど、大変すばらしい——日頃から私も温室好きなんですけれど、それがさらにあのようなすばらしい展示会になっておったわけですし、この展示会は専門業者に委託してああいったしつらえをしてもらったわけじゃなくて、牧野植物園の職員の皆さんが技術、ノウハウを生かして、ああいったものに仕上げてくださいっているということで、大変私もすばらしいレベルの高さを感じたところでございました。

そういったように頑張ってくださいしております牧野植物園の職員の皆さんに、この場で知事からメッセージを送っていただきたいと思えます。

○知事（濱田省司君） 去年は、牧野植物園に私自身も、1つには公務で、観光博覧会あるいは研究交流センターのオープニングセレモニー出席などで訪れましたけれども、公務以外でも、私もしばしばプライベートで訪れさせていただいております。ただいま御紹介ありましたラン展なども大変すばらしい、全国各地で行われている類似の展示会に決して引けを取らないような、すばらしい展示をしていただいているというふうに思います。

一年を通じまして様々な植物を楽しんでいただけるように、高い水準の植物管理と展示を維持していただいておりますし、最近では連続テレビ小説らんまんに登場する植物の紹介、あるいはその日の開花状況のライブ配信といった形で、お客様の立場に立った新たなサービスにも主体的に取り組んでいただいているという点を大変感謝いたしております。とりわけ、今年度は過去最高の来園者という中でございますので、職員の皆さんには大変御苦労いただいたのではないかとこのように感じます。

御尽力いただきまして、大きな混乱もなく、来園者の方々に気持ちよく、また喜んで過ごしていただいたのではないかとこのように思っております。引き続き、県民はもとよりであります。県外や国外の方々にも愛されるような、そうした植物園となるように取り組んでいただけることを心より期待申し上げます。

○23番（武石利彦君） 知事自らも足を運ばれているということですので、本当に心強く思います。

そうやって牧野植物園の人気はうなぎ登りですが、一方で園の職員が辞めていくといった状況、そして新たな職員を募集してもなかなか応募がないというようなことでありまして、先行き懸念されております。やはりここは牧野植物園の職員の皆さんの処遇を改善しなくちゃならんと、こういうふうに思うわけです。

令和2年2月議会で大石宗議員が、当時の岩城副知事に質問をしております、牧野植物園の職員の処遇改善について。その答弁としては、現在、令和2年2月ですよ、現在次期の指定管理者の指定に向けての協議を行っているところだと、処遇改善についても取り組むという、こういった答弁があるんですけども、先ほど披露しましたように、今でも園を辞めていく、処遇が十分じゃないというような状態が続いておるということは、当時の副知事の検討しておるといことが実を結んでいないんじゃないかなというふうに思っております。

ちょうど今現在も次期の指定管理者の選定に向けての協議をされておる時期になるんですけど、現在処遇改善についてどのような検討をされておられるのか、副知事に御所見をお聞きします。

○副知事（井上浩之君） 牧野植物園の管理運営に当たりましては、指定管理者であります牧野記念財団の職員の皆さんが牧野博士ゆかりの植物園であることへの誇り、そしてやりがいを持って安心して働き続けられるように、財団の就労環境を整えていくということは大変重要だと思っております。また、財団が優秀な人材を確保していく上でも必要だと思っております。このため、これまでも財団から職員の処遇の改善に向けた様々な要請をいただいております、指定管理の期間ごとに対応もさせていただいたところでもあります。

それで、来年度から指定管理期間、新たな指定管理期間が来年度から令和8年度まで始まるわけでございますけれども、その管理代行料の積算に当たりまして、財団から具体的に要望がございました職員の手当の増額、そして職務内容や知識、経験に見合った処遇、すなわちプロパー職員の給料の引上げが可能になるように対応をしたところでございます。

今後も、職員のやりがいにつながる処遇改善に向けまして、財団とは引き続きしっかり意見交換をしておりますけれども、職員の定着を図りますためには、処遇の改善のみならず、やはり財団自らも、職員が生き生きと働ける風通しのよい職場環境づくりに積極的に取り組んでいただくことも必要だと考えておりました、県といたしましても、そのために必要な助言をさせていただきたいと思っております。

○23番（武石利彦君） その牧野植物園の職員にはプロパー職員と契約職員がおられるわけでありまして、先ほどの副知事の御答弁では、給与面でも処遇改善していくと、こういうことでもあります。

それは高く評価したいと思いますが、そもそも職員の等級、県職員の等級に準ずる形で指定管理者の職員も位置づけているんだと思うんですけど、特にプロパー職員はともかくとしても、契約職員の処遇が非常に低いと、県庁で言うたら主査級ですともう60歳ぐらいまで行くとかいうこともあるんで、給与を上げるということでも、その上げ幅がそれに限定されたものになるというようなことで、辞めていくケースもあると聞きます。

やっぱりその契約職員の皆さんが園を支えている、プロパー職員はもちろんですけれども、契約職員の方がおられてこそその園の運営になりますので、その契約職員の処遇改善、プロパー職員と同じような、同じ仕事をしてくださっているわけなんで、同一労働同一賃金の原則からしても、契約職員の皆さんの処遇を改善しなくちゃならんと私は思います。現場の声も私も聞かせていただいておりますので、ぜひそこに御注力をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、先ほどの知事の御答弁にもありました、入園者が随分増えています。ということは、入園料収入もかなり増えているわけなんで

すね。増えたんなら、それも職員の皆さんの頑張りのおかげで入園収入が増えたということも言えるわけなんで、やはりそれを施設の改修、改善とか、それから職員の処遇改善にも使ってしかるべきじゃないかというふうに思います。

今回の入園料収入のアップの分は、その施設の改修にも使えたという話も聞いておりますので、それは本当によかったと思うんですけど、そこをぜひ職員の皆さんに、あんたたち本当によう頑張ってくれたねということで、何かモチベーションのアップにつながるようなお金の使い方がないもんかなというふうに思っております。

それから、指定管理施設って県にたくさんありますけれど、それぞれ部署も違うんで所管の部も多岐にわたるんですけど、やっぱりその施設によって処遇が違う、だからある指定管理施設の職員から見た場合には、あそこの指定管理施設は何か処遇もいいし、何か羨ましいな、うちは何かようないなとか、いろいろとばらつきがあるような声もお聞きをいたしております。

そこで、やはり県の職員の等級に準じるとかというような基本方針があるのであれば、やはり何かその辺も統一を図るといふ検討があってもしかるべきなんじゃないかなというふうに思います。これは質問にはいたしません。そういったことがあるんで、御留意をいただきたいというふうに思っております。

それから、牧野植物園は、これも知事の先ほど御答弁があったように、一流の研究施設でもあります。一方で日本でも有数の、高知県でも有数の観光施設でもあるわけですね。だから、研究の部門、観光の部門、県庁の組織が縦割りにならないように、部局横断型でこの牧野植物園のブラッシュアップをしていただきたいと思っておりますし、これは何も牧野植物園だけに言えることではなくて、やっぱり指定管理者、指定管

理施設、これはどこそこの部だからとかいうことじゃなくて、横断的に相乗効果が出るように、県としても意識していただきたいと、これ要請をしておきたいと思っております。

それから、先ほど触れました海外、ハワイとの植物園の交流といいますか、こういったことも非常によいと思うんですけど、植物園同士の技術者の交流とかすれば、さらにレベルアップもするんじゃないかと思うんです。

林業振興・環境部長にお聞きしますけれど、海外の植物園、ハワイの植物園なんかには牧野植物園の職員が行って交流を深める、研さんを積むというような機会があれば、またその職員のモチベーションにもつながると思うんですけど、部長の御所見をお聞きします。

○林業振興・環境部長（武藤信之君） 牧野記念財団におかれましては、これまで議員からお話のあったような海外研修も含め、国内外での植物園調査や植物栽培に関する研修への参加などに取り組んでおられると承知をしております。このような取組は植物園の管理運営に携わる職員の技術や知見などの獲得につながるものであり、意義あるものと考えております。

加えまして、職員の技術向上をさらに効果的に行うには、一人一人が明確な目標を持って、自ら資質の向上を図るとともに、組織全体としても計画的な人材育成に取り組むことも重要と考えます。このため、他の植物園における取組事例も参考にしながら、財団におきまして研修を含めた人材育成の検討が進むよう、県としても助言など必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

○23番（武石利彦君） よろしくお願ひします。

それから、先ほどちょっと触れましたが、高知城を模して造られたマキキ教会があります、ホノルルに。本当そっくりです。そこには木曜午餐会といひまして、日系人の皆さんが木曜日

の午後集まって勉強会をしております。今回我々がハワイをお訪ねしたときに、同行の牧野植物園の技術職員が、そのマキキ教会の木曜午餐会で牧野植物園のこと、牧野富太郎博士のこと、テレビドラマらんまんの、このシーンはこういうことだったんですよとかいう、本当に詳しい説明をして、参加者の皆さんも大変興味深くお聞きくださっておりました。

そこで、私と畠中議員が、らんまんはすごい人気あったんですよ、今度はあんぱんが放映をされるんでというお話をしたら、皆さんアンパンマン、やなせたかし先生のこともよく御存じで、そうですかと、大変もう楽しみにしている、高知にもぜひ行ってみたいと、この機会にという話もありましたので、そういった意味で、早急に交流を深める具体的な施策を講じていただきたいというふうに思っております。

そこで、高知城を模したマキキ教会を建てたのが本県出身の奥村多喜衛さんという方でありまして、奥村多喜衛は慶応元年に現在の田野町で生まれて、その後高知の中心部に住んで自由民権運動に大変影響を受けた方でありまして、奥村は姻戚関係でもある片岡健吉の影響を随分受けておりまして、キリスト教にも触れることになったということらしいです。

それから、奥村多喜衛は同志社神学校に進み、卒業後すぐにハワイに渡って、ハワイ在住の日本人移民の生活や教育や、そういったことに大変尽力をされた、寄宿舎を建てたり小学校を建てたりしたという歴史が残っております。そうやって活動する中で礼拝者が増えてきて、1932年、昭和7年でありまして、高知城を模した教会が建立されたということで、奥村多喜衛はハワイに高知城を建てた男ということで大変有名になっております。

こうしたように、ハワイと高知は大変御縁がございます。そうした意味で、ハワイとの交流

を深めていただきたいということ、今日知事に随分提言もさせていただきましたが、最後に、いろんな部長、教育長からもお話しいただきましたが、最後に知事の御所見をお聞きして、質問を終わりたいと思います。

○知事（濱田省司君） 冒頭、議員から御紹介がありました桜を通じた御縁のみならず、日系社会との関係、さらには今御紹介いただきました奥村多喜衛さんが高知城を模してマキキ教会を造られる、そうした一種の言わば交流のシンボルともなり得るような建物もあるということでございますし、また交流されたハワイの皆様が非常に日本、高知に親しみを持っておられるという話もお伺いしました。今後交流を深化させていく大きな可能性を改めて感じたところでございます。

こうした御縁をきっかけといたしまして、様々な分野での交流を広げて積み重ねてまいりたいと思いますし、今後そうした交流の積み重ねの上に立ちまして、本県から民間の関係者も交えました訪問団を組織して、私自身も参加をする、そうしたことも考えてまいりたいと思います。

○23番（武石利彦君） 私の質問はこれで終わりますが、くれぐれも牧野植物園のみならず、指定管理者施設の職員の処遇改善にお取り組みをいただきたいと思っております。

そして、今年度で退職される皆様、これまでの御尽力本当にありがとうございました。これからもその経験を生かされて、さらに御活躍くださいますように、御健勝、御多幸を祈念いたしまして、私の一切の質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（弘田兼一君） 以上をもって、武石利彦議員の質問は終わりました。

ここで11時15分まで休憩といたします。

午前11時10分休憩

午前11時15分再開

○議長（弘田兼一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

戸田宗崇議員の持ち時間は50分です。

2番戸田宗崇議員。

○2番（戸田宗崇君） 自由民主党の戸田宗崇でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告順に従いまして質問をさせていただきます。

まず、冒頭、このたびの震災により被害に遭われました皆様にお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになりました皆様方の御冥福を心よりお祈りいたします。

さて、能登半島地震は新年を迎えた元日の夕刻、16時10分に発生いたしました。ふるさとに帰省され、久しく会えていなかった家族が集まり、かけがえのない一家団らの時間を一瞬に奪い去ったこのたびの震災を、私たちは忘れてはなりません。

今後30年以内に70から80%の確率で発生するとされる南海トラフ地震を控える本県は、森林率84%、中山間地域は県土の約9割を占め、山間部や沿岸部の集落と主要幹線を結ぶ道路は脆弱で、単線区間が多く、代替道路の存在もまちまちです。この地理的条件は、被災された能登半島内の集落と酷似しているように思います。集落を結ぶ道路への土砂崩落による通行止め、道路損壊による通行不能区間など、命の道の寸断とライフラインの断絶は、初期の救助活動に支障を来し、集落の孤立を招きました。

私は、改めて高知県道路啓開計画のパンフレットに目を通しました。この計画は南海トラフ地震発生後の優先して通行を確保すべき道路の啓

開計画であります。県の総合防災拠点や災害拠点病院などの広域の防災拠点と、避難所や救護病院、発電所などのライフライン基地など地域の防災拠点とを結ぶ道路であり、早期に緊急車両の通行を確保すべきルートが選定されています。県の道路啓開ルートは最短で3日以内に啓開する計画となっており、災害発生から72時間を経過すると、救出救助の際の生存率は大幅に下がるとされている時間であります。この72時間以内に緊急車両が通行できるようにする、それこそ命の道であります。

道路啓開を担うのは、協定を結んだ建設業協会などの団体や地域の建設業者を中心とする事業者の皆さんとお聞きをしています。能登半島地震では、集落と地域の防災拠点を結ぶ市町村道や集落道が寸断されました。

こうした道路は、各市町村が道路啓開を担うことになろうと思いますが、土木部長の認識をお伺いいたします。

○土木部長（荻野宏之君） 高知県道路啓開計画において、地域の避難所等、発災後速やかに機能すべき施設を防災拠点としておりまして、各拠点を結ぶ路線を啓開ルートに定めており、県が市町村道も含めて啓開作業を行うこととしております。お話にありました集落と地域の防災拠点を結ぶ市町村道や集落道につきましては、各市町村が啓開作業を行うこととなります。

○2番（戸田宗崇君） そうすると、いざ災害が発生すれば、まずは県の道路啓開計画に基づき、道路啓開作業に当たることとなります。例えば、災害によって集落と防災拠点を結ぶ道路が寸断されたとして、地元建設業者さんがあったとしても、業者はまず県の啓開計画に基づき啓開作業に当たるため、これらの道路の復旧作業は遅れることとなります。建設業界も人手不足が続いておりますし、災害で作業に当たる社員が被災しているかも分かりません。果たして3日

以内に通行が確保されるのか考えてしまいます。

そこで、このたびの能登半島地震を受けて、こうした集落と地域の防災拠点を結ぶ市町村道などの通行確保について今後どのように考えていくのか、土木部長にお伺いいたします。

○土木部長（荻野宏之君） 議員からのお話のとおり、地元の建設事業者がまずは県の啓開作業を完了した後に、集落道等の啓開作業に当たるといったことは十分に想定されるところでございます。したがって、集落道等の早期啓開に着手するためには、まず啓開ルートの作業時間を短縮することが重要になってまいります。そのために、事前復興的な考え方に立ちまして、啓開ルートについて被災を受けにくい道路として整備していく必要があると考えてございます。

しかしながら、啓開ルートに位置づけられました県道や市町村道につきましては未改良区間が多くなっておりますので、整備には多大な時間と予算を要するため、この道路予算の総枠の拡大を国に働きかけていきたいと考えてございます。

○2番（戸田宗崇君） 部長、答弁ありがとうございます。

このたびの能登半島地震での道路寸断による早急な救助活動の問題をはじめ、物資の備蓄・流通、避難所運営、復旧仮設住宅の建設用地の確保など、あらゆる計画のチェックと見直しが必要と考えます。いかように考え、現時点でどのような指示をされたのか、濱田知事にお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） お話も冒頭ございましたように、能登半島地震のような状況は、南海トラフ地震におきましても確実に起こると考えるべきであります。このため、先月、2月19日に庁内で南海トラフ地震対策の推進本部の会議を開催いたしました。その席上、私といたしましては次のように指示をいたしました。

今後の対策につきましては、大きく言って2段階に分けて考えていこうと。1段階目といたしましては、現時点で報道などがされております課題に関しまして、当面重点的に強化する対策を検討していこうということで、例えば建物耐震化、火災対策、5項目の柱を示しまして、中でも特に緊急に手当てが必要なものは、当初予算の中で例えば耐震化の予算などのように措置をしていくということといたしました。

2段階目といたしましては、新年度に入りましたら早々に今回の能登半島地震の実態調査を行い、また課題の抽出、本県の取組の検証と課題の抽出、こうした作業を進めた上で、有識者の意見も伺って整理をしていこうといたしております。この2段階目の作業におきましては、対策全般にわたって強化が必要なものをしっかりと洗い出しました上で、行動計画の見直し、そして必要なものは新年度の補正予算によって速やかに対策を打つと、そうした方向での対応を指示いたしましたところでございます。

○2番（戸田宗崇君） ありがとうございます。

南海トラフ地震だけでなく、豪雨災害など、災害時における道路啓開作業や救助活動、また復旧・復興時には県内の建設事業者の協力がなければ成り立ちません。現在、県内建設事業者の多くは従業員の高齢化や人手不足に悩まされており、建設事業者の中には人材確保に向けたテレビCMの放映や体験見学会などに取り組まれています。

現在、県において建設業活性化プランの中で人材確保支援に取り組んでいますが、南海トラフ地震の大災害を見据え、今後どのように取り組んでいくのか、土木部長にお伺いいたします。

○土木部長（荻野宏之君） 建設業活性化プランにおけます人材確保策につきましては、まず児童生徒へのアプローチとして、業界団体とも協力しながら小中学校や高校への出前授業を実施

してありまして、本年度の10土木事務所管内から、来年度は全12土木事務所管内に拡大してまいります。

さらに、現場技術者に代わりましてデジタル技術を使用して工事書類作成などの現場業務を支援する建設ディレクターの育成を後押しし、若者や女性の活躍の場を広げ、建設業への入職の呼び水としていきたいと考えております。

加えまして、新たな建設業界のイメージアップ動画を作成するとともに、SNS等を活用した情報発信内容をリニューアルするなど、建設業の重要性や魅力の発信を強化していきたいと考えてございます。

○2番（戸田宗崇君） ありがとうございます。災害から命、暮らしを守ることは最も重要な取組であります。今後とも能登半島地震や過去の大震災を教訓に、見直し検証し取り組んでいただきますようお願いいたします。

続きましては、鳥獣被害対策について質問させていただきます。

これまでも幾度となく議論されております鳥獣被害対策についてでございますが、皆様御存じのとおり、大切に育てた農作物や長い時間をかけて育まれた豊かな森林が、鹿やイノシシなどの野生鳥獣に食べられてしまうなどの被害が日本各地で発生しております。県の鳥獣対策課のホームページによりますと、農作物被害額は2012年度の2億5,947万6,000円をピークに減少傾向になり、令和4年度には8,879万5,000円まで減少してはいますが、依然として高い水準であり、そのうち鹿とイノシシによる被害額は全国と同水準の約64%を占めています。

そこで、嶺北地域を中心とする鹿の被害は深刻であることは承知をした上で、今回は私の地元土佐市の事例を参考にしながら、県内全域の被害報告のあるイノシシについて質問させていただきます。

鳥獣対策課のホームページを拝見しますと、農業被害、林業被害、水産業被害、その他の被害を含め、年度によって多少の増減があるものの、近年減少傾向にあります。減少に至った主な原因としては、個体数を減らすための捕獲対策や侵入防止柵の設置等により被害防除が功を奏した結果と推察しているところではありますが、いまだ県内では令和4年度約1億円を超える野生鳥獣の被害額が報告されています。野生鳥獣の被害、特にイノシシによる被害は、作物への食害だけでなく、耕地の掘り起こしや、土手や水路を崩すなど農業基盤への被害も地元の皆様からお聞きをしているところでもあります。

県内のイノシシの農業被害額は、平成24年度1億1,773万8,000円から令和4年度3,960万5,000円に減少し、捕獲頭数も平成24年度1万4,658頭から2万1,383頭と増え、捕獲従事者の御協力をはじめとする有害鳥獣対策の効果の現れと思います。

高知県として市町村へ行った支援内容を中山間振興・交通部長にお伺いいたします。

○中山間振興・交通部長（中村剛君） イノシシ被害対策の支援内容といたしましては、まず捕獲対策として、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して、有害鳥獣の捕獲活動経費や捕獲おりなどの機材の購入費を支援しております。また、県単独事業での狩猟者へのくくりわな配布につきましても支援を行っております。

被害防除対策としましては、同じく国の交付金を活用して防護柵の資材購入費などを支援しており、加えて受益戸数3戸未満など、国の交付金の対象とならないものにつきましても県単独事業により支援を行っております。

○2番（戸田宗崇君） 答弁ありがとうございます。

先ほど御答弁いただきました中で、市町村に交付する有害鳥獣に係る捕獲活動経費について

お伺いいたします。高知県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金交付要綱を拝見いたしますと、有害捕獲に係る捕獲活動経費の上限単価として、イノシシ及び鹿の1頭当たり成獣7,000円から9,000円、幼獣1,000円とされています。この財源は国の鳥獣被害防止総合対策交付金とお聞きしているところですが、県内の多くの市町村では、国からの交付金に上乗せをして交付しています。土佐市では成獣、幼獣とも6,000円をそれぞれ交付し、1頭当たり成獣1万3,000円、幼獣7,000円を交付しているようです。市町村は特別交付税措置にてこの財源を確保しているようでございます。一方、捕獲頭数の推移は、猟友会の皆様による休日もいとわない協力体制によって、他市町村と同様に伸びているようです。

ここで、県内における狩猟免許交付件数と狩猟免許の年齢構成の推移に目を向けてみます。わなや銃などの狩猟免許交付件数は、平成24年度5,807件で、その後増減はございますが、令和4年度5,705件と、県や市町村の支援によって微減で推移をしています。また、狩猟免許の年齢構成は令和4年度の5,705件のうち、40歳未満は598人で構成比10.5%、60歳以上は4,016人で構成比70.4%となっております。40歳以下の狩猟免許交付件数は、支援対策によって平成24年度の構成比4.3%から10.5%に伸びてはいますが、実に狩猟免許交付件数の7割の方が60歳以上という、極めて将来に不安を抱く現状となっております。

今後、さらなる若者の新規狩猟免許取得者数を増やすための施策をどのように進めていかれるのか、中山間振興・交通部長にお伺いいたします。

○中山間振興・交通部長（中村剛君） 令和4年度の新規狩猟免許取得者数は285人と減少傾向にあります。お話のように現時点では、この

新規免許取得者確保によりまして、全体の免許交付件数が辛うじて維持できているという状況でございます。ただ、将来的なハンターのさらなる高齢化を踏まえますと、若者の狩猟免許取得者増は喫緊の課題と考えております。

このため、まず若者に狩猟の魅力や社会的役割に関心を持ってもらうための狩猟フェスタの開催や、高等学校などでの出前授業を行っております。また、狩猟免許試験を受ける際に必要となる講習費や診断書料などの支援を行っております。加えまして、狩猟免許取得を検討されている方や初心者の方を対象とした、わな猟体験ツアーも実施しており、来年度は実施回数を増やして、狩猟免許取得者の増加とハンターの育成を図ることにしております。

加えまして、昨年11月からでございますが、新たに高知県猟友会青年部と連携しまして、狩猟免許試験合格者に対する狩猟の仲間づくりの呼びかけ、あるいは個別相談会を実施しております。この取組を通じまして、新規免許取得者のうち狩猟者登録をする方の数を増やし、実際の狩猟の担い手増加につなげたいと考えております。

○2番（戸田宗崇君） 丁寧にお答えいただきましてありがとうございます。

高知県のホームページに公表されているように、イノシシは年に1度、4から5頭出産し、その半数が育つとのこと。つまり、単純計算で1年間に約2倍に増えるということです。狩猟しなければ野生イノシシの平均寿命は5から10年と言われておりますから、どれだけ増えるのか想像するだけでも恐ろしく思うところです。幸いにも、猟友会をはじめとする狩猟従事者の皆様のお力によって今の生活が成り立っているわけです。改めて感謝を申し上げます。

1年間における新たな狩猟免許試験合格者数に目を向けますと、平成24年度437人から令和4

年度285人と35%も減少しています。先ほど質問で述べましたように、狩猟免許の年齢構成比で60歳以上が7割を超える県内の現状から、これまでより一段と加速して狩猟者の確保に取り組まなければなりません。ある県内の市町村では、県補助に上乘せして交付しております有害捕獲に係る捕獲活動経費の捕獲報償費を、これまで狩猟期間を除いて交付していたが、昨今のイノシシ被害と先ほどの将来の2つの懸念を鑑みて、年間を通じての交付を検討しているとのこと。つまり、狩猟期間を含めて捕獲報償費を支払うことによって、捕獲頭数の増加と狩猟免許受験者を増やそうということです。この取組は、既に実施されている県内自治体もあるようです。

そこで、市町村に対して交付される捕獲活動経費ですが、市町村からの要望額に対して当初は満額はつかず、追加配分にて年間の交付金を確保している状況とお聞きをしています。そのような状況の中、年間を通じて交付対象とする拡充を行えば、おのずと国から捕獲活動経費と市町村の捕獲報償金の上乗せ分は増額いたします。仮に捕獲活動経費が不足する懸念があっても、拡充を検討しなければならない実態は県においても承知されていることと思います。市町村は拡充によって国の交付金を満額交付されない場合には、市町村の上乗せ分のみでも交付すべきか検討されているようでございます。

県として有害鳥獣対策は喫緊の課題であります。そのような中で、捕獲活動経費を年間を通じて交付対象とすることについて、現状はどのようなになっているのか、中山間振興・交通部長にお伺いいたします。

○中山間振興・交通部長（中村剛君） お話にありましたように、国の交付金は国の当初の交付決定額では市町村の要望額に満たない場合があります。その不足分は11月の国への追加交付要望により追加交付を受け、確保しているとい

う状況でございます。

また、その対象期間でございますが、有害捕獲許可に基づき捕獲されたものであれば、狩猟期を含め、年間を通して捕獲活動経費の交付対象としておりますが、先ほど申しました追加交付要望の時期が狩猟期前、11月に設定されておりますことから、イノシシについては市町村は有害捕獲を11月の狩猟期までとし、それまでの期間の実績見込みなどに基づき追加要望しているというのが現状でございます。仮に市町村が年間を通して有害捕獲許可を出し、狩猟者に捕獲活動経費を支払う場合には、11月の追加交付要望の時期にはおおよそその実績見込みが出せないため、当該年度分として追加要望していくことは事務的に困難ではないかと考えられるところでございます。

ただ、制度的には、この繰り越した分も含めまして来年度に交付することができるということになっておりますので、この繰越分も含めまして当初要望し、その要望額が確保できれば、狩猟者の方には翌年度にはなりますが、国の交付金で捕獲活動経費が支払われるということになっております。

○2番（戸田宗崇君） ありがとうございます。

令和2年度においては新型コロナウイルス感染症対策による財源不足があったとのことですが、国に追加要望する際には、県の現状を踏まえて捕獲活動経費を満額確保できるように中山間振興・交通部長に引き続き努力していただきたいですが、お考えをお伺いいたします。

○中山間振興・交通部長（中村剛君） お話にありましたように、国への追加交付要望に対する交付決定、これは令和2年度だけは不足したことがございましたが、例年要望額どおりには交付されております。ただ、県としましては、まず先ほど申し上げました11月の追加要望で、当初要望を満額確保するよう、そして年間を通し

て有害捕獲許可を行う市町村が出てきた場合は、翌年度の交付金で繰り越した分も含め確実に対応できますよう、しっかり要望していきたいと考えております。

○2番（戸田宗崇君） 御丁寧に答弁いただきましてありがとうございます。今後も引き続き鳥獣被害対策に取り組んでいただきたいと思います。特に、狩猟者の高齢化が進んでおりますので、重点的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

続きまして、インバウンド観光についてお伺いをさせていただきます。

県内外に出かけたときに道路標識や観光案内板が目に入ってきますが、高知県内の標識や観光案内板は、日本語と英語の表示しかなく見受けられます。県外の観光地などでは、中国語やハングルなどの標識や案内板を見かけます。台湾からの定期チャーター便やクルーズ船も就航しています。近年は、四国八十八か所を巡礼する外国人のお遍路さんもよく見かけます。また、大阪・関西万博での関西戦略でインバウンドの誘致施策にも取り組んでいます。

外国人の方々が日本にコロナが明けてたくさん入ってきています。スマートフォンなどの多言語対応の翻訳アプリもありますが、おもてなしの心で観光案内板などに中国語やハングルなど多言語化するべきではないでしょうか、観光振興部長にお伺いいたします。

○観光振興部長（山脇深君） 外国人の方に本県の魅力を分かりやすく伝え、またスムーズに周遊していただくためには、観光施設などでの外国語表記というのは大変重要だと考えております。特に、台湾や韓国など、英語圏ではない国や地域からの来訪割合が高い本県の場合は、多言語化の表記を積極的に進めていくべきだと考えております。

まず、県立施設の案内板やパンフレットにお

きましては、これまで、できるだけ可能な範囲で多言語化に取り組んできましたけれども、この点につきましては改めて庁内で周知徹底を図ってまいります。

また、県立施設以外の観光地などにおけます案内板やパンフレットに関しましては、多言語化の際に県がその費用を助成する制度を設けておるところであります。加えまして、県からアドバイザーを派遣するなど、各施設におけます多言語化についての助言、後押しも行ってきたところあります。

今後、本県のインバウンド需要はますます高まってまいりますので、これらの支援策をしっかりと活用していただけますように改めて周知を図りまして、県内観光地における多言語化を一層進めていく考えであります。

○2番（戸田宗崇君） 御答弁ありがとうございます。一昨日もクルーズ船が高知へ寄港していたこともあったでしょうか、多くの外国人の方がお城周辺で散策をしておりました。今後もおもてなしの心で観光振興に努めていただきますよう、よろしくお祈りをいたします。

続きまして、最後になりますが、人口減少問題と中山間対策についてお伺いをいたします。

報道等で御存じのとおり、厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所は昨年末、2050年までの地域別の推計人口を公表いたしました。高知県の人口は2050年45万980人と推計されており、鳥取県に次いで全国で2番目に少なく、2020年の69万1,527人から34.8%の減少であり、減少率が30%を超えた県は本県を含む11県で、4番目に大きい減少率であるとされています。一方、県内市町村の公表内容に目を向けてみますと、減少率が50%以上となったのは15市町村に上り、室戸市、東洋町、大豊町、仁淀川町の4市町が60%以上減少と推計され、大変厳しいものでした。

本県の人口は、1956年の88万3,000人をピークに減少を始め、1970年に一旦は下げ止まり、増加に転じたものの、現在に至るまで減少が続いております。人口減少は本県だけの問題ではございません。しかし、ふるさとが消滅するのではないかと、不安とともに、大切なものを失う虚無感を抱いた県民は少なくないと思います。

濱田知事は元総務省官僚として、島根県をはじめとする地方にお住まいになられ、そしてこうしてふるさとの高知の知事になられました。地方の実情を誰よりも知られている濱田知事だからこそ、中山間地域の県民の実情、心情を誰よりも理解されていると思います。

2050年には45万人という将来人口の推計を受け、濱田知事はこれまでも発言していますが、どのように受け止められたか、改めてお聞かせください。

○知事（濱田省司君） お話ありがとうございましたように、さきの推計では2050年、26年後でございますが、本県人口45万人という数字が出ております。このまま人口減少が進みまして、こういった水準になりますと、地域によりましては、例えば小売、飲食、医療、福祉などの日常生活に必要なサービスが低減をしていくおそれがある、あるいは地域公共交通の縮小、撤退により移動手段の確保が困難となる、さらに自治会、消防団といった住民組織の担い手が不足をし、地域コミュニティの機能が低下をする、またさらに学校の統廃合が進む、上下水道・ごみ処理といった行政サービスの水準維持が困難となる、こういった事態が想定をされまして、地域経済、住民生活、様々な分野で深刻な影響が生じることが懸念をされます。

特に、御指摘もございましたけれども、小規模な自治体が多い本県におきましては、こうした影響がより顕著に現れるものというふうに考えております。このため、何としても人口減少

を克服しまして、まずは若年人口の増加により持続可能な人口構造へと転換を図っていく、こうした必要があると改めて決意を強くしたところでございます。

○2番（戸田宗崇君） ありがとうございます。

さて、本県の中山間地域は、県土の9割を占め、県民の約4割が暮らしております。先ほど知事からの御答弁にもございましたように中山間地域からの若者世代の流出や、少子高齢化に歯止めがかからない現状が最大の課題である、このことは全ての市町村が異口同音に言われております。それだけ、多くの県民が地域の将来を憂い、生活に不安を抱えているあかしであると思われまます。

濱田知事は人口減少対策を最重要課題と位置づけ、その取組を進めるために中山間地域再興ビジョンを本年度内に策定し、市町村への財政支援策として人口減少対策総合交付金を創設すると説明をいただきました。

そこで、中山間地域再興ビジョンについて質問いたします。中山間地域再興ビジョンを拝見すると、中山間地域の再興なくして県勢浮揚はなし得ないとの考えの下に、県と市町村が連携し、中山間地域の若者と子供の人口のこれ以上の減少を食い止め、増加に転じさせることで、人口の若返りを図り、持続可能な人口構造へと転換することが何よりも重要であることから、ビジョンの目指す姿の中心に若者の人口増加を掲げ、少子化対策と一体となった新たな中山間対策を推進するとのビジョンの方向性が示されています。

ビジョン策定に当たり、様々な有識者を招いてつくられたと思いますが、私は、濱田知事が就任され、現在2巡目が終わった県民座談会「濱田が参りました」のように、制度設計を進められているこのときこそ、担当部局職員が足を運び、中山間地域で暮らす住民の意見、また中山

間地域から高知市や県外の都市部へ転出された各年代の方々の生の声を直接耳で聞くべきであろうと思っております。アンケート調査という方法もございますが、やはり膝を折り、目と目を合わせて聞くことが大切であります。それこそ地方自治の原点であり、最も肝要ではないでしょうか。人口減少問題と地域の衰退への対策は喫緊の課題であり、待ったなしでございます。

そこで、中山間地域再興ビジョン策定に当たり、県民の声をどのような方法で調査されたのか、中山間振興・交通部長にお伺いたします。

○中山間振興・交通部長（中村剛君） 御指摘のとおり、中山間対策を進めるに当たりましては、非効率であっても地域の皆さんを直接訪ね、暮らしに関する不安の声、地域で頑張る皆さんの思い、こちらを肌で感じて施策に反映させていくことが何より重要であると考えております。このため、常にあらゆる機会を捉えて職員自らが地域に足を運び、現場の生の声を聞くように努めております。

例えば、2年前、令和3年度の集落实態調査での集落代表者聞き取り調査では、職員が215の小規模集落に直接出向き、集落活動や地域の産業などの現状、課題についてお話を伺いました。そして、この調査でいただいた声をベースとして構想いたしました中山間地域再興ビジョンの策定に当たりまして、私や副部長以下担当職員が、市町村長やJAなど関係団体はもとより、改めて県内66か所全ての集落活動センターや地域で活動されるグループや組織、合わせて142団体、546人の皆さんの下へ足を運び、県への御要望、地域の現状課題、直接お話を伺ってまいりました。

また、ビジョンの検討委員会におきましても、いわゆる学識者でない、実際に地域で活動されている団体や個人、地域と一緒に課題解決に取り組んでいる学生などにも御参加いただき、で

きる限り地域の生の声をお聞きするように取り組んだところでございます。

○2番（戸田宗崇君） 様々な方からの声を聞いたということで、御答弁ありがとうございます。

そして、その県民の声をどのようにビジョンへと反映されたのか、中山間振興・交通部長にお伺いたします。

○中山間振興・交通部長（中村剛君） 地域の方々の声をビジョンに反映した例としましては、まず都会に出ていった若者が戻ってこられるようにしてほしい、地域の活力を取り戻したいといった声を多くの方からお聞きしました。これを踏まえまして、ビジョンの目指す姿の中心に若者の増加を掲げ、少子化対策と一体となった新たな中山間対策に取り組むこととしております。

また、地域の担い手が不足して、地域の祭りが途絶えてしまうのではないかとといった声を踏まえまして、新たにビジョンの策の一つに、地域の伝統的な祭りや民俗芸能の維持・継承・活用を据えまして、数値目標も定め、関連する施策を強化したところでございます。

これ以外にも、安心して医療や福祉が受けられる環境づくり、若い方が中山間地域で新しい仕事にチャレンジできるサポートなど、多くの御要望、御意見をいただきましたので、こうした御要望、御意見につきましても同様に、地域医療体制の確保、福祉・介護サービスの充実、起業の推進など、関連するアクションプランの中で施策を強化するという形で反映させていただいております。

○2番（戸田宗崇君） 御答弁ありがとうございます。

県民の皆様がどのようなことに価値を置き、何を求めているのか。困り事や課題、またその先の具体的な支援策などは、やはり地域で暮らし、苦楽を共にしながら地域の変遷を見てきた

住民でないとして出てこない言葉や発想が必ずあると思います。それは、大変失礼を承知で申し上げますが、机上では分からないことが多いと思います。地域の皆様の声を県政に反映していただきますよう、よろしく願いをいたします。

さて、少子化対策と一体となった新たな中山間対策を推進するとのビジョンの下、来年度より新たな人口減少対策として人口減少対策総合交付金を新設するとの御説明がありました。これまでの説明では、県の掲げる目標の達成に向けて市町村が地域の実情に合わせて行う人口減少対策の取組を総合的に支援するとのことでした。具体的には、全ての市町村に対して人口割、均等割による基本配分型の交付金と、県の掲げる目標達成に資する取組を行う市町村への連携加算型の交付金があるとのことでした。

中山間地域に限らず、今後の高知県の姿を占う大事な施策になると感じているところでございますが、短期的な事業ごとのKPI達成はすぐ明らかになったとしても、長期的な目標達成には10年、20年と時間を要することでしょう。目標達成のためには、短期、長期いずれも取組を継続し、見直ししながら、時代に即した先進的な取組を絶えず研究し、時には積極的にチャレンジも必要かと思っております。

そのためには、県の役割として、市町村への積極的な情報提供や意見交換、他県の取組事例の共有など、市町村間のよい意味での競争を促しながらも県全域が底上げされての成果となるよう汗をかかなければならないと私は考えます。

中山間地域再興ビジョンが目指す将来像と数値目標を達成させるために県が果たす役割を中山間振興・交通部長にお伺いいたします。

○中山間振興・交通部長（中村剛君） 県の役割といたしましては、まずは本県が進むべき大きな方向性を具体的な目標と併せまして県民の皆様にお示しした上で、その実現に向けて県全般

にわたる対策を立案すること、そして市町村との連携・協調の下、リーダーシップを発揮しながら強力に推進していくことであろうと考えております。

今回新たに策定するビジョン、中山間再興ビジョンにおきましても、中山間地域が目指す将来像を掲げますとともに、若者、暮らし、活力、仕事の4つの柱ごとに10年後の数値目標を置きまして、そして実行初年度となります来年度は少子化対策と一体となった新たな中山間対策の関連予算378億円によりまして施策を強化し、中山間再興を強力に推進することとしております。

他方、特に中山間地域の再興を図るという点では、こうした県の施策だけでは必ずしも十分ではございません。このため、住民に最も身近な市町村が地域の実情を踏まえて取り組める、きめ細かな人口減少対策を、財政面を含めしっかりと後押ししていくことが重要、そしてこれが県の重要な役割だと考えております。

こうしたことから、ビジョンの策定に併せまして新たな財政支援制度、人口減少対策総合交付金を創設したところでございますが、この交付金を活用した事業を実施するに当たりましては、様々なデータ提供、あるいは県、国の施策の情報の提供、他地域の好事例あるいは効果的な事業などをプッシュ型で提案するような、いわゆる人的なサポート、こうしたことも県の重要な役割だと考えておりますので、こちらもしっかり果たしていきたいと考えております。

○2番（戸田宗崇君） 丁寧に御答弁いただきましてありがとうございます。

それで、それぞれの市町村にこの施策で期待する役割を中山間振興・交通部長にお伺いいたします。

○中山間振興・交通部長（中村剛君） 市町村には、特に先ほど申し上げました人口減少対策総合交付金なども有効に活用いただきまして、地

域の実情に応じた独自の取組や、従来の延長線上でない創意工夫を凝らした、他の市町村のモデルとなるような取組、これを数多く実施していただくことを期待しております。

また、その実施に当たりましては、それぞれの市町村の実情を踏まえた施策、人口の社会増減の動向でございましたり、若年人口や出生数の推移、移住者数、雇用の状況などのデータを分析、把握していただいた上で、より効果的な対策を講じていただきたいと期待しております。そして、そのためのサポートは、先ほど申しました県の役割として、しっかり積極的に行っていきたいと考えております。

○2番（戸田宗崇君） ありがとうございます。

ここで少し視点を変えます。中山間地域には多くの国、県に指定された重要な文化財がございます。文化財は我が国の長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた重要な財産であります。特に、国、県の無形民俗文化財に指定されている神楽や踊り、または地域で脈々と継承されている民俗芸能は人から人への伝承の継承であり、一度継承が途絶えれば再興は非常に難しいと推察をされます。

実際、近年の高齢化や人口減少に伴い継続できなくなったものに加えて、コロナ禍に人との接触を避けるためにやむなく休止した民俗芸能は多いとお聞きをしております。

現時点で中断、休止したままの国、県指定文化財の民俗芸能はどのくらいあるのか、文化生活スポーツ部長にお聞きをいたします。

○文化生活スポーツ部長（岡村昭一君） 国または県指定の無形民俗文化財であります民俗芸能、祭り、行事などにつきましては44件ございますが、これらのうち、まず現在まで30年以上にわたって実施されておらず、既に途絶えているものは2件であります。また、中断期間が約

10年に及び、少子高齢化などの影響によりまして、活動の再開が難しい状況となっているものが4件ございます。

なお、このほかにコロナ禍の影響で活動を休止しておりますものの、来年度または再来年度以降の再開を予定しているものが3件となっております。

○2番（戸田宗崇君） 昭和55年に国の重要無形民俗文化財に指定された土佐の神楽は、大豊町、いの町、仁淀川町、梶原町、津野町、四万十町、香美市の神楽保存会9団体によって今日まで継承されてきています。土佐の神楽保存会9団体の地域はいずれも人口減少が続く中山間地域であり、中でも大豊町、仁淀川町は2050年に60%以上も人口が減少すると推計された自治体であります。

民俗芸能など無形の民俗文化財の保存、継承については、県としても支援をしていく必要があると思いますが、どのような政策を打ち、支援していくのか、文化生活スポーツ部長にお伺いいたします。

○文化生活スポーツ部長（岡村昭一君） 県では、中山間地域再興ビジョンに地域の伝統的な祭りや民俗芸能の維持・継承・活用を主要施策として位置づけ、取組の強化を図っていくこととしております。

まず、維持・継承の基盤の充実といたしまして、市町村や保存会が行われます用具整備や記録作成、後継者の養成などへの幅広い支援を行ってまいりますほか、踊り手や運営などの担い手を必要としておられます保存団体と、学生や企業などの外部の支援者とのマッチングによりまず担い手確保の仕組みづくりを行ってまいります。また、持続的な継承のための活用の取組といたしまして、保存会などの収益力の向上などの取組への支援や、県民の皆様の理解促進を図る伝統芸能イベントであります土佐の伝統芸能

まつりの開催などにも取り組んでまいります。

こうした様々な施策を組み合わせまして、先ほど申し上げました中断、休止しているものの再開も含めて、地域の伝統的な祭りや民俗芸能の保存、継承をしっかりと支援してまいります。

○2番（戸田宗崇君） 御答弁ありがとうございました。人口減少問題は様々な分野に影を落とし込んでいます。今、種をまかなければ花は咲きません。ぜひとも先人が継承し、地域の財産として育ててくれた文化財に対して厚い御支援をよろしく願いいたします。

若干質問時間が余りますが、ここで質問を終わりたいと思います。今後とも濱田知事を先頭に、人口減少対策の強化、南海トラフ地震対策に取り組んでいただきたいと思います。

また、この3月をもって退職される県職員の皆様、長い間のお勤め御苦労さまでございました。定年といいましても、まだまだ若うございますので、これからの人生がますます充実したすばらしいものでありますように御祈念をいたしまして、全ての質問を終わります。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（弘田兼一君） 以上をもって、戸田宗崇議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

午後0時休憩



午後1時再開

○副議長（今城誠司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

榎尾絢子議員の持ち時間は50分です。

6番榎尾絢子議員。

○6番（榎尾絢子君） 自由民主党会派の榎尾絢

子と申します。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い順次質問に入らせていただきます。

まず、高知県中央部の海岸における地震・津波対策についてお伺いいたします。

能登半島地震の発生は、いずれ来る南海トラフ地震に対し時間的な制限がある中、対策強化の必要性を改めて認識させました。まずもって、被害に遭われました皆様には心からお見舞い申し上げます。

先日、国交省へ伺った際、能登半島地震での海岸保全施設の被害状況を教えていただき、改めて海岸堤防の強化が人々の命を守る防災・減災、そして被災後の早期復旧・復興に重要な痛感いたしました。

私の選挙区であります香南市は、海岸後背地に多くの民家が立ち並び、国道55号、土佐くろしお鉄道阿佐線と、高知県中央部から東部を結ぶ主要な交通機関が存在するため、かねてから高知海岸の香南工区の耐震化について地元住民、まちづくり協議会等から御要望をいただいております。本県におきましても重要性を認識していただき、市議会議員有志等も以前より必要性を訴えてまいりましたが、現状としてはまだ実現に至っておりません。

香南市におきましては、南海トラフ地震対策を喫緊の課題とし、令和5年度中の津波避難タワーの全基完成、事前復興計画についてはプロジェクトチームを創設し、今後は住民を交えたワークショップも開催する予定であるなど、積極的に取り組んでおります。また、海岸部に暮らす若い世代である地元商工会青年部の皆様との陳情活動、市が主催となる防災セミナーを令和6年5月に開催する予定であるなど、ハード・ソフト面ともに市を挙げて取り組んでいるところです。

昨年から、地域におきましても、市、県、国

に御協力いただき、勉強会を重ねてまいりました。また、地域の方を代表とした有志の会も発足し、実現に向け取り組んでいるところであります。本年は、施工中である宇佐漁港海岸における地震・津波対策工事を、沿岸部の住民、商工会青年部、市議会議員有志の皆様と共に、民家や道路に比較的近い場所での施工方法の例として見学させていただきました。香南工区におきましても、工事のための十分な施工ヤードが確保できないため、一般的な工法では実現が難しく、高い技術力、機械力を有する国による直轄事業化が必要であると学びました。

このように、県におきましても取り組んでいるところではございますが、直轄事業化に向け、なお一層の後押しをお願いしたいところです。今後、香南工区の直轄事業化の実現に向けどのように取り組んでいくか、土木部長にお伺いいたします。

○土木部長（荻野宏之君） 香南工区の海岸堤防の整備につきましては、議員からも御指摘がございましたように、家屋などが海岸堤防付近に近接しておりまして、施工ヤードの確保が困難なため、高度な技術力が必要となります。このため、隣接する高知海岸におきまして豊富な施工実績と経験を持つ国でなければスムーズに工事を進めることが困難であります。また、国は高知海岸の堤防14キロメートルの耐震工事を約10年の短期間で完成させており、直轄事業化すれば香南工区についても大幅な工事のスピードアップが見込めるところであります。

県としましては、令和3年度から国に対して早期の直轄事業化に向けて、知事を先頭に政策提言をしてまいりました。また、香南市が主催する地震・津波対策勉強会にも参画するなど、地元住民の津波対策に対する意識の醸成と共有に努めているところであります。今後も、国、県、市が連携して、早期の直轄事業化の実現に

向けて活動してまいります。

○6番（榎尾絢子君） ありがとうございます。海岸部の安全のためにも引き続きよろしく願いいたします。

次に、消防広域化についてお伺いいたします。

消防広域化は、平成18年6月に消防組織法が改正され、本県におきましても推進検討委員会が発足、高知県消防広域化推進計画も策定され、その最善について昨今まで議論がなされてきたことと思います。

国は、広域化に関しまして、財政基盤の強化による資機材の更新や業務効率化による現場職員の増強を掲げ、1990年代から課題に上げてきました。しかし、現状広域化の動きは鈍く、管轄人口10万人未満の小規模消防本部の数は、若干減少しているものの、平成18年からほぼ横ばいで推移しております。

本県は、県内15本部中14本部が管轄人口7万人未満の小規模消防本部であり、人口減少、高齢化が急速に進む中、広域化に関しましては急務であると考えております。基準数に対する人員充足率は、令和4年度、県平均63%で、全国平均79.5%よりも低く、専門職員の確保が難しくなっており、救急出動は人口減少であっても高齢化により大幅に増加、今後も横ばいであろうという意見もお伺いしております。

国におきましては、消防広域化の実現状況が鈍化していることから様々な財政支援を導入しております。全県1区での広域化は理想的な消防本部の在り方の一つという提言もあり、本県におきましても、中部、東部、西部といった3ブロックではなく、本県一体となった1ブロック、県全域での広域化を目指し取り組まれていることと思います。

南海トラフ地震発生の緊迫度が高まる中、本県の消防力の維持・強化のためには、広域化へ向け議論がより深まることを期待しますが、能

登半島地震を経た今、改めて本県における消防広域化の方向性について危機管理部長にお伺いいたします。

○危機管理部長（中岡誠二君） 県では、平成19年度、議員のお話にありましたように、広域化を推進するための検討会を設置いたしまして、平成20年3月に消防広域化推進計画というものを策定してございます。その計画は現在も生きておりますけれども、その際には6ブロック、3ブロック、それから県1の1ブロックと、そういうことも一応例示として載せてございます。その計画に基づきまして、各消防本部、市町村とも協議をしましてまいりましたが、なかなか広域化をした場合の財政負担でありますとか、消防力の低下などを懸念する意見がありまして、市町村や消防本部の合意を得られなかったということがあります。

しかしながら、現在、当時の想定を超える人口減少はございますし、それから高知市への人口集中、そういったことも踏まえまして、全県的な消防力の充実強化を図るということを考えましたときに、現在の15消防本部を1つにする県1消防広域化を推進する必要があるというふうに考えています。

○6番（榎尾絢子君） 県域1ブロック化を方針として進められるとのことで、指示系統の一本化による初動が大変期待されると思います。しかし、一方で地域の防災を担う消防団からは、署と連携が取りにくくなるのではないかと、また団も統合されてしまうのではないかとといった不安な声も上がっております。

広域化と消防団の関係性について危機管理部長にお伺いいたします。

○危機管理部長（中岡誠二君） 消防組織法には、市町村消防の広域化といった規定がございしますが、その中で消防団は消防広域化の対象には含まれないというふうに明記をされています。こ

のため、消防広域化された後におきましても、引き続きそれぞれの地域にある消防署と消防団が連携をいたしまして地域の防災力を維持していくということになります。

○6番（榎尾絢子君） 地域の活力や団結を生む消防団は統合はされないとのことで、大変安心いたしました。

それでは、現在の本県における消防広域化の進捗状況について危機管理部長にお伺いいたします。

○危機管理部長（中岡誠二君） 昨年の11月に、県と全ての消防本部、15本部でございしますが、その長で構成いたします消防広域化検討会というのを設置しました。その際に、第1回目の会を11月に開催いたしました。全国で唯一広域化を図ってございます奈良県から講師をお招きしまして意見交換を行うなど、県1消防広域化に向けた議論を開始したというところがございます。次、2月には、その広域化に関する様々な各消防本部の状況なんかを踏まえまして検討を行う、意見交換を行ったところがございます。

来年度から本格的に議論をしていくこととなりますので、この3月末には、消防広域化のプロセスや方向性について確認をして、意思統一を図りたいというふうに考えています。

○6番（榎尾絢子君） 広域化を進めるに当たってまだ様々な課題もあるとのことで、しかし広域化は、冒頭述べたとおり、昨今の消防を取り巻く課題の解決には大変重要であります。県域1ブロック化となれば管轄人口30万人以上が達成され、再配置可能人員も創出されます。課題等を踏まえた今後の取組について危機管理部長にお伺いいたします。

○危機管理部長（中岡誠二君） 先ほど述べました、先行して広域化が進んでおります奈良県のほうからは——広域化によって消防力が向上し様々な経費が安くなるというのがいろんなとこ

ろの場面でも言われますけれども、奈良県の担当者から言われましたのは、そういう意味もありますけれども、やはり人口減少によって各地域の消防力が低下するスピードを落とすと、そういう視点がやっぱり大事じゃないかということを言われてございます。

今年度の各消防本部との検討会の中でも、そういう意識をしっかりと持った上で進めていこうという話をしてございますので、今度の協議を踏まえまして、来年度は、県がリーダーシップを取り、市町村と消防広域化に関する議論を進めたいと。その際には、法定協議会というものを設置したいというふうに考えてございます。この法定協議会では、広域化後の消防体制や財政負担などについて十分議論をしたいというように考えてございます。

なお、法定協議会でございますので、県議会はもちろんでございますが、市町村議会での議決ということも必要になりますので、県議会や市町村議会に対しましても丁寧に説明をしていくということにしていきたいと考えております。

○6番（榎尾絢子君） ありがとうございます。現在、地域1ブロック化を成し遂げられた県はまだありません。防災先進県高知としてぜひとも議論を深化させていただき、実現に向け今後とも、先ほど部長がおっしゃられたとおり、自治体を牽引する役割を県に期待いたします。

次に、少子化について御質問させていただきます。

日本の出生数はついに75万8,631人となり、本県においても3,380人と過去最低、少子化、人口減少は想像より速いスピードで進んでいるとの発表もありました。国、本県におきましても、少子化を少しでも食い止めるために様々な施策に取り組まれてきたことと思います。しかし、そのような中でも社会の機運は少しずつ変わってきていることを感じます。濱田知事が少子化

に対し先頭に立って取り組むという力強い言葉にも象徴されるように、かつて社会進出に伴い仕事と家庭を両立するに苦しんだ先輩方が声を上げ続けてくださり、今社会が少しずつ変わっていているのだと思います。

先日、自民党高知県連による、ふるさと対話集会在四万十市にて開催されました。より地域の声を政治に届けようという取組であり、各産業分野の方が集まり、幡多地区で子育てをしている方々とも意見交換することができました。

その中で、ふと感じましたのが、自分自身質問してきた中、女性の社会進出、男女の賃金格差、企業側の理解等、多くの要因、問題もある中、今回の対話や、周りの同世代の子育て世代、まだ結婚していない方々と話中で、子育てや子供がイコール重荷というような世間の風潮の高まりや取り上げ方も大きな原因の一つではないかということを感じました。

妊娠を通して、命が生まれることの貴さや、自分を産んでくれた両親、命をつないでくれた祖先や周りへの感謝、出産・育児を通して感じる子供への愛情、自分自身への自信、子育てがより楽しいと感じることができれば、もう一人欲しいと思わせてくれるのではないのでしょうか。また、今子育てを行っている世代がとても楽しそうに子育てをしていれば、結婚を踏みとどまっている方々の後押しにもなるのではないのでしょうか。そのためには、子育ての導入部分である妊娠・出産に対し知る・学ぶ機会が大変重要であり、そしてその専門である産婦人科医、そして助産師の方々の活躍が大変重要であると考えます。

また、意見交換会の中で出た具体的な意見としましても、周産期医療と産後ケア事業への意見がありました。まず、周産期医療としまして、子供を産める場所が近くに少ないこと、その際選択肢が少ないこと、第1子を産んだ後1人目

を連れてままの健診等を考えた際、移動距離を考えると2人目を産むことをちゅうちょするといった声などが上がりました。

以上を踏まえまして、まず県立あき総合病院、県立幡多けんみん病院における産婦人科の現状についてお伺いいたします。国の方針としましても、周産期医療の集約化、重点化が進められる中、東西に長い地理的要因を持つ本県において、中山間の妊娠・出産を守るためにも、東部、西部の拠点として2つの県立病院が担う役割は大変大きいものと考えております。

そのような中、令和6年4月から働き方改革による医師の時間外労働の上限規制がスタートいたします。働き方改革に伴った体制整備が両県立病院でどのように行われているか、公営企業局長にお伺いいたします。

○公営企業局長（笹岡浩君） あき総合、幡多けんみんの両県立病院は、議員のお話にありまして、本県の東部及び西部の中核病院として、地域の皆様が安心して出産できる役割を担っております。その機能の維持・向上を図る重要性は極めて高いと考えております。

一方で、産婦人科医をはじめとした医師の勤務状況は厳しいものと認識しております。さらに、お話にありまして、4月から時間外労働の上限規制が始まりますことから、県立病院におきましても医師の働き方改革に取り組んでいるところでございます。

産婦人科医についての取組としまして、1つ目として、高知大学医学部から診療応援の医師の派遣を受け、外来での診療、平日夜間や土日における宿日直に入ってもらいまして、出産等への対応をしてもらっております。2つ目としまして、医師の事務作業を補助する職員を配置し、電子カルテの入力や、分娩に係る証明書等の作成に従事してもらうなど、産婦人科医の業務のタスクシフトを行っております。3つ目に

は、今後の対応になりますが、時間外労働が一定水準を超えた際に医師の健康状態を確認するための面接指導を行うこととしております。

こうした取組を進めますことで、産婦人科医の負担の軽減を図り健康にも配慮しながら、妊娠・出産に係る適切な医療提供体制を維持していけるよう努めてまいります。

○6番（槇尾絢子君） ありがとうございます。

また、先日、地方出身で都市部に勤務する30代の女性産婦人科医とオンラインで意見交換をさせていただきました。その中で、住み慣れた地元に戻りたいかといった質問をさせていただいたところ、子育て等を考えると自身の両親が住む地元に戻りたいが、マンパワーが不足している病院に勤務することをちゅうちょするといった意見も上がりました。

両県立病院における今後の産婦人科医、助産師の確保についての御所見を公営企業局長にお伺いいたします。

○公営企業局長（笹岡浩君） まず、産婦人科医の確保についてでございます。県立病院に勤務するほとんどの医師は、高知大学医学部から派遣を受けているところでございます。今後も、県立病院において各診療科の医師を広く確保していくことを考えました場合、まず高知大学からの支援を受けることが重要でございます。産婦人科医についても引き続き大学に対し派遣の要請を継続していきます。また、一昨日の加藤議員に対する健康政策部長の答弁にもありましたように、特に地域枠の医師につきましても積極的に受け入れますことで、医師の確保につなげてまいります。

次に、助産師の確保についてでございますが、助産師は採用による確保が困難な状況にあります。このことから、まず1つ目としまして、県立病院の看護師のうち希望する職員を、大学院等の助産師養成機関に派遣し、助産師資格の取

得を支援しております。2つ目として、東西どちらの県立病院に配属されるか分からず学生が受験を敬遠しているとの大学関係者の助言を踏まえまして、今年度の採用試験から、受験時に希望する勤務地を選択できる採用枠を導入いたしました。3つ目として、来年度から就職情報サイトを活用しまして、個々の学生等に採用情報を直接提供するなど、広報活動を強化することとしております。

以上のような取組により、産婦人科医や助産師の確保を図ってまいります。

○6番（榎尾絢子君） ありがとうございます。

我々世代の中には、地元の周産期医療の現状を憂い、産婦人科や助産師を目指し一度は県外の大学で学んだものの、結婚・出産等でワーク・ライフ・バランスが変化する中、地元に戻りづらくなったという声もお聞きします。今後ともぜひよろしく願いいたします。

両県立病院における産婦人科の医療は、よりよい周産期医療を妊婦さんに受けてもらうためにも、より質を高めていくべきと考えておりますが、全国にはバースセンターのような、空間に関しても妊婦さんが過ごしやすい、居心地のいいものを目指し、医療設備のある院内での出産と、助産師による助産所のような自然な出産という、両方のよさを兼ね備えたシステムを導入した病院も存在します。

出産に対し選択肢を増やすことは大変重要だと考えますが、両県立病院のバースセンター化への所見について公営企業局長にお伺いいたします。

○公営企業局長（笹岡浩君） 議員から御紹介のありましたバースセンターについては、妊娠の経過が正常の場合に、助産師が主体的に妊婦健診や分娩介助を行う院内助産に当たるものと理解しております。この院内助産につきましては、家庭的な雰囲気の中で自然な出産をしたいと

いった妊産婦の多様なニーズに沿うものでございます。加えて、正常分娩を助産師が担うことで産婦人科医の負担軽減につながりますとともに、助産師にとりましても活躍の場の拡大、モチベーションのアップにつながるものと考えております。

こうした中で、また現在の周産期医療の状況も踏まえまして、まず、あき総合病院におきまして、院内助産を進めるためのワーキングをこの2月から開始したところでございます。今後、先進的な取組を行う医療機関を視察するなど、導入に向けた取組を進めていく予定でございます。幡多けんみん病院につきましては、あき総合病院の状況も見ながら、今後検討を進めていくものと考えております。

公営企業局としましては、両県立病院において引き続き妊娠・出産に関わる医療機関としての役割をしっかりと果たしていく考えでございます。そのためには産婦人科医や助産師を確保することが重要であると考えております。また、お話のありましたバースセンター、院内助産につきましても検討を進め、地域の皆様が安心して出産できるように努めてまいります。

○6番（榎尾絢子君） ありがとうございます。

高知県の周産期医療を守るため、また中山間の出産を守るために、今後ともぜひよろしく願いいたします。

次に、産後ケア事業について質問させていただきます。子育てを取り巻く社会的状況は、産後ケア事業の重要性を感じさせます。出産年齢の上昇により産後回復は時間を要し、支援は祖父母の高齢化、また就業していることが多いため受けづらく、少子化の影響で乳児との接触機会が少ないため、育児の知識、技術の習得の場が不足しております。

さらに、SNS等には様々な情報があふれ、正しい知識は何なのか、混乱している子育て世

代も多いのではないのでしょうか。国の提言の中にもあるように、産後ケア事業を全国展開し、支援を必要とする全ての方が利用できるようにするためには、計画的に提供体制を整備していくことが重要であると考えます。受皿の拡大等、市町村だけではなく県の役割も重要であり、市町村の管内で委託先が確保できない場合は、市町村の区域を越えた広域的な調整を県が行う必要性があります。

そこで、本県の市町村における産後ケア事業の展開状況について子ども・福祉政策部長にお伺いいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 産後ケア事業は、母親の心身のケアと育児の支援を目的に、育児相談や授乳指導などが受けられる事業であり、本県では全ての市町村で実施をしております。助産師が自宅を訪問する訪問型は令和2年度から全ての市町村で実施をしております。施設で実施する通所型は県内に10か所、宿泊型は4か所となっております。

県内における産後ケア事業の利用率は、令和2年度の7%から、令和4年度は14.9%と伸びておりますが、できるだけ多くの方に利用いただけるよう、令和9年度の利用率50%を目標に、市町村と連携し、さらなる利用拡大に取り組んでまいります。

また、需要が高まっています通所型、宿泊型の施設は高知市など中央部に集中し、利用できる市町村が限定されるなど、地域偏在が課題となっています。そのため、令和9年度までに通所型、また宿泊型の施設を、各福祉保健所管内に1か所以上確保することを目標に取り組んでまいります。

○6番（榎尾絢子君） ありがとうございます。

まだまだ使われていないお母さん方もいらっしゃるのと、産後ケア事業における課題の解決に向けた取組について子ども・福祉政策

部長にお伺いいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 産後ケア事業の課題の中で、施設の地域偏在の解消につきましては、来年度、食事の提供や宿泊を取ることができる旅館やホテル等の宿泊施設を産後ケア事業の通所型施設として活用できないか、調査を行うこととしております。また、通所型・宿泊型施設の運営への民間事業者の参入を促すため、収支見込みなどモデルとなる事業計画書を策定しそれらを公開することで、民間事業者の新規参入を後押ししてまいります。

加えて、民間事業者が産後ケア施設を新たに立ち上げる際の初期投資の一部を支援する助成制度を創設し、資金面での支援も行うこととしております。

○6番（榎尾絢子君） ありがとうございます。

次に、先ほどの意見交換会の中で、産後ケア事業に関しまして、困ったことがあってもどこに尋ねていいのかが分からない、またどこまで出産後甘えていいのかが分からないといった声もありました。産後ケア事業に関しては、困ったら頼るというイメージが強く、学ぶ場、教えてもらう場であることの周知不足も感じました。

また、先日地域で訪問型の産後ケア事業等を行われている助産師さん等とオンラインで意見交換させていただいた際、昨今の物価高騰や、都会に比べて移動距離が長いことによる経費の圧迫を受けており、ケアの幅を広げたいがハードルが高いとの意見も受けました。

産後ケア事業をより受けやすくするためには、裾野を広くしていくことも大変重要であると考えておりますが、今後本県における産後ケアを受けやすい体制づくりについての御所見を子ども・福祉政策部長にお伺いいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 県としましては、産後の心身のケアや育児のサポートに効果的な産後ケアをより多くの母親に受けてい

ただけるよう、市町村や関係者と連携し、様々な形で産後ケアの必要性を周知してまいります。

来年度は、特に、いいお産の日の11月3日を中心に、産後ケアの体験イベントの開催や、集中的な啓発活動に取り組んでまいります。また、施設の地域偏在の解消に取り組むとともに、県が市町村間の広域的な調整を行うことなどにより、産後ケアを利用しやすい環境づくりを進めてまいります。加えて、利用する際の交通費への支援につきましては、市町村が負担軽減を図るため新規事業あるいは既存事業の拡充を行う場合に、来年度創設する人口減少対策総合交付金を財源に充てることを可能としたところです。

○6番（榎尾絢子君） ありがとうございます。

本日、3月8日は国際女性デーです。妊娠、出産、母乳育児など、もちろん男性側にも大切なことですが、女性にしか分からないものも多くあります。社会変遷に追いついていない体制整備、機運も含め、知事は若い女性の流出を防ぎたいとおっしゃっていると理解しております。これからも、より女性が暮らしやすい高知県を目指し、取り組んでいただけることを期待しております。

次に、思春期の性教育について質問させていただきます。

先日、自民党女性局の勉強会にて、ユースクリニックについて学ぶ機会がありました。ユースクリニックとは、スウェーデンが発祥の地とされており、10代から20代前半の若者が避妊方法や性感染症、人間関係や依存症などについて、助産師やカウンセラーなどの専門家に自由に相談ができる場だそうです。また、その会の中でお聞きした、性教育は運次第という言葉に気づかされる思いとなりました。

我々世代で考えると、確かに性病名といったテストのために覚える単語は記憶しておりますが、本質的なところを学んだかというところと少しだ

け疑問に感じます。しかし、先日の高知新聞にて、高知市春野の小中学校の生徒に向けて、助産師などが地域を挙げて性教育を行っているという記事を拝見いたしました。

専門の知識を有する産婦人科医や助産師等に授業を委託するというのも、大変有効であると考えますが、本県の教育現場における性教育への取組について教育長にお伺いいたします。

○教育長（長岡幹泰君） 県教育委員会では、児童生徒の発達段階に応じた性に関する指導ができるよう、学習指導要領に基づいた各学年ごとの指導案や教材を掲載した手引を令和3年2月に作成し、全ての学校に配付をしております。

さらに、令和3年4月には産婦人科医等を委員としました高知県性教育推進協議会を立ち上げまして、性教育の充実方法についても協議をいただいております。その中で、医師等専門人材と教員の協働した性教育の推進が必要との御意見もいただいております。

このために、令和4年度から各学校に産婦人科医や助産師等を外部講師として派遣し、専門的な立場から妊娠・出産や性感染症、命の大切さなどについての御指導をいただくなど、性教育の充実にも努めているところであります。

○6番（榎尾絢子君） ありがとうございます。

日本におけるユースクリニックの先行事例といたしまして、産婦人科クリニックなどの医療機関併設型、自治体運営型、NPO法人運営型と3つの形態があります。いずれの形態にも共通した一定の基準と適切な審査・評価制度を設け、認定機関について政府が適切な支援を行うことで、良質なサービスの効果的な普及が期待できるとされています。

また、実例を挙げますと、群馬県高崎市にて産婦人科佐藤病院を中心としたNPO法人ラサーナさんが取り組んでおります、若者たちのための街の保健室等があります。まだまだ日本

においても議論段階ではあると思いますが、性教育と同じように、海外のユースクリニックを参考とした相談窓口の普及は必要であると考えます。

本県における思春期の性教育の相談窓口の取組について子ども・福祉政策部長にお伺いいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 若い世代が自身の性や健康について正しい知識を習得し、将来の人生設計を若いうちから意識することは重要であると認識をしております。

県では、思春期の性に関する相談窓口として、思春期相談センターP R I N Kを設置し、思春期の健康や将来の妊娠を見据えた様々な健康相談など、幅広く対応しております。センターでは、助産師が電話や面談での相談に応じるとともに、産婦人科医による相談体制も整えており、令和4年度の電話相談件数は820件となっております。

相談窓口の周知につきましては、毎年県内の公立高校の1年生全員に思春期ハンドブックと、センターの啓発用カードを配布しております。また、子育て応援アプリを活用したPRや各種のイベント等での啓発活動に取り組むことで、若い世代の日常的な相談利用につなげてまいります。こうした取組を通じまして、若い世代の性や健康に関する相談支援や、正しい知識の普及にしっかりと取り組んでまいります。

○6番（榎尾絢子君） 教育現場、そして県としても取り組んでいただきありがとうございます。また、自分自身も地域の現状など、より調べていきたいと思っております。

次に、山北みかんの振興についてお伺いいたします。

私の選挙区であります香南市、香我美町山北では、古くから味のいい温州ミカンが生産されており、山北みかんのブランドで県民の皆様

広く知られております。また、伝統と文化をしっかりと次世代に継承している地域で、県の保護無形民俗文化財であります山北の棒踊りは、担い手の若者の中には県外から仕事を休んでまで参加している方もいらっしゃいます。また、その若い世代が口をそろえて言うのが、これを伝承してきた祖父や父、そして今このように踊れることを誇りに思うという真つすぐな言葉です。

若い世代の中山間へ定着する一つのヒントではないかと感じながら、そういった地域に残りたいと願った若い世代の職を支えてきましたのが農業、山北みかんであります。品質の高いミカンではありますが、オレンジの輸入自由化や、多様な味を求める国民の消費動向を捉えたデコポンや紅まどんなどといった新しい品種の登場により、温州ミカンの消費が減ってきたこともあり、作付面積、農家数はともに年々減少しております。

しかし、こうした温州ミカンを取り巻く厳しい状況においても、産地では、露地栽培中心の経営からハウス栽培の導入や、レモン、キンカン、せとか、といった新しい品種も導入し、収益性の高い経営を営まれているミカン農家の方が多くいらっしゃいます。その先人の皆様の努力もあって、近年は、一旦民間企業に勤めておられたミカン農家の後継者がUターン就農する事例が増えており、産地に活気がついてきております。

また、香南市では、平成30年から地域おこし協力隊を募集し、これまでにお二人が就農され、来月には3人目の方が就農される予定となっております。協力隊の方々には、任期中の3年間、JAの果樹部会の部活動に参加して果樹栽培を基礎から学ぶとともに、栽培管理ができなくなった高齢農家のミカン園を管理して栽培技術を習得されます。その後、任期終了と同時に管理してきたミカン園を借り受けて新規就農者として

独立され、サラリーマン並みの所得を上げておられるとお聞きしております。

担い手不足が課題となる中で、管理ができなくなったミカン園を、農業に興味を持たれた若い方々に引き継いでいく取組は、県内のほかの果樹産地にとりましても、モデルとなるすばらしい取組であると思っております。山北みかんの産地の将来を考えますと、これまで以上に親元就農者やIターンによる担い手確保をしていく必要があります。一方で、農家の皆様からは、後を継いでもらうためには作業条件の悪い急傾斜地のミカン園を何とかしたいとの切実な思いもお聞きしております。

また、地域おこし協力隊を経て就農された方も、結婚して子供を育てていくためには、生産規模の拡大が必要となってまいります。山北がミカン産地として今後も生き残っていくためには、担い手の確保に加えて、作業性の高い圃場の確保や、スマート農業技術の導入など、様々な取組によって産地を強化していく必要があると思えます。

そこで、山北みかん産地の強化を図っていく上で必要となる作業性の高い優良な農地の確保に向け、どのように取り組んでいかれるか、農業振興部長にお伺いいたします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 山北みかんで知られる香南市は、本県の温州ミカンの作付面積の7割を占める県内最大の産地ですが、一つ一つの農地が狭く急傾斜地にあるなど、作業効率がよくない圃場も多くあります。

こうした農地を地域のきめ細かなニーズに応じて迅速に基盤整備が行えるよう、来年度から、地元負担を求めない県営農地耕作条件改善事業の面積要件を大幅に緩和することとしております。既に、香南市の複数の若手農家から要件が緩和される事業を活用したいとの要望をいただいておりますので、複数の狭い農地をまとめて、

作業効率のよいミカン園にする基盤整備に着手してまいります。

引き続き、新規就農者や規模拡大を考えておられる担い手農家にも積極的に事業を活用していただくことで、山北みかんの産地の強化につながる優良農地の確保にしっかりと取り組んでまいります。

○6番（榎尾絢子君） ありがとうございます。答弁いただいた産地の強化に向けた取組に期待しております。

山北みかんの販売拡大を目指して輸出にも取り組んでいただいております。日本国内の人口は減少が続き、将来的な国内マーケットも、人口の減少に合わせて縮小していくことは避けようがありません。こうした中で、2023年の日本の農産物の輸出額は過去最高を更新したとの報道発表もありました。

品質の高い山北みかんの今後の販売先として、海外への輸出は、まだまだ大きな可能性を秘めているものと思います。山北という土地で育てた自分たちのミカンが、遠く海を越え、外国の方に食べてもらっている姿を想像すると、今後の産地を担う若い生産者にとっても、夢を与えられるものになるのではないのでしょうか。

そこで、山北みかんの輸出に対するこれまでの取組を農業振興部長にお伺いいたします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 県では、平成28年度から東京の卸売市場の提案を基にシンガポールをターゲット国に定め、JAと連携した山北みかんの輸出に取り組んでおります。当初は知名度の低さもあり、販路開拓に苦戦をしましたが、新たに連携を始めた輸出事業者の仲介により、昨年度からはシンガポールの大手量販店に扱っていただくようになったことや、香港が新たな輸出先に加わったことにより、令和3年度までは100キログラム前後であった輸出実績が、令和4年度は約700キログラムになっており

ます。さらに、今年度はテスト的な大量輸送も始めましたことから、輸出量は前年の30倍以上となる約22トンまで伸びるなど、飛躍的な成長を見せております。

また、山北みかんを口にされた消費者の反応も上々で、現地の店舗関係者も山北に視察に来られるなど、これまでの取組によって良好な関係性も構築されているところでございます。

○6番（榎尾絢子君） ありがとうございます。

それでは、これまでの取組を踏まえて、今後さらなる輸出拡大を目指してどのように取り組まれるか、農業振興部長にお伺いいたします。

○農業振興部長（杉村充孝君） これまでの取組

の中で、船便の輸送時における品質の維持、また輸出先の需要の多い時期に合わせた生産量の確保といった、今後の輸出拡大を目指す上で解決すべき課題が見えてまいりました。

このうち、品質維持の点では、箱の強度不足が品質を悪化させる要因であるため、産地と連携し、輸出に適した新たな箱への改良に取り組んでまいります。また、輸出先に合わせた生産面では、シンガポール、香港ともに2月の春節の時期のニーズが高く、わせが主力である山北みかんの出荷時期とギャップがございます。このため、産地と話し合いながら、輸出先に合わせた品種転換なども検討してまいります。

こうした産地側における取組と併せまして、輸出先の消費者への訴求力が高いとされておりますマスコットキャラクターを活用したPR活動のほか、他県との共同による日本食フェアや、本県単独のフェアにおける試食販売を展開するなど、さらなる認知度の向上を図り輸出拡大につなげてまいります。

○6番（榎尾絢子君） ありがとうございます。

今後とも山北が産地としてより一層発展いたしますようお願いいたします。

次に、地域における小規模一棟貸し宿泊施設

についてお伺いいたします。昨年、NHKの朝ドラらんまんて牧野富太郎博士が取り上げられ、本県への関心度はより一層の高まりを見せております。また、来年にはあんぱんの放映も決定し、大変大きな追い風を感じます。しかし、高知県の宿泊施設を取り巻く環境は、郊外へ足を運んでもらっても、宿泊施設が高知市内に集中しているため最終的には高知市に戻り、高知市以外の滞在時間が少ないのが現状です。

そのような中、昨今、事業再構築補助金等を利用し、特に高知市外で小規模の宿泊施設を建設、運営を進めるケースが見受けられます。多くが空き家や誰も住まなくなった土地を活用しており、こんなところに宿泊施設がと驚くばかりですが、やはり地方の魅力である豊かな自然を感じられる立地には新しい価値が生まれるのではないのでしょうか。

こういった宿泊施設を拠点とし、より地域を周遊してもらうためには、観光協会や商工会、周辺との連携も大変重要と考えますが、ソフト面への支援についての御所見を観光振興部長にお伺いいたします。

○観光振興部長（山脇深君） 近年、宿泊先でゆっ

くり過ごしたいという観光客のニーズの高まりなどもありまして、県内でも一棟貸しなどの宿泊施設の整備が進んでおります。宿泊される方は、連泊して周辺を散策したり、自然の中での体験を楽しみながら滞在しておりまして、外国の方の利用も随分増えていると伺っておりますし、滞在日数も長いとお聞きしております。

このような過ごし方は、その土地ならではの文化や歴史、食などの資源がたくさん詰まっております本県にぴったりの過ごし方だと思っております。このため、特に宿泊施設の少ない中山間地域において、規模は小さくても一棟貸しやゲストハウスなどの魅力ある宿泊施設が増えていくことは重要だと考えております。

また、滞在中のいろんな過ごし方を提案できますように、地元の方との交流や食文化、暮らしに触れることのできる場づくりなど、地域全体の取組に広げる必要があります。まずは地域の関係者と協力して取り組んでいくための具体的な計画、これをしっかりと立てる必要があります。専門家の派遣なども行いながら、地域ごとの計画づくりを県として全力で支援する考えであります。

○6番（榎尾絢子君） ありがとうございます。

次に、芸西村の取組を例に挙げますと、ふるさと納税を利用し、宿泊施設の建設を進めており、同様に近隣へハンバーガーショップなどの建設も予定しており、観光クラスターとなるべく取り組まれています。

1泊、2泊としてもらうためには、宿泊施設だけではなく、周辺の整備なども大変重要になってくると考えますが、ハード面への支援についての御所見を観光振興部長にお伺いいたします。

○観光振興部長（山脇深君） 宿泊施設を中心とした長期滞在型の地域づくりを進めていく上で、やはり宿泊施設の改修などの費用負担、これが大きな課題となってくるものと考えております。その際には、お話のありましたふるさと納税と連動したクラウドファンディングをはじめ、空き家や古民家再生を目的とした国の補助事業の活用など、様々なハード面での支援策を検討する必要があります。

県としましては、それぞれの地域の状況に合った支援制度が活用できますように、先ほど申し上げました地域ごとの計画づくりの中で、この点につきましてもしっかりと議論をして、具体策として計画に盛り込んでいくといった考えであります。

○6番（榎尾絢子君） ありがとうございます。

最後に、北朝鮮による日本人拉致問題についてお伺いいたします。

日本国の長年抱える課題の一つとして、北朝鮮による日本人拉致問題があります。先月、拉致問題を考える国民の集いが高知市にて開催されましたので、参加させていただきました。どこか国家間の課題ではないかといった思いがあったのですが、拉致被害者である横田めぐみさんの弟であります横田拓也さんのお話を聞く中で、御家族がどれだけ大変な思いで活動されてきたのか、ある日突然家族がいなくなり、自由を拘束され生きていくと知った際、どれだけ助けたいと思うか、我が事と考えると、国、被害者だけではなく、人権問題として県民が考えていかなければならないと改めて感じました。

早期解決に当たっては、政治的な2か国間による話し合いはもちろんのことですが、各都道府県の声を大きくすることも大変重要となってまいります。本県における今後の取組について子ども・福祉政策部長にお伺いいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） お話のように、県では、本年2月17日に全ての拉致被害者の早期帰国・救出を目的とした、拉致問題を考える国民の集いin高知を政府拉致問題対策本部との共催で開催し、多くの方に会場いただきました。拉致問題の解決に向けて、政府拉致問題対策本部では、国内外に対する啓発活動を行うとともに、映画の上映やYouTubeによる啓発、地方公共団体と連携したイベントなどを実施しております。

本県では、国の取組と連携をし、広報紙やイベント等による啓発や啓発ポスターの配布、国が実施する北朝鮮向けのラジオ放送への参画等に取り組んできたところです。また、拉致被害者の一括帰国を求める国民大集会への参加や、全都道府県知事が参加する、北朝鮮による拉致被害者を救出する知事の会を通じた活動などに取り組んできたところです。

今後も、拉致問題の早期の解決に向けた県民

の機運の醸成を図るため、国や市町村、関係者と共に様々な啓発活動や、県民が拉致問題を考える機運づくりに取り組んでまいります。

○6番（榎尾絢子君） ありがとうございます。

また、講演会の後、講師を務められました、北朝鮮に拉致された日本人を救出するための全国協議会会長、西岡さんと意見交換をさせていただく機会がありました。課題を風化させないためにも次世代への伝承も大変重要だというお話があり、その一つのきっかけになるようにと、映像による広報が効果的と思われる若年層の理解増進を図るため、アニメめぐみのDVDを活用しているというお話をお聞きしました。今までに全国の小中学校、高等学校等に配布を行っており、ネットからも拝見することができます。

1問目でも述べたように、大切な人がある日急に自由を奪われたという人権問題として認識してもらうためにも、教育現場でのアニメめぐみの視聴も含めて、人権問題としてどう取り組むか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（長岡幹泰君） 拉致問題は、国家を挙げて取り組むべき重大な人権問題であり、全ての学校で拉致問題の理解を図り、その解決を自分事として考える学習を進めていかなければならないと考えております。

そのため、県教育委員会では、アニメめぐみを発達段階に応じて活用するよう、毎年度各市町村教育委員会や学校に働きかけを行っております。そうした結果、各学校での拉致問題を取り扱った校内研修の実施回数も徐々に増えてきております。

また、本年度国が初めて開催をいたしました拉致問題に関する中学生サミットに、本県の生徒も主体的に参加をしております。今後も、こうした取組や教育の充実を図り、拉致問題の理解を深め、拉致は許さないという気持ちや、人権課題を解決しようとする態度を育んでいき

いと考えております。

○6番（榎尾絢子君） ありがとうございます。終始真摯にお答えいただきましてありがとうございました。

一言述べさせていただけたらと思います。今議会で退職される執行部の皆様、職員の皆様におかれましては、長年県勢発展に御尽力いただき、本当に頭の下がる思いでいっぱいです。コロナ禍からアフターコロナまで議会の両輪として、共にこの高知県議会で議論できましたことを心からうれしく思っております。

以上で、一切の質問を終えさせていただきます。（拍手）

○副議長（今城誠司君） 以上をもって、榎尾絢子議員の質問は終わりました。

ここで午後1時55分まで休憩といたします。

午後1時50分休憩



午後1時55分再開

○副議長（今城誠司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

下村勝幸議員の持ち時間は40分です。

11番下村勝幸議員。

○11番（下村勝幸君） 議長のお許しをいただきましたので、早速質問に入ります。今回は一問一答形式ですので、少々細かい質問になろうかと思っておりますので、御容赦願います。

さて、まずは食品表示アドバイス事業についてお伺いいたします。

現在、この事業の見直しの検討がなされていると伺っておりますが、製造業者の皆様の中には、その事業見直しに不安を感じておられる方がいるようであります。これから関西戦略が本

格化し、新商品を開発するなどの販売戦略を考えておられる事業者に対しては、その不安感を取り除くことが第一と考え、この問題を取り上げることといたしました。

製造業者が危惧しているその主な不安点は、新商品を開発するときの、食品表示についての県側のサポート体制であります。具体的には、食品のラベル表示内容の確認を行おうとした場合、過去にあったように、県庁内の担当部署間でたらい回し状態になってしまうのではないかと危惧しているようであります。

そこで、今後この事業はどのような見直しが行なわれるのか、産業振興推進部長にお伺いいたします。

○産業振興推進部長（沖本健二君） 食品表示の支援につきましては、ワンストップサービスといたしますため、これまで高知県食品産業協議会に委託をいたしまして、事業者からの相談を一括して受け付け、所管する部署に一斉照会をして、その回答内容を事業者返信するという仕組みを取っておりました。

来年度からは、県のデジタル化の取組に合わせてオンラインによる電子申請サービスに変更いたしまして、担当となる部署に直接照会する仕組みに変更したものでございます。これによりまして、相談への迅速な対応が可能となりますこと、あるいは双方向、インタラクティブなやり取りが可能となるということなどを考えますと、事業者にとっても利便性の向上につながるものと考えております。

○11番（下村勝幸君） 今御説明いただいたような見直しが行なわれた場合、製造業者の皆さんが不安を感じるような事態に至ることはないのか、産業振興推進部長にお伺いいたします。

○産業振興推進部長（沖本健二君） 今回の変更点は、相談の受付方法をオンライン申請に変更するというものでありまして、相談に対してしっ

かりと回答、相談を受けるということにつきましては、その姿勢に何ら変更はございません。

変更となる受付方法については、今月下旬に事業者向けの説明会を開催しますとともに、県のホームページでも周知をいたします。その上でなお不明な点がある場合には、県に直接お問合せをいただけたらというふうに思っております。

また、従来から実施しております事業者向けの食品表示に関する研修に加え、新たに専門家による個別相談会なども実施をして、さらにサービスを向上させようと考えております。そうはいいまでも、導入時におきましては事業者の不安も一定想定はされますことから、しっかりと対応させていただく所存であります。

○11番（下村勝幸君） ありがとうございます。今御説明いただいたとおり、今回オンラインということで、デジタルに慣れていない事業者の皆さんが、そこら辺がきちんとしたサポートが受けられるのかという部分がやはり一番心配な部分じゃないかなというふうにも思いますので、ぜひやる気になっている事業者の皆さんが途中でくじけてしまうことがないように、そういった支援体制をお願いしたいと思います。

次は、総合評価方式についてお伺いいたします。

令和4年10月25日に公正取引委員会が県内地質調査業界に独占禁止法違反の疑いで立入調査を実施したことを契機に、同年11月、談合防止対策や入札制度について検討するため、高知県談合防止対策検討委員会を設置いたしました。この委員会はこれまでに6回開催され、この2月1日に検討結果が知事に報告されたところであります。

この報告書では、今後取り組むべき談合防止対策として、委託業務における総合評価方式の導入や、予定価格の事後公表の拡大、コンプラ

イアンス基本方針の策定などの入札制度の見直し案が提案をされております。これを受け、本年4月より委託業務における総合評価方式の導入を決定し、業界団体に通知いたしました。その制度内容につきまして、事業者から様々な疑問や不安な声が漏れ聞こえてまいりました。

今議会におきまして、上田議員からも総合評価方式の入札制度について同様の御質問をされておりましたが、私のほうからも、もう少し具体的に質問させていただきたいと思っております。

まず、総合評価方式を導入する対象業務として、地質調査業務は500万円以上、コンサルタント業務や測量業務は1,500万円以上としておりますが、これはどのような狙いでこの価格設定となったのか、土木部長にお伺いいたします。

○土木部長（荻野宏之君） 談合防止対策検討委員会におきまして、委託業務に総合評価方式を導入し、順次拡大していくべきとの意見を受けて、将来的には入札件数の約半数への導入を目標としたところであります。このことによりまして、今回談合に認定されました地質調査業務は、目標とした約半数の入札件数となる500万円以上について、総合評価方式の対象としたところでございます。

一方、土木関係コンサルタント業務と測量業務につきましては、入札・契約に係る業務量の急増が見込まれるため、約20%の入札件数となる1,500万円以上に絞って運用をスタートさせることにいたしました。業務量を軽減するため、現在土木行政総合情報システムを改修しており、令和7年度以降、順次総合評価方式の対象業務も拡大してまいります。

○11番（下村勝幸君） 次に、指名競争入札では落札価格のみで落札者が決定されますが、近年受注者側の積算能力も向上し、比較的安易に予定価格や最低制限価格が推測できると聞いております。このため、受注を目指す事業者が最低

制限価格で応札し、複数社の事業者による、くじ引での決定というパターンが相次ぐ事態となっているようであります。

そこで、今回導入される総合評価方式ですが、価格のほかに業務成績や技術者資格などが加味されるため、くじ引という事態は回避されるかもしませんが、評価の高い業者の独り勝ちや、技術者の少ない業者などは受注機会が減少するなど、不安な声も聞こえてまいります。

今回導入しようとしている総合評価方式では、こうした不安の声が払拭できるような制度設計になっているのか、土木部長にお伺いいたします。

○土木部長（荻野宏之君） 総合評価方式による一般競争入札におきましては、特定の事業者を受注が集中することのないよう、受注実績や技術者資格などの一般的な評価に加えまして、地域性や安全性、事業規模を考慮した評価としております。具体的には、営業所の所在地や災害に備える地域貢献度、技術者の県内在住状況などを評価の対象とします。

加えまして、技術者の手持ち業務が多い事業者につきましては評価を低くし、一部の事業者を受注が偏ることを防ぐ仕組みとすることで、小規模事業者の受注機会の確保にも配慮しているところでございます。

○11番（下村勝幸君） また、受注者側からは、具体的な評価方法などの詳しい説明があまりないため、4月1日からの導入に不安の声があります。

今後、業界団体の声を制度改正に反映させる可能性があるのか、土木部長にお伺いいたします。

○土木部長（荻野宏之君） 本年2月1日に談合防止対策検討委員会の委員長から知事に対して改善策の報告があった翌週には、関係団体に対しまして、来年度からの総合評価方式の導

入など、報告書の概要を説明したところであります。また、日を改めまして、総合評価項目の狙いや具体的な評価手順について詳しく説明し、質問や意見をお聞きするなどの協議を進めてまいります。

本年4月からの制度の導入ということで不安な声もあるかと思っておりますけれども、今後においても、団体との連携を密にし、細やかな協議を行いながら、制度の検証や改善を進めてまいります。

○11番（下村勝幸君） 当然ながら、談合防止には本当に徹底的に取り組まねばならないと思っております。公平性を保ちながらも、事業者の皆様が希望を持って経営が続けられる道をぜひ模索していただきたいと思っております。今後もどうぞよろしく申し上げます。

次は、南海トラフ地震対策についてお伺いいたします。

今回の能登半島地震でお亡くなりになられました皆様の御冥福をお祈りいたしますとともに、被災されました多くの皆様にお見舞いを申し上げます。皆様ができるだけ早く復興されますことを心からお祈りいたします。

さて、今回の能登半島地震を見て感じたことは、地盤の状態によって被害の差が極端に現れているということでもあります。特に、液状化による建物被害が顕著に現れていると感じました。例えば、内灘町などでは3階建てのビルが、外壁や大きな窓ガラス等が外見上ほとんど壊れることなく、そのままの状態でも1階部分が完全に地面に沈み込んでいる姿を見ました。この例などは、建築物が建っている地盤強さによる影響を如実に表した結果だと感じました。

石川県では、液状化の発生予測を確認することができるホームページを用意し県民の皆様へ情報提供を行う仕組みがあります。我が高知県でも同様に、ホームページ上で県内全域の液状

化の発生予測が確認できるようになっております。

そこで、今回の能登半島地震を教訓とするならば、液状化により避難路の沈下等が起こるなど、これまでの予想以上に避難が難しくなる場合が考えられると思っております。液状化の発生する可能性予測がなされている地域におきましては、市町村が住宅の耐震化の啓発に合わせ、その居住地域がどのような地域なのかを住民の皆様にお知らせすることが、命をつなぐという視点で考えるならば、より効果的だと考えますが、土木部長の御所見をお伺いいたします。

○土木部長（荻野宏之君） 県民の皆様へ自分の居住地域がどのような地域であるのか、あらかじめ知っていただくことは、災害への備えとして効果的と考えております。現在、市町村では住宅の耐震化を啓発するため戸別訪問を実施しております。県としましては、このような機会を利用して、液状化の発生のある地域にお住まいの方に対して、その地域の災害の危険性についても周知していただくよう、市町村担当者会を通じて働きかけてまいります。

○11番（下村勝幸君） 本当に今回の能登半島地震を教訓とするならば、現在の居住地がどの程度地震に耐え得るのかをあらかじめ知っておくことが、先ほども申しましたように、命をつなぐ上でいかに大切かということをおもいました。だからこそ、居住者の皆様へ耐震診断を受け、耐震工事へと進んでいくような動機づけになればとも考えます。今後も、県内の耐震化率が上がるように、ぜひよろしくお祈りしたいと思います。

また、私たちの住む地域でも能登と同じように寸断、孤立する集落が多数発生する可能性が明らかになったと思っております。今議会におきましても、知事からの提案説明で、より住民に近い場所への備蓄支援の表明もございました。また、

多くの議員からも指摘されていたように、今後はそれぞれの集落単位での食料備蓄の必要性が改めて明確になったと思います。

そこで、今後どのように高知県内における食料の地域備蓄を進めていくのか、危機管理部長の御所見をお伺いいたします。

○危機管理部長（中岡誠二君） 南海トラフ地震が発生した場合の備蓄物資につきましては、基本的に、国から4日目以降にプッシュ型で支援されるということになってございます。このため、それまでの3日間につきましては、自助としての個人備蓄について最低3日間、可能な限り1週間ということで、啓発をお願いしてございます。加えて、一定の量を市町村が公的備蓄として持っておく、県も一定それを補完する形で備蓄をするということにしております。

お話がありました公的備蓄につきましては、プッシュ型もそうでございますが、発災後、道路の寸断や輸送車両が確保できないということが想定されますので、できるだけ住民に近い場所に公的備蓄、水や食料などを備蓄しておくということが望ましいというふうに考えておまして、能登の地震より前から、市町村のほうに備蓄をしていただくということで取組を進めてございます。

県有施設に保管してございます県の備蓄物資について、現在17市町村で既に市町村の備蓄倉庫などに分散の備蓄が完了してございます。それ以外の市町村におきましても、若干保管場所が狭いとかというような課題はございますけれども、今回の能登半島地震も踏まえまして、再度分散備蓄を呼びかけていくということにしております。加えまして、市町村の備蓄物資につきましても、それぞれの避難場所でありまして、避難所の近くに備蓄が進むように、引き続き備蓄倉庫の整備などについて促していきたいと考えています。

○11番（下村勝幸君） ありがとうございます。

ちなみに、私の住む黒潮町では以前から、全地域ではありませんが、例えば避難タワーの上に個人の備蓄ボックスを用意するなど、それぞれの家庭で必要と思われる備蓄品をあらかじめ備えておくような取組も行っております。今後は、このように地域備蓄の在り方を市町村と十分に協議を行って、本当に実効性のある取組をお願いしたいと思います。

次に、多文化共生社会の実現についてお伺いいたします。

今年の1月、県東部の監理団体の監査に同行させていただいたときに、外国人を受け入れている農家さんより、外国人の農業実習生の健康診断を病院で受け入れてもらうことに大変苦労しているというお話を聞きました。そこで、ほかの地域、別の団体にも確認してみたのですが、どこも同じような状況になっていることが分かりました。また、今述べた病院以外でも、郵便局や銀行関係、各市町村窓口業務等にも非常に不都合や不満を、外国人の皆さんだけではなく、そのサポートに関わった多くの日本人も同様に感じていることが分かりました。

そこで、まず県内にこうした実態のあることを認識できているのか、文化生活スポーツ部長にお伺いいたします。

○文化生活スポーツ部長（岡村昭一君） 今回改めての確認もいたしまして、例えば議員のお話にありました病院の関係では、県内在住の外国人の方が病院で受診される際に、診察内容などにかかわらず日本人の付添いを求められたという事例がありましたほか、そのほかの場面におきましても、行政の窓口での手続などの際に日本語が分からなくて困ったという事例など、外国人の皆様が御苦労されている事例が県内にも少なからずあると認識をしております。

○11番（下村勝幸君） 今議会での知事の提案説

明や担当部長からの答弁にもありましたように、今以上に外国人から選ばれる高知県にならなければなりません。他県でも積極的に多文化共生を目指して取組を進める自治体が多数ある中において、今の高知県の状況を私は非常に心配しております。

これはあくまでも私の想像になりますが、1つには、今部長の答弁にもありましたように、日本語のコミュニケーションに不安があるとか、対応が分からないので後回しにされるなど、言語や習慣の違いなどに慣れていないことが、もしかすると心の中での敬遠につながっているのではないかと想像しております。

そこで御質問いたします。外国人をさらに積極的に迎え入れようとしている高知県としては、憂慮すべき状態であると考えますが、この状況をどう見ておられるのか、文化生活スポーツ部長にお伺いいたします。

○文化生活スポーツ部長（岡村昭一君） 本県で暮らす外国人の方々は、この5年間で約1,300人増加し、国籍も多様化しておりますが、他方これまで日常の生活の場面でも仕事の上でも、外国人の方々とは接する機会がなかった多くの県民の皆様にとりましては、お話もありましたように、言語や文化、習慣の異なる外国人の方々とのコミュニケーションに不安や戸惑いを感じ、心理的な距離を縮めることが難しいといった状況にあるのではないかと捉えております。

本県が目指しております、在住外国人と県民がお互いの文化的背景を理解し尊重し合いながら、共に地域を担う一員として活躍できる共生社会の実現に向けましては、外国人の方々が地域で安心して暮らせる環境を整え、満足度を高めていくことが必要であり、こうした心理的な距離を縮めていかなければならない、そういった状況にあるものと受け止めております。

○11番（下村勝幸君） ありがとうございます。

他県では、やさしい日本語の積極活用であったり、条例制定など積極的な対応を取っている動きも見られますが、高知県としてこの状況をどう改善していかれるのか、文化生活スポーツ部長にお伺いいたします。

○文化生活スポーツ部長（岡村昭一君） まずは、県民の皆様に対しまして、外国人の方とコミュニケーションを図る場面におきましては、議員のお話にもありました、相手に配慮した分かりやすい言葉、やさしい日本語を使って伝えることが大変有効であることの普及啓発を進めてまいります。

この、やさしい日本語につきましては、例えば仮に、当該様式の該当欄に署名願いますといった言葉であれば、この紙のここに名前を書きくださいなどと言い換え、さらに会話の場合は、ゆっくりと最後まではっきりと話せば、理解できる外国人の方は大幅に増加いたします。簡単な日本語であれば理解できる外国人の方は多いことを認識され、コミュニケーション上の不安を払拭していただくとともに、何よりも理解し合おうという意識を持っていただくことで、心理的な距離を縮めていただけるよう取り組んでまいります。

さらに、病院での治療に関する説明や、自治体での保険や税金に関する説明など、複雑な内容を伝える場合の対応といたしまして、例えば翻訳アプリなど効果的なツールの活用ができないかといったことも研究してまいりたいと考えております。

また、外国人の皆様にも、必要な日本語能力を身につけていただけるよう、地域日本語教室の拡充に加え、新たに来年度から時間や場所にとらわれず学ぶことができるeラーニングの活用を開始いたしますなど、日本語学習の機会の充実も図ってまいります。

多文化共生社会の実現に向けまして、国際交

流協会や市町村、県庁内の関係部局ともしっかりと連携し、こうした取組を進め、そもそも世話好きで温かい人柄が特徴とも言われております本県の県民の皆様が、外国人の方々にも、その本来の姿で接していただけるよう取り組んでまいります。

○11番（下村勝幸君） ありがとうございます。

文化生活スポーツ部長から本当に前向きな御答弁をいただけたと思います。今回、私自身、初めて外国人の皆さんが置かれた高知県での状態を知りました。今は外国人材受入れの過渡期であって、私は高知県の皆さんが、外国人の皆さんとの接し方に戸惑っておられるだけだと感じております。どうかその現場を再度確認していただき、文字どおり高知家の一員として迎え入れられるような取組をぜひよろしくお願いしたいと思います。

それでは、最後に教育についてお伺いいたします。

この3月1日に卒業したばかりの地元の4名の高校生から、高知県の教育を憂いているという意見をいただきました。彼女たちの意見は非常に核心をついた重要な提言で、見事に問題の本質を言い当て、しかも未来の高校生たちに自分たちと同じような思いをしてもらいたくないという非常にせっぱ詰まった熱い思いを感じましたので、ここでぜひ皆様にも御認識いただきたいと思い、取り上げました。

さて、その主な訴えの基になっているのは探究学習についてであります。探究学習は御存じのように、現在では小学校や中学校でも総合的な学習の時間の中で取り組まれており、私は将来において、人としての人間力を養い、将来の生きる力を身につけるための非常に重要な学習機会であると認識をしております。その探究学習における高知県の現状が、非常にまずい状況であるという提言でありました。

彼女たちが語ったありのままの言葉で申し上げますので、少々お耳の痛い部分はあるかと思いますが、高校での3年間、彼女たちが感じ続けた言葉としてお受け取りいただければと思います。約1時間半の聞き取りをいたしました。ここでは大きく3点のみ要約して御紹介いたします。

まず1つ目は、彼女たちの言葉をそのまま使うとするならば、探究学習に携わる先生方の無関心という問題です。ほぼ生徒に任せきりで、生徒がやろうがやるまいが、我関せずという先生が多数おられたそうです。もちろん真剣に頑張っておられた先生もおられたと思いますが、彼女たちの目にはこのように映っていたようがあります。

2つ目は、探究とは名ばかりで、先生方が最後までストーリーを自ら作りそこに生徒を誘導していくということが多々あったそうであり、このことは教育活動全体にも言えることであり、生徒会活動等においても、生徒が新しい提案を行っても先生方の意に沿わない場合は全て却下され、仕事を増やさないとされたこともあったそうです。これなどはもちろん先生方の諸事情もあったと思いますが、もう少し彼女たちに対し頭ごなしではなく、納得のいく説明ができたのではないかと思います。

そして、3つ目が特に重要だと思ったのですが、総合的な学習の時間で行う探究学習が、ただの調べ学習になっているのではないかという指摘です。彼女には小学生の兄弟がおり、授業参観に行き、総合的な学習の時間の授業を参観したそうです。家に帰った後でその兄弟に、なぜそれを調査したのか、どういう目的を持って調べたのかを聞いてみたところ、その問いに対する答えが全くなかったそうであります。

ここからは私の想像ですが、調査自体が目的化し、そもそもの何のためにという部分が完全

に欠落しているように感じました。言い換えるなら、なぜそれを調査するのかという、探究学習の一番重要な部分が完全に抜け落ちてしまっているのではないかと感じたところです。

そこで、教育長に御質問いたします。こういった探究学習における、県立高校に限らず、県内の小中学校での実態について、県教委では十分に認識できているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（長岡幹泰君） 県教育委員会では、これからの社会に必要な、課題を発見し、解決していく力の育成の観点から、総合的な学習の時間における探究の過程を踏まえた授業づくりを推進するため、教員研修や授業公開等を行ってきたところであります。結果、各学校の取組も徐々に進んできてはおりますが、まだ児童生徒に目的意識を十分持たせられないまま、調べてまとめることを目的化している授業も少なからず見受けられる状況であります。

こうしたことから、探究の過程を踏まえた授業の具体が全ての学校や教員に理解されているとは言えず、総合的な学習の時間の趣旨や指導についてのさらなる徹底が必要であると捉えております。

○11番（下村勝幸君） また、彼女はこんなふうにも申しました。先生方も小学校からの調べ学習を探究学習と勘違いしてしまい探究学習イコール調べ学習になっているのではないかと、もしこの状態のまま中学校、高校へと続いていくのであれば、当初の目的であったはずの生きる力を育むのではなく、真実を見極めることもしない、世界にあふれるインターネット内のデータの紹介で終わってしまうという指摘でありました。

私はこの言葉に、はっといたしました。これこそが問題の核心であろうと思います。私は、彼女らからの今回の提言は、探究学習に携わる

教師側の問題が大きいのではないかと強く感じました。大変失礼ながら、先生方が探究学習の意義や目的、授業の進め方などを十分に理解することなく授業が始まっているのではないかと大変心配しているところです。

そこで、教育長にお伺いいたします。私はこうした事態を打開するためには、早急に探究学習における教師側への教育改善を行う必要があると思います。例えば、探究学習における外部からの専門講師の招聘や探究学習専門の指導主事の派遣など、県下全域における探究学習の在り方についての県教委側からの徹底的なトップダウンの指導が必要だと感じますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

○教育長（長岡幹泰君） 先ほども述べさせていただきましたが、探究的な学びが、まだ求める本来の姿になり切っていない状況でございます。

このため、今後まずは学校の責任者である管理職を対象に研修を行い、探究的な学びの意義や学習の在り方、学びの質を高める具体的なポイント等について理解を深めさせてまいります。そして、管理職のリードの下、その内容を全ての教員が組織的に学び、理解するよう進めたいと考えております。加えまして、議員のお話にもありましたように、専門的な知識を持った外部人材や指導主事を派遣するなど、各校の取組を支援してまいります。

○11番（下村勝幸君） ありがとうございます。本当に前向きな答弁だったと思います。やはり学校によってレベルが相当まちまちであったり、先生方によってもレベルがやはり違うと、どうしても先生方の異動がある場合に、今までここまで積み上げてきたものが突然変わってしまうとか、やっぱり現場の声もありましたので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それから、今取り上げました探究学習以外にも、さきの高校生たちとの聞き取りの中で、学

校運営に対する問題点が幾つか見えてまいりました。私は、こうした学校運営に対する問題点の解消の場の一つが、学校運営協議会であると認識しております。私は大方高校の前身である大方商業高校が改編されるときに学校運営協議会メンバーであり、これは全国で初めて高校に学校運営協議会が導入されたときの委員の一人でもありました。

当時、地域と学校とPTAが大方高校を何とかすばらしい学校へと再生させるために、全ての関係者が非常に熱い思いを持って学校運営に対し、自分事として取り組んできたことを昨日のように思い出します。そうした当時の私の経験に比べて、今の学校運営の実態が地域の思いを酌んだものになっているのか、言い換えるなら、学校運営協議会がきちんと機能しているのかということに非常に疑問を持ちました。

そこで、今述べたように、本来目的としていたような学校運営協議会としての実態についてどう捉えておられるのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（長岡幹泰君） 現在、県立高校では、全体の約8割に当たる26校に学校運営協議会が設置されております。このうち、中山間地域の学校などでは保護者や地域住民の方々々が協議会に積極的に参加し、学校の魅力化等について活発な議論を重ねているところも多くございます。

しかしながら、学校によっては本来目的とする学校運営に関する協議について十分にはできていないところもあると認識しております。その要因の一つに、長年の取組によるマンネリ化があると考えます。また、ここ数年で設置されました学校運営協議会も多く、そうした場合には、協議会の意義や活用方法などについての理解が十分に進んでいないといったことが要因として考えられると思います。

○11番（下村勝幸君） ありがとうございます。

本当に、今回高校生からの提言を受けたとき私が思ったのが、もしかすると私のところにこの提言が上がってくる前に、学校運営協議会がきちんと子供たちの声まで吸い上げるような仕組みができていれば、その段階である一定のことは解決できたんじゃないかと、そういった思いで、今の学校運営協議会の問題についてお聞きしてみたいというふうに思ったところです。どうか現場の声が、その地域と一体となって解決されていくような、そんな方向の部分も、今後またいろいろと見直していただければというふうに思います。

それから、これまで述べてきたような学校運営協議会の実態がある中では、中山間地域再興ビジョンでうたわれているような、地元中学校からの進学率50%の目標達成は、かなりハードルが高いようにも思われます。そこで、この目標をいかに達成させるのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（長岡幹泰君） 中山間地域の高等学校における地元中学校からの平均進学率50%の目標は、本年度31.3%という状況から見ても多少高いハードルであるとも考えております。しかし、高等学校の活性化、そして中山間地域の振興の観点からも、この目標を達成させていくことは大変重要なことであると考えております。

そのため、まずは高等学校の授業や教育活動を、より質の高い魅力あるものとする、そしてまた学校運営協議会の活性化を図り、学校経営の質を高めることが必要であると考えており、大学等の専門家や地域の方々の御協力もいただきながら、地域全体で取り組む体制を構築してまいります。さらに、その支援としまして、地域資源を生かした探究活動を行うための予算措置や、高校魅力化コーディネーターの配置を行うこととしております。こうした取組を通じまして、地元中学校からの進学率の向上に向け

て全力で取り組んでまいります。

○11番（下村勝幸君） ありがとうございます。
やはり中学校から、あの学校にぜひ行ってみたいというふうに思わせるためには、やはりその地域で、その地域に住まわれる皆さんが、この子を絶対地元の高校に行かせるために、中学校でもいい連携を取ってやっているという、そういう形ができていないと、なかなかこの50%の進学率達成ということは難しいというふうに思いましたので、あえてこういう質問をさせてもらいました。

それから、高校を地域に残していくという考え方は、私は非常に重要であると考えております。特に、私の住む幡多エリアは様々なタイプの学校が存在しており、幡多エリアという面で考えた場合、生徒自身が多様な学びが可能な地域であると考えます。

以上を踏まえると、例えば学校のある地域をエリア単位、いわゆる面として捉え、それぞれの学校特性の充実を図りながら、高校の地域存続を目指すことが得策と考えますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

○教育長（長岡幹泰君） 中学生が高校進学を考える上で、通学可能な範囲の中で様々な課程や学科などから行きたい学校を選択できるようにすることは大切なことと考えております。その意味で、議員のお話にございました、エリア単位で高校の在り方を考えていくことは重要なことと考えます。

そして、県内でも例えば幡多地域では全日制、定時制、普通科、専門科、総合学科などを持つ学校を設置しておりまして、多様な学びが可能な状況にあると考えております。子供たちにそのエリア内の学校に進学してもらうためには、一つ一つの学校がそれぞれの課程や学科における学習内容や活動をさらに磨き、魅力的なものとし、また地域と連携した取組の充実などによ

りまして、その学校でしかできない学びの特色化を図り、選ばれる学校となっていくことが必要であると考えております。

○11番（下村勝幸君） ありがとうございます。
ぜひその地域に、その地域で生まれて育って、勉強を続けていきたいというふうに思ったとき、そのエリア単位で、今教育長言われたように、その子供たちの選択肢の中に入れていけるような、それぞれの特性を生かしながら、いい形での運営をお願いしたいと思います。

さて、今回こうやって勇気を出して私に様々な提言をしてくれた4名の高校生に心から私は拍手を送りたいと思います。彼女たちは、今全員が新たな自分たちの目標に向かって進学をされるというお話を伺いました。心から彼女たちの飛躍を願いたいと思います。

さて、この2月10日から17日まで、彼女たちのような非常に前向きな若人がにつぼん丸に乗船し高知新港へ入港いたしました。それは内閣府主催の世界青年の船事業であり、高知県の西から東、さらには南から北までの5市6町を舞台に様々な事業が繰り広げられました。世界14か国から集まった約230名弱の青年が、約1週間にわたって県内各地を訪問し、県内各地が抱える様々な地域課題の解決に向けて、いろいろな角度からのアイデア出しや提言を行ってくれました。非常にすばらしい取組で、日本の若き未来のリーダーたちが、世界のリーダーたちに決して臆することなく、むしろ対等以上のリーダーシップを発揮してくれている姿に大変感銘を受けました。

また、この世界青年の船事業から強く感じたのは、これからの高知県に最も必要なのは、今回の活躍に見えたように、県内全域に男女を問わず未来を託すことのできる多くの青少年のグローバルリーダーを育成することだと確信いたしました。

知事もグローバルという言葉がキーワードとしておりますが、このグローバルな世界に立ち向かうためには、世界の動きに常にアンテナを張り巡らせ、国際感覚が鋭く研ぎ澄まされた青少年を県内全域にできるだけたくさん育てねばならないと考えますが、県としてこれにどう取り組みでいかれるのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（長岡幹泰君） 様々な国の青少年と交流し、自分の国だけでなく異文化に触れ理解していくことは、ボーダーレスなグローバル社会で生きていく子供たちにとって必要なことと思っております。このため、次期教育大綱及び教育振興基本計画におきましても、グローバル社会で活躍する人材の育成を政策の一つに掲げ、県を挙げて取り組むこととしております。

その手だてとして、海外派遣プログラムによる研修や外国の生徒さんとのオンライン交流など、生徒が多様な国の人々や価値観に触れる機会を多くつくっていくこととしております。そして、今御紹介いただきました、日本青年国際交流機構が主催します行事には、本県の中高生や若い方々が多く参加をして、世界の若者と議論しながら活動や学習を行い、その中で視野を広げ、また志を形づくっていると認識しております。こうした国際交流を進める関係団体との連携も積極的に行っていきたいと考えております。

○11番（下村勝幸君） ありがとうございます。本当に教育長から前向きな答弁だったと思います。今後もすばらしい青少年の育成に向けて頑張ってくださいと思います。

今議会の質問に当たりまして、4人の高校生とかなり突っ込んだ議論をいたしました。若者の政治離れが言われる昨今ですが、いやいやそんなことはない、こうして真剣に考え頑張ってくれている若者がいるということが分かり、

私は本当にうれしく思いました。知事が言われたように、私からも、将来はぜひ高知県、またこの町に帰ってきて一緒に頑張りましょうとお願いをしたところであります。

今年度をもって退職される県職員の皆様、また幹部職員の皆様、本当に御苦労さまでした。また、いろいろと勉強させていただきありがとうございました。県庁を退職した後も様々な場面での御活躍をお祈りしております。

以上をもって、私の一切の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（今城誠司君） 以上をもって、下村勝幸議員の質問は終わりました。

ここで午後3時まで休憩といたします。

午後2時34分休憩



午後3時再開

○議長（弘田兼一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

横山文人議員の持ち時間は40分です。

14番横山文人議員。

○14番（横山文人君） 自由民主党の横山文人です。議長のお許しをいただきましたので、質問に入ります。6会派、25名の皆さんが登壇する一般質問も、私と土居県議を残してあと2名となりました。どうか最終最後まで知事、執行部の皆様にはよろしく願いいたします。

まず冒頭に、元日に発生しました能登半島地震でお亡くなりになられた皆様に謹んで哀悼の誠をささげますとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧・復興をお祈りいたします。

こうした自然災害は、必ず発生する南海トラ

フ地震と向き合わなければならない本県にとっても対岸の火事ではなく、今議会でも多くの議員から質問があるように、自分事として捉えていかなければなりません。

そこで、能登半島地震の教訓を踏まえた防災対策について順次お聞きいたします。

このたびの能登半島地震では道路啓開が大きな課題となりました。これまでの震災に比べ、能登半島地震での道路啓開が困難を極めた理由は、2月9日付の日経クロステック記事に以下のようにまとめられており、妥当な分析と考えます。

まず元日の発生であったこと、山地の多い地形で2車線区間が多く脆弱な道路構造であったこと、また東日本大震災は津波被害だったので瓦礫を撤去すれば啓開できたが、今回は直下型地震で道路本体が大きな被害を受けたこと、半島部という地形から現地に入るルートが限られていたこと、奥能登には直轄管理区間がなく県管理の補助国道と市町村道のみだったこと、そして北陸地方整備局も石川県も道路啓開計画を策定していなかったことが挙げられております。この道路啓開計画の未策定により、電力や通信、水道施設を復旧したくても入っていけず、道路啓開の遅れが復旧の遅れにつながったと指摘されております。

昨年4月に総務省行政評価局が災害時の道路啓開に関する実態調査を公表し、その結果に基づいた勧告を一言でまとめると、首都直下地震や南海トラフ地震が想定される関東・中部・四国地方整備局とその管内の県では道路啓開計画を策定して訓練も行っているが、それ以外の地域、特に北陸整備局では未策定なので、しっかり対応せよという内容でありました。

既に計画を策定している本県は、さきに述べました総務省実態調査の報告書において、高知県が南海トラフ地震を想定した道路啓開計画を

策定し、地元企業と連携し訓練も行っていることが紹介されており、防災先進県として県民の安心と安全を守る活動を進められてきたことに深く敬意を表します。

他方で、道路啓開計画は一度策定すれば終わりというものではなく、絶えず新しい知見と経験を入れ、バージョンアップしていくことが重要と考えるところであります。

そこで、このたびの能登半島地震から得た知見を今後どのように本県の道路啓開計画へ生かすのか、土木部長の御所見をお伺いします。

○土木部長（荻野宏之君） 東日本大震災や平成26年2月の大雪の際に、道路上の放置車両が啓開時の支障となったため、これを契機として災害対策基本法が改正され、道路管理者が自ら車両等を移動できるようになりました。このように、得られた知見や法改正に基づきまして、本県の啓開手順も見直しを行ってきております。

このたびの能登半島地震では、発災直後、避難等で所有者の所在が不明となった倒壊家屋の撤去ができず、啓開作業の支障になったとお聞きしております。このような課題に対しまして、今後全国的な視点からの検討がなされることが考えられますが、本県といたしましても情報収集を行いまして、これらを道路啓開計画に反映していきたいと考えてございます。

○14番（横山文人君） 防災先進県としてこれまで積み上げてきた経験を生かし、さらに実効的かつ重層的なものとなるようお願いを申し上げます。

また、今回の震災では、奥能登に直轄管理区間がなく、県だけでは道路啓開にマンパワー不足となるも、国が全面的に支援しました。しかしながら、国は平時から当該補助国道を維持管理しておらず、現場では苦労したとのことでありました。

本県におきまして、直轄国道沿線に市町村役

場がない自治体も存在し、津野町や梶原町などの山間部、土佐清水市や大月町などの半島部へのアクセス路は補助国道のみであります。

そこで、こういった地域では震災により道路が大きく被災した際、国が積極的に道路啓開を行うよう計画に盛り込むことを検討してはどうか、土木部長にお聞きします。

○土木部長（荻野宏之君） 高知県道路啓開計画では、直轄国道は国が、その他の道路は県がそれぞれ啓開作業を行うこととしております。この啓開作業を行う建設事業者につきましては、地元の事業者を中心にあらかじめ定めているところではありますが、特に過疎化や高齢化が進む中山間や半島地域では、事業者数や重機の不足による作業の遅れが懸念されているところがございます。今回の地震では国が直轄国道以外の道路啓開を担ったことも踏まえまして、こうした地域の啓開を早期に完了するための体制づくりについて、今後国と協議をしてまいりたいと考えております。

○14番（横山文人君） 今後国との協議を検討するというところで、ぜひとも前へ進めていただきたいと思えます。

一方で、道路啓開計画を策定しても、発災するまでのそれは机上の話でしかなく、啓開作業に当たる地元建設業と、国、県との平時からのコミュニケーションが取れていないと、いざというときに十分機能しないのではないかと考えます。東日本大震災発生時の東北地方整備局長で、くしの歯作戦を遂行し、後に国土交通事務次官を務めた徳山日出男氏は、2年後に当時を振り返り、備えたことしか役には立たなかったと語っています。

そこで、道路啓開計画を機能させるために、建設業協会をはじめ地元建設業とどのように連携を図るのか、土木部長にお尋ねします。

○土木部長（荻野宏之君） 道路啓開につきまし

ては、国や建設業協会と合同で支部単位の情報伝達訓練を行うほか、対象支部を入れ替えながら、実際に瓦礫撤去などの啓開作業を行う実動訓練を通じまして連携を深めております。また、訓練前には、建設事業者と計画や手順書の改正点について再確認を行っております。

今後も引き続きこうした取組を継続するとともに、実動訓練の際には訓練対象の隣接支部へも声かけするなど、より多くの建設事業者の参加を促す予定としております。このことで、建設事業者間の連携を一層深めるとともに、訓練機会の拡大を図ってまいりたいと考えております。

○14番（横山文人君） 承知しました。

この問いの意味するところは、大規模災害時の道路啓開をはじめ、大雨豪雨災害でも真っ先に復旧作業に当たるのは地元の建設業だということであります。今年3月5日に開催された国土交通省社会資本整備審議会道路分科会国土幹線道路部会において、委員であり元土木学会長の家田仁氏が能登半島地震の被災地を調査し、社会インフラと国土政策の視座から見たポイントとして、地域の建設会社は災害時の対応やインフラメンテナンスを行う広域的な地域インフラマネジメント産業として機能を有すると報告しており、地元建設業の必要性、重要性を訴えております。

他方で、地元の建設業では近年担い手の確保が課題となっており、非常時に人員や重機を出動させるためには、日頃から地元で安定的かつ持続的に経営できることが前提であります。こうした中で、現在土木部においては、来年度以降の入札・契約制度の改定案が示されておりますが、建設産業の本旨である産業振興と防災・減災に資するインフラ整備において、後者の部分を平時から担保するためには、地元で根差す建設業の育成・確保が必要不可欠であります。

そこで、能登半島地震を受け、防災、復旧における地元の建設業の意義をどう捉えたのか、知事にお聞きいたします。

○知事（濱田省司君） 今回の能登半島地震におきましては、発災直後から地域の建設事業者の方々が行政と一体となりまして、道路啓開、応急復旧に懸命に取り組まれております。この社会的役割の大きさを改めて認識いたしました。

本県におきましても防災・減災、国土強靱化の取組を加速させまして、県民の皆さんが将来にわたって希望を持って暮らし続けることができる安全・安心な高知の基盤づくりに全力で取り組みます。そのため、南海トラフ地震をはじめとする大規模災害に備えるに当たりましては、地域の建設事業者の方々はなくてはならない存在であると考えます。

今後とも建設事業者が各地域で持続的に発展できますよう、例えば週休2日制モデル工事の拡大ですとか、建設現場のデジタル化によりまず働き方改革など、様々な取組を進めてまいります。

○14番（横山文人君） そうした中で、多くの地元の建設業が地域防災の担い手、地域の守り手として存続できるような、入札・契約制度をはじめとする土木行政の在り方について土木部長にお聞きします。

○土木部長（荻野宏之君） 県では、地域の守り手である建設事業者が土木施設の整備や維持、災害への対応を継続的に行えるよう、地域性に配慮した発注に努めてございます。具体的には、工事の規模に応じまして、価格だけでなく企業の評価や技術提案を考慮した総合評価方式による入札を実施しております。また、技術力のほかに、地域での営業所の有無や、災害時の応急対応等に備えた重機の保有といった地域への貢献度も評価するなど、地域性、社会性に配慮した入札を行っております。今後も様々な御意見

をお伺いしながら、入札制度の検証、改善を行ってまいります。

あわせて、各地域の実情を細やかに把握し、発注規模にも意を用いることで、地域の守り手である建設事業者が安定的に存続していけるような環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○14番（横山文人君） 地元の建設業が地域の守り手であるということが、自然災害のたびに実感をするところであります。本県にとっては、建設産業の活性化なくして安全・安心な高知なしであります。平時からの御配慮をお願いいたします。

また、今回の地震では、上下水道の復旧が大きな課題となっております。国は令和6年度から水道事業を国土交通省に移管することとしておりますが、この移管を見据えながら国土交通省と厚生労働省が連携して職員を現地に派遣し、地元自治体などの関係者と一丸となって上下水道の一体的な復旧に取り組んでおります。

震災において水道の復旧は何よりも重要であり、これまで以上に水道施設の耐震化を加速化させることが必要であります。また、発災時の応急給水や応急復旧に向けた対策を抜本的に強化し、各市町村において水道事業の継続に向け、より実効性のある取組が求められます。

そこで、能登半島地震を受け、発災時の水道の応急復旧対策等に今後どのように取り組むのか、健康政策部長にお伺いします。

○健康政策部長（家保英隆君） 被災により断水が発生した場合、まず応急給水が必要となりますが、その備えとして、来年度全ての市町村において応急給水計画が整備される予定でございます。あわせて、市町村では計画を作成する過程で明らかとなりました給水車や資機材不足などの課題の解消に取り組んでおり、県では対策の強化の加速化を図るべく、本年度から資機材

整備、例えば給水車、組立て式の水槽、発電機などの購入支援などの財政支援を実施しております。

壊れた管路などの復旧対策では、県外からの受援も想定した水道BCPの策定を支援しております。こちらも来年度完成予定でございます。今後は、発災後不足が見込まれる水道管や管路をつなぐ継ぎ手などの応急復旧用資機材の整備確保を図ることなど、水道BCPのバージョンアップについて市町村と協議してまいります。

○14番（横山文人君） 先ほど申しあげました国土交通省による水道復旧支援では、浄水場に至る道路啓開の調整で早期復旧につながった例もあると聞いております。これは国と地元自治体などの連携や役割分担、情報共有、復旧箇所の優先順位づけなどが効果的に行われた事例であると考えます。

本県におきましても、こうした能登半島地震の復旧の動向をしっかりと注視し、日頃から国や市町村などの関係機関と連携し、水道施設の耐震化を加速化するとともに、先ほど御答弁いただきました水道BCPをより実効性のあるものへバージョンアップするなど、今後の南海トラフ地震対策に生かしていただくよう要請いたします。

また、能登半島地震では、石川県庁に数百人規模の国はじめ自治体の応援職員が駐在して、災害対策支援業務を行っているとのことであり、暮らし・生活再建チーム、公共インフラ復旧・再構築チーム、地域産業再生チーム、広域連携チームなど、その時点のニーズに合わせたチームを組織して対応しており、この手法は大変有効で、今後の災害時にも適用されることが想定されます。

一方、本県で大規模災害が発生した際、数百名規模の応援職員が県庁内で支援業務を行うことはできるのか。執務スペースをはじめ、国と

の通信環境などの面も確保しなくてはならないと考えますが、そこで、そのような準備や検討は行われているのか、危機管理部長にお聞きします。

○危機管理部長（中岡誠二君） 南海トラフ地震が発生いたしますと、高知県災害対策本部が設置をされます。その運営を行う事務局体制、それから保健医療調整本部、応急救助機関の受援調整所、これ大体120名ぐらいを想定してございますが、そうした事務局のスタッフにつきましては、現在県庁の3階の防災作戦室を、あと危機管理部の執務室も改修して一体化をいたしまして、スマートオフィス化するというのを来年度計画してございまして、その中で災害時に効率的に活用できるようにする予定でございます。

一方、お話のありました国や他県からの応援職員などに活動していただくスペースにつきましては、現在のところ県庁正庁ホールや高知県の自治会館、あと保健衛生総合庁舎を活用することにしてございます。

また、災害時の通信につきましては、防災行政無線、これは地上系と衛星系がございまして、加えて、衛星携帯電話というのを整備してございますが、来年度には災害時にも強いブロードバンド衛星通信設備への更新をするということも予定してございます。この通信につきましては定期的な訓練もやってございまして、私も災害時においても活用できるというふうに考えておりますが、受援のほうにつきましては計画とかマニュアルはございますが、これまでこうした応援職員の受入れに関する訓練を実施しておりません。このため、今後訓練を実施いたしまして、今の計画どおりに運用ができるのかどうかということを検証して、必要に応じてマニュアルなどを見直しまして、実効性を確保したいというふうに考えております。

○14番（横山文人君） よろしくお願ひいたします。

加えて、現在被災地では道路啓開や上下水道の復旧作業などに多くの応援職員が当たっておりますが、それらの方々の宿泊所の不足が課題になっていると報道されております。

そこで、南海トラフ地震を想定し、東部の安芸や、西部の中村、宿毛などの各拠点や地域地域において、県外からの復旧作業員の宿泊所の確保をどう想定しているのか、危機管理部長にお聞きします。

○危機管理部長（中岡誠二君） 今回の能登半島地震におきましては、県の応援レベルでございますけれども、被害の大きい輪島市などに、自治体からの応援職員のみならずライフラインや医療関係者などからも派遣してございますが、宿泊所の不足という課題を伺っております。遠方の宿泊施設、主に金沢のほうに宿泊をして、能登とかというほうに向かうということ、それから輪島市なんかでは屋内運動場にテントを張って寝袋を使用してやっているということをお話のありました復旧作業に関わる民間作業員の方々も同じような状況でありまして、南海トラフ地震発生時にも同様の状況が想定されますし、それ以上の状況ということは想定をしてございます。

応援職員の宿泊につきましては、基本的に遠方の宿泊施設の自己手配とか車中泊とか屋内施設の寝袋利用などを含めまして、原則応援する側の自己完結型の支援をお願いしているという状況でございますけれども、今後はそうした際の参考となるようにしていただくためにも、できるだけ現場に近い場所で応援職員の宿泊ができるように、市町村と共にそういう候補地の検討をしたいと考えております。それでもなかなか確保ができない場合も想定されますので、例えば四国の近隣県と協議をいたしまして、

四国4県でも課長会などがございますので、そこでの議題にといたしますか、課題を提供いたしまして、場合によっては愛媛とか香川から通えるような体制を取りたいと考えております。

○14番（横山文人君） 分かりました。非常時のことですので、なかなか難しい問題だと思いますが、一日も早い復旧に必要なマンパワーの確保という意味で、研究を進めていただきたいというふうに思います。

これらの震災対策を計画的に推し進めるためには、予算の裏づけが重要であります。能登半島地震のような地震災害が日本全国どこにでも起こり得る可能性があることを認識し、そこから得た教訓を踏まえ、国土強靱化実施中期計画を令和6年以内に策定することが必要と考えます。そのためには多くの地域が能登半島地震の災害を他山の石として教訓とし、声を上げることが大事だと思います。また、本県においては震災だけでなく、平時から流域治水や河川、道路等の整備促進により、大雨豪雨災害への備えも講じていかなければなりません。

そうした中で、今回の震災を受け、国土強靱化実施中期計画を年内に策定し、その中に予算規模も盛り込むべきという機運が出てきており、地方がそれを後押しすることが期待されております。

そこで、国土強靱化実施中期計画の早期の策定と、そのための予算確保を国に対して訴えていくべきと考えますが、知事の御所見をお聞きいたします。

○知事（濱田省司君） 南海トラフ地震対策のうち、特にハード面の対策におきましては多額の費用が必要となります。このため、これまで全国知事会などを通じまして、国に対して国土強靱化に必要な予算、財源の確保を提言してまいりました。

現在、令和3年度から7年度までの「防災・

減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」によりまして、必要な予算を別枠で確保し、ハード整備など国土強靱化を着実に実施してまいっております。しかしながら、まだまだ道半ばということをごさいます、現在の5か年加速化対策の終了後も、今回の能登半島地震を踏まえて、道路や河川、水道管路などインフラ整備のさらなる加速が必要だと考えます。

このため、御指摘もございましたように、様々な機会も通じまして、国に対し令和6年内での国土強靱化実施中期計画の策定と、強靱化に必要な予算、財源の確保について政策提言を展開してまいりたいと考えております。

○14番（横山文人君） ぜひともよろしくお願いを申し上げます。

また、そうした中で、さきに挙げました土木学会元会長の家田仁氏は、2月20日付朝日新聞「能登半島地震から 国土は強靱化したのか」という特集記事において、能登半島地震を受け、我が国は国土強靱化をうたってきたが力及ばずだったと述べ、反省すべき点の一つに、緊急時に頼りにされるべき幹線道路に大きな被害が生じたことを挙げております。これを踏まえ、全国で幹線道路の補強等に取り組まなければならないと述べられております。

そこで、まず県内の緊急輸送道路における防災上の課題についてどのように認識しているのか、土木部長にお聞きします。

○土木部長（荻野宏之君） 今回の地震被害に関する国の調査の中間報告では、新しい設計基準で整備されました道路は被害が軽微でありましたが、古い基準のものを中心に被害を受けているということが報告されております。

本県の緊急輸送道路につきましては、近年国の国土強靱化予算を最大限に活用しまして、道路改築はもとより、橋梁やのり面の補強対策を加速化してきているところでございます。この

ような取組によりまして、県管理の緊急輸送道路の改良率は県管理道路全体の改良率を大きく上回っておりますが、まだまだ整備が必要となっております。また、改良済みの区間であっても、橋梁やのり面の補強の必要な箇所が数多く残っている、こういったことが課題であるというふうに考えてございます。

緊急輸送道路につきましては、救助活動や輸送物資等、災害対応の根幹をなしますものでありますので、事前復興的な考え方に立ちまして、これらの整備をより一層加速させることが重要であると考えてございます。

○14番（横山文人君） 私の地元仁淀川流域の緊急輸送道路である国道33号においては、昨今の整備状況としては、令和3年12月に全線開通した高知西バイパスから始まり、令和5年6月に越知道路2工区バイパス区間の開通など、これまで住民の命と暮らしを守り地域活性化に資する整備が促進されてきました。

一方、同路線の最奥の仁淀川町では、町内における全線が雨量による事前通行規制区間であり、毎年のように起こる通行止めで通勤、通学、社会経済活動に度々支障を来しております。仁淀川町は高齢化率が56%を超えており、特に救急、定期的な病院など、総合病院がない町にとっては命に関わる問題であります。

現在、いの町波川から越知町横倉間の事業化に向け鋭意取り組んでいただいておりますが、まだまだ開通への時間がかかることを踏まえ、こうした状況を早期に解消するよう、越知町野老山から仁淀川町橘までの整備に向けた防災機能向上と、幹線道路機能強化に係る計画、調査を加速化するよう強く国へ働きかけるべきと考えますが、土木部長の御所見をお聞きします。

○土木部長（荻野宏之君） 国道33号の越知町横倉から愛媛県境までの区間は、異常気象による事前通行規制区間となっております。とりわけ

仁淀川町では、昨年8月の台風6号による60時間を超える通行規制をはじめ、度々規制が行われておりまして、沿線の方々の日常生活に大きな影響を及ぼしております。

こうした中、国は令和2年に県と沿線町村を含めた国道33号道路整備検討会を立ち上げまして、この中で規制区間解消の観点で検討を進めることを決定しております。現在は、防災機能の向上に向けた課題を整理しまして、優先して整備する区間を決めるための調査を実施しているところでございます。

国道33号は、四国8の字ネットワークと同様、四国広域道路啓開計画における進出ルートに位置づけられており、災害時には救助活動や物資輸送を担う命の道となります。このため、調査の加速化に向けまして、沿線の自治体と連携して国に対して強く働きかけてまいります。

○14番（横山文人君） 仁淀川町においては、大災害時に命の道が機能しなくなるおそれと隣り合わせにあります。町の悲願であり、最重要課題でもある事前通行止めのない33号に一日も早くなるよう、県として汗をかいていただきますことを切にお願いし、この項を終わります。

次に、持続可能な林業振興を図っていく上で、その基盤となる林道整備についてお伺いいたします。

県と林業・木材産業の関係者が連携し、産業振興計画林業分野の各施策に取り組んできた結果、県内の原木生産量は平成22年の約40万立米から、令和4年には約73万立米まで拡大するなど大きな成果を上げています。一方で、再造林率は4割程度にとどまっており、この状況の打開に向けて、県は昨年9月に再造林推進プランを取りまとめ、10月には高知県森林組合連合会をはじめ林業・木材産業、森林土木の関係者と連携し高知県再造林推進会議を設立し、官民一体となった推進体制も整えました。大変時宜を

得た取組であり、大いに御期待を申し上げます。

この再造林推進プランは、再造林の推進により、森林の有する公益的機能の発揮、2050年カーボンニュートラルの実現や将来的な人工林資源の確保への貢献を基本目標としています。そのためには森林資源の循環利用の仕組みをつくっていかなくてはならず、その基盤となるのはやはり林道ではないかと考えます。

加えて、今後は森林資源の成熟に伴い取り扱う原木も大きくなることから、運搬するトラックや高性能林業機械の大型化への対応も視野に入れなくてはなりません。そして、林道があることで間伐などの森林整備を行う現場では作業の機械化が進み、労働環境の改善や労働災害の防止を図ることで、若者や女性からも支持される林業につながっていくのではないかと考えます。

私は平成29年2月県議会におきまして、前知事と林業関係者との対話と実行座談会において路網整備について多くの意見が出たことなどを踏まえ、林道の整備に関する県の所見をお尋ねしたところ、各林業事務所に協議会を新たに設置し、その中で関係する市町村や林業事業者と、林道などの路網整備の在り方について協議を開始すると御答弁いただきました。

そこで、林道整備に向けたその後の取組状況の成果について林業振興・環境部長にお尋ねします。

○林業振興・環境部長（武藤信之君） 県では平成29年度に、原木の生産性や効率性の高い林道などの路網整備を進めるため、各林業事務所において、市町村、森林組合、林業事業者等で構成する林道整備促進協議会を設置いたしました。この協議会では、大型トラックが走行できる林道や、林道につながる道の一体的な整備など、地域の意見や要望をしっかりと聞き、地域のニーズに対応した林道などの具体化に取り組んでい

るところです。

平成29年以降の成果といたしまして、林道については6路線、森林作業道については10路線を新たに開設することとなりました。新規林道などの開設が進めば、効率的な原木生産が可能な森林が拡大していきますので、この協議会の場をしっかりと活用して、地域の声を積極的に取り入れながら路網整備を促進してまいります。

○14番（横山文人君） この林道整備につきましては、令和3年6月に閣議決定されました森林・林業基本計画において、国土保全のための治山事業の推進と併せ、災害の激甚化に対応した林道整備など、路網の強靱化、長寿命化を図るといった方向性が示されております。

そこで、能登半島地震でも課題となった道路網の一つとして、災害に強い林道整備に取り組むべきと考えますが、林業振興・環境部長にお聞きします。

○林業振興・環境部長（武藤信之君） 林道につきましては、その開設時に排水処理等の施工を適正に実施し、災害に強く、木材の効率的輸送が可能となる林道とすることが必要不可欠です。一方、開設後の林道にあつては、適切な維持管理はもちろんのこと、経年劣化等が見られる場合には改良や補修を行うことで、林道の強靱化を進めていくことが必要です。

このため、国の事業を活用し、市町村が老朽化した橋梁・トンネルの補修や補強、崩壊の危険があるのり面の改良などを進めているところでございます。加えて、県では森林環境譲与税の活用に関する助言を含めまして、災害に強い林道の整備や維持管理が適切に行われるよう、市町村の森林土木担当職員に対する技術研修会などを開催しているところです。今後も市町村と連携して、現場状況を適切に確認しつつ、災害に強い林道の整備が進むよう取り組んでまいります。

○14番（横山文人君） これまで述べたとおり、林道は、森林の適正な管理はもとより、原木の搬出や再造林等による森林資源の循環利用、また災害時の迂回路機能など、中山間地域にとって重要な役割を有しています。

そこで、この項の最後に、このような林道の整備を着実に推進していくためどのように取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） 林道は、先ほど来のお話のとおり、原木生産の効率化、再造林による森林資源の再生、さらには増加いたします大径材を安全かつ大量に輸送する、こうした目的のために大変重要な基盤施設であります。また、昨年8月の台風6号で国道197号が土砂崩れにより通行止めになった際には、林道が代替路として活用されました。災害時にも中山間地域において重要な役割を果たすということを改めて示されたというふうに考えております。

こうした林道の整備を一層促進するためには、地域の合意を早期に得られることが重要であります。このため県におきましては、開発しました森林クラウドを活用しまして、開設により到達できる森林の位置を分かりやすく示すことで地域の合意形成を早期に図りまして、新規路線の迅速な採択を目指しております。

その上で、林道などの整備に当たりましては、国の予算を最大限に活用いたしまして、国に対しても林道の重要性をしっかりと説明しながら、必要な予算の確保に努めてまいります。

○14番（横山文人君） 最後に、軽音楽部活動の振興についてお尋ねいたします。

近年脚光を浴びつつある軽音部は、平成23年の高知県高等学校軽音楽連盟の発足とともに軽音祭がスタートしたことがきっかけとなり、令和4年度には県内29校、554名が活動し、県内高校における文化部員総数のおよそ10%を占めるまでになりました。本県のレベルは全国的にも

高く、全国大会やコンテストでグランプリや入賞を数々果たしているのは、地元紙にも報道されているところでもあります。また、先月4日には第2回となる全国高等学校軽音楽発表会が本県で開催されるなど、全国をリードする存在となっております。

ここに行き着くまでには、軽音連の先生方や関係者の並々ならぬ御尽力と、また部員である生徒たちの頑張りなくしては実現せず、これまでの活動に敬意を表する次第であります。こうした取組の結果、地元テレビ局で高校軽音王国高知と題した特集番組が放送されるまでに成長していることを大変喜ばしく感じます。

一方、各校における理解や環境整備に温度差があり、生徒個人とするバンド活動との見識からか、学校としてサポートすべきは吹奏楽など伝統的な音楽部であるという考え方が根強いのではないかと危惧いたします。例えば、ある学校では部員数が50名を超えているにもかかわらず部室を減らされたり、防音設備がないため練習が制限されるなどといった活動の停滞が余儀なくされている事例もあります。また、部活動設立を望む生徒がいるにもかかわらずそれを認めない学校もあるとお聞きしました。

子供たちの豊かな感性と芸術的素養を育む文化部活動は、スポーツ活動と並び本県の生徒の輝かしい未来への一助となることに間違いはありません。軽音楽部の活動もそれに変わりはなく、生徒一人一人が夢や希望を持ち、主体性を育み、仲間と何かを共有することで生まれる、れっきとした部活動であり、同様のサポートを切に願うところであります。

また、軽音楽部は各校がそれぞれの地域で音楽を通じた活性化や連携を行っており、土佐の豊穰祭をはじめ産業祭や様々な祭り、イベントに出演し、若さはじける情熱的なステージで場の盛り上げに貢献しております。軽音連の調べ

によりますと、出演数は県内各地で50回を超えるということでありました。

現在、本県では中山間地域再興を掲げ、少子化対策と一体化した取組を進めており、それぞれの学校の魅力化を図ることで若者の県内定着を促すこととしております。少子化により生徒数が激減する中、軽音楽などのポップカルチャーを取り入れることで、文化部活動に生きがいを持つ子供たちが学校における扱いの格差で苦い思いをしないように支援をしていただきたいと思います。そして、音楽を通じた交流や連携が続けられるような環境整備を図ることも重要だと考えます。

そこで、まず私立学校における軽音楽部の活動状況について文化生活スポーツ部長にお聞きします。

○文化生活スポーツ部長（岡村昭一君） 県内の私立高等学校9校におきましては、各校の特色を生かしながら、運動部、文化部ともに様々な部活動が行われている中、軽音楽部につきましても生徒の要望を踏まえ、本年度は7校で活動されており、生徒が技術を磨きながら他者との関係を構築し、高め合う大切な教育活動の場となっております。

各校の部員数は6名から39名までと学校によって違いはありますが、私立の高等学校全体では約180名、51組のバンドが活動している状況であります。部活の顧問の先生方など、関係者の皆様の御尽力や、何よりも部員同士が切磋琢磨することで、近年では全国大会での優勝といった実績なども残されるなど、学校の魅力化やPRにも大きく貢献されており、各学校の軽音楽部への理解も進み、練習場所の確保や活動経費への支援など、総じて他の部活動と同様のサポートを受けられるようになってきているものとお聞きしております。

○14番（横山文人君） 次に、県内における軽音

楽部活動について、その意義をどう捉えているのか、教育長にお聞きいたします。

○教育長（長岡幹泰君） 本県の県立高校における軽音楽部の活動は、近年各校で活発に行われるようになってきているのは承知しているところがあります。また、本年2月には本県におきまして全国高等学校軽音楽発表会が開催されたことに加えまして、全国規模のコンテスト等で上位入賞を果たすグループもあるなど、目覚ましい活躍をされていると認識しております。加えまして、地域のイベント等にも出演するなど、地域の活性化にも貢献してくれていることをうれしく思っているところでもあります。

軽音楽部も含め部活動では、子供たちが目標を持って活動し、部員同士、さらにはグループや学校を超えて互いに高め合っていく姿も見られ、生徒たちの成長という点でも意義があるものと考えております。

○14番（横山文人君） そうした意義の一方、練習機材の不足、専門顧問の配置、複数の部室の確保の問題など、まだまだ十分ではない軽音楽部活動における各校の理解とサポート体制の状況についてどう考えているのか、教育長の御所見をお伺いいたします。

○教育長（長岡幹泰君） 令和5年5月現在、県立高校33校のうち18校に軽音楽部が設置されております。その中には、軽音楽部の活動に必要なスペースや機材などが十分に確保できていない、また専門的な指導者がいないなどの課題があるということも学校から聞いております。

一方で、部活動の数や活動スペースなど、学校によって事情が異なりますことから、全校一律に解決できるものでもないと考えております。まずは、生徒と学校がしっかり対話をしながら、よりよい活動の在り方を探っていくことが必要だと考えております。

○14番（横山文人君） そこで、こうした事情や

状況を踏まえ、どのように軽音楽部活動をサポートし活性化を図るのか、教育長の御所見をお尋ねいたします。

○教育長（長岡幹泰君） 指導者の確保という点では、専門的指導力を有した民間や地域の人材を招聘し直接生徒への指導を行ってもらい、文化部サポート事業を実施しております。加えまして、高校生グループが出場する各種コンテストやイベントに対しましては、県教育委員会が後援なども行っており、今後も引き続き支援を実施してまいります。

施設、設備や専門的な指導者などの様々な制約がある中で、軽音楽部を含む文化部活動の活性化を図っていくためにも、学校関係者などからの声や情報も収集し、県教育委員会として何ができるのか、これを積極的に考えてみたいと思います。

○14番（横山文人君） ありがとうございます。

先ほど学校からの意見もということで、当然学校現場の声ということで、ありがたいんですけども、ぜひ軽音楽連盟、それぞれの学校に軽音楽連盟に加盟している先生方もおられますので、ぜひ軽音楽連盟ともしっかり連携を図ってもらいたいんですけど、その点について教育長、御答弁いただけますか。

○教育長（長岡幹泰君） 当然、関係団体の方々とのお話も聞かせていただきたいというふうに思います。

○14番（横山文人君） ありがとうございます。

漫画のように、本県の新たなキラコンテンツとなり得る軽音の振興にぜひ知事もよろしくお願いを申し上げます。

それでは、最後になりますけれども、今年度をもって退職をされます執行部の皆様のこれまでの御労苦に深甚なる敬意を表しますとともに、来年度が濱田知事の目指す高知県像の実現と人口減少克服に向け、ロケットスタートの一年と

なるよう御祈念申し上げ、私の一切の質問といたします。ありがとうございました。(拍手)

○議長(弘田兼一君) 以上をもって、横山文人議員の質問は終わりました。

ここで午後3時45分まで休憩といたします。

午後3時40分休憩



午後3時45分再開

○議長(弘田兼一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

土居央議員の持ち時間は30分です。

13番土居央議員。

○13番(土居央君) 自由民主党の土居央でございます。いよいよ最後の質問になりました。もうしばらくお付き合いいただきたいと思います。

まずは、本県の最重要にして喫緊の課題であります少子化・人口減少対策についてお聞きをいたします。今議会でも多く質問があったところでありまして、若干重複する内容もあると思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

本県では、令和4年の出生数が3,721人で全国最少となり、昨年は推計で3,380人とさらに1割も減少し、合計特殊出生率も低下傾向にあることを踏まえ、高知県人口の将来展望を大変危惧しているところです。

先月、厚生労働省は、2023年の全国内の出生数が過去最少の75万8,631人だったと発表し、8年連続の過去最少更新となってしまったのでございますが、国立社会保障・人口問題研究所、以下社人研と申します、社人研では、全国の出生数が75万人台に突入するのは2035年頃と推計していたことから、少子化は全国内で想定をはるかに上回るスピードで進行しているという

ことであり、本県はその最前線にいると認識しなければなりません。また、本県の高知県人口の将来展望はこの社人研の推計に基づいて策定をされておりますことから、今後状況はさらに厳しくなるということを意味しております。

この危機的状況を打開するために、来年度からの人口減少対策のマスタープランとなる高知県元気な未来創造戦略に基づき、政策をフル動員していく以外にありません。そして、知事のおっしゃるとおり、徹底的に成果にこだわり、不転の決意で取り組んでいく、またその取組を、県民の理解と共感を得て、県民運動として取り組む以外にはないだろうと考えます。

そこで、人口減少対策を成果につなげるためには、本県の将来の人口が厳しい状況であることについて、県民の皆様に情報共有を図り、共感を得る必要があると考えますが、まず知事にお聞きをいたします。

○知事(濱田省司君) 御指摘がございましたように、このまま人口減少が進みますと、地域経済あるいは住民生活などの様々な分野におきまして深刻な影響が生じることが懸念をされます。こうした本県人口の今後の厳しい見通しや、人口減少に起因する様々な問題に関して、県民の皆さんに情報共有を図りまして、御理解をいただくということが大変重要だと、こういった御指摘のとおりだと思います。

このため、広報紙、広報番組などの政策広報の媒体をしっかりと活用するということに加えて、私自身が様々な機会を捉えて、1つには、若年層を中心とした人口減少が深刻化しており、本県の将来を大きく左右する人口減少への対応が喫緊かつ最重要の課題であること、2つには、こうした状況から脱却するためには、若年人口を増やして持続可能な人口構造へと転換をさせる必要があること、3つには、このためには県民挙げて取組を進めるということが必

要であること、こういった危機感を県民の皆さんにしっかりとお伝えし、また共感をいただきますことで、この困難な課題と一緒に立ち向かってまいる考えであります。

○13番（土居央君） ありがとうございます。こうした状況に対する県民理解の深化を図ることは非常に重要だと思いますので、ぜひとも知事、リーダーシップを発揮していただきたいと思えます。

次に、高知県元気な未来創造戦略の柱の一つであります、こどもを生み、育てたい希望をかなえる政策についてお聞きします。ここでは、令和9年度に出生数4,200人、合計特殊出生率1.64、高知県が安心して結婚・妊娠・出産・子育てをできるような社会になっていると考える人の割合を50%という目標を掲げて、理想の出生数をかなえる施策を推進する方向性が示されています。今回、その中で、不妊治療に関する施策について質問をさせていただきます。

私は、令和3年2月議会で不妊治療助成制度の抜本強化につきまして質問をいたしました。当時、菅政権時代でありましたが、少子化対策を最重要課題として、その主要施策の一つが不妊治療助成制度の大幅拡充でございました。令和4年度からの医療保険適用を柱に、助成対象や助成額の拡大、所得制限の撤廃等、大幅な拡充を行ってきたところであり、本県もまた不妊治療費への独自助成や相談支援、企業経営者向けのセミナーにおける周知・啓発等、取組を進めてきたと承知しております。

私が不妊治療への支援を重視する理由は3つございます。1つ、本県で子供を待望し、不妊治療に臨んでいる人が既に2,000人もいらっしゃいます。そして、晩婚化によりさらに需要も増えるだろうと思われること。2つ目、2021年の野村総合研究所の不妊治療の実態に関する調査研究によりますと、不妊治療をされた50%以上

の方々が出産という希望がかなえられているということ。3つ目、不妊治療を経て多子世帯になるケースも聞きますので、まさに理想の出生数をかなえるということに直接貢献するということでもあります。

現在では、本県で約2,000人もの女性が出産の希望をかなえるため不妊治療に臨んでいると伺いました。そこでまず、本県では現在不妊治療を経て誕生する命はどのくらいなのか、子ども・福祉政策部長にお聞きをいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 公的な統計データがないため正確な把握は困難ですが、日本産科婦人科学会の全国調査によりますと、不妊治療により誕生した出生数は、全国では令和2年度は7.2%、令和3年度は8.6%と増加をしております。このデータを基に推計すると、本県の昨年の出生数3,380人のうち、不妊治療により誕生した出生数は300人前後と見込まれます。

○13番（土居央君） 出生数が昨年3,300人であった、それから計算されておりますけれども、かなり多くの方々が治療に、2,000人ということですので、臨まれているものとの印象を持っております。

本県でも、これまで不妊治療実施施設への調査や、高知医療センター内の不妊専門相談センター「ここから相談室」などで、本県の不妊治療に関しての様々な声を聞いてきたことと思っておりますが、そこからどのような教訓を得ておられるのか、子ども・福祉政策部長にお聞きいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 県が不妊治療を実施している医療機関を通じて行った調査では、お話のように令和4年9月時点で約2,000人の方が不妊治療を行っており、多くの方が子供を切望しながら治療に臨まれております。不妊治療に対する御意見では、身体的・精神的な

負担が大きい、治療費などの経済的な負担が大きい、不妊治療と仕事との両立の難しさ、妊娠に関する正しい知識を知ることの重要性などについてのお声をお聞きしております。また、県の不妊専門相談センター「ここから相談室」には、県民の皆様から治療方法や検査、医療機関に関する相談が多く寄せられております。

こうした御意見をこれからの取組の教訓といたしまして、不妊治療にかかる経済的な負担の軽減や、仕事との両立に向けたサポート体制づくり、適切な時期に治療を受けることができるよう妊娠・出産についての正しい知識の学びの機会の充実など、不妊治療を支援する取組のさらなる強化の必要性を認識しているところです。

○13番（土居央君） ありがとうございます。来年度からの元気な未来創造戦略、そして日本一の健康長寿県構想、地域福祉支援計画などにおいても、不妊治療に関する施策の強化を掲げ、不妊に悩む方への支援のさらなる充実を図っていく方針でございますので、こうした声にしっかりと対応して、出産の希望をかなえられる適切な支援につながることを期待しております。

そこで、本県では今後妊娠・出産の希望をかなえる政策をどのように強化していく考えか、子ども・福祉政策部長にお聞きいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 子供を持ちたいと望む方々が安心して適切な時期に不妊治療を受けることができるよう、不妊治療を進めやすい環境づくりや、周囲の理解を促進していくことが重要となってまいります。

そのための取組といたしまして、来年度不妊治療助成の在り方など、妊活を社会全体で支える取組を検討、推進するため、各方面の有識者等による検討会を立ち上げる予定となっております。検討会では、科学的な知見に基づく助成制度の拡充や、正しい知識を啓発する情報発信の手法、治療と仕事の両立に向けた支援など治

療継続をサポートするための仕組みづくりなどを具体的に検討し、取組の抜本強化につなげてまいります。

○13番（土居央君） ありがとうございます。

不妊治療の支援についてよく指摘されることが、経済的な支援はさることながら、女性活躍という視点からも、特に職場における理解の増進と協力が不可欠であるということでございます。

前回の質問時にも用いた古いデータですが、2018年末、順天堂大学などの研究チームの調査では、不妊治療中の女性1,727人の83%が仕事との両立を困難と感じ、また治療のため突発休が必要となった人は半数以上、さらに不妊治療を始めた女性の6人に1人となる16.7%が離職をしていると。また、厚生労働省の調査では、夫婦の5.5組に1組が不妊に関する検査や治療を受け、不妊治療中の離職は23%となっています。

リスク分析では、不妊治療へのサポート制度がない職場は、サポート制度がある職場より離職リスクが1.91倍高く、非正規社員は正規社員より2.65倍高いという分析がされています。

この調査結果からも、不妊治療と仕事の両立には職場の理解と協力が欠かせないことは明らかです。しかしながら、2021年の野村総合研究所の調査研究における、不妊治療中1,636人の当事者アンケートにおきましても、68.5%の方々が、勤務先における不妊治療の支援はないと返答しております。

そこで、本県企業における不妊治療に関する支援実態についての県の認識を子ども・福祉政策部長にお聞きいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 本年度、県が実施した高知県労働環境等実態調査の速報値では、不妊治療に特化した支援制度はないと回答した企業は96.7%となっています。また、不妊治療に特化した休暇制度を利用した従業員

がいたと回答した企業は1.3%にとどまっています。

データは異なりますが、国が令和2年度に行った調査研究事業では、勤務先に不妊治療への支援制度があると答えた方は4割程度となっており、県内企業の不妊治療に関する支援は全国に比べて進んでいないものと認識をしております。

○13番（土居央君） ありがとうございます。かなり——ほぼほぼない状況だろうと思いますし、あったとしても、ほとんど使われていないというような結果だと思います。

2,000人の方々がいらっしゃるということですので、こういった方々が出産の希望をかなえてくれることは、本県にとって大変大きな意義があるものと思います。そこで、先ほど申しましたとおり、職場、企業での不妊治療への理解とサポート体制の有無は非常に大切なポイントになっているということだと思います。

企業の支援に対する意識がどうかなど、さらに調査を深める必要はないか、子ども・福祉政策部長にお聞きをいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 今後、検討会におきましては、不妊治療と仕事の両立に向けた施策の検討を行っていく予定となっております。このため、県内企業の意識や従業員支援の充実に向けた課題などを把握するため、県内企業を対象とした調査を改めて行う予定としております。

あわせて、他県の先進企業の事例等につきましても、有識者等を通じて情報収集に努め、働きながら不妊治療を継続できる環境づくりに生かせるよう取り組んでまいります。

○13番（土居央君） ぜひよろしくお願いをいたします。

社会全体として女性定着、女性活躍の環境づくりを進めていかなければならない中で、企業にも協力していただかなければなりませんし、

またそうした不妊治療を含めた、妊活へ支援している企業こそ人材に選ばれるという環境づくりを県は後押ししていくべきとも考えます。2021年の野村総合研究所の調査研究では、不妊治療がより受けやすくなるための期待として、第1に自己負担の軽減、次に不妊治療と仕事を両立しやすい職場環境の整備が続いております。

こうしたことを踏まえますと、現在本県が実施しています経済的補助や周知・啓発事業のみならず、一步踏み込んで、例えば企業が不妊治療に対する休暇制度などインセンティブも含め、妊活への効果的な支援制度をつくることに対して、本県として支援策を講じる必要があると考えますが、知事に御所見をお聞きいたします。

○知事（濱田省司君） 不妊治療に関しましては、治療と仕事の両立の困難さから、治療のために仕事を辞めるのか、仕事のために治療を諦めるのか、大変重い悩みを抱えておられる方も少なくないと承知しております。この要因として、お話がありましたように、県内企業におきまして不妊治療のための休暇制度などが十分に整備されておらず、整備されていても十分には利用されていない、こういったことがあると考えられます。こうしたこともありまして、国におきましては不妊治療などに活用できます休暇制度を創設した場合の企業への奨励金を設けて、施策を進めているところであります。

本県におきましても、ただいま部長から答弁いたしました、来年度立ち上げます検討会におきまして、治療継続のための職場や周囲のサポートの充実を主要な検討項目の一つとして掲げたいと考えております。この検討会におきまして、治療者の声、専門家の御意見もお聞きをし、先進的な企業の事例も参考にさせていただきながら、仕事と治療の両立に実効性のある支援の在り方をしっかりと検討してまいります。

○13番（土居央君） 検討会、そこでしっかりと

議論していただけるということだと思っておりますが、既に兵庫県では同様の検討会を経て、国の保険適用外となっております先進医療費助成により妊娠率の向上を図る取組や、通院交通費の助成により県内どこからでも治療が受けやすい環境づくりの推進、さらに企業の不妊治療休暇制度や、若い世代へのプレコンセプションケア、妊娠前ケアのことですが、これを後押しするため、不妊治療支援に特化した条例を制定する方針だとお聞きしております。条例化によりまして、企業を含めて広く社会全体で不妊治療、妊活を応援していこうという機運が盛り上がることを思います。

そこで、本県でも不妊治療への支援の実効性を上げる環境の整備につながる条例化を視野に入れた検討を始めるべきと考えますが、知事の御見解をお聞きいたします。

○知事（濱田省司君） 御紹介がありましたように、兵庫県におきましては企業の取組の促進、教育現場の理解促進を図るといった目的で、新たな条例を制定する方向で準備をされているというふうに承知しております。

本県におきましては、来年度検討会を立ち上げまして、職場での理解促進、若い世代への正しい知識の普及啓発に効果的な施策についても検討をすることとしております。このため、まずは検討会におきまして、いわゆる妊活を社会全体で応援するための施策を高知妊活プロジェクトという形で取りまとめてお示しをしたいと考えております。その上で、例えば県民の皆さんの権利義務に関わることにしまして、何らかの法的な根拠がなければ実効性が高まらないといった判断に至った場合には、条例の制定についても視野に入れて検討したいと考えております。

○13番（土居央君） ありがとうございます。

先ほど来、検討会のことが出てくるんですけ

れども、検討会のメンバーがどうなのか、私も分からないんですが、少子化・人口減少対策、これは本県の最重要かつ喫緊の課題で、不退転の決意で取り組んでいくと知事もおっしゃっておられます。知事としてやはり主体的な意見を立てて、それを検討会にも示して、ぜひ検討会に、釈迦に説法ではございますが、検討会に任せきりというようなことではなく、ぐいぐいその検討会を引っ張っていくようなリーダーシップを持って、この問題に取り組んでいただきたいと思います。

それでは次に、高知県食品加工業継続支援事業費補助金についてお聞きをいたします。

これは、平成30年の食品衛生法の改正に伴い、漬物製造業、水産製品製造業などが新たに営業許可業種に位置づけられ、これら事業者が事業継続のために令和6年5月31日までに営業許可を取得する必要があることに対し、漬物製造業のうち自宅で製造を行う生産者を中心に許可の取得が進んでいなかった状況に即応して、県が創設してくれた補助制度でございます。

この問題につきましては、生産者だけでなく多くの県民の間でも、地域の街路市や直売所などで販売される、地域に伝わる、地域ならではの漬物等の食品の継承が途絶えるものとの危機感が広がってございましたが、県として早急に支援制度を創設されましたことは、誠に時宜を得た決断であり、私もありがたく思っております。

さて、当補助金は、県内の市町村が、事業者が営業許可を取得するために必要な施設整備や機器導入に係る費用を支援する際、県も協調して支援する制度でありますことから、県に連動して市町村にも補助制度を創設してもらわなければなりません。

そこで、まず市町村における支援制度創設の対応状況について産業振興推進部長にお聞きいたします。

○産業振興推進部長（沖本健二君） 今回の補助制度の創設に合わせまして、まず1月に市町村担当者向けの説明会を開催いたしました。さらに、各市町村長にも機会を捉えまして早期の制度創設について直接お願いをしたところでございます。

その結果、3月1日時点で34市町村のうち12市町村で創設済み、11市町において創設予定、そして8市町村において事業者からの要望があれば創設をするということ、そして3市町村は市町村内のヒアリングの結果、要望がなかったということで、今の時点で創設は考えていないという結果となっております。以上の結果から、多くの市町村において迅速な対応をしていただいているものと認識をしております。

制度創設前は6団体だったことを考えますと、僅か2か月足らずで隔世の感がございます。制度創設の効果が一定あったものと実感をしておるところでございます。

○13番（土居央君） ありがとうございます。ぜひ多くの市町村に補助制度が拡大されて、許可にまでつながっていくということを期待しております。

しかしながら、現場調査では、いまだに申請手続について、特に申請に至るまでの手順がよく分かっていない方々もいらっしゃると思います。ざっくり申し上げますと、申請するまでに、まず最初に補助制度について自分が対象となるのかどうかを市町村へ確認する、次に保健所に相談していただき、必要となる改修内容や指摘を基に改修箇所の確定をする、3番目にその改修について工事業者に設計図を作成してもらい、あわせて見積りを取る、4番目にその設計図を保健所で確認してもらい、5番目に工事開始、そしてようやく許可申請という流れになるかと思いますが、かなりの手順を踏んでいかなければなりません。

許可を得るために、対象となる事業者の方々に分かりやすくお知らせする必要があるものと考えますが、県の対応を健康政策部長にお聞きいたします。

○健康政策部長（家保英隆君） 県では、食品衛生法の改正に合わせ、道の駅や直販所、市町村などと連携し、保健所が事業者の把握を行うとともに、新たに営業許可の対象となる漬物製造業などの事業者を対象とした講習会を開催してまいりました。

講習会では、衛生管理や製造施設の基準、相談窓口の周知などを行い、食品営業許可を取得するまでの流れと、事業者が備える施設などについてはチェックリストを用いて分かりやすく説明してきたところでございます。講習会には、ほぼ1,000名を超える方々の参加がございまして、保健所としてはできるだけ寄り添って進めているような状況でございます。

○13番（土居央君） やはり、肝となるのが保健所の役割だと思います。それぞれの現場の状況を踏まえて、許可が得られるためには最低限どういう内容で、どの程度の改修が必要だということ、何とか引き続き事業継続を可能にするという視点で、できる限り寄り添ったサポートをお願いしたいと思います。なお健康政策部長にお聞きをいたします。

○健康政策部長（家保英隆君） 保健所では、施設基準に合った改修内容が分からないといった事業者の声に応えるべく、許可申請の前に担当者が製造現場にお伺いするなどし、チェックリストを用いた説明と、必要に応じて具体的な改修を提案するといった対応を行っております。実際に現場確認を行った事例では、現状の床や設備が改修なしで利用できるような案件があったり、製造の状態から網戸の設備が不要であった案件などがあり、事業者からは、考えていた内容よりも簡易な改修で済むといった声も聞か

れております。

事業者の皆様には、このたびの食品衛生法の改正の趣旨を丁寧に説明させていただくことに併せて、こうした対応事例について各保健所が共有し、支援の充実を図ってまいります。施設改修の補助制度創設によって保健所への相談件数も増加しております。引き続き、事業者に寄り添いながら取り組んでまいります。

○13番（土居央君） ありがとうございます。どうぞよろしく願いをいたします。

次に、スポーツ行政を質問させていただきます。

知事は今議会の提案説明において、スポーツ振興については、地域における子供や障害者のスポーツ環境づくり、アスリートや指導者の受入れに向けた県内企業とのマッチング支援、スポーツツーリズムによるインバウンド誘致などの施策の強化に加えて、スポーツを通じた地域活性化やスポーツツーリズムの取組をさらに充実するため、スポーツ関連業務を観光振興部に移管し、部の名称を観光振興スポーツ部に変更し、従来のスポーツ課に加えて新たにスポーツツーリズム課を新設することを表明されました。

このことから、スポーツを通じた地域活性化やスポーツツーリズムの取組をさらに充実する知事の強い決意がうかがえますが、スポーツ政策の中からスポーツツーリズムに関する業務を独立した1つの課とすることの意義について知事の御所見をお聞きいたします。

○知事（濱田省司君） 今回のスポーツ部門を観光振興部に移管します組織改編は、1つにはこのスポーツツーリズムを起点としまして観光振興をさらに盛り上げるということがございますが、もう一つにはこのスポーツツーリズムを通じましてスポーツの振興の活性化にもつなげる、競技力向上であったり県民のスポーツ参加の拡大、こういったことにもつなげていくことを狙っ

ております。

このスポーツツーリズム課を新たに設置します意図としましては、1つにはスポーツツーリズムをさらに強力に進めるという意思表示、これを内外に明らかにするという、そしてスポーツ課との2課体制として業務を明確にしますことで、それぞれの課の機動力、業務推進力を強化しようと、そうした趣旨によるものであります。

○13番（土居央君） ぜひ、新たな課として独立するスポーツツーリズム課には、説明でも述べられましたスポーツツーリズムによるインバウンド誘致など積極的に取り組んでいただき、観光振興をさらに盛り上げていただくことを期待しております。

また、スポーツを通じた地域活性化を実現する上で、受皿をしっかりと確保することが大事だと考えます。県では、県立のスポーツ施設全般の将来的な整備の方向性について議論が進められていることと思いますが、とりわけ建設から50年がたち老朽化が進む県民体育館については、その再整備に向けた議論が活発になってくると思われます。

高知市では隣接する旧南消防署の跡地利用が検討されており、第一義的には体育館に隣接する県と協議をしていくことになるとお聞きしておりますが、県としてはどのように考えておられるのか、文化生活スポーツ部長にお聞きいたします。

○文化生活スポーツ部長（岡村昭一君） 県民体育館の再整備につきましては、来年度その規模や機能など、またそれらを踏まえて必要となる用地などにつきまして検討を行うこととしております。県民体育館の現在の敷地は高知市からお借りしている市有地であり、そうした検討を進めるに当たりましては、当然ながら高知市と緊密に連携していく考えであります。

お話のありました旧南消防署の跡地につきましても、現在の敷地に隣接する高知市の市有地であり、その利活用につきましても高知市との相談、検討の対象とさせていただくことになるものと考えております。このことも含めまして、高知市とは密に意見交換、情報共有を行い、県民の皆様のニーズに応えられる施設となるよう、再整備計画を取りまとめてまいりたいと考えております。

○13番（土居央君） 建設的な協議が進むことを期待しております。

最後に、春野総合運動公園のスポーツ施設についてお聞きいたします。県内最大のスポーツ施設として様々な施設が整備されており、プロスポーツのキャンプなどにも利用されております春野運動公園において、プロスポーツキャンプを継続していただくため、どのような取組が行われているのか、土木部長にお聞きいたします。

○土木部長（荻野宏之君） 春野総合運動公園では、指定管理者におきまして、プロスポーツ団体が求める芝生やマウンドの硬さ、選手用の移動動線の確保、プロ仕様の備品の設置など、キャンプに備えた練習環境を整えております。これに加えまして、キャンプ中は団体からの要望に迅速に対応できるよう、専門のスタッフを常駐させております。また、県では、動画によるフォームのチェックなどを安定的に行えるよう野球場にWi-Fiを整備し、快適なキャンプ環境の確保に積極的に取り組んでおります。

このような取組の結果、最近利用いただいた団体からは、施設の管理について高い評価をいただいております。さらに、来年度からはキャンプ等の誘致拡大に向け、指定管理業務において新たにプロモーションや利用調整を行う人員を配置することにしました。今後も、各団体の皆様にキャンプ地として選んでいただけるよう、

指定管理者と連携しながら施設の適切な管理を行ってまいります。

○13番（土居央君） ありがとうございました。

以上で、今回用意した質問を全てお聞きいたしました。知事はじめ執行部の皆様には御丁寧な御答弁をいただき、ありがとうございました。

最後に、今期で退職をされます県職員の皆様には、長きにわたり県政をお支えいただきましたこと、心から感謝を申し上げまして、私の一切の質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（弘田兼一君） 以上をもって、土居央議員の質問は終わりました。

以上で、議案に対する質疑並びに一般質問を終結いたします。



議案の付託

○議長（弘田兼一君） これより議案の付託をいたします。

（議案付託表配付）

○議長（弘田兼一君） ただいま議題となっている第1号から第85号まで、以上85件の議案を、お手元にお配りいたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表 巻末465ページに掲載〕



○議長（弘田兼一君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明9日から20日までの12日間は委員会審査等のため本会議を休会し、3月21日に会議を開きたいと存じますが御異議ありませんか。

令和6年3月8日

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(弘田兼一君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

3月21日の議事日程は、議案の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時17分散会

令和6年3月21日（木曜日） 開議第8日

出席議員

1番 竹内健造君
 2番 戸田宗崇君
 3番 上治堂司君
 4番 桑鶴太朗君
 5番 土森正一君
 6番 榎尾絢子君
 7番 久保博道君
 8番 上田貢太郎君
 9番 今城誠司君
 10番 金岡佳時君
 11番 下村勝幸君
 12番 田中徹君
 13番 土居央君
 14番 横山文人君
 15番 西内隆純君
 16番 加藤漠君
 17番 弘田兼一君
 18番 明神健夫君
 19番 三石文隆君
 20番 畠中拓馬君
 21番 依光美代子君
 22番 大石宗君
 23番 武石利彦君
 24番 西森美和君
 25番 寺内憲資君
 26番 西森雅和君
 27番 樋口秀洋君
 28番 岡田竜平君
 29番 田所裕介君
 30番 橋本敏男君
 31番 坂本茂雄君
 32番 はた愛君
 33番 細木良君
 34番 岡田芳秀君
 35番 岡本和也君

36番 中根佐知君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知事 濱田省司君
 副知事 井上浩之君
 総務部長 徳重覚君
 危機管理部長 中岡誠二君
 健康政策部長 家保英隆君
 子ども・福祉政策部長 山地和君
 文化・生活スポーツ部長 岡村昭一君
 産業振興推進部長 沖本健二君
 中山間振興・交通部長 中村剛君
 商工労働部長 松岡孝和君
 観光振興部長 山脇深君
 農業振興部長 杉村充孝君
 林業振興・環境部長 武藤信之君
 水産振興部長 松村晃充君
 土木部長 荻野宏之君
 会計管理者 池上香君
 公営企業局長 笹岡浩君
 教育長 長岡幹泰君
 人事委員長 門田純一君
 人事委員会会長 澤田博睦君
 公安委員長 小田切泰禎君
 警察本部長 高清水善弘君
 代表監査委員 五百藏誠一君
 監査委員局長 高橋慎一君

事務局職員出席者

事務局長 山本和弘君
事務局次長 中島勝海君
議事課長 吉岡正勝君
政策調査課長 飯田志保君
議事課長補佐 杉本健治君
主査 宮崎由妃君



議事日程(第8号)

令和6年3月21日午前10時開議

第1

- 第1号 令和6年度高知県一般会計予算
- 第2号 令和6年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第3号 令和6年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第4号 令和6年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第5号 令和6年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第6号 令和6年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第7号 令和6年度高知県県債管理特別会計予算
- 第8号 令和6年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第9号 令和6年度高知県国民健康保険事業特別会計予算
- 第10号 令和6年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第11号 令和6年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第12号 令和6年度高知県中小企業近代化資

金助成事業特別会計予算

- 第13号 令和6年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
- 第14号 令和6年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第15号 令和6年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第16号 令和6年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第17号 令和6年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第18号 令和6年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第19号 令和6年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第20号 令和6年度高知県流域下水道事業会計予算
- 第21号 令和6年度高知県電気事業会計予算
- 第22号 令和6年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第23号 令和6年度高知県病院事業会計予算
- 第24号 令和5年度高知県一般会計補正予算
- 第25号 令和5年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第26号 令和5年度高知県旅費集中管理特別会計補正予算
- 第27号 令和5年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第28号 令和5年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第29号 令和5年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第30号 令和5年度高知県土地取得事業特別会計補正予算
- 第31号 令和5年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第32号 令和5年度高知県災害救助基金特別

	会計補正予算		一部を改正する条例議案
第 33 号	令和5年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算	第 51 号	高知県消防法関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案
第 34 号	令和5年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算	第 52 号	高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
第 35 号	令和5年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算	第 53 号	高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例議案
第 36 号	令和5年度高知県県営林事業特別会計補正予算	第 54 号	高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案
第 37 号	令和5年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算	第 55 号	高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
第 38 号	令和5年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	第 56 号	高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 39 号	令和5年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	第 57 号	高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び高知県指定居宅サービス等の事業等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
第 40 号	令和5年度高知県流域下水道事業会計補正予算	第 58 号	高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 41 号	令和5年度高知県病院事業会計補正予算	第 59 号	高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
第 42 号	障害のある人もない人も共に安心して豊かに暮らせる高知県づくり条例議案	第 60 号	高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
第 43 号	高知県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例議案	第 61 号	高知県精神科病院における任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例議案
第 44 号	こうち奨学金返還支援基金条例議案	第 62 号	高知県安心こども基金条例の一部を改正する条例議案
第 45 号	高知県公立学校情報機器整備基金条例議案	第 63 号	高知県女性相談支援センター設置条
第 46 号	高知県部設置条例の一部を改正する条例議案		
第 47 号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 48 号	知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び高知県税条例の一部を改正する条例議案		
第 49 号	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 50 号	高知県住民基本台帳法施行条例等の		

例の一部を改正する条例議案	村の負担の一部変更に関する議案
第 64 号 高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	第 81 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 65 号 高知県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例の一部を改正する条例議案	第 82 号 県が行う土木その他の建設事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 66 号 高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案	第 83 号 県が行う流域下水道の維持管理に要する費用に対する市の負担の変更に関する議案
第 67 号 高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例議案	第 84 号 包括外部監査契約の締結に関する議案
第 68 号 高知県漁港管理条例及び高知県漁港区域内における行為の規制に関する条例の一部を改正する条例議案	第 85 号 一級河川の指定に関する議案
第 69 号 高知県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	追加
第 70 号 高知県建築基準法施行条例及び高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案	第 86 号 高知県公安委員会の委員の任命についての同意議案
第 71 号 高知県港湾施設管理条例の一部を改正する条例議案	第 87 号 高知県監査委員の選任についての同意議案
第 72 号 高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案	第 2
第 73 号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案	議発第 1 号 情報通信技術を活用した高知県議会の活動の推進に関する条例議案
第 74 号 高知県立高校通学支援奨学金貸与条例を廃止する条例議案	議発第 2 号 高知県議会会議規則の一部を改正する規則議案
第 75 号 高知県が当事者である訴えの提起に関する議案	議発第 3 号 高知県議会委員会条例の一部を改正する条例議案
第 76 号 公平委員会の事務の受託の廃止に関する議案	追加
第 77 号 公平委員会の事務の受託の廃止に関する議案	議発第 4 号 若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書議案
第 78 号 行政不服審査法第81条第 1 項の機関の事務の受託の廃止に関する議案	議発第 5 号 訪問介護事業所への支援を求める意見書議案
第 79 号 権利の放棄に関する議案	議発第 6 号 J R 四国のローカル線維持・確保を求める意見書議案
第 80 号 県が行う土地改良事業に対する市町村	追加
	議発第 7 号 食料・農業・農村基本法の改正に当たり、国内農業の基盤強化を図ることを求める意見書議案
	第 3 常任委員の選任

第4 議会運営委員の選任

追加

継続審査の件

議長辞職の件

議長の選挙

副議長辞職の件

副議長の選挙



午前10時開議

○議長（弘田兼一君） これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長（弘田兼一君） 御報告いたします。

各常任委員会から審査結果の報告があり、一覧表としてお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

〔委員会審査結果一覧表 巻末498ページに掲載〕



委員長報告

○議長（弘田兼一君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号から第85号まで、以上85件の議案を一括議題といたします。

これより常任委員長の報告を求めます。

金岡佳時危機管理文化厚生委員長。

（危機管理文化厚生委員長金岡佳時君登壇）

○危機管理文化厚生委員長（金岡佳時君） 危機管理文化厚生委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第10号議案、第11号議案、第21号議案から第24号議案、第31号議案から第33号議案、第41号議案から第43号議案、第51号議案から第63号議案、第75号議案、以上26件については全会一致をもって、第1号議案、第9号議案、第46号議案、以上3件については賛成多数をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、危機管理部についてであります。

第1号「令和6年度高知県一般会計予算」のうち、衛星通信設備整備工事請負費について、執行部から、現行のブロードバンドの衛星通信サービスが今年12月に終了することを受け、本庁及び県内8か所の総合防災拠点で利用するブロードバンドの衛星通信設備を新たに整備するほか、消防庁からの緊急情報を受信するための衛星通信設備等を更新するものであるとの説明がありました。

委員から、新たに整備する衛星通信設備はどのようなものなのかとの質疑がありました。執行部からは、現行のものはデータ量が非常に少ないのに対し、導入予定のブロードバンドは、高速かつ大容量のデータを送ることが可能で、今般の能登半島地震でも各地に設置されており、非常に有用なものであるとの答弁がありました。

次に、緊急輸送道路下非耐震防火水槽撤去事業費補助金について、執行部から、緊急輸送道路下に埋設されている耐震性のない防火水槽を撤去する市への補助金である。4市にある計31基のうち、今回高知市の1基の撤去費用を補助するものであるとの説明がありました。

委員から、撤去対象となる防火水槽は、4市のうちで高知市が一番多いのかとの質疑がありました。執行部からは、高知市が23基と一番多

く、次に香南市が4基、四万十市が3基、土佐清水市が1基であるとの答弁がありました。

委員から、大規模災害が起きた際に、支援物資が届かなくなる可能性がある場所について、市や道路管理者などと協議の上、優先的に撤去するなどができないかとの質疑がありました。執行部からは、その点も踏まえ、スピード感を持って、市と連携して取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、健康政策部についてであります。

第1号「令和6年度高知県一般会計予算」のうち、介護予防アプリ改修委託料について、執行部から、高齢者になるべく長く健康でいられるようフレイル予防の取組を進めている。今年度開発したフレイルチェックアプリに、来年度は新たに認知機能チェックを追加し、認知症の早期発見と支援機関へのつながりの円滑化を図っていくとの説明がありました。

委員から、フレイルチェックアプリの利用状況はどうか。また、どういった方を対象としているのかとの質疑がありました。執行部からは、昨年10月の利用開始後、2月7日時点で1,082件の利用がある。75歳前後からそれ以上のフレイル状態になりやすい高齢者の方を対象にぜひ使っていただきたいと考えているとの答弁がありました。

別の委員から、高齢者の方が自身でチェックするのか、それとも介助者が行うのかとの質疑がありました。執行部からは、両方とも可能である。ホームページから閲覧できるようにしているほか、例えばあったかふれあいセンターなどへ来ている方に使っていただくことも想定しているとの答弁がありました。

次に、動物愛護推進事業費の測量調査等委託料について、執行部から、動物愛護センター候補地の測量及び造成計画に係る予算のうち、令和6年度の支払い予定額であるとの説明があり

ました。

委員から、センターに必要な3,000平米の土地を盛土して造成するに当たり、隣接する美術館の臨時駐車場はどのように確保されるのかとの質疑がありました。執行部からは、どの位置にどのように造成したら、それぞれの必要な規模が確保できるのか、また大型バスの進入路についても今回の委託で計画をつくっていくとの答弁がありました。

次に、子ども・福祉政策部についてであります。

第1号「令和6年度高知県一般会計予算」に関連して、執行部から、第5期日本一の健康長寿県構想案について、今回の構想から新たに高知型地域共生社会の推進を分野横断的な柱に位置づけて取り組むこととした。あったかふれあいセンターを拠点として活用しながら、誰一人取り残さない、地域でつながり、支え合う高知型地域共生社会の実現を目指していくとの説明がありました。

委員から、あったかふれあいセンターでは、それぞれの活動に違いがあるが、県としてどのように関わっていくのかとの質疑がありました。執行部からは、新たな中山間地域介護サービスモデル、高知方式の試行として、まずは1か所で、あったかふれあいセンターに介護専門職を配置し、支援が必要な要介護の方を受け入れていくことを検討している。また、Wi-Fiの整備やオンライン診療などの実施により、センターへの専門職の参画を増やし、活動を広げていきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、農福連携認証取得支援事業費補助金について、執行部から、就労継続支援事業所等が製造したノウフク産品に係るノウフクJASの認証取得等に要する経費を補助するものであるとの説明がありました。

委員から、認証シールがついた商品は応援し

ていただけるなど大きな利点があるかと思うが、どれぐらいの事業所が手を挙げているのかとの質疑がありました。執行部からは、事前にアンケートを行ったところ、11事業所から手を挙げていただいた。しかしながら、取得に当たっては少し難しい要件もあるため、当初予算では5事業所分を計上しているとの答弁がありました。

委員から、認証取得にはどの程度の費用が必要か。また、要件とはどんなものかとの質疑がありました。執行部からは、新規で取得する場合は14万円から16万円程度の手数料と、登録認証機関に来ていただくための旅費がかかる。また、要件としては、障害のある方がどのような生産工程に携わったかといったことを説明するための書類作成及び管理等が必要となるとの答弁がありました。

次に、文化生活スポーツ部についてであります。

第1号「令和6年度高知県一般会計予算」のうち、まんが王国土佐推進費について、執行部から、漫画文化の推進と、まんが王国・土佐のブランド化を目的に開催するまんが甲子園の魅力を国内外に発信するプロモーションなどを行っていくとの説明がありました。

委員から、連続テレビ小説あんばんの放送が決定し、どのような取組を実施していくのか。また、観光との連携はどう考えているかとの質疑がありました。執行部からは、独自の取組としては、やなせたかし先生が永世名誉審査員長であるまんが甲子園において、その御功績を表す取組や、全国漫画家大会議inまんが王国・土佐が、あんばん放送開始直前の3月に開催されることから、機運醸成につながるイベントなどを考えていきたい。また、観光が実施するプロモーションとも連携できるよう協議していきたいとの答弁がありました。

次に、パスウェイシステム事業委託料につい

て、執行部から、子供がスポーツに親しんだり、運動能力測定などを行うマッチングプログラムと、将来有望な選手を発掘し、運動能力を高めるトレーニングや多様な競技体験などを行う高知くろしおキッズの2つの事業を委託するものであるとの説明がありました。

委員から、将来有望なアスリートの発掘、育成ではどのような成果があるかとの質疑がありました。執行部からは、高知くろしおキッズでは、非常に運動能力が優れた小学生を選考し、様々なプログラムを行うことによって、運動能力の向上やスポーツに対する意識の向上といった成果が上がっている。修了生の中には、全国や世界で活躍する選手が多く出ているとの答弁がありました。

委員から、制度の周知はどのようにされているかとの質疑がありました。執行部からは、毎年度の選考会を行うに当たっては、全ての小学校にチラシなどを送り参加を促しているほか、県のホームページや専用サイトで活動状況を発信しているとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

まず、危機管理部についてであります。

令和6年能登半島地震に係る高知県の被災地支援の状況について、執行部から、能登半島地震において、石川県や国、全国知事会等の要請を受け、県や市町村が対応した人的・物的支援の状況について説明がありました。

複数の委員から、派遣された県職員の活動について、現地での状況や本県の取組で改善すべき点等を取りまとめて報告はされるのかとの質問がありました。執行部からは、派遣された職員へのヒアリングは行うが、報告会の開催は予定していない。今後の県の対応に生かせるよう、聞き取った意見をまとめて対応していくとの答弁がありました。

別の委員から、令和6年度当初予算に計上さ

れている能登半島地震課題分析等事業委託料の中でも報告をまとめていくのかとの質問がありました。執行部からは、派遣や対口支援の状況も含めて調査していく予定であるとの答弁がありました。

次に、公営企業局についてであります。

鏡川工業用水道事業の今後の取組について、執行部から、計画の総合的な再検討を実施し、優先整備区間の管路更新や施設の老朽化対策、給水料金改定に取り組んでいく。このうち、給水料金については、令和7年度は現行料金の1立方メートル当たり16円から2円値上げをし、その後も管路更新工事に併せて、利用者の意見を伺いながら段階的に料金改定を実施していくことを考えているとの説明がありました。

委員から、給水料金の改定について、最終的にどこまで値上げするのかとの質問がありました。執行部からは、利用者との意見交換会では、令和7年度以降も段階的に値上げを行い、当面は4円値上げしていく計画であることを説明している。全管路の更新を進めるためには、給水料金を30円程度にする必要があると試算しているとの答弁がありました。

委員から、情勢も変わっていくため、値上げの際には利用者にはしっかり説明をしていただきたいとの意見がありました。執行部からは、経営状況も踏まえた内容の見える化を工夫していくとの答弁がありました。

次に、高知県立病院第8期経営健全化計画案について、執行部から、地域医療構想等を踏まえた県立病院の果たすべき役割の発揮に向けた取組や、地域医療を支えるためのネットワークづくりに向けた取組など、重点取組項目の6つの柱を中心に取り組んでいくとの説明がありました。

委員から、あき総合病院では、精神医療のあり方検討会議で、県立病院として役割を果たす

適切な精神医療の提供に向けた提言書がまとめられたとのことだが、どのような内容かとの質問がありました。執行部からは、入院期間が長い患者が増えているが、県立病院ではできるだけ急性期の、民間では受入れ困難な患者を受け入れてほしいといった提言をいただいたとの答弁がありました。

複数の委員から、地域の病院や診療所への医師の派遣など、県立病院は地域の医療を支える機関という役割がある。地域の医療が成り立っていくような仕組みに積極的に取り組んでいただきたいとの意見がありました。

以上をもって、危機管理文化厚生委員長報告を終わります。

○議長（弘田兼一君） 下村勝幸商工農林水産委員長。

（商工農林水産委員長下村勝幸君登壇）

○商工農林水産委員長（下村勝幸君） 商工農林水産委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第8号議案、第12号議案から第17号議案、第24号議案、第34号議案から第37号議案、第44号議案、第64号議案から第68号議案、第80号議案、第81号議案、以上20件については全会一致をもって、また第1号議案については賛成多数をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、商工労働部についてであります。

第1号「令和6年度高知県一般会計予算」のうち、こうち奨学金返還支援基金積立金について、執行部から、奨学金を返還している県内企業の従業員に対し、県と企業が協働して奨学金返還額の一部を助成する制度を創設することにより、大学生等の県内企業への就職の促進と定

着を支援するとの説明がありました。

委員から、新たに創設する制度であるためPRが大事であると思うが、どのように取り組もうと考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、県のホームページや就職情報ポータルサイトへ掲載するほか、デジタル広告の配信による学生へのPR、市町村の広報紙での広報など、あらゆる手段を通じてPRをしていく考えであるとの答弁がありました。

別の委員から、県内大学の学生に対して、県内企業への就職に向けた県の施策を大学でどのように伝えていくのかとの質疑がありました。執行部からは、来年度の当初予算により高知大学で開催することとしている新たな講義や、学生が企業を訪問取材して動画を制作するセミナーといった、県内大学と連携して企業を知る、企業と接する取組が一つのポイントになると考えており、さらに連携を密にして働きかけていきたいとの答弁がありました。

次に、商業振興事業費のうち、デジタルデータを活用した商店街活性化の取組について、執行部から、商店街組合が実施する人流計測機器の導入等に関する費用に対して補助し、人流データ取得・活用の効果測定及び個店のデジタル化の取組を支援するために行う専門家の派遣等に要する費用を支援するとの説明がありました。

委員から、全国的にも模範的なモデルケースがない中、得られた人流データを検証し、その活用方法を提案できる能力が重要になってくると思うが、県としてはどういう事業者を想定し、どのように効果的な活用方法を取りまとめるのかとの質疑がありました。執行部からは、商店街の活性化やまちづくり分野の課題解決、もしくは中小企業の経営コンサルタントの実績、経験があること、それと併せてITコンサルタント業務の経験がある事業者を想定している。また、データが取れ始めたら、順次活用について

の助言のほか、データを生かした在庫管理などの経営面でもアドバイスをいただき、年度内に事例集を取りまとめ、その地域外の方も成果を共有できるように考えているとの答弁がありました。

別の委員から、高知市以外は人の流れが少ないので、分析結果がどのように活用されるか疑問であるが、どのように考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、これから実証実験的に取組が進められるが、大規模でなくても、人の流れのデータを生かした個店の経営改善にも結びつく可能性があるので、参考にさせていただけると考えているとの答弁がありました。

次に、農業振興部についてであります。

第1号「令和6年度高知県一般会計予算」のうち、新規就農総合対策事業費について、執行部から、新規就農者の確保対策として、女性向けの農業体験ツアーの実施や中高生に対する出前授業等の取組を拡大し、若者、女性への就農支援を強化するものであるとの説明がありました。

委員から、農業への関心を高める啓発をどのように考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、農業に取り組んでいる女性の事例を紹介し、女性も農業ができることを知ってもらうこと、そして関係機関や地域の方々の固定観念の払拭を図っていくことを考えているとの答弁がありました。

別の委員から、中学生や高校生に対する出前授業について具体的にどのような形で実施するのかとの質疑がありました。執行部からは、農業振興センターや農業大学校などが実施可能な講義内容を取りまとめ、各市町村の教育委員会にカリキュラムへの活用を提案している。また、農業高校から農業大学校に進学した後、就農することをイメージした、各学校で共通して使用できるパンフレットを作成している。農業高校

では、中学生に対してそのパンフレットを使い魅力を伝えてもらうようにしているとの答弁がありました。

委員から、農業高校を卒業しても就農していない方がほとんどである現状から、関係機関と連携を取り、系統立てた取組を進め、中学生、高校生の段階から本県の農業を担う人材の育成を図っていくようにとの意見がありました。

次に、第24号「令和5年度高知県一般会計補正予算」のうち、食肉処理施設整備推進事業費について、執行部から、令和5年3月に完成した高知市の新食肉センターの建設工事費の確定に伴い、県及び28市町村が負担した補助金の返還が発生するため、各市町村に補助負担金を返還するものであるとの説明がありました。

複数の委員から、関連して四万十市に建設予定の新食肉センターについて、県内産の安全・安心な豚肉を低価格で安定して流通させるため、また地元の要望も聞きながら、幡多地域だけでなく県を挙げて取り組んでいただきたいとの要請がありました。

次に、第67号「高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例議案」について、執行部から、家畜保健衛生所の防疫機能の強化と、さらなる畜産振興を図ることを目的とした再編に伴い、西部家畜保健衛生所の位置を変更しようとするものであるとの説明がありました。

委員から、梶原町や幡多地域の畜産経営者の不安にどのように対応されているかとの質疑がありました。執行部からは、伝染病の初動対応や急な病気への診療対応について説明会を行うほか、個別に農家へ伺うなどして説明を行っているとの答弁がありました。

委員から、統廃合を行うことにより、地域に不利益が生じないよう対応をお願いしたいとの意見がありました。

別の委員から、統廃合後の新たな体制でスター

トした時点が大切であり、不都合等が発生した場合は、問題点について検討を行うなど、対応を行うようにとの意見がありました。

次に、林業振興・環境部についてであります。

第24号「令和5年度高知県一般会計補正予算」のうち、県産材需要拡大対策事業費について、執行部から、木材の地産地消に取り組む事業で、木造住宅の建築、公共的施設の木質化や学校等への木製品の導入などに対して助成するものである。人口減少や資材費の高騰などにより、新設住宅着工戸数が減少していること、国の有利な制度を利用する事例が多くなっていること、また事業要望の取下げがあったことなどから、減額するものであるとの説明がありました。

委員から、県民が県産材を利用して住宅を建てることを県が積極的に支援することによって、事業者の利益も上がっていく。補正予算での大幅な減額を踏まえ、さらなる取組が必要と思うがどうかとの質疑がありました。執行部からは、個人の財産形成に関わる部分でもあるので、補助金額については相当慎重な議論が必要である。一方、県産材の利用促進については重要であるので、しっかりと考えていきたいとの答弁がありました。

別の委員から、身近に木材を感じられる機会が減ってきているのではないかと感じている。県として、県民の皆さんに木材を身近に感じていただける取組が必要ではないかと思うがどうかとの質疑がありました。執行部からは、事業のPRもさらに強化して周知していかなければならない。県産材の需要拡大が進むように取り組んでいきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、地球温暖化対策推進事業費について、執行部から、家庭における光熱費の負担軽減と省エネを促進するため、本年度実施したこうち省エネ家電等購入応援キャンペーンを第2弾と

して来年度も実施するための経費であるとの説明がありました。

委員から、今年度実施したキャンペーンにおいて、地域の電器店や住民の方からは、この制度が広く周知されていない、申請手続きが難しいなどの声が寄せられている。第2弾では、告知方法の工夫や地域に密着した電器店の声なども重視しながら事業を進めていただきたい。あわせて、地元商工会の意見調査の結果も踏まえ、商工労働部とも連携して取組を進めていただきたいとの意見がありました。執行部からは、この事業の目的を達成する観点から多様な意見を聞いた上で、円滑な事業の執行につなげていきたいとの答弁がありました。

別の委員から、第1弾のキャンペーンでは対象製品の基準により製品が限られ、もう少しランクを下げることはできないかとの意見が出ていたが、今回の事業ではどのような形で実施するのかとの質疑がありました。執行部からは、エアコンや小型の冷蔵庫などは対象商品が少ないとの意見も聞かれたことから、より多くの県民の方に利用いただけるよう、基準の緩和なども含め対象製品を拡大したいと考えているとの答弁がありました。

委員から、事業を実施していく中で、住民の方や電器店から要望などが出た場合は柔軟に対応していただきたいとの意見がありました。

次に、水産振興部についてであります。

第1号「令和6年度高知県一般会計予算」のうち、水産加工振興事業費について、執行部から、県産水産物の輸出拡大に向けた商品開発や販路の開拓を支援するための経費であるとの説明がありました。

委員から、様々な国に対し積極的に輸出ルートを開拓する方向性は重要であるが、次期産業振興計画の中で打ち出している水産物の輸出額目標を達成するためにどのような戦略で進めて

いくのかとの質疑がありました。執行部からは、今年度、高知県貿易協会に配置した水産物輸出促進コーディネーターの人的ネットワークを生かしながら、これまでのアメリカや東南アジアに加え、中東諸国や台湾への輸出ルートを開拓していくとともに、輸出国のニーズに合った商品開発を行い、商談会などを通して本県の強みをPRしながら販路拡大に取り組んでいくとの答弁がありました。

複数の委員から、これまで水産物加工場の整備なども行い、取組を進めているが、生産・加工・流通のサイクルがうまく回るよう、特に販売先の拡大に努めていただきたいとの意見がありました。

次に、第24号「令和5年度高知県一般会計補正予算」のうち、水産業制度資金の利子補給事業について、執行部から、漁業者に対する資金融資制度において、当該年度に県が承認する利子補給のうち、翌年度以降の利子補給については、債務負担行為で予算を措置しているが、今年度に入り、承認済みの一部の利子補給において議会で議決を受けた債務負担行為の限度額を超えて利子補給を執行していることが判明したため、債務負担行為の変更をお願いするものであるとの説明がありました。

商工農林水産委員会として、執行部に対し、議会で議決した限度額を超えて執行したことは、議会軽視と捉えられても仕方がない内容である。改めて執行管理の徹底を図り、二度とこのようなことを起こさないよう要請を行いました。

次に、報告事項についてであります。

初めに、商工労働部についてであります。

歴史公文書の誤廃棄について、執行部から、本年2月の高知県公文書管理委員会において、歴史公文書に該当すると答申がなされた文書を、公文書館への移管前に誤って廃棄したとの説明がありました。

委員から、誤廃棄した公文書の復元に向けた今後の対応が必要ではないかとの質問がありました。執行部からは、電子ファイルとして残っているファイルは印刷して復元するように努めているところである。また、関係団体や出先機関などに関連した書類が残っていないか確認を依頼しており、もしあればコピーを頂いて保管するなどの対応を取っていきたいと考えているとの答弁がありました。

商工農林水産委員会として、執行部に対し、全職員が認識しなければいけない事例であり、全庁的にもう一度公文書に対する認識や取扱いについて周知するとともに、公文書は県民の財産であるということを肝に銘じ、廃棄の手順もルールにのっとって、二度とこうしたことが起こらないように要請しました。

次に、林業振興・環境部についてであります。

生物多様性こうち戦略について、執行部から、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する県の基本的な計画として、平成26年に策定している現戦略における計画期間が本年度末で終了するとともに、昨年3月に閣議決定された生物多様性国家戦略を踏まえ、今回改定を行うものであるとの説明がありました。

委員から、公共工事における生物多様性に配慮した取組の強化とあるが、具体的にどのように取り組んでいくのかとの質問がありました。執行部からは、公共工事においては、大規模な工事はもともと環境アセスメントという仕組みがあり、事前に様々な調査が行われ、専門家の意見が聞かれるなどしている。環境アセスメントの対象にならない工事については、県の文化環境評価システムの見直しをすることによって、生物多様性への配慮に徹底して取り組んでいきたいと考えているとの答弁がありました。

委員から、ほかの部局にもまたがることであるが、積極的な姿勢で臨み、実効性が上がるよ

うにしていだきたいとの意見がありました。

以上をもって、商工農林水産委員長報告を終わります。

○議長（弘田兼一君） 上治堂司産業振興土木委員長。

（産業振興土木委員長上治堂司君登壇）

○産業振興土木委員長（上治堂司君） 産業振興土木委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第8号議案、第18号議案、第20号議案、第24号議案、第30号議案、第38号議案、第40号議案、第69号議案から第71号議案、第79号議案、第82号議案、第83号議案、第85号議案、以上14件については全会一致をもって、また第1号議案については賛成多数をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、産業振興推進部についてであります。

第1号「令和6年度高知県一般会計予算」のうち、地方人口ビジョン等基礎調査委託料等について、執行部から、人口減少対策に関し、本県の課題抽出や分析、効果的な施策の展開につなげるため、県内外の若年女性を中心としたヒアリングやアンケート調査、また他県の状況や先進事例等を踏まえた分析を行う。また、人口動態、少子化対策等の専門家で構成する外部有識者会議を設置しようとするものであるとの説明がありました。

委員から、外部有識者会議の意見や、女性から実際に出される意見を生かして施策に反映することが重要なのではないのかとの質疑がありました。執行部からは、この調査では、できるだけ多くの女性の声を聞くことに加えて、外部有識者会議において専門的な見地から御意見をいただくこととしている。また、本県の人口減

少対策のマスタープランである高知県元気な未来創造戦略の推進委員会において、有識者会議の意見を踏まえて施策をバージョンアップすることとしており、その委員には、若年女性の委員も検討しているとの答弁がありました。

次に、中山間振興・交通部についてであります。

第1号「令和6年度高知県一般会計予算」のうち、人口減少対策総合交付金について、執行部から、この交付金は市町村が地域の実情に合わせて実施する人口減少対策を総合的に支援するものである。全ての市町村に配分する基本配分型と、若者の増加や出生数の増加という県の掲げる目標の達成につながる取組に加算する手挙げ方式の連携加算型の2つで構成しているとの説明がありました。

委員から、人口減少対策は市町村と連携して取り組んでいくことが期待されるが、この交付金は市町村にどのように受け止められているのかとの質疑がありました。執行部からは、多くの市町村が令和6年度から連携加算型にも取り組んでいく見込みであり、市町村からは非常に期待しているという声が届いているとの答弁がありました。

さらに、委員から、この交付金を運用するに当たっては、各市町村の実情に応じた事業が実施されていくと思うが、よい事例や課題などをどのように共有し、事業内容の磨き上げを図っていくのかとの質疑がありました。執行部からは、よい事例などがあれば地域本部を通じて情報共有し、市町村の事業に助言を行っていきたいとの答弁がありました。

次に、総合的な鳥獣被害対策の推進について、執行部から、防護柵の設置など守りの対策と、捕獲などの攻めの対策の両面から総合的な鳥獣被害対策を推進しているとの説明がありました。

委員から、狩猟者の確保と育成について県と

一緒に取り組んでいる一般社団法人高知県猟友会とはどのような連携を図っているのかとの質疑がありました。執行部からは、高知県猟友会には狩猟免許試験に関する業務や合格者の仲間づくり、個別の相談対応に協力してもらっており、引き続き連携して取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、生活用水確保支援事業について、執行部から、日常に欠かせない生活用水を確保するための施設整備など、中山間地域での暮らしを支える仕組みづくりを支援するものであるとの説明がありました。

委員から、施設整備に係る装置等の調達については、県内事業者の育成という視点がとても大事であることから、ぜひ県内事業者を活用してもらいたいとの要請がありました。

次に、観光振興部であります。

第1号「令和6年度高知県一般会計予算」についてであります。第5期高知県産業振興計画における観光分野の施策の展開、地域のための観光について、執行部から、「極上の田舎、高知。」をコンセプトとしたどっぶり高知旅キャンペーンを展開し、国内外の観光客に、高知ならではの魅力をじっくりと、深く味わっていただくことで、高知での長期滞在や高知のファンの拡大を目指すとともに、観光消費額の増につなげるとの説明がありました。

委員から、地域のための観光というテーマは大変すばらしいと思う。このことを実現していくためには、地域の方と一緒にやって取り組んでいくことが重要であるが、どのように機運を醸成していくのかとの質疑がありました。執行部からは、地域のための観光は、稼ぐということだけではなく、各地域のよさを残していく、多くの方に知ってもらおうという視点で、地域の方との話し合いを進めていきたい。話し合いを続けていく中から、いろいろな観光資源が見つかり、

結果として、何度も来てもらえる、さらには長期滞在につながるような取組にしていきたいとの答弁がありました。

次に、観光キャンペーン推進事業費補助金について、執行部から、どっぷり高知旅キャンペーンの主な取組の一つとして、滞在期間の延長につながる、県内各地のライトアップイベントや夜間ならではの体験コンテンツ等の観光資源を掘り起こし、情報発信や商品化を図るとの説明がありました。

委員から、若年層の観光客にとって、夜間イベントは重要なコンテンツになると思うが、どのような観光資源があるのかとの質疑がありました。執行部からは、各市町村にPRできる夜間の観光資源の有無を照会したところ、星空観賞や蛍など80件近く出てきており、今後旅行会社や専門家の意見を得て、商品化に向けた取組を進めていきたいとの答弁がありました。

次に、地域観光商品造成等委託料について、執行部から、地域ならではの魅力を体感しながら長期滞在ができる観光地域づくりを推進するため、地域の暮らしや伝統文化などの素材を生かした観光商品を造成しようとするものであるとの説明がありました。

委員から、長期滞在してもらうためには面となる地域全体での取組が重要になるが、地域によって様々な課題がある中でどのように観光商品づくりを進めていくのかとの質疑がありました。執行部からは、県内8から10地区に専属のコーディネーターを配置し、その伴走支援の下、地域支援企画員など県も加わり、しっかりと体制を構築した上で、地域の資源を生かしながら観光商品づくりを進めていくとの答弁がありました。

次に、土木部であります。

第1号「令和6年度高知県一般会計予算」についてであります。豪雨等災害対策の推進につ

いて、執行部から、計画的な維持管理等の推進として河川やダム等に堆積した土砂のしゅんせつは、国の有利な起債制度を最大限活用して、計画的にしゅんせつし、浸水被害の軽減に取り組むこととしているが、緊急浚渫推進事業債が令和6年度に最終年度を迎えることから、特に重点的に配分を実施しているとの説明がありました。

委員から、河川等のしゅんせつは多くの住民から要望のある事業であり、県も緊急浚渫推進事業債の延長を国に要望していると聞くが、現状を踏まえどのように対応していくのかとの質疑がありました。執行部からは、激甚化、頻発化する豪雨災害への備えとして適切な河道の確保のため、緊急浚渫推進事業債のような有利な地方債制度は必要不可欠だと考えており、令和7年度に向けた知事の政策提言など、あらゆる機会を捉えて制度の存続を引き続き国に訴えていくとの答弁がありました。

次に、浄化槽設置整備事業費補助金について、執行部から、浄化槽の設置者に補助を行う市町村に対し、国と併せて県も補助を行うものであるとの説明がありました。

委員から、県有施設においても単独浄化槽が相当残っていると思うが、現状を把握しているのかとの質疑がありました。執行部からは、県有施設のうち40施設が単独浄化槽であり、そのうち6施設は、合併浄化槽への転換などに係る予算要求を行っているとの承知している。まだ多く残っているので関係部局にはしっかりと働きかけていきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、浄化槽の整備を進めるに当たって、県有施設が単独浄化槽のままでは説得力がないので、積極的に進めてほしいとの意見がありました。

次に、報告事項についてであります。産業振興推進部についてであります。

高知県元気な未来創造戦略の全体像案について、執行部から、本県における人口減少対策のマスタープランとなるものであり、この戦略の下、県、市町村、民間企業をはじめ、県民の皆さんが一体となって人口減少問題の解決に向けて取組を進めていく羅針盤になるものである。今後、パブリックコメントや議会でもいただいた御意見を可能な限り反映した上で、本年度末までに取りまとめる予定であるとの説明がありました。

委員から、この戦略が若い女性をターゲットにしているように見えるのは、政策実現に向けた条件整備としている固定的な性別役割分担意識の解消というメッセージがきちんと届いていないからではないのかとの質問がありました。執行部からは、表現については今後も検討していくが、少子化の原因の一つが本県における女性の人口減少であると考えており、高知に残ることができる選択肢、やりたい仕事がある環境をつくるのが県の役割だと考えているとの答弁がありました。

次に、土木部についてであります。

高知県建設業活性化プランについて、執行部から、建設業は、県民の安全・安心の確保と地域の活力増進を図り、県民が将来に希望を持って暮らせる県土づくりを推進する上で不可欠な産業であり、建設業が各地域で持続的に発展していくことは、地域の雇用を確保し、県経済活性化の下支えにも寄与することから、この活性化プランは来年度から第5期高知県産業振興計画と連携して、人材確保や生産性向上の取組を進めていくこととしているとの説明がありました。

委員から、産業振興計画における人材確保は、高知県建設業活性化プランとの関わりも大きい。産業振興計画の産業成長戦略として、建設分野の経済動向にも目配りするとされていたが、土

木部の予算規模は非常に大きいことからしても、もっと主体的に連携していくことが重要ではないのかとの質問がありました。執行部からは、来年度から産業振興計画だけでなく他の計画とも連動していく中で、この活性化プランの役割を果たすことができるように、また建設業が地域の大事な産業であることをしっかりと説明していきたいとの答弁がありました。

次に、特定利用港湾について、執行部から、国との間で協議の対象となっている高知港、須崎港、宿毛湾港については、総合的な防衛体制の強化のための公共インフラ整備に関する円滑な利用に関する枠組みを国との間で確認することとしたいとの説明がありました。

委員から、国が公開したQ&Aによれば重要影響事態において米軍の後方支援ができるとされているが、そのことについては県民に十分な説明がされていないのではないのかとの質問がありました。執行部からは、円滑な利用に関する確認事項の取り交わしにかかわらず、重要影響事態において国からの協力要請はあり得る。この確認事項への同意は港湾の利用調整を速やかに行おうとするためのものであつて、こうした要請を断れるかどうかには関係がないとの答弁がありました。

別の委員から、特定利用港湾は総合的な防衛体制の強化の一環としての取組であり、また自衛隊、海上保安庁の円滑な利用が図られることにより、災害時に迅速な救援活動が期待できるなど、地域の安心・安全にとって大きな意義があると考えたとの意見がありました。

以上をもって、産業振興土木委員長報告を終わります。

○議長（弘田兼一君） 明神健夫総務委員長。

（総務委員長明神健夫君登壇）

○総務委員長（明神健夫君） 総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに

結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第2号議案から第7号議案、第19号議案、第24号議案から第29号議案、第39号議案、第45号議案、第47号議案から第51号議案、第72号議案から第74号議案、第76号議案から第78号議案、第84号議案、以上27件については全会一致をもって、第1号議案、第46号議案、以上2件については賛成多数をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、総務部についてであります。

第1号「令和6年度高知県一般会計予算」のうち、行政管理費に計上されている設計等委託料について、執行部から、庁内の執務室のスマートオフィス化に向けたレイアウトプランの作成を委託するものであるとの説明がありました。

委員から、スマートオフィス化により実現される多様な働き方についてはどのような姿を目指すのか、またレイアウトプランの作成とは具体的にどのような内容かとの質疑がありました。執行部からは、今年度実施した取組においても、フリーアドレス制によるコミュニケーションの活性化や、資料のデジタル化を通じて在宅勤務などの場所にとらわれない働き方の促進につながった。今後もこうした取組により、場所や紙にとらわれない働き方を広げていきたい。また、レイアウトプランの作成については、2部局を対象として、執務室の現状調査をはじめ、職員の意向調査などを踏まえ、職員の希望を反映したレイアウト案を作成するとともに、必要な什器のリスト化なども行うものであるとの答弁がありました。

次に、デジタルディバイド対策の推進について、執行部から、スマートフォン活用サポーター養成事業を活用したスマホ教室等は徐々に広が

りつつあるが、全国と比較するとまだまだ十分ではない。全ての地域において、高齢者等のデジタルディバイド層がスマホを活用することができる環境を目指し、スマホ教室でも活用できるアプリの開発に加え、あったかふれあいセンターの職員等を対象としたサポーターの養成や、若者が高齢者等に教える場を設けるなど、新たな取組を進めていくとの説明がありました。

委員から、デジタル化の取組については期待をする一方、住民の理解が追いついていないように感じる。デジタル政策を進めていく上で、デジタルディバイド対策にもっと力点を入れるべきと考えるがどうかとの質疑がありました。執行部からは、デジタル化の取組については、県民の利便性を向上させるために必要である一方で、不安があることも承知している。本県の目指す姿を分かりやすく示しつつ、デジタルディバイド対策をしっかりと進めていくとの答弁がありました。

次に、市町村業務改善支援事業委託料について、執行部から、今後限られた職員でも行政サービスの質を向上していくための取組として、今年度に引き続き、業務プロセスの見直しや再構築を図るBPRに新たに取り組む市町村を支援するものであるとの説明がありました。

委員から、今年度の成果を踏まえ、今後市町村でどのように取組が進んでいくのかとの質疑がありました。執行部からは、今年度については、モデル団体の5市町に対し、業務の棚卸し調査や業務の見直しについて、コンサルティング事業者による伴走支援を行ってきた。これにより市町村がBPRを考えるための基礎をつくってきたところであり、今後は市町村自ら改善していくほか、他の市町村への横展開も期待できるとの答弁がありました。

次に、庁舎管理費に計上されている設計等委託料について、執行部から、本庁舎及び西庁舎

において、設備の更新時期を迎えていることや、庁舎電力の省エネ化を図るため、LED照明への改修を行う工事の設計業務、監理業務を委託するものであるとの説明がありました。

委員から、LED化による省エネ化について、どれほどの費用対効果が見込めるのかとの質疑がありました。執行部からは、既に改修を終えた北庁舎では、庁舎全体の電気使用量が30%削減された実績があることから、十分な費用対効果が見込めると考えているとの答弁がありました。

委員からは、LED化による電気使用量の削減効果について、市町村や民間企業に対して発信し、エネルギー消費削減の取組が広がるよう努めてほしいとの意見がありました。

次に、教育委員会についてであります。

第1号「令和6年度高知県一般会計予算」のうち、遠隔教育推進事業費について、執行部から、来年度は、配信による授業時間数を拡大するとともに、中学校の免許外指導の支援や指導力向上支援校を拡大する予定であるとの説明がありました。

委員から、全国において、中学校の技術・家庭の技術分野を担当する教員の約23%が技術科の正規免許を有していなかったとの新聞報道があったが、本県ではどのような状況かとの質疑がありました。執行部からは、本年度、技術科の免許外指導は48校で実施されているが、教育センターに専門性の高い元教員を配置し、遠隔教育システムを活用した授業支援を実施しており、来年度は支援体制を増員し、より多くの学校への支援を検討している。今後は、教育センターからの支援を継続するとともに、他県の取組を参考にしつつ採用の増や配置の工夫などを行い、令和10年度までに技術科の免許外指導が解消できるよう取組を進めていくとの答弁がありました。

次に、自転車ヘルメット着用推進事業委託料及び自転車ヘルメット着用推進事業費補助金について、執行部から、自転車通学をしている児童生徒のヘルメットの購入費用を支援するものであるとの説明がありました。

委員から、ヘルメット着用率や交通量といった地域性を分析した上で、リスクの高い地域について重点的な取組が必要であると思うが、具体的にどのように取組を進めているかとの質疑がありました。執行部からは、今年度、比較的交通量の多い高知市と土佐市を訪問し、学校での講演活動の実施につなげたほか、市町村からは今後前向きに取り組みたいとの回答もあった。引き続き、丁寧にフォローしながら支援していくとの答弁がありました。

次に、高等学校の魅力化の促進について、執行部から、高等学校と地元市町村等が連携・協働する地域コンソーシアムを構築し、高等学校の魅力化に取り組む。また、県版地域おこし協力隊を活用した高校魅力化コーディネーターの配置により、学校と地域をつなぎ、地域みらい留学などの県外生徒の募集や、地元中学校への広報などに取り組むとの説明がありました。

委員から、中山間地域が残っていくためには県立高校を残していくべきと考えるが、教育委員会としての方針はどうなっているかとの質疑がありました。執行部からは、地域の活性化のために、県立学校は残していくべきものと考えている。地元や県外の生徒に選ばれる学校とするために、地域コンソーシアムにより市町村が主体的に参加する形で、各校の魅力の磨き上げに努めていくとの答弁がありました。

また、委員から、取組の核となる人材を確保するに当たり、高校魅力化コーディネーターの育成や処遇についてはどう考えているかとの質疑がありました。執行部からは、本年度、アドバイザー業務を委託した事業者と共に魅力化の

取組を進めてきたことで、一定のノウハウが蓄積された。高校魅力化コーディネーターについて、蓄積されたノウハウを基に伴走による育成を図りつつ、任期満了後のステップアップ等についても検討していくとの答弁がありました。

次に、学校給食推進費について、執行部から、学校給食の運営、普及、充実と食育の推進に関するものであるとの説明がありました。

委員から、第3期高知県食育推進計画において示している、学校給食における地場産品の活用率を今年度に50%まで引き上げるという目標に対し、取組の内容や課題はどうなっているかとの質疑がありました。執行部からは、重点的に地場産品を活用する日を定期的に設けるなどして取り組んでいるが、価格の高騰や入手できる時期の制約などから、食品数ベースで今年度の活用率は44.9%となっている。今後は、国の交付金等を活用しつつ、知事部局と連携し、市町村役場や市町村教育委員会に協力を依頼していくとの答弁がありました。

別の委員から、給食の食材費が保護者負担であることが、市町村で地場産品の活用が進まない要因の一つになっていると思うが、対策についてどう考えるかとの質疑がありました。執行部からは、現在国においては学校給食費無償化の検討が進められており、その動向を注視しつつ、学校給食における地場産品の使用促進に係る国の補助制度等について周知を図っていくとの答弁がありました。

次に、第45号「高知県公立学校情報機器整備基金条例議案」について、執行部から、県及び市町村が行う初等中等教育段階の公立学校における情報機器の整備に係る事業を円滑に実施するため、原資を全て国費とする基金を設置するものであるとの説明がありました。

委員から、これまで整備してきた1人1台端末に故障が起こった場合、家庭に負担を生じな

いような手だては取られているかとの質疑がありました。執行部からは、今回国から示された補助については、全児童生徒数に加え予備機分として15%が上乘せされている。このことについては、これまでも市町村に対して適切にアナウンスを行ってきたが、今後より一層の周知を図っていくとの答弁がありました。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。



討 論

○議長（弘田兼一君） お諮りいたします。

この際、委員長に対する質疑を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（弘田兼一君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

第1号議案、第9号議案及び第46号議案に関し、討論の通告がありますので、順次発言を許します。

34番岡田芳秀議員。

（34番岡田芳秀君登壇）

○34番（岡田芳秀君） 私は、日本共産党を代表し、ただいま議題となっています第1号議案「令和6年度高知県一般会計予算」並びに第9号議案、第46号議案に反対の立場から討論を行います。

私たち日本共産党は、当初予算に対する態度として、予算の具体的な中身と同時に予算に反映されていない県民の願い、また知事の政治姿勢による県政の方向性など、その総合的な評価に基づき判断をしてきました。

今、日本は暮らしや平和をめぐる大きな岐路に立っています。そして、県政においては、県民と地方自治の立場に立つのか、国の進める

大軍拡路線や社会保障抑制の立場に立つのが鋭く問われています。

2期目に入った濱田県政は、国言いなりの姿勢が目立ちます。その最たるものが、今問題となっている特定利用港湾に対する対応です。これは、平時から自衛隊、海上保安庁が訓練に利用するため、高知港、須崎港、宿毛湾港を特定利用港湾に指定して、有事を見据えた円滑な利用に関する枠組みをつくっておくものです。

この平時の枠組みは、シームレスに有事につながります。私たち日本共産党県議団が3月15日に内閣府に確認したところ、平時とは、日本周辺に限られず、重要な影響を与える事態であれば米軍支援活動が可能になる重要影響事態や、第三国への攻撃であっても、それにより日本の存立が脅かされ、武力行使が可能になる存立危機事態を含むことが明らかになりました。これらの事態を含む平時にも、港は軍事利用されるということです。つまり、特定利用港湾は、事実上軍事利用港湾となります。

内閣官房が作成したQ&A11によると、平素から、自衛隊では武器、弾薬等を含む物資輸送や部隊の展開のために、特定利用空港・港湾を利用すると記されています。つまり、平素から護衛艦による離岸、着岸や輸送艦等による部隊や荷物の積卸し、そして部隊展開などの訓練が行われることとなります。軍事的な位置づけを持った港は、国際法上、攻撃目標にされるおそれがあります。特定利用港湾の指定は、海外、米軍の戦争を高知へ飛び火させ、県民を戦争へ巻き込む危険性があります。

知事は、県民の暮らしや平和にとって極めて重要なこの枠組み協定に対して、その内容や国とのやり取りなどを県民や県議会に隠して、3月末までに政府との協定を結ぼうとしております。知事は、国から3月末を期日にと強く言われていると述べましたが、内閣府は、急ぎたい

が3月末までに協定を結べなくてもペナルティーはないと言っております。事は、高知、須崎、宿毛3市だけの問題ではなく、平和を求める全ての県民に関わる重大な問題です。拙速な対応ではなく、県民の不安や疑問にしっかりと応える姿勢が知事に強く求められています。

また、国政で大問題となっている政治資金パーティー券について知事は、企業や団体は現実に社会経済活動の一つの単位として機能し、政治活動も行っており、その一環で法令の定めに基づいて資金を提供することは何ら否定されるものではないと答えました。しかし、経済的に圧倒的な力のある企業が政治資金を提供することは、参政権を侵害するものです。知事も県の受注企業からパーティー券収入を得ていますが、県民から疑念を持たれないようにしなければなりません。

以下、令和6年度当初予算に対する主な反対理由を述べます。

第1は、経済・産業政策です。濱田県政の目玉政策は関西戦略ですが、万博・I R頼みの予算は看過できません。課題解決先進県高知が進むべき道は、大阪・関西万博頼みや、また根本的な課題解決と向き合うことにならないデジタル化偏重でいいのかが鋭く問われています。人と地域資源を大事にして、暮らし続けられる高知県にすることが重要です。そのためには、地産外商のみならず、もっと地産地消、地域循環型を重視することが求められます。それでこそ、中山間の振興につながります。

第2は、子育て支援についてです。特に、子供の医療費無償化に対する県の消極的な姿勢は見直す必要があります。子供の医療費無償化は2009年から改善が見られず、全国最低水準となっています。本県の出生数は2022年に全国最少の3,721人になり、昨年はさらに300人以上少ない3,380人になっています。県としてしっかり子供

の医療費無償化の底上げをするよう求めます。

第3は、県としてパートナーシップ制度は実施をせず、人口減少問題を若い女性に押しつける、ジェンダー平等に反するような施策となっていることです。予算は、若い女性に高知に残ってもらい、結婚・出産・子育てをしてもらいたいとしています。人の生き方はそれぞれです。女性が人として尊重される社会であることがまず重要です。その観点を予算に貫くことを求めます。

第4は、デジタル化の無批判な推進です。デジタル化が社会発展に重要であることは理解できますが、メリットばかりが強調されていて、デメリットは全く触れられていません。県は、運転免許証とマイナンバーカードの一体化のためのシステム改修費等を計上しています。国がこの統合を加速するのは、国民の多くが保有している運転免許証と一体化をすることで、マイナンバーカードの普及を進める狙いがあります。マイナンバーカードを紛失した場合の再発行には時間がかかり、長期間運転ができず、身分証明もできなくなるなどのデメリットが考えられます。

第5は、教育行政です。教員を目指していた複数の人が、学校でのパワハラ、セクハラに遭い、教員への道を断念しています。県教委の無責任な対応にも原因があります。また、学力テスト偏重の教育行政、教員不足と言われながら教壇に立たない教員が多いことなど、事態が一向に改まっていません。子供にも先生にもゆとりと居場所が保障されるよう求めます。以上が、一般会計予算についての主な反対理由です。

次に、第9号議案「令和6年度高知県国民健康保険事業特別会計予算」についてです。県は2030年度を目標に、県内市町村の国保料水準の統一を目指すために基金を積み上げていますが、こうした基金は高過ぎる国保料の引下げに使う

べきです。また、各市町村が検診の充実や健康増進に努力してきたことが反映されていないことも問題です。

最後に、第46号議案の「高知県部設置条例の一部を改正する条例議案」についてです。知事直轄の筆頭部局としての総合企画部は、県民の願い、実態より、知事の思いを貫徹するものであり、県庁組織をボトムアップから、知事が司令塔のトップダウンの組織に変えるものであり、反対します。また、中山間を冠する部をなくすことは、中山間振興の後退を印象づけます。スポーツを観光に結びつけることにも違和感を覚えます。

以上の理由から、これらの議案に反対討論いたします。同僚各位の御賛同を呼びかけるものです。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(弘田兼一君) 6番槇尾絢子議員。

(6番槇尾絢子君登壇)

○6番(槇尾絢子君) 自由民主党の槇尾絢子です。私は、自由民主党会派を代表して、第1号議案「令和6年度高知県一般会計予算」並びに第9号議案、第46号議案に賛成する立場から討論を行います。

現在、我が県における最重要かつ喫緊の課題は人口減少の克服であり、まさに本県の未来を左右する重大な岐路に差ししかかっているものと認識しております。特に、中山間地域においては、地域の活力の源とも言える若年人口の減少が県全体に先行して進んでおり、地場産業をはじめ地域生活やインフラなどの維持に深刻な影響を及ぼし、各地でコミュニティー存続の危機に直面していると言っても過言ではない状況にあると考えます。

そうした中、濱田知事においては、昨年11月の知事選挙において人口減少の克服を公約に掲げ、ほかの候補に圧倒的大差をつけて再選され、

改めて県政のかじ取り役を県民から託されました。その濱田知事を先頭に、県では人口減少対策のマスタープランとなる高知県元気な未来創造戦略において野心的とも言える目標を定め、あらゆる施策を総動員してこの課題に全力で挑むことを県民に示しました。

また、今議会における我が会派の明神議員の代表質問において知事は、人口減少問題に立ち向かうため、いきいきと仕事ができる高知、いきいきと生活ができる高知、安全・安心な高知の目指すべき3つの高知県像の下、施策体系を再編し、オール高知で人口減少の克服に向けて新しい一步を踏み出す決意を述べられたところです。

こうした県政の基本姿勢を具体化するため、知事は施策展開に必要な令和6年度当初予算を編成し、今議会に提出されました。この当初予算では、人口減少対策の抜本強化の旗印の下、新たな時代の潮流であるデジタル化、グリーン化、グローバル化を施策進化の視点に据え、目指すべき3つの高知県像の実現へ向けて徹底的に施策の強化が図られております。

特に、人口減少対策の抜本強化に当たっては、四、五年後までに若年人口の減少傾向に歯止めをかけ、おおむね10年後までには現在の水準まで回復させることを目指すと明確な目標を掲げ、元気な未来創造戦略に基づき若年人口増加の好循環を生み出せるよう、幅広く施策展開を図ろうとしております。

中でも人口減少対策総合交付金の創設は、市町村独自の取組を強力に後押ししようとするものであり、編成過程で事業費を増額し、10億円という県単独事業としては異例の規模の予算を確保するなど、人口減少の克服に向けた知事の本気度を市町村だけではなく、県庁職員に対しても強く示したものと受け止めております。

また、実質的な投資的経費について前年度と

同水準の予算額を確保し、四国8の字ネットワークなどの整備や、浦戸湾の三重防護をはじめとする地震・津波対策の加速を図るなど、県民の安全・安心の確保と地域経済の発展にも十分配慮されております。あわせて、県勢浮揚に向けた施策の着実な実行に必要なマンパワーや財源の確保を図るため、積極的にスクラップ・アンド・ビルドに取り組むなど、持続可能な財政運営にも気を配っております。

このように、令和6年度当初予算案は、2期目を迎えた濱田知事のリーダーシップの下、攻めと守りのバランスの取れた予算編成が行われたものと高く評価します。

個別の予算についても触れさせていただきます。

経済の活性化については、人口減少下にある本県において、県内市場だけではなく、活力ある国内外の市場からいかにして外貨を獲得するか、この点が何よりも重要であることは異論はないと考えます。このため県では、限られたマンパワーや財源で最大の効果が発揮されるよう、本県の強みを生かして県外市場に打って出る地産外商を産業振興計画の戦略の柱として、強力に取組を進めております。その結果、長年にわたり生産年齢人口の減少と連動し、減少傾向にあった県内総生産や各分野の産出額は、明確に増加傾向となっております。県経済は人口減少下にあってもプラス成長をたどっております。こうした成果からも、引き続き地産外商を柱として経済戦略を進めていくことが、県経済の持続的な発展につながると考えます。

また、正月早々に発生した能登半島地震を教訓とした南海トラフ地震対策の強化も大変重要です。予算編成作業の佳境という時期でありながらも、早急に取り組むべき課題を洗い出し、住宅耐震化補助金の上限引上げや、地震火災防止へ向けた感震ブレイカーの配布など、当初予

算において対策の強化を打ち出しました。一方で、上水道の応急給水や避難所の生活環境の整備、広域避難の在り方など、今後対策の強化が必要なポイントを示し、検証を進めながら、順次補正予算などで対応を図るとしております。

このように、突発的な事態に対しても柔軟に対応しながら予算を編成しており、これまでの豊富な行政経験に基づく濱田知事の手腕が遺憾なく発揮されているものと受け止めております。

次に、第9号議案「令和6年度高知県国民健康保険事業特別会計予算」は、全国に先駆けて人口減少や高齢化が進む本県の国民健康保険が抱える構造的な課題に対応しようとするものです。県内国保を将来にわたって安定的に運営していくためには、県全体の医療費などを県全体で支えようとする保険料水準の統一を避けて通ることはできません。

当初予算では、保険料水準の統一を円滑に進めるために、各市町村が負担する国保事業費納付金の算定の見直しや、基金を活用した激変緩和措置を講じることとしています。執行部において、市町村と丁寧な議論を重ねた上で、保険料水準の上昇幅を抑えつつ、中長期の基金の活用も考慮したバランスの取れた予算案が提出されており、適切なものと考えております。

最後に、第46号議案「高知県部設置条例の一部を改正する条例議案」についてであります。近年、県政課題の複雑化、複合化が進む中、課題の解決に向けてこれまで以上に斬新で柔軟な発想に基づく政策立案が求められております。また、課題が複数の分野あるいは部門にまたがり、これまで以上に部局横断的な対応が必要となっております。

こうした状況を踏まえ、この条例議案は、企画立案と調整機能のさらなる強化を図るよう、言わば県政の司令塔として新たに総合企画部を設置しようとするものであり、その必要性は十

分に理解できます。加えて、筆頭部と位置づけた総合企画部に人口減少対策を所管させることで、県政における最重要かつ喫緊の課題である人口減少への対応を、全庁的に強力で押し進めようとする濱田知事の強い思いが反映されたものと考えます。

また、今議会の一般質問で知事は、総合企画部の設置は、県庁が自律的に新たな政策を生み出す組織となるよう、職員の提案能力の強化を図るために行うものであり、新たな政策、事務事業の創造といった場面におけるボトムアップをこれまで以上に促進することが目的であると述べており、決してトップダウンを強化する組織改正ではないものと受け止めております。

こうした総合企画部の設置をはじめとした今回の組織改編は、県政の最重要課題である人口減少への対応として、また県勢浮揚に向けて重要かつ効果的と認められるものであり、大変意義のあるものと捉えております。

これまで述べてきたとおり、今議会に執行部が提案しております第1号議案並びに第9号議案、第46号議案は、いずれも賛成すべきものと考えます。何とぞ同僚議員各位の御賛同をいただけますようお願い申し上げます、私の賛成討論とします。(拍手)



採 決

○議長（弘田兼一君） 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、第1号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（弘田兼一君） 起立多数であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第2号議案から第8号議案まで、第10号議案から第45号議案まで及び第47号議案から第85号議案まで、以上82件の議案を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（弘田兼一君） 全員起立であります。よって、以上82件の議案は、いずれも委員長報告のとおり可決されました。

次に、第9号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（弘田兼一君） 起立多数であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第46号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（弘田兼一君） 起立多数であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。



議案の追加上程、提出者の説明、採決（第86号—第87号）

○議長（弘田兼一君） 御報告いたします。

知事から議案が追加提出されましたので、お

手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔提出書 巻末471ページに掲載〕

○議長（弘田兼一君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました第86号「高知県公安委員会の委員の任命についての同意議案」及び第87号「高知県監査委員の選任についての同意議案」、以上2件をこの際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（弘田兼一君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

濱田省司知事。

（知事濱田省司君登壇）

○知事（濱田省司君） ただいま追加提案いたしました議案について御説明を申し上げます。

これらの議案は、いずれも人事に関する議案であります。まず、第86号議案は、高知県公安委員会委員の古谷純代氏の任期が今年25日をもって満了いたしますため、新たに前田みか氏を任命することについての同意をお願いするものであります。

次に、第87号議案は、高知県監査委員の選任に関するものであります。県議会議員のうちから選任されております加藤漠氏と田中徹氏が今年31日をもって退職されるため、その後任に横山文人氏と上田貢太郎氏を選任することについての同意をお願いするものであります。

何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（弘田兼一君） お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案については、

質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(弘田兼一君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

まず、第86号「高知県公安委員会の委員の任命についての同意議案」を採決いたします。

本議案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(弘田兼一君) 全員起立であります。よって、本議案に同意することに決しました。

次に、第87号「高知県監査委員の選任についての同意議案」を採決いたします。

(14番横山文人君退場)

○議長(弘田兼一君) 初めに、横山文人議員を高知県監査委員に選任することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(弘田兼一君) 起立多数であります。よって、横山文人議員を監査委員に選任することについては同意することに決しました。

(14番横山文人君入場、8番上田貢太郎君退場)

○議長(弘田兼一君) 次に、上田貢太郎議員を高知県監査委員に選任することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(弘田兼一君) 起立多数であります。よって、上田貢太郎議員を監査委員に選任することについては同意することに決しました。

(8番上田貢太郎君入場)

————— ❦❦❦ —————

議案の上程、採決(議発第1号—議発第3号 条

例議案、規則議案)

○議長(弘田兼一君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第1号から議発第3号 巻末472～
482ページに掲載〕

○議長(弘田兼一君) 日程第2、議発第1号「情報通信技術を活用した高知県議会の活動の推進に関する条例議案」から議発第3号「高知県議会委員会条例の一部を改正する条例議案」まで、以上3件を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(弘田兼一君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第1号「情報通信技術を活用した高知県議会の活動の推進に関する条例議案」から議発第3号「高知県議会委員会条例の一部を改正する条例議案」まで、以上3件を一括採決いたします。

以上3件の議案を、いずれも原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(弘田兼一君) 全員起立であります。よって、以上3件の議案は、いずれも原案のとおり可決されました。

————— ❦❦❦ —————

議案の上程、採決(議発第4号—議発第6号 意見書議案)

○議長（弘田兼一君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第4号から議発第6号 巻末484～
489ページに掲載〕

○議長（弘田兼一君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第4号「若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書議案」から議発第6号「JR四国のローカル線維持・確保を求める意見書議案」まで、以上3件をこの際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（弘田兼一君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（弘田兼一君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第4号「若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書議案」から議発第6号「JR四国のローカル線維持・確保を求める意見書議案」まで、以上3件を一括採決いたします。

以上3件の議案を、いずれも原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（弘田兼一君） 全員起立であります。よって、以上3件の議案は、いずれも原案のとおり

可決されました。



議案の上程、討論、採決（議発第7号 意見書議案）

○議長（弘田兼一君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第7号 巻末492ページに掲載〕

○議長（弘田兼一君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第7号「食料・農業・農村基本法の改正に当たり、国内農業の基盤強化を図ることを求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（弘田兼一君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（弘田兼一君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

32番はた愛議員。

（32番はた愛君登壇）

○32番（はた愛君） 日本共産党のはた愛でございます。日本共産党を代表し、議発第7号「食料・農業・農村基本法の改正に当たり、国内農

業の基盤強化を図ることを求める意見書議案」に賛成の立場から討論を行います。

生きるための食料政策は国の根幹ですが、改定案は、現行基本法で唯一目標として掲げ、向上を図るとしてきた食料自給率を、幾つかの指標の一つに格下げをしました。さらに、農業者が切実に求めている再生産可能な農産物価格についても、消費者や食品産業、流通業界などが考慮するものとされ、価格・所得補償の拡充などを国の責任で行うという姿勢は一切見られない改定案となっています。

それと併せて、戦時食糧法とも言える食料供給困難事態対策法案を提出していることも重大です。その中身は、食料安全保障という名で輸入途絶など不測の事態の際に国が作付転換をさせ、米、麦を増産させることや、花農家に芋を作らせることなど、罰則まで設け、強制できるとしている問題です。国のこの動きに対して、県内でも不信と怒りの声は広がっています。

3月17日、地元新聞の「声 ひろば」には次のような投稿がありました。四万十市の87歳の方ですが、改定法案に対し、全く市場任せの農政としか言いようがありません、価格・所得補償の拡充など政治の責任で苦境にある農業経営を支える姿勢は一切見られません、かつての戦時中の食糧管理法で校庭が芋畑に変わるのを見ながら我慢生活を強いられた私たち高齢者にとって青天のへきれきの法案です、第1次産業を守る農林漁業家や自給率低下を憂う一般国民の声が政治に反映されないのは本当に悔しいですと訴えています。これまでの農政への反省や転換が全くない、これが共通の農業現場や県民の声です。

政府が提出している今回の法案では、現状でも食料自給率は38%と下がり続けていますが、それをより下げることになる輸入自由化は進みます。また、効率化の名で農地はさらに大規模

に集約化され、これまでの市場競争的な弱肉強食政策が続きます。この下で、中山間で生きている小規模・家族経営の農家たち、農村が丸ごと危機に追い込まれていく中身だと言わざるを得ません。

日本全体の基幹的農業従事者数は、2005年の224万人から2023年の116万4,000人へと半減しました。平均年齢は68.7歳で、70歳以上の層が一番多い状況です。高知県においても基幹的農業従事者数は、2000年には約3万6,000人いましたが、2020年には約1万9,000人へと、20年間でほぼ半減しています。耕地面積もお米の産出額も承知のとおり、減少の一途です。

三菱総合研究所は、日本の農業について、2050年には農業経営体数は2020年との比較で84%減り、経営耕地面積も半減すると推計を報告しています。また現在、高止まりしている物価高騰の影響は深刻で、肥料や資材の価格は平均で約1.5倍を超える大きな負担となっています。

昨年公表された2022年の農林水産の統計調査では、水田作の平均農業粗収益は年間で約378万円です。一方で、平均農業経営費は377万円、差引き額は約1万円、時給にすると10円以下です。これは各種の補助金を含めた上での金額ですから、どれほど農業が厳しく、自立も持続もできないような状況になっているかが分かります。

県内東部のニラ農家の50代の女性は、肥料の高騰は2倍近くになり、自分が食べる御飯を減らし、ニラの肥料を買っていると話しています。そうやって身を削り育てたニラも、自然の影響を受け、単価は乱高下するといいます。そもそも自然環境に左右される産業だからこそ、国の支援は不可欠です。

また、南国市で耕作放棄地化していたハウスを借り、ナスを生産する40代の男性は、転職をして新規就農支援を受け、農家として頑張っておられますが、周辺農地の荒廃を心配しつつ、

自身も新規就農者支援の補助金が切れたら、継続できるか分からないと不安を訴えます。

国が行うべきことは、農業で食べていける、生活が成り立つように、これまでの農政を転換することです。例えば、農業保護の観点で海外の動きを見ると、欧州諸国と日本の農業所得に占める直接支払いの割合を比較すると、日本は30%、これに対しスイスは92%、ドイツは77%、フランスは64%、日本の直接支払制度の実態は極めて貧弱です。

世界の国々は、農業保護政策を国家の重要な問題と位置づけ、予算も確保しています。日本においても、人がいなくなり崩れ行く農村をどう守るのか、本気の改革が問われていると思います。よって、国に対し、農業基本法の改定に当たっては、農業や農地の多面的機能の価値を見直し、自国の食料は自国で賄う決意で、食料自給率の向上や農家の生活を守る、所得補償をしっかりと行う農政へ、転換を強く求めるものです。

以上述べまして、議発第7号に賛成の討論いたします。(拍手)

○議長(弘田兼一君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第7号「食料・農業・農村基本法の改正に当たり、国内農業の基盤強化を図ることを求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(弘田兼一君) 起立少数であります。よって、本議案は否決されました。



常任委員の選任

○議長(弘田兼一君) 日程第3、常任委員の選任を行います。

現在の常任委員会の委員は、委員会条例第3条の規定により本月31日をもって任期が満了することとなっておりますので、これより次期常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。次期の常任委員会委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、お手元にお配りいたしてあります指名案のとおり、それぞれ選任することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(弘田兼一君) 御異議ないものと認めます。よって、次期常任委員は、指名案のとおりそれぞれ選任することに決しました。

〔常任委員指名案 巻末494ページに掲載〕



議会運営委員の選任

○議長(弘田兼一君) 日程第4、議会運営委員の選任を行います。

現在の議会運営委員会の委員は、委員会条例第3条の2の規定により本月31日をもって任期が満了することとなっておりますので、これより次期議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。次期の議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、お手元にお配りいたしてあります指名案のとおり選任することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(弘田兼一君) 御異議ないものと認めます。よって、次期議会運営委員は、指名案のとおり選任することに決しました。

〔議会運営委員指名案 巻末495ページに掲載〕



継続審査の件

○議長（弘田兼一君） 御報告いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元にお配りいたしてあります申出書写しのとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

〔継続審査調査の申出書 巻末496ページ
に掲載〕

お諮りいたします。ただいま御報告いたしました閉会中の継続審査の件を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（弘田兼一君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、これらの事件を閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（弘田兼一君） 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

（議長弘田兼一君退場、副議長今城誠司君議長席に着席）



議長辞職の件

○副議長（今城誠司君） 御報告いたします。

弘田兼一議長から議長辞職願が提出されました。その辞職願を書記に朗読させます。

（書記朗読）

辞 職 願

今般一身上の都合により、議長を辞職したいので許可願います

令和6年3月21日

高知県議会議長 弘田 兼一

高知県議会副議長 今城 誠司様

○副議長（今城誠司君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議長辞職の件を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（今城誠司君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

議長辞職の件を議題といたします。

これより、弘田兼一議長の議長辞職の件を採決いたします。

弘田兼一議長の議長辞職を許可することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（今城誠司君） 全員起立であります。よって、弘田兼一議長の議長辞職を許可することに決しました。

（17番弘田兼一君入場）

○副議長（今城誠司君） 弘田兼一議員の御挨拶があります。

（17番弘田兼一君登壇）

○17番（弘田兼一君） 高知県議会議長の職を辞するに当たり、一言退任の御挨拶を申し上げます。

昨年の5月、議員各位の御推挙をいただき、第102代高知県議会議長の職に就任をさせていただきました。

在任中は、公明・公正かつ円滑な議会の運営を心がけてまいりました。また、県民の皆様の信頼と期待に応えるため、県行政全般にわたるチェック機能の強化と併せて、県勢浮揚に向けた積極的な政策の提言などに誠心誠意、全力で

取り組んできたところでございます。

この間、経験豊富な今城副議長には、あらゆる面でお力添えをいただきますとともに、同僚議員各位、さらには濱田知事をはじめとします執行部の皆様、報道関係の皆様、そして何よりも県民の皆様の大変温かい御支援をいただきました。おかげをもちまして、本日ここに、こうして議長の職責を全うすることができました。このことに対しまして皆様に厚く御礼を申し上げますとともに、衷心より感謝を申し上げます。

また、今議会を最後に3月末日をもちまして多くの県職員の皆さんが退職されます。長きにわたり県庁を支えていただきました皆さん、誠に御苦労さまでございました。

さて、この間を振り返りますと、私が議長に就任した昨年5月には、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、社会経済活動の正常化が進む中で、よさこい祭りをはじめとする各種イベントが復活するなど、町がにぎわいを取り戻してまいりました。

こうした流れを受けて、県経済においても、個人消費を中心にコロナ禍からの回復軌道に乗りつつある中、連続テレビ小説らんまんの放送や、台湾からのチャーター便就航という絶好の追い風を得て、昨年の県外観光客は過去最高を記録するなど、本県の観光はコロナ禍前を超えて大変好調に推移をいたしております。

一方で、県勢浮揚に向けた歩みを確かなものとするためには、様々な課題があることも事実です。濱田知事は、実質的な2期目のスタートに当たり、人口減少対策を県政の最重要かつ喫緊の課題であると位置づけました。これを克服するためのマスタープランとして、高知県元氣な未来創造戦略を策定し、中山間地域再興ビジョンと併せて総合的な施策を展開することで、若年人口の減少に歯止めをかけ、おおむね10年後には現在の水準まで回復させることを目指す

と表明をされました。

私ごとで恐縮ですが、私が県職員時代に過疎対策などに携わる中で、地元室戸市の活気が失われていく状況に危機感を抱き、特効薬がないことは承知の上で、地域の声に耳を傾け、諦めない、その思いで微力を尽くしたいという決意をいたしましたのが議員としての原点でありました。今現在においても、その思いに何ひとつ変わりありません。

今後は、この間の貴重な経験を生かし、一議員として決意を新たに地域活性化、そして県勢浮揚に向け、一意専心に取り組んでまいります。皆様方の一層の御指導、御鞭撻を心よりお願い申し上げます。退任の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)



議長の選挙

○副議長(今城誠司君) お諮りいたします。

議長の選挙を、この際日程に追加し、選挙を行うことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長(今城誠司君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

これより議長の選挙を行います。

本選挙は、投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○副議長(今城誠司君) 議場における議員の現在数は、37人であります。

お諮りいたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に5番土森正一議員及び35番岡本和也議員を指名いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長(今城誠司君) 御異議ないものと認めます。よって、立会人に5番土森正一議員及び35番岡本和也議員を指名いたします。御両人は、御了承願います。

書記に投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○副議長(今城誠司君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

なお、念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票願います。

投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

○副議長(今城誠司君) 投票箱に異状なしと認めます。

これより投票を開始いたします。点呼に応じて順次投票願います。

(氏名点呼)

(各員投票)

○副議長(今城誠司君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○副議長(今城誠司君) これより開票を行います。

5番土森正一議員、35番岡本和也議員の立会いを願います。

(開票点検)

○副議長(今城誠司君) 選挙の結果を御報告いたします。

投票総数 37票

有効投票 37票

有効投票中

加藤 漠 議員 27票

塚地 佐智 議員 10票

以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は、10票であります。よって、加藤漠議員が高知県議会議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました加藤漠議員が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

加藤漠議長の御挨拶があります。

(16番加藤漠君登壇)

○16番(加藤漠君) お許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

このたび、議員の皆様のお推挙をいただき、第103代高知県議会議長に選任いただきました。誠に身に余る光栄であり、衷心より感謝申し上げますとともに、その職責の重さに身の引き締まる思いでございます。

さて、全国的に社会経済活動がコロナ禍から回復を見せる一方で、人口減少、少子高齢化は我が国における成長の妨げとなる最大の課題であり、とりわけ高知県では、昨年の出生数が速報値で過去最少となるなど、その対応は待ったなしの状況となっております。

こうした中、2期目となる濱田知事は、令和6年度において人口減少対策を抜本強化する元気な未来創造予算を編成するとともに、多方面にわたる複合的な県政課題に対応するため、県政の司令塔として新たに総合企画部を設置して、様々な分野における政策の企画立案・調整機能を強化し、全庁一丸となって施策を展開しようとしております。また、新たな時代の潮流であるデジタル化、グリーン化、グローバル化を先取りし、各分野の施策を絶えず進化させ、課題を乗り越えていくことで、元気で豊かなあつたかい高知県を実現し、次世代に引き継いでいけるよう全力で挑戦を重ねていくと決意を表明されました。

県民の皆様から負託を受けました県議会といたしましては、県民の声をしっかりと聞きし、

地域の実情と課題の把握に努め、行政へのチェック機能と政策提言力を十分に発揮していくことが求められます。また、幅広い県政課題について、執行部をはじめ関係の皆様との連携を図りながら解決を目指し、さらなる県勢浮揚に向け、一丸となって取り組んでいくことで、県民の皆様様の期待と信頼に応えてまいりたいと考えております。

議員の皆様様の御指導、御鞭撻を賜りながら、公正かつ円滑な議会運営と県勢発展のため、誠心誠意努力してまいりたいと思いますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

結びに、濱田知事をはじめ執行部の皆様、報道関係の皆様、県民の皆様には、一層の御支援、御協力を賜りますよう心からお願いを申し上げます。就任に当たっての御挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。(拍手)

○副議長(今城誠司君) それでは、新しい議長と交代いたします。

(副議長今城誠司君退場、議長加藤漠君議長席に着席)



副議長辞職の件

○議長(加藤漠君) 御報告いたします。

今城誠司副議長から副議長辞職願が提出されました。その辞職願を書記に朗読させます。

(書記朗読)

辞 職 願

今般一身上の都合により、副議長を辞職したいので許可願います

令和6年3月21日

高知県議会副議長 今城 誠司

高知県議会議長 加藤 漠君

○議長(加藤漠君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました副議長辞職の件を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(加藤漠君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

副議長辞職の件を議題といたします。

これより、今城誠司副議長の副議長辞職の件を採決いたします。

今城誠司副議長の副議長辞職を許可することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(加藤漠君) 全員起立であります。よって、今城誠司副議長の副議長辞職を許可することに決しました。

(9番今城誠司君入場)

○議長(加藤漠君) 今城誠司議員の御挨拶があります。

(9番今城誠司君登壇)

○9番(今城誠司君) 副議長の職を辞するに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

昨年の5月に、皆様方の温かい御推挙をいただきました。副議長の職に就任をさせていただきました。在任中は経験豊かな弘田議長の下で、県勢の発展のため誠心誠意職務に邁進してまいりました。重責を担う議長を、微力ではございますがお支えをし、本日まで職責を全うできましたのも、先輩・同僚議員、濱田知事をはじめ執行部の皆様、報道関係の皆様、そして県民の皆様方の御支援、御協力のたまものでありまして、厚く御礼を申し上げます。

この1年間の貴重な経験を糧にいたしまして、人口減少対策はもとより、県勢浮揚に向け、産業の振興、保健・医療・福祉施策の充実、南海トラフ地震対策など多岐にわたる県政課題の解決に、引き続き全力を尽くしてまいりたいと思

います。

今後とも、皆様の一層の御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、簡単でございますが、退任に当たっての御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)



副議長の選挙

○議長（加藤漠君） お諮りいたします。

副議長の選挙を、この際日程に追加し、選挙を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（加藤漠君） 御異議ないものと認めます。

よって、日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

これより副議長の選挙を行います。

本選挙は、投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（加藤漠君） 議場における議員の現在数は、37人であります。

お諮りいたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に5番土森正一議員及び35番岡本和也議員を指名いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（加藤漠君） 御異議ないものと認めます。

よって、立会人に5番土森正一議員及び35番岡本和也議員を指名いたします。御両人は、御了承願います。

書記に投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○議長（加藤漠君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

なお、念のため申し上げます。投票は、単記

無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票願います。

投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

○議長（加藤漠君） 投票箱に異状なしと認めます。

これより投票を開始いたします。点呼に応じて順次投票願います。

（氏名点呼）

（各員投票）

○議長（加藤漠君） 投票漏れはありませんか。

——投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（加藤漠君） これより開票を行います。

5番土森正一議員、35番岡本和也議員の立会いを願います。

（開票点検）

○議長（加藤漠君） 選挙の結果を御報告いたします。

投票総数	37票
------	-----

有効投票	37票
------	-----

有効投票中	
-------	--

金岡佳時議員	27票
--------	-----

橋本敏男議員	10票
--------	-----

以上のおりであります。この選挙の法定得票数は、10票であります。よって、金岡佳時議員が高知県議会副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました金岡佳時議員が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

金岡佳時副議長の御挨拶があります。

（10番金岡佳時君登壇）

○10番（金岡佳時君） お許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま先輩・同僚議員の皆様より御推挙を

賜りまして、副議長の職に就かせていただくことになりました。誠に身に余る光栄であり、皆様の御芳情に対し心から御礼を申し上げます。現在、人口減少対策や南海トラフ地震への備えなど、非常に重大な時期を迎えており、その責任の重大さを痛感しているところであります。

私はもとより微力ではございますが、経験、人格、識見ともに優れた加藤議長の下、議長の補佐役といたしまして、これまで培ってきた経験を生かし、公正かつ円滑な議会運営に努め、県勢のさらなる発展に全力を尽くしてまいりたいと考えております。どうか議員の皆様におかれましては、今後ともなお一層の変わらぬ御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

結びに、濱田知事をはじめ執行部の皆様、報道関係の皆様にも御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。就任の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)



前正副議長に対する謝辞

○議長（加藤漢君） この際、依光美代子議員から、ただいま辞職されました弘田前議長並びに今城前副議長に対し、議員一同に代わって謝辞を述べられます。

21番依光美代子議員。

(21番依光美代子君登壇)

○21番（依光美代子君） たくさんの諸先輩方がいらっしゃる中、僭越でございますが、お許しをいただきましたので、議員一同を代表し、辞任されました弘田前議長、今城前副議長に対しまして、一言お礼を申し上げます。

お二人は、昨年5月臨時会におきまして、第102代議長、第107代副議長の要職に選任され

ました。

在任中は、県勢発展に向け、産業振興や日本一の健康長寿県づくり、南海トラフ地震対策、教育の充実など幅広い県政課題について、執行部や市町村、関係団体などの皆さんと連携をされ、全力で取り組んでこられました。

また、全国の議長会や四国4県の正副議長会などにおかれまして、本県をはじめ全国の地方が直面している喫緊の課題解決に向けて、国に対する積極的な政策提言にも取り組んでこられました。

さらには、今年度は、南海トラフ地震の被害が予想される関係各県の議長で構成する、南海トラフ地震による超広域災害への備えを強力に進める10県議会議長会議の代表世話人に就任されました。このことを受けまして、弘田前議長のリーダーシップの下、本年1月には、関係各県の議長を本県に招いて防災施設などの視察研修を実施されました。能登半島地震直後ということもありまして、被害の現状を踏まえて意見交換を重ねるなど、大変時宜を得た有意義な取組となりました。

お二人におかれましては、公正かつ円滑な議会の運営を行うことはもちろん、県議会の代表として様々な現場において県民の皆さんの声に耳を傾けてこられました。同時に、議会の取組についても積極的に発信されるなど、名実ともに県民の皆さんの期待に応える議会となるよう、御活躍をしていただいたところでございます。

これらの御功績は、ひとえにお二人の優れた人格と卓越した見識、そして県勢の浮揚並びに地方自治の発展に向けた、その強い意志とたゆまぬ努力によるものでございます。私も議員一同心から敬意を表しまして、感謝を申し上げます。次第でございます。

お二人におかれましては、今後とも御自愛の上、さらなる県勢浮揚に向け、今後とも御尽力、

御活躍を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、感謝の言葉とさせていただきます。

本当に御苦労さまでございました。感謝申し上げます。ありがとうございました。



○議長（加藤渚君） 以上をもちまして、今期定例会提出の案件全部を議了いたしました。



閉会の挨拶

○議長（加藤渚君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今議会には、県勢浮揚に必要な施策を着実に実行しつつ、今後の財政運営を見据えた令和6年度一般会計当初予算をはじめ、当面する県政上の重要案件が提出をされました。

議員各位におかれましては、これらの議案に対し終始熱心な御審議をいただき、おかげをもちまして全議案を滞りなく議了し、予定どおりの日程をもって無事閉会の運びとなりました。議員各位の格別の御協力に対しまして心から感謝を申し上げます。

また、知事をはじめ執行部の方々並びに報道関係の皆様方におかれましても、この間何かと御協力を賜りましたことに対しまして厚くお礼を申し上げます。

さて、昨年は5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症へと移行され、社会経済活動の正常化に向けた動きも全国的に活発となりました。本県におきましても、4年ぶりとなるよさこい祭りの通常開催や、連続テレビ小説らんまんの効果などにより、にぎわいが戻ってきたと実感しております。

一方、県経済は回復へ向け歩み始めたものの、

物価高騰は県民や事業者の方々にもまだまだ大きな影響を及ぼしています。執行部におかれましては、引き続き県民や事業者の方々への影響を注視し、対策を講じていただきますとともに、1月1日に発生した能登半島地震は決して人ごとではない事態であることを認識の上、県民の安全・安心を確保するために必要な対策などにつきましても、迅速かつ的確に進めていただきますようお願いを申し上げます。

日一日と暖かくなってまいりまして、桜の便りも聞かれるようになりました。来月早々からは新たな体制での議会活動も始まります。どうか皆様方におかれましては、一層御自愛の上、県勢発展のためにますます御活躍を賜りますようお願い申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。

これより、県知事の御挨拶があります。

（知事濱田省司君登壇）

○知事（濱田省司君） 令和6年2月県議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今議会には、令和6年度一般会計当初予算やこうち奨学金返還支援基金条例議案などを提出させていただきました。議員各位には熱心な御審議を賜り、誠にありがとうございました。また、ただいまは、それぞれの議案につきまして御決定を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今議会では、人口減少対策をはじめ、能登半島地震を踏まえた南海トラフ地震対策、1次産業の振興、道路整備、教育政策などにつきまして、多くの御意見や御提言をいただきました。御審議の過程でいただきました貴重な御意見、御提言を十分肝に銘じ、私自身もこれまで以上に気を引き締めて、全力で県政の運営に努めてまいります。

来る令和6年度は、県政運営2期目の実質的なスタートとなります。人口減少問題を県政の

最重要課題として位置づけ、高知の未来を切り開いていく、その新しい一步を踏み出す年にいたします。

人口減少の克服に向けましては、元気な未来創造戦略を新たに策定し、県庁の持てるあらゆる政策手段を動員して全力で取り組みます。その鍵となるのは、若年人口の回復です。高知に残りたいという若者の希望をかなえ、また高知に帰ってきたいと思わせるような、魅力ある高知県づくりを目指します。

新年度は、いきいきと仕事ができる高知に向けて、大阪梅田へのアンテナショップ開設やグローバル化の取組を通じまして、地産外商を強化します。同時に、デジタル化やグリーン化を通じましたイノベーションにより、若者に魅力のある仕事の創出を進めます。さらに、中山間地域を含めまして、教育の充実、医療・介護基盤の整備を進め、いきいきと生活ができる高知の実現を図ります。

男性育休の取得促進などを通じて子育て支援策を大幅に強化することも急務であります。これと併せて、男は仕事、女は家庭といった固定的な性別役割分担意識の解消を進め、多様性が尊重され、若者が居心地のよさを感じられる地域となることを目指してまいります。そのために、新年度は徹底して若い世代の声に耳を傾けまして、若年人口の回復に向けた効果的なプロモーションを展開いたします。

また、このような元気な未来を創造していくための大前提となりますのは、安全・安心な高知の実現です。今回の能登半島地震を受けまして、建物の耐震化、災害に強い道路ネットワークの整備などに早急に取り組みます。さらに、実態調査の結果や専門家の知見などを踏まえまして、南海トラフ地震対策行動計画を見直し、対策全般にわたり強化を図ります。

議員各位には、今後とも御指導、御鞭撻を賜

りますようよろしくお願い申し上げます。

また、弘田議長、今城副議長が退任をされ、新しく加藤議長、金岡副議長が御就任になりました。弘田議長、今城副議長におかれましては、コロナ禍からの回復という県政にとりまして大変重要な時期に、優れた見識と卓越した手腕によりまして円滑な議会運営に御尽力をされ、県民生活の安定と県勢の浮揚に多大な御貢献をいただきました。心から敬意を表しますとともに、在任中に執行部に賜りました御指導、御鞭撻に対しまして深く感謝を申し上げます。

新たに就任されました加藤議長、金岡副議長には心からお喜びを申し上げます。今後とも格段の御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

終わりに、議員各位におかれましては、御自愛の上、県勢の発展のため一層のお力添えを賜りますよう重ねてお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私からの閉会の御挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。



○議長（加藤 漢君） これをもちまして、令和6年2月高知県議会定例会を閉会いたします。

午後0時47分閉会